

日伯農業開発協力株式会社 社史

ブラジル・セラード農業開発協力事業
30年の記録

2007年12月

日伯農業開発協力株式会社 編

目 次

はじめに
1、日伯セラード農業開発事業の特異性	
2、本書の内容	
3、記述の仕方	
序章 協力事業の背景とセラード地帯の農業開発
1、わが国農業協力の充実とブラジルへの協力	
(1) 食糧危機と農業協力の重要性 (2) 農業協力の拡充 (3) ブラジルへの農業協力和その基本的考え方	
2、ブラジル農業の近代化とセラード地帯	
(1) 軍事政権の農業近代化政策 (2) ブラジル農業の近代化と構造の変化 (3) 農業開発の組織的推進とその基本的考え方	
3、セラード地帯の特性と農業開発	
(1) セラード地帯の特性 (2) セラード地帯の調査、研究の進展と農業開発の可能性の増大 (3) セラード地帯の先駆的農業開発	
第1章 日伯農業開発計画の合意と第1段階試験的事業の準備並びに会社の設立 (1974. 9～1978. 11).....	
第1節 日伯セラード農業開発計画の合意	
1、両国首脳による共同発表	
(1) 駐伯日本大使と伯農務大臣との会談並びに日伯合同調査 (2) 両国首脳の会談と共同発表 (3) ポロセントロ計画の実施によるセラード農業開発の本格化と協力計画の具体化の準備	
2、基礎調査と両国からの協力計画の基本的枠組みの提案	
(1) 基礎調査の実施と推進体制の整備 (2) 倉石前農林大臣の訪伯と伯側協力計画の基本的枠組み(案) - エイド・メモアールの提示 (3) 日本側協力計画の基本的枠組み案の作成	
3、政府、民間合同調査と協力計画の合意	
(1) ミッション派遣と予備調査 (2) 協力計画の基本的枠組みの調整と76年度予算措置 (3) 政府・民間合同調査と協力計画の合意	
第2節 第1段階試験的事業の具体的枠組みの合意	
1、フィージビリティー調査の実施	
(1) 伯側協議ミッションの来日と F/S についての協議 (2) F/S (フィージビ	

リテーター調査)の実施(3) F/S調査の補完調査

2、ガイゼル大統領の訪日と合意議事録の署名

(1) 大統領の訪日準備と閣議了解(2) ガイゼル大統領の訪日と合意議事録の署名(3) 両国における投資会社の設立準備

3、為替差損問題と合意議事録の修正

(1) 伯側における為替差損問題の検討(2) 為替差損問題に関する両国間の協議(3) パウリネリ伯農務大臣の訪日と合意議事録の修正

第3節 会社の設立

1、日伯農業開発協力株式会社の設立

(1) 投資会社設立準備の再開(2) 日伯農業開発協力株式会社の設立(3) 会社の運営

2、制度的枠組みの合意

(1) 合弁基本協定、融資関連契約等の協議(2) 合弁基本協定の合意(3) 融資関連契約等の調整、合意

3、農業開発会社の設立

(1) 伯側投資会社の設立(2) 農業開発会社の設立(3) 農業開発会社の運営

第2章 第1段階試験的事業の実施と農業開発会社の運営並びに事業の成果と効果(1978.11~1982.9)・・・・・・・・・・

第1節 開発事業の実施計画と農業開発会社の運営計画の作成

1、開発計画

(1) 事業実施地域の選定と土地取得(2) 開発の総面積及びその配分の修正(3) 入植基本計画の作成と参加農協、入植農家の選定(4) 栽植企業の選定と枠組みの作成(5) 農業開発会社の試験場及び展示農場の設置計画(6) 基幹的インフラストラクチャーの整備の調整

2、導入技術の組み立てと特別プログラム作成への参加

(1) 導入技術の組み立てとマニュアルの作成(2) 特別プログラムの作成参加と手続き規定の作成(3) 技術援助計画

3、農業開発会社の運営計画

(1) 業務計画(2) 経営計画(3) 実施計画の総合的検討

第2節 開発事業の実施と農業開発会社の運営

1、開発事業の実施

(1) 入植事業の実施(2) 栽植企業の事業の実施(3) 農業開発会社の試験場及び展示農場の事業の実施

2、開発事業の調整と事業資金の配分

- (1) 開発事業の調整 (2) カトリック教会の反対運動等への対応 (3) 開発事業資金とその配分

3、農業開発会社の運営

- (1) 事業の推進と運営財源の不足 (2) 中間評価と経営維持対策の方向付け (3) 経営環境の変化と経営対策の遅延

第3節 開発事業の成果と効果

1、開発事業の成果 (Out Puts)

- (1) 成果の総量 (2) 入植農家及び栽植企業の技術と経営 (3) 農業開発会社の試験場及び展示農場の成果

2、開発事業の効果

- (1) 直接効果 (Effects) (2) 間接効果 (Impacts) (3) 新しいセラード農業開発方式の確立

3、開発事業の成功の要因と持ち越された課題

- (1) 開発事業の成功の要因 (2) 開発事業の問題点 (3) 持ち越された課題

第3章 第2段階拡大事業の準備と農業開発会社の経営の維持並びに第1段階試験的事業の展開 (1982. 10～1985. 3)・・・

第1節 第2段階協力事業の協議と農業開発会社の経営危機対策

1、伯政府の協力計画拡大の要請と合同評価

- (1) 協力計画拡大の要請 (2) 鈴木総理の訪伯と協力の意図表明 (3) 合同評価の実施

2、伯側計画案の提出と基礎一次調査

- (1) 伯側計画案の提出 (2) 日本側協力案の検討と予備協議 (3) 基礎一次調査の実施

3、農業開発会社の経営危機と本社のブラジル移転、経営の合理化

- (1) 試験的事業の終了と農業開発会社の経営危機 (2) 本社のブラジル移転と経営の合理化 (3) 関係機関の支援等と経営危機の回避

第2節 具体的枠組みの合意と農業開発会社の経営の再建

1、基礎二次調査 (計画調査) と日本側協力案の作成

- (1) 調査の前提条件の協議と実施の打ち合わせ (2) 基礎二次調査 (F/S) の実施 (3) 日本側協力案の策定と閣議了解

2、フィゲレイド大統領の訪日と共同発表並びに具体的枠組みの合意

- (1) フィゲレイド大統領の訪日と共同発表 (2) 本格事業の融資のスキームの調整 (3) 具体的枠組みの合意と合意議事録の署名

3、農業開発会社の経営の再建

- (1) サンタローザ入植事業の実施 (2) 農業開発会社の試験場及び展示農場

の運営（３）経営の再建

第３節 融資関連諸契約の締結と第１段階試験的事業の展開—その１

１、融資関連諸契約の締結等

（１）海外経済協力基金と日伯農業開発協力株式会社との貸付契約の合意と同会社の定款の一部変更（２）プロジェクト契約及び貸付契約の合意（３）特別プログラムの制定と契約の調印（４）農業開発会社の合弁基本協定補足協定の締結及び定款の一部変更並びに第２段階拡大事業の制度的枠組みの確定

２、第１段階試験的事業の展開—その１

（１）農業生産の安定と多角化（２）入植農家の技術と経営の確立（３）栽植企業の技術と経営の停滞

３、第１段階試験的事業の展開—その２

（１）効果の拡大（２）展開の背景（３）持ち越された課題

第４章 第２段階拡大事業の実施と農業開発会社の運営並びに事業の成果と効果（１９７５．４～１９９０．１）・・・・・・・・・・・・・・・・

第１節 開発事業の実施計画と農業開発会社の運営計画の作成

１、開発計画

（１）参加農協の選定と開発計画の作成（２）入植地の選定、土地取得（３）入植地建設基本計画の作成及び入植農家の選定（４）基幹的インフラストラクチャーの整備の促進

２、導入技術の組み立てと特別プログラムの調整

（１）導入技術の組み立てとマニュアルの作成（２）特別プログラムの調整及び手続き規定の作成（３）技術援助計画

３、農業開発会社の運営計画と８５／８６年度の実績の総合的検討

（１）業務の実施計画（２）経営計画（３）８５／８６年度の実績の総合的検討

第２節 開発事業の実績と農業開発会社の運営

１、開発計画の年次改訂と事業の推進

（１）８６／８７年度の改訂と事業の推進（２）８７／８８年度の改訂と事業の推進（３）８８／８９年度の改訂と事業の推進（４）８９／９０年度の改訂と事業の推進

２、開発事業の実施と調整、事業資金の配分

（１）プロジェクトの構成と実施作業の手順（２）開発事業の実施（３）開発事業の調整（４）開発事業資金とその配分

３、農業開発会社の運営

（１）開発事業の推進と経営管理（２）展示農場の運営とコンサルタント活動

(3) その他の活動と財務

第3節 開発事業の成果と効果

1、開発事業の成果

(1) 成果の総量 (2) 本格事業地区入植農家の技術と経営 (3) 試験的事業地区入植農家の技術と経営

2、開発事業の効果

(1) 直接効果 (2) 間接効果 (3) 地域を超えた効果の拡大

3、開発事業の成功の要因と課題

(1) 開発事業の成功の要因 (2) 問題点 (3) 持ち越された課題

4、第1段階試験的事業の展開—その3

(1) 生産の安定と多角化の一層の進展 (2) 入植農家の経営の発展と栽植企業の経営の停滞 (3) 効果の拡大

第5章 第3段階協力事業の準備と農業開発会社の運営並びに第2段階、第1段階開発事業の展開 (1990.3～1994.3)・・・

第1節 第3段階協力事業の協議と第2段階本格事業補完事業の実施

1、伯政府の次期協力事業の要請と合同評価

(1) 伯政府の次期協力事業の要請 (2) 合同調査の打ち合わせ及び次期協力事業の打ち合わせ調査 (3) 合同評価の実施

2、伯側計画案の提出と基礎調査の実施、本格事業補完事業の合意

(1) 伯側計画案の提出と試験的事業基礎一次調査及び本格事業基礎調査の実施 (2) 伯側調査団の来日と日本側協力案の策定 (3) 試験的事業基礎二次調査(計画調査)の実施と本格事業補完事業の合意

3、第2段階本格事業補完事業の実施

(1) 実施計画の作成 (2) 事業の実施 (3) 補完事業の成果

第2節 第3段階試験的事業の具体的枠組みの合意と農業開発会社の運営

1、次期試験的事業の枠組みの協議

(1) 新政権と協力事業の打ち合わせ (2) 伯側見直し案の提出と懸案事項の協議 (3) 次期試験的事業の事業計画作成のための日伯合同調査の実施

2、第3段階試験的事業の具体的枠組みの合意と本格事業計画調査報告書の提出

(1) 第3段階試験的事業の合意議事録の合意 (2) 延滞債務問題の解決とリレンディング代替案の提出 (3) 伯政府による次期本格事業の計画調査(F/S)の実施と報告書の提出

3、農業開発会社の運営

- (1) 新規業務の開発と組織の整備 (2) 展示農場の運営とコンサルタント業務 (3) 経営の合理化と財務

第3節 第3段階試験的事業合意議事録署名と関連諸契約の締結、第2段階及び第1段階事業の展開

- 1、第3段階試験的事業合意議事録の署名と関連諸契約の締結 (仮題)
(本文なし)

- 2、第2段階拡大事業の展開—その1

- (1) 生産の安定と多角化 (2) 入植農家の技術の改良と経営の多角化、債務問題の発生 (3) 効果の拡大 (4) 展開の背景と持ち越された課題

- 3、第1段階試験的事業の展開—その3

- (1) 生産の安定、多角化の維持 (2) 入植農家の経営の安定と栽植企業の経営停滞 (3) 効果の拡大

終章

- 1、開発事業の実施とその成果並びに効果

- (1) 開発事業の成果 (2) 開発事業の成果と効果 (3) 開発事業の成功の要因

- 2、開発事業終了後の事業地の発展的推移と効果の波及による展開

- (1) 事業地の生産の増大と多角化 (2) 入植農家の経営の発展と栽植企業の経営の停滞 (3) 効果の拡大

- 3、農業開発会社及び日伯農業開発協力株式会社の果たした役割と経営の実績

- (1) 農業開発会社の果たした役割 (2) 農業開発会社の経営実績 (3) 日伯農業開発協力株式会社の果たした役割と経営実績

- 4、協力計画の歴史的意義

- (1) ブラジル農業の発展と開発事業 (2) 両国関係の停滞と開発事業 (3) 開発の持続的発展を目指して

年表

はじめに

1、日伯セラード農業開発協力事業の特異性

本書は、ブラジルのセラード地帯で、ほぼこの四半世紀にわたって実施した日伯セラード農業開発協力事業の記録である。それはまた、この事業の推進の中核となった農業開発会社とそれの日本側投資会社日伯農業開発協力株式会社の25年史でもある。

協力事業は、日伯セラード農業開発協力計画の具体的プロジェクトとして実施された。協力計画は、日伯の政府と多数の民間企業等が共同して、ブラジルの中西部に広がる広大なセラード地帯を利用して、大規模な食糧生産の農業開発に挑むもので、それはブラジルの食糧増産と地域開発を推進するのみならず、両国共通の利益である世界の食糧供給の増大に貢献し、両国の経済協力関係、伝統的な友好関係を強固にする上でも重要な意義をもつという両国共通の立場に立った雄大な構想の計画であった。従って協力事業は協力計画の構想を実現できる大規模で効率的、効果的なプロジェクトとして、その協力形態、開発様式、開発方法は独自のものであった。

協力事業は3段階にわたって実施されたが、協力形態は各段階とも大規模な経済協力事業として、両国の政府と民間の協力による合弁事業の形をとった。しかし、一般に収益が少なくリスクな農業開発の特殊性に対応して、合弁会社の農業開発会社は政府が株式の半ばを占め、役員に政府出身者が加わり、開発事業の準備等重要事項は両国政府間で協議、決定し、事業についても政府が強力な指導、支援を行った。また必要な事業資金は、原則として両国折半で負担し、その資金を財源として伯国内に特別プログラム基金を設置し、その資金を農業生産者に融資する特別の制度金融によった。さらに技術については、国際協力事業団が調査、専門家派遣、研修員受け入れの技術協力を行ったほか、研究については、協力事業と併行して、別途技術協力協定に基づく研究協力事業を実施した。

開発様式は、第1段階では、セラード地帯の南東に位置し市場に近いミナス・ジェライス州で5万ヘクタールの試験的事業として行い、栽培作物は、大豆、とうもろこし、小麦等の穀類を基幹作物とし、これにコーヒー等の永年作物を合理的に組み合わせた。第2段階では、ミナス・ジェライス州西北地域のほか、これと自然条件の類似するゴヤス州及び南マット・グロッソ州で、第1段階の成果を応用して行う10万ヘクタールの本格事業と、これら諸州の北側に接するバイア州及びマット・グロッソ州で新たな試験的事業を実施した。栽培作物は、本格事業では大豆、とうもろこし、陸稲等の穀類に、地域の特性に応じてコーヒー、柑橘、ゴム等の永年作物を組み合わせた。また第3段階では、さら

に北上してセラード地帯の北端に近いトカチンス州及びマラニョン州で新たな試験的事業を行い、大豆、とうもろこし、陸稲等の穀類に永年作物のカシューを組み合わせ栽培した。

また、開発方式は、プロジェクト方式により、第1段階ではブラジルに独特の指導入植と栽植企業の方式をとり、セラードの未利用土地資源を積極的に利用し、革新的技術を導入して近代的経営の育成をはかることを目的として、概ね2年間に、農業開発会社が事業の実施主体となり、事業の企画、調整をはじめ、入植農家に対する土地の取得、分譲、技術の開発、指導、参加農協及び入植農家の選定等を行い、参加農協が流通の合理化事業等を行い、政府関係機関による特別プログラム基金からの融資、基幹的インフラストラクチャーの整備とともに農業生産者に対する支援を機能的、集中的に行い、その支援を受けて中規模経営の入植農家と大規模経営の栽植企業が生産活動を行うこととした。第2段階では、基本的には第1段階の方式を踏襲したが、その経験を踏まえ、指導入植のみとし、期間を概ね4年間とし、参加農協が入植農家に対する土地の取得、分譲を行うこととする等改善を加えた。さらに第3段階では、第2段階の方式を踏襲する計画であったが、本格事業が実現出来ず、試験的事業のみとなった。試験的事業では、期間を概ね5年間とし、灌漑を義務づける等の改善を加えた。

2、本書の内容

農業開発会社は、参加農協の協力と政府の指導、支援のもとに、各段階の開発事業の準備に協力するとともに、円滑な実施に務め、これを完遂した。また、事業の終了後は、政府の指導と農業開発会社のフォローのもとに、参加農協が管理主体となって農業生産者の生産活動を支援し、開発事業の発展をはかった。

本書は、これら開発事業の準備、実施の過程と事業終了後の事業の展開状況を、各段階毎に、マクロ経済情勢等との関連のもとに年を追って考察し、その成果や効果を分析するとともに、その間の農業開発会社及び日伯農業開発協力株式会社の果たした役割と経営の状況を考察したものである。取りまとめに当たっては、開発事業とセラード農業開発の進展との関連に留意し、開発事業と農業開発会社の果たした役割の歴史的意義の解明に努めた。

本書序章は、協力事業の背景とセラード地帯の特性の記述である。第1章では、協力計画策定の経緯と第1段階試験的事業の準備ならびに農業開発会社等の設立の経緯を述べた。第2章では、第1段階試験的事業の実施と農業開発会社の運営状況を記述するとともに、開発事業の成果と効果を分析した。第3章では、第2段階拡大事業の準備とその間の農業開発会社の維持について述べるとともに、第1段階試験的事業終了後の事業の発展状況を考察した。第4章で

は、第2段階拡大事業の実施と農業開発会社の運営、並びに開発事業の成果と効果を分析したほか、この間の第1段階試験的事業の効果の拡大について考察した。第5章では、第3段階協力事業の準備と第2段階本格事業補完事業の実施、その間の農業開発会社の運営、並びに第1段階試験的事業及び第2段階拡大事業の発展状況を考察した。第6章では、第3段階試験的事業の実施とその間の運営状況、並びに第1段階試験的事業及び第2段階拡大事業の発展状況を考察した。最後のむすびは、以上の総括である。

3、記述の仕方

記述に当たっては、出来る限り事実に基づいて客観的に行うことを心掛けたが、結果的には日本側、特に農業開発会社や日伯農業開発協力株式会社の立場に偏し、あるいは資料の制約や検討不足のため独断に陥った部分もあるであろう。しかし大筋においては大きな誤りはないと思っている。

この事業は、両国の数え切れない多くの関係者の献身的努力によって推進された。その名は記録に留めるべきであるが、繁雑を避けるため文脈上必要な場合を除き、すべて省略した。また固有名詞とその略号は、ブラジル国内のものを除き、できる限り日本語を使用した。略号は文中の説明のほか別表に記載した。統計表、図表も割愛した。なお、記述の際一々断らなかったが、多くの文献、資料を援用させてもらった、関係の方々に謝意を表したい。

序章 協力事業の背景とセラード地帯の農業開発

1、わが国農業協力の拡充とブラジルへの協力

(1) 食糧危機と農業協力の重要性の増大

日伯セラード農業開発協力事業は1974年の両国首脳の間共同発表によって具体化の第一歩を踏み出したが、それに至った背景には、わが国の農業協力とブラジルの農業開発の基本的考え方において合致した事情があった。これを明らかにするためには70年代初めの国際経済情勢や両国の経済、農業情勢に言及する必要がある。

70年代初めは、世界経済が60年代の成長、繁栄の時代から激動、不安定の時代に入った時期であった。この時期には世界を揺るがす衝撃的な大事件が相次いで発生し、71年にはニクソン大統領が金、ドル交換停止を含むドル防衛策を打ち出し、世界は大きな衝撃を受けた。72～73年には半世紀に一度という世界的な異常気象に見舞われ、世界の穀類生産は減産を経験し、ソ連、中国の穀物の大量輸入等と相俟って、主要食糧の需給がそれまでの過剰基調から一変して急激に逼迫し、価格が異常に高騰し、いわゆる食糧危機が発生し、将来の世界の食糧需給に不安感を生んだ。さらに73年末には第4次中東戦争を契機に産油国の石油価格の大幅引き上げ、生産の削減等による石油危機が発生し、非産油開発途上国のほか石油消費国は莫大な影響を受けた。わが国は60年代後半の高度成長の時期を経て急速に国際的地位を向上し、これに伴って経済協力もアジア地域を中心に質量共に拡充したが、このような経済情勢の急激な変化に伴ってその一層の拡充とともに、資源に乏しいわが国にとっては、その新たな取り組みが求められるようになった。

開発途上国の農業生産は、60年代においては先進国を上回って増大し、特に1965～70年には「緑の革命」と呼ばれた米、小麦等の高収量品種の開発、普及もあって年平均2.9%で増大したが、71年には対前年比0.8%の微増に止まり、人口一人当たりでは1%の減となった。さらに72年に入ると世界的規模で起こった異常気象により農業生産は著しく減退し、特に開発途上国に与えた影響は大きく、多くの国が深刻な食糧危機に陥った。このような事態は異常気象によるものとはいえ、開発途上国の農業生産基盤の脆弱性を改めて明らかにしたもので、「緑の革命」も生産の増大のためにはこれと併行して灌漑施設等の整備が伴わなければならないことを認識させ、また多くの途上国がこれまで工業優先の開発政策をとり、農業開発をないがしろにしたことへの反省を求めるものであった。

このような情勢を背景に、多くの開発途上国では農業開発の重要性を認識し、これを国の経済開発の最も重要な部門として位置付け、積極的に推進しようと

する傾向が顕著になった。73年に東京で開催されたエカッフェ（東南アジア極東経済委員会）総会において農業開発の重要性が確認され、開発戦略として農業を基盤固めた後工業化に取り組むべきことが強調された。農業開発を巡るこのような情勢の変化に伴ってわが国に対する農業協力の要請は大型化、多様化しつつ増大した。これに応えた農業協力の積極的推進は、開発途上国の経済社会の基盤である農業、農村の開発を通じてバランスのとれた経済発展と住民福祉の向上に資し、開発途上国の自立的発展に寄与するものとして、その拡充が求められた。

一方、72～73年の食糧危機は平時としては特異な現象であった。72年の世界の穀物生産の減収量は対前年比で約3%であったが、50年、60年代にはこれ以上の減収を経験した年があり、そのときは左程大きな問題に発展しなかった。これに対し72～73年には価格が異常に高騰し、小麦、とうもろこし、大豆などのシカゴ相場は73あるいは74年の価格ピーク時には72年初頭の水準に比べそれぞれ3倍以上に高騰した。このような現象は、(1) それまで穀物が不作のときは家畜を減らして穀物需要を国内で調整していたソ連が72年の不作から政策を変更して大量の輸入を行なったこと、(2) 60年代後半からの穀物価格の低迷のため米国、カナダ等の大輸出国が生産調整を行った結果、在庫水準が低下していたこと、(3) 先進国の同時的な景気上昇によって農産物の需要が増大し、特に動物蛋白の摂取が増加し家畜飼料の需要が増加したこと、(4) 72年にはペルー沖のアンチョピーの凶漁によって飼料の供給が急減したこと、(5) 70年代初めのドルショック、石油ショックによるドルの大幅減価、油価の高騰などの原因の複合によるものであった。

このような事態は、将来も起こり得る気象変動による生産の変動のほか、開発途上国を中心とした人口の増加による需要の増加、動物蛋白の摂取の増加による家畜飼料の需要の増加、石油危機による肥料の需給の逼迫化等、将来の食糧需給を巡る不安定要因と相俟って人々に食糧需給の将来にめぐい難い不安感を抱かせ、「食糧危機」説を生んだ。時あたかもローマクラブの報告「成長の限界」が発表された矢先であっただけに、食糧問題の不安は世界的に広がった。これまで開発途上国に限定されていた食糧問題は世界大のものに拡大、深化した。

食糧危機は食糧を輸入する先進国にも大きな衝撃を与え、ことに食糧の海外依存度の高い小国はその安定的確保が必ずしも楽観を許さない状況となった。当時わが国は小麦、大麦等の食用穀物のほか、とうもろこし、ソルガム等の飼料穀物、大豆等の油糧種子はその供給量のほとんどを海外に依存し、かつ輸入先が特定国に著しく集中していた。これら農産物のうち飼料穀物や油糧種子は食生活が豊かになるに伴って今後とも需要の拡大が見込まれ、これに対する安

定した供給確保の体制を確立することが緊急に必要となった。

もとより、食糧政策の基本は国内で生産の可能なものについてはその生産性を高めて国内で賄うことにあったが、飼料穀物や油糧種子についてはわが国の国土とその資源に自ずから制約があることから、将来とも大部分を海外に依存せざるを得ない状況であった。しかし72年以来これら農産物の需給は逼迫し、大豆については輸出規制さえ実施されるに至り、将来は世界中が高蛋白質食糧を欲している中で、これまで以上に不安定な要素が大きくなると考えざるを得なかった。従ってこれら農産物の安定的供給を図るためには、従来のように単に国際市場で必要に応じて農産物を買付け、輸入するという方式のみでは不十分となった。

そのため海外における農林業を開発し、供給量を増大し、同時に供給を多角化し、これを輸入することが必要となった。しかし、これをわが国が必要とする農産物を確保するという狭い立場で進めることは相手国の反発を招くことが必至であり、飽くまでも経済協力という基盤の上に立ってこれを進めることが基本的に重要であった。従って海外の農林業を開発し、住民に雇用の機会を与え、所得を増大し、福祉の向上に協力しながら相手国の十分な理解のもとに進める経済協力の新しい取り組みが必要となった。これは海外、特に開発途上国からの大型化した協力要請にも合致するものであり、わが国と相手国双方の共通の利益の上に立った共同事業として位置付けられるものであった。

(2) 農業協力の拡充

わが国の経済協力は1954年の対ビルマ賠償に始まり、純粋な政府ベースの経済協力としての二国間借款は1958年の対インド第1次円借款によって開始され、その後逐次対象国を拡大しつつ増大した。また技術協力は1954年にわが国がコロンボプランに参加するに至り、アジア協会を通じて政府ベース技術協力が開始され、その後漸次地域的にも拡大した。さらに民間ベースによる経済協力は1951年日本輸出入銀行が設立された後、1955年頃からブラジルを中心とした中南米投資が本格化し、輸出信用と海外投資によってわが国経済協力の太宗をなしていた。この間1961年には資金協力の実施機関として海外経済協力基金が、1962年には技術協力の実施機関として海外技術協力事業団が設立され、経済協力態勢の整備が図られた。

この中でわが国政府ベース農業協力は、一般の経済協力と軌を一にして50年代半ばから政府ベースの専門家派遣、研修員受け入れ事業等の技術協力を中心に始められ、60年代初めにはセンター方式の協力が加わり、さらに60年代末にはプロジェクト方式の農業開発協力事業等が開始され、また、この間灌漑事業や食糧援助等の資金協力も行われ、協力の飛躍的拡充が図られた。さら

に民間投資も70年代初め頃から資源確保を中心に行なわれるようになった。

しかし、農業開発の政府ベース技術協力は1972年で政府ベース技術協力全体の約3分の1を占めていたが、わが国の技術協力自体が政府開発援助（ODA）のなかで5.4%と低いことからODAの中では低い比率に止まった。また農業開発に対する政府ベース資金協力は政府ベース資金協力全体の中でわずか9%程度と低い水準に止まった。これはわが国の資金協力がこれまで輸出の振興や鉱物資源確保の観点から多く行なわれ、開発途上国においても従来工業開発優先の政策をとったことのほか、農業開発が低収益でリスクであること等によるものであった。さらに農業関係の民間ベース経済協力も、海外投資は1971年の海外投資許可実績で見ると約4%と、なお低位に止まった。

このような当時の農業協力の状況を踏まえ、先に述べた開発途上国の農業開発やわが国農業協力を巡る情勢の変化に対処するためには農業協力の積極的拡充、推進が必要で、特に次のような協力の推進が課題であった。

第1は、開発途上国等の政府等の行なう飼料穀物や油糧種子等の生産を中心とした大規模な農業開発事業の計画、実施に技術協力と資金協力を一体化した総合的な協力を行なうことであった。この協力は相手国等からの大型化した協力要請に応えるとともに、農業開発の自然的制約に対応した技術の開発、改良、指導と、その低収益性、投下資本の回収の長期性に対応した長期、低利な資金の供給を可能にし、技術の改善、普及とともに生産、流通施設の整備等開発基礎条件の広域的、総合的整備が可能となり、これによって初めて進んだ技術が最終的には規模が小さく技術進歩への適応性に乏しい農業者に定着するようになり、地域農業の飛躍的發展と住民福祉の向上が期待され、同時に生産量の増大と多角化がもたらされ、わが国農業資源の長期的確保体制の確立にも資するものとなるものであった。

第2は、このような大規模な農業開発協力における政府ベース協力との関連のもとに行なう民間ベース協力への積極的支援であった。民間ベース協力は、経営、資源、技術を一体化した民間経済活動により開発途上国等の資源を開発して市場性を与え、相手国の農業開発に寄与するとともに、わが国の農業資源の確保にも役立つものであり、技術的、資金的支援が必要であった。

第3には、専門家の養成、確保、並びに技術の研究開発であった。協力の拡充のためには専門家の養成、プール、新たな技術の研究開発、相手国の技術者等の研修、訓練が必要であった。このほか、調査、情報の収集も重要であった。

しかし、当時におけるわが国の協力実施体制はこのような課題に対応するには程遠い状態であった。確かに資金の供給については海外経済協力基金があり、政府ベース、民間ベースの経済協力で資金の手当てを行なっており、技術の指導については海外技術協力事業団が政府間の技術協力の実施主体となっていた。

しかし、これらの機関は融資は融資のみ、技術協力は技術協力のみを単独に行なう機関であって、その間に全く有機的な連繋が無く、農業開発にとって最も重要な資金の供給と技術指導の一体性を確保できる仕組みになっていなかった。また海外技術協力事業団は政府ベース技術協力に限られ、政府協力と民間協力との連繋が不可能であった。海外経済協力基金の融資は農業開発の特殊性に応じた融資の拡充が困難であるという問題もあった。

このため政府部内で種々検討が行われ、農林省では72年から国際開発センターに委嘱して未開発地域農林資源開発調査を行い、開発途上地域での農業資源開発の可能性の検討を行い、73年には学識経験者による海外農業開発問題懇談会を設け、また委員等による東南アジア、中南米、アフリカ地域の11カ国について現地調査を行い、農林資源の安定的確保と協力のあり方について調査、検討を行なった。また同年には先進国や開発途上国について世界食糧需給調査を行い、世界の食糧需給の検討を行った。これらの検討の結果、新たな実施機関の設立が必要と考えられるに至り、農林省は72年、73年の2回にわたり予算編成時に新たな実施機関の設立を提案した。73年には通産省も進出企業の周辺産業基盤の整備のため新たな実施機関を提案した。

その結果、73年末の予算編成の最終段階で、政府最高首脳間の合意により、海外技術協力事業団と海外移住事業団を統合するとともに、農林省及び通産省の提案した実施機関構想の業務内容を整理して組み入れ、国際協力事業団が設立されることとなった。これに基づき法案作成の過程で政府部内の調整が行なわれ、その結果74年、新たな事業団は統合前の両事業団の行なっていた業務を引き継ぐとともに、新に開発途上地域等において行われる農業開発に協力するための業務が、鉱工業の開発、社会の開発に対する業務とともに、いわゆる3号業務として設けられることとなった。このうち農業開発に協力する業務は、各種開発事業に付随して必要な関連施設の整備についての融資、試験的事業であって技術の改良または開発と一体として行われなければ、その達成が困難と認められる試験的事業等の輸銀、基金からの資金の供給を受けることが困難な事業についての出資、融資（開発投融资）、条約その他の国際約束に基づく開発途上地域の政府等からの委託による施設等の整備、並びに新事業団が対象とする事業に必要な調査及び技術指導を行なう等であった。これによってわが国の農業協力は、開発途上国等の海外の地域において政府と民間が有機的連繋を保ちながら、資金と技術の両面にわたって総合的な支援を行なう体制が整備され、農業協力の画期的拡充が図られた。

以上のような農業協力の拡充の過程において、ブラジルは常に調査、検討の対象国とされ、農産物、特に油糧種子や飼料作物の開発の可能性が高く、新事業団の設立とともに最も重要な新規業務による協力の対象国と考えられた。

(3) ブラジルへの農業協力とその基本的考え方

わが国とブラジルとが初めて外交関係を持ったのは1895年修好通商条約を結んだときにさかのぼるが、その後の関係は移住に始まる。1900年代の初めイタリア移民の出国が一時差し止められたのに代わるものとして日本移民の導入が急浮上し、1908年に至って実現し、コーヒー園契約労働移住者781人を乗せた笠戸丸がサントス港に入港した。これがブラジルへの組織的移住の始まりで、第2次大戦勃発の1941年までに移住者総数は189千人にのぼった。大戦中は中断し、1952年に再開され年々増大したが、その後はわが国の雇用機会の増大、生活水準の向上等によって減少し今日に至っている。74年当時ブラジルに移住した日本人及び日系人は総数70万人と推定された。

これら移住者の農業面での貢献は顕著で、ブラジルの主要農産物の生産に占める日系人の生産割合は、じゃがいも、トマト、鶏卵、茶、コショウ、サイザル麻、はっか等では40～90%を占めた。また、特にサンパウロ州の日系人は州農業人口の10%にも達しなかったが、30%近い生産を挙げた。日系人は農業分野のみならず政界、法曹界、商工業その他多くの分野での活躍も目覚しく、日系人の勤勉性、優秀性に対する評価が定着し、両国間の友好関係、相互協力関係は年々高まった。また両国間の関係の緊密化は要人の交流や文化面での交流にも現れ、年を追って盛んとなった。

日本とブラジルの経済関係は、日本が工業製品を、ブラジルが工業原材料、食糧品をそれぞれ相手国に輸出するという補完関係にあった。尤もブラジルの工業化が進むに伴ってこの関係は少しづつ質的に変化してきたが、基本的に補完関係にあったことに変わりはない。日本とブラジル間の貿易は、60年代末から輸出入とも拡大を始め、特に日本からの輸出の伸びが著しく、日本の輸出超過の状況が続いたが、74年ごろからブラジル側の国産化優先政策と日本側の貿易均衡化努力によって75年には輸出入はほぼ均衡した。しかし、75年の日本、ブラジル貿易額は日本からの輸出9億3千万ドル、輸入6億8千万ドルで、この額は日本にとっては全輸出入額の2%程度であったが、ブラジルにとっては輸出で11%、輸入で7%に相当した。

日本からブラジルへの輸出品目としては船舶、精密機械、事務用機器等で、ブラジルから日本への輸出品目は鉄鉱石、綿花、馬肉、コーヒー、砂糖等の一次産品がほとんどを占めた。また大豆の輸出は、年によって変動が大きく、73年には18万5千トンに達したが、72年は1万5千トン、74年は8万2千トン、75年は4万4千トンであった。とうもろこしは、60年代には生産の増加に伴い輸出も行なわれたが、70年代に入り国内需要が増大したため72年からは輸出はなくなった。

また、わが国のブラジルへの民間投資累計は、75年で12億5千万ドルに

達し、わが国海外投資累計額の約9%、対中南米投資額の50%に当たった。ブラジルに対する企業進出は50年代に続き第2次ブラジルブームを起し、進出企業も75年には約500社にのぼった。ブラジルへのわが国企業進出の歴史は比較的浅く、本格的進出は50年代に始まり、日伯合弁の代表的存在であった**のウジミナス、イシブラスなどは何れも50年代の進出であった。60年代、特に前半はブラジル経済が混迷状態にあったため、進出企業は僅かであったが、70年代に入って再び、しかも大規模な進出が始まった。企業進出は製鐵、船舶、化学、紡績、機械、農業機器、肥料、電機など広い分野にわたったが、その規模は進出の歴史が浅いこともあって他の外資企業に比し一般に小さかった。また進出は100%日本企業出資の現地法人の設立や既存企業の買収が主なものであったが、その後はブラジル資本との合弁が多くなった。農業面では民間投資は60年代までは牛肉、コーヒー、穀類などに事例が見られる程度で低調であったが、70年代に入って牛肉、大豆、マユ、香辛料等を中心に増加するようになった。

次にわが国の政府ベースの経済協力は、62年にウジミナス増資払込資本としてブラジル経済開発銀行（BUNDE）に63億円の借款を供与し、その後3回にわたって債務繰り延べを行なったほかは、総て輸出入銀行ベース又は民間ベースのものであった。輸出金融のほかブラジル鉄鋼拡張計画、輸出回廊計画に対する資金供与が行なわれた。

ブラジルに対するわが国の技術協力は、アジア地域を除いては金額的に最も大きく、また、わが国が最初に技術協力基本協定を締結した相手国もブラジルであった。技術協力の内容は、研修員の受け入れ、専門家及び調査団の派遣、機材供与であった。農業分野の技術協力は研修員受け入れ、専門家の派遣が中心で、70年代初め頃から開発計画に対する協力要請が増え、リベイラ河流域農業開発計画、輸出回廊計画基礎調査、サンパウロ州サントス水産高校設置計画基礎調査等を行なった。

なお、上述の政府ベース経済協力、輸出信用（1年超）及び民間投資を併せた対伯経済協力は、60年から75年までの累計で27億ドルとなり、わが国経済協力（二国間）に占める比率は約13%とインドネシアに次いで高い比率を占めた。また73年の主要先進国のうち日本はブラジルに対する最大の援助国であった。

以上のようにブラジルは日本から最も遠い国の一つであったが、世界中でも多数の日本人の子孫が存在し、日本企業が活発に進出した国の一つであった。しかし農業面では両国関係は60年代までは移住やコーヒー、砂糖等の輸入を除けば低調で、70年代に入り民間投資や経済協力の案件が僅かに増加する程度であった。特に日本が輸入に依存せざるを得ない大豆等油性種子やとうもろ

こし等飼料穀物の輸入は従来極めて少なく、且つ不安定で、民間投資や経済協力の対象としても少なかった。いうまでもなく、これは生産と生産性の低位、生産の不安定、品質不良、高い海上運賃等の不利な条件によると考えられた。

しかし、ブラジルは国土が8億5千万ヘクタールと広大で、耕地は、当時、国土面積の僅か4%に過ぎず、気象条件や土地条件から見れば少なくとも国土の7%に相当する5億ヘクタールの耕地化が可能と推定された。特に中西部のセラード地帯は世界的に見て最も高い潜在的開発の可能性を持ち、将来は北米に匹敵する大農業生産国として成長し得る可能性を秘めていると考えられた。またブラジルは、既耕地においても技術水準が一般に低く、生産資材の投入も少ないため他の先進国に較べ単位当たり収量が低く、特にセラード地帯は後に述べるように阻害要因が多いが、適品種の育種、高度の機械化技術の導入等により生産性の大幅増大が期待された。このような未開開発地の開発、既耕地の再開発によって生産の増大と生産性の向上が図られ、国際的に競争し得る条件で安定的な供給が確保され、わが国にとっては供給源の確保につながると期待された。

品質、規制については、従来からブラジル産大豆は小粒で粒ぞろいが悪く、赤土が付着していることや雑物混入割合も高いと云われたが、品種改良、機械化の推進によって改善されつつあった。またセラードの大豆は赤土の付着もなく歓迎された。

収益性については、サンパウロ州の農業経済研究所（IEA）のサンパウロ州の75/76年の農産物生産の調査と、74年のアメリカ農務省の19の地域における大豆生産の生産費用調査によると、先進地のサンパウロ州では大豆の生産は機械化農法により生産費用面で見ると限りアメリカとの間でそれ程の差がなく、生産者受け取り価格でトン当たり107ドルの利益を挙げたとされた。しかし丸大豆のFOB価格はトン当たり205ドル程度で、これに船賃、保険料を加えたCIF価格は、シカゴ市場の価格201ドルと比較するとほぼフレート分ブラジル大豆が高くつき、アメリカ産大豆に対抗するため生産コストの引き下げが必要であった。先進地のサンパウロ州でさえこのような状況であったので、機械化の遅れた他州では一層のコストダウンが要請された。しかしこのようなコストの引き下げもブラジル経済の成長とともに肥料、農薬、機械等資材の安価な生産も可能となり技術の改善と相俟って可能と期待された。

また、とうもろこしは小規模生産が多く、生産費用も必ずしも明確でないが、一般には生産者受け取り価格で利益はトン当たり10ドル程度とされた。輸出価格はFOBで131ドルであったのでCIF価格をシカゴ相場の114ドルと比較してアメリカ産に太刀打ちできる状況ではなかったが、反面改善の余地の大きいことを示すものでもあった。

流通面については、インフラストラクチャーの未整備、特に鉄道、港湾事情の悪さから、アメリカに比較して大豆でトン当たり10ドルブラジル産が高くつくといわれたが輸出回廊計画等により徐々に改善が見込まれた。またフレートはガルフー日本間、ブラジルー日本間では後者のほうが大豆でトン当たり10ドル前後高いといわれたが、フレートの格差は海上距離のみならず貨物量、船舶の規模、往路の積荷、船積み施設等によって左右されるので、将来はこれらの条件の改善によって縮小するものと予想された。

以上の状況からブラジルへの日本の農業協力は、上記の条件の幾つかについて改善、あるいは改善を促進しブラジル農業の開発を促進するものと考えられた。もちろん農業開発は厳しい自然条件のもとで作物を栽培するという特殊性や国際競争に耐える必要があること等から、直ちにわが国への安定供給に結びつくとは考えられなかった。しかし長期的には北半球と南半球との間に収穫期のズレがあり、ブラジル産大豆の油分がアメリカ産大豆に比して2～3%高いという好条件と相俟って、国際的に競争し得る条件で安定的な国際供給が確保され、わが国にとっては北半球と南半球を含めた供給源が確保できると期待された。

ブラジルの投資環境は、当時、政治的にも経済社会的にも安定し、軍事政権は農業開発に積極的に取り組み、特に外貨獲得のため先進国との経済、技術協力の強化を図り、既に西ドイツ、フランス等との間では協力協定を締結する等具体的にこれを進めていた。また、日本については日系農民のブラジル農業の拡大と多角化に果たしてきた実績に対する評価は高く、アジア諸国等には例を見ない恵まれた環境のもとで協力を推進することが可能と考えられた。

以上の観点からわが国はブラジルについて農業開発、特に輸入依存度の高い大豆、飼料穀物等の開発に積極的に協力し、ブラジル国内の経済開発と住民福祉の向上に資するとともに、長期的には、ブラジルの国内需要を満たした上で生ずる輸出余力をわが国への供給源として確保し、輸入源の多角化と拡大による安定的供給を図ることとした。また協力の方策としては、新に設立された国際協力事業団の開発投融资により、政府と民間が有機的な連繋を保ちつつ、技術と資金の両面にわたる総合的な支援を行なうこととした。

このような基本的考え方に即し、ブラジル政府から公式、非公式に要請のあったセラード地帯農業開発協力事業及びサンフランシスコ河上、下流農業開発協力事業に予定された日本大使館担当官と伯政府担当官との合同調査結果を踏まえ、74、75年に開発基礎調査の実施を予定した。

2、ブラジル農業の近代化とセラード地帯

(1) 軍事政権の農業近代化政策

ブラジルにおいては、70年代の初めは経済の高度成長と農業の近代化の急速な進展の時期であった。1964年に成立した軍事政権は、67年までに厳しい需要抑制政策や通貨価値修正制度の導入等によりインフレの抑制、中立化に成功するとともに、行政改革、税制、金融制度の改革、アマゾン地域開発庁（SUDAM）の設置等により成長基盤の整備を図った。次いで68年から一転して拡大策をとり、開発戦略3カ年計画（68～70年）、第1次国家開発計画（72～74年）のもとに、従来からの輸入代替工業化政策を継承しつつ、民間部門への信用供与等による需要の拡大を図るとともに、貿易政策の輸出指向への転換、小刻み為替レートの切り下げ等により輸出の拡大を図り、また外資導入の積極化により資本財輸入の拡大を図った。

その結果、国際経済の好転もあって経済は67年までの停滞から急速に成長し、68～73年の平均成長率は11.2%に達し、「ブラジル経済の奇跡」と呼ばれた、目覚ましい成長を遂げた。農業も軍事政権の近代化政策と経済の高度成長に伴う国内向け農産物市場の拡大、世界的食糧危機による食糧、飼料穀物の需要の増大と価格の高騰に支えられ、60年代の停滞から急速に成長し、実質成長率は60年代前半の3%台から60年代末から75年には6%台に上り、それに伴って農業は南部諸州を中心に急速に近代化した。

このような農業の成長、近代化に果たした軍事政権の農業近代化政策は、政権初期の農地法の制定を始め一連の制度の改革、整備にさかのぼる。軍事政権は農業に大きな関心を示し、成長とともにこれまで取られた穀物、畜産品等の価格統制を廃止し、輸出規制を解除するとともに、64年11月には新農地法を制定し農地改革と農業開発の基本方針を明らかにした。農地改革については、当時論議されていたドラスティックな土地配分を斥け、生産性向上の視点に立った漸進的改革主義の立場に立つとし、家族的土地所有を確立することにより零細農及び大農の段階的廃止を謳い、優先収用地域を中心に行なう直接的な有償収用のほか、農地税の合理化等による間接的な土地配分により土地のよりよい配分を推進するとした。また農業開発については、生産性の高い家族経営又は企業的農場の育成を指向し、公私の入植の制度化、農家経済及び農業協同組合に対する各種の支援等により農業の近代化を図るとした。この農地法は、歴代軍事政権の農業政策の基調をなすものとして、重要な意味を持つものであった。

農地法の制定に引き続き64年には農業信用法を制定し、既存の全ての公私の銀行を構成員とし、技術援助団体を参加させる農業信用システム（SNCR）の制度を確立した。融資の目的は農産物の生産、流通のための資金の供給等のほか、法律に明示されてはいなかったが輸入代替工業化の過程で農業者の蒙る負担の補償であった。融資の種類は一般農業融資と特別プログラムに対する融

資より成り、一般農業融資は固定資産融資、営農融資及び商品化融資に区分され、融資条件は国家通貨審議会によって定められる。67年には農業信用法に基づき、商業銀行に対する所定の預金の10%の農業義務が定められた。

また、66年には米国の商品融資公社（C. C. C）を規範として従来の輸出産品についての最低価格保証制度を改正し対象農産物を拡大した。制度の目的は、対象農産物の生産奨励、価格の変動の緩和、価格安定目的に即応した在庫規制に置かれ、価格が最低価格水準以下に下がらないことを保証するため、政府買い上げ（AGF）と商品化融資と組み合わせた政府融資（EGF）を行なう（後者は政府に売るというオプション付とオプションなしがある）こととした。

その他、66年には近代技術採用の促進のため肥料購入融資基金（FUNFERTIL, 後のFUNDAC）等が設置された。これら一連の政策は政策手段の基本を形造るものとしての重要政策で、歴代政権の踏襲するところとなった。

軍事政権の初期を含む60年代末までの間は、上述のような制度の改革、整備のほか、過剰供給量の削減のためのコーヒー抜根計画による国内食糧作物の相対的増産や、ゴヤス、マットグロッソ州南部での周辺開発、農業投入財の国内生産の基盤の整備等は進んだが、全般的な経済成長の停滞のなかで強力な工業化に対する農業部門の立ち遅れによる都市部と農村部の地域及び所得格差が拡大し、農産物の輸出も減退した。軍事政権はこのような事態を重く見て、農業開発の重要性を再確認し、71年に策定された第1次国家開発計画の投資計画において、農業に対する資金配分を地域開発を含め15%と工業に対する配分とほぼ同じ額とした。整備した制度を活用して政策の拡充、特に輸出の強化を図った。

その最も重要な政策は農業融資の拡充であった。60年末から農産物の生産、販売、特に輸出農産物に対する農業融資は急速に拡大した。69年から76年までの時期は農業融資が最も増加した時期で、70年代半ばには融資総額は農業純生産に相当する額に達し、融資利率は市中金利の半分以下（8～15%）に据え置かれ、これに対する政府の事実上の補助金は農業純生産の一割に相当した。種類別には、融資額で固定資産融資30%、営農融資45%、商品化融資25%で、作物別には南東部、南部を中心に栽培される大豆、砂糖きび、コーヒーの3大輸出作物で全体の半ば近くを占めた。

また農業融資の条件と条件に関連して農業保険制度を整備し、73年に従来一部の州で行っていた農村保険のほかに、全国を対象とした農牧活動保証プログラム（PROAGRO）を制定し、災害等により予期した収入が失われた場合、農業融資の返済が免除されることとした。

農産物最低価格保証制度については、政府買い上げはほとんどなかったが、融資（商品代融資）はかなりの額に達した。

その他、流通政策について、ブラジル食糧公社（COBAL）、食糧供給公社（SUNAB）、ブラジル倉庫公社（CIBRAZEN）を通じて農産物及び資材の流通の円滑化、特に小麦の管理の充実、国内需要の増大したとうもろこし等飼料穀物の輸出規制、食糧供給センターの整備、政府倉庫の整備等を進めた。また輸送回廊計画の一環として72年には輸送回廊計画を策定し、実施に着手した。この計画は、農産物の内陸の生産地から船積みに至るまでの集荷、保管、輸送、港湾、荷役などの通路を新設、改修、整備する事業で、ミナス・ジェライス、エスピリットサント、サンパウロ、パラナ及びリオグランデ・ド・スールの4回廊を整備する計画であった。

農産物の輸出については、小刻み為替レートの切り下げ、輸出農産物に対する融資のほか、輸出補助金の交付、流通税の免除、輸入財関税の還付等の据え置きを講じた。

以上の政策手段にかかる施策の拡充のほか、政府は生産性向上のための諸施策、特に農業技術の開発、普及体制の抜本的整備を図った。73年には従来農務省省内にあった全国ベースの試験研究組織を改組し、新にブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）を創設し、全国ベースの研究を行なうとともに、公社が中心となった州の独自の問題を研究する州の研究公社、農業技術の研究を行なう公私の大学、民間企業等で構成する全国農牧研究システムを設け、研究業務の統轄、調整を行なった。本部をブラジルに置き、全国ベースの研究のため主要地に環境資源センター、専門研究センター等を設けた。また74年には、従来農務省が統轄していた普及組織を活用してブラジル技術援助及び農業普及公社（EMBRATEL）を設立し、技術援助、普及業務を行なう州、公私の大学、民間企業等によって全国技術援助・普及システムを構成し、業務の統轄、調整を行なった。本部をブラジルに置き、州の普及機関を公社に改組して支部とし、所属普及事務所、普及所の整備を図った。

また、70年代に入って国内資源の有効利用と地域格差是正のために農村開発計画が次々と打ち出された。70年には国家統合計画（PIN）が策定され、アマゾン横断道路及び南北縦断道路の建設、沿線（幅10キロメートル）における植民等が進められ、71年には北、東北土地再配分及び農産業振興計画（PROTERRA）が策定され、特定地域内の大土地所有者の土地の政府による買い上げ、植民、農産加工業に対する融資等が進められ、72年にはサンフランシスコ河流域特別計画（PROVALE）が策定され、沿岸の洪水防止、インフラストラクチャーの整備、植民及び農業開発が進められ、また71年には中西地域開発計画（PRODESTÉ）が策定され、インフラストラクチャー

一、貯蔵、冷凍施設、加工処理施設の整備、農業及び農工業への融資等が進められた。

以上の、農業融資を中心とする軍事政権の農業政策の拡充は、農業生産に大きなインパクトを与え、内外の市場の拡大と相俟って、農業は南部地域を中心に急速に成長、近代化した。

(2) ブラジル農業の近代化と構造の変化

周知のように、ブラジルの農業は16世紀の砂糖きび生産から60年代の大豆、小麦の機械化生産に至るまで、自然環境の多様性、19世紀初めまで続いた植民地政策、20世紀初めの移民の大量流入、世界恐慌後の国家主導の産業政策等によって幾つかの特徴を形造りながら展開してきた。ブラジルの国土は広大で、赤道から4,000キロメートルに及ぶ南北の距離は、様々な自然環境を形造っている。このような変化に富む自然環境のブラジルでは、世界のほとんど全ての農作物が栽培できるといわれ、ブラジル農業を多様で複雑なものにした。また、ヨーロッパ、日本等からの移民の大量流入は、出身地の影響を色濃く反映しながら農業の多様性に一層拍車をかけた。

また、作物の収量水準は一般に低く、技術水準が高いとはいえなかった。60年代末頃の大豆を除く主要作物の平均収量を先進国と比較すると概ね1/2～1/3に過ぎなかった。低収の原因が主として技術水準の低位であったことはいうまでもなかった。しかし、その中で州によって収量差が大きく、ヨーロッパ移民の多いリオグランデ・ド・スール、サンタカタリーナ、パラナの南部3州及びテーラロシアといわれる肥沃な土地のサンパウロの4州の収量水準は相対的に高く、これら諸州の技術水準は相対的に高い水準にあった。これら4州では、リオグランデ・ド・スール州草原地帯を中心とした50年代半ば頃からの輸入トラクターや資材による小麦増産対策の実施以来技術の改善が進み、特に小麦の裏作であった大豆の収量は後に述べるように、アメリカの水準に遜色のないものであった。1970年のトラクターの普及台数はブラジル全体で157千台であったが、これら4州でブラジル全体の約80%を占め、1台当たりの耕作面積はサンパウロ州では約70ヘクタールと当時のアメリカの60ヘクタールに近く、肥料の投入量もこれら4州が多かった。これに対して他州の辺地ではいまだに焼畑農業が営まれ、また大規模なプランテーション農業においても技術の水準は高くなかった。先進地の4州も技術水準は相対的に高かったものの収量の増加はなお僅かで、一般に農業生産の増加は専ら耕地の外延的拡大に依存していた。

このような収量水準の低位は、大土地所有の農業構造にも起因した。農地は少数の大地主によって占有され、多くは不在地主で土地の耕地としての利用率

が低かった。元来ブラジルの農業は、砂糖きび、綿、コーヒー等のプランテーション作物を中心とした植民地型農業で、米、とうもろこし、フェジョン、キャッサバ等の食用作物は、大農場の奴隷や労働者が地主から貸与された僅かな耕地で自家用に栽培する副次的な作物に過ぎなかった。このような農業の型は、先進地の4州では大土地所有の解体が進んだが、基本的には当時も広く各地に継承された。

このような特徴のブラジル農業は、70年代に入り急速に成長し、生産の実質成長率は60年代前半の3%台から69年には6%、70年5.6%、71年には11.4%に達し、72～73年はやや停滞したが74年には8.5%に上った。それとともに南部諸州を中心に大豆の生産の増大を中心とした作物別、地域別生産の変化が進み、農業技術の一段の高度化による生産力の発展と経営、土地所有構造の変化が見られ、アグロインダストリーや農協が成長する等、農業は急速に近代化した。

70年から75年の期間は作物別、地域別生産が最大の変化を示した時期であった。いま輸出作物7（砂糖、タバコ、カカオ、コーヒー、綿花、大豆、オレンジ）、食糧作物5（とうもろこし、米、フェジョン、キャッサバ）、計12の主要作物（50～80年の作物合計の98%を占める）についてみると次のとおりであった。

まず、生産がずば抜けて増加したのは大豆であった。大豆の生産量は70年の1,509千トンから75年の9,893千トンに、作付面積で同じ時期に1,319千ヘクタールから5,824千ヘクタールと70年の約4倍に増加し、作付面積で70年に9位であったものが75年にはとうもろこしに次いで2位に浮上し、全体に占める比重も同じ時期に4%から14%を占めるようになった。

大豆の原産地はアジアで、中国では古くから栽培され、温暖多湿で一日の温度差が大きな気候を好み、感光性が強い反面、肥沃な土壌や多肥栽培が必要でなく、栽培技術の巧拙による収量差が比較的少なく、機械化の容易な作物であった。従って耐乾性が強い、日長に鈍感な品種等品種改良を進めれば、温暖な地域であればどこでも栽培でき、特にブラジルに適した作物であった。19世紀の終わり頃米国が東洋諸国から各種の大豆の品種を集めて各地の大学や試験研究機関で研究を始めたが、当時の研究は葉や茎を飼料や肥料にするもので食糧としての利用ではなかった。

20世紀に入ってヨーロッパ諸国が満州大豆を輸入して、これを油脂原料として搾油し、その油を石鹼にし、粕を飼料にするようになってから、米国でも大豆油を石鹼、ペンキの製造に用いるようになり、中西部を中心に普及していった。20年代からは搾油工場が建設され、搾油がはじまり、大豆栽培が定着

し、以後根強い粕の需要の増大を背景に生産が拡大し、60年代末には生産量は3,000万トンに達した。

中国では東北地方を中心に生産が伸び1935年には世界の総生産量のほぼ9割、1,000万トンに上ったが、その後停滞し、50年代中頃には米国によって追い越された。

ブラジルでは1882年にバヒア州に初めて持ち込まれ、その後1900年にはリオグランデ・ド・スール州のサンタローザの町に種が持ち込まれ、コーヒーの増量用に栽培が始まり、以後日本人移住者等により1900年代の初めからリオグランデ・ド・スール、パラナ、サンパウロ州を中心に栽培された。しかし、その後半世紀の間は大きな進展を見なかったが、1950年代後半に入ると生産量は10万トン台となり、その後60年代には僅かながら生産の増加が始まった。この時代における大豆生産の特徴としては、小麦との二毛作生産の定着化と機械化栽培による大豆生産が始まったことであった。リオグランデ・ド・スール州では小麦の裏作として米やとうもろこしを栽培していたが、連作による土壌の疲弊を避けるため、新しい夏作物の導入を検討していたが、大豆がこれに適合することが明らかとなり、州政府が小麦と大豆の二毛作を奨励したことや、大豆が機械化栽培に適し、機械の小麦との効率的な共通利用が可能であったこと等から、大豆の栽培が定着し、60年代末には100万トンの大台に達した。

当時の大豆の栽培技術は、アメリカ式機械化技術が移転され、そのまま利用されたが、60年代後半頃から搾油業者や輸出業者が大豆生産に目をつけ、盛んに研究が行なわれ、土壌改良や品種改良に成果が得られ、また、政府機関や農協による研究が一段と進展し、特に日長に鈍感な品種の改良が進み、大豆生産の高緯度のセラード地帯への拡大が可能となった。

70年代に入ると、ペルー沖のアンチョピーの不漁や世界的な畜産の発展による飼料需要の増大等により大豆の新しい供給地が求められたが、適地は意外と少なく、米国は既に限界に達し、中国は停滞し、結局南米各地の栽培が盛んとなり、ブラジルの南部地方からアルゼンチンのパンパ平原、パラグアイの東部平原地帯が生産地帯を形成することとなった。

このように大豆生産の拡大の要因は、栽培の歴史に見るように、大豆の本来の性質がブラジルに適したこと、70年代以降の国内外の需要が増大し価格が高騰したこと、小麦との輪作に利用されたこと、栽培における全過程の機械化が可能なこと、政府や農協の積極的な研究や技術指導がなされたこと、長期的に世界の需要が予想されたこと等であった。

大豆に次いで生産量の増加が大きかったものはオレンジであった。70年に1,550万トンであったものが75年には3,150万トンとなり、作付面

積は同じ期間に20万ヘクタールから40万ヘクタールに倍増した。12品目中の順位も12位から11位となった。オレンジはサンパウロ州と周辺地域で栽培され、その歴史は古く、1915年頃から輸出が始まり、62年のフロリダの霜害を契機に急速に発展した。63年には近代的な果汁工場が建設された。

大豆、オレンジの成長に対して伝統的輸出作物の成長は低く、綿花やコーヒーは減退した。綿花は輸出割当や禁輸などの影響であった。綿花やコーヒーの生産者の多くは大豆などのより有利な作物栽培に転換した。その中で甘藷はかなり成長したが、これは甘藷製アルコールによるガソリンの輸入代替計画の影響であった。

今ひとつ目立つのは、国内向け食糧作物の低成長であった。その多くは大豆などの成長に伴ってマットグロッソやゴヤス州の辺境やパラナ、サンパウロ、ミナス・ジェライス州等の南部、南東部の小面積の限界地に追いやられた。かなりの成長を示したのは小麦だけで、広汎な保護主義政策（加工業者、生産者、消費者への補助）によるものであった。また小麦は南部地方の大豆作農家にとり便利な冬作物でもあり、大豆との機械、設備費用の共同負担が可能であった。このように、伝統的輸出作物や国内向け食糧作物は一部の例外を除き概して成長が低く、12品目の中での順位や割合には大きな変化がなかった。

次に、地域別生産の変化を見ると、南部では70～75年の間に大豆の作付面積の比率は10%から31%と3倍に増加した。大豆の作付面積の拡大はサンタカタリーナ州でも起こり、パラナ州では*北西辺境線沿いで大豆がコーヒーに代替し始め、そのため国内向け食糧作物の作付面積が減少した。小麦は相対的シェアを維持したが、これは大豆との二毛作のためであった。南東部も南部に類似し、作付面積は同じ時期に大豆が0.7%から5.1%に、オレンジが1.6%から3.6%に増大した。このため綿花ととうもろこしの作付けが低水準に落ちた。コーヒーはやや増加したが、これは霜害を避けてミナス・ジェライス州に生産がシフトしたためであった。中西部のシフトパターンは、南部、東南部と一致し、大豆の作付面積は同じ期間に0.5%から7.2%と急増し、食糧作物の栽培面積が減少した。東北部のみは国内向け食糧作物のシェアが増加した。

農業近代化の諸相のうち最も重要な技術の高度化には目を見張るものがあった。輸入代替工業化によるトラクター、化学肥料等の国産化の進展を背景に、トラクターは70年の157千台から75年には323千台と約2倍に増加し、1台当たり耕地面積は70年の217ヘクタールから130ヘクタールに減少した。これを地域別に見ると、台数の増加では中西部、南部、南東部で大きく、1台当たり耕地面積では南東部、南部で90ヘクタール前後、サンパウロ州では52ヘクタールに減少したのに対し、中西部では150ヘクタールであった。

もちろんこの水準はサンパウロ州を除きアメリカの1台当たり耕地面積の50ヘクタールには及ばなかったが、機械化の進展は著しいものであった。また肥料(N, P2O5, K2O)のヘクタール当たり使用料は、南部、東南部では30キログラム程度に増加し(アメリカでは約50キログラム)、その他、品種改良、栽培法も進歩した。

技術の進歩によって単位当たり収量はある程度増加したが、食糧危機による需要の増加や価格の高騰、軍事政権の融資の拡大を中心とした政策の拡充等によって、大豆の収量が競合作物より有利となり、そのため未開発地の開発や他作物からの作付けシフトが盛んに行なわれ、生産の拡大は専ら面積の拡大に依存した。生産の拡大した他作物においても、1, 2の例外を除き、生産の拡大は面積の拡大によるものであった。

以上の農業生産の成長、近代化の過程で南部諸州や中西部の開発地等では、大豆等の新しい作物の栽培を中心に家族経営や企業農場等の企業的農業者群が生育した。75年センサスによると、1,000ヘクタール以上のラティフンディオは農場数で僅か1%に過ぎないが、所有土地面積は40%にも達しており、反対に100ヘクタール未満のミニフンディオは農場数で9割にも上るが、その所有土地面積は20%余に過ぎない。このような大土地所有優越の状況は、従来より10ヘクタール未満層のウエイトが農場数で高まったほか、大勢として、大きな変化は見られなかった。しかし地域別に見ると、サンパウロ州を始め南部諸州では10ヘクタール未満の零細農と1,000ヘクタール以上の大農のウエイトが減少した反面、100~1,000ヘクタールの中農層が増加し、かなりの土地の集積も見られ、新しい企業的農業者群の生育を明瞭に読み取ることが出来た。また、これら諸州の大豆の作付面積は概ね50ヘクタール未満であるが、リオグランデ・ド・スール州では、数は少ないが200~500ヘクタール以上層の面積割合が大きくなっており、これも企業的農業者群の生育を示すものと見られた。なお、これらの地域では10~100ヘクタールの小農の割合が高くブラジルで一般的な均分相続によるものと思われた。

大豆生産増加を中心とした生産構成の変化に伴って搾油工場等のアグロインダストリーの成長も農業の近代化を示す重要な現象であった。大豆の搾油工場の大半は、従来からの落花生、綿実、ひまわり等を中心とした小規模工場であったが、70年代初めから多国籍企業による近代的な搾油工場の建設が相次ぎ、3州でブンゲ、カーギル社等11社に上った。また、既述のとおりオレンジの果汁工場も建設された。

また、アグロインダストリーの成長とともに、4州では農業協同組合が発展し、パラナ州のカスカベル農協、リオグランデ・ド・スール州のコトリジュイ農協等は大豆の生産と流通事業を中心に活発に活動し、サンパウロ州のコチア

産組は馬鈴薯等野菜の取り扱いを中心に成長した。

(3) 農業開発の組織的推進とその基本的考え方

以上のような農業の成長、近代化の過程において、ブラジルでは対外的には農産物、特に大豆等の油糧種子やとうもろこし等の飼料穀物の世界における有数の供給者となり得るという認識が生まれ、農産物の輸出に力を入れることが必要となった。また国内的には、食糧生産の停滞あるいは国内需要の増大により、食糧等の必要な国内の供給確保が求められた。このような内外の要請に対応して、農業開発は農産物の国内需要に見合った国内供給の確保をした上で、工業化のための外貨の確保のほか、増大する世界の需要に対応した輸出の拡大を目的とするようになった。

そのための方策としては、大規模なフロンティアの開発による農業領域の拡大、既耕地を含めた技術の開発、普及による生産性の向上及び政策手段の効果的運用の3つを柱として組織化、体系化し推進した。そのうち第1のフロンティアの開発は、生産の拡大が要請される中で、従来から生産の大半を担った南部諸州の先進地の開発が限界にきたことから生じた。南部3州及びサンパウロ州では州内の肥沃な土地は既述の農業の近代化に伴う構造変化とともにほとんど開発し尽され、今後伸びるとしても限界があった。これらの州の農耕地面積の比率を他州と比較すると、1975年で北部0.3%、東北部6.8%、南東部11% (サンパウロ州22%)、南部22.3%、中西部2.6%であった。ブラジル全体の平均が5%であったので、南部4州の比率が高く、開発の進展を示すものであった。

また、南部諸州では、均分相続のため土地の細分化が進み零細農が増加する傾向があり、そのため2、3男対策としてもフロンティアの拡大が必要であった。2世、3世のうちには狭い土地で農業をするよりも広い土地で大農経営を行いたいとする企業家精神に富んだ人材が増加していた。

当時フロンティアとされたものには2つのタイプがあり、ひとつは北部、東北部、中西部等の行政単位のもの、他の一つはアマゾニア地域 (バルゼア、テラ・フィルメ)、サンフランシスコ河流域、セラード地帯等の特殊地域であった。これらフロンティアにはそれぞれ地域の特性があり、開発の目的に沿った適地が対象となり、既述のように多くの農業開発計画が打ち出された。

第2の技術の開発、普及は、既耕地の生産性の低位やフロンティア開発の阻害条件の克服のため緊急に必要であった。既述のようにブラジル主要食糧作物等の単位当たり収量は大豆を除けば一般に低く、また、サンフランシスコ河流域やセラード地帯等の開発のために多くの阻害条件があり、灌漑や土壌改良等の技術の開発、普及が何より緊急であった。1973年にはEMBRAPAが

設置され、多くの国際センターや外国の大学での技術者の研究による人材の育成、セラード地帯での酸性土壌の改良等による技術革新、国内食糧のほとんどを担う小農の技術の改善等を重点とする業務を始めた。

第3の政策手段の効率的運用については、融資の高度成長に伴う商業銀行の農業貸し出し義務額の増加による拡大をはじめ、73年からのとうもろこし輸出規制、同年の大豆の一時的禁輸等が行なわれた。このような農業開発の目的や方策についての基本的考え方は、その後重点の置き方に多少の相異はあったが、ほぼ80年代末まで歴代政権が踏襲したものであった。

ところで、当時のブラジルでは、開発の効率的、効果的推進のためには、フロンティア開発における生産、流通をオーガナイズする能力や技術の開発能力を向上する必要がある、また必要資金の導入も必要であった。そのため多くの経験や技術能力、経済力を持つ先進国の協力を期待し、民間資本の投資を歓迎した。特に日本に対しては、その高い技術水準や経済力のほか、移住者の農業開発に果たした実績などから積極的な政府の協力と民間資本の投資を期待した。

日本もまた協力の対象国としてブラジルを重視し、日本のブラジルへの協力とブラジルの農業開発についての基本的な考え方には互いに合致するものがあつた。日本のブラジルへの協力は、農産物、特に大豆、飼料穀物等の開発に積極的に協力し、ブラジルの経済発展に資するとともに、長期的にはブラジルの国内需要を満たした上で生ずる輸出余力をわが国への供給源として確保することを目的としたものに対し、ブラジルも国内需要に見合った国内供給を確保した上で輸出の拡大を図ることを目的とし、両者の目的は完全に合致した。また、そのための方策としては、日本は大規模な開発事業につき新に設立した国際協力事業団の開発投融资により、政府と民間が有機的連繫を保ちつつ、技術と資金の両面にわたる総合的支援を行なうこととしたのに対し、ブラジルは大規模なフロンティアの開発を計画し、政府による技術の開発と資金の供給を期待し、民間資本の投資を歓迎し、両者の方策は符合した。これが協力事業を実施するに至った基本的な背景をなすものであった。ブラジルは日本大使館と農務省担当者によるセラード地帯の合同調査を予定するとともに、公式、非公式にセラード地帯農業開発事業やサンフランシスコ河流域農業開発事業に対する協力要請を行ったほか、国際協力事業団の新規業務の検討等を行った。

3、セラード地帯の特性と農業開発

(1) セラード地帯の特性

ブラジルが日本に協力を要請した案件のうち、セラード地帯の農業開発は長期的に最も重要で実現性の高いものであった。セラード地帯は、ブラジル中央台地を中心に中西部、東北部の南西部に広がる広大な地域で、面積1億8千万

ヘクタールといわれ、ブラジル全土の約2割、ヨーロッパの農地面積に匹敵する広さを持っている。その約7割はゴヤス、ミナス・ジェライス、マットグロッソ州の3州に分布し、セラード地帯の中核地域を形成し、その他の3割は北部南部の周辺地域である。

セラードとは、厚い樹皮と捻じ曲がった幹の灌木が草原の中に散在する植生相の景観につけられた名前前で、ポルトガル語では「閉ざされた」という意味である。草や低木が藪を造り容易に人を寄せ付けない、あるいはやせ地で利用価値がないので人が近寄らないという意味を込めてつけられたものであろう。その名のとおり当時までほとんどが自然放牧又は未利用の状態で放置され、開発は出来ないものとされていた。事実セラードにはインディオが定住した跡はなく、農業で栄えた町もなく、古い町は金鉱の町や内陸からサンパウロに金を運ぶ荷場町であった。しかし当時の世界的な食糧需要と開発技術の進歩は、このようなセラードの観念を一変させた。セラードの荒野は将来の世界の重要な食糧供給基地の一つとなり得るものとされ、人類の未来を開く大きな夢が託されるに至った。

セラードは樹木の高さや密度によってセラドン、セラード、カンポ・スージョ及びカンポ・リンポの4段階に区分される。セラドンはセラードと森林の間で、森林より規模が小さく密度も小さい。8メートルから10メートルの高さの高木と3メートル位の密生した低木が生えている。セラードは狭義のセラドンで樹高3～9メートル位の、幹や枝が捻じ曲がった樹皮の厚い低木が生えている。カンポ・スージョは汚い野原という意味で、樹高1メートル位の貧弱な低木がまばらに低く横に枝を広げている植生、カンポ・リンポはきれいな野原という意味で、樹木がほとんどなく低木が所々に生えている植生をいう。農業的利用の面から見た土地の良さは、配列の順に前の方ほど良い。

セラード地帯は概ね熱帯性気候で、年間の気温は17度から26度である。1～3月が高く、6～7月が低く、1日の温度差が10～15度位ある。日照と気温は作物栽培に適している。年間降雨量は最低1,000ミリメートル、最高2,000ミリメートルで、ブラジリアの年平均降雨量は1,500ミリメートルである。セラード地帯中央部では、通常9月に雨期が始まり、11月に最も降雨量が多く、翌年3月に終わる夏雨型である。10月から3月までの春と夏の間、この地域全体に赤道大陸気団が広がり、これが高温多湿で激しい降雨をもたらす。4月から9月までの秋、冬はこの気団が赤道帯に後退し、この地域の北部に大西洋赤道気団が、南部に大西洋熱帯気団が入り込み、これら両気団とも安定し乾燥しているため降雨がなくなる。

このような大気の循環と降雨は時として不規則な変化をもたらすことがある。これによってセラードでは、年によって雨期中に小乾期が現れることがあり、

「ベラニコ」と呼ばれる。12月から1月に1～2週間、時には4週間も全く降雨を見ない。過去の経験では3～4年に一度の頻度ではあるが、セラード農業の重要な制約要素となっており、泣き所である。

セラード地帯には、アマゾナス河、トカチンス河、アラグウィア河、サンフランシスコ河をはじめ大小河川の流域が含まれ、これら河川の水量は豊富である。また地下水も一般に豊富で、その量は平均降雨量の3年分に相当するとも言われる。地下15メートル位の浅井戸でも水の出るところが多く、湧水も多い。

ブラジルは地球上で最も古いブラジル楕状地の上に乗っており、その低い部分に堆積層の地帯が形成されて出来ているといわれる。ブラジル中央高地に広がるセラード地帯は、ほとんどがこの古い時代堆積した水平層からなり、地形は平坦、もしくはゆるやかな起伏をなしている。地層は堆積後現在に至るまでの長い地質時代を通じてほとんど*止状態に置かれ、浸蝕のみを受けてきたと思われる。

このような長い間の浸蝕と熱帯の高温により、セラード地帯の土壌は主としてラトソールである。その母材は様々で、先カンブリア紀、シルリア紀の岩石、第三、第四紀の堆積層を含んでおり、生成が極めて古く、深層まで風化され、赤色又は黄色の、一般に粘土質の土壌である。多くの場合二、三酸化物に富み、酸性が強く、PHが表層で4～5、下層で5～6という状況で、有効態リン酸が少なく、養分塩基にも欠乏している等化学的には劣悪である。しかし、土層は深く、多孔質で砕土し易い等物理学的性質は優れている。

セラードの植物は、永年性の高木、低木、短命性の多種類の草本及び短命性のイネ科草本の3種類に大別される。永年性植物の大部分は深い根系を持ち、あるものは地下水層まで根をおろす。多くは幹が捻じ曲がり、樹皮が厚く、葉にニス塗ったような光沢のある硬質で出来、又は繊毛や厚い衣を持っており、その種類は500種に上るとも言われる。気孔は一日中開き、葉面より水分を絶え間なく蒸散している。短命性の草本植物は低く地表を覆うもので、芝が多い。植物の高さは50センチメートル位で、葉は硬く、芝様の細く毛深いものが多い。まめ科の栄養価の高いものや、ある種の菌も存在する。イネ科草本は多くは永年性であるが、根が地表から1～1.5メートルに限られ、乾燥に影響され、雨期に繁茂し、乾期に葉を失う。

セラードでは、自生する樹木や灌木の採取、利用が行なわれる。樹木からはマンガベイラの実の抽出、ベキゼイロの実の利用(薬用)アカシアのタンニン抽出等がそれである。また灌木からは製鉄用の木炭が生産される。ミナス・ジェライス州では製鉄量が多いが、これに必要な木炭の大半はセラード地帯で生産される。灌木の繁茂の密度や木炭の相場にもよるが、1ヘクタールに40㎡

の灌木があれば、それを焼いて作った木炭の代金でその土地が買えるといわれる。

セラードでは、灌木や草本を利用した伝統的な放牧がほとんどの地域で行われる。放牧地の面積は当時9,000万ヘクタールを超え、セラード総面積の5割以上に及ぶ。当時ブラジル全土の牛の約4割がセラード地域で放牧されていた。放牧は植生の自然のままの利用が大勢を占め、改良牧野によるものは全体の15%程度に過ぎない。一般に年間を通じて利用され、大部分の地域では植生に新しい芽を出させるため、6～8月に火入れが行なわれる。セラードではカビン・ゴルゾーラやまめ科の野草が、カンポセラードではクビン・ブランコ、カビン・クレジーニャ等の栄養価の高いものが利用される。また、人工牧野では、カビン・コロロンオン、ジャラグワ、ブラッキセリア等が用いられる。牛はゼブ種が多いがネローレ種もかなり導入されている。自然放牧では生産性が低く、ヘクタール当たり牛肉生産量で15キログラム、生体で30キログラム程度といわれ、人工牧野で牛肉生産量で80～100キログラム、生体で160～200キログラムの生産が可能とされた。

セラードでの農業的土地利用は、当時約600万ヘクタールと推定され、セラード総面積の4%に過ぎない。作物は伝統的な米、とうもろこし、フェジョン、キャッサバ、甘藷がほとんどで、60年代末になって大豆の栽培が増加した。米は主食用のほか南東部等の消費市場向けに栽培され、面積約200万ヘクタールで全国の約38%を占めた。1ヘクタール当たり1.2トンで全国水準の1.5トンを下回った。とうもろこしは約150万ヘクタールで主食用及び飼料用に栽培される。フェジョン、キャッサバ、甘藷は主食用に栽培され、面積に大きな変化がない。大豆は70年の2万ヘクタールから75年には約8倍の17万ヘクタールに増加した。

このようなセラード地帯の土地利用は、セラード地帯で特に著しい大土地所有優越の土地所有構造と深く関係があると思われる。既述のようにブラジルでは一般に、一方で植民地時代のセスマリアに起源をもつ少数の大土地所有者が広大な土地を持ち、極めて粗放な利用を続け、他方では多数の零細土地所有者が小規模な土地で自給生産を行なっているが、このような土地所有の状況はセラード地帯で特に著しい。75年センサスによりセラード地帯の中心に位置するゴヤス州と商品生産の進んだサンパウロ州を比較すると、ゴヤス州では、農場数で5%程度の1,000ヘクタール以上の大土地所有者が総面積の50%に及ぶ土地を所有するのに対し、農場数の56%に及ぶ100ヘクタール未満の小土地所有者は僅かに7%の土地を所有するに過ぎない。これに対し、サンパウロ州では、1,000ヘクタール以上の大土地所有者は農場数で1%、面積で30%で、100ヘクタール未満の小土地所有者は農場数で86%、面積

で26%で、大土地所有の優越の度合いが相対的に低くなっている。大土地所有者の耕地の利用率は低く、穀作農場は小規模のものが多く、ゴヤス州では農場数の70%までが10ヘクタール未満であり、サンパウロ州では10ヘクタール未満の穀作農家は全体の58%である。これら零細農場では技術、知識や資金の不足から新技術の導入は困難で、生産性は低くならざるを得ない。

セラード地帯の土地の占有は16世紀末から砂糖の時代に東北部で始まった。もともと牧畜は、食糧確保のほか製糖工場に必要な動力源（石臼の回転と輸送用）確保のため生まれたもので、初めは砂糖農場の中で行なわれたが、砂糖経済の拡大とともに、砂糖きび畑の拡張に伴って地味の痩せた奥地に追いやられ、牧場主は新にセスマリアを分与されて広大な放牧場をもつ経営主に転化していった。セスマリアはリーン・スミスによると、当初は普通1辺が少なくとも2リーグ（約7.5マイル）であったというから面積にして少なくとも14,000ヘクタールということになる。放牧地は1辺が少なくとも10リーグであったということから、面積にして少なくとも数10万ヘクタールに及ぶ広大な広さのものであったと推察される。牧場主は沿岸部の都市に住み、管理はヴァケイロと呼ばれる10数人の牧童に委ねられた。牧童は年季が明けると自ら育てた家畜の何割かを報酬として受け取り、新に独立し、分与されたセスマリアで牧場を開いた。こうして東北部のセラードは占拠されて行った。

中西部のセラード地帯の占拠は、主に18世紀の金の時代に行なわれた。17世紀末にミナス・ジェライス州やゴヤス州東南部、マツグロソ州パラグアイ川上流地域に金、ダイヤモンドが発見され、大量の人口が採鉱地域に殺到し、空前のゴールドラッシュを招いた。牧畜は砂糖の時代と同様食糧や金の輸送の確保のための重要な手段となった。人口の増加につれ鉱床のあるところやそれに通ずる街道の宿駅には大小の集落や中心地が生まれ、牧畜はその地域に新たに設けられた大面積のセスマリアを得て食糧作物の栽培とともに行われた。

金の時代は18世紀末を待たずして終わったが、鉱山労働者の多くはその地域に止まり、セスマリアにおいて牧畜や自給的食糧生産を行なうようになり、またその頃からセスマリアの分与が一般性を失い、1822年のセスマリアの停止とともに無断定住が一般的となった。東北部やミナス・ジェライス州から多くの牛を伴った入植者が侵入し、放置された土地を転々とし、草生の比較的良好な大面積の土地に定住し、占拠は奥地にまで及んだ。このようなセスマリアや無断定住による占拠は1850年の土地法によって所有として認められた。

セラード地帯では、このような習慣的な牧畜と大面積の土地所有が形成される一方、その過程で大面積の牧場は相続を主因として分割が進み、大牧場のほか中小の牧場が形造られた。また夥しい数のアグレガード（隷農自由民）やモラドール（無断定住者）を起源とする多数の零細、貧農が生まれた。このよう

にしてセラード地帯を特徴づける少数のラデフディオと多数のミニフンディオの牧畜と土地所有構造が形成された。戦後はブラジリアの建設に伴う放射状の幹線道路の建設や鉄道の開通により、小規模の農業生産も行われるようになり、土地所有の両極構造はむしろ強められた。

セラード地帯はまた、慣習的な牧畜と大土地所有優越の土地所有構造に対応して、社会環境も停滞的であった。郡の人口は普通1～2万人であったが、その8割程度は金鉱や***、商業や船着場等に端を発する都市あるいはその近郊に住み、残りの2割程度が牧場の水の得易い集落に住んだ。人口の都市集中は、牧場の多くが人手を要しないことから働き口が少なく、自給自足の生活しか出来ないためであった。これら地域の住民は初等教育さえ十分に受けず、農業についての知識や技能に至ってはほとんど持たなかった。

(2) セラード地帯の調査、研究の進展と農業開発の可能性の増大

セラード地帯の調査研究は、植物生態学の父、デンマーク人、J・E・B ウォーミングのAGOASANTA（1892年発刊、1908年ロエフグレンによりデンマーク語で翻訳）で始まった。この著書は、ミナス・ジェライス州のセラード地域の植物についての詳細な植物誌的分析で、生物とそれが生きている環境との関係を研究する、ブラジルではかつて行なわれなかった生態学的研究の最初の試みであった。その後長くセラードに関する最良の著述とされ、ミナス・ジェライス州では州政府版としてポルトガル語に翻訳され、1973年にはサンパウロ大学で再版された。

この著書によれば、セラードの成因について、ブラジル高原はかつて森林に覆われていたが、乾燥化に伴って森林が退行し草原への方向を辿ったとされた。この気候重視説はウォーミングに先立つグリゼバッハ（1872年）に始まり、ウォーミングがこれを受け継ぎ（1892、1909年）、シリベル（1905年）、ハイエック（1926年）、ベネス（1929年）、ブイレンヌ（1930年）、マイエルス（1936年）、スエースとトーンスト（1940年）により引き継がれたものであった。また、この乾燥説に対して、頻繁な野火や火入れがセラードの森林化を妨げたという野火説もセラード成立の有力な説として古くから唱えられてきた。ウォーミングの時代から後の50年間セラードの植生は頻繁に火入れをする長い厳しい乾期にあるために乾性植物であると考えられてきた。

しかしこの説は、先ずラウチャーとフェリー（1943年）によって疑問がもたれた。彼らは乾期の最盛期でさえセラードの植物はほとんど枯れないという事実に驚いた。それ以来セラードを一層よく理解するため綿密な研究計画が立てられ、サンパウロ大学のフェリーの指導のもとに、土壌学者、地形学者、

気候学者、動物学者、農学者等が集まり、問題解決について定期的に討議し、試験結果を持ち寄り研究を始めた。これらの研究により、一般にこれまで考えられたように水は制限因子ではなく、セラードの木本植物の大部分はほとんどいつも湿っている土壤中に深く根を下ろしているため、自由に蒸散を行なえることが明らかとなった。

次の段階は、セラード地帯に関する土壌学の研究が進み、セラード高原の土壌は世界で最も古いとされる白亜紀から100万年間風化を受け、熱帯気候条件で極度に溶脱が進み、粘土鉱物のカオリナイトやギブサイト段階まで風化した極度の溶脱土壌であることが明らかとなった。これらの研究成果について、1958年にアレンス、フェリー、コーチョーニは「養分欠乏性硬質形態説」を提唱した。この説によれば、セラードの植物は光、水、空気の十分な条件下で、光合成により炭水化物、脂肪を過剰に造りだすが、無機質の不足のため蛋白質を造ることが出来ず、植物の生育が阻害されるとされた。これまで乾燥形質と考えられていたセラード植物のクチクラ層や樹皮の異常な発達、細胞の小型化等も土壌養分の欠乏に起因するというものであった。

更にグットランド（1969年）は、セラードの景観の配列が土壌養分欠乏の段階に対応していることを明らかにし、カンポスジョは痩せた土壌に、セラドンは肥沃な土壌に、またセラードは中間に出現することを示し、この肥沃度の違いは実はアルミニウムの障害の強弱であるとした。アルミニウムはセラード土壌に基本的に作用し、酸度を高め、養分欠乏性硬質形態の原因の一部、特に燐酸カルシウムを不可給態にするというものであった。

以上のように、セラードの成因については定説はないが、次の4つのタイプがあるといわれる。(1) 気候要因（耐乾燥性）、(2) 野火説、(3) 土壌要因、(4) 土壌と気候要因。このうち(4)の要因が有力となり、セラードは極小栄養状態と半乾燥性の生態系であると考えられるようになった。フェリー（1973年）はブラジル中央高原の大部分あるいは全部は一次セラードであり、中央高原から遠くにあるサンパウロ、パラナ、ノルデスデのセラードは、土壌と気候という自然環境を変える人為作用と、植生自身がこのような干渉に対して耐性の少ない種を排除したり、外のものを容認することによる二次的なものとした。人為的要因、特に野火によるセラードの起源説は受け入れられないとした。

何れにせよセラードは、ツンドラでも砂漠でもなく、豊かな日光と水と温度に恵まれたなだらかな土地であるが、これを農業開発の観点から見ると多くの問題があった。農業生産上最大の阻害要因は、セラードが高緯度地域にあり、乾期と雨期の区別が明瞭で半年近い乾期の長さは作物の種類、品種、周年栽培を制約する。一般に1年生作物の栽培は、雨期に限られ、永年生作物も厳しい

乾期の存在により種類や生長は制約される。1年生作物の栽培期間に襲来するベラニコは作物に干害の被害を与え、他方播種時期や収穫時期の長雨は適期の農作業を困難にし、収穫物の減少や品質の低下の要因となり、また強雨は土壌浸食の重大な要因となる。

セラードは緩斜面ないし平坦な地形の分布が広く、土壌の物理性がよいことは大型機械の利用を容易にし、地価の安いことと相俟って大規模機械化農業を可能にする。しかし土壌の酸性が強く、有害なアルミニウムの含有量が高く、各種作物養分に著しく欠乏していることは、農業利用の一大障害で、これの克服なくしてはセラード農業は成り立たない。土壌の改良と適切な養分補給はいかなる作物の導入に際しても必須の事項である。また、セラードの土壌は透水性、通気性はよいが保水性はよくない。これは土壌中に水が流下するような比較的大きな孔隙は発達していても、作物に徐々に水分を供給できるような比較的小さな孔隙が少ないからである。このような土壌の物理性は土壌によって基本的に決定され、土壌の体質であるだけに改善は容易でない。

セラードは以上のような自然的条件による問題のほか、社会、経済的条件による制約がある。一般にセラード地帯は市場との距離が遠く、道路、鉄道、電化等の整備は著しく遅れ、社会、経済的条件は劣悪である。公共投資とともに低利の農業融資が進められなければ農業開発の進展と農業生産の定着は望めない。

以上のような問題点に対し、気候的問題に対しては適作物、適品種の研究が進み、大豆、陸稲、小麦、キャッサバ、とうもろこし、綿、フェジョン等の栽培可能性が立証された。また適品種についても、特に大豆の高緯度適応品種の育成が急速に進んだ。大豆の育種については、60年代までは州政府や大学等による品種の導入試験等の個別研究が主であったが、69年にリオグランデ・ド・スール州で大豆研究計画が策定され、品種の地域適応性の研究等の組織的研究が始まり、71年には研究プロジェクトが開始された。75年には国家大豆研究計画が策定され、全国的な大豆育種研究が行なわれるようになった。またベラニコについては、農業者の中ではこれを前提として作物栽培を行なうものとする考えもあったが、これの克服のため品種の選択、施肥法の改善等栽培技術上の研究が進んだ。

また土壌改良については、ある種の土壌で石灰施用が有効であるということは酸性の発見までに経験的によく知られていたが、セラード土壌の研究が進み、石灰の施用は酸性の中和、有害アルミニウムの抑制に必要不可欠なものとなり、セラード農業開発の基礎を確立した。幸いにしてセラードのラトソール土壌は粘土の緩衝能力が小さいため日本の火山灰の中和石灰量に比べ10分の1で改良が可能で、しかもセラード地帯は地層が古いので石灰山が点在し、石灰

を手近に入手できるようになった。作物の必須養分の一つであり、酸性土壌の改良にも役立つリン酸資源もセラード地帯に埋蔵されていることが判明した。その他作物の養分として窒素、加里、マグネシウム、各種微量元素の適切な補給方法も進んだ。また有機質の施用が土壌の団粒を形成し、土壌の物理性の改良のみならず、緩効性肥料として施用されるようになった。

なお、セラードの社会、経済的問題についても、その重要性が認識されるようになり、フロンティア開発において、この問題の充実が図られるようになった。このような情勢の変化によりセラード開発の可能性が増大した。

(3) セラード地帯の先駆的農業開発

政府によってセラード農業開発が行なわれるようになったのは、1940年代のゴヤス高原（アナポリス地方）に開設した「セラード植民地30万ヘクタール」の計画が最初であったといわれる（コチア産組60年史—1987年）。当時の農業技術は幼稚で、セラードの自然を克服することが出来なかった。

その後72年になって、ミナス・ジェライス農村開発財団（ルーラル・ミナス）が連邦政府、州政府の資金をもとに西北ミナス地域で入植による開発を進める「西北ミナス開発計画」を実施したが、入植農家の規模が1戸65ヘクタールと小さく十分な成果を挙げる事が出来なかった。また、セラード地帯の開発を目的とした計画ではなかったが、第1次国家開発計画に基づく中西部開発計画、サンフランシスコ河流域開発計画等の地域開発計画が実施された。なお、民間企業等では74年に丸紅がマットグロッソ州で日系人による大豆の栽培をはじめ、ジャスコも同時期に同州で大豆等の開発を始めた。

セラード地帯のみを対象とした農業開発を目的とした最初の開発計画は疑いもなくミナス・ジェライス州政府による「セラード地域における総合融資及び組織化計画」であった。この計画は当時のパチェコ知事の指示によりパウリネリ農務長官が推進したもので、同州三角ミナス及びパラナイバで、ミナス・ジェライス州開発銀行とミナス・ジェライス州農業技術援助公社（ACAR）が、70年台に初めから試行錯誤を重ね1973年に完成した。計画は同地方のセラード20万ヘクタールを対象に、74年より5カ年間に十分な融資とそれと結びついた技術援助により、企業的農場（平均規模625ヘクタール）を育成し、国際競争力のある農業の開発を目指したもので、セラード地帯でのコマーシャル農業開発の嚆矢となった。

総合融資計画と並んでセラード開発史上重要な足跡を残したものは、アルトパラナイバ開発計画（通称パダップ計画—PADAP）であった。この計画は1972年末ミナス・ジェライス州政府が上記総合融資計画に参加する農業者のために融資基金を設定したことを発表するとともに、コチア産組に対しても

参加の可能性を打診したことが契機となって生まれた。当時コチア産組の組合員は9,000家族に及びサンパウロ州を中心にブラジル南部で営農していたが、コチア産組内部では営農形態の近代化や次代に引き継ぐ経営のあり方等が議論され、69年及び72年の大霜害もあって近代的な大農式営農形態への脱皮の気運が急速に高まっていた。ミナス・ジェライス州からの打診は偶々このような時期であったので、コチア産組は州政府の要請に応え早速計画を作成し、州政府に提出した。計画は1~2万アルケール(2万4千~4万8千ヘクタール)の土地を1区画250~500ヘクタールに分割し、これに100家族の農業者を入植させ、高度の農業技術を駆使し、協同組合主義に基づく生産団地を造成するというもので、その際従来からの植民地造成の苦い経験から、インフラストラクチャーの整備は政府資金で整備することが前提であるとした。

このコチア産組の構想は、州政府の容れるところとなり、両者の間で協力の基本原則を定めた。これにより州政府は計画を設定するとともに、州農業開発財団(ルーラル・ミナス)を通じて実施を統轄し、コチア産組は州政府の要請を受けて計画の実行、管理団体としてこれに参加し、その際必要なインフラストラクチャーの建設は政府が行い、営農に必要な中・長期の資金は州開発銀行等を通ずる融資を保証することとした。この方式は伝統的な植民地造成事業ではあるが、従来のそれのように政府が所在地又は収用地を民間企業や入植者に割安に譲渡し、後は民間の資金と責任において開発するというものとは異なる官民協力の新方式とされ、公式名称に指導、定着(ASSETAMENTO DIRIGIDO DO ALTO PARANAIBA)の言葉が挿入された。

73年6月、大統領令によってミナス・ジェライス州西部のサンゴタルド郡を含む14郡にわたる約6万ヘクタールの地域が農地改革の優先地域に指定され、同年9月地域の収用命令が発せられた。収用土地のうちコチア産組の入植地は全体の4分の1に当たる24,000ヘクタール(うち1,000ヘクタールは試験場用地、1区画250ヘクタール、90区画)とされ、残りは周辺区に居住する土地所有者に地権を与え同計画の構成員とされた。

コチア産組の入植事業は5カ年計画で推進し、ルーラル・ミナスが主となって測量、分割整地等を進め、コチア産組はこれに応じて入植農家を選考し、74年に26戸、75年に残りの64戸を入植させ、大型機械化技術を導入し、営農指導に当たるほか、資材の供給、生産物の販売等を行い、また、農事試験場のほか共同利用施設を整備した。州政府関係機関は、道路、電化等のインフラストラクチャーの建設、技術援助等に協力し、また、州開発銀行は中央銀行の代行機関として必要な資金の融資を行った。資金は初年度は総合融資計画等で、第2年度は後に述べるポロセントロ計画で賄った。このようなコチア産組、州政府の支援のもとで入植農家は生産活動を進め、入植5年目で主力作物の大

豆で好成績を収め、小麦の導入に成功し、コーヒー栽培についても可能性を実証し、米については問題を将来に残したものの、とうもろこし、馬鈴薯、蔬菜、果樹等の栽培にも成果を挙げた。経営の面でも概ね順調な発展を辿り、更に雇用の創出、インフラストラクチャーの整備等による地域社会への貢献も少なくなかった。

パダップ計画の成功は、何よりも政府、農協、入植農家が一体となり、その組織的対応によって未知の分野のセラード開発に挑んだことによるところが多く、セラード農業開発のモデルとして先駆的役割を果たしたものであった。

第 1 章

日伯農業開発計画の合意と第1段階試験的事業の準備 並びに会社の設立（1974. 9～1978. 11）

第1節 日伯セラード農業開発計画の合意

1、両国首脳による共同発表

（1）駐伯日本大使と伯農務大臣との会談並びに日伯合同調査

ブラジルでは1973年秋の石油危機とそれに続く工業先進国の景気後退がブラジル経済に与えた影響は大きく、国際収支の悪化とインフレの再燃が懸念される中で、74年3月、ガイゼル政権が発足し、歴代軍事政権が正当性の根拠とした国内治安の確立と経済の発展という基本政策をそのまま踏襲した。新政権の農務大臣に就任したパウリネリは、就任に当たり新政権の農業政策においては国内食糧の確保とともに輸出の振興に力を入れる意向を明らかにした。パウリネリは前ミナス・ジェライス州農務長官で、在職中同州の総合融資計画の推進等セラード農業開発の実績が買われて農務大臣に就任した人であった。新農務大臣の輸出重視の姿勢は、ブラジルが世界の食糧、飼料の供給者となるためセラード農業開発を必要とした時代の要請に対応したものであることが出来よう。

農務大臣の輸出重視の意向に共感を持った当時の駐伯宇山大使は、4月、新大臣に表敬訪問の際、日本の輸入に依存せざるを得ない食糧、飼料の安定供給の必要性を説明し、大豆、とうもろこし、ソルガム等を中心にブラジルでの共同開発を提唱した。農務大臣はこれを大いに歓迎し、具体化のため協議していききたいとした。これを受けて伯側はまもなく開発事業の具体的試案を提出するなど意欲的であった。

5月初め、当時の田中総理のメキシコ及びブラジル訪問が9月に行なわれることが本決まりとなったことから、それに関連して必要な準備のため、日本大使館と伯農務省とが共同して現地調査を行なうこととなった。調査は、当時の日本大使館の高田書記官と伯農務省の栗林大臣補佐官等が当たり、ミナス・ジェライス州及びマツトグロッソ州のセラード地域を対象に6月初めに行なった。調査対象地域は農務大臣の示唆があったとはいえ、日伯双方ともセラード地帯は将来の世界の食糧供給基地となるであろうとの予想を持っていたためであった。またセラード3州のうち、ゴヤス州を除いたのは、同州が全く新しい将来の開発対象地として考えるのが適当と考えたためであった。

調査の結果、マツトグロッソ州は耕地化可能の未利用地が多く、特に南部では道路の舗装も進んでおり、開発の可能性は高いものの、当時は南、北マツト

グロッソに分割される前で、州政府の意思統一が南北で必ずしも十分でなかったのに加え、南部を除きインフラストラクチャーの整備が遅れ、アグロインダストリーも不足し、試験、研究、普及も遅れているなど当面の開発対象地域としては必ずしも適当でなかった。

これに対しミナス・ジェライス州は、マツグロッソ州とは対照的に、州政府の行政能力が優れ、農業融資機関や普及組織も優秀である上に、インフラストラクチャーがよく整備され、州内に農産工業も多いなど開発地域として最も適当であると考えられた。この調査結果の報告書は7月末に完成し、両国政府に送付、検討された。いうまでもなくこの調査報告書の検討結果が田中総理訪伯の際の首脳会談の参考とされ、また協力計画のいわば構想の発掘調査の役割を持つものであった。

(2) 両国首脳の会談と共同発表

田中元総理は74年9月16日ブラジルに到着し、互いに符合する両国の経済事情を背景に、ガイゼル大統領と2回の会談を行なった。会談においては両国間に存在する友誼と相互信頼を再確認するとともに、相互に関心を有する国際情勢や二国間の貿易、投資等広範囲にわたる問題につき話し合いを行なった。その中で、具体的プロジェクトの一つとして総理から食糧に関して、日本は長期的に安定した供給を望んでおり、そのため必要とあればブラジルの農業開発に協力していきたいとしたのに対し、大統領はブラジルは国内の需要を満たすことを重点とし、当然土地開発も考えている。ブラジルは土地や水に恵まれているが、資本や技術がないので日本からの協力の可能性は大きいとして、両国間の農業開発協力についての意見の一致をみた。

両国政府は首脳会談を受け、17日共同発表文を明らかにした。共同発表の中で、両国間の経済協力について、ブラジル経済に対する日本の投資はブラジル国家経済計画の枠組み内で歓迎されるとし、ブラジルに対する日本の投資が増大し、引き続き両国に対して利益をもたらすことを期待する旨表明した。次いでアルミ精錬、アマゾン地域水力発電、森林パルプ開発に両国が本格的に取り組むことになったことに満足の意を表明するとともに、農業開発に関する協力について次のように合意した旨明らかにした。

「大統領と総理大臣はブラジルの農業事情 (Agriculture Enterprise) におけるブラジル資本と日本の民間資本との間の一層の提携の可能性を歓迎した。

これら事業はブラジル側が過半数の資本を持ち、農産物の生産、企業化及び商品化に従事し、ブラジル国内市場の需要に優先度を与え、かつ生産の一部は輸出向けに計画される。

両国政府は、これらの農業事業に対する適切な支援について検討する予定である。」

共同発表ではこのほか、漁業開発における協力、科学技術協力、文化交流の拡大等について合意するとともに、両国が共通の利益と関心を有する問題について検討するため閣僚協議会を設置することを決定した。

このように農業開発協力計画は、アルミ精錬や森林パルプ開発計画とともに、当時のいわゆる大規模プロジェクトの一つとして、合意した基本構想を公表したものであった。内容的には、ブラジルにおける農業事業（Enterprise）に両国の民間の提携を歓迎すること、この事業はブラジル側がマジョリティーを持ち、農産物の生産、企業化及び商品化に従事すること、生産物は国内の需要に優先度を与え、かつ一部は輸出向けに計画されること、両国政府はこれら農業事業に対する適切な支援につき検討することを定め、具体化の原則を明らかにしたものであった。なお協力計画の対象地域については特に触れていなかったが、従来の経緯からセラード地帯を対象とするものであったことはいうまでもない。両国はこの原則を指導方針として基本構想の具体化を進めることとなった。

（3）ポロセントロ計画の実施によるセラード農業開発の本格化と協力計画の具体化の準備

ブラジルでは74年後半から石油危機による石油価格の高騰や、それに基づく世界景気の後退などの外的要因と、高度成長期に内在された対民間信用の制度的性格や公的部門の巨額の赤字等の国内的要因によって、貿易収支の赤字が拡大しインフレが再燃するようになった。これに対して政府は、先進各国が縮小均衡による経済調整を図る中で、オーソドックスな緊縮政策を採用する一方、巨額の予算規模の第2次国家開発計画（1975～79年）を立案、同年9月の国会に送付した。

この計画は、70年代の終わりに先進国の仲間入りを果たすことを目標に、インフレの抑制を図るとともに、エネルギー部門の開発と資本財、中間財の輸入代替により、石油、資本財、中間財輸入依存からの脱却を図り、成長と対外均衡を達成し、併せて雇用の拡大、所得格差の解消を意図するものであった。この計画は同年末国会において承認されて実施に移され、国家主導によるタイプ水力発電所の建設や砂糖きびによるアルコール精製等エネルギーの国産化、鉄銅、アルミ、紙、パルプ、石油化学、重機械等資本財の輸入代替化のほか人的資源の開発、地域開発等が進められた。

計画において農業部門の開発は工業部門の開発と並んで重視され、投資配分においても国家統合部門を含めて工業部門とほぼ同比重とされた。当時農業部

門は、国内総生産において約15%、就業人口において約44%、輸出においては約67%と依然大きな比重を占め、経済の発展に大きく貢献していたが、計画においては更に大きな役割を果たすことが必要であるとし、一方では生産に対するより大きな貢献、消費者に対する安価な食糧の供給、農業者や農村労働者に対するより大きな所得、より高い生活水準を確保し、他方ではブラジルが食糧及び農産加工農産物の世界的供給者としての役割を果たすようにすることであるとした。

そのため計画期間中の農業の成長率の目標を6~7%とし、これを達成するための戦略として、地域の適性に則した土地の適切な配分、土地利用の合理化、中央、南部地方の農業の近代化、企業化、中央西部、アマゾン川流域、東北伯の河川流域の開拓前線の拡大等を推進することとした。

政府はこの計画に即し、最低保証価格の再調整とともに、農業融資の引き続く拡大を図った。農業融資額は農業生産額に近い額となり、金利はインフレの再燃とともにマイナスとなった。また74年には国家化学肥料及び石炭プログラムを発表して、肥料及び石炭の生産拡大、使用の奨励を図ったが、肥料については75年、76年には農業生産者の肥料購入に対し40%の補助を行い、77年からは補助に代えて肥料購入資金の融資を無利子で行う措置をとった。農産物の輸出については、小刻みな為替切り下げの頻繁な実施のほか、税制恩典の措置を講じた。

また、この国家開発計画に呼応してセクター別の計画が次々に発表されたが、農業関係では74年に東北ブラジル統合地区開発計画及びアマゾン農畜産、鉱物開発基地計画が発表されたほか、75年にはセラード拠点開発計画が発表された。何れも当時の拠点開発方式の地域開発で、幾つかの拠点あるいは優先地区において、インフラストラクチャーの整備、農畜産品あるいは鉱物資源等一次産品を中心とした開発、近代化計画であった。

このうちセラード拠点開発計画（POLOCENTRO—正式にはPrograma de Desenvolvimento dos Cerrados）は、既述のPADAP計画の進展に自信を得て、これを国家レベルに拡大したものであった。公表に当たって大統領は、これによるセラードの開発のため最大の努力を集中すると強調するとともに、この開発計画による開発面積はセラード地帯開発可能面積5,000万ヘクタールのうち僅か300万ヘクタールに過ぎず、計画は過去一世紀以上にわたって集積されたセラード研究の成果に基づき慎重に計画されたものであるが、それに対応した実行がなければ意味を持たないとして政府、民間関係者の協力を呼びかけた。

計画は、中西部及びミナス・ジェライス州西部のセラード地帯の合理的占有によって、農業、牧畜活動の発展を図ることを目的とし、75~79年の間に

選定された12の優先地域に投資により拠点を構築するとともに、特別プログラムの融資により約300万ヘクタールを農業、牧畜の生産地帯に編入すること（うち農業180万ヘクタール、牧畜120万ヘクタール、植林70万ヘクタール）を目標とするものであった。この目標を達成するため、農牧畜に関する試験研究、農業機械化、農地への道路の建設、農村電化、サイロ、倉庫の建設、精選、加工所の建設、販売体系の組織化、石炭及び資材の供給、土地所有の正常化、造林等の事業を組み合わせ同時に展開することとした。この試験、研究事業として、ブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）の傘下にセラード農牧研究センター（CEPAC）、同支所を設置した。投資資金は3カ年間に20億クルゼイロ、特別プログラム融資資金は100億クルゼイロが用意された。融資は、第1回整地作業資金、土地利用資金、基肥用肥料資金、機械化巡回隊資金、食肉用育牛資金、農牧営農資金に分かれ、融資条件は一般農業金融より優遇した。

ブラジル政府は、共同発表に基づく日伯農業開発協力計画の構想をこの計画に連なるものとして重視し、早期に具体化のため協議に入りたいたとした。このようにして協力計画構想はセラード農業開発の本格化に伴い、一段と重要性を増し、日本側もできる限り早く協議を始めることとし、協議に先立ち必要な具体化のための前提問題等の調整、検討に着手した。調整検討を要する問題の一つは、民間資本の参加方法の問題であった。一般の大規模プロジェクトの場合は、両国民間の合意が先行し、プロジェクトが具体化した段階で政府が支援に乗り出すのが通常であったが、この協力計画においてはそのような方法を採用することができなかった。

当時は食糧危機の最中で、食糧の安定供給確保の必要性は一般によく認識され、民間企業においても食糧資源の開発を目的とした海外投資が活発化し、ブラジルにおいても幾つかの事例が見られた。この協力計画についても食糧の安定供給確保に資する大規模な事業として民間企業も大きな関心を持った。しかし、自然条件に大きく依存する農業生産の特殊性から、その開発事業は一般にリスクで収益性も低く、個々の民間企業でこれを行なうことは容易でなく、大規模な事業はほとんど不可能で、民間が先行して参加を表明し、プロジェクトを準備することは出来なかった。他方この計画はいうまでもなく食糧資源の長期的安定確保の国家的計画であり、その推進は政府の責任でもあった。従ってプロジェクトの準備は、国際協力事業団が中心となり、民間の参加を求め、初めから政府と民間が協力して進めざるを得なかった。そのための方法としては、国際協力事業団と民間企業の窓口を一本化したコンソーシアムの結成又は投資会社の設立であった。

次の問題は栽培作物と事業規模の問題であった。栽培作物については、わが

国の輸入に依存せざるを得ない大豆、とうもろこし、ソルガム等の輸出作物とするのが望ましく、このため栽培に当たっては、これら作物を基幹作物とし、これにユーカリ等を合理的に組み合わせる方法をとることとなった。事業規模については、わが国への食糧の安定供給を確保する見地から相当大規模なものとする必要があり、伯側も数10万ヘクタールを考えているようであったが、他方成功裡に事業を推進する見地からは技術の開発、改良が不可欠であり、当初は技術の確立を主眼とし国際協力事業団の開発投融资を活用し、必要な試験研究が可能で、効果の期待できる規模4～5万ヘクタールとし、その結果により段階的に拡大するのが適当と考えられた。伯側の理解と合意を得ることとした。

その他計画実施地域は、両国首脳の会談に先立って行った合同調査で明らかになったように、インフラストラクチャーの整備や州政府の行政能力等の観点から優れたミナス・ジェライス州西部のアルトパラナイバ、三角ミナス地域で選定することとし、拠点開発計画等の既存開発計画との関連を考慮することとした。

また、生産物の国際競争力についても、実情に即した再検討を行い、特に生産性の向上を図る観点から大型機械を導入するため圃場の規模を大きくし、農産物の積出港までの輸送費（FOB価格の15～16%）、積み出し費用（10%）の節減、フレート（アメリカ産との5～10%ドルの差）の圧縮のほか商品流通税（上限18%）の免除等を検討した。農産物の供給保証についても、タイムイズ協定にならった協定の締結を考慮することとした。当初は以上のような諸問題の一応の調整、検討の後、11月末を目途に調査団を派遣し、協議を始める予定であったが、調整、検討に時間を要したこと等から調査団派遣は遅れた。

2、基礎調査と両国からの協力計画の基本的枠組みの提案

（1）基礎調査の実施と推進体制の整備

ブラジル政府は協力計画の協議を急ぎ、11月、日本からの調査団の年内派遣を求めた。日本側も11月に調査団の派遣を予定していたが準備の都合等から年内派遣は困難となった。伯側は75年2月にイランの調査団が来伯するとし早期派遣を求めた。

日本側も準備を急ぎ、75年2月、農業技術者を含む外務省、農林省及び国際協力事業団関係者よりなる基礎調査団を派遣し、ブラジル外務大臣、農務大臣をはじめブラジル中央銀行、ミナス・ジェライス州政府関係者と協力計画の基本的枠組みについて予備的な意見交換を行い、またミナス・ジェライス州セラード地域の現地調査を行なった。

協議に当たって伯農務大臣は、調査団の訪伯を歓迎するとともに、この計画が他の部門と同様に成功するようあらゆる努力を傾ける旨表明した。また、この計画の意義について「新政権は今、経済、社会のより高い発展のために、農業部門が国内的には安価な食糧の供給、農業者や農村労働者の所得の増大等一段と重要な役割を果たすようにするとともに、対外的には食糧、農産品の世界的供給者としての大きな役割を果たすようにすることを目標に開発に取り組んでおり、日本とのこの協力計画も、ブラジルが有り余る土地と労働力と生産物を提供し、日本からは必要な技術と資金と市場を提供することにより、共同してブラジル農業の開発を推進し、両国共通の利益の増進を期待している。」と極めて明快な考え方を表明し、並々ならぬ意欲を示し、早期に発足することが重要であるとした。

伯側は計画の円滑な推進のため、外務省、農務省、企画省、ブラジル中央銀行等関係官庁間で連絡会議のような組織を設け、ミナス・ジェライス州政府もこれに参加し、推進体制の整備を進めているとし、調査団も政府が中心となり、関心のある民間企業等と一体的に計画の推進を図ることを考えているとし、両国間で十分な協調体制をとることとした。

共同発表では、この計画は両国の民間資本の提携（共同）による事業とされたが、これの具体的な形態については伯側の意見統一はなお十分になされていなかった。伯側の過半数の資本参加を前提に、両国の民間資本のみによる合弁から、政府の直接出資は困難としつつも、民間資本と政府関係機関からの出資等何らかの政府関与の合弁形態まで種々の形態が考えられるとした。調査団は、この計画は通常の民間企業による共同事業と異なり、両国の政府と民間企業等の協力態勢の下に両国の民間企業等の提携により行なわれ、推進に当たっては両国の政府が技術、資金の両面にわたって適切な支援を行い、効果的な実施を図るものであり、資金面での伯政府関係機関の参加を強く要請した。

農業生産事業に関し、作物については日本が輸入に依存せざるを得ない大豆、とうもろこし、ソルガム等を基幹作物とし、地域の実情に応じてその他の作物を合理的に組み合わせるのが望ましいとして意見の一致をみた。また生産事業の対象地域としては、将来は他州への拡大を考慮することとして当面はミナス・ジェライス州地域において選定することで意見の一致をみた。この地域は連邦政府のセラード拠点開発計画でも重視され、それとの関連付けが可能で、開発の余地が大きく、大都市に近く、州の行政指導組織も充実していたためであった。

生産事業の規模については、伯側は出来る限り大きな成果を期待する観点から、大きいほど望ましいとし具体的提案はしなかった。調査団は、当初事業としては、例えば4～5万ヘクタールから始め段階的に拡大していくのが適当と

考える旨表明した。これに対し伯側は特に異論を唱えなかった。

生産事業以外の事業分野に関し、連邦政府は生産から輸出まで一貫した事業とすることを希望し、単なる事業のみに止まらず周辺地域を含めて生産物の処理、加工、流通、資材の生産、供給等の事業を総合的に行うようにするのが周辺社会への寄与の点からも望ましいとした。

生産の基礎条件としての土地について、調査団の訪伯前ミナス・ジェライス州には国有又は州有地が多いとの情報をもっていたのに対し、伯側は土地はほとんど私有化され、公有地は限られており、また土壌条件も悪く、土地の確保は私有地の取得によらざるを得ないとした。従って調査団は、土地の取得が重要な問題となると判断し、伯側の適切な措置を強く要請した。伯側は現行農地法上土地収用の方法もあるが、それは社会的利益に合致する場合に限られ、この事業においては困難と考えられるので、連邦、州政府の斡旋、仲介のもとに参加企業が行うことになろうとした。土地の取得について日本で余り心配は要らないとしながらも、なお十分検討するとした。

生産の担い手としての経営のあり方については、事業体自体が自ら行なう大規模経営を始め、入植による家族経営等が考えられたが、州政府は両者を統合し事業体の直営農場を中核として周辺に家族経営を配置する総合開発方式が望ましいとした。

資金について伯側は、伯側において出来る限りの措置を講ずることとなろうが、日本側の特別の配慮を強く要請した。

共同発表において、生産物の一部は輸出向けに計画されるとされた輸出に関連し、調査団は生産物が十分な国際競争力を持つことが重要であるとし、生産性の向上とともに、品質、規格の統一、輸送の合理化、流通税の減免等について伯側の特別の措置を要請した。

現地調査は、調査団の技術者グループによりミナス・ジェライス州のセラード拠点開発計画の3優先地域（三角ミナス、パラカツ、アルトメデオ、サンフランシスコ）について行い、土壌、作物、品種、栽培法等の技術的条件のほか、土地所有、地価等の経済的条件について調査し、資料を収集した。

なお、技術者グループと伯側との意見交換において、日本側より調査の結果、技術の開発研究の必要性を痛感したとして、研究面での技術協力を提言したのに対し、伯側は開発事業と並行して行われるのであれば必要性は大であるとして、協力の実現を強く要望した。

調査団は帰国に当たり所感メモを伯側に手渡すとともに、協力計画の基本的枠組み（ガイドライン）について早い機会に日伯間で協議出来るよう努力する旨表明した。

以上のようにこの基礎調査を通じて伯側の姿勢は極めて意欲的、協力的であ

った。調査団は、伯側がこの計画を特に重視し、日本との協力に大きな期待を寄せ、早期実現を望んでいることに深く印象づけられた。また相互依存、相互利益を建前とする協力計画の性格についても明確に認識していることが確認できた。

協議においては、生産事業の栽培作物、対象地域については意見の一致をみたが、事業形態、開発規模、分野、土地の確保、経営形態等重要事項については、双方とも意見を述べ合ったに止まったが、伯側の考え方の大凡の感触を掴むことが出来た。また研究協力についても伯側の期待の大きいことを知った。なお、調査団帰国後収集した資料を分析、検討し、生産性、収益性の推定を行った結果、事業は概ね可能であるとの見通しを得た。

調査団は帰国後報告メモにより政府、経団連、農業団体（農協）等関係者に調査結果の報告を行った。これを受けて農林省においては協力計画の基本的枠組みの検討を行なうため、5月省内に関係課長による「ブラジル農業開発検討グループ」を設け、省内の体制を整備した。また、民間においては5月、経団連の日伯経済委員会（日伯経済合同委員会の日本側委員会）において、協力計画に対する民間の取り組み方について協議が行なわれた結果、民間側の推進母体として「日伯農業開発協力委員会（委員長平井新日鉄会長）を設けるとともに、検討グループとして運営委員会（三菱、三井、伊藤忠商事の3社で構成）を設け、具体的に検討を行なうこととなった。

また農業団体においても関係団体の常務会の場等において検討を行い、次に述べる倉石前農林大臣（当時）訪伯の際、全国農協中央会松村常務より農業団体としてもこの事業に協力、参加する旨表明した。

このようにして協力計画は、政府と民間においてそれぞれ本格的な検討が始められ、協力して協力計画の基本的枠組みの策定が進められることとなった。

（2）倉石前農林大臣の訪伯と伯側協力計画の基本的枠組（案）－エイドメモアールーの提示

倉石前農林大臣はパウリネリ農務大臣の招待を受け、1976年6月訪伯し、協力計画の具体化についてパウリネリ農務大臣、ウエキ鉱山動力大臣、ミナス・ジェライス州知事、井上コチア産組理事長、ワシントン畑中フジワラ農企業グループ会長、パウル横田前中央銀行理事等関係者と懇談したほか、パダップ計画、ウジミナス製鐵所等を視察した。懇談した伯側関係者は何れも協力計画を重視し、その早期具体化に強い熱意を示し、特に研究協力、農業生産の企業ベースによる共同事業のほか中小農、農協の参加、日本からの資金の供与等を要請した。

倉石前農林大臣の訪伯を控え、連邦政府、州政府関係者は、先の基礎調査の

結果を踏まえ、協力計画の基本的枠組みについて協議を行ない、伯側としての基本的考えを取りまとめ、パウリネリ農務大臣が倉石前農林大臣との懇談の際、これをエイドメモアール（覚書）として手交した。

このエイドメモアールは単なるメモでなく、フォーマルな文書で、その要旨は次のとおりであった。

- 1) ブラジル政府は、農業分野の日伯協力計画は両国関係をよりよいものにするための重要な要素と考え、セラード地帯の共同開発はその一つであると考え。

両国間の政府、民間協力は両国政府間の包括的な協力協定によって支援され、各協力分野の目的と原則が含まれるべきであると考え。ブラジル側としては重要な問題として、(i) 農業生産、加工技術の研究及び開発における協力、(ii) 農業生産及び関連分野における民間の協力、(iii) 各種事業に対し金融上の支援を与えることに両国政府が共同して参加すること（ファンド）をこれに含める必要があると考える。

- 2) ブラジルと日本の農業事情は異なるが、技術の研究、開発の高い水準の日本の協力は、ブラジルの技術の研究、開発水準の向上に大きな影響を与えるものと信じる。この協力は、ブラジル農牧公社（ENBRAPA）のセラード研究センター（CEPAL）研究計画への協力が望ましい。
- 3) 農産物の生産、加工、販売活動は両国の民間のイニシアティブによって実施されるべきであり、両国政府は両国共通の利益の範囲内において特別な支援、保証を与える。プロジェクトの対象地域、組織形態は、両国政府及び州政府の協力を得て、関係民間グループにより決定されなければならない。ブラジル政府としては、この事業体はブラジル側が議決権付資本のマジョリティを持つことを希望する。また、多数の給与所得者を雇用する大企業のカウンターパートとして中小農企業が出来ただけ多く参加できることを希望する。
- 4) 企業体の全ての形態は、ブラジル農業開発を遂行する上で大切な役割を有する。その意味において日本において大成功を収めた農業協同組合形態に特別の役割を与えるべきであると確信する。
- 5) 一般的にあって、事業内容は農業生産に限定されてはならず、農産物の加工、販売並びに農業生産機材の生産、供給まで広げることが望ましい。
- 6) 事業に対する公的金融支援は、共同事業を成功に導くために不可欠で、ブラジル政府は現在の制度のメカニズムを通じてブラジル側の資本投資に参加する。農業生産のための融資政策は通常全ての関係業務にまで適用される。
- 7) 企業による土地取得は、企業の責任において行なう。参加する中小農業

者の農地取得、開発のために両国の公的資金からなる投資会社の設立を提案する。

倉石前農林大臣は帰国後、農林省を始め、経団連、自民党対外経済協力特別委員会に協議結果を報告するとともに、タイミングを失することなく政府と民間を通ずるナショナルプロジェクトとして積極的に推進することを要請した。

このようにエイドメモアールは、事前に連邦、州政府関係者の協議によって作成されたものであるだけに、農業技術の研究、開発、農業開発政策、農業共同組合政策、関連産業政策を含む広汎な分野にわたり、かなり煮詰まった内容のものであった。しかし、これを日本側としてみれば幾つかの問題を含むものであった。その主なものは次のとおりであった。

- 1) 両国の政府間の合意の形式として民間事業の性格を持つ事業に両国政府が包括的協定を締結することは、日本政府としてはその権限を超えるもので、適当でなく別の形式を取る必要がある。また研究協力事業は純粋に政府間協力事業であるので、技術協力基本協定に基づく協力の一つとして実施するのが適当である。
- 2) 農業開発事業及び関連事業は、両国の民間の共同事業であるが、両国の民間のイニシアティブによって実施することは困難で、関係民間グループが事業体の組織形態や対象地域を決定することは、両国政府や関係州政府の協力はあっても容易ではない。日本側では初めから政府と民間が協力して推進せざるを得ず、両国政府は政府関係機関を活用し、国内法令の範囲内で金融面の支援を含め適切な支援を行なうことを検討するのが適当である。なお必要資金の調達については、日伯双方で折半することを原則とすべきである。
- 3) 各種事業に対して金融上の支援を与えることに両国政府が共同して参加すること（ファンド構想）及び中小農業者が農地を取得し開発するため、両国の公的資金によりなる投資会社を設立することは、何れも政府資金の伯側への直接貸付が必要であるが、日本側では融資は国際協力事業団の開発投融資を活用することを考えており、その場合貸付は原則として日本の国内法人を経由することとなっており、伯側への直接貸し付けは困難である。また仮に海外経済協力基金の直*を活用するとしても、中進国であるブラジルへの貸付は原則的に不可能である。日本輸出入銀行の融資は条件がハードで、この計画になじまない。

何れにせよ、この伯側の協力計画の基本的枠組みの提案によって、伯側の基本的考え方が明らかとなったので、これを考慮して日本側として可能な対案を作成、検討することとなった。

(3) 日本側協力計画の基本的枠組み案の作成

その後研究協力事業については、それが純粋な政府間事業であるので、開発事業との関連を考慮しながら技術協力基本協定に基づく事業として実施することとなり、日本側は研究協力の可能な分野から具体化するため、75年9月から10月にかけて調査団を派遣し、調査を行なった。調査団は連邦政府、ブラジル農牧研究公社の関係者と意見を交換し、またミナス・ジェライス州において州研究機関の実情を調査した。その結果、協力分野としては当面、病理、昆虫、植物生理、土壌肥料等とし、セラード研究所に本拠を置いて、日本からの研究者の派遣、資材の供与、受け入れ研修、情報資料の交換を行い協力を進めるのが適当であるとの報告が出された。

次に農業開発計画については、共同発表の基本原則に基づき、伯側エイドメモアールを考慮して、日本側の協力計画の基本的枠組み（案）－基本的考え方を－を作成することとなり、農林省、外務省がこれに当たり、そのうち農林省は85年8月、協力計画の基本的枠組みの作成を終わり、経団連日伯農業開発委員会を始め関係者に説明し、検討を求めた。

この基本的枠組み（案）－基本的考え方－は、開発事業に関する基本的枠組み、農業生産資材の生産、供給事業、政府により講じらるべき対策、農業協同組合の参加につき専門的、詳細に記述した大部の文書であった。開発事業に関する基本的枠組みを中心に要旨を記述すれば次のとおりであった。

1) 農業開発事業の対象事業及び対象地域

対象事業は、農産物生産事業、種子及び土壌改良用石灰の生産、供給事業、農産物の処理、加工、流通事業とする。対象地域は当面ミナス・ジェライス州とし、ポロセントロ計画の優先地域との関連を考慮し、三角ミナス地域、パラカツ地域、サンフランシスコ河上流地域の3地域のうちで比較検討する。栽培作物は基礎調査で合意したとおりとする。

2) 日本側の協力体制

国際協力事業団及び民間企業等（商社、搾油メーカー等）の出資により投資会社（例えば日伯農業開発会社）を設立する。投資会社の資本金のうち国際協力事業団の出資は2分の1相当額とする。民間企業が投資会社に出資するため必要な資金につき、必要な場合は、海外経済協力基金から70%相当の株主金融を考慮する。日本側投資会社は3)に述べる開発公社に出資するほか、開発事業に必要な資金の一部を開発公社に融資する。出資金の対象となる事業資金としては、開発公社の土地取得資金、農用地の開発造成、土壌改良、建物施設の建設等の建設に必要な固定的性格のものとする。日本側の投資会社が開発公社に融資する開発事業資金について必

要な場合は国際協力事業団等政府関係機関から原則として70%相当額を融資する。日本側農業団体の参加については、当面別途に取り扱うことにするが、参加の方式としては投資会社に出資参加する方法と、ブラジル農業団体との提携する協同組合間方式が考えられる。

3) ブラジル側における開発体制

ブラジル側においては、ブラジル銀行等政府関係機関及び農企業からの出資（土地所有者による土地の現物出資を含む）によりミナス・ジェライス農業開発公社（仮称）が設立されるものとする。開発公社の資本金はその過半数を伯側が、残りを日本側投資会社が負担するものとする（例えばブラジル側51%、日本側49%）。日本側は開発公社の発行する株式のうち普通株のみを対象とする。

4) 開発公社の機能

次の三つの代替案のうちから選定する。

(第1案)

- (i) 開発事業に関する調査、企画並びに調整
- (ii) 種子及び土壌改良用石灰の生産、供給
- (iii) 直営農場の設置による農産物生産事業
- (iv) 農産物の処理加工、流通事業
- (v) 開発用地の取得、農用地の開墾、造成、土壌改良、大規模企業的農業指向農家への分譲
- (vi) 農業共同組合が参加する場合、組合が実施する生産、処理、加工、流通事業に必要な資金の貸し付け

(第2案)

第1案の(iii)、(v)の機能の代わりに「ブラジル農企業グループが行う農業生産事業に必要な資金の貸し付け又は必要な場合の出資」とし、開発公社は農産物の生産事業を行わないこととする。

(第3案)

- (i) 開発事業に関する調査、企画、調整
- (ii) ブラジル側農企業が実施する農産物の生産事業（種子生産を含む）に対する出資、融資
- (iii) ブラジル農企業グループが実施する石灰生産事業及び農産物の処理、加工、流通事業に必要な資金の貸し付け
- (iv) 農業協同組合が実施する農産物の生産、処理、加工、流通事業に必要な資金の貸し付け

5) 農業開発公社事業の規模と生産事業実施計画

農業開発事業は、全体で30万ヘクタールの開発を目標に、当面は5～

10万ヘクタールを対象とした試験的事業として実施する。この当面の開発対象面積5～10万ヘクタールの土地取得、農用地の開墾、造成は農業開発公社又はブラジル農企業グループによる生産事業体（農企業体）が伯政府関係機関の協力を得て行なう。

また、この5～10万ヘクタールのうちに3～5万ヘクタールの中核的開発地区（パイロット地区）を設け、農業開発公社又は農企業の直接農場とし、農産物の生産及び優良種子の生産、供給事業を併せて行い、残りの2～5万ヘクタールの造成農地は大規模企業的農業を指向する中農又はその子弟を選んで分譲し、生産活動を行なわせる。これら中農又はその子弟が造成農地の分譲を受けるために必要な資金はポロセントロ計画の融資資金が優先的に割り当てられるものとする。

6) 優良種子及び土壌改良用石灰の生産供給事業

開発公社又は農企業体が計画地域内の生産に応じて行なうものとする。

7) 農産物の処理、加工、流通事業

開発地域において必要とされる農産物の処理、加工、流通事業は、開発公社又は農企業体が実施する。生産物の対日供給については、当面国際競争力が付与されるまでは、国内需要又はヨーロッパ市場向け輸出に振り向け、長期的には国際的に競争できる条件で安定的に供給できるよう努力するものとする。

8) 農業生産資材の生産、供給事業

事業の分野としては、肥料、農薬、農業機械の生産、供給事業が考えられ、原則として両国の民間企業が合弁事業体を設立して実施する。この事業の実施に当たっては、農業開発公社との密接な連繋のもとに全体事業計画との関連を考慮する。

9) 連邦及び州政府によって講ぜられるべき政策

下記の事項につき適切な対策が講ぜられることを期待する。

土地の確保、生産の担い手の確保、入植分譲方式の場合、生産環境の整備、日本側投資会社の開発公社への融資に関する政府関係機関の保証、農産物の国際競争力付与のための道路、鉄道等インフラストラクチャーの整備、ポロセントロ計画優先地域において事業を実施する場合、技術援助の優先的実施、開発事業に対する「農産物保証プログラム」、「農産物最低価格保証制度」等の適用、農用地の開墾、造成、入植、技術援助等に対するミナス・ジェライス州のCAMIG, Rulal Minas, ADAR等の協力。

10) 農業協同組合の参加

伯側は単に農企業ベースだけでなく、農業協同組合に特別な役割を期待

しており、農企業型農業開発と農業協同組合型農業開発を包摂し得る方式の検討が必要である。

農業協同組合による開発方式としては、伯国内の既存農協が農業開発公社からの融資を受けて土地を取得し、組合員農家の中から大規模企業的農業を指向する農家又はその二、三男にこれを分譲し、分譲を受けた農業者は農協又はブラジル国内金融機関からの融資を受けて農地の開墾、造成、生産活動を行うことが考えられる。

日本の協同組合の参加については検討中であるが、方法としては日本側投資会社に出資して協力する方法と、ブラジル側協同組合と提携して協同組合間協力の方法が考えられる。

以上の協力計画の日本側基本的枠組み（案）－基本的な考え方－は、政府部内や民間との調整を図った上、11月に予定する日伯政府民間の合同会議において最終的に決定することとした。

この農林省の作成した協力計画の基本的枠組み（案）は、日本側の事情に即し、かつ伯側の考え方も考慮し、日本側として可能な案として作成したもので、伯側エイドメモアールと異なる主な点は次の5点であった。

- 1) 日本側の開発協力体制として、国内に国際協力事業団及び民間等で投資会社を設立し、次のブラジル側に設立される農業開発公社に出資及び事業資金の融資を行うこととした。
- 2) ブラジル側における開発体制として、ブラジル銀行等政府金融機関及び農企業からの出資によりミナス・ジェライス農業開発公社が設立されるものとしたこと
- 3) 開発公社の機能としては、農業開発事業の調査、企画、調整以外のものについて三つのオルタナティブを設け、(i) 公社が農産物の生産事業等をすべて自ら行う。(ii) 直営農場による農業生産事業及び農用地の取得、開墾、造成、分譲事業はブラジル側農企業が行うこととし、公社は必要な資金の出資及び融資を行う。(iii) 全ての事業をブラジル側農企業が行うこととし、公社は必要な出資及び融資を行う。
- 4) 事業の実施方法としては、第2、第3案ではブラジル側農企業による企業型開発方式を中心としたこと（エイドメモアールでは日伯合弁）。
- 5) 他方、協力計画の基本的枠組み（案）は、日本側投資会社から開発公社への融資により、伯側提案のエイドメモアールのファンド構想に比べ、また開発公社の設立は中小農の土地の取得、開発のための両国の公的資金による投資会社の設立にも対応するものであった。

この農林省の作成した協力事業の基本的枠組み（案）は、政府部内では政府関係機関として国際協力事業団を主として活用することに対して異論があった。

また国際協力事業団の試験的事業でこのような大規模な事業が対象事業として適当であるか疑問もあった。

民間でも高度成長期にみられた第2次ブラジルブームが去ったこともあり厳しく、特に商社はこの計画の経緯から、食糧の確保はナショナルセキュリティーの問題であり、また民間の負担には限界があるので、飽くまでも政府主導で推進し、これに民間が協力する形をとるべきであるとした。開発公社の機能は第3案が適当で、国際協力事業団の出資を全体の2分の1以上とするとともに、開発公社への融資は国際協力事業団等政府金融機関から原則として100%相当額とし、株主からの保証は徴求しないものとし、更に開発公社の経営責任は飽くまでブラジル側とする等、かなり厳しい意見であった。農業協同組合では、全中、全農、組合貿易が中心となってコチア産組と連絡をとりながら検討を進めた。

次に外務省の作成する日本側エイドメモアールは、10月に第2次案をまとめたが、両国政府間の合意の形式につき政府、民間の各レベルで合意した計画を両国政府が支援する旨の意向を何らかの形で表明することとしたほかは、協力計画の基本的枠組みについては抽象的に日本側の立場を述べたに止めた。

3、政府、民間合同調査と協力計画の合意

(1) ミッションの派遣と予備調査

75年10月、政府、民間合同調査団の派遣を控え、日本側は協力計画の基本的枠組み(案)等を伯側関係者に説明し、伯側のその後の検討状況を聴取するためミッションを派遣した。派遣に先立ち、政府は日本側協力計画の基本的枠組み(案)及び日本側エイドメモアール(案)を大使館を通じてブラジル政府に予め送付し、検討を要請した。

調査は、日本側農林省及び経団連関係者と伯側ヴァレンティーノ農務大臣補佐官をはじめ、連邦、ミナス・ジェライス州政府関係者との間で会議を開催して行なった。主な調査結果は次のとおりであった。

1) 伯側推進体制

伯側も日本側と同様、推進体制の整備が必要であるとしたが、伯国には日本の経団連に相当する団体もなく、日本側のように初めから民間を含めた組織の整備は困難であるとした。従って連邦及び州政府関係者による政府主体の推進体制を固めつつあり、民間の参加は開発構想が明確になった段階で参加を呼び掛けることとしている。

2) 日本からの融資に対する伯政府の保証

政府の承認のもとに国庫又は政府金融機関による保証措置があるが、融資の金額や条件が明らかとなった後に決定される。また、この融資につい

ては為替差損の問題があるので、今後十分話し合う必要がある。

3) 土地問題

土地取得問題の重要性は認識しているが、土地収用法の適用など特別の対策の実施は困難である。いずれにしても土地の取得は合弁の相手先であるブラジル側農企業等が行なうので、日本側で余り心配する必要はないであろう。

4) 伯側エイドメモアールのファンド構想の考え方

事業の推進に当たって民間資金には限界があるので、両国政府間で開発基金（ファンド）を設ける必要があり、これを設けることにより、日本からの融資についても保証問題が解決されるであろうとの考えを提案した。

5) 日伯間の資金負担問題

今後両国間で協議するが、基本的には事業規模、両国間で負担し得る資金量などによって決まるであろうとした。

6) 入植農家の定着のためのインフラストラクチャーの整備

開発基金を使用することが考えられる。

この調査で伯側は、日本側エイドメモアール及び協力計画の基本的枠組み（案）に対する対案を提示した。その内容は次のとおりであった。

1) 日本側エイドメモアールに対する対案

伯側は日本側エイドメモアールのような消極的表現は理解できないとし、この事業は政府が介入し、政府資金を使用する以上、両国間で協力計画の基本的枠組みを明らかにするため何らかの形の合意文書を取り交わす必要がある。「農業研究協力協定及び開発事業に関するプロトコール」に合意することとしたい。

2) 日本側協力計画の基本的枠組み（案）に対する再提案

- (i) 伯国内に例えば「農業開発会社」なる名称の公社性格を持った会社を設立する。この会社の活動の範囲は上記プロトコールに定められた範囲に限定するが、考えられる案としては、開発事業に係る企画、調整、資金管理、フィージビリティ調査等管理、調整機能を持たせる。
- (ii) 開発会社の原資は、両国に設置される投資会社からの出資、並びに日本からの伯中央銀行を経由して導入される融資及び伯中央銀行からの融資により成り立つ。
- (iii) 伯側では連邦金融機関及び民間企業（当初リストアップされていたのは12社）からの出資により投資会社を設立する。
- (iv) また、開発会社は、生産活動に対して投資し得るとともに、既存の農業制度金融を補完するため既存の制度にない新しい分野への融資を行う。但し開発会社は金融機関ではないので融資業務は一般の銀行に代行させる。

この投資及び融資に充てられる資金は、投資については両国投資会社からの出資、融資については上記日本から伯中央銀行を通じて導入される資金及び伯中央銀行からの融資による。

(v) この開発事業においては入植が重要であり、従って開発会社に入植部門を設けるか又は既存入植会社に出資又は融資する。

(vi) 実際の生産、加工、流通等の一部は両国民間の合弁事業によって行われるが、これに対し伯政府は(ii)の公的資金のほか、連邦の農業制度金融を通じて有利な資金を一般の条件とは別の条件で融資する。

(vii) 農業協同組合については、両国の組合が共同して幾つかのプロジェクトに参加することを期待する。

このように伯側の再提案は、日本側の基本的枠組み(案)に合わせて、伯側においても連邦金融機関等の参加する投資会社を設立し、日本側投資会社との合弁により農業開発会社を設立することを明らかにし、日本側の基本的枠組み(案)に大きく歩み寄ったものであった。この仕組みの狙いは、伯側が日伯合弁による農業生産及び関連分野の事業が今後相当長期にわたって数多く実施されるであろうことを予想し、生産事業等がこれによって容易に投融資を受けられる途を開いておくことにあるとした。従って仮に対象面積が4～5万ヘクタールで終わるのであれば、このような仕組みの必要はないとした。また、これまで伯政府が農業開発事業に参加した例はないにもかかわらず、連邦金融機関が参加することとしたのは、累次にわたる日本からの要請に応ずるため、懸命に努力したぎりぎりのものであると説明した。

しかし他方、伯側再提案は、幾つかの調整を要する点も含まれた。特に日本から伯中央銀行を通じて公的資金を導入する新しい資金パイプを設け、開発会社がその管理に当たるとしたのは、日本側ではエイドメモアール以来伯側の主張した両国政府による特別基金造成の考え方を依然含むものと解された。これについて伯側は日本からの融資に係る保証問題が解決でき、公的資金と既存制度金融による資金をコンバインすることによって必要資金の融資範囲が拡大でき、事案の効果的推進を図ることが出来るとした。このほか従来と異なる点として、開発会社の機能の一つとして入植を重視し、また融資について新しい資金パイプによるもののほか、既存制度金融も利用することとしたことが注目された。

このように伯側再提案は、今後協議して解決すべき幾つかの課題を含むものではあったが、協力計画を当面試験的事業として実施し、そのため両国政府と民間企業等の協力により農業開発会社を設立し、事業の中核的实施主体として事業の推進を図ることに合意が成立し、協力計画の基本的枠組みの基礎が出来上がったことを示すものであった。

(2) 協力計画の基本的枠組みの調整と76年度予算措置

既述のとおり、日本側協力計画の基本的枠組みに対する政府部内及び民間の意見が出揃い、予備調査によって伯側の考え方も明らかとなったことを受けて、日本側はそれらを考慮して基本的枠組みの調整に努めた。その中で特に対応の困難な問題は、伯側からの予備調査において提案した日本からの伯側への事業資金の供与のための伯中央銀行を通ずる新しい資金パイプを設けたことと、両国政府間のプロトコル形式の合意の方法であった。中でも前者はこれをブラジル中央銀行に対するバンクローンと考える場合には日本側にとっては対応は困難であった。

ブラジルに対する直接借款は、ブラジルが中進国であるため対象から外れていた。従ってブラジルを開発援助の対象とすることはわが国の援助政策にも拘わる問題であり、仮にこれを認める場合には、当時問題となっていたアマゾンアルミへの波及も考えられ、容易に解決できる問題ではなかった。この協力計画のためには国際協力事業団の技術的、資金的支援機能の活用が必要であったが、事業団は直接借款は行なわないこととなっていた。

従って農業開発会社への資金の供給のためにはブラジル中央銀行を通さないパイプによる必要があった。その場合日本側投資会社を通ずる通常の方法と投資会社を通さない直接貸し付けの方法があったが、前者の方法をとることについては、投資会社にこれに対応する担保がなく、親保証が必要となり、民間企業は農業団体を含めリスク負担に難色を示し、若し行なうのであれば、親会社の保証なしの公的資金による100%融資を主張した。また、この前者の方法には、ブラジルに対しても問題があり、もともとブラジル側の要請は政府からの長期、低利の公的資金の導入であり、前者の方法は民間との協調融資によらざるを得ないことから、これに応ずることができない難色があった。従って残る資金パイプとしては後者の開発会社への100%直接貸し付けによるほかなかった。

国際協力事業団からの海外直接貸し付けは、制度上は可能であったが、運用上行なわないこととされ、また行う場合には海外経済協力基金の海外直接融資についても協議することとなっており、また、政府部内では仮令直接貸付を行う場合でも公的資金100%の融資は出来ない等の異論もあった。

この他民間企業の基本的枠組みに対する各種意見も考慮する必要があり、調整は難航した。このため11月に予定した政府民間合同調査は予定通り行なうことが出来なくなった。

一方伯側では、ガイゼル大統領の訪日が76年に延期されたものの、検討を急ぎ、パウリネリ農務大臣は11月、先に訪伯した福田副総理（当時）に書翰

を送り、日本側の検討状況を質すとともに、政府、民間合同調査団の早期派遣を要請した。また、ミナス・ジェライス州政府では、産業開発院（INDI）が中心となって検討を進め、コチア産組も農協指導者を研修を兼ねて日本に派遣し、日本側関係者と協議する等協力計画への参加を検討した。

更に、12月初めには倉石前農林大臣を会長に自民党総合農政調査会、同農林部会、経済協力特別委員会の関係議員20名を構成メンバーとする「日伯農業協力推進議員懇談会」が結成され、検討の促進が図られることとなった。

このような情勢の中で日本側は、調整を急ぎ、12月初め日伯双方からの意見を考慮し、先の協力計画の基本的枠組み（案）を修正し、日本側として適当と考えられる案を取りまとめた。主な修正点は次のとおりであった。

- 1) 国際協力事業団と民間企業等の投資会社への出資金の割合は50：50とする。国際協力事業団の出資を2分の1以上とすることは従来の例から困難である。
- 2) 両国投資会社からの農業開発会社への出資金の割合は原則として日本側49：ブラジル側51とする。共同事業の建前もあって日本側の比率をこの比率以下にすることは適当でない。
- 3) 開発会社の機能としては、開発事業の調査、企画、調整、試験農場の設置、運営、開発用地の一括取得及び生産事業者への分譲又は貸し付け、生産事業者の固定資産投資のために必要な長期資金の貸し付け等の業務を行う。開発事業の試験的事業の性格から試験農場の設置、運営が必要である。
- 4) 農業開発会社のこれら業務の実施に必要な資金は、両国投資会社からの出資金及び両国政府金融機関（日本は国際協力事業団）からの直接貸付金によって充当する。なお、日本からの直接貸付資金については、伯側の然るべき保証を取り付ける。
- 5) 実際の生産事業は、両国の民間企業等の合弁による栽植企業及び伯国内の中小農の入植によって行なう。栽植企業及び入植農家の生産事業に必要な資金は、資本金（栽植企業）又は自己資金（入植農家）及び農業開発会社の長期借入れ資金、並びにブラジル国内の既存の農業制度金融からの短期借入れ資金により充当する。
- 6) 当面農業生産事業は5万ヘクタールの試験的事業として行い、耕地可能面積を80%程度として、栽植企業に12,000ヘクタール、入植農家に24,000ヘクタール、農業開発会社の試験農場に3,000ヘクタールを配分する。入植農家の用地は、大型機械を駆使する生産性の高い農業を実施するため、1戸500ヘクタールとし、48戸の農家を入植させる。

以上により両国の資金負担割合を50：50とし（ブラジル国内の既存農業制度金融による短期資金及び入植農家の自己資金を除く）、事業資金計画を作成、

成算し、76年度必要資金として20億円（出資金10億円、融資金10億円）の予算を要求した。

日本側はこの修正基本的枠組み（案）により精力的に調整を行い、同年12月に至り76年度予算において国際協力事業団からの日本側投資会社への出資金が認められるとともに、事業資金の農業開発会社への直接貸付についても、この事業がブラジルにおいて高いプライオリティーを持つナショナルプロジェクトで政府金融機関から融資が行われること、日本においてもその重要性を認め両国首脳の間で推進につき合意されたこと、当面試験的事業として行なわれるものであること、並びにブラジル政府による保証が行なわれ、償還が確実に見込まれることから、特別の措置として認められた。

このように国際協力事業団から農業開発会社への事業資金の直接貸付が認められ、76年度の予算措置も決着したため、76年1月初め経団連では運営委員会において政府、民間合同調査団への参加を決定し、農業協同組合においても会長会議において関連企業を含め農業協同組合全体で協力する方針のもとに調査団への参加を決定した。

（3）政府・民間合同調査と協力計画の合意

日本側は、協力計画の基本的枠組みの調整の決着を受けて、76年2月国際協力事業団から政府、民間合同調査団を伯国に派遣した。この調査団は久宗国際協力事業団副総裁を団長に、政府側から高須農林省国際部長、松浦外務省開発協力課長、民間から古藤経団連専務理事、小森全国農業協同組合連合会常務理事ほか、政府、民間関係者が参加した。また伯側はヴァレンテーノ農務大臣補佐官を委員長にクリバヤン農務大臣補佐官、レイス外務省アジアオセアニア課長、ヤマナカ水産庁企画局長、シンプソンミナス・ジェライス州産業開発院管理官等連邦、州政府関係者が参加した。

協議において伯側は、前年10月の予備調査に提示した伯側対案を文書にまとめ提出し、日本側も協力計画の基本的枠組み（案）を説明し、既に両国間で意見の一致をみているものの確認と意見の相違しているものの調整を図った。

両国間で意見の対立した最も大きな問題は、試験的事業の協力計画全体における位置付けであった。伯側は5万ヘクタールのパイロットプロジェクトからスタートすることを受け入れつつも、将来これを拡大することを強く要請し、もしも5万ヘクタールで終わるのであれば伯政府としてこのような努力をする必要もなく、また価値もないとの従来からの考え方を再度強調するとともに、伯側としては極端に大きな規模の開発を望んでいるのではなく、日伯間の共同事業として適正な規模を希望しているとの見解を表明した。

これに対し調査団は、現段階ではパイロットプロジェクトを超えて将来の事

業について具体的にコミットすることは出来ないが、日本側の考え方においても、当然のことながら、その前提として将来におけるこの事業の目的達成に必要な開発規模の拡大を考慮していることを説明し、伯側もこの日本側の考え方に同意した。

また、パイロットプロジェクトの実施期間に言及し、日本側が5年程度を考えていることを説明したのに対し、伯側は現存プロジェクトの実態からみて3年程度あれば足りるとの見解を述べるとともに、事業をスムーズに進めるためパイロットプロジェクト実施中に次のステップの実施計画の検討を進めたい旨発言した。何れにせよこの問題はフィージビリティ調査等を通じて検討することにした。

伯側は農業開発会社へ出資するため両国の政府金融機関及び民間企業等によって投資会社をそれぞれ設立することに合意し、双方は伯側においてはミナス・ジェライス開発銀行（BDMG）が政府を代表して参加し、日本側においては、当面国際協力事業団が参加することを確認した。また伯側はこの両国投資会社の合弁により協力事業の中核的实施主体としての農業開発会社を設立することに合意し、双方は会社の株式の過半数を伯側が保存することを確認した。

しかし伯側はこの農業開発会社のあり方については日本側と異なり、今後日伯間の協力によって行なわれるであろう数多くのセラード地帯の農業開発プロジェクトにも適用できる一般的なモデルとして考え、日本側が考えているような5万ヘクタールのパイロットプロジェクトのみに関係するものとは考えていないとの見解を述べた。また伯側としては、農業生産事業に伯政府が参加することはかつてないことであり、大統領の主宰する経済開発審議会（CDE）の決定によって始めて実施されるに至ったことを強調した。

従って農業開発会社の機能については、伯側は協力計画全体の調査、企画、管理、民間の行なう生産活動分野への出資、拓殖事業及びこれに伴うインフラストラクチャーの整備を行う企業に対する出資、融資、入植に伴う土地取得資金の融資等長期的視点に立った幅広い機能を主張した。これに対し調査団は、当面のパイロットプロジェクトに関する調査、計画の作成、試験農場の設置、運営、開発用地の一括取得、農業生産事業者に必要な資金の貸し付け等を考えており、パイロットプロジェクトを超える範囲の機能については*意する用意のないことを説明した。協議の結果、双方は当面のパイロットプロジェクト段階においては、日本側の考え方に基づいて事業を実施することを原則的に合意するとともに、更に検討を深めることを確認した。

次に農業開発会社の事業資金について、調査団から日本側としては投資会社からの出資金のほか、政府金融機関（特に国際協力事業団）から円建て円払いを条件に開発会社に対し直接貸付を行なう考えであることを説明するとともに、

この直接貸し付けに係る債務について伯政府の保証を求めた。伯側は日本側の農業開発会社に対する直接貸付が伯側提案のブラジル中央銀行を通ずる方式と異なる点については言及しなかった。パウリネリ農務大臣表敬の際、大臣はブラジル中央銀行を通ずるのは、円貨をクルゼイロ貨に転換するためのパイプに過ぎず、借り手は農業開発会社であると述べた。伯政府内部の意見統一が必ずしも十分でなかったのか、あるいは日本側の事情を考慮して敢えて言及しないのかどちらかであろう。保証については伯政府の承認のもとに国庫又は連邦金融機関が契約書に記載されている通貨で保証することになるが、具体的な保証方法等については日本からの融資額や条件が明らかとなった段階で協議することとした。なお、伯側は日本からの農業開発会社への直接貸し付けは、この事業に供される伯国の農業制度金融に対応するものであるとしたが、日本側は日本からの直接貸し付けに対応して伯政府金融機関からの貸付を強く要請し、その結果伯側も開発会社への出資のほか、連邦金融機関からの融資に合意した。

また、日本側は両国政府金融機関からの融資は均等とすべきであるとしたのに対し、伯側は既存の農業制度金融のほか、セラード拠点開発計画による融資がこの事業に供されるので、これを日本側の融資に対応するものとして考慮すべきであると主張し、今後検討することとした。

なお日本側は貸付金にかかるインフレ調整及び起り得べき為替差損について伯政府の財政措置による補填を要望したのに対し、伯側はただでさえ伯政府は農業制度金融により多大の負担をすることになると強調し、明確な回答を避けた。事業資金の使途、融資対象分野、融資条件等については今後双方で検討することとした。

伯側は協力事業の分野として、長期的観点から農産物の生産、処理、加工、流通及び農業生産資材の生産、供給事業を主張し、日本側も伯側の考え方に同意したが、進め方については当面は農業生産事業を重点的に実施し、その進展に対応して他の事業を計画的に行なうことが望ましいことを主張し、伯側もこれを了承した。

また農業生産事業の対象作物は、大豆、とうもろこし、ソルガム等を基幹作物として、コーヒー等と合理的に組み合わせること、対象地域はミナス・ジェライス州のセラード地域とすることを確認した。

双方は、農業生産事業は、両国の民間企業、農業協同組合等の民間グループによって実施されることを確認した。また調査団は具体的な形態として両国の民間企業等の合弁による栽植企業及び伯国内の農家の入植形態が考えられる旨説明し、伯側も了承した。これに関連して伯側は、合弁企業体が主体となるのではなく、その大部分は適正規模の農家によって行なわれるのが望ましいとした。また双方は栽植企業及び入植農家に対し、生産活動に必要な資金を開発会

社が融資することについて意見の一致をみた。なお、農業生産活動に関連して日本側は、土地の適正な価格による取得について伯政府の配慮を重ねて要望したが、土地の取得は民間に任せるべきであるとの従来からの主張を繰り返しつつも、政府として協力を惜しむものではなく、引き続き検討、協議することとした。

なお日本側から基幹的インフラストラクチャーの整備及び生産環境整備について重ねて質したのに対し、伯側はインフラストラクチャーの整備については、例えばセラード拠点開発計画の優先地域内では同計画の一環として伯側が整備する予定であるとの見解を表明した。

以上の協議の結果、農業開発会社の具体的機能、両国より供与される資金の総額、分担、使途、融資条件等の問題を除き、協力計画の基本的枠組みの重要な部分について合意が成立したのを受けて日本側は、試験的事業の政府、民間合同のフィージビリティ（F/S）の実施を提案した。またこれを行うためには未解決の問題につき何らかの形で暫定的な枠組みを設定する必要があるので、伯側ミッションの来日を含めその方法を外交ルートを通じて協議したいとした。また、日本側としてはこのF/Sを行わない限り民間の参加も決定できず、政府の支援も最終的に決し得ない事情のあることを説明した。

これに対し伯側は、政府の支援決定が民間の参加決定のための前提条件であり、両国の文化の相違に根ざすものとはいえ、政府の支援決定がF/S後になることに強い不満を示したが、日本側のF/Sが主として農業開発会社のあり方に関するものであり、協力計画についての日本側の考え方を内容とするエイドメモアールを早急に提出する用意のあることを説明し、伯側も了承した。双方は出来るだけ早くF/Sに参加する者を決定、それらがF/Sの実施方法を決定することを了解した。

なお、伯側が従来要望したプロトコールないしこれに代わる何らかの政府間合意文書について、日本側は開発事業の枠組み、投入される公的資金等に言及した合意議事録（R/D）、パイロットプロジェクトに対する両国政府の支援を内容とした政府間の書翰、双方の投資会社による農業開発会社設立に関する諸協定の三種があることを説明し、伯側は各文書の作成順序、内容、名称等について意見を述べ、更に検討することとした。なお研究協力に関し、技術協力基本協定の補足協定締結のための協議を早急に開始することに意見の一致をみた。

この政府、民間合同調査団による協議において、初めて伯側民間企業を含めて合同会議がもたれた。参加した伯側民間企業は、土地所有者、造林会社等4社で必ずしも伯側民間企業を代表するものではなかった（コチア産組、藤原グループとはサンパウロで懇談）。伯側は日本に対し技術の提供、肥料生産を含めた資本参加、農産物の流通、特に海外市場の開拓等を希望し、参加の形態とし

ては土地の現物出資、貸し付け、生産事業への参加等が考えられるとした。日本側民間からは、可能な限りの連絡、協調、民間合同のF/Sの実施、日本の経団連に当たる伯側の窓口の設置を提案した。伯側は日本の経団連に対応するものとしてミナス・ジェライス産業開発院が当たり、民間と調整する考え方を述べた。

最後に両者は、この協力計画がブラジルの食糧増産及び地域開発にとって重要であるばかりでなく、両国共通の利益である世界の食糧供給の増大に貢献し、併せて両国関係をよりよいものとする上で重要な意義を持つことを確認した。

合同調査によって協力計画は合意に達し、その具体的事業として第1段階試験的事業の実施が決定した。

第2節 第1段階試験的事業の具体的枠組みの合意

1、フィージビリティ調査の実施

(1) 伯側協議ミッションの来日とF/Sについての協議

2月の政府、民間合同調査団と伯側との協議において意見の一致をみた研究協力補足協定の協議は、76年3月国際協力事業団から派遣された調査団とブラジル農牧研究所総裁との間で行なわれ、双方の意見が一致し、合意議事録に署名した。その骨子は次のとおりであった。

協力はブラジル農業研究プロジェクトとし、セラード農業研究計画に沿って進められている試験研究に対する日本の技術協力を目的とする。日本側は専門家の派遣（当面長期5名、短期4名）、ブラジル人研究者の受け入れ研修及び必要な資機材の供与を行い、ブラジル側は協力実施のための土地、建物、施設の提供、専門家に対する特権、便宜の供与を行なう。また、プロジェクトの調整、立案、修正等のため合同委員会を設置する等であった。

次に農業開発協力事業については、2月、政府、民間合同調査団と伯側との協議後、伯側ではミナス・ジェライス州産業開発院が中心となって、伯側投資会社の設立を重点的に民間企業と協議を重ね、5月の会合において投資会社の設立を決定した。参加企業はコチア産組を含む大手企業6社で、これにミナス・ジェライス州開発銀行（BDMG）及びブラジル投資公社（IBRASA、BUNDの子会社）が加わることとなった。

また伯側は、連邦農務省、ミナス・ジェライス州農務局、産業開発院等の関係者により作業委員会を農務省内に設け、農業開発会社の目的、機能、資金計画等フィージビリティ調査の準備を進めた。更に日本側と協議するため、ヴァレンチーノ補佐官、アグリピーノミナス・ジェライス州農務長官等の日本派遣を準備した。なお、ガイゼル大統領の訪日が9月に決定したことから、伯側はそれまでに協力事業の具体的枠組みが合意できるよう協議を急いだ。

一方日本側では、4月、協力事業の実施に係る基本的事項、特に農業開発会社のあり方を中心に審議決定するため、政府関係者、経団連関係者、農業団体関係者による日伯農業開発企画委員会（委員長久宗国際協力事業団副総裁）を設け、その下部組織として推進部会（部会長同事業団農林業計画調査部長）を置き、協力事業の具体的計画を作成し、その推進を図ることとした。推進部会は4月末発足し、差し当たりF/S調査の準備作業に取り掛かり、幾つかの前提のもとに農業開発会社及び農業生産事業の経営計画の作成を試み、F/S調査において明らかにすべきチェックポイントを整理する等調査に備えた。

その中で特に重要な点としては、事業の成立発展のためには、多くの特別な方策が必要であり、緩和された条件による資金の供給、低廉な土地の取得、優れた生産者の確保、技術の改良等が不可欠であることが明らかとなった。また、

特に農業開発会社が予想されるインフレの下で農業生産者に対して価値修正を含まない長期、低利の資金を供給しつつ、存続してその役割を果たすためには、資金価値の維持のための何らかの特別の方策が必要であり、これこそこの事業の成否を決するものであることが確認され、協議において伯側の配慮を求めることとした。なお、農業団体側では、カウンターパートとなるべきコチア産組が伯側投資会社への参加を決めたものの、最終的態度がなお明確でなく、また関連産業を含む農業協同組合全体としての参加のためには、直接的メリットの期待できないこの協力事業の意義付けが必要であり、更に一部の団体では制度的にも問題があり、その解決が必要である等のため推進部会への参加も遅れた。

6月、F/S調査について日本側と協議するため、ヴァレンテーノ農務大臣補佐官を団長とする伯側政府関係者の調査団が来日し、日本側政府関係者及び企画委員会の間で協議が行なわれた。

政府関係者の協議においては、日本側は農業開発会社の機能に関連して、民間を含め日本側では会社に対する出資から利益を得ることは考えていないが、他方会社は永続的に存在する必要があるとあり、初期投資の価値修正と貸付金の価値維持を含め健全な運営が出来るよう配慮する必要があるとあり、これが最大の関心事であることを強調した。

これに対し伯側は、協力事業はセラード地帯で食糧の生産基地を建設しようとするもので、主たる目的は地域開発あるとし、これは日本の利益にもマッチするもので、また、世界的な食糧供給の増大に貢献するものであるとし、パイロットプロジェクトはその第1段階として行なわれ、将来は拡大されるものであり、農業開発会社はその中核的实施主体として協力計画全体の企画、調整にあたる公的なものであるとの従来の主張を繰り返した。しかし同時に農業開発会社は利益は生まないまでも損はしてはならないとした。農業開発会社はサービスの提供を行なうものであるから、これに対するチャージをとることは可能である。また、投資については法律4595により資産の再評価を行い無償株式の配布又は社内留保も可能であるとした。また農業開発会社の借入金にかかるロス（伯側資金のインフレ調整、日本側資金の為替差損）については、これを誰が負担するかは両国政府間で決め得るべき問題で、これは日本側資金の条件と関係するとして明言を避けた。

企画委員会と伯側調査団との協議においては、日本側は、農業開発会社をとりあえず5万ヘクタールの試験的事業の中核的实施主体とし、その具体的機能として、調査、計画の作成及び総合調整、入植者のための土地の取得、分譲、農業生産事業者に対する出資及び融資並びに債務保証、技術指導、展示農場の設置、その他公共的性格の強い事業のほか、経営の健全な運営のための土地の保有、展示農場における種苗の生産、供給事業、関連産業への投融資を提案し

た。これに対し伯側調査団は、農業開発会社は協力計画全体の中核的実施主体とし、具体的機能としては、調査、計画の作成、総合調整のほか、生産事業者に対する出資、既存農業制度金融によりカバーできない分野についての融資並びに債務保証に限り、関連産業への投融資も将来行なうこととしたいとした。協議の結果、伯側調査団は日本側の提案を条件付ながら受け入れ、次のように合意し、了解事項として文書に記録した。

1) 農業開発会社の目的と機能

協力計画は、第1段階として5万ヘクタールの試験的事業として行われ、その進展状況に応じ段階的拡大が考慮されるものとし、農業開発会社は協力計画の企画、調整機関として民間部門の行なう農業生産事業及び関連事業を支援、促進することを基本目的とし、その機能は主として公益的なものとする。

2) 試験的事業における機能

試験的事業においては、次の機能が付与される。

- (i) 試験的事業に関する調査、企画、調整業務（土地選定基準の作成を含む）
- (ii) 試験的事業に参加する入植農家及び栽植企業（農業生産者）に対する融資
 - a) 入植農家の開発用地取得資金
 - b) 農業生産者の制度金融を受けるまでの短期のつなぎ資金
 - c) 既存の制度金融の貸付限度を超える補完融資及び制度金融の対象外分野の資金
- (iii) 研究活動の実施及び展示農場の設置
- (iv) 農業生産事業及び関連産業事業がフィジブルになるため必要な場合の投融資
- (v) 農業生産者の制度金融借入金の債務保証
- (vi) 原則として土地の一括取得は行なわないものとするが、入植農家の生産活動のため必要な場合の分譲するための土地の取得
- (vii) 経営の健全化のため農業開発会社の活動規模に見合った土地の保有
- (viii) 農業生産者が個々に整備することの不適当な給水施設、入植地内道路、家屋、倉庫等の共同利用インフラストラクチャーの支援

以上は農業開発会社の機能の基本的方向を示すものとし、最終的にはF/S調査の結果により具体的に決定することとした。

3) F/S調査の実施

F/S調査は上記の農業開発会社の目的と機能を踏まえ、農業開発会社及び農業生産者の事業計画を作成し、その存続性を含む試験的事業の実施可能性を検討することとし、両国の政府、民間の専門家が合同して行なうこ

とに双方了解した。

なお、この協議では、農業開発会社の資金の調達、分担、管理等の問題についての協議がなされなかったため、近く政府間で話し合いを始めることとした。

(2) F/S (フィージビリター調査) の実施

6月に行なわれた伯側調査団と日本側政府及び企画委員会との協議の結果を受けて、7月から8月にかけて国際協力事業団よりフィージビリター調査団が派遣され、伯側調査団と共同して試験的事業に関するフィージビリター調査を行なった。日本側調査団は、政府関係者及び推進部会メンバー、コンサルタント等により構成され、ブラジル側調査団は、トーゴ産業開発院理事ほか連邦及びミナス・ジェライス州政府関係者等で構成された。

調査は先の伯側調査団と日本側との間で了解したとおり、累次の協議の結果を踏まえ、試験的事業の計画を現実的なデータに基づいて策定し、農業開発会社及び農業生産者の存続性を含む試験的事業の実施可能性を確認することを目的とした。

1) 試験的事業の基本的枠組みの検討

調査においては先ず既に合意済の試験的事業の基本的枠組みについて、その実現性、持続性を確保する見地から検討を加え、必要な修正を行なうとともに、枠組み全体の総合化、斉合化を図った。それらの主要なものは次のとおりであった。

(i) 政府の支援と農協の協力

農業開発事業はどこの国でも自然的条件に強く規制され、収益性が低くリスクも大きい。従って、特に政策的に重要な事業にあつては、政府がいわば主導的立場に立ち、政府関係機関が技術の開発、研究をはじめ投資、長期低利の資金の供給等の支援を行い、自然的制約の不利を補正する必要がある、特にリスクの大きい試験的事業で必要性が大きいことを確認した。また、農協は入植農家の自主的組織として生産の組織化を図り、流通を合理化し、規模の経済性を確保する上で不可欠であり、その協力が必要であることも同時に確認した。

(ii) 農業開発会社の目的と機能

農業開発会社については、先ずその設立のため両国に設立される投資会社(当時)の設立予定状況を確認した。日本側では国際協力事業団と民間企業、農業団体(農協)の協力によって設立が予定され、伯側では、レイビーグループ系民間企業5社とブラジル銀行、ミナス・ジェライス州開発銀行、ブラジル投資公社、リオ・ドーセ開発公社の4政府関係機関の参加が予定され、これにより農業開発会社の設立も計画どおり行われることが

見込まれた。

次に農業開発会社の目的、機能の検討において、伯側は、農業開発会社はセラード地帯における農業生産活動及び関連活動を支援し、促進することを目的とし、協力計画の企画、調整を行い、特に試験的事業においては、実施の中核として事業の調査、企画、調整を行うほか、事業参加者に対する技術的、資金的支援を行う公益的機能を持つことを強調した。これに対し日本側は、農業開発会社は公益的機能を持つとともに、合弁会社として存続することが重要であり、インフレによる資産価値の減少を防止し、経営に必要な経費を確保することが必要である点を強調した。協議の結果、資産構成健全化のため価値修正の対象となる土地等の恒久資産を保有（保有土地面積を1万ヘクタールとした）するとともに、ブラジル技術援助及び普及公社（EMATEL）の承認を得て農業制度金融上の技術指導団体となり、融資の承認に先立つ農業生産事業者の事業準備の援助、審査、融資実行後の契約に基づく技術指導、融資の監督に対する手数料を徴収することとした。また栽植企業への投資のほか、保有土地を利用した種子生産（3,000ヘクタール）、民間活動を侵さない範囲における関連事業を行うこととした。

(iii) 試験的事業の形態

試験的事業は協力計画の第1段階として行なわれ、事業の範囲は、これまでの協議で合意されたとおり、当初は農業生産事業を重点的に行い、その進捗に応じて農産物の処理、加工、流通等の事業を進めることにした。生産事業における栽培作物は、日本の関心のある大豆、とうもろこし、ソルガム、小麦を基幹作物とし、コーヒー、ユーカリ等を合理的に組み合わせることとした。また事業の実施地域はミナス・ジェライス州のセラード地域の中で選定することにし、具体的にはセラード拠点開発計画の3つの優先地域内に、あるいはその周辺地域で選定することとした。

(iv) 開発の方法

既に合意されてとおり、栽植企業と入植の方法をとり、次のような理解に基づいて、その近代的経営の育成を目的とすることとした。

周知のようにブラジルでは、植民地時代から糖業やコーヒー産業の担い手は農場内の身分的隷属を伴う雇用労働に依存するプランテーション（栽植企業）が支配的であったが、戦後は農村労働法の施行とともに農場内労働者は急速に減少し、経営の近代化が進んだ。また他方では、南部地方を中心に穀作部門での自由な賃金労働者に依存し、大型機械を導入した、いわば純資本家経営の農企業（EMARESA）が成立するようになった。軍事政権は生産性増大のため生産性の高い農企業を重視し、その育成を図

ってきた。協力事業においても、このような政府の方針に即し、生産事業の担い手のひとつとしてその近代的経営を育成することとした。なお、近代的経営とは、農業、とりわけ基幹的穀作の分野が体系的に機械化されている経営を言う。また、日本語の栽植企業の名称は当初から使用していたので、これを踏襲したが、プランテーションとは全く異なるポルトガル語のEMPRESA農企業であった。

次に入植（植民）は、ブラジルでは政府や民間の諸機関が大土地所有地を細分化する際の計画ないし事業として、19世紀に始まり、奴隷解放運動や1850年の土地法による購入のみを土地取得の合法的手段とする措置、更に1889年の共和制の成立による公有地の州有地への移管等によって南部を中心に発展した。20世紀前半には制度的に確立し、1964年の土地法に農業開発政策の一つとして規定され、奨励されるに至った。入植は未利用又は粗放利用の土地を開発し、多角経営の家族経営を育成し、またブラジルの近代社会を構成する中産階級に道を拓き、農業の近代化に大きな役割を果たすものとされた。軍事政権は栽植企業とともにこれを重視し、農協の育成と併せその奨励を図ってきた。この事業においても政府の方針に従い、入植農家を生産の担い手の一つとして、その近代的経営を育成することとした。その際、協力事業においては、従来のような多くの民間の入植事業が単に土地の配分に終わり、開発事業は入植農家や農協の責任において行なうのではなく、政府がインフラストラクチャーの整備をはじめ必要な技術的、資金的支援を行なう、いわゆる指導入植事業として行なうこととした。なお入植はポルトガル語でColonizacão、入植農家はColonoである。

(v) 技術の革新

言うまでもなく技術の革新は経済発展の動因であり、特に協力事業が技術の開発、改良と一体的に行なう試験的事業として行われることから、革新的技術の導入は開発の基本的手段として重要であった。ブラジルでは60年代末から70年代にかけ、農産物の内外市場の拡大、トラクター等の農業機械や肥料、農薬等資材の国内生産の増大、大学教育の普及、アメリカ政府の技術者の訓練、留学等援助による農業技術者の成長、農業融資の拡大等によって、サンパウロ、パラナ、リオグランデ・ド・スール州等の企業的農業者を中心に大豆、小麦、とうもろこし、甘藷作等のアメリカ型大型機械化が急速に進展し、これは南マットグロッソ、ゴヤス南部、ミナス・ジェライス州3角地帯等のセラード地域にも波及していた。パダップ計画の機械化もこれの移転によるものであった。

セラード地帯においては、その自然的、社会的条件に対応して能率的、

タイムリーな作業、労働力の節約等のためには機械化が不可欠であり、また地域の実情に即した作物、品種の選択、栽培管理等の機械化栽培技術が必要であった。このような事情から、試験的事業においては、大型機械体系による機械化技術を導入することとし、農業開発会社が研究活動の一環として、連邦、州の研究機関の協力を得て、地域の実情に即して組み立てることとした。F/Sはモデル的な機械化技術によった。

(vi) 事業の仕組み

伯側の素案を基礎として協議した。伯側の素案で新しい提案として最も重要なものは、ブラジル中央銀行又は融資代行機関に基金（FUND）を設け、農業開発会社が日本側政府金融機関から融資を受けた事業資金及び伯側政府関係機関が提供する資金をプールし、農業開発会社のコントロールの下に、融資代行機関を通じて農業生産者及び関連事業者に必要な資金を融資するという融資の方式であった。

当時ブラジルでは、中央銀行や国立開発銀行等にはその管理する多くの基金、プログラムがあり、財政資金や外資を調達して優先的部門や特定地域の開発に必要な融資に充てていた。伯側提案の基金はこれとは異なる法的根拠のない、使用目的の限定された、いわゆる特段預金あるいは特別勘定と考えるべきものであった。基金はどこの金融機関でも設けることが出来、預け入れ、運用に関する条件は全て預け入れた者と金融機関との間の取り極め（運用規則）によって定め、これを使用して行う融資の業務は、この取り極めに従って融資代行機関が行うものであった。伯側は、試験的事業の場合、このような特別勘定を設けることにすれば、ブラジルの農業金融に即し、かつ日本側資金の農業開発会社への直貸方式に影響なく、農業開発会社の効果的な融資機能が損なわれることもなく、会社の負担が軽減され、リスクの負担の問題にも役立つこととなるとした。基金構想はエイドメモアール以来伯側の一貫した考え方であり、この提案もそれに連なるものであったが、日本側としては農業開発会社への直貸し方式を変える必要がなく、リスク回避の手段として理解できるものであった。何れにせよ日本側は、制度上農業開発会社が金融機関でなく、融資は融資代行機関を通じて行なわざるを得ない以上、若干の曖昧さはあるものの次善の策として受け入れることとし、原則的に、一旦了解し、ミナス・ジェライス州開発銀行（BOMG）に特別勘定を設け、同銀行を代行機関として融資を行うこととした。

(vii) 土地の取得、配分

開発用地5万ヘクタールの取得については、栽植企業は自ら取得し、その他は農業開発会社が一括取得し、その配分については、協議の結果、農

業開発会社に1万ヘクタール、栽植企業2単位に2万ヘクタール、入植農家に2万ヘクタールとした。入植農家の面積規模については、セラード地帯は一般に肥沃度が劣り、緑肥栽培等による地力の培養が不可欠であり、また、土壌が粘土質で、生産性向上のためには大型機械化技術の導入が必要であることのほか、森林法により20%の保留地が義務づけられていること等のため規模を大きくする必要があることを考慮して1戸当たり500ヘクタールとした。この規模はアメリカコーンベルト地帯の200ヘクタール、パダップ計画の240ヘクタールのほぼ2倍に当たるが、上記の条件を勘案すれば、実質的に大きな差異はなく、スケールメリットを生かすことの規模として合意した。従って入植農家の戸数は40戸となった。

(viii) 事業の実施期間

協議の結果、事業の実施期間（融資期間）は2年とした。

以上により、試験的事業は、政府の支援と農協の協力のもとに、農業開発会社の企画、調整により、協力計画の第1段階の事業として行われ、農業生産事業はミナス・ジェライス州のセラード地域で、大豆、とうもろこし、小麦、ソルガム等を基幹作物としてコーヒー、ユーカリ等と組み合わせ、開発が行われ、開発の方式（戦略）としては、農業開発会社が実施主体となり、栽植企業と入植の方法により、土地の積極的利用を図り、革新的技術を導入して、近代的経営の育成を図ることを目的に、2年間に、政府関係機関の支援と農協の協力を得て、農業開発会社が企画、調整を始め農業生産者に対する必要な技術的、経営的支援を行い、国際協力事業団から借り入れた事業資金をミナス・ジェライス州開発銀行（BDMG）に設けられる特別勘定に預け入れ、農業開発会社のコントロールの下に同銀行が代行機関となって融資を行い、政府の行なうインフラストラクチャーの整備と併せて総合的な支援を行い、その支援の下に2単位の栽植企業と40戸の入植農家が生産の担い手として農業生産事業を行うこととした。

2) 農業生産事業計画の検討

日本側の用意した計画案を基礎として検討し、ほぼ原案通り合意した。伯側は、土地の確保については、政府の介入はなくとも取得は可能であるとし、現実的なデータとして幾つかの情報を提供したが、更に情報を収集することとした。計画においては、土地は幾つかの団地に分かれて取得されるものとし、価格は1ヘクタール3,000クルゼイロ（約7万5千円）と想定した。

土地利用計画においては、コーヒー栽培の可能な土地は優先してコーヒー栽培に充て、自然条件の悪いところはユーカリ等の栽植地、保留地とし、穀作地を栽植企業で1企業当たり6,000ヘクタール、入植農家で30

0ヘクタールとし、大豆、とうもろこし、小麦の輪作を行なうこととした。

農業生産事業の経営主は、栽植企業では農業経験を有する支配人の下に生産、会計担当の委員が選ばれ、入植農家では参加農協の組合員農家の二、三男等が選ばれ、トラクター運転手、一般労務者は農場周辺より雇用されるものとした。また、農場の資本装備については、大型機械を中心に体系的に整備し、基礎的インフラストラクチャーは政府によって整備されるものとし、共同利用施設は農協等が一括整備し、相当額を農家が年賦として支払うこととした。

事業資金としては、栽植企業では1単位当たり自己資金6千万クルゼイロ（約15億円）、うち2千万クルゼイロは農業開発会社より出資されるものとし、土地及び機械、施設の一部の整備に充て、機械、施設の大部分及び営農費は特別勘定からの融資で賄い、その条件はポロセントロ計画と同一とした。また入植農家は、1戸当たり自己資金45万クルゼイロ（約1千5百万円）とし、土地、機械、施設、営農費は特別勘定からの融資で賄うこととした。

以上の前提の下に、調達資源の最高度の利用を目標として、各種のデータ、情報を利用して栽植企業、入植農家のそれぞれについて開墾、作付け計画、機械、施設計画（資金計画、損益計画、バランスシート）を作成した。

これによると、栽植企業、入植農家の何れにおいても資金繰りは可能であり、栽植企業では3年目以降利益が発生し、6年目以降配当が可能となり、入植農家では5年目以降利益が発生し、健全な経営が見込まれ、事業の実施は可能であると判断した。

3) 農業開発会社経営計画の検討

業務は6月の協議で合意したものを基本とし、これにF/Sの検討結果により次のような修正、補足を行った。

- (i) 研究活動のため試験場を設け、連邦、州の研究機関で開発された優良品種等の現地適応試験等を行う。また展示農場の面積を保有地のうち3,000ヘクタールとし、新技術の展示とともに優良種子の生産事業を行う。
- (ii) 融資はミナス・ジェライス開発銀行（BDMG）が代行機関として特別勘定の資金により行なうこととし、農業開発会社を取り極めに基づいてコントロールする。
- (iii) 土地保有面積を1万ヘクタールとする。
- (iv) EMATELの信認を得て、農業開発会社の技術指導団体として、農業生産者の融資の申請の援助、審査、融資の監督、契約に基づく技術指

導を行う。

- (v) 債務保証のため、保証基金（1千万クルゼイロ）を設ける。
- (vi) 栽植企業の資本金の3分の1以内において必要な投資を行なう。
- (vii) その他民間活動を妨げない範囲内での関連活動等を行なう。

会社の組織計画については、新株式会社法が国家において審議中であったので、今後更に検討を要するが、会社は株式会社とし、投票券を持つ株式の過半を伯側が持つこととした（伯側51%、日本側49%）。資本金は土地、展示農場、保証基金、投資、管理費に必要な資金として115,000千クルゼイロとした。発行株式は、日本側は普通株（記名式）のみとすることを主張したが、伯側は新法案では優先株の発行が義務づけられているとし、最終的には優先株の発行に同意し、普通株と同一割合とした。経営管理組織は、新法の成立を待って検討することとしたが、取締役について日本側は日本側から常勤4名、非常勤4名、計8名を提案したが、更に検討することとした。簡単で機動的な組織とし、職員は14～16人とすることに意見の一致をみた。

以上の事業計画、組織計画に即し、展示農場を別会計として、それぞれ財務計画を作成し経営維持の可能性を検討した。なお関連する特別勘定の運営については別途検討することとした。

これによると、展示農場については、規模を3,000ヘクタールとし、うち1,000ヘクタールを大豆、とうもろこし、小麦の種子生産及び試験圃場に充て、残りをコーヒー、ユーカリの栽植等に充て、資本金25,000千クルゼイロと農産物販売収入により運営するものとすれば、独立会計で運営可能と判断された。

農業開発会社については、資本金115,000千クルゼイロと農業生産者に対する技術援助手数料（融資時融資額の1%、毎年融資残に対して1%）、保証基金の利息、栽植企業への投資の配当によって必要な土地の取得、展示農場の運営、保証基金の設置、栽植企業への投資のほか、管理費を賄うものとして、財務計画を試算すると、資金繰りは問題なく、配当を行なうまでは至らないが、6年目以降は利益を生じ、経営は安定するものとみられた。

調査団は、以上のように特別勘定についての財務分析を除き、農業生産事業、農業開発会社の展示農場を含む経営の財務分析の結果から、試験的事業の実施可能性は十分に見込まれると判断したが、更に一定の前提の下に特別勘定の財務分析を試算し、これら事業全般について費用、便益分析を行い投入される資金の種類、条件について配慮が行なわれるなら、内部収益は14%となり、全体として実施可能な事業であることを確認した。

4) 試験的事業に必要な資金の総額

上記の生産事業計画、農業開発会社経営計画に基づき必要資金額を、初期2年間の投資額として計算すると、生産事業資金4億1千万クルゼイロ、生産事業自己資金9千8百万クルゼイロ、農業開発会社資金1億1千5百万クルゼイロ、合計6億2千3百万クルゼイロ（155億7千5百万円）となり、双方ともこれを了承した。

これにより、農業生産事業及び農業開発会社の計画についての調査、検討を終わり、残された課題は必要資金の両国による分担等の検討のみとなったが、偶々、伯側の責任者であるヴァレンティノー農務大臣補佐官が止むを得ない事情で訪米することとなり、十分な協議が困難となったため、調査団は資金の分担等に関する伯側の考え方等を聴くに止め、追って補完調査を行なうこととし、調査を一応終了することとし、8月初め帰国した。

(3) F/S 調査の補完調査

F/S 調査団は帰国後、日伯農業開発協力企画委員会及び経団連日伯農業協力委員会に調査結果を報告し、試験的事業の実施は可能である旨説明した。この報告を受けて、民間側では日本側投資会社の設立の準備を進めることとなった。また、政府側ではフィージビリティー調査において残された資金の分担等の問題と伯側との詰めを進めながら、民間の体制固めとともに、財政当局との農業開発会社への出資及び融資の諸条件の折衝を進め、ガイゼル大統領の訪日を前にして8月中にミッションの派遣又は伯側ミッションの来日を得て最終的解決を図ることとなった。

このような情勢の中で、8月下旬、ヴァレンティノー補佐官は久宗国際協力事業団副総裁宛て書翰によりフィージビリティー調査において了解した点を整理するとともに、残された重要問題は事業に必要な資金の分担問題であるとして日本側の協力を要請してきた。この中で、農業開発会社の出資割合は、伯側51%、日本側49%であるが、融資資金については、ブラジルにおける農業制度金融は全て政府の補助があることを勘案して、日本側には2,500万ドルに相当する円の供与を期待しており、その条件は据え置き5年を含む20年、利率年2.5%と緩和の要請を繰り返した。

一方伯側においては、日本側からの供与額と同額の資金を提供することとしており、そのため農業制度金融の中にこの額を組み込む予定であり、その金利は農業制度金融の場合と同じものを適用することとした。しかし、資金の融資経路については、ブラジル銀行から特別勘定を経由する従来の方式を改め、ブラジル中央銀行から直接融資代行機関を通じて農業生産者に融資することとし、農業開発会社にはコストが全くかからないという新しい提案をしてきた。また、

資金の分担問題の解決が可能な場合には、日本の国際協力事業団とブラジル投資公社（IBRASA）の間で、両国投資会社を設立することに主導的役割を果たすという文書に大統領訪日の際の共同発表と合意議事録の署名に先立って署名することとしたいという新しい提案も伝えてきた。

このヴァレンティーノ書翰と前後して日本側からは久宗副総裁のほか政府関係者によるミッションが派遣され、財政当局等国内関係者との調整を図りながら伯側と協議し、具体的な詰めを行った。

協議においては、資金の分担問題に先立ち、伯側が新しく提案してきた資金の融資経路の変更が大きな問題であった。それはフィージビリティー調査で双方了解した事項の仕組みの重要な変更であり、農業開発会社の経営に大きな影響を持つものだけに日本側は伯側資金も日本側資金のそれと同様にしよう強く主張した。これに対し伯側は、もともと特別勘定は日本側資金が農業開発会社に直接貸し付けられること、農業開発会社は金融機関でなく、融資は融資代行機関を通じて行われることを前提に、農業開発会社の経費を節減し、為替差損等のリスク負担の回避の手段として設けることとしたものである。リスク回避については日本側資金を電話、住宅、給水施設等の関連インフラ、トラック等事業に必要で農業制度金融の対象外の融資条件のよいものに優先的に貸し付け、これにより利息収入の増大を図り、リスクに見合う必要資金を確保することが出来る。また、特別勘定をミナス・ジェライス州開発銀行（BDMG）に設け、資金の運用を行なわせ、為替差損を含め責任を持って日本への返済を行なわせることも出来る。

一方伯側資金は制度上融資代行機関を通じて直接農業生産者に融資することが出来、これについての農業開発会社のコントロールは農業開発会社とミナス・ジェライス州開発銀行の間の取り極めによって確保することが出来、手数料も徴収できるので、特別勘定を通さなければならない理由はなくなったとした。従来から融資の仕組みについての伯側の提案は必ずしも一貫せず、この提案も日本側としては十分納得できるものではなかったが、後に述べるような日本側資金にかかる農業開発会社のリスク負担の回避について伯側の何らかの保証を条件に受け入れた。

次に資金の分担については、伯側は資金総額をフィージビリティー調査の結果により双方了解した6億2千3百万クルゼイロを若干上回る額とし、農業開発会社に対する出資金を除く事業資金についてはこれを両国で折半し、負担額をそれぞれ2,500万ドルとすることを考えていたのに対し、日本側はフィージビリティー調査による総資金額は同調査において既に了解したものであり、これの変更は出来ないとし、そのうち農業開発会社への出資金は今後民間との調整が必要であるが、フィージビリティー調査の結果のとおりとし、事業資金

は農業生産者の自己資金及び農業制度金融によってカバーされると考えられる最低額の短期営農資金を除く残額を両国で折半するのが適当であるとした。協議の結果、資金の総額及び農業開発会社への出資金はフィージビリティ調査のとおりとし、事業資金は同調査の結果による総額から農業生産者の自己資金を除く5億2千5百万クルゼイロを折半して負担するという日本側妥協案で合意した。なお、出資金については、伯側は115百万クルゼイロの普通株のほか、優先株を設けることを主張し、日本側も必要止むを得ない場合には極力株数を少なく、かつ簡単なものとするを条件に受け入れることとした。

事業資金の分担のため伯側は、ポロセントロ計画等既存農業制度金融の資金をこの事業のためリザーブし、制度金融の条件により融資代行機関を通じて融資することとした。このような制度金融の資金を固有プロジェクトのためにリザーブする措置は国家的開発計画に対してのみ行なわれるもので、民間プロジェクトに適用するのは初めてのことであり、リザーブした資金は日本側の融資期間に見合う期間中継続して使用される。また中央銀行の融資代行機関への再融資の条件も前述のように日本側資金を金利の高いものに優先融資するので貸出金利は低くなり、再融資の金利は10%をかなり下回る見込みであるとした。このような伯側の特別の措置をも考慮して、特別勘定、農業開発会社の経営の基礎をより確実、安全なものとするため、日本側資金のできる限りの緩和を要請した。

日本側では前年末、国際協力事業団から農業開発会社への直接貸付が認められた際、融資比率等細目は関係各省の間で改めて協議することとなっていた。農林省は全額政府資金による融資を希望したが、当時民間企業に対する開発投融资資金の貸付は、政府資金70又は75、民間資金30又は25の比率が原則とされており、直接貸し付けにおいてもこの原則を曲げることは出来ないとされ、民間銀行との協調融資とせざるを得なかった。調整の結果、この事業の重要性や経緯、試験的事業であって直接貸付を行うことや閣議了解を行なうこと、伯側も特別の措置を講じていること等から、特別措置として貸付比率を75：25、止むを得ない場合でも80：20とすることとされた。

その結果、日本側は事業資金の負担について、日本の開発投融资資金の融資の事情や民間の協力を確保する必要性から協調融資が必要であるとし、融資比率を75：25とした場合平均金利は4%を若干上回る事となるとした。伯側はこの提案に対し、この金利では特別勘定、農業開発会社の経営が苦しくなり、農業制度金融は伯政府の補助があり、これは日本側資金も享受できること、伯政府の保証は優遇された融資条件のものについて行われること等を挙げ、難色を示した。協議の結果、最終的には融資比率を民間銀行の協力を条件に80：20とし、その際の平均金利は3%台となることで合意するとともに、

伯側は国庫保証を一体的に行なうことを約した。

残された最も重要な問題として、日本側は特別勘定により、日本側資金にかかる為替差損を含むリスクの農業開発会社による負担を回避し、ミナス・ジェライス州開発銀行（BDMG）が為替を含め責任を持って農業開発会社の日本からの借入金の毎年の返済を可能にするについての保証を強く要請した。これに対し伯側はミナス・ジェライス州開発銀行（BDMG）総裁も了承したとしながらも更に確認することにしたいとした。これにより、フィージビリティ調査は為替差損の問題を残し全て終了した。

2、ガイゼル大統領の訪日と合意議事録の署名

（1）大統領の訪日準備と閣議了解

大統領訪日の際には、協力事業協議の進捗に言及した共同発表、協力事業の具体的枠組みについての合意議事録の署名並びに両国事業者間での合意文書の署名が行なわれることとなった。F/S調査で残された日本側資金に関し起こり得べき為替差損の防止は、外交ルートを通ずる合意議事録作成の過程で解決することとした。

合意議事録の作成は9月初め提出された日本側案を基礎に伯側が対案を作成し進められた。伯側対案は日本側案の構成を踏襲し、民間の参加や融資条件を削除する等修正を加えた。また為替差損問題については、本来農業開発会社が負うべき返済についてBDMGが差損の全面的責任を負わなければならない理由はどこにもない。しかし、この事業の特殊性に鑑みBDMGは銀行として可能な範囲内で出来る限り資金操作を行い、万一生ずるかもしれない為替差損をその範囲内でカバーすることを約束することとしたものである。BDMG総裁から約束を取り付けたというのもそのような意味においてであって、毎年の円払いについて無条件にこれを保証することではない。BDMGが政府に代わって保証するのであれば伯政府保証は不要になる。特別勘定における資金の運用も農業開発会社の指揮、監督の下に行なわれるものであり、農業開発会社にも当然責任がある。従って合意議事録では、共同責任の形をとりたいたとした。大統領訪日後の最終会議において伯側は、この共同責任については、BDMGによる特別勘定の運用が不十分な場合にはBDMGが差損を負担することを口頭で了解した。日本側としては伯側にこれ以上の約束を求めることは困難と判断し、伯側の見解を了承した。

また、両国の事業者間での合意文書については、伯側は会社の設立、運営に実力と能力のあるブラジル投資公社（IBRASA）を当事者としていたとした。日本側では国際協力事業団が当事者となることについては種々問題があり、また時間的にも余裕がなかったことから、合意議事録に何らかの書き込みを行な

うことで合意した。

なお、ブラジルでは75年の大霜害の影響もあって、76年のフェジョンの減産を初め食糧生産の不振から食糧増産が緊急に必要なになった。このためセラード農業開発協力を担当するパウリネリ農務大臣は夏作物の植付け時期であることから、大統領に随行するのを取り止め、国内に止まって食糧生産の指導に当たることとなった。同大臣は倉石前農林大臣及び安倍農林大臣に書翰を送り、かねてから協力事業の実施を正式に決定する場に同席することが念願であったが、出来なくなった事情を説明し、これまでの協力に感謝するとともに、今後とも事業の成功のため出来る限りの努力を払う旨述べ、大統領府のペローゾ大臣が代理を勤めてくれるとして了解を求めた。

以上によりF/S調査において残された問題は一応すべて解決し、試験的事業の具体的枠組みにつき両国は最終的に合意した。

この事業の実施に関する政府関係者の承認も協力事業の政府間協議の過程で得られ、国際協力事業団の資金的支援も民間の協力を条件に本決まりとなった。民間関係者については、9月8日の企画委員会において政府間協議の経過を説明し、了解を求め、投資会社の設立を要請した。その結果、為替差損の防止について伯政府の支援が得られなかったことへの不満は残るものの、出来る限りの協力の意向が表明され、合意議事録署名後、具体的に協議することとなった。また、9月2日には協調融資銀行への説明会が開催され、協力要請を行なった。

このような試験的事業の具体的枠組みの合意を受けて76年9月17日、合意議事録の署名に先立って、この事業の実施のため、政府関係機関から所要の援助を行う旨の閣議了解が行なわれた。閣議了解においては、その理由として、この事業はブラジルの経済発展及びブラジルと日本との両国間の経済交流を促進し、両国の友好関係の増進に寄与するとともに、わが国食糧資源の長期的確保体制の確立に資することが多大であると認められる旨明記された。これによって、この事業は、わが国としては国家的事業として位置付けられ、推進されることとなった。

(2) ガイゼル大統領の訪日と合意議事録の署名

ガイゼル大統領は9月15日、現職大統領としては初めてわが国を訪問した。大統領は三木総理（当時）と2回の会談を行い、会談後両国政府は共同コミュニケを発表し、両国が経済、貿易及び工業技術の問題で見解の一致をみたことを評価し、このことが21世紀に至る日伯間の協力を飛躍的に発展させる上で大きく貢献するであろうとの認識で一致したことを明らかにした。また、セラード農業開発協力計画については、両国官民の協調のもとに、計画の検討が着実に進展しており、この度両国政府代表が試験的事業に関する具体的枠組みに

ついて共通の立場に到達したことに満足を持って留意し、両国に近く設立される投資会社を通じて農業開発会社が設立されることが期待されることとした。共同コミュニケでは、また、協議のまとまったアマゾンアルミ精練事業、ツバロン製鉄所建設計画などの推進が盛り込まれ、農業協力計画は日伯経済協力大型プロジェクトとして推進されることとなった。

試験的事業の合意議事録は、外務省菊地経済協力局長とヴァレンティーノ農務大臣補佐官との間で17日署名した。合意議事録は、1974年の共同発表の原則に基づき両国関係者の間で協議が続けられ、フィージビリティ調査による事業実施の可能性の確認を経て、合意された試験的事業の基本的枠組みについて、政府間で確認しておく必要のある諸点を両国代表団の共通の立場として記録したものである。従って、それは両国を法的に拘束するものではなく、事業実施のガイドラインとして、これに従って事業の進展を期待するものである。

合意議事録は8項目からなり、第1項でセラード農業開発の意義を謳い、第2項以下でその第1段階として行なわれる試験的事業について述べ、第2項では事業の規模、場所、主要作物、所要資金を、第3、4項では農業開発会社の設立と機能を、第5、6項では事業資金の両国による供与と農業開発会社による資金の融資の方法を、第7項では農業生産事業者について、第8項では両国投資会社設立について述べたものである。その要旨は次のとおりであった。

先ず第1項のセラード農業開発協力計画の意義としては、協力計画はブラジルにおける食糧増産及び地域開発の推進にとって重要であるとするとともに、両国の共通の利益である世界の食糧供給の増大に有効に貢献することが期待され、また両国間の友好関係、経済協力関係を強固にする上でも重要であるとし、平等互惠の事業としての重要性を強調している。

次に第2項においては、セラード農業開発協力事業は第1段階として、試験的事業として行われるとし、試験的事業は規模5万ヘクタール、実施場所をミナス・ジェライス州として、大豆、とうもろこし、ソルガム及び小麦を基幹作物とし、コーヒー、ユーカリと合理的に組み合わせ栽培される。また、その資金総額は155億7千5百万円、うち農業開発会社への出資金28億7千5百万円、日伯両国で分担される事業資金102億5千万円、農業生産事業者の自己資金24億5千万円である。なお両国関係者は、協力事業の段階的拡大を含め、必要に応じて協議する。

第3項においては、農業開発会社はブラジルの国内法令に従い、両国の投資会社の間で設立される合弁事業とし、資本金は28億7千5百万円相当のクルゼイロとし、株式の51%及び49%をそれぞれ両国の投資会社が保存する。また出資は双方で同時に行い、優先株についてもブラジル国内法令に従い設け

ることが出来る。

第4項は農業開発会社の機能について述べ、会社はセラード農業開発協力計画の全体について、農業生産活動及び関連活動の支援、促進を目的とした事業の企画、調整を行い、特に試験的事業においては次の主要業務を行なう。

- 1) 事業に関連する活動の調査、企画及び調整
- 2) 事業に必要な研究活動及び展示農場を設置すること
- 3) 事業に参加する入植農家及び栽植企業に対してミナス・ジェライス州開発銀行を通じて次の融資を行うこと
 - (i) 入植農家の土地取得融資
 - (ii) 農業制度金融から融資を受けるまでの短期つなぎ融資
 - (iii) 農業制度金融の貸付限度額を超えるかさ上げ融資及び対象外の補足融資
 - (iv) 基幹的インフラストラクチャー以外の農業生産事業者の共通利用に供されるインフラストラクチャー融資
 - (v) その他
- 4) 上記の融資を行うための基準及び条件を設定し、融資の供与につき監督を行うこと
- 5) 栽植企業の株式を取得すること。その額は資本金総額の3分の1以内
- 6) 農業制度金融からの融資を受けるに際し、必要な担保提供のための保証。そのための基金を設けること
- 7) 入植農家への必要な分譲のための土地の取得
- 8) 農業開発会社の健全な資産構成を維持するための展示農場の用地3千ヘクタールを含む1万ヘクタールの土地を保有すること
- 9) 入植農家及び栽植企業の申請する事業に対する融資承認に先立つ事業の準備の援助及び審査を行うこと

第5項は農業開発会社の事業資金の両国からの供与について述べ、事業資金は日伯双方の投資会社からの投資と、日本側からの51億2千5百万円の直接融資及び伯側からの同額相当のクルゼイロの融資によって賄われる。

このためブラジル連邦政府は、農業金融のための全資金から上記の資金を留保し、試験的事業のため特定する措置をとる。また日本側供与資金に係る元金の返済、利息の支払はブラジル国内法令の手続きに従い伯政府により保証される。

第6項の農業開発会社の融資の方式は次のとおり。まず、日本側からの農業開発会社への直接融資は、ミナス・ジェライス州開発銀行に積み立てられ、同銀行が農業開発会社に代わって資金運用に当たる。農業開発会社は日本からの直接融資を受けるに先立って、ミナス・ジェライス州開発銀行が事業に対し融

資する際の基準及び条件を含む特別勘定の設置と運用に係る取り極めを同銀行との間で締結し、同銀行の資金の運用はこれによって行なわれる。また起こり得べき為替差損の防止については、ミナス・ジェライス州開発銀行と農業開発会社が共同責任を負い、日本側との間の貸付契約に定められる期日、金額及び条件に従い、日本円による返済を共同して確保する。

一方伯政府により供与される資金はミナス・ジェライス州開発銀行を通じて融資され、それは既存の農業制度金融の条件及び上記の農業開発会社とミナス・ジェライス州開発銀行との間の取り極めに規定される原則に従い、日本側資金に見合うように継続的に使用される。

第7項の農業生産事業者については、実際の農業生産活動は、入植農家及び栽植企業によって行なわれ、試験的事業においては、2つの栽植企業が2万ヘクタールを保有し、同じく2万ヘクタールが40戸の入植農家に配分され、残りの1万ヘクタールが農業開発会社によって保存される。入植農家及び栽植企業は試験的事業の目的達成のため農業開発会社の指導のもとに生産活動に従事することが望まれる。

第8項は、伯側の提案を受けて、出来る限り早く農業開発会社を設立するための最終的準備を行なうことを目的に双方から3名計6名の作業グループを設ける。

以上のように、試験的事業の具体的枠組みについて記録された諸点は、全てこれまでの協議やフィージビリティ調査の結果合意されたものであったが、特に重視すべき点は、協力事業を両国投資会社による合弁事業として明確に規定するとともに、農業開発会社を協力計画全体の企画、調整の機能を持つものとし、特に試験的事業の段階における機能を詳細に述べ、調整機関としての公的機能の発揮に大きな期待を寄せた点であった。また両国より供与される農業開発会社の融資資金について、伯側資金は農業制度金融による資金をミナス・ジェライス州開発銀行を通じて農業生産者に融資するのに対し、日本側資金は同銀行に設けられる特別勘定を通じて運用し、起こり得べき為替差損について一義的には、その運用によって防止に努めるものの、最終的には、運用が十分でなかった場合には、同銀行が差損を負担するとの口頭了解はあったにせよ、農業開発会社と同銀行が共同責任を負い、日本円による返済を共同して確保することを明確に記録したことも留意されるべき点であった。

反面、合意議事録では、農業開発会社の運営財源については、フィージビリティ調査の過程で協議したにも拘わらず、何ら触れられなかったことも留意されるべき点であった。

(3) 両国における投資会社設立の準備

合意議事録の署名により、農業開発会社の設立が基本的に合意されたのを受けて、両国では農業開発会社設立のため投資会社の設立の準備に入ることとなった。日本側では設立の前提として最も重要な農業開発会社の収益性については、フィージビリティ調査によるモデル的試算により一応確認を終わったものとし、残る幾つかの前提問題について関係者の間で調整を図った。

そのうち株主金融については、政府は76年度予算編成の段階では、経済協力基金によって行なうことを予定していたが、その後閣議了解の際には政府関係機関からの援助に関連して、経済協力基金及び国際協力事業団からの株主金融は行なわないこととした。しかし民間側は株主金融は投資会社への出資のため当然行われるべきものとし、出資の条件としたため、政府側ではその対応策として止む無く日本輸出入銀行によりこれを行うこととした。言うまでもなく、日本輸出入銀行の融資は経済協力基金等よりハードなため、融資条件を巡る関係者の間の調整にはかなりの時間を要したが、76年12月中旬に至り、かなり条件の緩和が図られることとなり、出資証券及び銀行保証を条件に、融資率60%、年利率6.75%、償還期限5年据え置き15年とする方向で決着した。

次の問題は、民間出資額の経団連傘下企業と農業団体との振り分けであった。これについては当初、前者の90%、後者の10%を目途に調整を図ることとしたが、経団連側が納得せず、両者ともこの事業に多くの直接的メリットを期待できないこともあって、調整は容易でなかった。しかし77年2月中旬に至り両者が妥協し、経団連側5億5千万円、農業団体側1億5千万円で決着した。

投資会社の役員人事については、種々の案があったが、経団連はこの事業が政府主導のナショナルプロジェクトであることから、社長には国際協力事業団の副総裁が就任すべきであることを主張し、関係者の間で協議の結果、会長に経団連関係者、社長に国際協力事業団副総裁、副社長に農業団体関係者、専務取締役は国際協力事業団関係者の就任が内定した。

農業開発会社に対する直接融資に係る協調融資については、民間銀行団は閣議了解に先立って基本的に了解し、その後幹事銀行を中心に銀行団としての融資条件等のとりまとめを行い、76年11月にはこれを国際協力事業団に提示するなど、協議を進めた。

以上のほか残された最大の問題は、日本側資金に係る起こり得べき為替差損の防止の問題であったが、民間側としては合意議事録における扱いに不安を持ちつつも、口頭了解のとおり、最終的にはミナス・ジェライス州開発銀行が責任を持つとの了解を前提に準備を進めることとした。

このように投資会社設立のための前提条件がほぼ固まってきたため、経団連では77年3月初め、4商社、長期信用銀行首脳が会合して8億5千万円の出

資とそれについて運営委員会が中心的役割を果たすことを確認し、次いで3月中旬、日伯農業開発協力促進に関する懇談会を開催した。この懇談会には日伯農業開発協力委員会のメンバーを中心に45社が出席し、政府、民間関係者から事業の経緯、意義、内容等について説明を行なった。その結果、プロジェクトの重要性に鑑み、民間として応分の協力は止むを得ないとの意見の一致をみ、投資会社の設立準備を早急に進めることを決定した。

これに先立ち2月、企画委員会においても推進部会に関係者による作業グループを設け、事業計画の検討、合弁協定、融資契約等の作成作業を開始した。次いで4月には企画委員会を開催し、作業グループの報告のほか、伯側との投資会社設立準備の打ち合わせ等のためミッションの派遣等準備の推進について協議した。

一方、伯側においては、投資会社設立の準備体制を従来のミナス・ジェライス州産業開発院を中心とした体制からブラジル投資公社（IBRASA）を中心とした体制に改め、連邦レベルで準備を進めることとした。76年10月には投資会社に参加する政府関係機関を一先ずブラジル銀行、リオ・ドーセ、ブラジル投資公社、ミナス・ジェライス州開発銀行のレベルの高い4社とすることを決定した。また民間企業については、ブラジル投資公社が中心となって金融機関のほか、農業生産のみならず農産物の加工、輸出等の分野に経験があり、財政的にも強い企業を数を制限して選定し、政府関係機関と合わせて将来の投資会社の核とする方針を決定した。

このように伯側投資会社の設立の準備が連邦レベルで始められる一方、他方ブラジルでは懸念されたインフレが昂進し、関係者の間では日本側資金にかかる為替差損の問題が表面化し、これについての対応を巡って情勢は急速に変化し、これに伴い投資会社設立の準備も遅れることとなった。これらの事情は項を改めて詳述したい。

3、為替差損問題と合意議事録の修正

(1) 伯側における為替差損問題の検討

前述したように投資会社設立の準備が進む中で、それと時を同じくしてブラジルでは石油危機以降再燃したインフレが昂進し、累積債務問題も表面化するようになった。特にインフレは76年には遂に46%に達し、軍事政権発足直後の64%を除き最高となり、通貨切り下げもそれまでの15%程度から36%に上った。このような情勢に対応して政府は成長政策を手直しし、財政、金融の引き締めを図り、農業政策についても見直しを進めることとなり、化学肥料の購入に対する40%の補助を廃止し、無利息の融資に変え、また農業制度金融についても融資枠の削減のほか金利の引き上げ（従来の最高15%を2

1%に改める)、金利体系の見直しを行なった。

投資会社設立の準備も、このような情勢の変化に伴って遅れるとともに、参加企業の間では合意議事録における日本側資金にかかる為替差損の扱いが問題となり、このままでは事業の実施は困難であり、政府の再検討を望む声が高まった。77年3月に入り、農務省では、カケサンタ農務大臣主席補佐官がヴァレンティノー補佐官に代わってこの事業の実質的責任者となり、またブラジル中央銀行を含む政府及び投資会社出資予想企業等間では検討グループが結成され、フィージビリティ調査の結果の検討を始め、合意議事録の日本側資金にかかる為替差損の扱い等について熱心に検討を続けた。その過程で為替差損については、農業開発会社及びミナス・ジェライス州開発銀行にはそれを吸収する能力がなく、このままでは農業開発会社が膨大な損害を蒙るか、あるいはこの負担を参加する農業生産者に転嫁するのか、いずれかの結果を招くことになり、事業の実施は不可能になる。事業を成功させるためには、それを確固とした基礎の上に置く必要があり、政府による恩典が与えられるべきであるということになった。その結果シモンセン企画大臣始め関係閣僚の間で協議が行なわれ、事業を実施可能なものとするため、政府が為替差損を負担する方針を決定し、その具体的方策をブラジル中央銀行を中心として取りまとめることとし、有力な投資会社参加メンバーの突き上げがあったといわれたが、その背景には基本的には経済情勢の悪化、特にインフレの抑制のため農業開発の必要性が一層高まり、将来拡大が予想される。この事業の重要性が再認識され、また将来起こり得べき国際金融市場の縮小と金利の上昇に備えて、金利の安い政府資金の導入を確保しておく必要があったと考えられる。

ブラジル中央銀行では、合意議事録の精神を損なうことなく、日本側資金のコストを引き下げ、農業生産者に制度金融と同様の条件で資金の供給を可能とするため、必要な外来のリスク（為替差損）を政府が吸収する方策として、必要なメカニズムを発見することを課題として、あらゆる方式の検討を行った。その結果、合意議事録のままで為替差損を事業の枠内で吸収することはブラジルの金融制度上不可能であり、吸収のためには差損を事業の枠外に移転させ、処理する以外には方法はなく、そのための技術的に可能なメカニズムの案を4月末に取りまとめた。

丁度その時期に投資会社設立の準備の打ち合わせのため、関係者がミッションとして訪伯し、伯側はこのミッションに対し、為替差損の防止問題についての伯側の検討状況を説明するとともに、検討中のメカニズム案を示し、日本側の検討と了解を求めた。その要点は次のとおりであった。

為替差損を合意議事録のままで事業の枠内で政府が負担することはブラジルの金融制度上不可能である。外資導入は1962年の法律第4131号及び1

967年の中央銀行決議第63号によって規制されるが、為替差損はいかなる場合でも最終借入者の負担とされており、1977年の中央銀行決裁第432号の外資預託においても借り受け者の為替リスク負担は免除されていない。それでもなお行うとなれば、大蔵大臣の承認の特別措置が必要となる。しかし、このような措置はおそらく不可能であろうし、出来るとしても時間がかかり、また政権が交代すると破棄される恐れもある。

従って政府が為替差損を吸収して合意議事録を実施可能なものとするためには、事業の枠外で差損の吸収の出来る外部機関、つまりブラジル中央銀行が日本側資金を借り受け、農業開発会社の融資事業を独立の特別プログラムとし、その基準に従って伯側資金と合わせて農業開発会社の調整する事業に供給するようにすること以外に方法はない。そのためには、国際協力事業団と農業開発会社との契約にブラジル中央銀行が介入する必要がある。そのメカニズムとして、初めはこれら三者の必要とする条件を全て列記した三者契約を検討したが、この方式は実施困難で前例もないことから、次の互いに密接に関連する二つの契約を結ぶ方式をとることとした。

その一つは国際協力事業団とブラジル中央銀行との間の融資契約で、その中で後者は前者から借り受けた資金を農業開発会社の指導、監督の下で、ミナス・ジェライス州開発銀行が行う融資に限定して使用することを盛り込む。他の一つは、国際協力事業団と農業開発会社との間のプロジェクト契約で、その中に農業生産者への融資代行機関を通ずる融資を含むプロジェクト運営の詳細を盛り込み、農業開発会社の責任を明確にする。このようにして、この契約はリンクされ、国際協力事業団は形式的にブラジル中央銀行に資金を貸し付けるが、実質的には農業開発会社への直貸しと何ら変わるところはない。このような方式は第二世銀とブラジル中央銀行及び入植会社との間で行なっていたBIRD 438の前例もある。われわれは事業を成功させるため、この二ヶ月間真剣に検討してきた。この方式が問題を解決するための切り札である。

このように伯側では、農務省を始め連邦政府、投資会社参加予定者が熱心に検討を行い、特に、新にブラジル中央銀行が参加して組織的検討を始めたことは従来みられないことであった。農業開発会社を単純な民間企業とし、為替差損の政府負担は出来ないとし、特別プログラムを組む努力もしなかった従来の態度に対し、この事業の最大の難問題を根底から解決しようとするもので、政府がこの事業の推進に本格的に取り組み始めたことを示すものであった。事態の進展は目を見張るものがあり、日本側にとっては従来の経緯から直ちに受け入れることは出来ないにせよ、ミッションは伯側の努力に敬意を表せざるを得なかった。

(2) 為替差損問題に関する両国間の協議

ミッションは帰国後伯側の情勢を企画委員会及び経団連運営委員会に報告した。かねて政府は合意議事録における為替差損の扱いについて改めて具体的に検討することとしていたが、ミッションの報告を参考に本格的検討を始めた。また民間側はこの問題の解決まで投資会社への出資を留保した。

5月、カケサンタ農務大臣主席補佐官一行が国際協力事業団の高級研修員として来日し、先の日本側ミッションに説明したものとほぼ同様の為替差損防止のためのメカニズムを文書により説明し、日本側の理解を求めた。日本側としては伯側の努力は評価するものの、日本側の従来からの経緯等から一先ず合意議事録の農業開発会社への直貸方式による為替差損の伯政府による負担について再度検討を要請した。

その後、日本側では伯側新提案に関する事項についての合意議事録作成時のそれと異なる点や、メカニズムの具体的、詳細な内容等について伯側の説明を求めるとともに、対応策の検討を進めた。伯側は日本側からの伯側案の再検討の要請に応え、覚書（N o t a）をもって改めて国際協力事業団から農業開発会社への直貸方式の下での為替差損の負担は不可能であると、日本側意向を幾分反映させた伯側提案の修正を行い、詳細な説明を付して、これを正式提案として提出してきた。

この覚書においては、前に提案した国際協力事業団と農業開発会社との間のプロジェクト契約を格上げして議定書とし、これにこの事業の目的と性格や指導原理を謳い、そのいわばサブ契約として新に国際協力事業団とブラジル中央銀行との間にプロジェクト契約を設け、国際協力事業団とブラジル中央銀行との間の融資契約と合わせて二契約方式に改めた。このうち第2のプロジェクト契約は農業開発会社を補助的事業者とする等修正の余地があったとした。

日本側では、検討の結果、農業開発会社への直接貸し付けの方式での差損の政府負担が不可能であれば、基本的には伯側提案により解決するの他にないとの判断から、伯側の提案は合意議事録の農業開発会社への直貸方式を実態的に変えるものではないとして政府関係者との間の調整を図った。その結果、伯提案の方式は合意議事録の方式を実態的に変えるものではなく、直接借款に該当しないものとされ、伯提案の方式を特別措置として認めることとなった。

この決定を受けて、8月、国際協力事業団から交渉団が派遣され、合意議事録の修正について伯側と協議した。この協議において、日本側は、農業開発会社の主体性を重視する立場から、プロジェクト契約の伯当事者を農業開発会社とするか、又はブラジル中央銀行を加えた三者契約とし、議定書を拘束力のより強い基本協定とすること等を主張した。その結果、日本側の意向に沿い、プロジェクト契約を三者契約とし、議定書を基本協定とすることで合意した。ま

た修正の方式としては合意議事録をそのまま残し、新に修正についての合意議事録を作成することとした。

(3) パウリネリ伯農務大臣の訪日と合意議事録の修正

77年10月初めパウリネリ農務大臣が来日した。同大臣はこの事業の伯側の生みの親として当初からその実現に努力を傾け、かねてから訪日を希望し、ガイゼル大統領訪日の際も随員として来日を予定していたが、国内農業事情のため見送っていた。漸くにして念願を果たし、滞日中に修正の合意議事録の署名も行なわれ、事業が実施に向けて大きく前進したことを喜んだ。合意議事録の署名は10月5日、外務省菊地経済協力局長とリシオ農務大臣補佐官との間で行なわれた。

この合意議事録により76年の合意議事録を修正した点は、上述の合意に沿い、76年の合意議事録において農業開発会社が日本側から事業資金の供与を受け、ミナス・ジェライス州開発銀行を通じて農業生産者に融資するとしてのを改め、ブラジル中央銀行が日本側から資金の供与を受け、独立のプログラムに従って、農業生産者に融資する方式とする次の4点であった。

第1点は、第4項の農業開発会社の融資業務の内容を全面的に改め、農業開発会社は特別プログラムの作成に参画し、ミナス・ジェライス州開発銀行に対し、特別プログラムの下に農業生産者に供与される融資について、技術的観点及び農業開発会社とミナス・ジェライス州開発銀行との間で共同で作成した手続き規定に従って、書面による指示を行なうこととし、その際融資対象は変更を加えず、特別プログラムに規定することとした。なお、これに伴い農業開発会社がミナス・ジェライス州開発銀行を通じて行なう融資についての基準及び条件の設定、融資の供与についての監督業務は削除した。

第2点は、第5項の農業開発会社の事業資金として両国からの供与について述べた項を削除し、試験的事業に供される資金として必要な資金は、日伯双方の投資会社からの投資、日本側からブラジル中央銀行に貸し付けられる51億2千5百万円の融資及びブラジル政府が特別プログラムに支出する同額の融資資金によって賄われ、ブラジル連邦政府は起こり得べき為替差損を防止する責任を有し、また、日本側とブラジル中央銀行との間の貸付契約に従って、元本返済及び金利支払を保証するとし、政府による為替差損防止の責任を明確にした。

第3点は、第6項の農業開発会社による融資資金の融資の方式を全面的に改め、両国より供与される融資資金は特別プログラムの基金とされ、特別プログラムの規定に定められた基準及び条件に従い、かつ中銀の承認と農業開発会社の指示を条件としてミナス・ジェライス州開発銀行を通じて農業生産者に融資

されるところとした。

第4点は、このような合意議事録の内容の修正に伴い、日本側と農業開発会社との間の基本協定の締結、農業開発会社の協力のもとに行なうブラジル中央銀行による特別プログラムの作成、日本側、農業開発会社及びブラジル中央銀行の三者によるプロジェクト契約の締結、並びに日本側とブラジル中央銀行との間の貸付契約の措置をとることとした。

このような合意議事録の修正によって、76年の合意議事録における日本側が農業開発会社に事業資金の直接貸付を行い、貸付を受けた農業開発会社がミナス・ジェライス州開発銀行を通じて農業生産者に融資を行う方式は、日本側がブラジル中央銀行に貸付を行い、ブラジル中央銀行が特別プログラムの規定に従って融資を行う方式に改められ、少なくとも形式的には、日本側からの資金の貸付先が農業開発会社からブラジル中央銀行に変わり、農業開発会社は農業生産者に対する融資機能を持たなくなった。しかし、この方式において、日本側とブラジル中央銀行との間の貸付契約には資金の用途を試験的事業に限定する措置がとられるとともに、国際協力事業団はブラジル中央銀行との間のプロジェクト契約の当事者となり、また国際協力事業団は農業開発会社との間で基本協定及びプロジェクト契約を締結し、農業開発会社は特別プログラムに参画するほか、融資代行機関のミナス・ジェライス州開発銀行が農業開発会社と共同で作成した融資手続きに従って行なう融資に対して書面による指示を行い、融資の承認に先立つ農業生産者の申請する事業の準備の援助及び審査業務と相俟って、実質的には、日本側から農業開発会社への直接貸し付け方式は残り、農業開発会社の主体性は確保されることとなった。また、ブラジル中央銀行と農業開発会社との間でのプロジェクト契約の締結により、プロジェクト契約は三者契約となり、国際協力事業団及びブラジル政府資金の供与は三者によるプロジェクト契約に規定する責任分担に従った協力により、プロジェクトローンとしての事業の順調な運営が確保されることとなった。

何れにせよ合意議事録の修正によってこの事業は特別プログラムによるブラジルの国家的事業とされ、日本側の閣議了解の措置と相俟って名実ともに両国の国家的事業として推進されることとなった。それに伴って農業開発会社は両国政府の支援の下に、日本側資金に係る為替差損のリスクを負うことなく、また投資に係るリスクヘッジについても1万ヘクタールの土地を保有することにより必要経費を賄うことが出来るとすれば、健全な経営の維持も可能と見通されることになった。

第3節 会社の設立

1、日伯農業開発協力株式会社の設立

(1) 投資会社設立準備の再開

為替差損問題が解決したため、両国は投資会社の設立準備を再開し、本格的な準備作業を始めた。伯側は77年、年内に農業開発会社を設立することを目標に、ブラジル投資公社が中心となり、参加企業等の調整等を始めた。これを受けて日本側は具体的な準備作業に入り、民間においては9月、古藤経団連専務理事が農林省今村経済局長と会談し、この事業は経緯に見られるとおり、政府主導の事業であり、民間はこれに協力する立場にあり、民間の責任は出資金を限度とし、コストオーバーラン等があっても追加出資、融資には応じない、融資保証は行わない、更に5万ヘクタールの試験的事業以後の問題は話し合いによって解決を図ると理解しており、このような理解の下に準備を進めることを確認した。

次いで経団連では、パウリネリ農務大臣の来日に先立ち、77年9月末日伯農業開発問題の具体的な推進に関する説明会を開催、政府関係者からこの問題についての伯側を含めた情勢の説明を行い、日伯農業開発協力委員会のメンバー会社との間で意見交換を行い、その結果、出資金8億5千万円に限って責任を負担することを重ねて確認するとともに、伯側の進捗状況に合わせて投資会社、農業開発会社の設立準備を具体的に進めることに合意した。これに基づき経団連では、10月末運営委員会各社へ、次いで11月には商社への出資要請会を開催し、出資の要請を行なった。また、11月下旬には2月の関係者の協議により内定した投資会社の重役予定者による第1回の重役懇談会が開催され、協力事業の進め方や投資会社設立準備委員会の設置等について話し合いが行なわれた。

一方、企画委員会においては、4月以来中断していた国際協力事業団、民間企業、農業団体関係者による作業グループによる準備作業を再開し、12月初めには同委員会の発議により、投資会社設立等に関する基本方針を協議することを目的として投資会社設立準備委員会が設立され、国際協力事業団に事務局を設け、作業グループメンバーを事務局員として位置付けることとした。第1回設立準備委員会においては、投資会社及び農業開発会社の組織と運営についての考え方や作業グループの作業等について協議を行なった。この委員会において、投資会社の目的を第1段階試験的事業の推進に限定すべきであるとの意見が出され、定款案にその旨記載することとした。

作業グループメンバーは、投資会社設立準備関係、農業開発会社設立準備関係及び融資関係の三班に分かれ、それぞれ投資会社事業計画、定款、農業開発会社事業計画、合弁基本協定、定款、株主間協定及び融資関係の基本協定、プ

プロジェクト契約、貸付契約の検討等準備作業を進めた。

78年1月に入り、第2回設立準備委員会が開催され、投資会社発起人会の開催等について協議を行い、2月には第2回重役懇談会において、発起人、商号、本店所在地、設立日程及び株式引き受け状況等の協議を行なった。なお、民間側では投資会社の設立に当たって、民間側の責任の範囲を明確にした文書（株主間協定）の作成を申し入れていたが、この懇談会においてこれを発起人議事録にその旨記載することにより、文書の作成に代えることとした。また同月には、第3回重役懇談会が開催され、投資会社の役員、農業開発会社の役職員について協議を行なった。

2月20日発起人会が開催され、設立契約書及び定款を承認、決定するとともに、発起人の引き受け株式数及び募集株主の引き受け予定株式数を承認し、その他発起人総代の選任、設立日程の承認等を行なった。発起人会に引き続き定款の認証、有価証券通知書の提出、発起人及び募集株主への株式申込書の発送の手続きをとった。会社設立の際発行する株式総数400万株（1株金額500円）は、国際協力事業団によって200万株が引き受けられ、残りの200万株が次の48名の民間企業、農業団体、メーカー、銀行等によって引き受けられ、3月下旬払込を完了した。

株式会社組合貿易

三菱商事株式会社

三井物産株式会社

伊藤忠商事株式会社

丸紅株式会社

住友商事株式会社

日商岩井株式会社

株式会社日本長期信用銀行

新日本製鐵株式会社

クミアイ化学工業株式会社

株式会社日本興業銀行

株式会社第一勸業銀行

株式会社東京銀行

株式会社富士銀行

東京芝浦電気株式会社

石川島播磨重工業株式会社

野村證券株式会社

株式会社ヤクルト本社

株式会社青木建設

土光敏夫

平井富三郎

水上達三

(以上発起人)

三菱重工株式会社

日本鋼管株式会社

住友金属工業株式会社

川崎製鐵株式会社

株式会社トーメン

兼松江商株式会社

日綿実業株式会社

株式会社東食

株式会社三菱銀行

株式会社住友銀行

株式会社三井銀行

株式会社三和銀行

株式会社東海銀行

株式会社大和銀行

株式会社協和銀行

株式会社埼玉銀行

株式会社太陽神戸銀行

株式会社日本債権信用銀行

安田信託銀行株式会社

三菱化成工業株式会社

鹿島建設株式会社

株式会社小松製作所

宇部興産株式会社

日清製粉株式会社

王子製紙株式会社

三井アルミニウム工業株式会社

(以上募集株主)

(2) 日伯農業開発協力株式会社の設立

以上のような準備を経て、3月27日経団連会館において日伯農業開発協力株式会社設立総会が開催され、定款の承認、取締役及び監査役の選任などが行なわれた。議案は全て意義なく可決され、総会の終了とともに日伯農業開発協

力株式会社は設立され、4月8日登記を完了した。

設立総会で承認された定款の要旨は次のとおりであった。

日伯農業開発協力株式会社（JAPAN-BRAZIL Agricultural Development Corporation-JADEC O）は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) ブラジル連邦共和国セラード地帯の農業開発に関する日伯協力計画の第1段階の試験的事業を推進するための現地法人に対する出資
- 2) 第1号の現地法人の経営への参画
- 3) 第1号の現地法人に対する要員の派遣
- 4) 第1号の現地法人が必要とする機械、種苗、農薬、肥料その他農業用資材の斡旋
- 5) ブラジル連邦共和国セラード地帯における農業開発の推進に関する調査、計画の作成及び調整
- 6) その他前各号に規定する目的達成に必要な事項

会社は本店を東京都新宿区に置く。

会社の発行する株式は4,000,000株、1株の金額は500円とする。株式は全て記名式とする。株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

定時株主総会は毎年3月に開催し、臨時株主総会は必要がある場合に開催し、取締役会の決議に基づき社長が招集し、かつ議長となる。総会の決議は法令等に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。

会社には取締役4名以上、監査役2名以上を置く。取締役及び監査役は発行済み株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席した総会において、議決権の過半数をもって行なう。その任期は就任後2年内の最後の決算期に関する定時総会終結の時までとする。

取締役会は、取締役をもって組織し、会社の業務の執行を決定する。取締役会は、その決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長及び専務取締役各1名を定めるほか、必要に応じて常務取締役若干名を定めることができる。代表取締役は取締役会の決議により定める。

会社に参与2名以上を置く。

会社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

また設立総会において選任された取締役及び監査役は次のとおりであった。

水上達三 経団連通商委員長

久宗 高 国際協力事業団副総裁

落合幸文 全国農協中央会常務理事

足利知巳 国際協力事業団技術参与
二村謙三 三菱商事副社長
川内武典 三井物産常務取締役
田付干男 伊藤忠商事取締役
春名和男 丸紅専務取締役
山下 秀 住友商事専務取締役
松村 豊 日商岩井専務取締役
飯村嘉治 新日本製鐵常務取締役
下川養一 石川島播磨重工業常務取締役
増田健次 野村総合理事会専務理事
久世宗一 ヤクルト本社常務取締役
古藤利久三 経団連専務理事
井田豊秋 全国農協連合会常務理事
木場秀雄 全国共済農協連合会常務理事
壇上正弘 組合貿易専務取締役
浅井湧文 クミアイ化学工業常務取締役
(以上取締役)
有松 晃 国際協力事業団理事
大山泰之 日本長期信用銀行常務取締役
日下孝之 農林中央金庫理事
(以上監査役)

引き続き第1回取締役会において、次の代表取締役及び役付取締役が選任された。

代表取締役 久宗 高
同 足利知巳
会長 水上達三
社長 久宗 高
副社長 落合幸文
専務取締役 足利知巳

なお、発起人土光敏夫、平井富三郎及び水上達三氏は所有株式をそれぞれ出身会社に譲渡、王子製紙株式会社は所有株式の一部を本州製紙及び十条製紙に譲渡、三井アルミニウム工業株式会社も所有株の一部を日本軽金属株式会社に譲渡し、第2回取締役会で承認された。このように株主に変動はあったが、その総数は会社設立時と同様49名であった。

(3) 会社の運営

会社は日本側投資会社として、定款に従い農業開発会社に出資するとともに、会社の参与2名を農業開発会社の取締役として派遣し、経営に参画し、要員を派遣するほか、現地に法律代理人を置き、また、農業開発会社に常時情報、資料の提供を求め、必要に応じて調査を行い、農業開発会社の経営を指導、支援して、協力事業の効果的推進を図ることとした。

また、会社は政府、民間それぞれ半額出資による公私合同企業として、参加する多数の株主や関係者に対して協力事業についての理解と協力を確保するとともに、経営能率を高め健全な経営の維持を図ることとした。会社は大会社とされ、監査特別法の適用を受け、会計監査人の設置が義務付けられた。定時総会前には会計監査人及び監査役に計算書類の提出が必要で、第3回の取締役会の開催が必要となり、これを含めて取締役会を少なくとも年5回開催することとした。また会社は、第1回取締役会において、協力計画や会社の経営に関する重要事項の検討を行うため取締役会のメンバー会社の部課長をもって協力計画推進懇談会の設置が決められ、会社設立前の企画委員会の作業部会の、いわば延長として、必要に応じて政府関係者の出席を求め、専務取締役が主導して開催することとした。

会社の組織は総務部と業務部を置き、職員は現地に派遣する参与2名を含め、少人数とした。会社の財務は、資本金20億円のうち農業開発会社への出資金、創業費の支出を行なった後、残額を留保し、これを効率的に運用し、必要な経費を賄うこととした。

2、制度的枠組みの合意

(1) 合弁基本協定、融資関連契約等の協議

前述のように、日本側では投資会社設立準備と並行して、農業開発会社の設立準備のため、投資会社設立準備委員会事務局の作業グループにより必要な協定等、制度的枠組みを中心とした作業を行い、その結果をもとに伯側と協議を行なった。1977年12月中、下旬には作業グループメンバーにより、3班より成る協議ミッションが派遣され、Aグループはベロホリゾンテにおいてミナス・ジェライス州開発銀行等と農業生産事業者の事業計画、農業開発会社の経営計画、特別プログラム、手続き規定について、Bグループはリオデジャネイロにおいてブラジル投資公社等と農業開発会社設立のための合弁基本協定、定款、株主間協定について、Cグループはブラジルアにおいてブラジル中央銀行等と融資関連契約の基本協定、プロジェクト契約、貸付契約、特別プログラム、手続き規定についてそれぞれ日本側案を提示して協議を行なった。

農業開発会社の設立に関連するこれら諸協定等については、既にフィージビリティ調査の結果や合意議事録において基本的には合意されており、協議よ

り更に相互の理解が深まったが、準備の具体化に伴って伯側関係機関の当事者意識を背景に各機関独自の立場からの意見が出され、また、協力事業はブラジルで行なわれ、農業開発会社もブラジルの法律に基づいて設立されるものとの意識に基づく意見も出されるようになった。更に細かい計画や規定よりも弾力的運用が重要であるとの意見もあった。

協議の結果、事業計画については双方大筋了解し、特別プログラム及び手続き規定についてはブラジル中央銀行及びミナス・ジェライス州開発銀行が中心的役割を担うものとして、更に検討を深め、また融資契約については日本からの融資条件の提示を待って検討することとした。しかし、合弁基本協定、定款、株主間協定は76年12月のブラジル株式会社法の改正もあって、会社の機関、構成等を巡り意見の相違が大きく、伯側対案の提出を待って改めて協議することとした。

合弁基本協定等の作成に当たって日本側は、この事業は両国の共同事業として、長い準備の期間を通じて協力、協調の精神の上に築き上げられたものであり、会社の運営における意思決定は、基本的には話し合いによるコンセンサスを前提とすべきであると考えた。しかし他方、出資比率における伯側マジョリティーによる多数決原理を無視することは不可能であり、従って、この伯側マジョリティーとコンセンサスペースとの調和を図ることが重要であり、そのため必要な支配権や拒否権を可能にする条件を、この文書に盛り込むこととした。

この観点から、新株式会社法で公開会社に設置が義務付けられた経営審議会については、これを設置する場合には、経営の政策事項から日常業務事項に至るまで全て伯側のコントロールの下に置くことを可能にするものとなり、コンセンサスペースの考慮の余地がなくなり、また、これを設けることとしても、日本側ではブラジル居住者の中で人材を確保することが困難であり、会社が非公開会社でもあることもあり、これを設けないこととした。

会社の機関としては、株主総会、取締役会、監査役会のほかに新に取締役会の諮問機関として諮問委員会を設けることとした。これにより会社運営に関する最重要事項は、これを株主総会の3分の2以上の議決事項とし、取締役を実質的な会社運営の機関とし、日伯各2名の取締役によって構成する取締役会がコンセンサスペースを基礎として業務の実施を決定し、可否同数の場合は社長（伯側）に決定権を与えるが、重要事項は諮問委員会の意見を聴くこととした。諮問委員会は日伯各3名の委員よりなり、取締役会の諮問事項のほか、株主総会の3分の2以上の決議事項のうち、会社運営の基本事項や新規業務の実施等重要事項を審議し、議事は原則としてコンセンサスペースとした。なお株式については、クラス分けを行い、両株主がそれぞれその指名する業務執行者を分離投票することとし、業務執行者の選任と解任の自律性を確保することとした。

監査役会は常置機関とせず、必要に応じて設けることとした。

このような日本側案に対して、伯側案は、諮問委員会を設け、会社の政策的、業務的重要事項の決定権を与え、委員会は日伯各3名の委員より成り、可否同数の場合は社長が決定権を持つとした。また取締役会は会社の業務執行機関とし、取締役は日本側1名、伯側2名とし、株式のクラス分けを行わず、伯側の一方的マジョリティーに固執したものであった。78年1月にはブラジル投資会社のルソマーノ理事が国際協力事業団の高級研修員として来日し、意見交換を行なったが、進展はなかった。

次いで日本側では、12月の協議の結果により新たな対案を作成し、投資会社の設立を目前に控えた78年3月、調査団が派遣され、日本側対案により農業開発会社の機関の構成、業務運営等につき伯側関係者と協議を行なった。この協議においてルソマーノブラジル投資会社理事は、経営審議会を設置しないこと、諮問委員会を設置すること、取締役会に大幅な権限を付与すること及び株式のクラス分けを行うことについては同意するとし、これらの問題は解決した。しかし伯側のマジョリティーを確保する観点から取締役の人数は5名（日本側2名、伯側社長を含め3名）とし、社長不在の場合を考慮して副社長を2名（日本側、伯側各1名）としたいとした。

これに対し日本側は、取締役の人数は2：2であっても社長権限を強化することによりイニシアティブは十分確保されるのではないかとし、伯側案の受け入れは困難であると応酬し、話し合いはつかなかった。なお伯側は株主総会の3分の2決議事項への追加についても難色を示した。農業開発会社の業務運営に関連し、伯側は土地の選定について既にミナス・ジェライス州開発銀行、リオ・ドーセ、アセジッタを中心に検討を行っており、幾つかの候補地を固め日本側の参加を待ちたいとした。農業開発会社の運営についても、フィージビリティ調査で考えられた収入源のみでは十分でないので、未開発地の開墾、分譲による収入の確保も検討に値する等の意見があった。

4月に入り伯側の3月の協議結果に基づき、新たな対策案を作成し送付してきた。この対案において伯側は株主総会の3分の2決議事項については原則的に受け入れたものの、取締役会の構成については依然マジョリティーを固執し、また合意議事録の内容を一部変更する点も含まれていた。取締役会の構成等についての伯側案に日本側にとって到底受け入れることの出来ないものであった。その間伯側ではパウリネリ農務大臣を中心に協議を行ない、ルソマーノブラジル投資公社理事を除き関係者は日本側案に理解を示し、大臣はこの問題がこれ以上難航するようであれば、適当な段階で決断を下す意向であったといわれた。

(2) 合弁基本協定案の合意

5月、伯側はロマノ農務次官を団長としたブラジル中央銀行、ブラジル投資公社等関係者（ルソマールブラジル投資公社理事に代わり後任予定のラポルテ業務局長が参加）による協議ミッションを派遣し、日本側政府関係者と農業開発会社の設立並びに融資関連契約等について最終的な協議を行なった。その結果、懸案の取締役会の構成については日本側案のとおりとし、農業開発会社設立のための制度的枠組みとなる諸協定が最終的に固まり、融資関係の諸契約の調整も原則的に終了し、合意した。これにより農業開発会社の設立準備は伯側投資会社の設立を残すのみとなった。

合弁基本協定は、会社設立に関する発起人契約として、また会社の事業運営に関する株主間契約として合弁事業の基本をなすもので、内容的には主に合意議事録をブレイクダウンしたものである。定款は会社の根幹をなし、合弁基本協定に附属文書として添付される。株主間協定は新株式会社法により、これを会社に登録するときは会社及び第三者に対抗できることから、これを利用して株式売買、取得に関する優先権、議決権の行使に関し、合弁基本協定の附属文書として別に設けたものである。これら文書の骨子は次のとおりであった。

合弁基本協定（案）は、日本側投資会社 J A D E C O 及びブラジル側投資会社 B R A S A G R O を当事者とし、前文のほか13項よりなる。前文において協力計画の企画及び調整を行う新会社を発足させ得るとの判断に達し、両当事者は以下のとおり合意したとする。

第1項は、新会社の設立について述べ、両当事者は農業開発会社（C o m p a n i h i a d e P r o m o c a o A g r i c o l a - 以下CPAという）と称する会社を設立することに同意したとし、合意議事録の農業開発会社の目的により作成した本合弁基本協定書に添付される定款の目的と同文の会社の目的を掲げ、会社は定款及び以下に述べる諸条項並びに株主間協定に基づき組織され、管理されるものとする。

第2項はCPAの資本金の規定で、定款の資本金の規定とほぼ同文の規定を掲げる。

第3項は融資原資に関する規定で、合意議事録の資金の供与、特別プログラムによる融資並びに事業の具体化のための措置の規定により、CPAの融資原資、特別プログラムによる融資、事業の具体化のため基本協定、プロジェクト契約、貸付契約等の締結等を規定する。

第4項から第7項まではCPAの機関に関する規定で、株主総会、取締役会、諮問委員会及び監査委員会について定款の規定と同文の規定を掲げる。

第8、9項は、定款及び株主間協定を本協定に添付し、本協定と不可分のものとする。

第10項は農業生産活動に関する規定を詳細にし、CPAは大豆、とうもろ

こし、ソルガム、小麦等の主要穀物の生産を主とする農業生産者を対象として事業を実施すること、経営の安定のため穀物以外のコーヒー、ユーカリ、牧畜等の生産を行なうことが出来ること、試験的事業の段階でCPAの支援する農業生産者は、1万ヘクタール規模の栽植企業2社、500ヘクタールの規模の入植農家40戸とすること、開発される5万ヘクタールの土地は1団地として纏まることが望ましいこと等を規定する。

第11項は特別条項の規定で、両当事者は株主総会においては何時でも相互の盟約と保証の実施を確かめるよう投票権を行使すること、両当事者は指名選任した取締役をして本協定の条項を遵守させること、両当事者は権限を与えられた代表者たちにCPAの帳簿、財務諸表を点検及び検査させることに同意したこと、両当事者はCPAの経営に関して何時でも話し合いの精神が優先し、意見の相違が起きても相互理解の精神で友好的に解決できるという信頼に基づいて本協定に同意したこと等を述べる。

第12項は不可抗力の条項で、第13項は一般条項の規定となっている。

次に合弁基本協定書に添付される定款（案）は10章より成る。

第1章は、名称、所在地、目的及び存続期間である。農業開発会社—CPAは、ブラジルの法律により設立された株式会社で、その本社及び裁判権をミナス・ジェライス州ペロホリゾンテに置く。会社は本定款及び関連法令に基づき運営される。CPAは、合意議事録の農業開発会社の目的の規定に基づき、セラード地帯における農業生産活動及び関連活動を支援し、促進し、遂行することを目的とする。CPAはまた協力計画の第1段階としてミナス・ジェライス州で5万ヘクタールの規模で行なわれる試験的事業の段階の企画、調整を行い、次の主要業務を行なうものとする。

- 1) 試験的事業に関連する活動の調査、企画及び調整を行うこと。
- 2) ブラジル農牧等研究公社の規則に従い、試験的事業に必要な研究活動を行なうこと及び展示農場を設置すること。
- 3) ブラジル中央銀行（以下「中銀」という。）と協力して試験的事業のための特別プログラム（以下「特別プログラム」という。）の作成に参画し、ミナス・ジェライス州開発銀行（以下「BDMG」という。）に対し、特別プログラムのもとで試験的事業に参加する入植農家及び栽植企業（以下「農業生産者」という。）へのBDMGによる融資の供与に関し技術的可能性からの観点からと、中銀の承認を受けたCPAとBDMGにより共同で作成される手続き規定（以下「手続き規定」という。）に従った文書による勧告を与えること。
- 4) 次の融資が特別プログラムに含まれることが期待される。
 - (i) 入植農家による土地取得のための融資

- (ii) 入植農家とその家族が農業により自立できるまでの短期のつなぎ融資
 - (iii) 必要な場合の通常の農業制度金融の補完融資
 - (iv) 給水施設、農道、住宅、倉庫等農業生産者の集団利用に供されるインフラストラクチャーの建設の為の融資
 - (v) その他の融資
- 5) 栽植企業の株式を取得すること。但しその額は栽植企業の資本総額の3分の1以内。
 - 6) 農業生産者が既存の農業制度金融から融資を受けるに際し、相当する担保の提供が不可能な場合に当該農業生産者に対し債務にかかる保証を与えること。及びかかる保証のための基金を設置すること。
 - 7) 入植農家の生産活動を促進するため必要と見なされる場合に、適切な分譲を行なうための土地を取得すること。
 - 8) 健全な資産構成を維持するための展示農場のための3,000ヘクタールを含む約10,000ヘクタールの土地を保有すること。
- 合意議事録の規定にはないが次の3業務を追加する。
- 9) 入植農家及び栽植企業が申請する事業に対する融資の承認に先立ち、係る事業の準備の援助及び上記3)の勧告のための審査を行なうこと。
 - 10) 農業生産者及びその他の利用者に対し、技術及び市場情報を提供すること。及び生産物のマーケティングにつき農業生産者を支援すること。
 - 11) CPAの目的達成に必要な技術的、専門的サービスを提供すること。
 - 12) その他関連する活動を実施すること。

なお、会社の存続期間は定めない。

第2章は資本金に関する規定である。会社の資本金は28億7千5百万円相当のクルゼイロ（会社設立時のレートにより換算）とし、1株の額面1クルゼイロの記名式Aクラス普通株、Bクラス普通株に分割する。Aクラス普通株とBクラス普通株の間の割合は常にそれぞれ51%、49%とする。株式の払込は引き受け時に10%、残りの90%は会社設立の日より12ヶ月以内とする。

Aクラス普通株は、その株主に対してCPAの株主総会においてBRASAGROによって指名された取締役社長を含む2名の取締役、3名の諮問委員会委員、2名の監査役及び2名の補欠監査役の選任と解任に関し、各Aクラス普通株につき1個の議決権を与える。

Bクラスの普通株は、その株主に対して、CPAの株主総会においてJADECOによって指名された取締役副社長を含む2名の取締役、3名の諮問委員会委員、2名の監査役及び2名の補欠監査役の選任と解任に関し、各Bクラス普通株につき1個の議決権を与える。

Aクラス普通株及びBクラス普通株の株主は、上記の行為に関するそれぞれの投票権を除き、CPAの株主総会において付託される全ての議案に関して議決権を有する。

第3章は株式譲渡の制限で、本章の規定する特別の場合を除き、株主はその保有する株式の全部又は一部を売却、譲渡又はいかなる方法においても移転することは出来ないとし、この規定では株主がその株式の全部又は一部を売却、譲渡又は他の方法で処分しようとするときは、申し出がなされた同じ条件で買い受ける優先権を持つ他の株主に申し出なければならない。申し出を受けた株主が、申し出を受領した後30日以内に優先権を行使しなかったときは、申し出をした株主は申し出をした条件と同じ条件で申し出株式を売却することが認められるとする。

第4章は会社の機関について述べ、会社は株主総会、取締役会、諮問委員会及び監査役会の4つの機関を持つとする。

第5章は株主総会について規定し、定時株主総会は会社の事務所において会計年度終了後最初の4ヶ月間に開催され、臨時株主総会は必要が生じたとき随時開催される。株主総会は取締役会によって招集される。株主総会は、法律によりその固有の権限とされた任務を遂行する。株主総会の全ての決議は、白票を計算に入れず、絶対多数をもって行なう。但し次の事項は会社の発行株式の3分の2の承認を必要とする。

- 1) 会社定款の変更
- 2) 会社の合併、組織変更、解散、清算及び営業譲渡
- 3) 会社の破産及び和議の申し立て
- 4) 会社の利益処分
- 5) 次の事項の承認。会社運営の基本方針、新規事業計画の実施、多年度投資、資金計画及び毎年のレビュー
- 6) CPAの不動産の取得、譲渡、売却又は担保の設定、総額10万ORTNを超える債務の負担及び1人2万ORTNを超える第三者の債務の保証(上記5)6)に関する決議は予め諮問委員会の意見を求めなければならない。

第6章は会社の運営について述べ、会社は取締役会によって管理されるとする。また会社は取締役会の諮問機関として諮問委員会を設ける。

第7章は取締役会に関する規定で、取締役会は4名の取締役、即ち1名の取締役社長、1名の取締役副社長及び2名の取締役によって構成される。取締役は会社の株主であることを要せず、ブラジルに居住するものとし、任期は2年、再選することが出来る。取締役のいずれかが欠員又は事故の場合は、当該取締役を選出したと同じクラスの株主によって選出された取締役が代わって議決権を行使し、自らの投票と合わせて2個の議決権を行使することが出来る。取締

役社長が不在又は事故の場合は、Aクラスの株主により選出された他の取締役が2個の議決権と決定投票権を行使できる。

定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は取締役社長の発議により、又は他の取締役の要請により取締役社長が招集する。取締役会の決議は多数決により行なわれる。可否同数の場合は取締役社長に決定投票権が与えられる。

C P Aの取締役会は法律及び会社定款により付与された全ての権限をもつ。定款により定められた権限は次のとおり。

- 1) 株主総会又は諮問委員会の招集の決定
- 2) 総額10万ORTN未満のC P Aの債務負担の決定
- 3) ブラジル国内外において事務所、倉庫、関連施設の設置
- 4) 定款の規定に反しない範囲での取締役の職務権限の配分の決定
- 5) 株主総会に提出する年次報告、決算書及び財務諸表の準備
- 6) 独立会計監査人を置く時の、その選任と解任
- 7) 会社の内部規定の承認
- 8) 会社の法律代理人の選任と解任
- 9) 農業生産者の選定
- 10) 農業生産者に対する融資の勧告のための指示の決定
- 11) 受益者1人当たり2万ORTN未満の第三者の債務の保証
- 12) 栽植企業への資本参加の承認
- 13) 会社の全ての人事管理
- 14) 試験的事業の主要穀物のいずれかの生産の増減の決定
- 15) 代表権を与えられた法律代理人を通じて会を代表すること
- 16) 株主総会によって付与された権限の行使

上記の9)～12)及び14)については予め諮問委員会に諮問して答申を得るものとする。

第8章は諮問委員会の規定で、諮問委員会は株主総会によって選出された6名の委員を持って構成し、委員は会社の株主であることを必要とせず、ブラジルの居住者であることも必要としない。任期は2年で、再任を妨げない。定例諮問委員会は原則として年2回、臨時委員会は必要に応じて開催する。

諮問委員会は次の事項を審議し、取締役会に意見を述べる。

- 1) 株主総会の3分の2議決事項のうち、諮問委員会に諮問を義務づけた事項
- 2) 取締役の権限のうち、予め諮問委員会に諮問を義務づけられた事項
- 3) 会社の人事管理の原則の設定
- 4) 取締役会が必要に応じて諮問を要請する事項
- 5) 委員のうち何れか3名により諮問が必要と認めた事項

第9章は監査委員会の規定で、会社は常設でない監査役を置く。

第10章は会計年度の規定で、会計年度は毎年7月1日より6月30日までとする。

なお、合弁基本協定に添付される株主間協定（案）は、会社の設立に際して両株主の間で行なった取り極め及び契約で、保有株式、取締役、諮問委員会委員、監査役の選任及び解任、増資、株式の譲渡等について取り極めを行なうとともに、株主総会における議決権の行使、取締役会におけるメンバーの議決権についての契約を内容とする。

（3）融資関連契約等の調整、合意

1978年5月のブラジル側ミッションと日本側政府関係者との協議において、合弁基本協定案等の合意のもとに、融資関連の基本協定、プロジェクト契約、貸付契約、特別プログラム等の制度的枠組みの調整も原則的に終了し、基本協定とプロジェクト契約は合意し、貸付契約は融資条件を除き合意した。合意した各契約等の骨子は次のとおりであった。

融資関連諸契約の基本は国際協力事業団と農業開発会社との間で締結する基本協定（契約）であった。先に述べた為替差損防止に関する経緯のとおり、基本契約は日本側が予定していた国際協力事業団等から農業開発会社に事業資金を直接貸し付け、農業開発会社が融資代行機関を通じて農業生産者に融資を行う方式を、為替差損防止のため貸付先をブラジル中央銀行とし、中央銀行が特別プログラムにより融資を行う方式に改めるに当たり、直接貸し付け方式を実質的に維持し、プロジェクトの順調な運営を確保するため、国際協力事業団と農業開発会社との間でプロジェクト契約とともに締結するものであった。従ってプロジェクト契約や貸付契約は基本契約に規定される原則に従って締結されるものであった。

基本契約は3章より成り、第1章は試験定事業の基本的性格と目的について述べ、合意議事録に規定する試験的事業の栽培作物、事業実施州、規模、農業生産活動資金の調達、ブラジル中央銀行による特別プログラムの制定、特別プログラムによる農業生産者に対する融資、政府による日本側資金にかかる為替差損の防止等を掲げる。

第2章は融資に関連するCPAの役割と機能について述べ、農業生産者に対する融資に関する勧告をBDMGに対して行なうこと、特別プログラムの作成に参加すること、ブラジル技術援助普及公社（EMBATER）と技術援助契約を締結すること、国際協力事業団及びブラジル中央銀行とプロジェクト契約を締結することのほか、試験的事業における企画、調整を行い、農業生産者の農業生産活動を支援し、促進する諸活動を行い、農業生産者の事業計画の作

成の援助、計画の審査を行なうこと等を掲げる。

第3章は特別プログラムのもとで供与される貸付の基本的諸条件について述べ、貸付の諸条件は、それと比較し得る性質と規模の貸付が現行の農業制度金融に求められる場合には、最も優遇された諸条件よりも農業生産者にとって不利とならないこととし、比較し得る貸付が農業制度金融に求められない場合は、上記の基本原則より著しく逸脱しないこととする。

次にプロジェクト契約は、既述のとおり、両国から資金の供与のプロジェクトローンとしての性格から、基本契約の基本原則に基づきプロジェクトの運営の詳細を規定し、その順調な進展を確保することを目的とする。

プロジェクト契約は前文と4条から成り、第1条は基本契約と同文の試験的事業の基本的性格と目的を掲げる。

第2条はプロジェクトの運営に関する規定で、農業開発会社、ブラジル中央銀行のそれぞれの役割、並びに国際協力事業団、農業開発会社及びブラジル中央銀行（又はBDMG）の相互の協力について述べる。

まず、農業開発会社は、本契約第1条の試験的事業を成功させるため、次に掲げる活動を通じて農業生産者を支援する。

- 1) 試験的事業に関係のある調査、活動の企画及び調整（試験的事業に関する情報の入手、提供、試験的事業の総合開発計画及び年次実施計画、資金計画の作成、計画作成のため必要な調査、土地取得条件の設定。）を行う。
- 2) 試験的事業に関連する活動に必要な研究活動（連邦及び州の研究機関と協力して開発された技術の現地適応試験の実施、結果の普及、3,000ヘクタールの展示農場の運営。）を行なう。
- 3) 入植を支援（入植計画の作成、入植農家の選定、必要な場合入植農家に分譲するための土地の取得。）する。
- 4) 農業生産者に対する投資及び保証（栽植企業の株式の取得、農業制度金融からの借り入れのための債務の保証、保証基金の設置。）を行なう。
- 5) 農業生産者の事業計画の作成の援助、融資の許可に先立つ計画の審査を行う。
- 6) 特別プログラムの作成にBDMGを通じて参画し、特別プログラムの条件及びBDMGと共同で作成する手続き規定に従った融資のBDMGに対する文書による勧告を行なう。

次に中央銀行は、

- 1) CPAの協力を得て特別プログラムを作成し、制定し、それに基づき農業生産者の必要とする貸付をBDMGとの間で締結される代理契約の諸条件に従って、BDMGを通じ農業生産者に供与する。
- 2) 特別プログラムの円滑、かつ適時の運営を確保するため、国際協力事業

団との貸付契約に基づく資金の払い出しを受けるときは、いつでもCPAによって提出されるCPAの年間融資計画に示される融資の要請に妥当な考慮を払う。

- 3) 上記の払い出しを受けた総資金額のクルゼイロ相当額はブラジル連邦共和国から調達される総資金額を超えない。
- 4) CPAがBDMGに対して行なう勧告に対し、BDMGが最大限の考慮を払うようにさせる。

また、JICA、中央銀行及びCPAもしくはBDMGは試験的事業が順調に運営されるよう相互に協力するものとする。そのため、

- 1) 3者はそれぞれの要求に基づいて、いつでも、それぞれの義務の達成、特別プログラムの運営と管理、CPAの運営、管理、財務状況等に関し意見と論評を交換する。
- 2) JICAが他の2者に正当に要求する試験的事業に関する情報をJICAに提供する。JICAは必要な場合、試験的事業のいかなる地域をも視察することが出来る。3者は特別プログラムが事業の目的に従い運営されていないと認められる場合には、その是正措置を見出すよう努力する。

なお、4者は事業の順調な運営等が妨げ、又は妨げられそうな事情を知る場合には速やかに他の2者に通知する。

CPAは、毎年、翌年度の事業に関する総合開発計画、事業及び融資計画をBDMGを通じて中央銀行、JICAに提出する。

中央銀行による特別プログラムによる貸付の基本条件の決定は、基本契約第3章の基本原則に従う。

第3条は税金と手数料の規定で、この契約の締結もしくは交付に関し、法律に基づき課税される税金、印紙税及び手数料は免除される。

第4条は**である。

また貸付契約は、プロジェクト契約の締結及び特別プログラムの制定を前提とする国際協力事業団(JICA)、銀行団とブラジル中央銀行との間の限度貸付契約で、前文と19章及び附属文書より成る。その要点は次のとおりであった。

貸付限度額を51億25百万円とし、資金の用途は、貸付金を特別プログラムの基金に振替え、CPAのプロジェクトへの融資に関する勧告に基づき、かつ手続き規定並びにEMBRATERとCPAとの技術援助契約に従い、特別プログラムの条項に則してプロジェクトに融資するためBDMGによって供与される貸付の再融資に限定して使用される。

貸付金の払い出しは、定められた方法で1回あるいは2回以上に分割して行われ、払い出しの終了日は契約締結日から2年目に当たる日を予定する。

元本の償還は、償還期限を1998年9月28日とする償還計画に従って行なわれることを予定する。利息は利息期間中払い出し済み貸付金の残高につき年3%台を予定する。手数料は、発効日から終了日までの期間、未払い出しの承諾金額につき年0.1%の約定手数料が支払われ、並びに契約締結日後30日以内の早い時期に元金限度額の0.1%の管理手数料が支払われる。契約に基づく全ての支払（元本、利息、手数料等）は、日本長期信用銀行本店のJICA口座に入金することにより行なわれる。

中央銀行が元金、利息、手数料その他の支払金を支払期日に支払わなかったとき等停止条項のいずれかが生じたときは、JICA等は中銀又は保証人に通知することにより貸出金払い出しの権利の全部又は一部を停止することが出来る。停止事由が30日間継続して改善されないときは、JICA等は中央銀行及び保証人に通知することによって未払い出しの状態が残っていれば、それは取り消される旨宣言することが出来、貸付金の残高は利息等とともに直ちに期限が到来し、かつ支払われるべき旨宣言することが出来る。中央銀行は、本契約に基づく元金、利息等を支払期日に支払を怠ったときは、JICA等に対して延滞した金額につき年14.5%の損害金を支払うものとする。

中央銀行とJICA等は、共和国が起こり得べき為替差損を防止する責任を有し、かつ特別プログラム履行のため本契約に基づく貸付金の元本、利息等の支払を保証するというに関し相互に理解している。中央銀行は共和国から本契約に基づき中央銀行が支払うべき元金、利息等の支払期日どおりの支払に関し、単なる保証人としてではなく主債務者として取り消し不能の、かつ無条件の保証状を取り付ける。

本契約は、JICA等が中央銀行と保証人に対し、共和国の保証状、当局の証明、署名鑑及び法律上の意見書を受け入れる旨の通知を発する日に効力を発するものとする。

その他、中央銀行の対外債務に関する義務、特別プログラムの運営、同基金からBDMGに対する再融資とその償還の記録の提出等の誓約、本契約に基づく支払われる金額の免税扱い等が規定される。

なお、特別プログラムについては、中央銀行の作成した案により検討した結果、一応調整を終わり原則的に了承した。

3、農業開発会社の設立

(1) 伯側投資会社の設立

前述のとおり、伯側では為替差損問題の解決を受けて投資会社設立の準備を本格化させたが、経済情勢の悪化とともに、78年上半期にはブラジルの南部、東南部一帯が旱魃に襲われ、農産物の減少のみならず、インフレと国際収支の

悪化を直撃した。セッカは主要農業地帯の東北部、南部で78年1月から5月まで続き、場所によっては7月頃まで続いた。被害はパラナ州を中心にサンタカタリーナ、リオグランデ・ド・スール、サンパウロ、マツグロソ州の5州に及び、大豆は25～30%の大幅減収となり、その他コーヒー、とうもろこし、フェジョン、米、綿等が甚大な被害を受けた。その影響は国家経済に及び、農産物価格の上昇によるインフレの昂進、農産物輸入の増大による国際収支の一層の悪化が懸念された。7月に発表された79年度国家予算では、優先項目の筆頭に農業の振興が掲げられ、旱魃の被害を免れたセラード地帯の開発が時代のスポットライトを浴びて登場するようになった。伯側では10月15日の大統領の選挙を控え、それまでに農業開発会社の設立を終わることを目標に準備を急いだ。

78年3月頃には、日本側の出資予定企業等が40数社に上るとの情報もあり、伯側でも従来の少数有力企業からスタートする方式を改め、初めから多数の企業を募る方式をとるべきであるとの意見が強まり、それに従って準備を進めることとなり、3月初めには農務省において25社が集まり、投資会社設立に関する株主間協定に署名を行なった。この協定において、社名はC o m p a n h i a B r a s i l e i r a d e P a r t i c i p a c a o A g r o i n d u s t r i a l — B R A S A G R O (ブラジル農工業投資参加会社)、資本金は1億クルゼイロ(授權資本3億クルゼイロ)とし、出資会社にはブラジル投資公社、ミナス・ジェライス州開発銀行、協同組合銀行、リオ・ドーセ、アセジッタ等が名を連ねた。

その後、これら出資会社の中から、ブラジル投資公社は農業の生産分野の知識、経験が乏しく、出資者のリーダーとなるには不適當であり、事業はミナス・ジェライス州で行われることもあり、ミナス・ジェライス州開発銀行を筆頭株主とすべきではないかとの意見があり、6月末農務省は大手出資予定者を招集して協議を行い、その結果、定款等の一部修正とともに、ミナス・ジェライス州開発銀行を筆頭株主とし、必要な持ち株比率の修正等を行なった。また、リオ・ドーセ、インテルグラスの出資については、大統領の許可が必要であり、許可されるまでの出資金の立て替え払い等の措置が必要であったほか、新たに民間銀行からの出資参加の申し出もあった。

このような事情からその調整に手間取り、投資会社の設立は再三延期され、漸く9月5日設立総会を開催し、社長の選任、資本金額、出資割合、定款の承認等を行なった。初代社長はBDMG総裁アビリオ・ドス・サントス氏が選出された。次いで出資金の1割の払込を完了するとともに、9月22日正式に創立総会を開催し、会社の設立を宣言し、機関の構成等を決定した。その後、リオ・ドーセ等の出資による増資を経て、10月17日公告を終わり会社の設立

を完了した。

設立時の株主は27社(ほか個人20名)、その持ち株数は185,125株、1株1,000クルゼイロ、うち政府系機関の持ち株比率は78%であった。

(2) 農業開発会社の設立

伯側投資会社の設立が遅れる中、日本側では農業開発会社の設立準備の促進のため、8月末から9月初めにかけて、国際協力事業団及び日伯農業開発協力株式会社の関係者が訪伯し、伯側関係者と農業開発会社設立準備の打ち合わせや会社設立後の事業運営等について関係者と予備的協議を行なった。

次いで伯側投資会社の設立が完了し、農業開発会社の設立総会が11月9日開催と本決まりとなったのを受け、日伯農業開発協力株式会社では、取締役会において農業開発会社への出資金の一部(10%分)の払込、荒木外喜三、宇佐美鍊両氏を参与に任命し、農業開発会社の取締役として派遣することを決定し、所要の手続きを進めた。

10月下旬から両国関係者より成る作業グループが最終的準備作業を行い、11月9日早朝よりミナス・ジェライス州ベロホリゾンテ市、ミナス・ジェライス州開発銀行会議室において、6人委員会の最終会合を開催し、作業の完了を確認した。6人委員会には次の各氏が出席した。

(日本側) 土光敏夫 経団連会長

久宗 高 国際協力事業団副総裁

織井 斉 株式会社組合貿易社長

(伯側) マルコス 協同組合銀行総裁

ブラント ミナス・ジェライス州農務長官代理

アビリオ・サントス ミナス・ジェライス州開発銀行総裁

次いで8時30分より州政府リベルダーデ・パラシオン知事執務室において合弁基本協定の署名が次により行なわれた。

(署名) 日本側 日伯農業開発協力株式会社社長 久宗 高

伯側 ブラジル投資会社社長 アブダラ及びクラウジオ

(立会い) 日本側 土光敏夫 経団連会長

伯側 パウリネリ農務大臣

オザナン・クエリョ州知事

引き続きアビリオ・サントスブラジル投資参加会社経営審議会会長が議長となり、次により農業開発会社設立総会が開催された。

1) 引き受け株式払込預託の報告

新会社の資本金295,205,000クルゼイロ(ブラジル投資参加会社150,554,550クルゼイロ、日伯農業開発協力株式会社144,

650, 450クルゼイロ)の10%相当額29,520,500クルゼイロの払込預託完了。

2) 定款案の承認

3) 株主間協定の署名

4) 取締役の選任

取締役社長 アブダラ (ミナス・ジェライス州開発銀行理事)

取締役副社長 荒木外喜三 (元セネガル大使)

取締役 ファンティニーニ (ミナス・ジェライス州農村開発財団総裁)

同 宇佐美鍊 (元ブラジル東京銀行頭取)

5) 諮問委員会委員の選任

日本側 水上達三、久宗高、落合幸文

伯側 マルコス協同組合銀行総裁、アグリピーノ州農務長官、アビリオ・サントス州開発銀行総裁

6) 創立総会議事録の署名

7) 挨拶 次の各氏の挨拶があった。

アビリオ・サントス BRASAGRO社長

久宗 高 JADECO社長

土光敏夫 経団連会長

パウリネリ 農務大臣

吉田 駐伯日本大使

オザナン・クエリョ ミナス・ジェライス州知事

議事終了後、ミナス・ジェライス州政府による歓迎昼食会が、日本側関係者35名を含む約80名が出席して開催された。

以上により農業開発会社は、セラード農業開発が脚光を浴びる中、設立を終わり、重責を担って事業の実施に入ることとなった。

(3) 農業開発会社の運営

農業開発会社は、両国投資会社の出資により、ブラジルの法律に基づいて設立された株式会社であるが、両国投資会社はそれぞれ政府と民間の協力によって設立され(伯側投資会社は政府系78%、民間22%、日本側投資会社は国際協力事業団50%、民間50%)、従って農業開発会社は、実質的には、両国政府と民間の協力による公私合同企業として公益的性格の強いものということが出来る。会社の業務はほとんど公益的的事业であり、サービスに対する手数料も制度的制約があり、展示農場を除き自ら生産事業を行わず、関連事業等も民間活動を侵さないことを建前としており、会社の営利性には大きな期待をかけることが出来ない。

他方、会社は、形式的には民間企業として業務を機動的、効率的に実施し、会社としてその経営を維持することが求められる。従って、会社としては、定款に認められた良好な条件の保有地を確保して資産構成の健全化を図り、制約はあるものの手数料収入を可能な限り確保し、展示農場の合理的運営等による収益を確保する一方、業務の効率的実施、合理的組織の整備により費用の節約を図り、経済性を確保して健全な経営の維持を図ることとした。

会社の設立総会の翌日の11月10日には第1回諮問委員会が開催され、上記の会社運営の基本方針をはじめ、事業実施地域の選定、入植農家及び栽植企業の選定基準の審議が行われ、諮問委員会の開催時期を毎年2月と9月とすることを決定した。翌11日には第1回取締役会が開催され、会社の事務所をPraca Carlos Chagas 49と定め、取締役の分担（日本側財務、伯側事業）、職員の採用（少数精鋭による業務に見合った採用）、会社の登録、日本側出資金の外資登録等を進めることとした。

以上の農業開発会社の設立により、事業は準備段階を終わり実施の段階に移った。1974年の共同発表から会社の設立まで丸4年の歳月を費やした。このような事業の準備は両国とも初めての経験であり、そこには両国間のボトムアップとトップダウン、組織と個人といった行動様式の差異をはじめ、農業開発会社の特殊性や制度的制約等多くの困難があった。しかし反面、そこには日本人移住者等によって築かれた相互信頼の友好関係があり、それを基礎に両国関係者による精力的なコミュニケーションが行なわれた。事業の準備に協力した両国政府、民間の関係者は、言葉の障壁の除去に献身的努力をされたブラジル伊藤忠の勝田氏をはじめ数え上げることが出来ない。また、そのようなコミュニケーションを可能にしたものは国際協力事業団による十数回の調査団の派遣、高級研修員の受け入れ等技術協力であった。このような日伯双方の努力を通じて準備段階の困難は克服された。

第 2 章

第 1 段階試験的事業の実施と農業開発会社の 運営並びに事業の成果と効果（1978. 11 ～1982. 9）

第 1 節 開発事業の実実施計画と農業開発会社の運営計画の作成

1、開発計画

（1）事業実施地域の選定と土地取得

農業開発会社は、1978年11月設立とともに第1段階試験的事業に着手した。当時ブラジル経済は、第2次石油危機の発生する中で、第2次国家開発計画に伴う公的部門の赤字の拡大、対外債務負担の増大等により、1988年の成長率は83年の14%から4.8%に低下し、インフレ率は15.5%から40.8%に昂進し、貿易収支も赤字となっていた。このような情勢のなかで、89年3月に成立したフィゲレイド政権は、前政権の政策を引き継ぎ、一連の政治開放を進める一方、経済成長の達成とインフレの抑制、国家収支の改善の同時達成を目指し、農業開発を優先し、社会的インフラストラクチャーの増大を図る方針をとった。この農業優先の方針は、78、79年の不作もあって新政権の閣僚が内定された時から既に明らかにされ、国内食糧の生産のほか、輸出の振興、エネルギーの供給、雇用の創出、地域格差の是正等多面的な潜在能力をもち、施策に対する反応も早い農業の振興こそ問題解決の唯一の方法であるとの認識によるものであった。協力計画の試験的事業は、まさにこの新政権の農業優先政策に沿うものとして重視され、大きな期待が寄せられ、その早期実施が要請された。農業開発会社は、この要請に応え、全力を挙げて早期完遂を目指した。

農業開発会社はまず、基本契約、プロジェクト契約、貸付契約、合弁基本協定等に定められた試験的事業の制度的枠組みに基づいて、実施計画の作成作業を開始した。前章で述べたように、試験的事業は、協力計画の第1段階のプロジェクトとして、ミナス・ジェライス州で5万ヘクタールの規模で、大豆、とうもろこし、小麦等を基幹作物とし、コーヒー等を合理的に組み合わせて栽培することとし、開発の方式としては、プロジェクト方式により、指導入植と栽植企業の方式をとり、未利用土地資源を積極的に利用し、革新的技術を導入して近代的経営を育成することを目的に、2年間に、農業開発会社が事業の実施主体となり、事業の企画、調整をはじめ、入植用地の取得、分譲、農業生産者の選定、導入技術の組み立て、技術援助、マーケティングの支援等を行い、特

別プログラム基金からの融資のほか政府による基幹的インフラストラクチャーの整備とともに、農牛生産者に対する支援を総合的、集中的に行い、その支援を受ける中規模経営の入植農家と大規模経営の栽植企業が農業生産活動を行うこととした。従って実施計画の作成に当たっては、先ず実施場所を特定し、適地を選定して土地を取得することが先決であった。

農業開発会社は、早くも設立直後の諮問委員会において、当面の業務運営方針の審議とともに、土地の選定基準の審議を行った。その結果、土地の選定基準は、ポロセントロ計画の開発優先地区内にあり、インフラストラクチャーが良好で、土壌のPHが4.8以上、標高800メートル以上で小麦、コーヒーの栽培が可能であり、年雨量1,300ミリメートル以上、機械化可能な緩傾斜地であることのほか、地主が少なく、地価が妥当で、1ブロックを5,000ヘクタール以上とすることとした。

農業開発会社は、この方針に基づき適当な土地を選定するため関係機関の協力により作業グループを設け、その検討結果により、ミナス・ジェライス州のポロセントロ計画優先地区を中心に、6ヶ所の候補地域を選定した。次いでこれら候補地域のうち主に地価が妥当で1ブロック5,000ヘクタールの形成が可能な地区を中心に搾り込みを行うため、関係機関の経験の深い技師2人に調査を依頼した。この技師は78年末から79年初めまでに50万ヘクタールに及ぶ地域を実地踏査し、情報、資料を蒐集するとともに、一部についてはオプション（選択権）を取得した。

農業開発会社は、この調査の結果を詳細に検討するとともに土地選定の重要性に鑑み、日本側に専門家の派遣を要請し、伯側専門家と合同で候補地区について合同調査を行うこととした。79年2月、国際協力事業団から民間関係者を含む専門家が派遣され、伯側専門家のほか、両国投資会社関係者等合同で地区の検討と現地調査を実施した。79年はこの地域一帯が豪雨に見舞われた年で、調査は難航したが、関係者の積極的協力により調査の目的を達成することが出来た。合同調査の結果、候補地区としては(a)パラカツ市を拠点としその西北のサンタマリア農場を含む一帯、(b)コロマンデル市を拠点としその北方の台地一帯が適当であるとの結論であった。農業開発会社はこの調査に引き続き諮問委員会を開催し、調査の結論を検討した結果、実施地区は、パラカツ及びコロマンデル（又はモンテカルメロ、パトロシーニョ）を拠点とし、それぞれの周辺地域において、土壌、気象条件や交通立地、土地所有、地価等の条件を検討のうえ適地を選定する方針を決定した。

農業開発会社は、この方針に基づき、特にコーヒーや小麦の栽培可能性、土地所有、地価等を重視して適地の選定を進めた。またコーヒー院はコーヒー適地調査を行った。その結果、6月に至り、適地は何れもポロセントロ計画の優

先地域内にあるイライ・デ・ミナス地区、フジワラ農場を含むコロマンデル地区及びサンタマリア農場を含むパラカツ地区の3ヶ所とすることを決定した。

イライ地区は、南緯19度西経47度30分、モンテカルメロ市の南方約30キロメートル、イライ・デ・ミナス市の西方に広がり、取得見込み面積は約10,000ヘクタールであった。標高は900～1,050メートル、地形は概ね平坦で機械化に適し、土壌は赤黄色ラトソール及び暗赤色ラトソールで、セラード地帯としては、比較的良好であった。気候は熱帯一亜熱帯型で、年平均気温は20度C、年雨量は1,550ミリメートル、雨期と乾期が明瞭で、数年に一回のベラニコ（雨期中の小乾期）があり、植生は典型的なセラードで、一部セラドンがあった。サンパウロ市を中心とした交通ネットワークに組み込まれ、国道365号線、50号線により、サントス港に通じ、中心地はイライで、77年現在の人口は約1,000人であった。地価は概ね妥当で、入植用地としての利用を見込んだ。ただこの地域は土地の細分化が進んでおり地主が多かったが、試験的事業として他の2地区との比較が出来、危険分散を図る上で適当であること等のため適地として選定した。

コロマンデル地区は、南緯18度40分、西経47度、コロマンデル市の東南約15キロメートルにあり、州道28号線より1キロメートルと近く、フジワラ農場の一部及びその周辺地区を合わせ取得見込み面積は約13,000ヘクタールであった。標高は1,000～1,150メートル、卓状地で機械化が可能、土壌はイライ地区と同様比較的良好で、気候もイライ地区とほぼ同様で、植生はセラード、カンボスージョ、一部牧野があった。サンパウロを中心とする交通ネットワークに組み込まれ、州道188号線、国道36号及び50号線によりサントス港に通ずる。中心都市はコロマンデル市で、人口は77年当時約7,000人で、金の時代の内陸からサンパウロへの金の輸送の宿場町であった。地価はやや高いが、農業開発会社の展示農場及び保存地として利用を見込んだ。

パラカツ地区は、南緯16度30分、西経47度、パラカツ市の西北方、国道40号線より60キロメートル、サンタマリア農場及びその周辺を合わせて取得見込み面積は約35,000ヘクタールであった。標高は900～1,000メートル、丘陵地で機械化が可能、気候は熱帯一亜熱帯型で年平均気温は22度C前後、年雨量は1,350ミリメートル、乾期は5～9月で数年に一度ベラニコの発生が見られ、植生はセラードで一部セラドンであった。ブラジリア及びサンパウロを中心とする交通ネットワークに組み込まれ、国道40号、262号線を通じてヴィトリア港に、国道50号線を通じてサントス港に通ずる。中心都市はパラカツ市で77年当時人口は約22,000人、金の時代に金の産地として栄えた町であった。地価が安く開発の可能性の高い地域で、サ

ンタマリア農場は栽植企業用地として、他は入植用地及び農業開発会社試験場用地として利用を見込んだ。

地区の決定とともに、農業開発会社は本格的に土地の取得を進めた。土地の取得は、事業実施前の枠組みのとおり、大規模土地所有者等からの買い上げにより、入植用地及び農業開発会社試験場及び展示農場用地は農業開発会社が一括取得の方法で栽植企業用地は企業が自らの責任で買取を進めた。農業開発会社の一括取得に当たっては、適地について必要な手続きを踏み、取得にからむ問題を生じないように周到な注意を払う必要があった。通常の方法としては、先ず土地の面積、土壌、植生、地権、価格等を調査、検討し、適当とみなされるものについては地主と売買仮契約を結んだ上、航空写真を利用して精密な調査を行い、適正を確認したのち、地主と最終交渉を行い、売買契約を締結し、測量期間、地権の譲渡等を進め、20～40%の頭金を払った。次いで精密測量を行い、地図を作成し、面積を確定し、未払い金を支払い、不動産登記所において売買の最終書類に調印し、登記を行った。なお、従前の面積と測量後の面積が異なる場合は、訂正のため法的手続きが必要であり、また土地面積が小さい場合には併合化の手続きを踏んだ。

従って、土地の取得には通常相当の期間が必要であったが、開発前線であったミナス・ジェライス州のセラード地域では開発土地に対する需要が多く、適地を確保するためには迅速に作業を進める必要があった。当時ブラジルでは耕地の外延的拡大のほか、パラナ州等の累次の霜害によるコーヒー栽培の北延、税制恩典による植林用地の需要の増大等により、立地条件に恵まれたミナス・ジェライス州のセラード地域は、南部の農企業等にとって垂涎の的となり、多くの仲買人がうごめき、農業開発会社の集中取得は一層競争を激化させた。従って土地の確保のためには迅速に調査、検討を行い、売買契約を締結して手付金を打つ必要があった。農業開発会社は、担当者の並々ならぬ努力と会社資本によるバックアップにより最適の土地の確保に全力を注いだ。日伯農業開発協力会社は、79年7月以降、土地取得の実需に応じて出資金の払込を行い、土地の確保に支障を来さないように努めた。

このようにして農業開発会社は、79年終わり頃までに次に述べる実施計画に即して、入植用地としてイライ地区約9,000ヘクタール、コロマンデル地区約10,000ヘクタール、パラカツ地区約23,000ヘクタール（仮契約のものを含む）合計約42,000ヘクタールを取得した。また栽植企業は後に述べるようにパラカツ地区のサンタマリア農場約10,000ヘクタールを取得した。これによって事業実施地区はほぼ確定した。

（2）開発の総面積及びその配分の修正

農業開発会社は、土地取得が進展し、事業の実施が可能となったため、79年8月頃から開発計画の作成に着手した。いうまでもなく、開発計画は事業実施前の枠組みを基本とした細部計画で、本来は枠組みに沿って作成するものであった。しかし、土地の自然的、社会的条件が明らかとなり、またその後の諸情勢の変化も著しいものがあったことから、農業開発会社を初め関係者の間では、枠組みは実情に合わない点があり、それをそのままにして開発計画を作成することは適当でなく、枠組みの一部を修正する必要があるとの意見が出されるようになった。計画を現実的、効果的にするためには、これら意見を考慮して枠組みの一部を修正し、これに基づいて開発計画を作成することにせざるを得なくなった。

問題とされた最も大きなものは、開発の総面積であった。枠組みにおいて総面積は5万ヘクタールとされた、それが利用可能な実面積であるか、あるいは傾斜地等の利用不能な面積をも含むものであるかは、特に明記されなかった。両国政府関係者はこれを特に問題とすることもなく、後者の面積として了解していた。フィージビリティスタディーにおいても利用不能面積を総面積の20%として計画した。

しかし、取得された土地の条件は比較的良好であったものの、やはり部分的には傾斜地等利用不能な土地があり、また20%の保留地の義務付けも明らかとなった。従って総面積を事業実施前の枠組みどおりとすれば、実面積は4万ヘクタール以下となり、計画どおりの成果を挙げることが困難となるという問題があった。このため、関係者の意見は、枠組みの5万ヘクタールを利用可能な実面積と考え、総面積は少なくともその20%の利用不能面積を外枠として加えたものとすべきであるというものであった。事実ブラジルでは、農業開発を行う場合、面積は通常このような考え方がとられ、国際機関も当時はそのような考え方をとるようになっていた。

次に問題となった重要な問題は、総面積の事業別配分と入植農家一戸あたり面積の問題であった。枠組みにおいては、総面積の配分については、入植地と栽植企業用地をそれぞれ2万ヘクタールと同等とし、残りの1万ヘクタールを農業開発会社の保留地とした。また入植農家一戸あたり面積は平均500ヘクタールとした。このうち、入植地と栽植企業用地を同等に扱うことは、枠組みを作成した時点では適当であったとしても、その後の情勢の変化により、施策の方向にマッチしなくなってきた。政府は、前政権の末期頃から顕著になってきた格差の拡大、社会情勢の不安定化等の社会的問題に対処して、政治開放をはじめ、農業開発優先、社会的インフラストラクチャーの拡充をはかり、格差の是正、雇用の創出、労働条件の改善、住宅建設等につとめ、そのなかで入植は、格差の是正、雇用の創出等に重要な役割を果たすものとして評価されていた。

た。従って、関係者の意見は、このような政府の施策の方向に沿い、多くの有能な青年に土地を与え、営農を可能にする入植を重視し、その比重を高める必要があるというものであった。

また、入植農家一戸あたり500ヘクタールの規模は、生産性の向上が期待出来るとしても、当時のセラード開発の実情や、取得した土地の条件の良さ等から大き過ぎ、むしろ資源の有効利用に反しかねないと意見があった。また、政府が89年5月に新政権の農業優先の具体的施策として農業融資の拡大を中心とした施策を明らかにしたが、これに対して500ヘクタールの規模は方向としてそぐわず、将来融資の面で入植農家は不利益を蒙るおそれもあるという意見もあった。

新しい農業融資政策は、従来の農業融資が南東、南部地方で栽培される輸出作物に集中し、融資の利用者が担保能力のある大型農家に偏り、国内食糧を生産する小型農家は低利融資の恩恵に浴する機会が少なかった点を是正し、政府の融資が農家全般にゆきわたるよう、零細、小農を保護し、他方既に資金力のある大農には出来るだけ自己資金を投じさせ、農業生産の拡大に必要な資金の供給を全体として増大する方策をとった。このため、農業融資の対象となる農家の区分を従来からの大、中、小の3種に新たに零細農を設けて4種とし、零細、小農に対しては融資申請の簡素化、融資期間の延長、融資枠の拡大等の措置をとった。また、全階層を通じて営農融資の融資基準を従来の最低保証価格を基準とする方法から、新たに生産性に応じて変動する営農費基準価格（以下「VBC」という）を設け、農業生産者が真に必要とする営農費を融資することとし、特に重要な作物に対してはVBCの100%まで融資を行うこととした。これにより、重要作物である国内食糧を多く生産する、零細、小農は十分な資金が確保されることとなった。さらに、投資に対する融資については、融資限度、利率を零細農、小農の大部分を従来どおりそれぞれ100%、13～15%と据え置く代わりに、それ以下の生産者の融資限度を引き下げ、利率を上げた。

このように新しい農業融資政策において零細、小農の保護が手厚くされるなかで、入植農家の500ヘクタールの規模は、方向として、それにそぐわず、入植農家は大規模農家として扱われ、将来融資条件の面で不利益を蒙ることとなった。このため関係者の意見は、入植農家の規模は出来る限り小さくし、数を多くすべきであるというものであった。EPAMIGは、パダップ計画の農家について投下資本の回収率からみた最適規模は338ヘクタールとなるという試算を発表した。また、農協の意見もほぼ同様であった。

なお、事業の実施期間についても、当初計画では国際協力事業団からブラジル中央銀行への貸付契約において、終了日を契約締結日から2ヵ年としたが、

この期間は農業開発の期間としては短く、ブラジルの実情に照らしても短か過ぎ、事業の完遂が困難であるという意見もあった。関係者は少なくとも1年延長し、3年とする必要があるとした。

農業開発会社は、以上の関係者の意見を考慮し、土地取得と併行して開発計画の検討を行い、その結果を9月末頃までに一応の試案としてとりまとめた。この案は、5万ヘクタールを利用可能な実面積とし、総面積はその20%の利用不可能面積を加えた6万2,500ヘクタールとし、入植を重視し地域の实情に即した事業実施の細部計画をまとめたものであった。後に述べる9月の国際協力事業団とブラジル中央銀行との間の融資契約調印の機会に農業開発会社社長ロマノ氏が携行し、日本側関係者にこの案を説明し、検討を要請した。また実施期間の延長についても、1年延長を要請したが、両国関係者はこれまでの経緯からここでの変更は困難であるとし、事業の進捗状況に応じて、必要があれば改めて協議することとした。

農業開発会社は、上記試案をもとに開発計画の作成を急ぎ、結果を11月に開催の諮問委員会に「当面3年間の事業計画」として提出し、これを当面の業務運営の基本方針としたいとした。この計画では、総面積を試案と同じ62,500ヘクタールとし、入植に30,000ヘクタール、栽植企業に20,000ヘクタール、残りの12,500ヘクタールを農業開発会社の保留地として配分し、入植農家の一戸当たりの規模を400ヘクタールとした。この土地の配分を基礎に、1年目に全体の3分の1、2年目に残りの3分の2を開発する開発計画を作成し、最新のデータによりモデル的に農業生産者の土地利用計画、生産事業計画、財務計画を作成し、所用資金を、土地を含み24億クルゼイロ（99年11月現在）と見込んだ。諮問委員会は、この計画に一応の理解を示したものの、それが当初計画の根幹にかかわる修正を含むものであるだけに、両国関係者のコンセンサスを得る必要があるとし、承認を見送り、引き続き検討することとした。

農業開発会社は、諮問委員会の意向に沿いさらに計画の見直しを行うとともに、事業を急ぐ必要から、これまでの考え方にしたがって入植基本計画を作成するなど作業を進めた。1980年に入り、農業開発会社は、これら検討や作業の結果を踏まえ、最新のデータにより、プロジェクト契約に規定する総合開発計画、事業計画、資金計画を作成し、これをブラジル中央銀行に提出するとともに、3月の諮問委員会に提出、承認を求めた。この計画においては、開発計画の総面積65,500ヘクタール、入植用地33,000ヘクタール、入植農家のロッテ数76ロッテ、ロッテ当たり平均面積を343ヘクタールとするものであった。諮問委員会においては、両国政府関係者を交え協議を行った結果、当初の考え方を堅持しつつ、出来る限り会社の意向に沿うこととなり、

土地面積とその配分を最終的に次のようにすることとなった。

- 1) 土地の総面積は60,000ヘクタール未満とし、うち入植用地を約32,000ヘクタール、栽植企業用地18,000ヘクタール、農業開発会社の保留地を10,000ヘクタールとする。但し、60,000ヘクタールの範囲内での各事業用地への配分は、土地取得の最終段階の状況により若干の変動があり得る。
- 2) 入植農家の一戸当たり面積は300～500ヘクターとし、出来る限り500ヘクタールに近いものとする。農業開発会社は、この決定を受けて、残りの仮契約中の土地について取得を進める。80年8月までに概ねこれを完了した。取得した土地は、イライ地区約9,000ヘクタール、コロマンデール地区約11,800ヘクタール、パラカツ地区約23,000ヘクタール（仮契約のものを含む）となり、栽植企業用地148,000ヘクタール（後述の第2栽植企業用地を含む）を合わせて約59,000ヘクタールであった。

これら土地を提供した地主は52名で、うち26名がイライ地区、14名がコロマンデール地区、12名がパラカツ地区で、1地主の提供した土地の面積は、イライ地区では土地の分割が進んでいたため、20名までは500ヘクタール未満と小さく、パラカツ地区では、11名までが1,000ヘクタール以上の大地主であった。これら土地はほとんどすべて自然放牧地又は未利用地で、地主の半数は大都市又は地方都市居住者であった。取得価格は、イライ地区、コロマンデール地区はヘクタール当たり平均6,000クルゼイロ（約4万円、200ドル程度）、パラカツ地区では、約4,000クルゼイロ（約3万円、180ドル程度）で、当初計画で予定した価格3,000クルゼイロ（7万円、300ドル）を実質的に下回った。

（3）入植基本計画の作成と参加農協、入植農家の選定

農業開発会社は、事業を急ぐ必要から、開発計画の検討と並行して、入植地については、仮契約中のものを含め団地毎の入植基本計画の作成を進め、79年中にこれを完成した。この計画は、入植地の土地利用（配分）計画、区画割（ロツティング）予定計画、標準区画の施設の整備及び営農計画の概要、道路及び共同利用施設の配置計画、所用資金の概算等を内容とした。なお、パラカツ地区の団地には、パラカツ市から距離が60キロメートルと離れているため市街地を設けることとし、ここに住宅、集会所、倉庫、修理工場等を整備することとした。土地利用計画では、耕地、森林保留地、水源、インフラ用地等を明らかにし、区画割予定計画では、土地法の私営入植の規定に従い、地形に即して一辺が道路に沿い、一辺が水利を得られるよう計画した。計画した区画数

は、イライ地区26、パラカツ地区50、区画の面積は、前者で最大409ヘクタール、最小で303ヘクタール、平均343ヘクタール、後者で最大448ヘクタール、最小354ヘクタール、平均451ヘクタールであった。

農業開発会社は、この入植基本計画に基づき、入植農家の選定を進めた。入植農家の選定については、最初の諮問委員会において土地の選定基準とともに、選定の基本的考え方を審議したが、79年2月の諮問委員会において具体的選定基準等を審議した結果、選定の方法としては、まず、農協を選定し、その参加を得て組合員の中から一定の条件を備えた農家を選定するのが適当とされた。その場合の農協は、サンパウロ州、パラナ州、リオグランデ州の農業先進地の農協が適当で、選定の基準としては、農協が入植農家の選定のみならず、営農指導や生産物の販売、資材の購入、貯蔵、加工等に重要な役割を持つことから、試験的事業と同じ分野の活動を行っており、経営構造が妥当で、財務が充実し、技術能力に優れ、指導者の経営意識が高く、販売、購買、貯蔵、加工等の機能の充実したものとするのが適当であるとの意見であった。

農業開発会社は、この委員会の意見に従い、入植事業は優良農協の協力、参加を得て行うことに方針を固め、開発計画の検討と併行して参加農協の選定を急いだ。

ブラジルの農協は戦前に設立されたものが多く、その数は相当数にのぼったが、活動は低調で大半は牧畜出荷組合で、農業部門の組合は南部、東南部の中、小土地所有の多い農業先進地を中心に180組合程度といわれた。しかしこれらのうち、数は少ないがドイツ、イタリー、オランダ、日系組合で大規模な販売、購買事業のほか、加工、処理、資材の生産事業を行い、ブラジル有数の農牧企業にランクされるものもあった。

農業開発会社は、これら有力組合のなかから選定基準に従って検討した結果、リオグランデ州及びサンパウロ州の農協のなかから選定することとし、リオグランデ州の組合としては、79年7月、協同組合銀行の推薦により、ドイツ、イタリー系のコスエル組合（エンカンタード養豚組合）を選定し、イライ地区の入植事業への参加を予定した。この組合は、1947年創立され、南部州では大規模組合の一に数えられ、組合員数約5,000人、大豆の集荷、飼料工場、屠殺場、牛乳生産等を行い、入植事業も小規模ながら経験のある組合であった。

また、サンパウロ州の組合は、日系のコチア産業組合が協力事業の準備段階から参加、協力を表明していたが、79年8月、正式にパラカツ地区の入植事業に参加を表明し、またこれまで慎重であった日系の南伯組合もほぼ同時期にパラカツ地区の入植事業に参加を表明してきた。この結果、パラカツ地区の北部にコチア産組が、同地区の南部に南伯組合の参加を予定した。コチア産組は

1927年、ばれいしょ協同組合として発足し、1933年コチア産業組合と改称、1965年、従来の組合を中央会とし、事業地域に単協を設立していた。コチア産組は当時ブラジル最大の事業量をもつ総合農協で、組合員数約1万6千人、ばれいしょ、小麦、果実、蔬菜、コーヒー、大豆等の販売事業のほか、資材の購買、肥料、飼料工場、貯蔵、加工、生産指導、輸出等を行い、入植についても9ヶ所の営農団地をもっていた。南伯農協は1927年設立、中央会組織をとり、組合員数約1万人、販売、購買、貯蔵、加工、技術指導等を行う優良組合であった。

参加農協の選定に引き続き、農業開発会社は入植農家の選定方法、基準について参加農協と協議し、選定の方法としては、原則として総数の80%を農協が一次選定したうえ、農業開発会社が最終選定することとし、残りの20%は地域と融和をはかり、その支援を得るため、ミナス・ジェライス州出身者のなかから会社が直接選定することとした。また、入植農家の選定基準としては、79年2月の諮問委員会において、農協の選定基準と合わせて審議した結果を基礎とし、その後パタップ計画の経験や参加農協の意見等を取り入れ次のようにすることとした。入植農家は、土地を持たないブラジル人であること、協同精神を持ち、農協の組合員であるか、又は事業地区に設立される農協に加入の意思をもつものであること、開拓の意欲と体力を備えていること、農畜産等、特に穀類についての技術的、経営的知識、経験をもつものであること、ブラジル中央銀行の規定による自己資金を持っていること、ロッテ内又はその郡内に居住し、自ら農畜産業を営むこと、農業開発会社のオリエンテーションに従い、作成された営農計画を実施すること、販売、資材の購入については農協のオリエンテーションを尊重し、経営については技術援助のオリエンテーションを尊重すること等とした。この基準は79年11月の諮問委員会で最終的基準として承認された。

参加農協は、この基準に基づき入植農家の一次選定の作業を進め、また参加地区の調査等参加を準備したが、この過程で南伯農協は割り当てられた地区の利用度が低い等の理由で80年3月になって参加を取りやめた。南伯の参加取りやめは、協力事業に背を向けたものではなく、地区の実情等についての誤解等によるものであった。農業開発会社は、止む無くコチア産組と協議した結果、同組合が南伯予定地の入植事業への参加を快諾し、同組合がパラカツ地区全体の入植事業に参加することに決定した。

入植農家の一次選定に当たって、コスエル農協は、希望者は多かったが、組合が独自に選考し、コチア産組は、公募方式をとり数百人の希望者のなかから組合が選考した。コスエル農協は79年11月に選考を終わったが、コチア産組は、旧南伯農協の地区を合わせて行ったことや、道路整備について80年度

のポロセントロ計画の大統領の承認を待つて公募の受付を行ったこと等から作業が遅れ、80年5月に終了した。また、農業開発会社が行うミナス・ジェライス州出身者の選定も100名に近い希望者のなかからそれぞれの組合の選定とほぼ同時期に選定を終わった。

農協の一次選定した入植農家については、農業開発会社が最終選定を行い、農業開発会社が選定した入植農家と合わせて入植農家を決定した。選定された農家総数は76戸（パラカツ地区の仮契約中のロッテ2戸を含む）で、このうち日系農家は43%、ドイツ、イタリー系32%、ミナス・ジェライス州出身者25%であった。平均年齢は、イライ地区で28歳、パラカツ地区で31歳と若く、半数近くが未婚者であった。また教育程度は、イライ地区では、小学卒と中学校中退者が半数近くを占め、大学卒は20%であったが、パラカツ地区の日系農家は、大学卒33%、高校卒が26%を占め、その70～80%が農業従事者で、その他農業技師、農場管理者も含まれ、多くが農業経験の豊かな青年であった。

（4）栽植企業の選定と枠組みの作成

栽植企業の選定については、79年2月の諮問委員会において、候補企業の場合としては、合弁基本協定の趣旨に即し、日伯合弁型のものにプライオリティーを与え、伯側がマジョリティーをもち、ブラジルの企業で農業の経験が深く、投資に見合う財務、経営構造をもち、社会的信用力と経済力をもつものとした。この条件を満たすようにするため、選定の方法としては、まず農業開発会社が日伯両投資会社に問い合わせを行い両株主が推薦する形をとり、最終的には農業開発会社が諮問委員会の意見を聴いて選定することとした

この79年2月の諮問委員会に先立ち、サンパウロ州の日系コロニアでは、78年11月の農業開発会社設立総会の際、帰途サンパウロ市に立ち寄った日伯農業開発協力株式会社の久宗社長が、日系コロニアの有力者と懇談し、非公式に協力事業への参加を要請したのがきっかけとなり、コロニアを挙げてこれに参加する機運が急速に高まった。同年12月には、コチア産組、南伯農協、南米銀行その他コロニア企業は参加の構想を固め、79年1月にはパラカツ地区に土地調査団を派遣した。次いで同月、コロニアグループ（コーディネーター山本勝三サドキン社長）は、パラカツ地区で農場を運営していたコチア青年グループ（代表山口節三）及びコーヒー栽培、輸出業の大家グループ（代表大家**）とともに、農業開発会社にインランドレターを提出、参加の意向を表明した。

4月、農業開発会社は、伯側投資会社に栽植企業への参加希望の有無を問い合わせた結果、関心を示しているものは7社あったが、そのうち同社の株主は

上記のコロニアグループとミナーザの2社であった。このため農業開発会社は5月、諮問委員会の承認を条件にコロニアグループによる栽植企業の設立準備を認めることとした。

これを受けてコロニアグループでは、パラカツ地区のサンタマリア農場と土地売買の仮契約を行うとともに、コチア産組及び南銀が入植事業に参加するとした栽植企業への参加を見送ったため、南銀がリーダーとなり、南銀橋社長ほか7名の農場主、企業経営者が発起人となり、栽植企業設立のための投資会社の設立準備を進め、5月末創立総会を開催してセラード農産出資株式会社（代表橋南銀社長）を設立した。趣意書によると、戦後日伯間には多くの経済協力事業が推進されたが、それらは製鉄、アルミ等の分野で、コロニアの手の届かないものであった。農牧に関しては経験と実績があり、これこそ協力できる分野であり、日本移民70年の総決算事業として推進したいというものであった。会社の資本金は1,300万クルゼーロ、うち発起人が800万クルゼーロを出資し、残りを一般募集とし、一口10万クルゼーロ、50名を予定した。資本金のうち1,200万クルゼーロを栽植企業に出資することとし、栽植企業はパラカツ地区サンタマリア農場1万ヘクタールにおいて穀作を中心とした農牧業を営むものとし、資本金を4,000万クルゼーロ、農業開発会社は、南銀との共同出資を予定した。

出資会社は、設立とともに一般募集株主の募集を行うとともに、日本側に出資参加を求め、6月には山本氏が来日して日伯農業開発協力株式会社久宗社長はじめ関係者に協力を要請した。一般株主の募集は順調に進み、7月には予定を上回る94人に達し、そのほとんどが個人で、その後さらに申し込みがあり、8月には118名にのぼり、会社の資本金も2,000万クルゼーロに増資した。この事業を日本移民70年の総決算事業として位置付け、利益を期待するものではないとしたにも拘らず、一口10万クルゼーロ（当時約80万円）にこのような多数の参加を得たことは、日系コロニアのける協力事業に対する関心と期待がいかに高いものであったか、当時の熱気がうかがわれた。8月には第2回日伯閣僚会議のため訪伯した渡辺農林水産大臣（当時）の出席のもとに農場開きを行った。

一方、日伯農業開発協力株式会社は、コロニアグループからの委託を受け、株主に対して、日系コロニアグループとの合弁による栽植企業への参加は、協力事業の効果的推進のみならず、両国間の友好関係の増進にも有意義であるとして参加を呼びかけた。株主各社においては、参加の意義を理解し、また日系コロニアは合弁の相手方として申し分のないものと認めたものの、当時既に第2次ブラジルブームも去り、国内経済情勢もきびしくなったことから参加を得ることが出来なかった。

しかし、日系コロニアからの要請に対しては、それがコロニアの総力を挙げた要請であるだけに、何とか対応する必要があると考えられ、関係者との協議の結果、日伯農業開発協力株式会社がこの件に限り出資参加することとした。日伯農業開発協力株式会社の栽植企業への参加は、当初計画にはなかったが、現地法人への参加の一つとして会社目的の範囲内であり、また相手が日系コロニアで、事業運営の適正を期するならば危険負担も小さいと判断され、協力事業の推進にとっても有効と考えられた。幸いにして、会社においては、農業開発会社に対する出資金が、会社設立時のクルゼーロで固定されたため、出資金については払い込み時までの間のクルゼーロ価値の変動によって余裕金を生ずる見込みとなったため、これを振り向けることによって出資は可能であった。

このような事情から日伯農業開発協力株式会社は、9月末、臨時総会を開催し、日系コロニアによる栽植企業への出資の承認を得て、出資参加を決定した。農業開発会社も11月開催の諮問委員会の承認を得て出資を決定し、南銀も出資を決定したので、11月末これを4者で合弁基本協定を調印し、栽植企業としてセラード農産開発株式会社（以下「CDAC」という。）を設立した。

会社は、本社をパラカツ市におき、セラード地帯において農牧畜業及び農産加工業の開発を目的とし、農畜産物及び農産加工品の生産、販売等を行うこととした。出資金は4,600万クルゼーロ、出資比率は日系コロニア31%、農業開発会社及び日伯農業開発協力株式会社がそれぞれ30%、南銀が9%であった。会社は、経営審議会及び取締役会によって運営し、重要事項は株主総会の全員によって決定することとした。経営審議会は、ブラジルに居住する4名の会社の株主によって構成され、会社運営の基本的方針の策定等を行い、取締役会は、ブラジルに居住する3名の取締役（専務取締役、財務取締役及び事業取締役）によって構成され、経営審議会によって選任され、業務の執行に当たることとした。

開発用地は、79年初めコロニアグループが確保したパラカツ地区サンタマリア農場約1万ヘクタールで、地区内では標高が高く、土地条件も比較的良好で、価格は3,500万クルゼーロ、資本金で賄うこととした。土地の利用については、約5,000ヘクタールを大豆、とうもろこし、陸稲、フェジョン、コーヒー等の生産に当て、1,500ヘクタールを牧畜、残りを森林保存区等とすることとした。初3カ年の所用資金は、土地を含め約11,300万クルゼーロ（79年10月現在）を見込み、資本金、木炭収入、農産物販売収入、特別プログラム基金からの借入金によって賄うこととした。

栽植企業の他の1社については、日本側企業に参加の関心がないため、伯側企業等によって設立することとし、79年末以来、ミナス・ジェライス州の企業（多くは農企業）の連合による幾つかの案を検討したが、何れも成功しなかつた。

った。このため、農業開発会社は、ミナス・ジェライス州内の放牧中心の企業農場を穀作中心の近代的経営に改造することとし、80年2月頃から、前年の実施地区選定のため日伯合同調査を行った際、候補地の一つとしたウナイーパラカツ街道の中間地点の東寄りに位置するクラル・ド・フォゴ農場を中心に調査を行った。その結果、この地区は標高が低く、コーヒー、小麦の栽培は不可能であるが、土壌は比較的良好で、大豆、とうもろこし、陸稲の栽培に適しており、また、この地区以外に適当な候補地もなかったことから、クラル・ド・フォゴ農場の土地を取得して、第2栽植企業を設立することを決定した。

5月、土地の所有者ジャルバス、ジャイロ（JARBAS、JAIRO）兄弟と協議の結果、この土地を利用して第2栽植企業を設立することに合意した。ジャイロは農業技師で、ブラジリアで外資系の農業機械の代理店を営み、ジャルバスはこの農場のほか、親戚兄弟と約4,000ヘクタールの農場で種牛の生産を行うほか、倉庫、飼料の卸小売業を営むパラカツ市の事業家であった。新会社はジャルバスが中心となり、南部出身の農業技師を雇用して経営に当たることにした。

9月、農業開発会社は、諮問委員会並びに株主の承認を得て出資を決定し、BRASAGROも出資することとなり、JAIRO、JARBAS兄弟と合わせ4者間で、クラル・ド・フォゴ農産工業株式会社（以下「C・FOGO」という。）を設立した。会社の資本金は10,134万クルゼイロで、うち農業開発会社が約25%、BRASAGROが約5%を引き受け、残りをジャルバス、ジャイロが土地の現物出資とした。会社は4名の経営審議会委員及び3名の取締役によって運営され、農業開発会社は経営審議会委員1名、取締役（財務担当）1名の指名、選任権をもつこととした。

農場はほぼ南緯17度、西経47度30分、ウナイーパラカツ街道の中間地点を東に約12キロメートルの位置にあり、標高570メートル、面積約4,800ヘクタール、うち牧野約600ヘクタール、農耕地360ヘクタールのほかはセラドンに属する、高い樹木が茂る土地であった。従来 of 牛の放牧中心から穀作中心に改造することとし、約2,900ヘクタールを大豆、とうもろこし、陸稲、ソルゴ、サンフラワー等の栽培に当て、約800ヘクタールを人工牧野、残りを森林保有地等とすることとした。所用資金を土地を含め約23,000万クルゼーロ（80年8月現在）と見込み、出資金、木炭収入、農産物販売収入のほか、特別プログラム基金からの借入金によって賄うこととした。

（5）農業開発会社の試験場及び展示農場の設置計画

事業実施前の枠組みにおいては、農業開発会社は、ブラジル農牧業研究公社の規則に従い、技術の改良に必要な研究活動を行い、また技術の展示普及のた

め展示農場を設置することとなっていた。ブラジルでは1973年の農牧業研究制度の改正により、農務省機関としてブラジル農牧業研究公社（以下「EMBRAPA」という。）が設立され、その統括のもとに全国ベースの研究機関、州の研究公社、公私立大学の研究機関及び公共、民間企業の研究部門が全国農牧研究システム（SNPA）として組織され、研究が進められた。農業開発会社の研究活動もこのシステムのもとで行うものであった。

日本側は、この事業が試験的事業として行われることもあって、特に研究活動を重視し、専門家を派遣して支援することを予定した。農業開発会社もこれを重要業務の一つとして、土地取得、実施計画の作成の過程で設置計画を検討するとともに、活動の在り方についても検討を進めた。しかし、研究活動はもともと直接に利益を生まないものであるだけに、民間企業としては実施に限界があり、6月に事業の実施地区の選定方針を決定した際には、展示農場を条件の比較的良好なコロマンデル地区に設け、研究活動はこれに隣接して小規模の試験場を設け、関係機関の技術的、資金的協力を得て行うこととした。

農業開発会社は、この方針に沿って EPAMIG、CEPAC に協力を要請したところ、両機関とも協力的で、研究活動の実を挙げるためには、開発事業に密着して研究を行い、成果を利用するのが効果的で、この趣旨から各事業地区に試験場或いは観察農場、展示農場を設け、関係機関と協力して研究を行うのが適当であるとの案が出された。11月の諮問委員会で協議の成果として説明した案は、250ヘクタールの試験場1ヶ所、100ヘクタールの展示農場1ヶ所、50及び100ヘクタールの観察農場2ヶ所、計500ヘクタールの農場を造成し、EPAMIG、CEPAC の協力のもとに、日本からの派遣専門家が中心となって研究活動を行うというものであった。また、研究の内容については、12月初めの EPAMIG との協議では、研究分野を事業の効果測定、事業地区の自然資源と適作の調査及び標準営農計画の技術研究の3分野とし、関係機関が一部を分担、協力する案が出された。

このように関係機関との協議が進むにつれ、関係機関の協力を緊密化し、効果的な研究活動の実施を図るため、農業研究協力の合同委員会に小委員会が設けられ、関係者により重要事項の協議が行われることとなった。また農業開発会社、EPAMIG 及び EPAC の間で研究協力協定の締結が予定された。小委員会の最初の会合は12月末開催され、試験場の本拠地は、事業が集中し、利用できる研究施設もなく、CEPAC に最も近いパラカツに置くこと、3分野の研究のうち効果の測定については80年早々から調査を始めること、また日本からの派遣専門家は、到着後研究の状況把握や伯側研究者との相互理解を深めるため、各地の研究機関で3ヶ月程度の研修を行うこととし、農業開発会社が計画を準備することが決定された。日本からの派遣専門家は、80年末着任し、小委員

会の決定どおり農業開発会社の準備した計画に従って6月末まで各地の研究機関で研修を行った。

この間、研究活動の在り方については、さらに検討が続けられ、特に試験場の規模については関係者の間で種々の意見が出た。農業開発会社では、収益を生まない研究業務に多額の投資を行うことは適当でなく、リスクも大きいとする意見のほか、ミナス・ジェライス州ではEPAMIGが長い歴史と優れた実績をもって、組織的に研究を行っており、その中で会社が目立った研究活動を行うことは慎重を要するといった政治的配慮による消極的意見もあった。結局、派遣専門家の研修終了を待って最終的に決定することとなり、6月末の小委員会において、派遣専門家の意向をも反映し、試験場の本拠地をパラカツ地区におくことを再確認するとともに、費用の面を考慮して、規模は用地235ヘクタールのうち差し当たり30ヘクタールとし、将来、コロマンデル、イライ地区に支場を設け、関係機関の協力のもとに研究を実施することに落ち着いた。

次に展示農場は、80年3月の諮問委員会の決定に従って、農業開発会社が保有地として取得したコロマンデル地区の土地約11,800ヘクタールのうち、約4,616ヘクタールをこれに当てることとした。展示農場用地を4,616ヘクタールとしたのは、地形上除地があるほか、人工牧野、自然牧野を含み、それらは農場経営安定上必要な畜産用地として利用でき、耕地、樹園地として利用できる面積約1,500ヘクタールで、実質的に当初計画と変わらないためであった。

展示農場では、優良種子の生産事業と試験研究事業を行うことが考えられていたが、試験研究事業は当面行わないこととなったため、専ら種子生産農場として運営し、EPAMIGと協定を締結し、大豆、小麦の原種子生産を行い、新種の倍加と技術の展示、普及を図り、併せて収益の確保に努めることとした。

ブラジルでは、1975年、EMBRAPAに原々種子生産課(SPSS)が設けられ、これを中心とした優良種子生産システムにより、農業生産者に、陸稲、フェジョン、とうもろこし、大豆、小麦、綿花等の優良種子の提供が図られることとなった。当時、優良種子は、試験場における新種の開発(原々種)、原種の倍加及び優良種子生産の段階を経て供給されたが、SPSSはその地方部、支部を通じて原種の維持、倍増、配給、連邦、州政府機関及び民間企業との連携、支援等を行い、原種はEMBRAPAとその協力者、EPAMIG、IAPR(パラナ州農業研究所)、CATI(サンパウロ州総合技術援助調整室)でその9割を生産し、優良種子は約2,000人(法人、自然人)の各地方協力者が生産した。このような種子生産システムにより、優良種子の供給は増加し、1979年には、優良種子を使用した作付面積の比率は、陸稲で約42%、フェジョンで約77%、とうもろこしで約55%、大豆で約97%、小麦では約97%に達した。しか

し、優良種子生産者のうち、原種を確保して種子生産を行ったものは、全体の25～30%に過ぎなかった。従って原種生産にはある程度の技術を必要とするものの、販売価格は通常の価格より30%高く、採算上有利であった。農業開発会社展示農場は、技術の展示、普及とともに、収益の確保の面でも重要な役割をもつものとしてその運営に期待がかけられた。

(6) 基幹的インフラストラクチャーの整備の調整

事業実施前の枠組みにおいて基幹的インフラストラクチャーの整備は、政府がその責任において行うこととなっており、事業の開始に当たっては事業地の実情からこれの早期実施が何より重要であった。事業実施地区は、いずれも広域的には都市や町の間地点にあり、国道や州道に比較的近く、ポロセントロ計画の優先地域にあったが、国道や州道から事業地に至る道路や地区内の道路はほとんど未整備の状況にあった。特にパラカツ地区では、中央部にコチア青年のムンドノーボ農場（5,000ヘクタール）があったが、公共施設は皆無で、パラカツ市及びウナイ市から60～100キロメートルと離れ、国道40号線と251号線を結ぶ道路が地区内を貫通していたが、橋の落ちた所や、排水不良の個所があり、機能を果たしていなかった。また、コロマンデル地区は、近くを州道175号が通っていたが、これから事業地に至る道路は排水不良や道幅の不十分な個所がかなりあった。イライ地区は、市街地は小規模であったが、国道365号線に近く立地条件に恵まれたものの、地区内の道路は未整備の個所が多かった。また電化については、各地区とも未整備で、既設送電線からの延長、容量アップが必要であった。

従って農業開発会社は、79年10月、入植基本計画及び展示農場の施設整備の構想に基づき、基幹的インフラストラクチャーの整備の基本スキームを作成し、これをポロセントロ計画のブラジリア及びミナス・ジェライス州の調整事務所及び関連する連邦諸機関、ミナス・ジェライス州関係部局に提出し、具体的な要請を行った。関係機関においては、これをもとに検討を行い、必要な測量等の詳細な調査を行って整備計画を作成した。この計画は、幹線道路については、185キロメートル、送電線については、170キロメートルを建設することを目標に、ポロセントロ計画の80年度により、道路はミナス・ジェライス州道路局が、電化は同州電力公社（CEMIG）が工事を担当し、80年初めに工事に着手、81年初め頃には完成することを予定した。この計画は80年4月、大統領により承認された。

2、導入技術の組み立てと特別プログラム作成への参加

(1) 導入技術の組み立てとマニュアルの作成

自然放牧と焼畑農業が跡を絶たないセラード地帯において、技術の革新は農業の発展の動因であり、また協力事業が技術の開発、改良と一体的に行う試験的事業として行われることから、導入すべき革新的技術の組み立ては開発事業実施に当たって一義的に重要であり、農業開発会社はこれを重要業務として、連邦、州の研究、普及機関、大学等と連携して早くから検討を進めた。

開発事業の実施地区は、その自然的条件や社会的条件が比較的良好であったが、セラード地帯に変わりはなく、土壌の化学性が劣悪で粘土質が多く、降雨分布に雨期と乾期があり、雨期の降雨が不安定で、また人口密度の比例して労働力も少なく、能率的な開墾、土壌改良、タイムリーな事業の遂行、労働の節約等のためには機械化が不可欠であった。またそのような悪条件を克服して生産性を高めるためには、機械化に適合した土壌改良、品種の選択、栽培、施肥、防除等の技術が必要であった。

当時セラード地帯では、南マット・グロッソ州を中心に、大豆生産の大規模機械化農業が急速に進展していた。また、機械化栽培技術の研究も連邦、州の研究機関、大学等で成果が挙がり、実用化されるものもみられるようになった。農業開発会社は、このような情勢を踏まえ、76年のフィージビリティ調査で導入技術を機械化技術とした方針に従い、主として PAMIG や EMAEL/MG における研究結果を取り入れ、これを応用、発展させ、事業実施地区の自然条件に適合した技術システムを80年初めまでに一応組み立てた。この技術は、大豆、小麦、とうもろこし等の穀類の栽培を中心に、大型機械化体系を中核として、その先導するセラード開発のために新しく開発、改良され実用段階にある開墾、土壌改良などの農業土木的技術、品種改良、栽培法などの生物学的技術、並びに施肥、防除などの化学的技術を組み合わせ、体系的に総合化したもので、当時セラード地帯において最高の生産性の実現が期待されたものであった。生産性の目標としては、ヘクタール当たりの収量水準で、大豆が第1年次1.2トン、第2年次1.5トン、第3年次1.8トン、生産安定時2.0～2.1トン。小麦がそれぞれ1.2トン、1.3トン、1.5トン、1.7トン。とうもろこしが2年次3.4トン、3年次3.6トン、生産安定時3.6トンとし、全国平均の水準をかなり上回るものとした。農業開発会社は、同年2月、これを CPAC、EPAMIC、EMATEL/MG、参加農協、栽植企業等の研究者、技術者55名による技術者会議を開催して検討し、必要な修正を加えてこれを導入技術することを決定した。

次いで農業開発会社は、この技術者会議に基づき、これを「農業開発会社の開発地域における農業生産システム」としてとりまとめ、指導者、農業生産者の指導、営農の指針とした。このマニュアルは、まず、セラード地帯の開発に当たっては、前提として対象地域の植生、土壌、気象等の自然条件を把握し、

また育成すべき経営、コストについても十分配慮する必要があることを指摘したうえ、対象地域の自然条件の特性の分析を行った上、これに適合した開墾、土壌改良の基本法式、大豆、小麦及び緑肥作物の栽培技術についてかなり詳細に述べるとともに、営農計画作成のための設計基準を示したものであった。その要点は次のとおりであった。

1) 開墾、土壌改良の基本方式

開墾、土壌改良作業は、伐開に始まり、寄木、薪木の回収、石灰散布、耕起、砕土、土壌保全、機械による抜根、加里及び燐酸の施肥、整地の行程をとる。伐開は、セラドン、セラードでは、ブルドーザー2台により、大型チェーンを使用して樹木をなぎ倒す方法をとる。また、カンポスージュやカンポリンポでは、境界線の樹木を除去して火を入れて焼き払う。寄木はなるべく行わないようにするが、止むを得なく行う場合は、寄木用アタッチメントを利用して等高線に沿って畝を造るようにする。コスト軽減のため、薪木の利用は重要で、農作物の植付け予定のない場所に炭焼き場を作り木炭を製造する。酸性を矯正するため、石灰を土壌分析の結果に基づきヘクタール当たり2～4トン撒布し、PHを6.0程度に矯正する。

PRNT80%の苦土石灰の使用を優先し、撒布機は線條式を優先する。耕起、砕土は、石灰を土壌中に深く鋤き込み、残留植物を切除し、土壌の通気性、保水力を高め、表土の有機物の混合を図るために重要で、140～150HPトラクターにより、耕起中3.35メートルのハローを使用する。侵蝕防止のための土壌保全は、農場内の地力にあった開発、作付け、農作物の残滓の鋤き込み等の土壌についての技術、エロージョン防止林、緑肥作物の栽培、輪作等の栽培技術、等高線に沿った寄木、テラス造り、攪土、深耕等の機械化技術を集約して実行する。耕起、砕土後、表面に露出した根や株は動力伐根機で除去し、さらに残った根や株は手作業で寄木をし、焼き払ったり除去する。土壌中の燐の含有量を高めるため、P2O5をヘクタール当たり160～240キログラム施用する。整地作業の前に石灰撒布機で行う。毎年土壌分析を行い、含有量を調べて必要量を補給する。

加里肥料は、土壌分析結果によりヘクタール当たり100～50キログラム施用する。最後に、整地は、機械による植付け作業を容易にし、種子の発芽を一斉にするため重要で、ハローテスコ20を使用し、深度10～20センチメートルとなるようにする。以上の開墾、土壌改良は、植生の状況等により必要に応じて一部を変更し、また使用機械を変更する。なおこの作業は一般に請負によって行う。また設計基準として、作業のタイプ別の作業工程及びヘクタール当たり所要時間、必要資材を別表で示す(省略)。

2) 大豆の機械化栽培技術

大豆は、本来温暖多湿で1日の気温差の大きな気候を好み、感光性が強い反面、肥沃な土壌や多肥栽培の必要がなく、土壌の良否、栽培技術の巧拙による収量差が比較的少なく、栽培、収穫の総ての段階を通じて機械化が容易な作物である。従って、セラードの適作物で、ミナス・ジェライス州のセラード地域でもすでに生産が増加し、収量も同じレベルに達しており、導入作物として重要である。

大豆の栽培は、上述の開拓方式による土地の整備を前提として、次のように行う。先ず品種については、日長に鈍感で生産力が高く、機械化に適するものが既に開発されており、このなかから適品種を選択するとともに、土壌改良の状況や小麦作との二毛作に対応するほか、自然災害を回避するため、出来る限り熟期の異なる品種を組み合わせるのが理想的である。奨励品種は、早生種として PARANA (ノースカロライナ系を選抜)、BOSSIR (アメリカ種)、中生種として IAC 2、IAC 5 (何れもサンパウロ州カンピーナス農事研究所育成)、UFV-2 (ヴィソーザ大学育成)、晩生種として UFV-1 (ヴィソーザ大学育成)、サンタローザ (カンピーナス農事研究所育成) 等である。このうち初年目は、セラード向きで生育が旺盛で生育期間も長い IAC-2、IAC-5 が、第2、第3年目は UFV-2、サンタローザ が、肥沃土壌や第4年目以降は UFV-1、UFV-2、BOSSIR、PARANA が適する。小麦作との二毛作の場合は早生種の PARANA が適する。

大豆の播種期は、早生種10月10日～11月30日、中生種10月20日～11月30日、晩成種11月が理想的である。しかし大豆は発芽期と生育期の水分欠乏に敏感で、この時期の水分欠乏は発芽を不揃いにし育成を遅らせるので、降雨が正しく来るようになり、土壌中に水分の保持が認められる時期に合わせて播種期を調整することが重要である。

栽培初年目は、降雨が規則的にくるようになれば、造成した畑地を整地したのち(第2年以降は、耕起、碎土したのち)トラクターと施肥、播種機により施肥と播種を同時に行う。施肥は、土壌分析の結果に基づき行うが、初年目は種子の播種や土壌の酸度矯正の不十分な場合があるので、蒔き付け時窒素をヘクタール当たり10キログラムの使用を奨める。地力維持のためのリン酸及び加里の施肥量は、リン酸については土質、土性に依じてヘクタール当たり90～30キログラム、加里については、土壌のカリウム含有量に応じ、ヘクタール当たり60～20キログラムである。その際、根瘤菌の接種を行う。播種は、畦幅を早生種40センチメートル、中、晩成種45～50センチメートルとし、播種密度を1メートルの条間に25～30株とする**密植として、大豆の最下着莢位置を低くなることを防

ぎ、機械化収穫の損失を少なくする。

大豆は雑草との共存関係に敏感であるので、生産性を高めるためには、雑草のコントロールは欠かせない。除草の方法としては、円錐型鍬を後部と中央につけた耕耘機の使用を奨める。除草剤の使用はあまり奨められないが、止むを得ない場合は表示のものを使用する。大豆の病原は種々あるが、その防除に化学薬品の使用は奨励していない。これに反し、虫害はかなり深刻で、害虫にはカメムシ類、りんし目害虫等多くの種類がある。しかし天敵の種類も多く、生息密度も高いので、自然処理によりある程度防げるが、発生状況に応じ表示の基準に基づき動力噴霧器による薬剤の撒布を行う。

最後にコンバインにより刈り取り、脱穀、調整を行う。大豆作のヘクタール当たり資材、作業の所要時間等技術的基準は表示のとおり（省略）。

3) 小麦の機械化栽培技術システム

小麦は、元来南北30～40度の冬期多湿で夏期乾燥する内陸型の温暖ないし冷涼な地域が適地とされるが、春播種は栄養成長から生殖成長への転換のための低温要求がなく、セラードにおいては標高800メートル以上の高地は適地とされる。従って数少ない裏作物の一つとして冬期乾燥期間の作付けが可能であり、大規模機械化に適し、国内自給の向上のための奨励作物でもあり、導入作物として重要である。

事業地区は一部を除き標高800メートル以上で適地であるが、小麦は気温と降雨量の時期的分布に規制され、また土壌条件にも影響を受け、これらは地区によって若干の相違があるので、無灌漑栽培の場合には収量確保のため前作の大豆との作期の競合関係を考慮しつつ、品種の選定、播種期の選定、栽培管理に十分な注意が必要である。

品種は、乾燥をはじめ酸度及びアルミニウム障害、並びに病害に対する抵抗力があり、機械化に適したものを選択する。80年度の奨励品種は、IRC-5、MARINGA（カンピーナス農事試験場完成、広域適応性がある）、BH1146（耐病性で収量変動が少ない）、CNT7（アルトパラナイバ及び三角ミナス地域の奨励品種）である。奨励品種は毎年変更される。

播種時期は、それぞれの地区の降雨分布に合わせて厳密に定める。ミナス・ジェライス州においては、地域によって若干の相違はあるが、雨期は10月上旬から始まり、12月及び1月に雨量が最も多く、その後乾期の始まる5月まで漸次雨量の減少はあるが降り続く。従って播種時期は、降雨分布に合わせ、1月15日から始まり2月一杯とする。南部アルトパラナイバ地区の理想的な播種時期は、雨期の終わりが延びることもあり、1月15日から初めて3月10日までである。この地域の小麦の栽培は、雨

期の終わりから乾期の初めにかけて降る雨と、貯えられた土壌水分により栽培するので、播種が遅れたり、乾期が早く来ると減収を招く。

開拓初年度の場合は耕起用ハローを使用して（第2年度以降は耕起用ハロー又は整地用ハローを使用）整地し、大豆と同様、施肥と播種機により施肥と播種を同時に行う。施肥基準としては、Nは小麦が最も必要とする栄養素で、通常ヘクタール当たり60キログラムとされるが、大豆の後作の場合は20～30キログラムで十分である。地力維持のためのリン酸及び加里は、土壌分析の結果に応じ、何れも90～30キログラムとする。畦幅は使用する機械によるが、20センチメートル以下とし、密度は1メートル平方当たり350粒となるように機械を調整する。

雑草の防除については、この程度の栽植密度であれば問題にならないが、もし必要あれば除草剤を使用する。小麦は大豆と異なり、虫害より病害の多い作物で、主要病害は黒さび病、赤さび病、斑点病、うどんこ病で、これらについては薬剤散布機による防除を行う。

最後の刈り取り、脱穀、調整は大豆と共用のコンバインにより行う。販売は支持価格に基づきブラジル銀行に引き渡す。なお小麦作の技術的基準は別表のとおり（省略）。

4) 緑肥作物の栽培

セラードの未開地の土壌に含まれる有機物は3.8%以下である。有機物の施用は、土壌の団粒構造を形成して理学的性質を改善するほか、分解して養分を放出し、塩基を吸収保持して土壌養分の**の役割をもち、あるいは微生物の活動を活発化して土壌の生物性を改善する等極めて重要である。

有機物の資材のうち、空中窒素を固定できる豆科の緑肥作物の栽培がセラード開発に当たって最も合理的である。代表的緑肥作物としては、ムクナプレタ (MUCUNAPRETS)、クロタラハ (CROTALARA、JUNCEA) を奨める。これらは土壌の酸性矯正と適当なリン酸、加里の補給がなされていれば、比較的短い期間に高い**生産と窒素の固定を行う。肥料成分は窒素のみでなく、加里、リン酸カルシウム、マグネシウム、その他微量元素も含む。

ムクナは10～11月に整地したのち、とうもろこし用のディスクを使用して播種する。IAC-2又はRAJADAを使用する。密度は1メートルに9～12粒、ヘクタール当たり75～85キログラムの割合とする。普通開花期に刈り取りすき込んで利用する。

なお、大豆、小麦以外の農作物の技術システムについては、EMATEL/MGの基準により、コーヒーについてはコーヒー院の基準によることに

した。

(2) 特別プログラムの作成参加と手続き規定の作成

前章で述べたとおり、融資関連の基本契約、プロジェクト契約及び貸付契約は、会社設立に先立つ78年5月の両国間の協議において、貸付契約の日本側からの貸付条件を除き、合意済みで、伯側は79年8月の第2回日伯閣僚会議前に日本側からの貸付条件の提示を受けて調印を希望した。しかし、日本側が貸付条件の国内での調整や契約書の細部の再調整に手間取ったこと等から調印が遅れ、9月28日、東京において3契約の同時調印を終えた。貸付契約の貸付条件は、期間20年（据え置き5年を含む）、金利年3.1%、貸付金の払い出し期間は、終了日（契約締結の日より2年）までとなった。

これによって事業に必要な資金は、日本側からブラジル中央銀行に貸し付けられる資金と、ブラジル政府から供与される資金及び農業生産者の自己資金によって賄われ、このうち、日伯両国から供与される資金によって、ブラジル中央銀行が農業開発会社のBDMGを通ずる参画のもとに作成する特別プログラムの基金が構成され、この基金で維持される資金が、事業計画が特別プログラムの基準及び条件に合致していることを条件に、農業開発会社とBDMGが共同で作成する手続き規定に従い、かつ技術的観点からの貸付の供与に関する農業開発会社のBDMGに対する文書による勧告に基づき、BDMGを通じ農業生産者に貸付の形で供与することとされた。

ブラジル中央銀行による特別プログラムの作成については、78年5月の協議において、ブラジル中央銀行はあらかじめ原案を提示し、日本側も基本的には合意していたが、会社設立後の79年2月、前年の原案を修正した二次案を農業開発会社及びBDMGに提示し、改めて意見を求めた。

この案は、基本的には前年の原案を引き継いだものであったが、特別プログラムが事業における資金的支援として大きな役割をもつだけに、農業開発会社は慎重な検討を行い、問題点を指摘して必要な修正を申し入れた。特に、農業開発会社による必要な場合の農業生産者の債務に関する保証の提供、栽植企業に対する融資限度額、技術援助の実施機関の規定等については修正を強く求めた。債務保証については、枠組みにおいては、農業開発会社の業務の一つとして必要な場合は行うこととなっていたが、その後の激しいインフレの昂進等情勢の変化に伴い、この業務は事実上不可能で、農業開発会社はこれを行わない方針であった。このため中央銀行に対しては、融資に先立つ事業準備のための援助（計画作成）を行うので、これがいわゆる経営**としての役割を果たすとして保証条項の削除を求めた。栽植企業に対する限度額は、過小と思われたことから増額を求めた。また、技術援助の実施機関については、農業開発会社又

はEMATEL/MGとなっていたのを、原則として農業開発会社とするよう求めた。

協議の結果、同年8月に至り中央銀行は農業開発会社の保証条件を削除し、栽植企業の融資限度額は特別の場合には限度を超えて認めることとした。技術援助の実施機関を原則として農業開発会社とすることは、制度上困難であったが、その他の修正意見はほぼ認めた。これにより日本側と中央銀行との間の融資関連契約の締結を待って、国家通貨審議会に承認申請を行い、10月24日承認を得、これを公表した。

特別プログラムは、セラード開発のための日伯協力計画（PRODECER）と名付けられ、試験的事業の6万ヘクタール未満の地域において、近代的農牧技術の正しい適用を保証する計画（SIMPLE PLAN、TECHNICAL PROJECT又はINTEGRATE PROJECT）に基づき実施する事業に必要な短、中、長期資金を融資することにより、セラードの農牧業の開発、近代化に寄与するものとされた。

この活動地域は事業の実施される特定地域とし、受益者は、入植農家、栽植企業及び参加農協とされた。融資対象及び基準は、ポロセントロ計画（1978年改正のもの）に準じて設定された。ただ、融資対象については、ポロセントロ計画には土地取得費がなく、特別プログラムには入植農家の土地取得費が含まれ、大きな相違点であった。ブラジルの農業制度金融では、土地融資は土地法その他の政府計画によって行われる殖民と農地改革の場合に限られ、一般には行われていなかったが、この事業が入植方式をとる特別な性格のものであることから特に認められたものであった。また、ポロセントロ計画の融資対象は、第1回整地作業資金、土地利用の継続に必要な投資資金、基肥用肥料、機械化巡回*資金、食肉用育牛資金及び農牧営農資金に区分され、特別プログラムの区分と異なるが、内容的にはほぼ同様であった。

特別プログラムの融資対象は、上記の入植農家の土地融資のほか、固定投資（農地整備、土壌保全、電化、サイロ、道路等）、半固定投資（トラクター、収穫機、機械、家畜等）、肥料、石灰（土壌改良用）及び営農資金であった。また、固定、半固定投資には後に述べる計画作成費、受益者及びその家族の生計費、機械等の交換部品を含めることが出来るとされた。このように、特別プログラムの融資対象は、土地取得から始まり、伐開、開墾、土地改良、機械、施設の整備、営農、さらに事業実施期間の受益者及びその家族の生計費に至るまで、必要な総ての資金とされた。

融資基準については、基本契約において、融資の諸基準は、セラード地帯の他の類似の農業制度金融の融資条件と比較して農業生産者に不利にならないと規定され、これに従ってポロセントロ計画のそれに準じた特別の条件とされた。

融資基準は、対象ごとに次のように定められた。土地取得は、土地を持たない自然人に限り、対象面積は500ヘクタール以下、期間は最長6年の据え置きを含む20年、金利は年12%、融資限度は100%であった。固定投資は、期間は最長6年の据置期間を含む12年、金利は10~14%、融資限度は100~75%である。半固定投資は、期間は最長4年の据置期間を含む8年、金利は固定資本と同様年10~14%、融資限度額は100~75%である。肥料、石灰は期間は最長2年の据置期間を含む5年、金利は、一般農業制度金融と同様、石灰は年13~15%、肥料は無利子である。また営農費は、期間は第1回融資は3年まで、債務残高の50%を第1回収穫時に、次の2年間に2回の均等分割償還、第1回融資に続く融資は農産物のサイクルにより収穫期が期間となる。金利は年13~15%、融資限度はVBCの100%である。なお、据置期間中の金利は、土地取得、固定、半固定融資については、半月毎に計算し、貸付金勘定に借記し元化する。営農費については、半月毎に計算し、貸付金勘定に借記し、第1回融資の場合は清算時に支払い、第2回以降は償還時に支払う。

このような特別プログラムの融資条件を一般農業制度融資のそれと比較すると、前者の土地融資の期間20年、金利年12%を別として、投資については、期間は前者の12年に対し、後者は通常5年で、後者については、据置期間の定めがなく、金利が前者の年15%以下に対し後者は80年で年38%、81年で年45%と高く、融資限度も前者の100~75%に対し後者は小さい。また、営農費については、前者の第1回融資は3年の中期資金として扱い、分割償還を認め、利払いも営農活動の本格化する清算時に行うのに対し、後者の期間は原則1年で、金利は年33%、利払いも償還時である等、両者間には著しい格差があった。さらに特別プログラムの金利を仮に一般銀行金利と比較すると、後者は80年124%、81年160%であったので、両者の間には隔絶した格差があった。当時一般農業制度融資の実質金利は、80年で30%以上、81年で45%程度の負の金利といわれ、特別プログラムの金利はさらにこれを上回る負の金利となる。特別プログラムの融資条件は、**的性格の強いものであった。

また、特別プログラムにおいては、融資の実施について、必要資金が日伯両国の供与資金によって調達されること、BDMGを独占的融資代行機関とすること、中央銀行がBDMGの行った融資金額に対し再融資の形で融資すること、その限度は融資額に据置期間中に元加された利息を加えた金額とすること、代行機関は融資の貸し付けリスクを負担し、その代償として融資残高の5%の手数料を受け取ること等を定め、融資の確実、円滑な実行をはかった。

さらに、特別プログラムにおいては、貸付の供与に技術援助を義務付け、融

資と営農指導を一体的に行う融資制度をとった。技術援助は、個別農業生産者の計画作成（ELABORACAO）と技術指導（ORIENTACAO TECNICA）から成り、入植農家に対しては農業開発会社（EMATEL より信認を与えられた後）又は EMATEL/MG、栽植企業及び農業開発会社に対しては、農業開発会社の選択により EMATEL/MG 又はブラジル農業技術援助システム（SIBRTER）の他の構成員が行うこととされた。技術援助の手数料は、計画作成については、貸付額 1, 0 0 0 MVR までは 2 %、初年度以降は、契約に基づき債務残高の 2 % とした。

次に、農業開発会社と BDMG が共同して作製する手続き規定については、中央銀行は 7 9 年 2 月、上記の特別プログラム修正案と同時に案を農業開発会社及び BDMG に提示した。この案は、特別プログラムに基づく農業生産者への融資の実行に当たって従うべき農業生産者の融資申請手続き（ルール）、農業開発会社の BDMG に対する融資の勧告及び農業生産者に対する技術援助、ならびに BDMG の農業生産者に対する貸付の供与の手続きを定めたもので、農業開発会社の行う技術援助の内容と手数料のほか、農業開発会社及び BDMG の責任範囲の詳細な規定を内容としていた。しかし、この案では、融資を受ける農家の選定およびそれに対する技術援助は農業開発会社が行うこととしたものの、融資を受ける農家の融資申請書は直接 BDMG が受け取り、そこで金融的視点から選別を行い、それを通過したものを農業開発会社に計画作成のため回付する仕組みになっていた。また、農業開発会社の BDMG に対する融資の勧告も BDMG の資金交付の際の必要書類として位置付けていた。そのほか、先の特別プログラムの修正案と同様、農業開発会社の債務保証条項を含めたこと等、農業開発会社として種々の問題を含むものであった。農業開発会社と BDMG は、この案を基礎にそれぞれの立場から意見を出し合い検討を重ねた。農業開発会社は開発事業の主体性を確保する立場から、融資を受ける農家の融資申請書はまず農業開発会社が受け取り、計画作成を行った後融資勧告書を添えて BDMG に送付し、また特別プログラム作成の場合と同様、債務保証条項の削除を求める等修正を求めた。BDMG も金融機関としての独自性の立場から、農業開発会社の意見を受け容れることは困難もあったが、7 9 年 8 月頃に至り、おおむねこれを受け容れ、意見の一致を見た。これにより特別プログラムの通貨審議会での承認をまって調印を予定した。また技術援助のため必要な EMATEL による信認についても、農業開発会社は特別プログラム等の協議と並行して信認の認定申請を行っていたが、1 0 月信任状の交付を受け、ブラジル農業技術援助システム（CIBRATEL）の構成員となった。

ところがこの手続き規定（案）の調印は、次項に述べるように、技術援助をめぐる農業開発会社と EMATEL/MG との調整が紛糾し、これに伴って大幅に遅

れた。技術援助の調整は80年2月に至り農業開発会社が技術援助業務をEMATEL/MGに委託することで決着し、これに伴い上記手続き規定（案）を基礎とした協力協定を関係機関の間で締結した。この協定は、技術援助業務をEMATEL/MGに委託することを定めたほか、前記手続き規定と全く同一であった。農業開発会社はこれを手続き規定とし、EMATEL/MGの指導やEMATEL/MGからの報告等を通じて、技術援助と融資の勧告機能を実質的に果たすこととした。

（3）技術援助計画

前述のとおり、特別プログラムにおいては、特定の一般農業制度金融と同様、融資に技術援助を義務付け、融資と技術援助を一体的に行う措置をとった。農業開発会社は、この技術援助を重要業務の一つとして実施することを予定し、導入技術の組み立てと並行して早くから必要な体制の整備等を検討した。

79年10月、特別プログラムが通貨審議会で承認されるとともに、EMATEL/MGに協力を求め、その方法や範囲等を協議した。これに対しEMATEL/MGは、積極的に協力する意向を表明し、自らそれを実施することに強い関心を示した。EMATEL/MGは1974年のブラジル農業普及組織の再編成前はACARと称し、ミナス・ジェライス州の農業技術普及組織として長い歴史をもち、年々組織の整備と技術の蓄積をはかり、当時、1,500人の技術者を擁して、各所に事務所をおき、BDMG等の融資につき独占的に技術援助活動を行い、その組織、能力はブラジル随一と言われていた。従ってこの事業に対する協力は、EMATEL/MGにとっては願ってもない魅力的なもので、その実施に大きな期待をかけた。

農業開発会社としては、技術援助業務は事業の推進のみならず、必要な収益の確保の上からも重要で、自らの責任において実施する必要があった。しかし、実施に当たっては、技術援助の性格から、技術の蓄積のほか、有能な技術者の確保、機材、施設の整備等が必要で、このような体制の整備にはある程度の時間が必要で、事業の実施を急ぐ会社にとってはかなりの困難があった。また、これを行うためにはコストがかかり、これを考慮すると大きな収益を期待することも困難であった。さらにこれら内部事情のほか、会社がEMATEL/MGの意向を重視して実施する場合に起こると思われる摩擦やその事業に及ぼす影響についての危惧もあった。

農業開発会社では、これら問題点の解決の方策を含め技術援助の在り方を改めて検討した。この中で伯側関係者は、特にEMATEL/MGの意向を重視した場合予想される摩擦やその事業への影響は軽視できないとし、これを回避するためにも入植農家に対する技術援助はEMATEL/MGの全面的な協力を得る必

要があり、それを事業の早期、効果的な推進をはかる上からも適当であると主張し、技術援助の在り方としては EMATEL/MG への依頼を考えたいとした。これに対し日本側関係者は、事情は理解出来るが、技術援助の重要性から全部でなくとも出来る限り会社の責任において実施し、手数料の確保をも計るべきであるとした。

79年11月の諮問委員会において、これの突っ込んだ議論がなされ、協議の結果、技術援助は原則として EMATEL/MG の協力を得て行うこととするが、EMATEL/MG の行う業務の範囲、手数料の配分については引き続き関係者と協議することとした。

諮問委員会の意見を受けて農業開発会社は関係者と協議を重ねたが、伯側の主張が強く、結局技術援助業務は諮問委員会の意見にも拘らず EMATEL/MG に全面的に委託せざるをえないこととなり、これに伴い手数料もほとんどすべてを EMATEL/MG が受け取ることとせざるを得なくなった。農業開発会社は、受益者の選定や EMATEL/MG の指導を行うほか、栽植企業の技術援助を行うこととした。これにより、先述したように、農業開発会社、BDMG、EMATEL/MG 及びミナス・ジェライス州の農務局の4者間で協力協定を締結し、農業開発会社はこれを手続き規定とし、これに従って技術援助、融資の勧告を間接的に行うこととした。

協力協定（手続き規定）は、農業開発会社が EMATEL/MG に技術援助業務を委託すること、並びに農業開発会社、BDMG、EMATEL/MG 及びミナス・ジェライス州の農務局の行う技術協力の基準を定めることを目的とし、委託を受けた EMATEL/MG の提供する技術援助の内容、手数料のほか、4者の責任範囲を詳細に規定したものであった。その要点は次のとおりであった。

EMATEL/MG の提供する技術援助は、実施手続き規定（案）において、農業開発会社の業務であったものを EMATEL/MG の業務に書き改め、手数料も特別プログラムの規定どおり EMATEL/MG が受け取り、そのうち農業開発会社が0.01%を受け取る。

4者の責任範囲については、まず農業開発会社は、農家を選定し、融資申請書のあった農家を BDMG に差し向ける。事業の調整を行い、EMATEL/MG を指導し、翌年分の融資資金量を見込んだ予算書を作成し、BDMG を通じ中央銀行に提出する。

BDMG は、手続き規定（案）にならって融資申請書を受け取った後、候補者の調書を作成し、銀行サイドの可能性を決定し、申請書を計画作成のため EMATEL/MG に回付する。EMATEL/MG から計画の送付を受け、審査の上契約を承認し、それに通知の上融資手続きを行い、事前の承認のある計画の金額を交付する。また事業の進捗状況、申請の記録、支払い状況等を農業開発会社、

EMATEL/MG 等に提出し、とくに農業開発会社に対しては申請書、契約書の写し等を提供する。

EMATEL/MG は、農業開発会社の指導のもとに、農家の計画を作成し、BDMG に送付し、農家と契約して技術指導を行う。度々事業地を訪問して農家を指導し、監査報告書を BDMG に提出する。業務の進捗状況を農業開発会社、BDMG に報告し、とくに農業開発会社に対しては営農計画、監査報告書の写し等を提供する。これら業務のため、現地に事務所を設け、最低 10 農家に 1 人の割合の技術者を配置する。

ミナス・ジェライス州の農務局は、農業開発会社、BDMG、EMATEL/MG と連携し、必要資金の確保、EMATEL/MG の技師の支援等を行う。

3、農業開発会社の運営計画

(1) 業務計画

事業実施前の枠組みにおいては、農業開発会社は、事業の実施主体として、政府、関係機関の支援のもとに原則として必要な各種の業務を自ら総合的、一元的に実施し開発事業の推進を図ることとされた。しかし、一部の業務については、その後の情勢の変化、特にミナス・ジェライス州の情勢や関係者の意見等により、これを自ら実施することが困難となり、あるいは不可能となった。このため、これら一部の業務については、上述のとおり実施計画の作成の過程で、関係機関として協力して行い、あるいはこれを関係機関に全面的に委ね、不可能となったものは実施を取りやめた。その反面、ミナス・ジェライス州の実情等から事業の実施のためには多くの関連する機関との協力が必要となり、これら機関には新たに協力を要請した。このようにして農業開発会社は、業務の内容を一部変更するとともに、新たに協力、参加する関係機関や関連機関とは必要に応じ協定を締結し、これにより農業開発会社を中心とする機能的、組織的な事業の推進組織を整備した。

先ず技術援助業務は、事業の推進のみならず収益の確保を図る上からも極めて重要な業務であったが、前述のとおり、会社の実情やミナス・ジェライス州の情勢等からこれを EMATEL/MG に全面的に委託せざるを得なくなった。このため関係機関と協力協定を締結し、それらの行う技術協力の基準や責任範囲を明確にした。これにより農業開発会社は、技術援助業務については、受益者（入植農家）の選定、EMATEL/MG の業務の指導を行うとともに、業務実績の報告書を求め、それらを通じて間接的に機能を果たすこととした。また、BDMG に対する融資の勧告も自ら行うことが出来なくなったが、技術援助と同様、EMATEL/MG を通じて間接的に行うこととした。

次に、入植農家の選定やそれに対する市場情報の提供、マーケティングの支

援等の業務は、人材の確保、流通の合理化を図ることで、重要な業務であったが、農業開発会社がこれを独自に総て行うことは困難であり、会社は79年2月の諮問委員会の意見に従い、入植農家の選定は農協の協力を得て行い、流通業務については、これをほとんどすべて農協に委託した。このため、基準に従って参加農協を選択した上、それら農協と協議し、コスエル農協とは80年初めに、コチア産組とは同年半ばに相互の役割分担、業務の範囲等を定めた協力協定を締結した。これによって農協は、選定基準に従い入植農家の80%（コチア産組は65%）までの一時選定を行うこと、入植農家のための役務提供、生産資材の提供、生産物の販売等を行い、必要な施設を事業地に建設、維持すること、必要に応じ農産物の保存、精選、加工等を行い、施設を設けること、その他農業開発会社及び関係機関の技術指導に協力し、必要な入植農家の指導を行うこと等の業務を分担することとした。従って農業開発会社の入植農家の選定、流通業務は、入植農家の最終選定（参加農協の一次選定の残りの一次選定を含む）を行うこと、基幹的インフラストラクチャーの整備の促進、その他全般にわたる調整を行うこと等とした。

研究活動も事業の推進のためには重要で、日本側はこれを重視したが、その性格上、農業開発会社のような民間会社がこれを行うには限界があった。そのため、この業務については農業開発会社は、日本からの専門家の派遣を仰ぐとともに、関係機関の協力を得て行うこととし、EPAMIG、CEPAC、に技術的、資金的協力を要請した。これに対し、これら機関は協力的で、研究活動の重要事項は、農業研究協力の合同委員会に小委員会を設けられ、関係者による協議を行うこととなった。また、農業開発会社、EPAMIG、CEPACの間で研究協力協定の締結を予定し、技術、研究資材、資金の相互協力を進めることとなった。この協定の締結は、EPAMIGの責任者の交代等により遅れたが、後述するように、81年7月締結された。

また、農業生産者の債務にかかる必要な場合の保証については、その後のインフレの昂進によって実施不可能となった。従ってこの業務は行わないこととした。

他方、コーヒーの栽培について、コーヒー院の協力を求めたほか、ミナス・ジェライス州の実情等から事業の円滑な推進のために、その他の関係機関、関連機関の協力を求めた。ミナス・ジェライス州では古くから農牧業の各分野にわたって専門の州政府機関や関連機関があったが、70年代後半以降急速に整備され、「ミナス・ジェライス州農牧業及び農産物供給の運営システム」として組織された。この構成員は既述のBDMG、EMATEL/MG、EPAMIG、州道路局(DER)、電力公社(EMIG)のほか、農業生産資材の供給、受託開墾等を行う農業公社(CAMIG)、倉庫事業を行う倉庫公社(CASEMIG)、農業開発、入

植事業を行う農村財団（RURAL MINAS）、野菜、果実の供給、流通のための供給センター公社、屠殺、冷凍を行う屠殺冷凍公社、森林行政を行う森林局等で、それぞれの分野で組織的な活動を行っていた。

農業開発会社は、事業実施地域が限られた地域であったとはいえ、これら機関の活動を無視することは出来なかった。保守的なミナス・ジェライス州では、政府関係事業の立て看板に多くの協力機関の名が連ねられているように、出来る限り多くのこれら機関の協力を得ることが事業の推進に好ましく、また円滑な推進に必要でもあった。従って農業開発会社はこれら関連機関と常時接触し、場合によっては合意書や協定を結び連携関係を保つことに務めた。

（２）経営計画

農業開発会社は、事業の実施計画の作成と並行して、本社事務所をペロオリゾンテ市 Pca Carloss Chagas 49/11^o ande に置き、経営体制の整備を図った。79年2月の諮問委員会の意見に従い、社長、副社長を除く取締役の業務の分担を、伯側取締役が事業を、日本側取締役が財務を担当することとした。79年6月には、スウェル・アブダラ社長が辞任し、代わってパウロ・アフォンソ前連邦農務省次官が社長に選任され、執行体制が強化された。また同年11月には伯側指名の諮問委員会委員の改選が行われ、ゲラルド・レナルト、ミナス・ジェライス州農務長官、デニス・リベイロ連邦農務大臣主席補佐官、ウリセス・シルバ、イブラーザ総裁の3氏が委員に選任され、委員会が充実された。

また、職員については、同じ委員会の意見により原則的に機動的、能率的に業務を行うことの出来る少数、精鋭とし、業務の進捗に応じて逐次必要人員を採用することとした。80年3月末まで、本社25名（うち基幹的職員は、農業技師6名を含め11名）となった。イライ、パラカツ地区には、区画割や調査のため農業技師を長期出張させた。

財務については、資本金を保有地の取得、栽植企業 CDAC への出資に当てたほか、分譲用土地の取得等に運用した。78、79年度は余裕金の運用により経営収支は黒字であったが、価値修正の結果、若干の赤字であった。

枠組みでは、経営に必要な費用は技術援助手数料、栽植企業からの配当、展示農場収入等で賄うこととしていたが、技術援助業務を EMATEL/MG に委託したので手数料に多くを期待出来なくなり、栽植企業からの配当や展示農場収入も短期に期待することが困難であったため、80年度以降の必要経費を賄う収益源の確保が発足早々緊急の課題となった。これについてロマノ社長は、技術援助業務の在り方について審議した既述の79年11月の諮問委員会において、当面の会社の運営の方針として、土地の取得、分譲による入植事業を業務の中心とし、必要な収益もこの事業の継続的实施により確保することを提案した。

委員会では、日本側委員は、入植事業の重要性は認めるが、これを継続的に実施することは試験的事業としての妥当性や土地融資の可能性等の問題があるとし、難色を示した。協議の結果、技術援助業務の EMATEL/MG への委任の範囲、手数料の配分を再検討するとともに、新たな収益源の確保対策を検討することとなった。

農業開発会社は、委員会の意見に従い、EMATEL/MG と技術援助の委任の範囲等について協議したが、既述のとおり EMATEL/MG の**がつかず、結局 80 年 2 月、関係機関と協定を締結し技術援助業務を全面的に委任し、手数料もほとんどすべて EMATEL/MG が受け取ることとなった。また新たな収益源の確保については、80 年 3 月の諮問委員会において、分譲用土地の分譲により回収した土地代金の運用に関連して、再び前回の案を持ち出し、回収した土地代金を今後の新たな入植事業の実施に備え、分譲用土地の取得に当てたいと提案した。また収益源確保の一環として、保有地 1 万ヘクタールのうち展示農場を除く土地を借地農に賃貸することも併せ提案した。

これに対し日本側は、前回と同様改めて入植事業の継続的实施は不適當であるとし、分譲に備えた分譲用土地の取得を認めなかった。また、日本側は、前回の諮問委員会の意見にも拘らず、農業開発会社が技術援助業務を EMATEL/MG に全面的に委任し、手数料もほとんどすべて EMATEL/MG が受け取るとしたのは、余りにも行き過ぎであるとし、少なくとも手数料については再協議が必要であると主張した。また、技術援助の手数料のみならず、融資の監督に対する手数料、調整業務に対する手数料等新たな収入源の発掘についても関係者と協議するよう強く求めた。伯側も日本側の主張を了解し、関係者と協議を行うことを約した。また委員会の議長であるミナス・ジェライス州農務長官は、技術援助手数料については、所管の EMATEL/MG に対し、適当な額の配分を行うよう適切な措置をとる旨の発言もあった。保有地の一部の賃貸については、日本側は保有地利用の一つとしてこれを認めたが、このほかコーヒーの植付け、ユーカリの植林等をも併せ検討する必要があるとし、これについても検討することとなった。

なお、分譲による土地代金の運用については、日本側は、分譲用土地の取得は認めなかったが、激しいインフレの下で経営の健全性を維持するためには、価値修正の対象となる恒久資産の保全が必要であるとし、伯側も同意し、会社は資本金の可能な範囲内で開発事業と別に有利な条件を備えた恒久資産としての土地を取得することとなった。

このように、必要経費を賄うに足る収入源の確保は、事業の実施に先立ってこれを明確にすることが出来なかった。農業開発会社としては、本来ならば収益の見通しが立たないまま事業の実施に移ることは出来なかったが、事業を急

がなければならぬ事情の中で実施を遅らせることも出来なかった。止む無く会社は関係者の協力のもとに、問題の解決を事業実施の過程で図ることとし、実施に移らざるを得なかった。

この間、日伯農業開発協力株式会社では、79年8月、久宗国際協力事業団副総裁が事業団を退任し、日伯農業開発協力株式会社の社長に専念することとなった。11月には、農業開発会社に対する出資金総額（1,189,639,717円相当クルゼイロ）の払込を完了、12月にはCDAに対する出資金総額（81,342,254円相当クルゼイロ）の払込を完了した。また、79年8月には、農業開発会社の役員補佐として要員1名を派遣した。さらに株主総会、派遣役員を通じて農業開発会社の経営に参加し、随時情報の提供を求め、必要な調査を行って指導、支援に務めた。

また、国際協力事業団は、前述のブラジル中央銀行への資金の貸し付けのほか、伯側との協議、開発地区の選定等のための調査団の派遣、試験農場への専門家の派遣、関係者の研修員の受け入れ等を行い、開発事業の推進を指導、支援した。

なお、BRASAGROでは、79年3月、役員の変更が行われ、BDMGの総裁ルイス・アニバル・フェルナンデスが社長に就任した。BRASAGROも農業開発会社に対する資本金の払込を行ったほか、BDMGの負担により、総務部長及び技師を派遣して支援した。

（3）実施計画の総合的検討

農業開発会社は、以上の開発事業の実施計画、農業開発会社の運営計画に基づき事業の実施に移ることとなったが、実施に先立って、改めて開発計画調査を実施し、実施の可能性を検討し、指針を得るのが適切と考えられ、80年3月の諮問委員会において、これを決定し、両国関係者に要請した結果、両国共同で調査を行うこととなった。日本側では、国際協力事業団からコンサルタントを主体とした調査団が派遣され、伯側関係者と共同して、イライ、コロマンデル、パラカツ地区について、土地利用計画、道路を主とするインフラストラクチャーの整備計画、今後検討の対象となると思われる灌漑についての予備的計画、ブラジルの経済情勢を踏まえた入植農家及び栽植企業の経営計画のほか、農業開発会社の経営計画の検討を行った。調査の結果は概略次のとおりであった。

1) 土地利用計画について

地形は3地区とも平坦又は緩やかな傾斜地で、傾斜5%以下の土地が、イライ地区で76%、コロマンデル地区で59%、パラカツ地区で54%を占め、傾斜10%以上及び排水不良地は、イライ地区で14%、コロマ

ンデール地区で24%、パラカツ地区で26%である。

各地区とも基部は先カンブリア系に属し、イライ地区は先カンブリア系の上に玄武岩が、更にその上に白亜系の地層が分布している。コロマンデール地区は、先カンブリア系の上に白亜系の地層が分布し、パラカツ地区では、先カンブリア系の上部に第3系の地層が分布している。

土壌は、赤色又は黄色のラトリールで、その生成が極めて古く、深層まで風化が進んでおり、一般に粘土質で、土壌断面に明確な層位の境界がない。物理的性格は良好であるが、腐植含量が少なく、酸性も、磷酸固定が強い等化学的性質は芳しくない。しかし、セラード地帯の土壌としては比較的良好で、開発に当たり土壌管理に注意を払えば、作物の栽培は十分可能である。地下水位は5～10メートルと推定され、深層の粘土層に基因して緩やかな斜面に湧水が見られる。

3地区の土地利用は、全体で耕地78.6%、インフラ用地1.4%、保留地20%となっており、妥当な計画と見られる。保留地については、地形、土壌、排水状況等を勘案して適切な選定が望まれる。

2) インフラストラクチャーの整備計画について

道路については、最寄の国道、又は州道との関係、地区内の道路網、開発後の物流見通し等を考慮して、新設又は改修されるべき道路の検討を行った結果、総延長335キロメートル、所用資金約6千万クルゼロと見積もった。これについては農業開発会社が既に関係機関と折衝し、パラカツ地区の150キロメートルを除き、80年にポロセントロ計画の予算で着工されることになっているが、パラカツ地区の150キロメートルを含め、最優先して施行される必要がある。

電力については、各農場へ給電するための既設送電線の一部容量アップ、送電線の延長工事で、総延長205キロメートル、所用資金約5千万クルゼロである。既にミナス・ジェライス電力公社により80、81年に実施されることになっており、計画どおりの実施が望まれる。

3) 灌漑

地区内には大川はなく、ほとんどが流量1 m³/secの小河川で、これら河川について流量を測定した結果、灌漑可能面積は、イライ地区で約1,000ヘクタール、パラカツ地区で約3,000ヘクタールである。しかし、地形の関係で流下方式による導水が不可能で、全てポンプ揚水による必要がある。方法としては、各農家単位で施設を設ける方法と、団地構成を考え大面積をまとめて灌漑する方法の2案を検討したが、小規模案が総合的に優れている。何れにせよ灌漑施設のコストが割高となるので、初めから組織的な灌漑計画を組み入れることは慎重を要する。今後の研究の成果、

入植者の意向、生産の進捗等をみながら検討することが望ましい。

4) 農業生産者の経営

入植農家については、イライ、パラカツ地区の入植基本計画に基づき、栽植企業については CDAC の基本計画に基づき、経営のモデルを作成し、最新のデータを用いて経営計画の検討を行った。その結果、入植農家については、自己資金60,000クルゼイロ程度を用意し、所用資金を特別プログラム融資による場合には、資金繰りに問題はなく、損益では4年目から黒字となり、6年後には累積赤字が解消し、以後健全な経営が期待される。栽植企業については、所用資金が特別プログラムの限度を超えるので、開発当初に自己資金の調達が必要であり、開発後数年間は期中のつなぎ資金が必要であるが、これを遂行することにより5年目から黒字となり、6年目には累積赤字が解消し、年15%程度の配当が可能となる。

5) 農業開発会社の経営

検討の時期が80年3～4月であったため、当時の状況に基づき、農業開発会社は、資本金のほか、技術援助及び融資監督手数料（EMATEL/MGの受け取る手数料の10%、融資時の融資額及び毎年の融資残高の1%）、展示農場の収益、展示農場を除く保有地の賃貸、栽植企業からの配当、試験場の生産物販売代金によって運営されるものとして資金計画、損益予想を試みた。その結果、この程度の手数料や試験場の生産物の販売代金のみでは一般管理費を賄うことは不可能で、展示農場の収益や貸し農場からの収入を合わせても一般市中銀行からの借り入れが必要となり、資金繰りは非常に苦しい。5年目以降利益は得られるものの、配当は7年目以降となる。これに対し、展示農場の整備費、生産費、貸し農場の造成経費を特別プログラム又はこれと同一の条件の融資によって調達できる場合には、初めから余裕のある運営が可能で、配当も3～4年目以降可能となる。従って特別プログラム資金に余裕がある限り、これら事業に対し、適用することが望まれる。

農業開発会社は、この報告を当初の計画調査を補完するものとして、事業の実施に役立てることとした。

第2節 開発事業の実施と農業開発会社の運営

1、開発事業の実施

(1) 入植事業の実施

1) 実施作業の内容と手順

開発事業は80年半ば頃より、開発計画に基づいて本格的な実施の段階に入った。この頃、ブラジル経済は、フィゲレート政権の積極政策もあってインフレは騰勢を強め、79年のインフレ率は77%に達し、経常収支赤字も拡大した。同年末には為替レートの30%の切り下げ、年間価値修正率の事前設定等を中心とした一連の政策変更を行い、農業については、為替レートの切り下げに見合った輸出税の創設、インフレを加味した貸付金利の引上げ等を行った。しかし切り下げは却ってインフレを加速化し、80年のインフレ率は100%を超え、累積債務も500億ドルを超えるに至った。このため成長政策の追求は最早困難となり、同年末には一転して引き締め政策に転換し、財政、金融の引き締め、輸入規制の強化等を打ち出した。引き締め政策は農業にも及び、農業融資の自己資金比率や金利を中、大農を中心に上げた。このため81年は深刻な不況とインフレの昂進に見舞われ、不況対策が緊急に必要となり、カラジャス総合開発計画の検討などが進められた。農業はフィゲレード政権の農業優先政策により、80年、81年と豊作を記録し、穀類の生産は5千万トンに達したが、米、とうもろこし等の国内向け農産物は減少或いは停滞し、増大する需要を賄うに至らず、インフレの大きな要因となった。このため食糧の増産、特に輸入に多くを依存する小麦の増産が緊急の課題となり、農業開発の必要性が一段と高まり、政府は農業融資の優先配分などとともに6月には灌漑可能低地帯開発（PROVARZEA）を発足させ、またセラード地帯の小麦の生産の検討などを進めた。このような情勢の中で、協力事業はその重要性が高まり、国の重要プロジェクトとして重視され、農業開発会社は、早期完遂のため実施を急いだ。

開発事業は、イライ地区、パラカツ地区及びコロマンデール地区の3つの入植事業、パラカツ地区の2つの栽植企業、パラカツ地区及びコロマンデール地区の農業開発会社の試験場及び展示農場の7つのプロジェクト（サブプロジェクト）によって構成し、コロマンデール地区の入植事業を除く6つのプロジェクトは80年9月頃までに、コロマンデール地区入植事業は81年半ば頃より相次いで実施作業に移った。

これらプロジェクトのうち、入植事業プロジェクトは、入植農家による生産団地を建設する事業で、事業の実施に当たっては、入植農家の技術が未熟で、資金も乏しく、かつ多数にのぼることから、入植の支援をはじめ、

資金的、技術的支援、生産、流通にわたる合理化、定住地としての入植地の整備等広汎な分野にわたる作業が必要であった。これら作業の内容と手順はおおよそ次のとおりであった。

○入植農家の入植の支援

農業開発会社は、入植基本計画に即し現地でのロットングを行い、基本計画の段階で選定した入植農家のロットの割り当て（抽選による）を行う。

これと前後してBDMGは手続き規定に従って融資に備え、予め入植農家の農業経験、財産状況等を調査し、台帳を作成し、銀行サイドの融資の可能性を決定する。この決定をまって農業開発会社は入植祭を開催し、農家に土地使用許可証（仮地権）を交付して、農家の土地取得前に入植を可能にする。これにより農家は入植し、生産活動を開始する。農協は入植者の移動を援助する等支援を行う。

○土地融資と農業開発会社の土地分譲

農業開発会社は、入植農家のロットの概況、必要資金と融資の必要総額を推計して融資の予備申請書を作成し、入植農家をBDMGに差し向け、これを提出する。土地に対する融資は、土地が融資の担保となること等のため、他の融資と切り離し、それに先立って行う。このため農業開発会社は、ロットの実情に応じ地価を決定し、農家に代わって必要な資料を整備し、BDMGに土地融資を申請する。BDMGはそれを審査の上問題がなければ承認する。これを受けて農業開発会社は土地移転登記を行い、これによってBDMGは農家と融資契約を締結する。この契約に基づき農業開発会社は、融資金の直接払い出しを受け、農家に土地を分譲し、農家は土地を取得する。なお、農業開発会社は、この間、現地ロットング、その後の事業の指導、調整のため現地に事務所を設け、農業技師を派遣し体制を整備する。

○投資及び営農費融資と技術援助

投資及び営農費に対する融資は、原則として2農年度の事業に対して行い、特別プログラムに従って技術援助と一体的に行う。投資に対する融資は、担保提供の負担の軽減をはかるため通常これを数回に分けて行い、営農費に対する融資はこれを農年度ごとに行う。1回目の投資に対する融資は、EMATEL/MGが手続き規定に従って農家の融資申請書の作成を支援し、申請は農家が行う。申請を受けてBDMGは審査の上営農計画作成のためこれをEMATEL/MGに回付する。EMATEL/MGはロットの詳細調査の上営農計画作成する。営農計画は、農家毎の土地利用計画、作付け計画、固定資本（伐開、開墾、土壌改良等）投資計画、半固定資本（機械、施設の整備等）投資計画、永年作物の成園費、収支計画、貸し出

し計画、資金繰り等である。BDMGはこれを審査し、適当であれば契約を承認する。農家は土地移転登記の終了をまって担保手続きを行い、これによってBDMGは農家と融資契約を締結し、EMATEL/MGに通知して融資手続きを行い、EMATEL/MGが事前に承認した金額の払い出しを行う。2回目以降の投資及び営農費に対する融資も原則的にこれと同じ方式で行い、申請—営農計画作成—承認—担保手続き—契約締結—払い出しの方法をとる。払い出しは一般農業制度金融と同様、生産資材については、直接業者に対して行う。BDMGは手続き規定に従って、融資のほか、実行後の監督を行い、農業開発会社、EMATEL/MGに対し事業進捗状況、申請の記録、払い出し状況等の資料を提供し、特に農業開発会社に対しては、このほか申請書、契約書の写しを提供する。EMATEL/MGは営農計画の作成のほか、農家と契約して技術指導を行い、度々事業地を訪問して農家を指導し、監査報告書をBDMGに提出する。また、業務の進捗状況を農業開発会社、BDMG、州政府農務局に提出し、農業開発会社に対しては、この他営農計画、監査報告書の写しを提供する。これら業務のため、現地に事務所を設け、最低10農家当たり1人の割合の農業技師を配置する。この間農業開発会社は、BDMG、EMATEL/MGより提供された情報、資料を通じて事業の進捗状況のほか、融資、技術援助の状況をフォローし、その適正な実施のため必要に応じEMATEL/MGを指導する。

○入植農家の生産活動

入植農家は、必要資金の融資と技術援助の支援を受け、若干の自己資金を加え、EMATEL/MGの作成した営農計画に基づき、取得した土地において伐開、開墾、土壌改良等の固定資本投資、機械、施設等の半固定投資を行い、これを基礎として、大豆、とうもろこし等の穀類を基幹作物とし、コーヒー等の永年作物を合理的に組み合わせて植え付け、栽植、**等の生産活動を行う。これらの活動には参加農協が協力し、伐開、開墾、土壌改良の一括実施、機械、資材の斡旋、共同購入、営農指導、生産物の販売、処理等、生産、流通の組織化、合理化を図る。また、これにはコーヒー院がコーヒー栽培の適地の調査、技術指導に、森林院が伐開の指導、監督に、CAMIGが農協の行う伐開、開墾等の一括実施に、CASEMIGが生産物の貯蔵に協力する等多くの関連機関が農業開発会社との協定等に基づき協力する。

○参加農協の施設の整備と入植地の定住地としての整備

参加農協は、入植農家を組合員として組織し、BDMGからの融資と自己資金により、入植農家の支援のため必要な修理工場、倉庫、サイロ、種

子精選施設等の生産共同利用施設を入植地に建設するほか、深井戸、水道、集会所等の生活共同利用施設を建設し、入植地の定住地としての整備を図る。これには地方公共団体等が学校、滑走路等の公共施設を建設し協力する。

○基幹的インフラストラクチャーの整備

入植事業と並行して、ミナス・ジェライス州道路局、電力公社が、その負担において道路、電化幹線等基本施設を建設する。農業開発会社は常時これら機関と接触し、情報を交換し、その促進を図る。

2) イライ地区入植事業の実施

イライ地区では、土地の取得や入植農家の選定が早く終わったため7つのプロジェクトのうち最も早く入植事業の実施に移り、79年12月、農業開発会社は入植地基本計画に基づきロッテ割を行い、同月末にはロッテの抽選会を開催しロッテの割り当てを行った。BDMGは入植農家の財産状況等の調査を行い、その結果をまっ、農業開発会社は80年3月の諮問委員会と同時期に入植祭を開催し、適格者にロッテの使用許可証（仮地権）を交付した。この入植祭には諮問委員会に出席した日伯農業開発協力株式会社の水上会長、久宗社長が伯側関係者とともに出席した。

入植者の主体は、南部リオ・グランデ・ド・スール州のエンカンタード郡出身のドイツ、イタリー系の農家で、一般に10数ヘクタールの所有地で親子2代が生活し、農業経験と能力をもちながら土地や資本の制約から一時離農又は離村を企てた者もあった程の小農であった。それだけに入植の機会を得たことは彼らに大きな希望を与え、南部リオ・グランデ・ド・スール州から家財道具や農機具をトラックに積み込み、ある程度の資金を用意して入植し、仮小屋に住んで農場建設に取り組んだ。

入植農家の入植と並行して、農業開発会社はEMATEL/MGと合同でイライ市に事務所を設け、土地の分譲、地区事業の調整等の業務を開始し、5月までにロッテの詳細調査を行い、価格を決定し、入植農家に代わってBDMGに土地取得資金の融資の申請を行った。EMATEL/MGも、営農計画の作成の業務を始め、10数戸の農家の営農計画を作成し、農家は第1回の投資資金の融資を申請した。またコスエル農協も支援に乗り出し、伐開、開墾、土壌改良の一括実施をCAMIGと契約して開始した。こうして5月末までに入植農家の入植戸数は26戸のうち20戸となり、またCAMIGの伐開は初年度計画3,000ヘクタールの約1割となった。しかし伐開の進展とともに、農家の自己資金の資金繰りは次第に窮屈となり、止む無く伐開代金はコスエル農協が立て替えた。

このように融資の早期実施が望まれる中で、後に述べるように、5月末中央銀行とBDMGとの間で特別プログラムの解釈をめぐる意見の対立によりBDMGの融資業務が停滞した。停滞は1ヶ月余も続き、6月末に至り問題はなお十分解決しないまま、漸く中央銀行の指示により融資業務が再開された。BDMGは入植農家の土地取得資金の融資契約を承認し、投資のための融資申請も審査を始めた。農業開発会社は、土地移転登記を開始し、EMATEL/MGは残りの農家の第1回の投資のための融資にかかる計画を作成し、農家は融資の申請を行った。

入植農家は、7月初めまでに25戸が入植し、その半数は家族を呼び寄せロッテ内で生活を始めた。CAMIGによる伐開面積は初年度の計画3,000ヘクタールを上回り、その半ばが耕起、石灰撒布を終わり、また、エステル農協の斡旋によるトラクターは25台となった。これらに対する代金の支払いは、農業開発会社の指導により、支払期限が来ても融資が実行されるまで、月数%の金利を農家が負担して業者が待つこととした。また、エステル農協は組合のポスト29としてイライ近郊に土地を取得し、事務所を設け、職員を配置し、支援活動を充実し、第1段階としてトラック計量機、倉庫、種子精選用サイロ等の建設を始めた。また飛行場の建設も始まった。

このように入植事業は進展したが、融資は土地移転登記の遅れもあって、さらに遅れ、8月初めに漸く土地取得のための融資契約の締結が終わり、農業開発会社は直接払込を受けて土地を分譲した。これに引き続き投資のための第1回融資も契約の締結を終わり実行された。その後融資は順調に進み、開発事業は軌道に乗り、伐開、土壌改良、機械、施設の整備、家屋の建設等が急テンポで進捗した。10月頃には第2回の投資及び営農資金の融資契約の締結が終わり実行された。

このようにして80年中に、伐開面積は約5,000ヘクタール、うち3,000ヘクタールには耕起、石灰撒布が終わり、購入機械類はトラクター52台、コンバイン25台、機具400台に達し、家屋及び倉庫もそれぞれ24棟の建設を完了した。入植農家は、EMATEL/MGの指導の下に大豆、裏作小麦の約3,900ヘクタールの80/81年度の作付けを行った。この間コスエル農協は、機械、資材の購入や営農指導等幅広い活動を行うとともに、第1段階の施設の整備を終わった。また、隣町のモンテカルメロのCASEMIGの倉庫に6,000トンの穀類を貯蔵できるスペースを予約した。これら事業のため80年中に受けた融資は、需要見込み額に対し約70%であった。

第2年目の81年においては、入植農家26戸がすべて入植し、整地済

み面積は7,000ヘクタールに達したほか、機械、施設等の整備もほとんど完了した。入植農家は、大豆、裏作小麦、コーヒー等の約9000ヘクタールの81/82年度の作付けを行った。コスエル農協は、職員を増加し、技術援助、購買部、種子工場の3部門の組織のもとに、技術営農指導、資機材の供給、農産物の販売、生活用品の供給等を行い、第2期工事としてサイロ、穀物乾燥施設等の建設を進めた。これら事業のため第3回目の投資及び営農費の融資を受け、81年末の融資総額は需要見込み額の90%に達した。

第3年目の82年においては、9月までに幹線から各農家までの引込み線の電化工事等の補完事業を実施した。コスエル農協は、農業技師を含む34名の従業員により農家の指導支援のほか、第2期工事の補完事業を実施した。インフラストラクチャーの整備については、道路は8月より、電化は10月より実施に移り、道路約50キロメートル、電化幹線約30キロメートルの工事が完了した。これにより、イライ地区入植事業はすべて完成し、総投資額は、インフラストラクチャーの整備を除き、8.4億クルゼーロ（約23億円）、うち融資が7.9億クルゼーロ（約21億円）で、残りは入植農家と農協の自己資金で賄った。

3) パラカツ地区入植事業の実施

パラカツ地区においては、農業開発会社は79年12月までに土地取得と入植基本計画の作成を終わり、80年初めから現地での区画割を始め、5月初めまでにこれを終了した。この間、入植農家の選定は、コチア産組がもとの南伯農協割り当て分をも併せ行うこととなり、また募集を基幹的インフラストラクチャーの建設が本決まりとなってから行うこととしたため、作業が遅れたが、4月末大統領により80年度ポロセントロ計画の事業が承認されたのを受けて、5月初めから一次選定を開始した。これに対応して農業開発会社及びEMATEL/MGは事務所を設け、ロッテ割の基礎調査等を開始した。

コチア産組の入植農家の一次選定は5月末までに終わり、農業開発会社の最終選定及び会社の選定農家の選考も7月初めにほぼ終了し、農業開発会社は同月末抽選会を開催してロッテの割り当てを行った。入植農家の決定とともにBDMGは農家の台帳作成を始めた。また、コチア産組は、ロッテの割り当てが終わるとともに農家に代わって伐開に着手した。伐開作業はCAMIGのほか民間業者2名と契約し、初年度農家1戸当たり100ヘクタールの整地を目指し、約6,000ヘクタールを予定した。これの代金支払いはコスエル方式をとり、融資が実行されるまで業者が支払いを猶予する方法をとった。

次いで農業開発会社は、BDMGの台帳作成の進展をまって、9月初め入植祭を開催し、約30戸の農家に土地使用許可証を交付した。この入植祭には、関係者約110名が出席した。なお残りの土地使用許可証は9月末までに交付し、入植農家の入植が始まった。入植農家の主体は、パラナ州、サンパウロ州等の日系農家で、多くは小農農家やその二、三男でイライ地区と同様希望に胸を膨らませ所有農機具や自己資金を用意して入植した。入植者は一般に教育程度や生活水準がイライ地区の場合よりやや高いこともあって、多くはパラカツ市に居住し、必要労働力を補充して農場建設に取り組んだ。

入植農家の入植と並行して農業開発会社は、イライ地区と同様、土地取得資金の融資を農家に代わって申請し、EMATEL/MGは、投資資金の融資のための営農計画を作成し、第1回目の融資を申請した。またこれに引き続き小麦の作付けのための営農資金の融資を申請した。

入植農家は80年中にほとんど(44名)が入植し、コチア産組の責任のもとに予定の伐開、土壌改良を終え、81年1~2月に15ロッテにおいて約700ヘクタールの小麦の80/81年度の作付けを行った。また、コチア産組の斡旋によりトラクター86台、トラック20台、その他農機具225台を整備した。BDMGによる融資は順調に進み、80年中に土地融資はほとんど契約の実行を終わり、これをうけて投資に対する融資も実行を終わった。融資額は需要見込み額の約40%であった。

第2年目の81年においては、EMATEL/MGは第2回目の投資のための営農計画を作成し、入植農家はこれを申請した。入植農家の入植は9月頃まで48戸となり、伐開はCAMIG等により引き続き進展し、9月頃までにはほぼ完了、面積は約19,000ヘクタール、うち整地約16,000ヘクタールに達した。機械施設の整備もトラクター98台、コンバイン48台、農業機械670台に達し、家屋も48棟すべて完成した。入植農家は計画に基づいて大豆、裏作小麦、陸稲、コーヒー、緑肥作物の約11,000ヘクタールの81/82年度の作付けを行った。

コチア産組は、中央会の支部として、パラカツ市に事務所、倉庫を設け、入植農家全員を組合員として営農指導、資材の供給に当たるとともに、市街地区に16ヘクタールの土地を購入し、第1期工事として事務所、機械修理工場、倉庫、給油所、深井戸、貯水池、宿舍等を建設するとともに、第2期工事として穀物サイロ、種子精選施設の建設に着手した。これら事業のための第2回目の投資及び営農費の融資は需要見込み額の95%に達した。

第3年目の82年においては、イライ地区と同様電化工事の補完事業等

を実施した。コチア産組は、54名の作業員により、技術援助、資材、穀物、農機具修理工場の4部門の組織を整備し、事業を行うとともに、第2期工事とその補完工事を終わった。土地の仮契約中であったパラカツ地区の2戸は、法的手続きが間に合わないため事業の実施を諦めた。インフラストラクチャーの整備は、イライ地区と同時期に着工し、道路140キロメートル、電化幹線100キロメートルの建設を終了した。また開発中心地（NEUCLEO）においては、農業開発会社が試験場を設置したほか、コチア産組が施設用地を提供し、農機具代理店が用地を取得した。住宅用地については、入植農家に地権を交付したが、農家はそれぞれのロッテに家屋を建設したため、中心地での建設は将来に備えることとした。以上により、パラカツ地区の入植事業は、2戸を除きすべて終了し、インフラストラクチャーの建設を除く総投資額は、約19億クルゼイロ（約41億円）、うち融資から約17.8億クルゼイロ（約38億円）で、残りを入植農家及びコチア産組の自己資金で賄った。

4) コロマンデール地区入植事業の実施

この事業は、後に述べる中間評価の結果に基づき、農業開発会社の経営維持を主目的とし、会社のコロマンデール保有地のうち展示農場を除く約6,500ヘクタールを入植農家に分譲し、農家が特別プログラムの融資と農業開発会社の技術援助を受けて開発したもので、81年6月事業を開始した。

入植農家については、パラカツ地区入植事業に参加を断念した南伯農協がいち早く情報をキャッチし、組合員の中に入植希望者が多いことから、全区画に入植を希望したが、既に他に多くの希望者があり、また南伯農協のみに割り当てることは不可能であったため、参加を断念した。これとは別に、入植農家については日本側は協力事業が両国の共同事業であり、特にコロマンデール地区入植事業は農業開発会社の経営維持を主目的とし、関係者の関心も高く、諮問委員会においても承認の条件として従来の基準に基づく慎重な選定が求められた経緯もあり、少なくとも半数程度は日系農家を選定するよう求めた。これに対し伯側は、協力事業の当面の最大の問題は、後に述べる野党及びカトリック教会のプロジェクト批判であり、とくにコロマンデールは批判の中心地で、既に地元地方紙を通じ、あるいは司教の街頭演説により、反対運動が行われており、事業の実施については注意が必要である。日系人はその容貌から一目で分かり、ミナス・ジェライス州のような日系人の少ない所では目立ちやすく、反対運動に利用される恐れが多分にあり、従って入植農家は政策的にその地域の希望者を優先し、日系人の参加はこの際見合わせたい。日系人を含めない場合でも、

日系人の比率は全体で約30%となり、従来から関係者に説明してきたところと変わるところはないとした。日本側関係者の中には、カトリック教会等の批判は日本側が問題を起こしたのではなく、教会と政府の対立、抗争によるものであり、そのために日本側が肩身の狭い思いをせざるをえないことに不満をもつものも少なくなかった。6月初めに至り、事業の実施を急ぐ必要があることから、日本側も止むを得ないものとして、伯側の考え方を了承し、日本側の事情をも十分考慮し、実施に適正を期するよう要請した。

また、技術援助については、諮問委員会において日本側の要請により、方針として農業開発会社が自ら実施することとしていた。EMATEL/MGはこれに強い不満を示したが、協議の結果、方針通り実施することとなった。

開発事業は、他の入植事業に比し驚異的なスピードで進捗した。これは農業開発会社が他の入植事業を通じてノウハウを蓄積し、体制を整備したことや、協力事業に対する評価や農業開発会社及び特別プログラム融資に対する信用が定着し、業者が融資の実行に先立ち資材を提供する等積極的に協力するようになったためであった。

農業開発会社は、中間評価に先立ち区画割を完了しており、その面積規模は、最大378ヘクタール、最小302ヘクタール、平均335ヘクタールであった。農業開発会社は6月末入植農家の選定を終わった。入植農家は18戸のうち15戸までがミナス・ジェライス州出身者で占めた。平均年齢は38歳で他の入植地よりやや高く、7割までが既婚者であった。教育程度は小学校及び高校卒業者が7割を占め、大学卒業者は30%であった。小規模農家の経営主など農業経験者が半数を占め、残りが他産業等の従事者で、農業技師、大規模農場の管理人も含まれた。なお、コロマンデル入植地を含め、入植地全体に占める日系人、ミナス・ジェライス州出身者及び他州出身者の割合は、予想通りそれぞれ30%となった。

入植農家の選定に引き続き、農業開発会社は他の入植事業と同様、入植を支援し、入植農家は7月初旬より入植を始め8月中旬までに全戸入植した。農業開発会社は、技術援助のためコロマンデル市に事務所を設け、農業技師2名を配し、本社の技師が統括する体制を整え、農家別の営農計画の作成等業務を進め、BDMGの融資も順調に実行された。

この事業においては、入植農家数が農協の設立要件（20戸）を満たさないため農業開発会社は、組合精神の醸成に務め、目的別に委員会を設け、伐開の一括実施、機械、資材の一括購入、値引き等を行った。この委員会は後に任意組合に発展、農協に代わる自主的組織として各種の支援活動を

行うようになった。伐開、土壌改良は、CAMIG及び民間業者が実施し、9月初めまでに終了、機械類の代金の2～4ヶ月後払いで購入、住宅、倉庫等の建設も11月頃までに完了した。このようにして81/82年度には、大豆、裏作小麦、コーヒーの約3,000ヘクタールの作付けを行った。

以上によりコロマンデル地区入植事業はすべて終了し、インフラストラクチャーの整備を除く総投資額は約8億クルゼイロ（約14億円）、うち融資が約7億クルゼイロ（約13億円）で、残りを農家の自己資金で賄った。

(2) 栽植企業の事業の実施

1) CDACの事業の実施

CDACは設立とともに、会社設立の基本計画のもとに営農計画の作成に着手し、融資の申請を急ぐ一方、80/81年度の作付けを目指して職員を確保し、開発事業に着手した。営農計画は当初日系コロニア系のコンサルタントが試案を作成し、80年2月の経営審議会で検討したが、自己資金の不足等問題が多く、このため農業開発会社が関係者とともに改めて検討し計画を作成することとした。農業開発会社は作業を急ぎ、作成した計画を3月の経営審議会で検討した結果、とりあえず第1年次の投資に必要な第1回目の融資の申請をBDMGに提出するとともに、自己資金の不足に対応して計画を再度見直し、機械、施設等の投資の圧縮、経費削減を図るほか、新規株主の募集による増資の検討を行うこととした。CDACは、設立時資本金の大部分を土地の取得に当て、当初から自己資金が極度に不足していた。その上2カ年の免税期間で事業を実施するためには、特別プログラムの融資による投資を集中的に行わざるを得ず、それには25%の自己資金の負担が必要となるため、その不足は一層深刻であった。CDACはセラドンの占める割合が高く、伐開による木炭収入があり、また生産物の販売による収入も見込まれたが、これにより2年間で資本を蓄積することは困難で、結局は増資を検討せざるをえなかった。

一方、開発事業は、80年2月までに職員10数名を確保し、ブルドーザーにより独自に約450ヘクタールを伐開、木炭業者5社と請負契約を締結して木炭の生産を開始した。また、日系コロニアグループの牛500頭を飼育し、コチア産組、三井肥料等と共同して小麦の栽培試験を行ったほか、車両等を整備した。その後5月までに地元雇用を中心に職員を40数名に増員し、伐開を請負業者に委託して約1,000ヘクタールの伐開を行ったほか、コーヒー苗の造成、職員宿舍の建設、機械の整備等を進めた。

BDMGは、CDACからの融資申請を受け、5月初めには審査を終了、月末には融資を実行する予定であったが、イライ地区入植事業と同様、5月末に融資業務が停滞し実行が遅れた。このためCDACの資金不足は深刻となり、既に4月末農業開発会社から当座の資金の融資を受けていたが、さらにミナス・ジェライス州立銀行から繋ぎ資金を借り入れた。6月末に至りBDMGは漸く融資契約を承認したが、契約の締結には役員の保証のほか、融資に必要な自己資金に見合う増資を求める等慎重であった。BDMGが契約締結に慎重であったのは、CDACの事業がBDMGの融資プロジェクト中最大規模のものであったことのほか、BDMGが特別プロジェクト融資の独占的代行機関であったこと等のためであった。

CDACは前記のとおり既に3月以降増資を検討してきたが、ミナス・ジェライス州立銀行の参加が得られる見通しとなったこと等から7月初めBDMGの要求に従って増資を行うこととした。7月中旬の経営者会議において、日伯農業開発協力株式会社を除く株主および新規参加株主により増資を行い、増資額のうち払込は当面必要な額とし、残額は授權資本として81年3月末までに払込を行う方針を決め、株主総会で正式に決定することとした。この決定を受けてBDMGは、契約の締結に応じ承認額の約半額の融資を実行した。

一方、開発事業は引き続き進展し、7月までに伐開面積は約2,600ヘクタールとなり、うち耕起、石灰撒布面積はその半ばに達した。このほか、コーヒー苗10万本の育成、農場内道路の建設、トラクター等機械の購入、滑走路の造成のほか、倉庫、修理工場、住宅等の建設に着手した。これら事業に必要な経費は繋ぎ資金の借りに依存せざるを得ず、7月までに南銀、ミナス・ジェライス州立銀行等から借り入れた金額は相当の額に達し、その支払い金利のみでもかなりの負担になるものであった。

この間、日本側は事態を重視し、日伯農業開発協力株式会社は中央銀行に融資の促進を要請し、国際協力事業団は調査団を派遣し、関係者と協議を行う等問題の解決に努めた。CDACの臨時総会は8月中旬に開催し、日伯農業開発協力株式会社の承認のもとに増資を決定し、手続きの終了とともに融資は順調に実行された。

事業は立ち上がり期の困難により大きな影響を受けたが、概ね計画に沿って進展し、80年においては、約2,600ヘクタールの伐開、土壌改良、整地を終了。炭焼き業者による木炭の生産は25家族、230の窯を設けて行った。また貯水池、深抜井戸、道路、滑走路、機械修理工場、倉庫、住宅14棟等の建設のほか、トラクター16台、収穫機3台を整備した。会社は、大豆、小麦、陸稲、コーヒー等約1,800ヘクタールの9

0/9 1年度の作付けのほか、緑肥作物を栽培した。また牛約600頭を取得した。これら事業のため特別プログラムからの融資は需要見込み額の45%であった。なお、先に授権資本とした資本金の払込は、12月末伯側株主の追加出資、南銀グループの新規出資によって行うこととした。

81年1月末、セラード農産出資会社は、CDACの事業の進捗状況に関係者に披瀝するための視察旅行を実施した。出席者はサンパウロのセラード農産出資会社の主要株主のほか、日系進出企業代表者、連邦、州政府、地元パラカツ市関係者等約160名に上り、セラード開発の立案者パウリネリ元農務大臣も駆けつけた。出席者は、不毛と言われたセラードの見事な緑の耕地に変貌した光景に驚嘆するとともに、短期間によくここまで計画を進めた役職員の努力を評価した。また取材した日系各紙は、壮大なセラード開発と日伯協力事業の内容を紹介し、その意義を強調するとともに、日系コロニアが事業の担い手の一員として大きな役割を果たしていることを報じ、一般の関心を集めた。

3月、農業開発会社は、第2年次の営農計画を作成、CDACはBDMGに2回目の投資及び営農費の融資を申請し、次いで同月末の株主総会において、融資に必要な自己資本を調達するため不足額に見合う額の増資を決定した。この額は、80/81年度の生産や機械類の購入の際の値引き等によって可能な限り自己資金を調達することを前提とし、それによってもなお不足が見込まれる額とした。ところが、融資の申請がBDMGの審査を終え、契約の時点となった6月初めに至り、CDACは80/81年度の実産がベラニコの被害により、見込みどおりの収穫が得られなかったことや、激しいインフレにより機械類等の値上がりが著しく、見込みどおりの自己資金の調達が出来なくなったことを理由に、必要な増資額の増額を発起人株主によって引き受けて欲しいと要請した。

このCDACの要請は関係者に大きなショックを与え、コロニア（セラード農産出資会社）からも高インフレ、不景気の影響で新規株主の参加は期待出来なくなっており、増資に応ずることは出来ないとし、計画の見直し、規模縮小を提案し、他の関係者も一致してこれに同意し、計画の改定を行うこととなった。農業開発会社はCDACとともに急いで計画を改定した。

改定計画においては、投資規模を縮小するとともに経営を多角化し、併せて合理化を徹底することとした。投資規模の縮小については、予定の3,000ヘクタールの伐開を約2,000ヘクタールとして当分土壌改良のみを行って緑肥作物を植え付けることとし、機械類の購入費を約50%削減し、施設については約90%削減して学校、畜産施設のみとし、畜産、

コーヒーへの投資を約50%削減することとした。経営の多角化については、降雨分布の不安定に伴うリスクを最小限にするため、生産安定時の収入源を穀物のほか、コーヒー、畜産、野菜生産に分散することとし、畜産については牛の飼養のほか養鶏、養豚を導入し現金収入の確保と有機質肥料の生産を目指し、野菜生産については、完遂可能な土地を利用して乾期の甘藷、かぼちゃ、グリーンピース等の灌水栽培を行い、資金繰りや労働力の配分の改善を図ることとした。また経営の合理化については、パラカツ事務所を閉鎖し、事務を農場本部で行うこととし、高木技術担当取締役も農場へ転居し、支配人を解雇し、職員、人夫を削減し、作業請負、臨時雇に切り替え給与の引き下げのほか農場労働者向け食糧の自給体制を確立することとした。

これによって、総投資額は予定の約半額となり、必要自己資金も大幅に減少することとなった。これに伴って、CDACは7月初めの総会において、伯側株主により融資に必要な自己資金の不足に見合う第2回目の増資払込を決定した。これにより融資の実行も順調に進んだ。

事業は縮小計画に即し急速に進捗し、81年中に約2,000ヘクタールの伐開、土壌改良、約700ヘクタールの人工牧野の整備を行い、機械の整備もほぼ完了し、施設の整備も滑走路、事務所、一部の畜産施設を除き完成した。会社は計画に基づき、大豆、小麦、とうもろこし、陸稲、野菜のほか、コーヒーの約3,400ヘクタールの81/82年度の作付けを行い、緑肥作物900ヘクタールを栽培し、牛の頭数も680頭となった。81年度末までに融資された金額は、需要見込み額の90%にのぼった。なお年末の総会においてセラード農産出資会社及び日系銀行3行によって第3回目の増資を行った。

82年度においては、コーヒー100ヘクタールを新規に植え付け、9月までに乾燥機つき2,400トンサイロを建設した。その他滑走路、家屋等の残工事を終了した。これによりCDACの事業を全て完成し、総投資額は土地を含め5億5千万クルゼイロ（約13億円）。うち融資額は3億8千万クルゼイロ（約6億円）で、残りを自己資金で賄った。

2) C・FOGOの事業

C・FOGOは、80年9月会社設立後、農業開発会社が基本計画に基づき営農計画の作成を進め、11月作業の終了とともに第1回目の投資及び営農費の融資を申請した。計画では80/81年度に約3,000ヘクタールの伐開と土壌改良及び既耕地の土壌整備を行い最初の作付けを行うこととした。事業は計画に従って急速に進捗し、融資も順調に進み80/81年度中に予定の伐開、土壌整備を終了し、トラクター10台、収穫機1台、

その他農機具90台等の整備のほか、深井戸、貯水タンク、倉庫等の施設を建設した。会社はフェジョン、陸稲の約240ヘクタールの80/81年度の作付けを行ったほか、70ヘクタールの緑肥作物を栽培した。また、人工草地500ヘクタールを造成し、牛80頭を購入した。特別プログラムによる融資は、需要見込み額の約60%であった。

C・FOGOはCDACと異なり、設立時にかなりの自己資金を持ち、第1回の投資及び営農費の融資申請に当たって増資の必要はなかったが、81/82年度の第2回目の投資及び営農費の申請については、前年度の生産物の収入等により自己資金の確保に努めたが、必要な額に達しなかったため、81年10月株主による増資を行った。農業開発会社も資金繰りは楽ではなかったが、経営の合理化等により必要資金を捻出し増資に応じた。

事業は引き続き進捗し、81/82年度には機械の整備を終わり、住宅、事務所、倉庫、修理場、滑走路等の整備のほか、ピポットセントラ1基を整備した。会社は、大豆、とうもろこし、陸稲、ファジョンの2,300ヘクタールの81/82年度の作付けを行い、250ヘクタールの緑肥作物を栽培した。また人工草地400ヘクタールを造成し、牛の頭数は既存のものを含め2,200頭となった。

これによりC・FOGOの事業はすべて終わり、総投資額は、土地を含め、約4億クルゼイロ（約7億円）、うち融資額は約2億5千万クルゼイロ（約3億円）で、残りを自己資金で賄った。

(3) 農業開発会社試験場及び展示農場の事業の実施

1) 試験場の事業

試験場は、80年6月パラカツ地区に設置する方針が本決まりとなり、開発中心地に隣接して用地235ヘクタールのうち差し当たり30ヘクタールを使用して試験場を造成し、最小限の必要施設を整備することとなった。これを受けて農業開発会社は、7月までに事業計画をまとめ事業に着手した。圃場用地の伐開、土壌改良、農業機械の整備は、81年初めまでに終了し、並行して試験業務を開始した。施設の整備は、農業開発会社の資金繰りの事情から遅れたが、81年半ばまでに事務室、実験室、倉庫、深井戸等の建設は完了した。総投資額は、81年末価格で約2千万クルゼイロ（約30万ドル）であった。80年、81年には国際協力事業団からCPACを通じ、あるいは専門家の携行機材として多くの試験用機材が供与された。研究業務は内容を簡素化し、農業生産者が直接利用できる成果を得ることを目標に、国際協力事業団派遣の専門家を中心に行った。

81年7月には、遅れていたCPAC、EPAMIG及び農業開発会社

の3者協定が締結され、研究業務の強化、発展のため技術、研究、資材、資金面での相互協力を緊密にすることを取り決めた。これにより、CPACは研究に対する協力のほか、実験室及び施設の整備に関する協力、試験成果の評価等を行い、EPAMIGは研究に関する協力、調整、必要な資材等の提供を行い、農業開発会社は研究プロジェクトの作成、実施、専門家の必要経費の負担、農場労務者の確保等に責任を持つこととなった。また、この協定においては、試験場の将来の強化、発展のため、EPAMIGへの譲渡を可能にする選択案を共同で検討することも取極めた。

2) 展示農場の事業

次に展示農場は、80年6月、コロマンデル保有地において4,616ヘクタールの規模で設置することが決まり、農業開発会社は農場担当技師を採用、コロマンデルに事務所を置き、体制を整備するとともに、第1年次の営農計画の作成を開始した。

営農計画は、農場設置の目的が技術の展示とともに、会社の必要収益を確保することにあつたことから、大豆、小麦の原種生産のほか、コーヒーの栽培及び牛の飼育を行うこととし、これに即した土地利用、機械施設の整備、要員の確保をはかった。営農計画の作成と並行してBDMGに第1回目の投資及び営農費の融資仮申請を行うとともに、EMBRAPAと原種生産の協定を締結し、また、コーヒー苗50万本の育成を開始した。プロジェクトは9月に完成、BDMGに提出した。

BDMGでは、プロジェクトの審査を終わったが、展示農場の事業に特別プログラムからの資金を融資してよいか、日伯間で意見の調整が必要であつたため融資の実行は遅れた。この間農業開発会社は、自己資金をもって計画に沿い開発事業を進め、80年中に約150ヘクタールの伐開、寄木、約970ヘクタールの土壌改良を行い、トラクター9台、収穫機2台、その他農業機械約40台、車両8台、牛約780頭を購入手、管理者、技師用住宅10棟、倉庫、機械修理工場、機械収納庫、計量機、深井戸、水道、滑走路、配電線等の施設を建設した。80/81年度には、大豆、小麦、緑肥作物等約1,000ヘクタールの作付けを行い、コーヒーの定植140ヘクタールのほか、800ヘクタールの牧野改良を行った。後に述べるように、12月、国際協力事業団からミッションが派遣され、伯側と協議の結果、特別プログラムによる融資を行うことが最終的に決定し、BDMGは融資を開始、同年度に融資した額は需要見込み額の約50%であつた。第2年度においては、農場面積が5,780ヘクタールに拡大され、これをベースに第2期の営農計画を作成、前期の計画において予定した事業のほか、畜産部門で人工牧野を造成、フィードロット等の施設を建設するこ

とし、2回目の投資及び営農費の融資を申請し、引き続き開発事業を行った。

事業は、計画に即して順調に進捗し、第2年度中に伐開役790ヘクタール、土壌改良約1,080ヘクタール、牧野改良、採草地造成約2,000ヘクタールを実施した。機械の整備はほぼ完了し、種子精選施設、収納庫、住宅、小学校等を建設し、道路、配電線等を整備した。また牛500頭を購入した。81/82年度には、大豆、小麦、緑肥作物約1,500ヘクタールの作付けを行い、コーヒーは約330ヘクタールの定植を行ったほか、約120万本の育苗を行った。これら事業のため供与された融資額は、需要見込み額の約95%になった。

第3年度においては、補完事業としてピポットセントラル1基を設置、コーヒーの定植のほか、乾燥場を建設した。農場開発事業と並行して、80年8月からミナス・ジェライス州道路局により基幹的道路約35キロメートル、同州電力公社により電化幹線約33キロメートルが建設された。またコロマンデル郡役所により郡の負担で州道28号線より農場に通ずる道路及び橋梁が建設され、農場内小学校に教師2名が派遣された。

以上により農業開発会社展示農場の事業は全て完了し、インフラストラクチャーを除く総投資額は、土地を含め約5億4千万クルゼイロ（約13億円）、うち融資は約3億クルゼイロ（約4億円）で、残りを会社の自己資金で賄った。

2、開発事業の調整と事業資金の配分

(1) 開発事業の調整

農業開発会社は、プロジェクト契約に基づいて毎年翌年度の事業の総合開発計画、事業計画、資金計画を作成し、関係機関の事前検討に供し、また事業実施の過程では自ら支援活動を行う傍ら、多くの関係機関、農業生産者の生産活動を調整して、その整合化、総合化を図った。調整に当たっては、関連機関が広汎な分野にわたって異常なほど多く、入植事業では入植農家が90戸と多く、実施に伴って生ずる問題も技術的、経営的、経済的或いは社会的分野に及び広汎、多岐にわたった。このため農業開発会社は、本社の管理者、農業技師のほか、各地区に事務所を設け、農業技師を配置し、全般的事項は本社で、地区の農場段階の事項は事務所で処理した。これら各段階の管理者、農業技師は実施期間が限られていたこともあって、常時最大限の注意を払い、情報を収集し、おびただしい回数協議、交渉等を行って迅速な処理に全力を挙げて取り組んだ。

これを事務所の例で見ると、入植事業が早いペースで進んだイライ地区事務所の指導、調整業務は81年半ばまでにほとんど終わったが、事業の最盛期で

あった81年初めから6月までの業務量は、農業技師1名で関係機関訪問41回、会議24回、出張26回、訪問者のアテンド29件に及んだ。またパラカツ地区事務所では、この地区に入植地のほか栽植企業が集中し、農業開発会社の試験場もあったことから、81年1月から8月までの業務量は、農業技師2名（うち81年6月からは1名）、職員1名で、関係機関の訪問50回、会議41回、出張98回、訪問者のアテンド43回、入植者を含む地域住民と接触した人数は640にのぼった。

農業開発会社は、また、事業実施の過程で表面化した事業の枠組みにかかる問題や、事業環境の変化に伴う経済的、社会的問題の解決のため政府、関係機関に協力を要請し、調整を図り、障害の排除と事業の円滑な推進を図った。これら問題のうち、特に重要、困難であったものは、立ち上がり期の80年6～7月の融資の遅れ、同年8～12月の農業開発会社の展示農場への特別プログラムの融資、81年1月の中央銀行の特別プログラムによる融資の金利引上げ提案、懸案となっていた事業実施期間の延長の問題であった。

このうち融資の遅れの問題は、CDAC事業及びイライ地区入植事業において、融資の承認に先立って中央銀行とBDMGとの間で特別プログラムの融資資金の保証の規定をめぐる意見が対立したこと等によって起こった。意見の対立の主要な点は、BDMGが据置期間中に元加される金利の再融資が、中央銀行の補助金勘定の廃止に伴って規定どおり実行されるかどうか懸念したことや、営農費融資についてはVBC方式では必要な営農費を賄えないとしたこと等であった。金融機関にありがちな官僚性もBDMGが独占的代行機関であるだけに取り沙汰された。このため農業開発会社は、中央銀行、BDMGに働きかけ三者会議を開くなど意見の調整に務めた。日本側は事態を憂慮し、前述のように日伯農業開発協力株式会社は中央銀行に早期解決を要請し、国際協力事業団はミッションの派遣を準備した。6月末に至りミッションの到着に先立ち、問題はなお十分に解決しないまま中央銀行の指示により、当時融資を申請していたCDAC及びイライ地区については融資を実行することとなり問題はひとまず解決した。

農業開発会社に対する特別プログラムによる融資の問題は、融資の可否について日伯関係者の意見が相違したことから生じた。中央銀行はじめ伯側関係者は、特別プログラム規則における受益者が農牧生産事業を行う自然人又は法人となってることから、農業開発会社は法人としてこれに該当し、資金的余裕のある限り融資は当然可能であるとした。これに対し国際協力事業団はじめ日本側関係者は、もともと特別プログラムによる総融資額が76年のフィービリティ調査の際の入植農家及び栽植企業の必要事業資金によって定めた経緯もあって、無条件にこれを認めることには難色を示した。もちろん、80年度の実

施計画の総合的検討の際の計画調査において、展示農場の事業には特別プログラムによる融資が望ましい旨指摘しており、その必要性は認識していたものの、これを行うには資金に余裕があり、また貸付契約等の契約の修正が必要であるとした。

農業開発会社は、80年半ばから会社運営上融資不可欠であるとし、両国関係者にその適用を強く要請した。これを受けて中央銀行は国際協力事業団に対し、農業開発会社に対する特別プログラムによる融資は農企業の範疇として可能であり、契約を修正する必要もない旨連絡した。また11月の諮問委員会において、農業開発会社は、特別プログラム資金に相当の余裕のあることを明らかにし、展示農場への融資の承認を求めた。日本側委員も原則的にこれを認めたものの、最終的には国際協力事業団と中央銀行との協議によって決定すべきものとして協議を待つこととなった。これを受けて12月国際協力事業団からミッションが派遣され、中央銀行その他関係者と協議し、その結果融資を認め、契約書の修正は今後の検討課題とすることで合意書翰の署名を行い融資が決定した。

特別プログラムの融資の金利引上げ提案は80年暮れの政策転換に伴う農業融資の金利引上げ措置に基づき、中央銀行が国際協力事業団に特別プログラム融資の金利の引上げを打診したことにより生じた。80年末の農業融資の金利引上げ措置の際、中央銀行は一般農業制度金融以外の融資についても金利の引上げを関係機関と協議するよう定められたことから、中央銀行は特別プログラム融資の金利引上げを打診して来た。これに対し、国際協力事業団は農業生産者の負担を軽減するため、日本側資金の貸付条件は特別に緩和していることや、事業の途中での変更は混乱をきたす恐れがある等を理由に引上げに反対した。結局中央銀行もこれに同調し、80年3月据え置きに原則的に合意した。

事業実施期間の延長の問題は、先述のとおり、実施計画の段階から農業開発会社は機会ある毎に関係者に要請して来たもので、関係者も事業の進捗状況に応じ適当な時期に検討、協議を予定した。農業開発会社は80年中に事業全体の半ば近くを実施したが、残る事業を81年9月末の期限までに完成することは困難になったことから、80年末頃から改めて延長を要請した。時を同じくして農業開発会社の運営も収支の均衡維持が困難と見通されるようになったため、後に述べるように80年11月の諮問委員会において、両国関係者による中間評価を行い、事業実績の総合的検討と併せ期間延長等の問題も解決を図ることとなった。この中間評価は、81年4月に行われ、開発事業が短期間に急速に進捗し、1万ヘクタールに近い作付けを行うに至ったことが確認され、高く評価されるとともに、残る事業を完遂するためには期間の延長が必要であり、日本側からの貸付金の払い出し期間を1年延長し、82年9月末までとするこ

とに原則的に合意した。

また、その際、金利の据え置きを最終的に確認するとともに、前記の融資の遅れと関連して、その要因の一つとなった融資代行機関のBDMG独占を改め、ブラジル銀行を加えて複数とすることが伯側から提案され、合意した。また据置期間中の金利の元加部分の再融資に必要な原資についても、中央銀行で措置することとなり、81年5月その具体策が決定し、問題はすべて最終的に解決した。

(2) カトリック教会の反対運動等への対応

1980年ごろから81年にかけて、一部野党議員はプロジェクトを批判し、カトリック教会はプロジェクトの反対運動を行った。これは実質的には政府と野党、教会との対立、抗争にこの事業が利用されたものであったが、その影響は無視できないものがあり、農業開発会社はそれを最小限に食い止めるため、一時は関係者に対する事情説明や広報活動を行うなど対応に追われた。

ブラジルは国民の90%近くをカトリック教信者が占め、世界最大のカトリック教国でカトリック教会はブラジルの歴史的発展と深くかかわってきた。軍事政権になってからは、初めはブラジルの共産化を懸念していた教会は保守系を中心に軍司革命を歓迎したが、まもなく政府が国家安全保障ドクトリンに基づく国内開発と治安を優先し、強権的、抑圧的政策を打ち出すに及びブラジル司教会議を中心に政府批判を強め、60年代末からバチカンやラテンアメリカ司教会議の開放路線を背景に、貧者の教会、大衆に奉仕する教会へと変貌し、抑圧された人々、労働者、農民、インディオを守ることを標榜し、政府との抗争を強めるようになった。

70年代末になると、政府の政治開放政策の推進によって政府と教会との抗争は緩和される面があった反面、民政移管に向かって活動は一層活発化した。80年6月から7月にかけてローマ法王ヨハネ・パウロ二世が訪問し熱狂的歓迎を受けたが、一方で社会的不公正に対する関心を高める結果をも招いた。

政府と教会との抗争は、人権問題、土地問題、インディオ問題等に置かれたが、そのうち土地問題はその中心的なもので、70年代末にアマゾン地方で税制恩典を受けた農牧会社が土地占有者を追い出したため、占有者の暴動が起き、ある神父がこれを扇動したかどで逮捕される事件等が起こり、ブラジル司教会議は土地委員会を設け、80年2月には「教会と土地問題」という文書を公表し、大資本への土地集中を非難し、土地の公平な配分を求め基礎共同体を通じて活動を開始した。

偶々このような時期の1979年、国際協力事業団が、ゴヤス、ミナス・ジェライス、エスピリット・サント3州の3州開発委員会の要請を受け、国際開

発センターに委嘱して行った3州開発計画調査の報告書が作成され、その要約部分がポルトガル語に翻訳され、各方面に出回った。

このポルトガル語報告書は、要約部分のため経緯等の説明がなく、読む者には事業団独自のプロジェクトのように思われ、開発が輸出を目的とするものでもあったため、外国に利用されているとの誤解を生み、また翻訳上の誤訳から中小農を駆逐するプロジェクトであるとの誤解を与えた。この報告書については、80年初め企画庁経済社会研究所がコメント資料を作成したが、その内容も報告書を辛辣に批判したもので、内部資料であったにも拘わらず外部に流れ、読む者に多くの誤解を与えた。また国際協力事業団のプロジェクトと言う表現を用い、面積も675ヘクタールが6,000ヘクタールと誤記されたこともあって、その後の3州開発計画や農業開発会社の事業の批判にそのまま利用されることとなった。

この報告書は、当然のことながら一部野党議員の目にとまり、80年4月、それらを材料に国会においてセラード開発プロジェクトの批判を行い、これがマスコミに大きく取り上げられた。野党議員の発言要旨は国際協力事業団のプロジェクトは5,000万ヘクタールを対象とし、輸出を目的としたプロジェクトで、小農を駆逐し社会問題を引き起こすもので、政府はその詳細を国会と国民の前に明らかにすべきであると言うものであった。また政府は既に日本人100家族を入植させるための5万ヘクタールのセラード開発プロジェクトを実施に移しているが、これは5,000万ヘクタールのプロジェクトに繋がっているのではないのかと言う指摘もあり、3州開発計画と協力事業が混同され、それが3州開発計画の一部をなしているかのような誤解が広まった。それまで3州開発計画や協力事業についてのマスコミの扱いはそろって好意的であったが、この国会審議以後批判記事が盛んに載るようになった。

マスコミによって伝えられた「日伯セラード農業開発は、大規模農家を中心とした計画で、小農、零細農は追い出される。」という誤報に、カトリック教会農地委員会は敏感に反応した。80年7月、農地委員会のゴヤス・ミナス支部は、セラード開発の反対運動に立ち上がり「自分たちの土地は誰のものになるのか。民衆は何処に追いやられるのか。」という小冊子を作成し、傘下の教会に配布し始めた。この小冊子は、上記の報告書等と新聞記事をつなぎ合わせて挿絵入りの扇動的なもので、「日伯セラード開発は、政府と国際協力事業団が共謀して広大な土地を接収し、小農、零細農を追い出し流民化させ、その費用は労働者が負うことになり、生産物は輸出に向けられ、利益を受けるのは日伯政府と支配者階級だけであり、労働者は飢餓で死ぬことにもなる。ブラジルの土地はブラジル農民のものである。民衆は団結して反対運動に加わろう。」というものであった。この反対運動の反響は協力事業の関係地域にも現れ、コロマンデ

ール市では、ある司教が街頭で盛んに反対運動をはじめ、住民への影響が心配であるとの郡長からの連絡があった程であった。

このような反対運動と別に、80年8月には、サンパウロの一流紙に1,000万人の日本人がセラード開発のため移住して来るという荒唐無稽な記事が一面に掲載された。ブラジルでは当時左翼的思想をもつ外国人を排除するため、8月には新外国人法等が審議されており、この記事の背景にはその早期成立のため関係筋が流したデマであると噂された。何れにせよ、この記事も一連のセラード開発批判を使って根拠を説明しており、これが再びマスコミによって取り上げられるようになった。

その後9月には、ブラジリアで全伯カトリック司教会が開催され、前の農地委員会ゴヤス・ミナス支部の小冊子と同様の批判が行われ、その内容はサンパウロの邦字紙にも報道された。また10月には、ベロオリゾンテでミナス・エスピリットサント支部の批判があった。81年に入ってから、司教会議は独自のパンフレットを作成し、再度反対運動を展開し始めた。その内容はこれまでのものとほぼ同様であったが、よりナーバスな攻撃的なものであった。2月には司教会全国大会がサンパウロで開催され、批判決議は免れたが、従来同様批判が行われ、また農地委員会がゴイアナで開催され、ここでも批判が行われ、何れもマスコミに報道された。

このように、反対運動はかなり激しいものであったが、各地の司教が一様に行動を起こしたのではなく、協力事業の推進を直接妨害するようなものではなかった。配布した小冊子等から窺がわれるように、政府との抗争のためプロジェクトを槍玉に挙げたというものであった。しかし一連の反対運動がその都度マスコミに取り上げられ、またカトリック教会が一般に大きな影響力をもつこともあって、結果的に一般にも協力事業に対する誤解と不信が広まり、農業開発会社のイメージダウンをもたらすことは避けられなかった。

農業開発会社は、早くから事業の広報活動の重要性から80年3月以降専属職員を置いて活動したが、野党議員の批判が報じられた4月以降はマスコミ対策を重視し、主要紙に対する記事の提供、テレビニュースへのインタビュー等を通じて協力事業の目的と意義、3州開発計画との関係の説明を行った。またマスコミ対策以外にも6月には社長が国会の農業委員会に出席して、事業の経緯、意義の説明を行い、7月にはミナス・ジェライス州政府関係者への資料提供等を行った。

特に運動が激しかった8月には、司教会幹部との会見、農務大臣、関係国会議員等への事業の説明、資料提供、広報用パンフレットの作成、配布のほか、コロマンデル郡庁主催による事業の説明会の開催等を精力的に行った。9月に入ってから、プロジェクト地区への視察旅行に連邦、州政府、マスコミ関

係者を招待し説明を行ったほか、パラカツ郡有力者への説明会を開催した。10月にはコチア産組と入植者との会合を持ち誤報記事の説明等を行った。

また、農業開発会社以外でも80年8月の1,000万人移住の誤報記事の直後、在伯日本大使館が反論を行い、伯農務省も公式見解を表明し、81年初めには農務大臣と司教会議リーダーとの個別会見、説明が行われた。

このようにして、農業開発会社は運動の影響を最小限に喰い止めるため活動を行い、政府においても政府の立場から説明を行ったが、もともとこの運動が政治的意図に基づくものでもあり、これら活動や説得に容易に耳を傾けるものではなく、運動は依然尾を引いた。しかし81年5月頃から、農業開発会社は、後に述べるように、連邦、州、マスコミ関係者をたびたびプロジェクト地区の視察旅行に招待し、事業実績の説明とその拡大の必要性を訴えたが、参加者は一様に実績を高く評価し、拡大に期待を寄せた。7月にはガイゼル前大統領がイライ地区を視察し、実績を高く評価するとともに、プロジェクト批判の不当性を指摘した。これら関係者や前大統領の視察を機に、一般にも実績の評価が高まることとなり、これに反比例して反対運動も沈静化した。その後も事業に反対のパンフレットや悪質の新聞記事も現れ、それらは以前のように問題となるものではなかったが、その根が深いだけに注意が必要であり、農業開発会社は必要に応じてその都度適切な対応を行った。

(3) 開発事業資金とその配分

試験的事業のために投入した資金は、イライ、コロマンデール、パラカツ地区の3つの入植事業、パラカツ地区の2つの栽植企業、農業開発会社の試験場及び展示農場及び連邦政府の基幹的インフラストラクチャーの整備の事業費を合わせて約57億クルゼイロ（約125億円）（土地取得を含む）であった。インフラストラクチャーの整備を除く総事業資金を事業実施前の枠組みと比較すると、円貨では枠組みの127億とほぼ同一であった。上述のとおり、試験的事業の事業量は枠組みを遥かに上回るものであったが、資金面では枠組みとほぼ同じ額でこれを実施することが出来た。これは、総額の81%を占める特別プログラム基金からの融資資金のうち、日本側からの供与資金が1976年当時の円建て（1ドル250円）であったため、その後の対ドル・クルゼイロの切り下げによるクルゼイロ貨の過大評価の緩和があったにせよ、対ドル円高（80年、81年の200～220円）の影響によるものであった。

総事業費のうち、インフラストラクチャーの整備費、土地取得費及び農協施設整備費を除く開発事業費（約4,630万ドル）を農用地（約4万ヘクタール）のヘクタール当たりで見ると約1,100ドルで、当時国際金融機関等で一応の目安とされた水準（1,000ドル）にほぼ等しいものであった。

総事業費を費目別に見ると、土地取得約17%、固定投資約37%、半固定投資約31%、営農費約15%であった。また事業別にみると、入植事業62%、参加農協8.4%、栽植企業17.1%、農業開発会社試験場及び展示農場9.5%、インフラストラクチャーの整備約3%で、入植事業が大きな比重を占めた。

入植事業各プロジェクトの投資額は、イライ地区約2,265百万円(約10百万ドル)、パラカツ地区約3,977百万円(約18百万ドル)、コロマンデル地区約1,384百万円(約6百万ドル)で、入植農家1戸あたり投資額は、イライ地区約9,000万円(約40万ドル)、パラカツ地区約8,600万円(約38万ドル)、コロマンデル地区約7,900万円(約35万ドル)で、このうち約10%が自己資金であった。また、これを費目別にみると、土地取得約20%、投資約70%、営農費約10%であった。土地融資が地価の高騰もあってかなり高い比重を占め、事業の推進上重要な役割を果たしたことが知れる。

参加農協の投資額は、コチア産組約525百万円(約230万ドル)、コスエル農協約95百万円(約87万ドル)で、このうち約25%が自己資金であった。費目別にはほとんどが半固定投資であった。

栽植企業の投資額は、CDAC約14億5千万円(約646万ドル)、C・F OGO約9億4千万円(約420万ドル)で、自己資金はそれぞれの27%、38%であった。費目別には、土地取得費を除き、投資約83%、営農費約17%であった。

農業開発会社の試験場及び展示場投資額は約13億9,800万円(約626万ドル)で、自己資金はその約30%であった。費目別には栽植企業とほぼ同様であった。

連邦、州政府による基幹的インフラストラクチャーの整備費は、約5億円(約220万ドル)で、うち約6割が連邦政府のポロセントロ資金で賄われ、道路建設が約6割にのぼった。

3、農業開発会社の運営

(1) 事業の推進と運営財源の不足

農業開発会社は、上述のとおり開発事業の実施主体として役職員一丸となって事業の推進に取り組み、また試験場及び展示農場の造成を進めた。取締役会を構成する取締役は業務の分担に従って執行に当たった。取締役社長は、豊富な農業政策や技術に関する学識、経験と、強引とも思える行動力によって陣頭指揮に当たった。副社長の荒木外喜三氏は、79年末病気のため退任し、代わって岩瀬幸氏が就任し、前副社長と同様ブラジル在任の経験と外交関係の経験を生かし、総務関係業務を処理した。財務担当取締役は、ブラジル在住の経験

と経営、金融の学識経験を生かし財務を処理した。技術担当取締役は、豊富な農業技術の学識、経験と精力的な行動力によって、農業技師や職員を指揮し開発事業を推進した。各取締役はよく協調し、意見の相違する場合も協力の精神に基づき、話し合いにより解決を図り、社長が決定投票権を行使した例は一度もなかった。

諮問委員会は、原則として年2回開催し、実質的な経営審議会として、その都度重要事項の審議と対策の方向付けを行った。

会社は、開発事業の進展に応じ事業実施地区3ヶ所に事務所を置き、職員を配置して業務に当たった。職員は少数精鋭を原則としたが、事業実施地区が3ヶ所に分かれたことや事業を急いだこと等により、年々増加し、当初の予定に比しかなり増加した。事業が最盛期に入った80年末で職員数は、本社32名、現地事務所13名、試験場及び展示農場8名、合計53名となった。主要スタッフは、農業技師9名、農業技手5名、事務職員10名等であった。人員の増加に伴って管理組織を整備し、直系組織を若干のスタッフで補完する方式をとった。スタッフのうち、日伯農業開発協力株式会社から派遣した役員補佐は、ブラジル在住の経験と優れた語学力を生かし、日伯間の意思疎通に貢献し、よく職責を果たした。その他のスタッフも有能で職務に専念した。一般に職員は年齢が若く有能で活気に満ちてそれぞれの職場で作業に当たった。

また、80年には本社と事業地の距離が500キロメートルに及ぶことから、6人乗り双発の小型飛行機を購入し、管理の機動化、能率化を図った。会社は就業規則等を制定し、職員の就業の適正を図るとともに、災害補償、福利厚生にも留意し、傷害保険、生命保険、医療組合への加入、歯の治療費について必要経費の一部を負担し、労務の充実を図った。

一方、このような人員の増加、労務の充実のほか、試験場及び展示農場の整備に伴って会社の経費も増嵩した。このため会社は収益源について、80年3月の諮問委員会の意見に従い、技術援助等手数料の配分を関係機関に強く要請した。しかし技術援助手数料の配分は、諮問委員会の議長の発言にも拘わらず実現しなかった。また融資監督手数料についてBDMGに配分を要請したが、検討は約束したものの具体的な進展はなかった。さらに調整手数料についても、80年半ば融資の遅れの際、国際協力事業団が派遣した調査団が中央銀行、伯農務省と協議し、これを受けて農業開発会社が再度中央銀行に要請した結果、通貨審議会への提案を検討する旨約したが、これもその後の進展はなかった。結局手数料収入は、関係機関の協力が得られず、栽植企業の営農計画の作成に関するもののみとなった。

コロマンデル保有地のうち、展示農場を除く土地の利用については、検討の進展に従って賃貸方式は開発のための投資資金を必要とし、またコーヒー裁

培等の直営方式も資金が必要で、これらの事業は会社にとって大きな負担となることが問題となった。また、カトリック教会の反対運動の中で、特にコロマンデルは地域の司教が街頭演説を行ったこともあり、農業開発会社が広大な土地を保有することは批判の対象となりかねないという意見もあった。このため会社の内部では、賃貸や直営よりもむしろ入植農家への分譲による入植事業を行う方式が一回限りではあっても収益が確保出来、資金的負担を免れ、社会的にも評価され適当であるとの意見が有力となった。

このように80年3月の諮問委員会の意見に基づく関係機関との協議やコロマンデル保有地の利用に関する検討は進展せず、このため80年度は期待した収益はほとんど得られなかったが、他方イライ及びパラカツ地区の土地分譲によってかなりの収益を挙げ、経費が増嵩したにも拘らず前年度の欠損金（価値修正による）をカバーしてなお若干の利益を挙げた。財産の状況については、同じ諮問委員会の意見により80年8月、イライ地区の土地分譲に伴い回収した資金により恒久資産としてC・FOGOの東南、パラカツ市より約65キロメートルのサンタローザ農場の一部約13,000ヘクタールを取得するとともに、C・FOGOに出資し、またコロマンデル展示農場及び試験場の整備に投資した。その結果80年度末資産のうち恒久資産は約80%に上り、そのうち土地が約75%を占めた。

しかし、81年度は引き続き経費の増加が見込まれるのに対し、入植地の土地分譲による収益がなくなり、手数料収入や展示農場の収益も期待出来ないことから、資金繰りが逼迫し収支の均衡維持も不可能となる見通しとなった。

このため会社は、80年11月開催の諮問委員会において、事業報告に初めて収入源が皆無になったことについて懸念を表明し、収益源を確保するため、これまで認められなかった当初計画外の入植事業を実施せざるを得ないとし、81年度事業として特別プログラムによる融資を前提に、コロマンデル保有地の展示農場を除く土地の入植農家への分譲による入植事業の実施を提案した。また、サンタローザ保有地についても引き続き分譲を考慮したいとし、承認を求めた。

この提案は、これらの土地がもともと資産構成の健全化のための保有地で、分譲目的のものではなく、仮に分譲するとすれば代替地を確保する必要がある、そのようになれば当然試験的事業の枠を越えるものとなるなど問題の多いものであった。しかし他方収益を確保できる保有地利用の適当な方法が他にないとなれば、分譲案も対策の一つとして検討せざるを得なかった。

このため日本側は、この提案を直ちに認めることは出来ないとし、再検討を求めるとともに、この際両国関係者に事業の中間評価の実施を要請し、これまでの事業の実施状況を総合的に検討し、これに基づき当面する問題の解決方策

を協議することを提案した。伯側はなお入植事業の承認を求めたが、結局日本側提案を了承した。なお、伯側投資会社の提案により、両国投資会社関係者により作業グループを設け、農業開発会社の経営の在り方を検討することも合意した。

(2) 中間評価と経営維持対策の方向付け

諮問委員会の決定に従い、農業開発会社は両国政府に中間評価の実施を要請し、これを受けて両国政府は評価の方法等について調整を行い、その結果評価は両国関係者による開発事業と農業開発会社の経営実績の総合的検討とこれに基づく当面する問題の懸案別協議によって行うこととなった。このため日本側は、81年3月、政府、民間関係者による調査団を派遣し評価に当たり、伯側は主として政府関係者が当たった。

農業開発会社は、中間評価において開発事業の進展状況や会社の経営の実情等について参考資料を用意し、また当面の問題について説明資料を提出した。このうち会社の経営に関するものとしては、経営方針に関し、入植事業は政治的、社会的、経済的にノーブルな事業であり、会社としてはこの事業を業務の中心に置き、経営の維持もその継続実施により図ることを基本方針としたいとする従来からの考え方を改めて述べ、その具体的事業として80年11月の諮問委員会で提案したコロマンデール保有地及びサンタローザ保有地の分譲による入植事業の実施計画を提出した。また、これの資金的裏づけに関し、前者の事業実施に必要な資金は特別プログラムの余裕資金で賄えろとし、これの需給見通し案を提出し、後者については今後政府の支援を求めたいとした。なお、試験農場について整備はしたものの、運営のためかなりの経費が必要であり、会社としてはこれを維持することは困難となっている実情を説明し、E P A M I Gへの移管も考慮する必要があるとし、その検討を求めた。

両国関係者は、農業開発会社の提出した資料と現地調査により実績の総合的検討を行ったが、開発事業については、大きな成果を収めていることが確認され、評価したが、農業開発会社の経営については、技術援助をE M A T E L / M G に委託し手数料の収入の大半を失った反面、新しい収益源の発掘が出来ず、今なお安定的収入源がなく、経営維持の目途が立っていないことに強い懸念を表明した。

問題事項の協議においては、既述の開発事業に関するもののほか、農業開発会社の経営維持安定方策について突っ込んだ意見交換を行い関係者の意見を明確にし、対策の方向付けを行った。まず、農業開発会社の運営の基本方針として、入植事業を業務の中心とし、経営の維持もこれの継続実施により図る考え方については、日本側は従来同様慎重な意見であったのに対し、伯側はミナス・

ジェライス州関係者と連邦関係者の間で大きな意見の相違があった。ミナス・ジェライス州関係者はこれに賛意を示し支持したが、連邦政府、特に農務省関係者は、入植事業はノーブルな事業とは言えず、むしろ土地転がし、土地投機とみられる面があり、また、これら試験的事業の評価を行う段階で、事業を更に拡大することは適当でなく、カトリック教会の反対運動から見ても慎重を要するとした。経営の維持安定は、入植事業による手数料等の確保、新たな収益源の発掘、経営の合理化等経営努力によって図るべきであるとした。また、従来から会社が要請していた調整手数料の交付については、農務大臣は政府の緊縮政策に基づく補助金廃止の方針に反するので認められないとし、これに代わる案として特別プログラムの金利の据え置きに見合った生産者から負担金を徴収する方法もあり得ると示唆したが、基本的には会社自身の努力が重要であると強調した。また、農業開発会社の運営がミナス・ジェライス州関係者によって主導されていることに不満を示し、BRASAGROをブラジルに移転させる意向も示した。このような連邦政府関係者の意見は、日本側が従来より主張して来た意見とほぼ一致するものであり、両国関係者はこれを多数意見として農業開発会社に強く申し入れた。

次にコロマンデル及びサンタローザ入植事業については、伯側関係者のうち、ミナス・ジェライス州関係者は無条件に賛意を示したが、両国投資会社によって決定すべきものとしながらも、このうちコロマンデル入植事業は日本側と同様、当面経営維持のため他に方法がないのであれば認めざるを得ないとした。協議の結果、この事業については実施を特に認め、特別プログラム資金による融資も行うこととした。なお、試験的事業の段階ではこれ以上の入植事業は行わないものとし、従ってサンタローザ入植事業は認めず、またコロマンデル入植事業についても、分譲後の代替地の取得は認めないこととした。なお、試験場については、状況に応じ今後検討することとした。

中間評価に引き続き開催した諮問委員会においては、日本側は中間評価における両国関係者の意見を重く受け止め、一層の経営努力の必要性を強調し、伯側もこれに同意し、中間評価の意見を会社の今後の運営方針とすることとした。また、コロマンデル入植事業については、日本側はこれが会社の経営維持を主目的として行うものであるので、土地の分譲による回収資金の安全、有利な運用、入植者の将来の基準に照らした慎重な選定、入植以外の分野での経営努力を条件として認めるものであるとし、伯側も異議なく適正に実施することとなった。

諮問委員会終了後、作業グループによる検討を重ね、日本側役員は伯側投資会社及び農業開発会社の役員と今後の経営安定の具体策について話し合った。日本側は、緊急に実施すべき具体策として、コロマンデル入植事業において

は、技術援助を農業開発会社自身により行うこと、融資監督手数料の配分についてBDMGと重ねて協議すること、生産者からの調整負担金の徴収について関係者の協力を要請すること、その他サンタローザ保有地の収益的利用、農牧等の技術コンサルタント業務の実施等を提案し、伯側もこれを受け入れ、可能なものから実施に移すことを約した。

(3) 経営環境の変化と経営対策の遅延

農業開発会社は、中間評価と諮問委員会の意見を受け、コロマンデル入植事業を実施するとともに、他の6つのプロジェクトの完遂に取り組む一方、両国投資会社の話し合いの際日本側から提案した経営維持のための具体策について日本側役員を中心に精力的に検討した。このうちコロマンデル入植事業の技術援助については、先に述べたとおり、農業開発会社が自ら実施することとし、他の方策についても関係機関の協力を要請し、また、81年下期より予算管理システムを導入することとした。

先述のとおり、この頃ブラジルでは、緊縮政策により深刻な不況とインフレの昂進に見舞われ、そのため不況対策とともに食糧増産によるインフレ対策が緊急の課題となり、協力事業も一般の関心を引くようになってきた。このような経営環境の変化を背景に、農業開発会社の伯側役員は、従来からの入植事業を業務の中心に置き、経営の維持もこれの継続実施により図るという考え方を捨てきれなかった。日伯農業開発協力株式会社は、中間評価において方向付けられた対策の実効を期するため、81年5月久宗社長よりロマノ社長あて書翰により、日本側意見を重ねて述べ、具体策の実行を強く要請し、BRASAGRO社長に対しても協力を要請した。これに対してもロマノ社長は、経営対策の進捗状況を報告し今後もさらに努力するとしながらも、われわれは、ミナス・ジェライス州において第2段階が早期に実現されることを期待し、第2段階においても入植事業が中心となると確信しており、経営対策もこれを前提として進めたいと答えた。

伯側役員は、依然土地の取得分譲による入植事業は、サンパウロ州等の南部諸州では妥当しないかも知れないが、少なくともミナス・ジェライス州ではノーブルな事業として評価を受け、ミナス・ジェライス州関係者からも支持されているとした。事実、ミナス・ジェライス州知事は前から試験的事業の進展に注目し、その拡大に強い関心をもっていると言われたが、5月初めには州農務長官やBRASAGRO社長とともに入植地の現地を視察し、事業が予想以上に進展し、大きな成果を収めていることを評価した。また、BRASAGROは6月の経営審議会でも農業開発会社の土地取得を支持した。

伯側役員は、このようなミナス・ジェライス州関係者の支持のもとに、引き

続き第2段階の協力事業が入植を主体としてミナス・ジェライス州で実現することに望みを託し、その実現のため、ミナス・ジェライス州を通じて連邦政府に支持、支援を働きかけるとともに、カトリック教会の批判をかわすことをも兼ね、協力事業に関係する政府や団体、マスコミ関係者等に対し、6～7月の小麦の収穫期を中心に開発事業の現地視察を奨め、事業の成果を披瀝するとともに、第2段階の必要性を訴え、その推進を働きかけた。

7月半ばにはカイゼル前大統領が農業開発会社の招待に応じわざわざイライ入植地を視察、これはパウリネリ元農務大臣始め3代のミナス・ジェライス州知事が同行するなど、協力事業始まって以来の大行事であった。その際カイゼル前大統領は、協力事業の成果を高く評価するとともに、マスコミの質問に答え、事業の進捗に満足しており、入植事業の意義を認め、今後さらに他州にも拡大すべきであるとし、カトリック教会筋の批判は全く根拠がないと述べた。この前大統領の視察の様子は新聞、テレビに大きく報道され、協力事業についての一般の関心を高め、その重要性を再認識させるものとなった。それ以後一般の評価の高まりに反比例してプロジェクト批判は表立った動きがみられなくなった。

その後も開発事業の現地には連邦政府の企画省、内務省、ポロセントロ関係者やBRASAGROの株主、農業団体等の視察が相次ぎ、こぞって協力事業の成果を評価し、特に小麦栽培の成功に大きな関心を呼んだ。マスコミの取材も盛んとなり、特集記事が組まれ、また、他州からも事業の実施の希望が出るようになった。

このような協力事業に対する評価と関心の高まりは連邦政府に強いインパクトを与え、従来時期早尚として慎重であった政府も、必要な食糧増産対策として協力事業の拡大の検討を始めることとなった。デルフィン企画大臣は、8月初め訪伯した園田外務大臣に対し協力事業の拡大の意向を表明し、農務省は予定を早め協力事業の拡大の検討を始めた。また、農業開発会社に対する指導を強め、中間評価の際農務大臣が明らかにしたBRASAGROのブラジル移転について州政府と本格的な協議を始め、第3章で述べるように第2段階の準備が行われることとなった。

このように農業開発会社は、協力事業の拡大についての連邦政府への働きかけや、協力事業の広報活動によって、協力事業の拡大の促進には成功したが、その間会社はそれに精力を費やし、経営の改善は手薄になり、経営維持のための具体策については関係者の協力が得られず、みるべき進展がなかった。事業は最盛期をほぼ過ぎ、人員の削減を含む合理化が可能となったが、伯側役員は協力事業の拡大についての関心の高まりに自信を得て、現在はむしろこれに備えるべきで経営の合理化は行うべきでなく、行うとしても最小限に留めるべき

であるとの態度であった。このため予算管理システムの導入のほかは、出張旅費の削減や運転手数名の人員削減等を行ったに過ぎなかった。

しかしその後の政府関係者の来日等の過程で連邦政府関係者が明らかにした農業開発会社の業務や経営の在り方についての考え方は、農業開発会社の思惑通りのものではなかった。連邦政府関係者の農業開発会社の業務や経営についての考え方は次のようなものであった。①入植事業に関心はあるが農業開発会社が土地の取得、分譲によりこれを行うことは適当と思われぬこと、②農業開発会社は今後調整機関とするのが適当と思われ、企画、調整、技術指導を業務の中心に置く、③この事業は連邦レベルの事業であるので、BRASAGRO及び農業開発会社をブラジルに移転させたいこと、④農業開発会社は人員の削減等合理化により経費の節減を図りたいこと等であった。

農業開発会社は、このような連邦政府の意向が明らかになるに従って、従来主張してきた入植事業における会社による土地の取得、分譲方式は断念せざるを得なくなり、また、会社のブラジル移転も止むを得ないに至った。しかし会社の合理化については依然消極的態度を変えなかった。試験的事業は81年末で峠を越し、82年は補完的事業を残すのみとなった。しかし会社は若干の人員削減等は行ったものの、従来からの経営体制を維持した。

それにも拘らず、81年度はコロマンデル入植事業の実施により、資金繰りに困難もなく若干の黒字を計上した。81年度末の自己資本は資本・負債総額の約83%を占め、恒久財産の資産総額に占める比率は約78%で、うち土地がコロマンデル保有地の一部を分譲したものの、サンタローザ保有地を持つため、その半ばを占め資産構成の健全性は維持出来た。しかし、82年度については、残された補完事業のほかには新たな事業がないため、収益を確保する見込みがなく、会社の体制をこのまま維持する限り資金繰りの逼迫は避けられない情勢となった。会社の内部では、82年度の事業計画の作成に関連して、再びサンタローザ入植事業を実施に移す計画を検討し始めた。

他方、BRASAGROのブラジル移転については、連邦政府はミナス・ジェライス州との話し合いを積極的に進め、農務大臣自ら関係者を説得する等精力的に調整を図ったが、州政府はBRASAGROの移転はやがては農業開発会社のブラジル移転につながり、協力事業に対する州の発言力を失うことになりかねないとの思惑から容易に同意しなかった。しかし82年に入り経済情勢が深刻さを増す中で、年初には50万ヘクタールの規模の次期協力事業を5州にわたって実施すると言う伯側案が新聞に大きく報道された。このような情勢の中でミナス・ジェライス州関係者は、BRASAGROの移転は止むを得ないが、農業開発会社の移転は出来る限り延ばし、その間に州内で開発事業を出来る限り実施するのが得策と考えるようになった。1月下旬には農務大臣

と州知事が会談し、州知事は、BRASAGROのBDMG持ち株のうち10%を残し残余をBNCCが買い取ること、農業開発会社を少なくとも83年半ばまでペロオリゾンテに残すこと、及び第2段階で少なくとも10万ヘクタールの開発を州内で実施することを条件にBRASAGROの移転を受け入れた。

また、これに呼応するかのように、2月上旬、BRASAGROの社長は、日伯農業開発協力株式会社社長宛て書翰により、農業開発会社の82年度事業としてサンタローザ保有地13,000ヘクタールのうち10,000ヘクタールを分譲して入植事業を行うことを提案してきた。その理由としては、農業開発会社の現有スタッフを活用出来、資金繰りの改善に役立つことのほか、広大な未利用地の保有は政治的に好ましくなく、農務大臣も1月の会談の際基本的に了解し、融資金の見込みがあること、州知事がインフラ整備を約束したこと、イタイプー発電所水没農家等入植希望が多く、農業開発会社の準備作業も終わっていること等を挙げた。

しかし、この提案は、農業開発会社の経営に対する配慮というよりもむしろ第2段階への移行期を利用して出来る限り多くの開発事業を州内で行う意図のもので、融資金についての農務大臣の了解も明確なものではなかった。日伯農業開発協力株式会社は、従来どおり、この保有地はインフレヘッジのための恒久資産として購入したもので、資金繰りの改善は他の経営努力によって行うべきであり、農業開発会社に対する一層の指導と協力を要請した。

このように日本側がBRASAGROの提案に慎重であったにも拘らず、農業開発会社はサンタローザ保有地の入植事業の計画案を新たに作成し、農務省に融資資金の手当てを要請したが、農務省は緊縮財政のもとで、しかもBRASAGROの移転を目前にして、この計画を認めることは出来ないとして積極的姿勢を示さなかった。

BRASAGROは、農務大臣と州知事の合意に沿い、4月下旬の経営審議会及び株主総会において、BDMGの持ち株の一部のBNCCへの譲渡と本社のブラジリア移転を決定し、BNCC渋谷総裁が社長に就任した。なおその際、サンタローザ入植事業についても経営審議会として承認を決定した。

この間農業開発会社は、サンタローザ入植事業の協議が進まず、経営の合理化も進まないまま、資金事情は次第に窮屈となり、82年度中にサンタローザ入植事業を実施しない場合には、年末には資金繰りは極度に逼迫し、損益も大幅な赤字が予想されるようになった。農業開発会社は、農務省に改めて融資資金お手当てを要請するとともに、BRASAGROの新役員に対しても協力を要請した。

農務省は、BRASAGROの渋谷社長の要請もあって、7月賃貸案を示し、日本側に対しても検討を求めて来た。その内容は農業開発会社が自己資金で1

0,000ヘクタールの投資を行い、イタイプー発電所水没農家等に賃貸する
と言うもので、会社の自己資金をどのようにして調達するか、短期に収益が期
待出来るか等、問題が多いものであった。8月に入り両国政府関係者による合
同調査が行われたが、その際、伯側は、この事業の実施につき関係者の合意が
得られるなら、特別プログラムの制度を利用し、必要な融資資金を伯側で用意
し、これを認めることとしたいと非公式に提案した。この正式提案は8月末、
農務大臣より当時の田沢農林水産大臣宛て書翰により、伯側はサンタローザ入
植事業を第2段階事業の一部として、日本側の同意があれば必要資金を前払い
する用意がある旨伝えて来た。日本側としては、サンタローザ入植事業を第2
段階の事業の一部とすることは出来ないものの、農業開発会社の経営維持対策
としてこの事業以外に方法が見当たらず、また地価も不況の影響によって低下
の傾向を示すようになったこと等から、伯側で資金の手当てが出来るのであれ
ば、これを認めざるを得ない情勢となった。従来慎重な態度をとってきた日本
側も止む無く検討を開始した。農業開発会社の経営問題は実施の過程において
も、結局解決がみられないまま、9月第1段階の試験的事業を終わった。

以上の試験的事業の実施の過程で、日伯農業開発協力株式会社は、役員を派
遣して経営に参画するとともに、事業の進展、経営の推移について報告を求め、
情報を収集し、必要に応じて関係者が訪伯し指導、支援に務めた。また国際協
力事業団は、事業資金の貸し付け、調査団の派遣等のほか、研修員の受け入れ、
専門家の派遣を行い、事業の推進を支援した。

第3節 開発事業の成果と効果

1、開発事業の成果（O u t P u t s）

（1）成果の総量

試験的事業は1979年に始まり82年9月終了したが、その間、農業開発会社は事業の実施主体としてその推進を図るとともに、事業の進捗を監視し、随時実績を評価、統制して結果を毎年の諮問委員会に報告した。EPAMIGは農業開発会社との協定の基づき80年から5カ年計画で各プロジェクトの評価調査を行った。また82年には両国政府関係者による合同評価が行われた。これら評価結果によると、事業の実績は次のとおり事業実施前の枠組みを上回った。

まず、試験的事業は大土地所有あるいは未利用所有から土地を解放し、利用の高度化を図ったが、その面積は約58,000ヘクタールにのぼり、枠組みを上回った。この土地は、入植農家が約37,000ヘクタール、全体の64%、栽植企業が約15,000ヘクタール、全体の26%を所有し、残りを農業開発会社が所有した。またこれら土地のうち、林地、自然牧野等の約14,000ヘクタール、全体の24%を環境保全のための保留地として保存し、残りの平坦または緩やかな丘陵のセラード約44,000ヘクタール、全体の76%を農用地及びインフラ用地として開発し、そのうち約39,000ヘクタール、農用地の88%を耕地として造成した。

これら土地に入植した農家は92戸、枠組みのほぼ2倍にのぼり、3つの入植地（定住地）に、後に述べるような近代的家族経営として定着した。設立した栽植企業は、枠組みどおり2企業で、近代的農企業として開業した。このほか農業開発会社は枠組みどおり直営の試験場及び展示農場を開設した。

これら入植農家、栽植企業及び農業開発会社が技術マニュアルに従って整備した機械は、82年9月現在でトラクター253台、コンバイン108台、トラックその他車両168台、農業機械アタッチメント1,557セットで、そのうちトラクターの平均稼働面積は81/82年度で、1台当たり約110ヘクタール、コンバインのそれは約240ヘクタールと概ね妥当であった。また、施設はピポットセントラル2基、資材倉庫94棟、大型倉庫9棟、修理工場及びガレージ12棟、貯水池及び堰25ヶ所、深井戸6基、車輛秤4基、穀物サイロ3基、種子精選施設2基、コーヒー精選施設1基等であった。また、土壌改良剤、肥料の80～82年度の使用量は約20万トンにのぼった。そのほか、3つの入植地、2つの栽植企業の小集落に建設した住宅は約180棟であった。

入植地において、参加農協が建設した共同利用施設は、車両用秤2基、資材倉庫2棟、種子精選施設2基、サイロ6基、修理工場2棟等であった。郡役所等の協力により整備された公共施設は、小学校3校、滑走路5本等であった。

さらに、連邦政府、州政府によって整備された基幹的インフラストラクチャーは、道路215キロメートル、電化幹線175キロメートルに及んだ。

入植農家、栽植企業、農業開発会社展示農場では、プロジェクトの建設とともに、80/81年にはイライ地区、CDAC及び展示農場が81/82年度にはパラカツ地区（一部は80/81年度から）、コロマンデル地区及びC・FOGOが大豆等穀類の作付けとコーヒー等永年作物の植付けを始めた。80/81年度の延べ作付面積は7,500ヘクタールで、うち穀類の延べ作付面積は7,200ヘクタールと全体の96%を占め、そのうち大豆が約3,800ヘクタールと半ばを占め、裏作小麦が約2,600ヘクタール、その他陸稲、フェジョン等であった。コーヒーも約300ヘクタール植え付けられた。81/82年度においては、延べ作付面積は31,000ヘクタールと予想される生産安定時の作付け面積の約7割に達し、うち穀類が約28,000ヘクタールと全体の90%を占め、そのうち大豆が約19,000ヘクタール、裏作小麦約7,200ヘクタール、その他陸稲、とうもろこし等であった。コーヒーの植付けも進み約2,000ヘクタールとなった。また緑肥作物の栽培、人工草地の造成も進んだ。

これら兩年度の穀類の作柄は、80/81年度は偶々81年2月から3月初めまで3ヶ月に及ぶベラニコの被害を受け、生産量は約4,000トンに止まった。そのうち大豆の生産量は約3,000トンで、ヘクタール当たり収量はイライ地区、CDACでは約0.5トンに過ぎなかったが、農家にとっては目標収量の1.5トンにほぼ近い収量を挙げ、展示農場では約1トンと目標収量にほぼ等しい収量を挙げた。81/82年度も82年1月から2月にかけてベラニコの被害を受けたが、穀類の生産量は約31,000トンとなり、かなりの成績を収めた。このうち大豆の生産量は約22,000トンで、ヘクタール当たり収量は第2作目のイライ地区、CDAC、展示農場では約1.5～1.6トンと目標収量の1.5トンに達し、イライ地区の農家の中には1.8トンに達したものもあった。裏作小麦も0.9トンの収量を収めた。第1作目のパラカツ、コロマンデル、C・FOGOでは、大豆で約0.9トンと目標に近い収量を収め、また、とうもろこしもCDAC、C・FOGOではそれぞれ約3.9トン、2.4トンの収量を収めた。

このように、兩年度の生産は、ベラニコの被害を受けたにも拘らず、大豆の生産を中心にかなりの成績を収め、大豆のヘクタール当たり収量は、第2作目のイライ地区、CDAC、展示農場では目標収量を上回り、PADAP計画の該当年次の収量をも上回った。今後、技術の改良、管理の適正を図れば、生産安定時の目標水準の達成は可能と見通された。

(2) 入植農家及び栽植企業の技術と経営

1) 入植農家

3つの入植地の自然条件は、土地の化学性が劣悪で肥沃度が低く、雨期と乾期が明確で雨期中に数年に一度のベラニコがある等セラード地帯の条件に変わりはないが、標高が1,000メートル前後と高く、コーヒーや小麦の栽培が可能で、地形が平坦又は緩やかな丘陵地で機械化に適し、土壌もセラード地帯としては比較的良好で、イライ地区やパラカツ地区では小川や湧水があり、水源が豊富である等の特性があった。割り当てられたロッテは、耕地、草地、林地等が出来る限り均等になるよう考慮された。92戸の入植農家は、このような自然条件に対応して、農業開発会社をはじめ参加農協、関係機関の指導、支援のもとに、技術マニュアルに従った革新的技術を導入し、経営の近代化に取り組んだ。

○経営主と家族

入植農家の経営主は、南部先進地の参加農協の組合員農家の子弟や地元ミナス・ジェライス州出身の小規模農家の経営主で、多くの希望者の中から選定されただけに、一般に年齢が20～30歳と若く、半数程度が既婚者で、学歴が概して高く、農業経験も豊かな意欲に富んだ青年で、経営の担当者として優れた資質を備えた人材であった。その家族は、既婚者は夫婦と子供1～2人であったが、独身者も半数近くあり、家族労働力は平均1人余であった。ほとんどの農家がオペレーター、農夫等の常雇いを2～3人もち、農繁期には相当数の臨時雇いを雇用した。常雇いは参加農協の所在する州の出身者が多く、臨時雇いはすべて近隣の町や集落の者であった。このように経営は雇用労働力の割合が大きかったが、少なくともその管理は家族によって行われ、本質的に家族経営であった。しかし経営活動の目的は労働所得のみではなく、利潤の追求においており、その意味で、いわば企業的家族経営であった。

○土地所有面積（経営規模）

入植農家の土地所有面積は、機械化に対応して平均398ヘクタールで、イライ地区平均343ヘクタール、コロマンデル地区平均335ヘクタール、パラカツ地区平均451ヘクタールであった。この規模は、ブラジルの土地所有者の面積区分では中規模に該当した。アメリカの中西部の農産物販売額4万ドル以上のとうもろこし、大豆農場と比較すると約2倍に相当するほどのものであった。

○土地利用と開墾、土壌改良

多くの入植農家は、全体の約25%を保留地として保存し、残りを農地として開墾し、その約90%を耕地として造成した。平均耕地の面積は約28

0ヘクタールで、イライ地区約270ヘクタール、コロマンデル地区約200ヘクタール、パラカツ地区320ヘクタールであった。各地区とも耕地の概ね95%を大豆、小麦等の短年性作物用地とし、残りの5%をコーヒー等永年作物の用地とした。81/82年度で人工草地を含む土地利用率はイライ地区はほぼ100%、コロマンデル地区72%、パラカツ地区75%であった。耕地の造成は、参加農協の一括引き受けのもとにCAMIG又は民間業者が行った。作業は技術マニュアルに従い、セラードやセラドンでは伐開はブルドーザー2台によるなぎ倒し方式により、耕起、砕土等は大型トラクターでハロー等を使用して行った。残った樹木の根や株等の除去は抜根機や手作業により、石灰肥料撒布や整地は撒布機、ハローデスコにより行った。施用した石灰、肥料は、多くの農家で1ヘクタール当たり苦土石灰3トン、溶性燐肥0.9トン、塩化加里0.1トンであった。

○作目と作付方式

栽培作物は、大豆、小麦、陸稲等の穀類とコーヒー等の永年作物及び緑肥作物であった。穀類の作付け方式としては、コンバインの収穫能力を考慮して、圃場を幾つかの単位に分け、初めの1～2年は陸稲、2～3年目から中、晩生の大豆を主体に、一部で早生大豆と小麦の二毛作を取り入れた輪作を理想とした。陸稲は酸性に強く、雨さえ順調に降ればかなりの収穫があり、開発初期に好んで作付けされた。また大豆は既にセラード地帯での基幹作物として定着し、生産性も良好で、早生種と小麦の二毛作も南部地方で定着し、セラード地帯でもPADAP計画でその可能性が実証されていた。しかし実際には、陸稲は病害があり、早生大豆は収穫が少なく、小麦も地域適正がある等のため作付けは必ずしも理想どおりではなかった。

○作付面積

各地区の平均作付面積は、イライ地区では、80/81年度には大豆が約100ヘクタール、裏作小麦が約46ヘクタール、合計約150ヘクタールの作付けを行い、一部の農家でコーヒーを植え付け、81/82年度には大豆約250ヘクタール、裏作小麦約90ヘクタール、合計約340ヘクタールの作付けを行い、ほかにコーヒー約5ヘクタールを植え付けた。パラカツ地区では、80/81年度には小麦約15ヘクタールのほか緑肥作物を作付けし、81/82年度には大豆約150ヘクタール、小麦約45ヘクタール、陸稲約15ヘクタール、合計210ヘクタールの作付けを行い、ほかにコーヒー約18ヘクタールを植え付け、緑肥作物も約45ヘクタール作付けた。コロマンデル地区では81/82年度に大豆約120ヘクタール、小麦約45ヘクタール、合計165ヘクタールの作付けを行い、ほかにコーヒー約10ヘクタール植え付けた。早生大豆と裏作小麦の二毛作面積の割合は、イライ地区

約4割、パラカツ、コロマンデール地区約2割であった。

○技術

作目の品種は、大豆では早生種PARANA、中生種サンタローザ、IAC2、5、晩生種UFV1、4、DOKO（CEPACが開発したもので、当時の経団連土光会長の名に因んで命名したもので。）が、小麦ではIAC-5、MARINGA、BH-1146等が、コーヒーではアラビカ種のムンドノーボ、アツアイ種が多く用いられた。種子は、大豆でヘクタールあたり83～90キログラム、小麦で150～180キログラムと技術マニュアルに近い量を使用し、接種、畦幅、密度はマニュアルに従った。肥料は、基肥として大豆では0-32-15をヘクタールあたり300キログラム、小麦では4-30-18をヘクタールあたり300キログラムとマニュアルよりリン酸、加里の成分の高いものを使用した。病害虫による被害は少なかったが、予防のためマニュアルに従って機械による撒布を行った。

○生産性

作物の平均収量は、80/81年度は各地区ともきびしいベラニコの被害を受け、イライ地区では大豆は約83トン、ヘクタール当たり約0.8トン、小麦は約5トン、ヘクタール当たり0.2トンに過ぎなかったが、81/82年度においてはベラニコ被害があったものの大豆約360トン、ヘクタール当たり1.5トンと目標収量に達し、農家によっては1.8トンの収量を挙げ、小麦は82トン、ヘクタール当たり0.8トンと目標を下回った。パラカツ地区では、実質1作目の81/82年度に大豆約136トン、ヘクタール当たり約0.9トンと目標に近い収量を挙げ、小麦は約31トン、ヘクタール当たり0.7トンと目標を下回った。また、コロマンデール地区では、1作目の81/82年度に大豆約116トン、ヘクタール当たり1トンと目標に近い数量を収め、小麦は15トン、ヘクタール当たり0.5トンに過ぎなかった。このように各地の平均収量は、両年度ともベラニコの被害を受けた上に、イライ地区が2作、パラカツ地区が実質1作、コロマンデール地区が1作に過ぎなかったが、大豆の生産を中心にかなりの成果を収め、イライ地区では第2作で目標水準に達し、他の地区でも1作目で目標水準に近い成績を収め、生産安定時の目標水準の達成は十分可能と予想された。

○収益性

入植農家は、81/82年度には、生産性の向上により、かなりの粗収益を挙げたが、大豆の国際価格が82年には前年の世界的豊作による在庫の増加によって下落したことや資材価格の上昇、特別プログラムによる営農費融資の利子支払い等によって経営は赤字であった。しかし生産安定時には、情勢に大きな変化がない限り、予想される生産性の向上によって粗収益が増大し、

かなりの純収益が期待され、据置期間中に資金を蓄積すれば、5～8年後にピークの来る特別プログラムによる投資資金の返済は可能で、経営の安定を図ることが出来ると予想された。合同評価において、各地区の事例入植農家の営農計画に基づき、価格を82年5月に固定して、これまでの実績をベースに資金繰りと損益の予測を行ったが、イライ地区農家について見ると、資金繰りは可能で損益は3年目より黒字となり、生産安定時には祖収益約13.7万ドル、経営費約9万ドルで、純収益は約4.7万ドルに達し、据置期間中に出来る限り資金を蓄積すれば投資資金の返済のピーク時の返済額4～5万ドルの返済は十分可能と予想された。また、合同評価に先立ち伯側が行った評価調査によると、82年5月現在で入植農家92戸について、これまで実施された投資と今後予想される収益を概算し、プロジェクトライフを12年として計算した内部収益率は21～28%とかなり高いものであった。

○参加農協の活動

また、入植農家は参加農協や生産者協会の支援による大きな恩恵を受けた。これら農協等は、技術、営農の指導のほか、資材の共同購入、農産物の協同販売を行うとともに、必要な各種の共同利用施設を設置して入植農家を支援し、入植農家はこれら支援のもとで規模の経済性を実現することが出来た。

○定住地の整備

他方入植農家は、かつてのヨーロッパや日本の移住者と同様、定住方式は散居式をとり、それぞれ80平方メートルの住宅、200平方メートルの機械の格納庫等の農業施設のほか、井戸水による水道、電気等の生活環境施設を整備した。農協等は生活面でもサービス事業を行い、集会所等を整備して生活を支援した。地域住民とのトラブルもほとんどなく、入植農家は円滑に地域社会と融合した。郡役所等地方公共団体も学校、滑走路等の公共施設を整備した。さらに、連邦政府、州政府による基幹的インフラストラクチャーの整備も、入植農家や地域住民には計り知れない便宜を与えた。

以上のような生産、生活両面における成果は一般の注目を集め、国の内外から見学者や視察団が訪れ、これを高く評価し、将来の発展を期待した。

2) 栽植企業

CDACの自然条件は、パラカツ地区の中ではセラドンの占める割合が高く、土壌が比較的良好で、年間雨量も多かった。土地の60%近くが平坦で、耕作に適し、残りは傾斜地を含む自然牧野、自然林で、農場内にはサンフランシスコ川とパラナ川の分水嶺をなす小川や湧水があり、周辺農場との境界も小川で水源が豊富であった。またC・FOGOは標高は低いものの年間雨量はかなりあり、農場周辺には小川があり、農場内には湧水があった。農場の一部は高い樹木の自然林となっており、地下に石灰岩が

埋蔵され、土壌が良好であった。両企業は、このような自然条件を生かし、農業開発会社、関係機関の支援協力のもとに技術マニュアルに沿った革新的技術を導入し、経営の近代化に努めた。

○管理体制

両企業とも経営は経営審議会及び取締役会によって管理した。CDACでは、経営審議会は普通株の株主4社の代表委員4名によって構成し、農業開発会社代表が会長となり、日系コロニア代表が社長となって全般的な管理にあたった。取締役会は3名の取締役によって構成し、パラナ州の日系農場主が専務取締役、元コチア産組職員の農業技師が技術担当取締役、農業開発会社の推薦する会計士が財務担当取締役となり、経営審議会の定めた方針に基づき業務を執行した。実際には、社長、専務取締役及び技術担当取締役が中心的役割を果たし、社長が陣頭指揮し、技術担当取締役が農場の総指揮を取り、専務取締役が経験を生かしてこれを助ける形をとった。81年に専務取締役が退任してからは、社長が専務取締役を兼任し、技術担当取締役と共に業務を指揮した。経営の部門は、81年の経営多角化後は、穀作、コーヒー、牧畜、野菜、機械、事務の6部門とし、それぞれ農業技師（2名）、畜産技師（1名）、技手（2名）、会計士（1名）を責任者として管理に当たさせた。

C・FOGOの経営審議会は、旧農場所所有者兄弟及び普通株株主2社の代表委員4名によって構成し、旧農場主が会長となり全般的な管理に当たり、取締役会は3名の取締役によって構成し、旧農場主が専務取締役、その弟の農業技師が技術担当取締役、農業開発会社が指名する会計士が財務担当取締役となって業務を執行した。実際には、技術担当取締役が中心となり、経験を生かして業務を指揮した。経営の部門は穀作、牧畜、機械、事務の4部門とし、それぞれ農業技師（1名）、技手（2名）、会計士（1名）を責任者として管理に当たさせた。

○労働力

両栽植企業は、資本制企業として、CDACは81年の合理化後も多数の労働力を雇用した。81/82年度で、事務員、オペレーター、修理工、農夫等常雇いがCDACで約60名、C・FOGOで約50名、臨時雇いがピーク時それぞれ約150名、100名にのぼった。CDACはオペレーター等の常雇いはパラナ、サンパウロ州等南部諸州出身者もいたが、その多くは地元ミナス・ジェライス州出身者で、臨時雇いはすべて地元の町や集落から雇用した。C・FOGOは常雇いのほとんどを地元で採用し、臨時雇いはすべて地元から雇用した。賃金は常雇いの場合、概ね最低賃金の2倍程度、臨時雇いは最低賃金程度であった。このように栽植企業は賃

金労働による企業経営であった。

○土地所有面積

農場面積はCDACが10,120ヘクタールで、C・FOGOが4,840ヘクタールであった。この規模は、ブラジルの土地所有者の面積区分から見れば、全体の10%程度の巨大経営に相当し、アメリカでもこの規模の農場は全体の5~6%に過ぎない程の大きさのものであった。

○資本装備

また両企業は、技術マニュアルに従って近代的経営に必要な高度の機器施設を体系的に整備した。82年9月現在で、CDACでは、機械はトラクター30台、コンバイン9台のほかハロー、プラウ、播種施肥機、石灰撒布機等、農業機械115、車両15台、施設は倉庫、格納庫、修理工場、サイロ、乾燥施設等を整備した。また、C・FOGOでは、機械はトラクター14台、コンバイン7台、ハロー、プラウ等農業機械64、車両7台のほか、施設はピポットセントラル1基、修理工場、倉庫、格納庫、タンク等を整備した。トラクター、コンバインの負担面積は81/82年度で、CDACではそれぞれ130ヘクタール、340ヘクタール、C・FOGOでは140ヘクタール、310ヘクタールであった。

○土地利用と開墾、土壌改良

CDACでは、全体の20%の自然林及び境界水源地を保留地とし、約30%の傾斜地等を自然牧野及び人工牧野とし、残りの約50%を耕地とした。人工牧野を含む土地利用率は約48%であった。耕地は約4,000ヘクタールで、うち約80%を大豆等の短期作に、残りの20%をコーヒー等の永年作に当てた。C・FOGOでは全体の約20%の自然林等を保留地、約20%を人工牧野とし、残りの約60%を耕地とした。人工牧野を含む土地利用率は74%であった。耕地の面積は約2,900ヘクタールで大豆等短期作の用地とした。両企業とも耕地及び人工草地の造成は一部を除き民間業者に委託して入植農家と同様技術マニュアルに従って行った。土壌改良のため施用した石灰、肥料は、CDACでは入植と同様であったが、C・FOGOではヘクタール当たり石灰2トン、溶性燐肥0.15トン、燐鉱石0.35トンとした。

○作目と作付方式

両企業の経営方針は、当初はCDACでは大規模な穀作とコーヒー及び牧畜の複合経営を、C・FOGOでは穀作と牧畜の複合経営により生産性の向上を目指すこととしたが、このうちCDACでは81年度から経営の多角化を図ることとなり、新たに野菜、養豚を加えた複合経営とした。穀作の作目はCDACでは大豆、小麦、とうもろこし、陸稲、フェジョン、

C・FOGOでは大豆、とうもろこし、陸稲、フェジョン等であった。両企業とも圃場内に一部肥沃な土地を含むため、2年目からとうもろこしの栽培を取り入れた。作付け方式はCDACでは入植農家と同様大豆を主体とし、早生大豆と裏作小麦の二毛作及びとうもろこしとの輪作を、C・FOGOでは大豆を主体にとうもろこしとの輪作を行った。

○作付面積

CDACでは80/81年度には大豆600ヘクタール、裏作小麦460ヘクタール、陸稲600ヘクタールの作付けを行ったほか、コーヒー100ヘクタールを植え付けた。また肉牛600頭を取得した。81/82年度には作目を多角化し、大豆1,400ヘクタール、裏作小麦約1,500ヘクタール、とうもろこし約60ヘクタール、陸稲約270ヘクタールの作付けのほか、コーヒー約200ヘクタールを植え付け、コーヒーの栽培面積は300ヘクタールとなった。また、緑肥作物も900ヘクタールに作付けした。肉牛、乳牛は680頭となった。このほか低湿地利用による水稲の栽培、灌水によるかぼちゃ、ポテト、グリーンピース、サヤエンドー、ショーガ、ニンニク等の野菜を栽培した。

C・FOGOは80/81年度には陸稲90ヘクタール、フェジョン150ヘクタールの作付けのほか緑肥作物を栽培した。81/82年度には大豆1,100ヘクタール、とうもろこし400ヘクタール、陸稲700ヘクタールを作付けした。肉牛、乳牛の頭数は1,900頭となった。

○技術

作物の品種は入植農家と同様であったが、施肥は、CDACでは大豆で基肥としてヘクタール当たり0-30-15を0.26トン、小麦で0-14-8を0.3トン、追肥硫安0.15トン、とうもろこしで4-14-8を0.3トン、追肥硫安0.2トンとした。C・FOGOでは大豆で0-20-10を0.3トン、とうもろこしでCDACと同様4-14-8を0.3トン、追肥硫安0.2トンとした。防*は技術マニュアルに従って数回機械による薬剤の撒布を行った。

○生産性

作柄は、80/81年度は激しいベラニコの被害を受け、CDACでは大豆約200トン、ヘクタール当たり0.5トンに過ぎなかった。小麦は約380トン、ヘクタール当たり0.8トンであった。81/82年度もベラニコの被害があったが、大豆は約2,000トン、ヘクタール当たり約1.5トンと目標に達した。小麦は約800トン、ヘクタール当たり0.5トンであったが、とうもろこしは約240トン、ヘクタール当たり3.9トンと、目標の3.4トンを上回った。また陸稲は約360トン、ヘクター

ル当たり1.3トンであった。また、C・FOGOでは80/81年度には陸稲、フェジョンそれぞれ約52トン、12トンで、ヘクタール当たり0.5、0.08トンに過ぎなかった。81/82年度には大豆約1,000トン、ヘクタール当たり0.5トンであった。とうもろこしは900トン、ヘクタール当たり2.4トンであった。また陸稲は約1,200トン、ヘクタール当たり1.9トンであった。このように両企業ともペラニコの被害があったにも拘わらず、大豆、とうもろこしを中心にかなりの成績を収め、CDACでは2作目で大豆で目標水準に達し、とうもろこしでは目標を上回った。生産安定時の目標水準の達成は可能と予想された。

○収益性

生産性の向上により、81/82年度にはかなりの粗収益を収めたが、経営費をカバーすることが出来ず、収支は両企業とも赤字であった。決算上価値修正後黒字となるに過ぎなかった。財産の状況を81年度（CDACは81年8月31日、C・FOGOは81年12月31日）で見ると、自己資本はCDACで214百万クルゼイロ（約376百万円）、C・FOGOで約202百万クルゼイロ（約355百万円）で、総資本に占める割合は、CDAC41%、C・FOGO48%と何れもブラジル企業の一般水準を下回り、特にCDACでは累次の増資にもかかわらず資本不足の状態であった。恒久資産の資産総額に占める割合は両企業とも約80%で当面においては資産構成は健全であった。恒久資産の約5割は特別プログラム基金からの借り入れによっており、経営の安定のためには入植農家と同様返済のピークまでに出来る限り生産を増やし、収益を収めて資金を蓄積し、返済に備える必要があった。これについては両企業とも生産安定時には、情勢に大きな変化がない限り、予想される生産性の向上によって粗収益は増大し、相当の純収益が期待され、特別プログラム基金からの投資資金の返済は可能と予想された。合同評価において、栽植企業についても資金繰りと損益予測を行ったが、資金繰りについては新規に短期資金の借り入れが必要なものの、損益はCDACでは85年以降、C・FOGOでは83年以降黒字となり、投資資金の返済も可能と見通された。

○従業員の福祉施設

また両企業は、生産活動とともに農場内に居住区を設け、管理者や労務者の住宅のほか、各種生活環境施設、厚生施設を整備した。82年度でCDACでは、管理者住宅2、技術者住宅6、労務者住宅92、食堂2、学校1、教会1、堰、水槽、深井戸、発電施設、無線施設等であった。C・FOGOでは管理者住宅2、技術者住宅2、労務者住宅10、堰、深井戸、発電施設等であった。これら施設は生産施設と合わせ小集落を形成した。

さらに両企業は農場内外に必要なインフラストラクチャーを整備した。C DACでは道路40キロメートル、滑走路、貯水池、電化幹線8キロメートル、支線5キロメートル、C・FOGOでは道路20キロメートル、電化幹線15キロメートル、支線6キロメートル等であった。

(3) 農業開発会社の試験場及び展示農場の成果

1) 試験場

農業開発会社はパラカツ中心地に隣接して設置した試験場を整備し、各種の研究活動を行った。運営は、会社の取締役会の決定する方針に基づき、技術担当取締役が分担し、試験場長はパラカツ事務所長が兼務し、技手、オペレーター各1名のほか人夫が業務に従事し、国際協力事業団派遣の専門家3名（81年3月までは2名）が試験業務を実施し、CPAC及びEPAMIGの協力を得た。試験場は235ヘクタールの用地のうち差し当たり30ヘクタールを使用し、試験圃場を28.5ヘクタールとし、残りを施設用地とした。施設は200平方メートルの研究室、220平方メートルの格納庫のほか、専門家及びオペレーター用宿舎各1棟、深井戸、貯水タンク、水道、電気施設等であった。機械はトラクター2台、農機具14台、車両2台、発電機1式等であった。試験用機材としては、80年度に国際協力事業団からCPACを通じて貸与された各種顕微鏡、写真機、乾燥機、防除機、百葉箱等15点、及び81年度に専門家の携行機材として供与された湿度計、温度計、土壌分析器、PHメーター等35点であった。

試験業務は、国際協力事業団派遣の専門家により、80/81年度には、大豆、小麦の栽培試験（技術マニュアルの実証試験）、大豆の品種比較試験、小麦に及ぼす緑肥の肥効試験、大豆基肥の肥効試験、ソルガムの品種比較試験の5テーマについて試験を行った。81/82年度には専門家が3名となり、試験機材も充実したことから、試験研究の範囲を広げ、大豆の適品種比較試験、系統選抜試験、施肥・肥効試験、小麦、とうもろこし、ソルガム及びヒマワリの適品種選抜試験、栽培試験、牧草の導入栽培試験等を行った。専門家は任期を延長して試験業務に従事した。

このように、試験場は必要最小限の施設で国際協力事業団をはじめ関係機関の協力と派遣専門家の努力によってそれなりに成果を収めた。しかし試験研究の一層の充実のためには体制の充実強化が必要であった。これに対し農業開発会社の伯側関係者は、もともと研究活動は会社の業務になじまないとし、必ずしも積極的ではなかった。そのうち会社の資金繰りが窮屈になるに従って、必要な体制の充実は事実上不可能となり、体制の維持

さえ会社にとっては大きな負担となるようになった。81年7月に締結した農業開発会社、CPAC、EPAMIGの三者協定においては、将来の発展のため試験場のEPAMIGへの譲渡も選択肢のひとつとして検討せざるを得ないこととなった。

2) 展示農場

次にコロマンデルに建設した展示農場の自然条件は、標高1,000～1,100メートルの卓状地で全体の約25%が傾斜地を含む自然牧野、セラドンで、残りの約65%が平坦な自然牧野、人工牧野で、土壌も比較的良好であった。ベラニコの危険性はあったが、境界線の谷には水量の豊かな川が流れ、高低差は大きかったが利用可能であった。農場はこのような自然条件を利用し、技術の展示農場として整備し、大豆、小麦の原種生産を中心とし、コーヒー、牧畜等各種の生産活動を行った。

農場は試験場と同様、技術担当取締役が分担し、農業技師の支配人（農場長）が全般を指揮した。本部の下に穀物、コーヒー、牧畜及び機械の4部門を置き、各部門に技手及び獣医を配置しそれぞれの管理に当たさせた。本社社員は場長のほか8名であった。

農場は企業農場として多数の労働力を雇用した。81/82年度で事務員、オペレーター、修理工、農夫等の常雇いが約70名、臨時雇いがピーク時150名であった。これら常雇いは可能な限り地元で採用し、農夫、臨時雇いはすべて地元及び隣接郡で採用した。賃金は栽植企業とほぼ同様であった。

農場の面積は、枠組みより若干増加し、5,780ヘクタール、CDAC、C・FOGOと並ぶ巨大経営で、自然牧野、傾斜地等約25%を保留地とし、平坦又は緩やかな起伏の約30%を耕地、残りの約45%を人工牧野、採草地とした。人工牧野を含む土地利用率は約75%であった。耕面積は約2,000ヘクタールで、このうち1,500ヘクタールを大豆、小麦、とうもろこし、陸稲等の短期作用地とし、残りの約500ヘクタールをコーヒー等の永年作用地とした。耕地及び人工牧野は農場が直接伐開、開墾、土壌改良を行い、土壌改良にはヘクタール当たり苦土石灰3トン、溶性燐肥と塩化加里の配合肥料0.9トンを施用した。

農場は展示農場として、高水準の技術を駆使し、高度の機械、施設を体系的に整備した。82年9月現在で、農業機械はトラクター19台、ブルドーザー2台、コンバイン5台、車両13台、ほかプラウ9、ハロー9、播種施肥機3、農薬散布機6、*転機3、ほかアタッチメント87等であった。施設はピポットセントラル1基、事務所、格納庫、資材工場、修理工場等20棟、種子精選施設、コーヒー精選施設、追い込み場、貯水池、

深井戸、発電施設等であった。トラクター及びコンバインの負担面積はそれぞれ103, 390ヘクタールであった。

大豆、小麦の原種生産は、EMBRAPA、EPAMIG、ヴィンソーザ大学との契約によって行った。コーヒーは、農場開設とともに育苗に着手し、2年間にほぼ計画面積の作付けを終わった。牧畜は、異種交配による種蓄の育成、供給と雄牛の育成、肥育を行い、セラードに適合した種蓄の改良と肥育牛の販売による収益の確保を目指した。

80/81年度においては、種子用大豆520ヘクタール、種子用小麦220ヘクタール、緑肥作物300ヘクタールの作付けのほか、コーヒー140ヘクタールを定植した。人工牧野800ヘクタールを造成し、牛780頭を購入した。81/82年度においては、種子用大豆800ヘクタール、種子用小麦250ヘクタール、緑肥作物400ヘクタールの作付けのほか、コーヒー約340ヘクタールを定植し、人工牧野200ヘクタールを造成し、種牛18頭、母牛1,000頭、肥育牛400頭を購入し、牛の頭数は2,300頭となった。

作物の栽培品種は、大豆はIAC-8、UFV1、4、5、DOKO、IAC-C、小麦はIAC-5、BH1146、BR10、コーヒーはアラビカ種のムンドノーボ及びカワアイであった。種子は大豆でヘクタール当たり90キログラム、小麦で15キログラムとした。肥料は、大豆についてはヘクタール当たり2-20-10を0.3トン、小麦については1-14-80を0.35トンとした。

作柄は80/81年度はベラニコの被害もあって、大豆約500トン、ヘクタール当たりで約0.9トン、裏作小麦で約40トン、ヘクタール当たり0.2トンに止まったが、81/82年度はベラニコの被害があつたにも拘わらず、大豆1,300トン、ヘクタール当たり約1.6トンと目標水準を超え、小麦も約2,000トン、ヘクタール当たりで0.9トンと良好で、他の農業生産者の何れよりも高い収量を収めた。

経営収支について、農場会計を本社の別勘定として試算すると、両年度とも、穀物部門の比重が相対的に小さく、牧畜部門の収入もなお多くを得られず、コーヒー部門は収穫期に達していないこともあって経営費をカバーすることが出来ず、収支の均衡を図ることができなかった。また、81年度末の財産の状況をみると、総資本に占める自己資本の割合は約63%とブラジルの企業の一般水準並で、恒久資産の総資産に占める割合は約90%に及んだ。特別プログラム基金からの借り入れの割合は約30%で、栽植企業より小さかったが、その償還のピークまでに資金の蓄積を急ぐ必要性は栽植企業と同様であった。農場は優良種子の生産においては

ミナス・ジェライス州で最大規模のもので、コーヒーや改良種牛の生産でも屈指のものであった。高度の技術と充実した経営内容から経営収支は遠からず均衡し、特別プログラム基金からの借入金を償還して経営の安定を図ることは可能と見通された。

また、農場は生産活動と並行して、農場本部、生産施設群に隣接して居住区を設け、栽植企業と同様管理者や労務者の住宅のほか、各種の生活関連施設を整備した。主な施設は、管理者住宅2、技術者住宅4、労務者住宅16、宿舎6棟のほか、水道施設、食堂、調理場、学校1、テニスコート1、臨時雇い送迎用バス、日雇い労務者の宿泊（1週間）のためのベッド104、日用品販売店等であった。農場周辺の基幹的インフラストラクチャーはミナス・ジェライス州道路局によって整備され、農場内のインフラストラクチャーは農場が整備し、牧柵260キロメートル、道路17キロメートル、電線10キロメートル、給水管5キロメートル、電話等であった。またコロマンデル郡役所により道路、橋の改修が行われ、小学校に教師2名が派遣された。

このように農場の生産、生活両面における充実した活動は、展示農場として、あるいは地域の模範農場として一般の注目を集め、内外から見学者、視察団が相次ぎ、高い評価を受けた。

以上のとおり、開発事業は計画を上回る成果を収め、農業生産者の経営は、大豆を中心とした穀作の近代的経営として、概ね目標水準の生産性を挙げ、収益性も投資資金を返済して経営を安定させることが出来ると認められ、セラード地帯における新しい農業技術の確立と経営の安定の可能性を実証した。農業開発会社の試験場は、会社経営の制約から十分な成果を挙げることはできなかったが、展示農場は、大豆、小麦の原種生産を中心として高度の技術を展示し、技術の確立に寄与した。

2、開発事業の効果

(1) 直接効果 (E f f e c t s)

1) 総合的效果—資源利用の効率性と社会的公正への寄与

開発事業の実施は、国民経済的に限りある資源の有効利用を実現し効率性の高いものであった。合同評価において、82年5月時点を基準とし、これまでの生産額と今後予想される年々の生産額を便益とし、これまでの投資額と今後予想される年々の生産費、維持管理費を費用とし、プロジェクトライフを23年として計算した内部収益率は14%であった。この数値は農業開発事業としては高い優先度を持つもので、資源の適正利用を意味し、開発事業は効率性の高いものであった、ということができる。

また事業の実施地区は、未利用又は自然放牧の土地で、食糧生産はほとんど行われず、雇用機会が乏しく所得水準も低く、消費財の供給不足をはじめ、教育、医療、文化施設の不備等福祉水準の低い遅れた地域であった。開発事業の実施は次に述べるように、食糧の増産をはじめ、雇用、所得の増加、中心都市におけるサービス産業の発展、教育、医療施設の整備等地域社会の開発を促進した。この意味で開発事業は、社会的公正の実現に大きく寄与したということが出来る。

2) 食糧増産効果

開発事業は既述のとおり、農業開発会社の企画、調整、支援と、参加農協、関係機関の協力、支援のもとに、選定された農業生産者が土地を取得し、導入技術に従って、伐開、開墾、土壌改良等の固定資本投資と、機械の整備、施設、建物の建設等半固定投資を行い、これをベースにして行った2年間の生産活動を含むいわゆる開発の初期投資であった。これに投入した事業の資金は57億クルゼイロ（約125億円）であった。開発事業はこのような投資によって大きな成果を収めるとともに、その結果として多くの直接的間接的效果をもたらした。その一つは生産活動によってもたらされた食糧増産効果であった。

開発事業によって実施期間に生産された穀物は80/81年度、4,000トン、81/82年度、3万2千トンに過ぎなかったが、生産安定時には増加が期待された。もともと開発事業の実施地区は未利用又は自然放牧の土地で、穀物の生産は不可能とされ、開発事業が行われなければ食糧の生産が行われることはなかった。従って開発事業による食糧の生産は、生産量は小さくても100%増産となるものであった。生産された食糧のうち、大豆はほとんどすべて搾油工場に、小麦は全量政府（伯銀）に、米は地域の精米所又は政府（CFP）に出荷した。従って地域住民にとっては直接食糧供給の増加につながるものではなかったが、間接的には食用油脂、畜産物、小麦、米の地元での供給増加となり、生活の向上に役立つものであった。

3) 雇用効果

第2は投資と生産活動によってもたらされた雇用効果であった。固定資本投資の伐開、開墾、土壌改良はCAMIGや民間業者が請け負い、作業員を雇用し、ほとんど地域で生産される資材を生産業者又は販売店で購入し、大部分機械で行ったが、機械の操作のほか寄木、根や株の拾い集め、焼却、テラス造り等には人力が必要であった。必要労働力は100ヘクタール当たり4人程度といわれ、農用地面積を40,000ヘクタールとして約1,600人であった。半固定投資のうち機械の整備は参加農協によ

る幹旋、共同購入のもとにパラナ州クリチーバ市の農業機械中心地のメーカー又は販売店から購入したが、施設、建物の建設は民間業者が請け負い、作業員を雇用し、地域で生産される資材を購入して行った。これに必要な作業員は、大工、左官、鳶等約1,400人であった。また、生産活動は農業生産者が必要な労働力を雇用し、資材を購入して行ったが、労働力は農業技師、事務員約100人、オペレーター、修理工、農夫等の常雇い約300人のほか、日雇い約1,600人に上り、合計2,000人の雇用が生まれた。なお、この他基幹的インフラストラクチャー整備のための雇用もあり、この事業の直接雇用は5,000人を上回るものであった。このうち農業技師やオペレーター等の一部は農協所在地域の出身者であったが大部分は地元の労働力であった。一般に機械化農業の雇用効果は小さいといわれたが、この事業の雇用はかなりの量とみることが出来、雇用機会の乏しいこの地域でその効果は小さいものではなかった。

4) 所得効果

第3は所得効果であった。土地取得資金は事業資金総額の約17%であったが、この資金が少数の不在地主を除き52名の地域の地主に支払われ、地主の所得となった。固定資本投資のための資金は全体の37%を占めたが、この資金が作業を請け負ったCAMIGや民間業者に支払われ、それら業者から購入した資材費が支払われるとともに雇用した作業員に俸給、賃金が支払われ、それらの所得となり、残りが業者の所得となった。機械の整備費を除く半固定資本投資のための資金は全体の21%であったが、この資金のうち資材費を除く金額が固定投資の場合と同様作業員と業者の所得となった。また生産活動のための資金は全体の15%であったが、購入した資材費を除く金額が雇用した労働力の俸給、賃金として支払われ、それらの所得となり、残りが農業生産者の所得となった。なおこのほか基幹的インフラストラクチャーの整備に伴う雇用者の所得もあった。開発事業に伴う所得の増加は、地域の所得水準の向上に少なからず寄与した。

5) 税収効果

直接効果としては、租税収入の効果も挙げることができる。税収のうち最も大きなものは州の商品流通税で、生産者から最終消費地に互る全移出段階毎に課税され(州内16%、州境11%)、税収はその20%が郡に交付される。これまで関係郡では流通農畜産物は肉牛等に限られ、見るべき税収がなかっただけに、食糧の増産による流通量の増加はこれら郡の税収を増大させ、郡の行政サービスの向上につながった。

(2) 間接効果 (Impact)

1) 技術の伝播による生産の拡大効果

初期投資において導入された技術は、大型機械体系を中核とした革新的技術であった。この技術によって裏付けられた開発事業は、これまで食糧の生産は不可能で、精々自然牧野を利用した放牧しか出来ないと思われていたセラードで、大豆を中心に、小麦、とうもろこし、コーヒー等の効率的な生産が出来ることを実証した。農業開発事業は生産の技術革新を展示し、周辺地域社会に強いインパクトを与えた。

革新技術は、期待される高い生産性と収益性のために転移、伝播する。イライ、コロマンデール、パラカツの各事業地区の周辺には、開発事業がほぼ峠に差し掛かった81年ごろから南部地域の入植農家の親戚、知人等で、自力で入植するものが現れ、その数は急速に増加し、82年の事業終了時には数十戸にのぼった。これら自立入植農家は従来南部地域で所有していた土地を売却し、その代金で事業地区周辺により広い土地を取得し、入植農家にならって機械、施設を整備した。

また、EPAMIGの評価調査によると、開発事業のために土地を売却した52戸の地主のなかで、開発事業に触発されて従来からの牧畜の充実とともに新たに農業生産を始めるものが現れた。これら地主の土地所有面積は約97,000ヘクタールであったが、売却後は購入を含めて47,000ヘクタールと半減した。それにも拘わらず畜牛飼養頭数は売却前の約36,000頭から売却後の81年には118,000頭と4倍弱に増加し、耕作面積は同じ期間に僅か11ヘクタールから大豆栽培を中心に約3,000ヘクタールに急増した。このような開発事業に直接関わった地主以外の地主等の中でも開発事業を見習って耕作を始める者が急速に増加した。パラカツ地域では81年に従来の農牧場で約7,000ヘクタールの大豆生産が始まった。生産の拡大に伴って、事業地区の所在するイライ郡（ロマリア郡を含む）、コロマンデール郡、パラカツ郡の大豆、とうもろこし、陸稲の作付面積は、80年の約23,000ヘクタールから82年には54,000ヘクタールと2.3倍となり、生産量は同じ時期に約38,000トンから約86,000トンへと約2.2倍に増加した。このような地主や自立入植農家の生産活動は、直接効果として述べたような効果をそれぞれの地主や農家において発生し、雇用、所得、税収の増加をもたらし、効果を増幅した。

2) 資材産業の活発化（後方関連効果）

初期投資のうち投資や生産活動（間接効果による生産活動を含む）は多額の生産資材の需要を生んだ。生産資材のうち土壤改良剤や肥料、建設資材はそのほとんどが地域又は周辺地域で供給され、それら生産業者の生産

活動を活発化させた。土壌改良剤は膨大な量にのぼったが、そのすべてが事業地区近辺の石灰山で発掘、粉碎され、そのための工場の新設、拡張、作業員の増員をもたらした。事業地区への運搬も地元の運送業者が行った。また肥料のうち溶性燐肥は事業地区周辺の州内で生産され、土壌改良剤と同様、工場施設の拡張、作業員の増員をもたらした。セメント、レンガ、木材、鉄製品もほとんど州内で供給され、施設の拡張等をもたらした。このような資材産業の活発化は、いわば後方関連効果として、直接効果と同じような効果をそれぞれの産業において発生し、雇用、所得、税収の増加等の効果を増幅した。

以上のような生産の拡大や資材産業の拡張等の間接効果に伴う、増加した雇用は、82年現在で直接効果のおよそ2倍、10,000人に達すると推定された。従って創出された直接、間接の雇用は15,000人といわれた。地域の中心都市や集落には失業者が減り、コロマンデル市では、直接雇用300人、家族の間接雇用1,500人が発生し、失業者がいなくなったといわれた。雇用の増加は所得の増加となり、交付された82年の関係郡の商品流通税は、80年の約1.6倍となった。

3) 地域開発効果

開発事業は以上のような直接、間接の効果によって、農業生産の拡大のみならず資材産業の活発化を誘発し、人口が増加し、地域経済を活性化した。開発事業に投入された事業資金は、機械の整備等一部域外に流出(約10%)したものを除き、地域を償還して地域経済の活性化を円滑にした。関係郡の中心市街地では、食料品店、雑貨店、食堂、レストラン、肥料販売店、建築資材販売店、修理工場等が増加又は新規に営業を始め、病院の拡張、保健所、中・小学校の新設、公営住宅の建設等活況を呈するようになった。また、イライでは国道36号線と事業地区とが結ばれ、コロマンデルでは州道28号線が国道に格上げされ、近く舗装されることとなり、パラカツでは事業地を貫通して国道40号線と国道251号線を結ぶ郡道が整備され、地域住民の便益が拡大した。

4) 自然環境の保全

また自然環境の保全については、20%の保留地の留保、緑肥作物やコーヒーの作付けによる周年緑地割合の維持、等高線に沿った寄木、テラス造り等による浸蝕防止、防除の合理化による土壌保全等十分な配慮を払い、開発事業の規模がセラード地帯の生態等を変化させるほどのものでなかったことと相俟って、大きな問題を生ずることはなかった。むしろ各地区には近代的な定住地、企業の居住区等新しい農村の景観を形成した。

5) 地域を超えた波及効果

上述したように、開発事業においては、必要な機械は主に地域外のパラナ州クリチバ市の農業機械中心地のメーカーより購入し、総額約10%の事業資金が流出した。従って開発事業は、これらメーカーの生産活動に影響し、需要がまとまっていただけに効果は軽視出来ないものがあったと思われる。

また開発事業の農産物のうち、大豆は州内ラベランジャに進出していたABCやカーギルの搾油工場に、一部はサンパウロ州の搾油工場に出荷した。出荷量がなお小さかったのでインパクトを与えるほどのものではなかったにせよ、当時の搾油産業が設備過剰の状態にあり、また将来生産量の増加が期待されただけに影響は少なからずあったと思われる。このように開発事業に伴う直接、間接の効果は予想以上のものであった。

(3) 新しいセラード農業開発方式の確立

さらに試験的事業の開発事業は、セラード農業開発に新しい開発方式を開発、確立した。

既述のとおり、ブラジルでは70年代の初めから各種の地域開発政策が進められ、セラード地帯についても多くの開発計画が実施されたが、それらは何れもセラード地帯のみを対象とした農業開発計画ではなかった。セラード地帯の農業開発を目的とした最初の開発計画は疑いもなくミナス・ジェライス州政府が実施した「セラード地帯における総合融資計画（PCI）」であった。この計画は、同州三角ミナス及びパラナ川上流地域の20万ヘクタールを対象に74年より5カ年間に融資とそれに結びついた技術援助により企業的農場の育成を図ったもので、セラード地帯でのコマーシャルな農業開発政策の嚆矢であった。

総合融資計画と並んでセラード開発史上重要な足跡を残したものは、73年にミナス・ジェライス州が計画したパダップ計画（アルト・パラナイバ開発計画—PADAP）であった。この計画はパラナ川上流の約27,000ヘクタールの土地で伝統的な入植を行うものであったが、従来のそれのように政府が所有地や収用地を民間企業や入植者に割安に譲渡し、後は民間の資金と責任において開発するというものと異なり、官民協力の新しい方式をとり、その公式名にも定着指導（Assetament dirigido）の言葉を入れた。コチア産組が州政府の委託を受けて実施にあたり、入植者を選考、入植させ、大型機械化技術を導入し、営農指導のほか、資材の供給、生産物の販売等を行い、州政府機関が道路、電化等のインフラストラクチャーの建設に協力し、必要な資金はBDMGが中央銀行の代行機関となって融資した。入植者はこれらの支援のもとで生産活動を行い、入植5年目で主力作物の大豆に好成績を収め、小麦の導入に成功し、コーヒー栽培についても可能性を実証したほか、ばれい

しよ、蔬菜、果実等の栽培にも成果を挙げ、セラード農業開発のモデルとして先駆的役割を果たした。

セラード農業開発に大規模に取り組み大きなインパクトを与えたものは、1975年に連邦政府が制定したポロセントロ計画（セラード拠点開発計画—P o r o s e n t r o）であった。この計画はセラード地帯の80%を占めるミナス・ジェライス、ゴヤス、マツト・グロッソ州のセラードに12の優先地域を選定し、これに投資により経済、社会インフラストラクチャーを整備、組織化して拠点を構築するとともに、特別プログラムによる融資によって土地の農牧地化を進めるものであった。このためCEPACを中心とした試験研究機関の整備と地域内の調査研究、関係州の機械化巡回隊及び農村開発資金の援助、州政府の支線道路の建設、農村電化、加工、貯蔵施設の建設、石灰の生産、税*恩典による植林の奨励等のほか、計画に参加する者に対する各州開発銀行等が中央銀行の代行機関として特別プログラムによる融資を行った。計画は81年まで実施し、その間705億クルゼイロの資金をつぎ込み、研究体制の充実をはじめ、道路約5,200キロメートル、電化約4,200メートル、倉庫約58万トン等の施設の建設のほか、農地約360万ヘクタール、うち耕地177万ヘクタールを造成し、当初の目的を達成した。ポロセントロ計画は、セラード開発の国家的事業として、特に研究体制を充実し、インフラストラクチャーの整備により開発拠点を構築し、セラード農業開発の広域にわたる推進の基礎条件を整備したのものとして重要な役割を果たした。

試験的事業の開発事業は、パダップ計画に続き、ポロセントロ計画と並行して計画、実施した。試験的事業はこれまで述べてきたように、プロジェクト方式により、指導入植及び栽植企業の方式をとり、農業開発会社が事業の実施主体となり、参加農協と政府関係機関の協力のもとに、大型機械体系を中核とした革新的技術の導入をはじめ、農業生産者に対する必要な技術的、資金的支援やインフラストラクチャーの整備を総合的、集中的に行い、その支援を受けて中、大規模の農業生産者の近代的経営が生産活動を行うというものであった。開発事業は事業期間の3年間に計画を上回る成果を収め、予想以上の効果をもたらした。

これをパダップ計画と比較すると、試験的事業がその成果を受けたものであった。規模に大差がなく、指導入植の方法をとり、大型機械化技術の導入をはじめ、政府、民間が協力して入植農家に対する必要な支援を総合的に行ったこと等多くの類似点があった。しかし、試験的事業はプロジェクト方式の開発方式をとり、指導入植のみならず栽植企業による方法をも取り入れ、実施主体がパダップ計画の州政府であったのに対し、合弁の民間会社であり、導入技術も同じ機械化技術ではあっても、試験的事業はその後の技術の進歩を取り入れた

最も新しい革新的技術であり、農業生産者の経営もパダップ計画では200ヘクタール程度の規模の入植農家の家族経営であったのに対し、試験的事業ではより大きな中、大規模の近代的経営であり、その成果や効果も大きく、試験的事業の開発方式がパダップ計画のそれを超えてより効率的、効果的であった。

またポロセントロ計画と比較すると、試験的事業の実施地区が、そのミナス・ジェライス州の三角ミナス及びパラカツ優先地域に含まれ、インフラストラクチャーの整備もその資金によって行われたこと等からすると、試験的事業はポロセントロ計画の一部とみなされる面があった。しかし、試験的事業の開発方式が、プロジェクト方式により指導入植と栽植企業の方式をとり、農業開発会社を中心となり6万ヘクタールの土地に、農業生産者に対する必要な支援を総合的、集中的に行い、中、大規模の近代的経営を育成するものであったのに対し、ポロセントロ計画のそれは拠点開発方式をとり、12の優先地域に投資により各種インフラストラクチャーを整備して拠点を構築し、融資により周辺の農地化を進めたものであり、方式の性格は基本的に異なるものであった。事業実施主体や導入技術のパダップ計画との相違と同様に両方で異なったほか、農業生産者もポロセントロ計画では、地主の大経営が多かったといわれた。ポロセントロ計画の開発方式はセラード地帯の広域にわたる開発の基礎条件の整備に大きな成果を挙げたが、試験的事業のそれは6万ヘクタールの開発プロジェクトであったとはいえ、その成果や効果は大きく、ポロセントロ計画に劣らずより効率的、効果的であった。

このように試験的事業の開発方式は、経済の民主化、深刻化、財政金融の引き締め等の新しい情勢の変化に適合した最も効率的、効果的な方式として評価され、セラード農業開発に新しい途を開くものとされた。試験的事業はセラード農業開発に新しい開発方式を開発し確立したものであった。

以上のように、試験的事業は、計画を上回る成果を収め、セラード地帯における大豆生産を中心とした農業技術の確立と近代的経営の成立、安定の可能性を実証し、その直接、間接の効果も予想以上に大きく、農業開発事業として成功を収めた。

3、開発事業の成功の要因と持ち越された課題

(1) 開発事業の成功の要因

開発事業が成功を収めた要因は、次のように考えられる。

まず第1は、なんと言っても両国政府の支持、支援と、独自の協力形態、協力方式がよく機能したことであった。両国政府は、この事業を両国政府、民間の共同事業として大きな関心を持ち、積極的に支援した。日本政府は、この事業を農業部門の最も重要な経済協力案件として、必要な伯国との協議、国際協

力事業団を通ずる技術協力を行ったほか、閣議了解のもとに同事業団を通じて特別プログラム基金への必要資金を供与した。伯国政府は、国の重要プロジェクトとして、事業の指導、監督に当たるとともに、政府関係機関を通じた技術的支援のほか、特別プログラムを制定し基金の形成に必要な伯側資金を負担した。ミナス・ジェライス州政府は、連邦政府との間で地域主義による若干の意思の相違はあったものの、関係機関を通じて基幹的インフラストラクチャーの整備のほか、土地の取得、技術の研究、援助、融資の実施等に全面的に協力した。

農業開発会社は、両国の政府、民間の合弁会社として、経営資産の適正組み合わせのもとに、両国関係者の間に若干の意思の相違はあっても協力の精神に基づき協調して共同事業の実を挙げた。また会社は、ブラジルにおける公私合同企業として、事業推進の中核となり、企画、調整に大きな成果を収め、土地の取得、分譲、農業生産者の選定等を短期間のうちに枠組みを上回って達成するとともに、推進組織を整備して参加農協、関係機関とともに、農業生産者に対する各種の技術的、資金的、経営的支援を総合的、機能的に行った。

この支援において、参加農協は入植農家の自主的組織として、入植の支援、営農指導、流通の合理化等に重要な役割を果たした。また、必要資金の特別プログラム基金からの融資は、その原資が両国折半負担によるものであっただけに、確実に実行され、また、日本側の供与資金がフィージビリティ調査当時の1976年をベースにした円建てであったので、その後の円高の影響でクルゼイロの貸付金は予定を上回った。計画はされても実行されない政府プロジェクトの多い中で、試験的事業は100%の融資が実行され、コストオーバーランを起こすこともなく、計画外の事業の実施が可能であった。これら支援を受けて、大豆を中心とした食糧生産の近代的中規模経営の入植農家と大規模企業経営の栽植企業が、生産力の担い手として、あるいは技術の伝播、波及の送り手となって規模の経済性を生かした活発な生産活動を行い、ほぼ目標水準の高い生産性を実現した。

このような政府の支持、支援と協力形態、開発方式の機能の発揮は、開発事業を成功に導いた基礎的条件であった。

第2は、事業実施地区が概ね平坦で、大豆の栽培を中心とした中、大規模経営によって行われたため、導入技術がよく本来の機能を発揮したことであった。実施地区の地形は、平坦又は緩やかな丘陵で、機械化が可能であった。大豆は実施地区の自然条件によく適合した適作物で、栽培、収穫の全ての段階を通じた機械化栽培に適し、栽培は中、大規模によって行われた。このような条件のもとで、導入技術はよくその機能を発揮した。

既述のとおり、導入技術は、大型機械体系を中核として、その先導するセ

ラード開発のために新しく開発、改良された開墾、土壌改良などの農業土木的技術、品種改良、栽培法などの生物学的技術及び施肥、防除などの化学的技術を組み合わせ、体系的に総合化したものであった。この技術は大豆の栽培を中心とする中、大規模経営において、大型機械体系の先導のもとで行なわれる開発事業において、農業土木的技術の基盤整備機能や生物学的技術及び化学的技術の収益増進機能が同時に労働節約的機能を併有することとなり、作業の単純化と時間の短縮、能率的な開墾、土壌改良、地力の増進、優良品種の選択、適期栽培、肥培管理の充実、効率的な作物保存等をもたらし、広い面積の経営で高い生産性を実現した。従って、この技術は大面積での集約的栽培を容易にし、面積の拡大とヘクタール当たり収量の増加を可能にするものであった。この技術は、高い生産性を背景に伝播し、実施地区周辺やあるいはこれを超えて新たな生産を誘発した。

このように導入技術が大豆の栽培を中心としたセラード開発の適正技術としてよく機能したことは、開発事業を成功させた原動力であった。

第3に、開発事業の環境条件が当時なお恵まれた状態にあったことが挙げられる。土地についてみると、未利用地はコーヒー栽培の北進に伴い減少傾向にあったものの、なお豊富に存在し、農業開発会社の努力と資本金の運用による一括取得によって、事業着手後僅か一年余の短期間に取得を終わり、その地形、土壌条件、立地等も比較的良好で、価格も計画のヘクタール当たり300ドルに対し130～200ドルと割安であった。労働力についても、良質な労働力は人口の都市集中によって減少し、募集範囲を遠距離集落まで拡大する必要があったものの、必要労働力は十分に確保出来た。また、賃金も常雇いで最低賃金の2～3倍、日雇いで最低賃金程度と低いものであった。

また、経済情勢についてみると、開発事業に着手した1979年はカイゼル政権下の成長政策や第2次石油危機等によりインフレの再燃、累積債務の増大等情勢は深刻化の兆しを示したものの、開発事業は同政権の農業優先政策のもとで重視され、優遇された。81年からは一転して緊縮政策がとられ、金利も引き上げられたが、特別プログラムによる融資は据え置かれた。また主作物の大豆の国際価格も他の作物に比較すれば有利であった。事業はインフレによる事業費の増加等の困難はあったが、82年末の経済危機の直前に終了した。

また、環境条件と関連して、事業の実施に先立って周到な準備を行ったことも指摘出来る。開発事業は準備段階で4年近い期間を費やし、実施に移ってからも1年余の期間を実施の計画等に充てた。このような周到な準備は、事業の迅速な実施を可能にした。

このような恵まれた環境条件や、周到な準備は事業を短期間で完遂させ、成功させた重要な要件であった。

(2) 開発事業の問題点

他方、開発事業の実施の過程では、内政的あるいは外政的にいくつかの問題を生じ、また実施の成果についても将来の情勢の変化の見通しとも関連していくつかの問題を内包した。

第1は、開発事業の実施に関するものであった。その1つは農業開発会社が行った土地の一括取得、分譲による入植事業の妥当性の問題であった。農業開発会社は、この事業は本来ノーブルな事業であり、南部諸州ではかつては問題があったかもしれないが、ミナス・ジェライス州では今でもノーブルであり収益も期待出来ることから、これを業務の中心とし、経営の維持もこれの継続実施によって図ることを主張し、ミナス・ジェライス州関係者や伯側投資会社もこれを支持した。これに対し連邦農務省は、入植事業の重要性は認めるものの、土地の取得、分譲は必ずしもノーブルなものではなく、農業開発会社が計画面積を超えて大規模に継続実施することは適当でないとした。とくにカトリック教会の反対運動等社会的情勢の変化する中で、外貨を導入した農業開発会社が土地所有に触れることは慎重を要するとした。

既述のとおり、ブラジルにおける入植は、19世紀にはじまり、その後1850年の土地法の制定や1889年の共和制の成立により、公有地の州有地への移管等によって南部を中心として発展し、20世紀の前半に制度的に確立し、1964年の土地法に農業開発政策の一つとして規定され奨励されるようになった。リーン・スミスによると、入植は政府や民間の諸機関が大所有地を細分化する際の計画ないし事業を指し、小農階級が土地所有を確保して小農社会を確立する全過程を含むとされ、従って、入植は土地の再配分による社会正義を達成し、未利用又は粗放利用の土地を開発して生産性を高め、さらにはブラジルの近代社会を構成する中産階級の形成に途を開くものとされた。このような面からすれば、入植は確かに本来ノーブルなものであった。

しかし反面入植は、連邦、州、地方政府と並んで多くの民間会社が創意を生かして推進したが、その方法は公有地やグレーパの有償払い下げ、あるいはファゼンダの解体に伴う土地売却等を受けて土地を取得し、小区画に分割（ロッチャメント）するものであった。特にサンパウロ州の西部やパラナ州の北部はこのような事業を行う民間会社の本拠地であった。このロッチャメントは、小農による新しいコーヒー産地の形成の基礎を築くなど大きな役割を果たしたが、そのほとんどはこれを投機の対象として行った。この面では入植は必ずしもノーブルなものではなかった。

ミナス・ジェライス州でもこのような民間会社によるロッチャメントがファゼンダの解体等によって行われたが、サンパウロ州やパラナ州ほどのものでは

なかった。従って、農業開発会社が少なくともミナス・ジェライス州ではノーブルであるとしたのは無理からぬことであった。しかしこれを会社の中心業務とし、継続実施することは、土地投機を招くだけに、やはり慎重を要するものであった。

次の問題は、農業開発会社が技術援助業務を他に委託して初めからほとんど行わなかったことであった。その背景にはこれに必要な技術の蓄積や体制の整備を短期間で図ることが困難であったという内部的事情もあったが、長い歴史と実力を持った州の機関（EMATEL）を無視出来ないという外部的事情によるところが多かった。しかしこれらの事情は、会社の経営努力や相手機関との業務調整によってある程度は排除出来るものであった。日本側はこのことを要請したが実現しなかった。コロマンデール入植事業では、開発事業に着手してから一年半経ってからではあったが、農業開発会社が自らこれを実施し、好成績を収めた。技術援助は開発事業における最も重要な業務であり、特に試験的事業では技術の開発、改良を進める重要な手段である。経費はかかっても収益の期待出来るものでもあるので、初めからこの業務を放棄したことは適当でなく、部分的にせよ実施すべきものであった。

さらに技術についても、今後は生産性の向上とともに、生産の安定のための技術の開発、改良の必要性が指摘された。開発事業は作付け当初から2年ともベラニコの被害を受けた。ベラニコに代表される自然災害は、一般にセラード開発においては、人為をもって統制しがたいものとして、これを前提として進めなければならないものとされたが、これの実際の経験は、それを克服して生産の安定を図る必要性を改めて認識させた。このため、一部地区では、低湿地利用や灌漑の導入に対する関心が高まった。一般にセラード地帯は低湿地や畑地灌漑の可能な土地がそれぞれ総面積の10%程度あるといわれたが、事業地区も北に向かうサンフランシスコ川と南に向かうパラナ川の分水界にあることから湧水や小河川が多く、80年の国際協力事業団の計画調査においても、既述のように利用可能面積はほぼ10%であった。灌漑はベラニコ対策のみでなく、乾期裏作を可能にし、生産性の向上と生産の安定に大きな役割を持ち経営の安定に寄与する。限られた面積ではあっても、これを導入したいとし、その条件や方法についての検討が始まった。むろんセラード農業の主力は無灌漑畑作であり、その不安定性を少なくする技術対策にも大きな関心が持たれた。セラード土壌は透水性はあっても保水性は不良であり、これに対する対策として土壌改良を深層まで行い、根茎分布を深くする技術の開発も始まった。

第2は、農業開発会社の経営に関するものであった。当初計画において運営に必要な収益は業務の実施を通じて確保することとしたが、その最も重要な業務であった技術援助業務をミナス・ジェライス州普及機関に全面的に委託した

ため手数料の大半を失った。生産物のマーケティングの支援や情報サービス業務は、農協の参加とともに、これに委せたため収益の確保は出来なかった。その他の関連事業についても既にほとんどをミナス・ジェライス州の関係機関や民間企業が手掛けており、これに参入することは困難で、またその余裕もなかった。栽植企業への投資や展示農場についても短期に配当や収益は期待出来なかった。会社の業務のうち最も重要で時間と経費のかかる企画、調整業務については初めから何らの補償措置が講じられていなかった。

残る業務の入植農家に対する土地取得、分譲のみは、マージンに制約があり、かつ一回限りではあったがかなりの収益を収め、80年まではこれによって経営を維持した。81年はコロマンデル保有地の一部を分譲して入植事業を行って経営を維持したが、82年には再びサンタローザ保有地を使って入植事業を実施せざるを得なくなった。

安定収益源の確保については、日本側は、諮問委員会をはじめあらゆる機会を通じて、会社に技術援助業務の部分的な実施等経営努力を要請し、また伯側関係者に融資監督手数料の配分等協力を求め、会社もそれなりの努力はしたが成果が挙がらなかった。もちろん経営努力の余地はなおあったと思われるが、同時にその努力に限界のあったことも事実であった。何よりも開発事業を急がなければならなかったため、収益の確保のための活動に多くを費やす余裕は必ずしも多くはなかった。事業の円滑な推進のためには、ミナス・ジェライス州の事情を考慮せざるを得なかった。例え経営努力によって収益を得たとしても、その額は限られたものであった。

安定的な収益の確保が出来なかった基本的な要因は、始めからこのことに対する配慮が十分でなかったことにあった。特に会社の業務のうち最も重要で、かつ経費のかかる企画、調整業務について何らの補償措置がなかったことにあった。実施段階に入ってこのことが問題となり、政府に調整手数料の支給を求めたが、農務省は財政緊縮を理由に補助金の性格を持つこの手数料の支給は出来ないとし、これに代えて農業生産者から負担金を徴収する案を示唆したが、実施の途中でこれを行うことは関係者の協力も得られず実現しなかった。この業務に対する補償措置は、合意議事録の段階で行うのが最も適当であったが、当時はこのことまで配慮が及ばなかった。

安定収入を確保出来なかったことと関連して会社は種々の批判を受けた。例えば役員数が職員規模に比して多いこと、会社の役職員がミナス・ジェライス州出身者によって多く占められていたこと、展示農場の機械施設が栽植企業に比し過大であること等であった。これらの批判は事実ではあったが、それなりの経緯や背景があり、一概には言えないものであった。

第3は、将来の見通しに関連する諸問題であった。農業生産者の経営につい

ては、生産安定時には生産性が目標水準を十分に達成し、収益性も借入れを償還して経営の安定を図ることが出来るものと見通された。しかしこの見通しは、経済情勢、政策環境に大きな変化がないことを前提とするもので、もし変化がある場合には妥当しなくなる。当時既に交易条件は悪化が予想された。営農資金の調達も82/83年度から一般農業制度金融によることとなり、その金利はさらに引き上げが予想された。従って農業生産者の経営の見通しは必ずしも楽観を許さないものがあり、情勢の変化に機敏に対応することが求められた。

また、農業生産者の経営の見通しと関連して、入植農家と栽植企業の間には経営活動や成果に異同があり、これが将来の経営安定にどのように影響するか注意を要する点もあった。

先ず、資金の調達については、入植農家は特別プログラム基金からの融資にほとんど依存し、困難がなかったのに対し、栽植企業は特別プログラム基金からの借入れに限度があり、かなりの自己資金を必要とし、その調達に種々の困難があり、運転資金の不足に苦しんだ。また営農に必要な機械施設の整備について、入植農家は原則的に自ら整備したが、乾燥貯蔵施設や修理工場等共同利用施設は参加農協が整備したのに対し、栽植企業は、これら機械、施設を自己完結的に整備する必要があった。従って耕地面積当たり、それらの投資額は栽植企業のほうが大きく生産性に大きな差異がなかったため、本来小さいはずの資本係数は栽植企業のほうが大きくなり、金利負担能力に劣る結果を生じた。さらに資材の購入や生産物の販売における市場対応力も、入植農家は農協の活動によって補完されたため、規模の経済性に大きな差異を生じなかった。栽植企業は、また、従業員の作業能率の低位や管理費の負担等の問題も抱えた。

事業の効果の面では、入植農家は自力入植農家の誘発等各種の効果をもたらしたが、栽植企業は雇用の増加に限られた。事業の評価については、両者とも高い評価を受けたが、社会情勢の変化や政府の小農重視政策もあって、社会的には入植農家の事業により大きな関心が集まった。

(3) 持ち越された課題

試験的事業は日伯両国の共同事業として農業部門では初めてのもので、特に日本側にとっては農業部門の大規模な政府、民間協力の経済協力事業として、また国際協力事業団の試験的事業として重要な意義をもった。その準備、実施には数え切れない多くの政府、民間関係者が参加し献身的に協力した。それだけに失敗の許されない事業であったが、参加した関係者の協力と農業開発会社の努力により目的を達成し、高い評価を受け、問題点も明らかにすることが出来た。関係者の感慨は、82年末の諮問委員会の際日伯農業開発協力会社の水上会長が現地を視察して洩らした「うまくいっている。やってよかった。苦労

の甲斐があった。」の一言に尽きた。

この成功の経験は、両国に協力計画の一層の発展、開発事業の拡大の検討を促すこととなり、82年の合同評価を経て、協力事業は第2段階の準備の段階に入ることとなった。準備の段階に持ち越された重要な課題は上述の問題点に対応して次の3つであった。

第1は、拡大事業の規模、立地、技術、資金等の基本的事項のほか、開発方式の試験的事業の経験を踏まえた修正、改善であった。農業開発会社の機能をどのように改めるか、必要な収益源をどのようにするか、入植事業のための土地の取得、分譲方式や技術援助等をどのようにするか等であった。

第2は、農業開発会社の経営についての緊急対策の実施であった。農業開発会社は事業の終了とともに、いわば経営の危機に陥った。準備の段階において、どのようにしてこれを乗り切り、経営を維持するか緊急に対策を講ずる必要があった。合意されたサンタローザ入植事業を早急に実施して収益を確保するとともに、出来る限り早く本社をブラジルに移転し、思い切った合理化を進めることであった。

第3は、試験的事業の生産安定時までのフォローであった。農業生産者の経営は今後の経済情勢等の変化の見通しと関連して必ずしも楽観を許さないものがあった。また、栽植企業の経営については、農業開発会社は株主として参加する立場にあった。農業開発会社の展示農場は会社経営の重要部門として適正に管理する必要があった。このため、追跡調査（事後評価）を行って事業の持続的発展を図ることが第2段階事業とともに重要であった。

第 3 章

第 2 段階拡大事業の準備と農業開発会社の経営の維持 並びに第 1 段階試験的事業の展開（その 1、2） （1982. 10～1985. 3）

第 1 節 第 2 段階協力事業の協議と農業開発会社の経営危機対策

1、伯政府の協力計画拡大の要請と合同評価

（1）協力計画拡大の要請

前章で述べたように、ブラジル経済は 1981 年の成長政策から緊縮政策への転換により、国内総生産の減少とインフレの昂進を引き起こし、不況対策とインフレの抑制が緊急に必要となった。農業はフィゲレド政権の農業重視政策により 80 年、81 年と豊作が続く穀類の生産は 5 千万トンに達したが、国内向け生産は減少又は停滞し、それがインフレの重要な要因となった。このため食糧増産が、特に輸入に依存する小麦の増産が緊急の課題となり、農業開発の必要性が一段と高まり、政府は 81 年 6 月には灌漑可能低地帯開発計画（PROVAREZA）を発足させ、またセラード地帯での小麦の生産拡大を検討する等対策を急いだ。

このような情勢と背景に農業開発会社は、協力計画の拡大と会社の経営維持のため、引き続きミナス・ジェライス州で協力計画が拡大することに強い熱意を持ち、ミナス・ジェライス州を通じて連邦政府にその支持、支援を働きかけた。ミナス・ジェライス州関係者は、外資導入の決定権を持つ企画省を中心に支援を働きかけ、州知事は同年 5 月末州の企画長官とともにデルフィンネット企画大臣を訪問、協力計画の拡大の支援を要請し、引き続き州関係者は企画省、農務省にその具体的検討を要請した。

これに対し企画省は、協力計画については従来からナショナルプロジェクトとして重視し、特に農業開発の必要性が高まるにつれ一層関心を高めていたが、その段階的拡大は試験的事業の合意議事録に従い、合同評価の結果により協議を行うことになっており、それには第 2 作又は第 3 作の結果を待つ必要があり、現在は時期尚早であるとしていた。また農務省は協力事業を指導監督する立場から協力計画の拡大や農業開発会社の経営に大きな関心を持っていたが、不幸にしてプロジェクト批判に巻き込まれ、これに注意を払わなければならなかったことや前述の低地帯開発計画を発足させたこと等もあって、しばらく様子を見て検討する予定でいた。また、中間評価の際明らかにしたように、現行事業がミナス・ジェライス州の主導の下に、いわば州レベルの事業として運営されていることに不満を持ち、少なくともミナス・ジェライス州において現行の事

業方式や体制をそのまま維持することには消極的で、開発方式や農業開発会社の経営のあり方についても改善が必要としていた。

また農業開発会社は、協力計画に関係する政府や民間団体、マスコミ関係者に対して、6～7月の小麦の収穫期を中心に試験的事業の現地視察を勧め、事業の成果を披瀝し、協力計画の拡大の必要性を訴えた。これに対しガイゼル前大統領をはじめ多くの連邦政府、州政府関係者、BRASAGRO株主、農業団体、マスコミ関係者が訪れ、こぞって事業の短期間での進捗ぶりに驚嘆し、その成果を評価し、特に小麦生産の成功に強い印象を受けた。マスコミの取材も盛んとなり、協力計画に対する一般の認識と関心が急速に高まった。またこれに伴ってミナス・ジェライス州以外の州からも事業の実施の希望が出るようになった。

このような協力計画に対する関心と評価の高まりは、それまで慎重であった連邦政府に強いインパクトを与えた。連邦政府はこれを機に協力計画の拡大を当面の食糧増産とともに中、長期的な農業開発の重要な政策として打ち出すこととなった。8月初め訪伯した園田外務大臣（当時）に対し、大統領は協力計画の拡大を希望し、デルフィン企画大臣はカラジャス総合開発計画の説明のため訪日するコペル企画省次官が具体的話し合いに入るようにしたいとの意向を表明した。また、農務省は予定を早め、園田外務大臣訪伯後協力計画の拡大を検討し始めた。

偶々時を同じくしてブラジル政府は、セラードの既耕地を利用した灌漑計画を打ち出した。この計画は8月の乾期の最中に政府要人がセラード灌漑地区を視察し、小麦の生育振りに強い印象を受けたのがきっかけとなり、セラードの既耕地を対象とした灌漑による小麦の増産を図るもので、食糧増産と不況対策を兼ねる緊急対策としてデルフィン企画大臣がこれを発表した。この計画はセラード灌漑計画（PROFIL）と呼ばれ、協力計画の拡大と併行して進められることとなった。

デルフィン企画大臣の説明によれば、国際収支の改善とインフレの抑制のためには、輸入に頼らず投資効果の早期実現が期待出来る農業開発、特に年間8億ドルにも上る輸入小麦を国内の増産小麦によって代替することが緊急に必要なとなっている。試験的事業によりセラードでの小麦の生産の可能性は実証されたが、EMBRAPAの検討結果によればセラードの既耕地の灌漑により小麦生産の飛躍的増大が期待出来る。従ってこの小麦の増産計画は今後の農業政策の重要な柱となり、また労働力の吸収、灌漑設備工業、農機具工業を活気づける不況対策の一環ともなるものである。というものであった。

このため農務省は、協力計画の拡大とともに急遽この灌漑計画の具体策の検討を進め、その結果、8月末、向後5年間にセラード地帯で100万ヘクター

ルの灌漑を行うことを目標に、とりあえず既耕地を中心に電力施設等の整った約10万ヘクタールを対象に、ピポットセントラル等を導入することとし、所要資金を150百万ドルと見積もり、50百万ドルを米州開発銀行に、50百万ドルを日本に協力を要請し、残りを伯政府が負担することとした。

デルフィン企画大臣が予告したとおり、8月末、企画省ペコラ次官が同省池田補佐官、農務省山中補佐官等関係者とともに来日し、カラジャス総合開発計画についての説明を行うとともに、協力計画の拡大について、連邦政府は試験的事業の成果を高く評価しており、その評価の上に立って、今後協力計画の拡大について日本側との協議を進めたいとし、伯側の予備的考え方として次の点を明らかにした。協力計画の拡大は試験的事業を拡大するのが原則であるが、生産の安定と小麦の増産のため、灌漑施設の導入を併せ考えたいこと、入植事業に関心はあるが、農業開発会社が土地の取得、分譲を行うのは適当と思われないこと、この事業は連邦レベルの事業であるので、BRASAGRO及び農業開発会社をブラジルに移転させたいこと、農業開発会社は今後調整機関とするのが適当と思われる等であった。なおセラード灌漑計画の当面の計画に必要な資金についても協力を要請した。

その後検討が進むにつれ、連邦政府部内でこの協力計画の拡大とセラード灌漑計画とのセラード開発政策における位置付けをめぐって激しい議論が行われた。その結果、セラード開発計画の開発段階を(1)新たな未墾地の開発、(2)灌漑等既耕地の2次開発、(3)より高度の技術の導入等の3つとし、リスクが多く採算も困難を伴う未墾地の開発は日伯協力事業とし、政府が関与し、リスクが少なく採算も可能な灌漑計画は民間事業として進めることに意見の一致を見た。政府はこの方針に従って検討を深め、同年11月、国際協力事業団の高級研修員として来日した農務省デニー補佐官が検討結果を伯側の事務レベルの一応のサジェスションとして日本側に説明した。その要点は次のとおりであった。

事業の規模を50万ヘクタールとし、対象地域をミナス・ジェライス、ゴヤス、バイア、マツグロソ、南マツグロソ及び連邦区とする。開発事業は農業開発会社の指導、監督のもとに栽植企業等の方法によって行う。土地は参加農協及び栽植企業等が取得し、入植用地に40万ヘクタール、1戸あたり300ヘクタール程度、栽植企業用地に10万ヘクタール、1企業1万ヘクタール程度を配分する。必要資金は12億ドル(日本側4億ドル、伯政府資金8億ドル)。事業資金の融資については、融資対象は試験的事業に準ずるが、融資条件は、土地融資の期間を10年に短縮するほか、投資営農資金の金利を一般制度金融並とする。農業開発会社にコーディネーション手数料を保証する。日本側資金にかかる為替差損は伯政府が負担する。資金の払い出し期間は3年と

する。なお、協力計画の拡大は農業開発会社の経営問題とも関連するので早期に行う必要があり、フィゲレード政権中の実施を希望し、このため合意議事録に定められた合同評価を早期に実施して欲しいというものであった。

これに対し日本側は、伯側の考える協力計画の拡大はいわば本格的な事業であり、これまでの試験的事業の枠組みで対応することは困難であるとしながらも、合同評価を82年又は83年のしかるべき時期に行うこととし、事業に必要な打ち合わせのためミッションを派遣したいとした。デニス補佐官は来日後、伯農務省は計画の検討を続けるとともに、独自に評価チームの編成に着手する等意欲的に第2段階の準備を進めた。

(2) 鈴木総理（当時）の訪伯と協力の意図表明

82年に入り11月には軍事政権成立後最大規模の総選挙が行われることもあって、政治情勢は俄かに慌しくなり、また81年の成長率は軍事政権下初めてマイナスを記録し、インフレも昂進する等経済情勢が深刻化した。その中で年初には協力計画の50万ヘクタールの拡大がマスコミにより大きく報道され、協力計画の拡大に対する期待が高まった。

デニス補佐官来日の際話し合われたとおり、1月中旬日本側は政府関係者によるコンタクトミッションを派遣し、試験的事業の評価の目的、評価事項、報告の取りまとめの方法、スケジュール等を伯側関係者と協議した。伯側はスケジュールに関し、協力事業の中断を避けたいこと、伯側資金源として小麦の延払い代金を短期的に使用したいこと、11月総選挙の結果によっては人事移動が予想されるので出来る限り農務省の現体制で準備を行いたいこと等の事情を説明し、また農業開発会社の経営対策をも考慮し、出来れば6月までに評価の結果を得たいとした。日本側も出来る限り早く行いたいとしながらも準備の都合もあり、5月に資料収集のための調査団を派遣し、7月に日本側で報告書のドラフトを用意し、日伯双方で協議した上、これを合同の評価報告書とすることを提案し、伯側も了解した。また伯側で進めている独自の評価の報告書は日本側に提供し、ドラフト作成の参考とし、伯側の考え方を反映させることとした。

その後伯側は評価チームによる独自の評価調査を行う一方、第2段階における対象地域、農業生産者の選定、土地の取得方式等について検討し、関係各州との協議を行うなど計画の作成作業を進めた。3月には伯外務大臣、ゴヤス州知事が来日し、日本側関係者と意見交換を行い、また日本側関係者が訪伯して伯関係者の意向を聴く等非公式な協議が行われた。またスタビレ農務大臣は田沢農林水産大臣に書翰をもって協力計画の拡大とセラード灌漑計画への日本の協力を要請した。要請の内容は前年デニス補佐官が来日した際説明した伯側事

務レベル案と実質的に同一であった。開発の規模を40万ヘクタールとしていたが、これは伯大使館における翻訳上のミスで実際は50万ヘクタールであった。また所要資金も12億ドルに変わりはないが、日本側資金は伯側で手当ての困難な投資とインフラストラクチャーの整備に充てることに変更した。

鈴木総理は大統領との会談において、国際情勢及び日伯両国関係等について意見交換を行ったほか、協力事業についても大統領は試験的事業が順調に進展し、初期の成果を収めつつあることに満足し、日本の協力を高く評価するとともに、この協力計画をさらに拡大して実施したいとの希望を表明した。これに対し総理は、5月に行われた伯側の要請については日本としても出来る限りの協力を行っていききたいとの意向を表明するとともに、日本側の協力のあり方については、伯側の計画の詳細を承知した上で、かつ7月に予定される試験的事業の合同評価を踏まえ十分検討したいとした。また灌漑計画についても120億21百万円までの円借款が供与されるよう所要の措置をとる旨述べ、協同してリリースによりこれを公表した。

また、鈴木総理の訪伯には田沢農林水産大臣が同行し、首脳会談の後事業の実施地区を視察し、事業の予想以上の進展に満足し、関係者や農業生産者の努力を評価した。

この鈴木総理の意図表明により、協力計画は伯側計画の詳細と評価の結果を踏まえた日本側の検討を経て、両国間で正式に協議を行い、準備を進めることとなった。日本側の意図表明は、試験的事業が所期の成果を収めつつあったことから、試験事業開始の際の閣議了解で認めたこの事業の意義に鑑み、協力計画の拡大について応分の協力を行うとの考え方によるものであった。

(3) 合同評価の実施

1月中旬の両国関係者による打ち合わせに基づき、日本側では国際協力事業団に政府、民間関係者による評価委員会を設け、評価の具体的な方法、内容等の検討を行い、また委員によるかなり大規模な調査団を編成し、2回にわたり調査を行った。第1次調査団は5月初めから6月初めまで、関係機関、関係者との意見交換、全実施地区の現地調査を行った。また第2次調査団は7月末から8月初旬にかけて、日本側で作成した報告書(案)をもとに伯側評価チームと協議を行った。

伯側では、農務省が編成した評価チームが5月頃までに現地調査と分析を終え、報告書を作成した。この報告書は、日本側第1次調査団とデニス補佐官及び評価チームメンバーとの会議の際ベガ委員長がその概要を説明した。その中で委員長は、開発事業は農業開発会社の調整と参加農協、関係機関の協力により順調に進展したことを評価した。生産は気象条件の不良により予測を下回

ったが、今後向上の可能性があり、経営についても、標準的農家につき一定の条件のもとに内部収益率を試算したところ21～28%で、災害や経済情勢の大きな変動がない限り、経済性の確保は可能と見られ、事業は全体として目的を達しつつあるとした。また試験的事業の管理の問題に触れ、これを担当した農業開発会社の活動は目的達成に十分なもので注目に値するとしながらも、会社の運営や土地の取得、分譲方式、収益源の確保等について若干の問題を生じたとした。そのため第2段階の事業の管理については、何らかの改善が必要で、例えば農務省に直結した機構の設立、伯側の公的資金のみによる農業開発会社又は類似の法人の設立、あるいは土地の取得、分譲を融資代行機関が行うようにすること等の代替案が考えられるとした。

この第2段階の管理の改善の考え方は、協力事業の経緯や内容についての配慮を欠くもので、日本側としては理解しがたいものであった。しかし、これについてのデニス補佐官の説明は、この報告書は評価チームが純粋に理論的な観点から作成したもので、未だ省内で検討したものではなく、農務省としてはこのような極端な考え方はとっておらず、農業開発会社は今後は土地の売買からではなく、技術援助等から収入を得るよう方法を検討しているとのことであった。

日本側第1次調査団は帰国後、調査結果を分析、検討し、伯側評価チームの報告書をも参考として評価報告書（案）を作成した。この報告書（案）は第2次調査団がデニス補佐官及び評価チームとの協議において日本側が説明し、内容の詳細な討議を行った。その結果、この案は大きな内容の修正を見ることなく双方意見の一致を見た。その後報告書（案）は日本側で所要の修文を行い、9月末第2段階の協議のため来日したデニス補佐官と再度検討の後、これを正式の合同評価書（英文）とし、12月最終的に合意した。合同評価書の要旨は次のとおりであった。

1、開発方式

農業開発会社の活動と特別プログラム基金からの融資を基幹とし、参加農協、関係機関の協力により農業生産者に対する支援を集中的、機能的に行う開発方式はよく機能し有効であった。農業開発会社は、当初予定された機能を十分発揮し、事業の順調な進展を可能にした。ただ経営については、経費の節減、合理化が緊急に必要であり、また今後どのようにして収益を確保するか、検討し、対策を講ずる必要がある。特別プログラム基金からの融資は、農業生産者の活動、入植農家の定着に極めて有効であった。ただ5～8年後に償還のピークが来るので、据置期間中に生産性を高め、資金を蓄積して償還に備える必要がある。また参加農協は入植農家の入植の支援、資機材の供給、生産物の販売に満足すべき活動振りを示した。基幹的インフラストラクチャーの整備は関係機関、

関係者の努力によりほぼ事業と並行して行われた。今後は出来る限り事業に先行して施行することが望まれる。事業の実施期間は当初計画より1年延長したが、事業の円滑、効率的推進の観点から、当初から3年間とすることが望ましかった。

2、農業技術

導入技術はセラードにおける適正技術としてよく機能し、技術マニュアルにより適切、効果的な技術援助が行われた。開墾、土壌改良は既にほぼ確立しており機械化により能率的に行われた。栽培は大豆、小麦等の穀作を中心に行われたが、大豆作は品種、栽培の両面でかなりの水準に達していると思われるのに対し、小麦作は品種改良、栽培技術の面で今後改善すべき点が残されており、今後の改良が望まれる。雨期と乾期の存在、雨期中の小乾期（ベラニコ）及び年雨量は年々変動しており、生産の不安定を招いている。これの対策として作物の種類、作付け時期の異なる品種の組み合わせ等による危険分散を図るとともに、灌漑の可能な農場では熟畑となった段階で灌漑の導入を積極的に検討すべきである。

3、農場の経営

入植農家の大豆作は82/83年度以降250～300ヘクタールの規模を維持することが出来ると考えられ、効率的な機械化経営として評価出来る。出来る限り早く生産性を高め、5～8年の償還ピークを乗り切れば、その後は安定経営に移行することが出来るであろう。二つの栽植企業は何れも過小資本の状況にあり、82/83年度から営農費は融資率50%の一般農業制度金融に依存することとなるので資金繰りに苦しむ場合もあるであろう。しかし、その後償還ピークが終わるまでの間を乗り切れば経営の安定が期待出来るであろう。

4、開発効果

試験的事業は、費用便益分析の計算結果によれば、内部収益率は14%で、農業開発事業としては十分優先度を与え得る値であった。事業地区の周辺には自力入植農家による農業生産が始まっており、技術の伝播、波及の効果が見られる。

5、結論

試験的事業はセラードにおける技術の確立と近代的経営の成立、安定の可能性を実証したのみならず、セラード農業開発の新しい開発方式を開発、確立した。今後この成果を踏まえ、技術の一層の改善、経営の安定を図るとともに、農業開発会社の健全経営の維持に努め、協力計画の目標達成に努める必要がある。

2、伯側計画案の提出と基礎一次調査

(1) 伯側計画案の提出

伯政府は協力計画の拡大の早期実現を目指し、合同評価と並行して伯側計画案の作成に本格的に取り組んだ。82年半ばから農務省は担当スタッフを定め、農業開発会社の技術陣と協力して作業を進め、9月に第1次案を作成し、同月来日したデニス補佐官、山中補佐官が日本側関係者に提示し、意見交換を行った。その後さらに検討を続け、83年初めに第1次案を一部修正した第2次案を作成、2月デニス補佐官が来日して日本側関係者に説明、意見交換を行った。

この伯側計画案の作成の間に、ブラジルは外貨危機に見舞われた。82年の累積債務残高は800億ドルを超え、インフレ率は約100%となった。同年8月メキシコの危機発生を契機に外貨資金繰りが急速に悪化し、11月の総選挙終了と同時に国際通貨基金（IMF）に救済融資を申請し、民間債権銀行団に債務の繰り延べを要請した。悪化した事態に対しアメリカは緊急支援を発表し、米州開発銀行（BIS）は緊急融資を行った。次いで83年2月IMFはブラジル政府の提出した経済再建策（リテンションレター）の実行を条件に総額約54億ドルの救済融資を承認し、国際民間銀行団も約84億ドルの協調融資を決定した。これによってブラジルは83年以降IMFの監視下で国際収支を改善、インフレの抑制を目指して厳しい総需要抑制策をとることとなった。このため輸出促進のための為替の大幅切り下げを行う一方、輸入を制限し、補助金の廃止等による財政赤字の削減、賃金の切り下げ等を強力に推進した。

このような政策の変更は農業にも影響し、特に農業融資の融資枠が削減されるとともに、補助金の削減により金利が物価にスライドする方式に改められ、大幅に引き上げられた。83年1～6月の金利は国内消費者物価指数の70%プラス5%（アマゾン、東北地域、エスピリットサント州及びミナス・ジェライス州ジェキニャ溪谷地域は55%プラス5%）とされた。さらに84年は価値修正付国債（ORTON）の価格上昇率の100%プラス3%（アマゾン地域等80%プラス3%）とされ、一般の金利よりなお有利なものの物価上昇率を下回る従来の補助金つき低利融資は83年ではほぼ消滅した。

農業融資の引き締めと対照的に、農産物の価格保証が80年代初めから農業生産者を奨励又は抑制する手段として農業融資に徐々に取って代わって実施されるようになった。81/82年度以降は進行するインフレに合わせた最低価格の価値を維持させるため、最初に基準価格を定め、以後各時期のインフレ調整指数によって価格を調整する制度に変えた。また、調整の時期も当初の植付け時期から収穫開始の時点までとした。最低価格は生産コストを一応の目安としながらも、毎年農業政策や金融政策の枠内で設定されるため、その水準は年によって変動したが、83/84、84/85年度は農業融資の削減と実質通貨価値の下落の影響を緩和するため、国内向け基本食糧農産物を中心に引き上げら

れた。

農産物価格保証制度は改善されたものの、農業融資の枠の削減や金利の物価スライド制への移行により既存の政府事業は整理し、新規事業は見送らざるを得なくなった。しかし政府は、協力事業はセラード開発の最も重要な事業とし、また外貨による資金手当てが一部可能な事業として、カラジャス総合開発計画とともに、いわば例外的な事業として計画の作成を始めた。83年2月、第2次案の説明のため来日したデニス補佐官は、この計画はポロセントロ計画等従来からのセラード開発計画を廃止し、ナショナルプロジェクトとしてこれに統合したもので、伯側はプライオリティー第1の重要事業と考えており、日本側の協力の具体化の早急な進展を期待したいと要望した。デニス補佐官が説明した計画案は、前年の鈴木総理の訪伯直前に提出した要請書を踏襲したものであったが、内容的にはその後の検討結果により、事業を本格事業と試験的事業に分け、栽植企業の方法を取りやめて指導入植のみとし、地元土地持ち農家の参加を認める等、変更を加えるとともに、厳しい経済情勢と政策環境の変化に対応して、日本側供与資金を伯側で予算措置の困難な土地購入、固定資産投資、インフラストラクチャーの整備に充当するほか、融資条件を原則として一般制度金融に準じて設定することを明確にしたものであった。また、農業開発会社の役割についても、事業の企画、調整、促進及び融資の監督とし、運営財源は融資時に契約額の1%を徴収することとし、融資代行機関の手数料のうちから振り向けることとする等経費の節約を図った。計画案の要点は次のとおりであった。

1) 事業の目的、規模

ミナス・ジェライス、ゴヤス、南マットグロッソ、バイア、マットグロッソ州の未開発のセラード地域50万ヘクタールを開発し、そのうち40万ヘクタールは入植による1,000家族の入植農家用とし、残りの10万ヘクタールを地域の土地持ち農家等約312戸に対する恩恵提供用とし、食糧の増産と生産性の向上を図る。

2) 事業の形態

ミナス・ジェライス、ゴヤス、南マットグロッソ州の3州で本格事業を、バイア、マットグロッソ州で試験的事業を実施する。バイア、マットグロッソ州で試験的事業を実施するのは、両州が最も未開発で、自然条件も不明な点が多いことから、地域の特性に応じた技術の開発モデルを開発する必要があるためである。

3) 開発方式

基本的に第1段階試験的事業の方式を踏襲するが、指導入植の方法を基本とし、農業開発会社は実施の中核として事業の企画、調整、促進、融資

の監督にあたり、土地取得、分譲は参加農協が行うこととする。

4) 事業期間

全体で5ヵ年、各プロジェクトの実施期間を3年とする。

5) 総事業費と分担

総事業費を1,335百万ドルとし、うち400百万ドルを日本側に、800百万ドルを伯政府、31百万ドルを自己資金、104百万ドルを州政府負担とする。単位当たり事業費が第1段階より大幅に増加したのは、最近の土地、資材、燃料価格の上昇による。また、日本側資金は伯側で予算措置の困難な土地取得、固定資本投資及びインフラストラクチャーの整備に充当する予定である。

6) 融資対象、融資条件

融資対象を固定資本、半固定資本、肥料中和剤、営農費、農協特別融資（土地取得を含む）とし、融資条件は原則として一般農業制度金融に準ずることとした。融資期間の延長、据置期間の容認、価値修正率の軽減等の優遇措置を講ずるが、金利は一般農業制度金融と同一とする。

7) 農業開発会社の活動の根拠と収入源

農業開発会社の役割は両国の取り決め文書により具体的に規定し、これを活動の根拠として伯国内で強制力を持たせる。収入源は融資時に契約額の1%を徴収することを予定しており、融資代行機関の手数料4%のうちから振り向ける。

この伯側計画案についての意見交換の結果は次のとおりであった。

1) 開発規模と事業の進め方

日本側は一挙に50万ヘクタールまで事業を拡大することは、財政上の都合もあり現実的でなく、より柔軟性のある段階的取り組みをとる必要があるとし、第1段階試験的事業の成果を応用出来る州で、まず本格事業を実施し、同時に本格事業が出来ない州では新たな試験的事業を検討するのが適当であろうとした。伯側もこの考え方に原則的に合意し、本格事業はミナス・ジェライス州とゴヤス州を優先し、試験的事業はバイア州を優先したいとした。

2) 調査団の派遣と候補地域の選定

伯側はこれら州の予想される地域の自然条件等のデータを日本側に提供する用意があるとし、日本側は伯側の要請に沿って調査団の派遣を検討したいとした。このため伯側で候補地域を選定することとなった。

3) 日本側の協力のあり方

日本側は、試験的事業については第1段階の方法を踏襲するが、本格事業については第1段階の方法では対応出来ないので、可能な形態について

関係者と協議する必要があるとし、伯側も了解した。

4) 事業費の見積もり

事業費については、基幹的インフラストラクチャーの問題を含め、さらに検討することに合意した。

5) 融資の条件

融資の条件は、本格的事業と試験的事業の間で差を設け、決定に当たっては農家の経営に十分な配慮を払うことに合意した。

6) 農業開発会社の役割

双方は、農業開発会社の役割についてさらに検討するとともに、収入源についても確保の方法を調査することで合意した。

なお、意見交換において日本側は、サンタローザ入植事業に必要な伯側の資金手当ての遅れ等から現在農業開発会社の経営が深刻な危機に直面しているため、資金手当ての早期決着を要請した。これに対し伯側は資金手当ての実行は既に決定しており、後は融資条件の決定を残すのみとなっているとし、この融資条件は第2段階事業の条件に合わせる必要があると考えるので、現在検討中であるとした。日本側はサンタローザ入植事業は第2段階とは別のものであり、また第2段階の準備には相当の時間がかかると予想されるので、これと切り離して伯側で早急に決定すべきであると主張し、協議の結果、伯側も了解し、帰国後決定を急ぐこととなった。

また、農業開発会社の経営危機については、サンタローザ入植事業を急ぐとともに、経営の合理化、経費の削減を直ちに実施することで合意した。伯側はこのためには現行の管理組織のもとでの合理化と、管理組織を改変して行う合理化の二つの方法があるとし、後者の案として後述の82年11月に行われた農業開発会社諮問委員会で提案した経営審議会制度を導入した再編案を再び提案した。もちろん伯側は前者の案でも容認できるとし、今後双方でさらに検討を深めることとした。

(2) 日本側協力案の検討と予備協議

日本側は、鈴木総理訪伯の際の意図表明に従い、提案された伯側計画案と合同評価の結果とを踏まえ、日本側の協力のあり方について検討をはじめ、関係者との意見調整を始めた。しかし、日本側の協力のあり方は、第2段階の規模が大きく所要資金も巨額に上り、内容的にも従来の協力方式では対応出来ない面があり、慎重な検討と十分な協議が必要であった。このため日本側としては、その最終的な決定はフィージビリティ調査 (F/S) を実施した後に行うのが適当であると考え、この考え方に沿ってF/Sの前にまず基礎一次調査 (P r e F /S) を実施し、基礎的な情報収集、現地調査を行うこととした。

ブラジルでは82年も厳しい緊急政策により成長率は僅かな成長にとどまり、インフレ率も依然100%前後にのぼり、経済情勢は深刻であった。そのなかで政府は83年2月、IMFと合意した基本政策の着実な実行に努めたが、ブラジル経済のパフォーマンスは良好でなく、第1四半期のIMF目標は早くも未達成に終わり、5月以降IMFは融資の実行を停止し、民間債権銀行もこれになった。これに伴いわが国の貸付債権も伯政府支払保証付ウラジミナス製鐵所の債権の返済が滞る等投資環境の悪化が懸念されるようになった。日本側としては協力の方針に変わりはないものの、情勢の変化に伴って拡大事業に対する伯側のプライオリティー、資金手当ての見通し等協力の前提条件を改めて確認する必要が生じた。

また、4月来日したデルフィン企画大臣との意見交換において、日本側が第2段階について段階的拡大を主張したのに対し、企画大臣もこれに同意し、同行した池田補佐官は1段階15万ヘクタール程度であれば伯側の資金手当てに問題はないとし、経済情勢の悪化のためか、伯側の考え方に変化がうかがわれた。他方、後述するように、そのような情勢の中で懸案のサンタローザ入植事業に対する資金手当ては、2月のデニス補佐官来日後さらに遅れ、その間日本側からは政府関係者が訪伯して促進を図り、伯側も重要案件として解決に努めた結果、上記のデルフィン企画大臣来日の際、伯側は近く決定するとし、5月の通貨審議会でそのように最終的に決定した。さらに農業開発会社は、4月までに本社をブラジルに移転し、合理化をはかり、管理組織の改善、経費節減の問題も同社の6月の株主総会でひとまず決着し、第2段階の前提として解決を必要とした最も重要な問題の最悪の事態は回避された。

9月にフィゲレード大統領の来日が予定されていたことから、日本側は予定の基礎調査を急ぐことになり、これに先立って7月に政府関係者によるコンタクトミッションを派遣し、検討中の日本側協力案を説明し、協力計画の拡大についての予備的協議を行った。ミッションは協議に先立ち、第2段階事業のプライオリティー、資金手当て、IMFとの協議状況、債務の支払い遅延問題等協力の前提条件について再度説明を求めた。これに対し池田補佐官は、伯側は困難な情勢にも拘わらず農業開発に第1のプライオリティーをおいており、第2段階事業もそのための重要事業として高いプライオリティーをおいている。資金手当てについては、確かに苦しい状況にあるが、第2段階については年度毎の計画に基づく計画的な予算措置が可能である。IMFとの協議については現在進展中であり、債務支払い遅延問題も徐々に解決されるものと信じているとした。

次いでミッションは拡大事業における推進体制に関し、日本側としては農業開発会社主導による体制を維持すべきものと考えており、このことは日本側の

資金協力にあたり、国際協力事業団の開発投融資のみならず、海外経済協力基金（当時）からの融資を利用する場合にも、民間企業としての農業開発会社による事業実施が必要であるとした。また入植農家に対する融資の条件につき農業開発の特殊性を配慮した優遇措置が講ぜられることに期待を表明した。

これに対し、池田補佐官は、伯政府としても第2段階において農業開発会社が重要な役割を果たすことを期待しており、入植農家に対する融資の条件は農業融資の中で最良なものを適用する等の措置を講ずる考えであるとした。なお、ミッションが第1段階において経験したカトリック教会の反対運動に言及したのに対し、池田補佐官は伯側も種々の対策を講じ、既に運動は影をひそめており、セラード開発は今や世論の大勢となっている旨説明した。

このように日本側が協力の前提とした問題については伯側の理解が得られたので、ミッションは検討中の日本側協力案の考え方を説明した。その要点は次のとおりであった。

1) 事業の形態と規模

現行試験的事業の成果を容易に応用出来る地域においては本格事業を実施し、新たに試験的事業の実施を必要とする地域においては再度これを実施する。事業の規模についてはなお検討中で伯側提案に対する正式対案は出来ないが、現在の検討状況から言えば、あらゆる条件が整った場合でも本格事業約10万ヘクタール、試験的事業約5万ヘクタールの合計15万ヘクタールよりも小さいものになる見込みである。

2) 実施地域

本格事業の地域は、現行試験的事業の成果を応用し得るミナス・ジェライス、ゴヤス州等の地域、試験的事業の地域は、現行試験的事業と自然条件が異なる地域で開発の可能性があり、インフラストラクチャーが整備されているバイア、マツトグロッソ州の地域とする。対象地域の具体的選定に当たってはインフラストラクチャーが既に相当程度整備されている地域を優先するが、整備が必要な場合は基本的には伯側の負担で行う。

3) 総事業費と分担

事業費の算定は、最終的にはF/Sの結果を踏まえて決定し、日伯双方折半して分担する。

4) 融資スキーム

本格事業及び試験的事業の融資スキームは現行試験的事業のそれ（海外経済協力基金及び国際協力事業団→伯中央銀行特別勘定→伯側資金とプール→融資代行機関→農協、入植農家）を踏襲する。この日本側からの融資は、本格事業については海外経済協力基金の一般案件融資、試験的事業については国際協力事業団の開発投融資のメカニズムを利用するが、海外経

済協力基金の一般案件融資については伯中銀に対する直接貸付を行うことにつき困難な問題があるので、現在検討中である。

5) 貸付条件

日本側からの貸付及び伯国内での貸付の条件は、営農活動を行う上で妥当と考えられる条件を今後F/Sにより調査、決定する。

6) 民間銀行の参加

本格事業、試験的事業とも民間銀行との協調融資とする。

7) 農業開発会社の役割、収入源及び組織

現行試験的事業において中核的な事業実施機関とされた農業開発会社を第2段階においても引き続き活用する。農業開発会社に対する新たな出資は行わない。農業開発会社は事業の遂行に出来るだけ実質的に関与するものとし、各入植地の総合開発計画、関係機関との調整、入植農家の指導、監督、直営農場の運営等を行わせる。また、事業資金の流れをチェック出来る権限をもたせる。安定収入源としては計画作成手数料、コーディネーション手数料、融資監督手数料等を確保する。会社の組織は、基本的には現行体制を維持することとし、役員、職員の一部を双方からの派遣に切り替える等により、出来る限り経費負担を軽減する。

8) 合意の形式

双方は合意議事録(R/D)で合意することとし、上記重要事項はR/Dに明記する。

以上の日本側の考え方に対して、池田補佐官、デニス補佐官は、第2段階においては本格事業と試験的事業の2本建てとすること、事業実施地域の決定の仕方、伯側で基幹的インフラストラクチャーを整備すること、事業資金を折半で負担すること、貸付条件を調査結果を待って最終的に決定すること、双方合意の形式については特に異存はないとした。また事業の規模については、双方の財政困難な事情は十分承知しており、現実的な規模とすべきであるとの日本側の考え方は十分理解する。伯側としては長期的な目標は維持していきたいが、何れにせよ日本側の正式回答を待ちたいとした。農業開発会社については、伯側も第2段階において中核的役割を果たさせることを考えており、その際資金の流れをチェック出来る体制をとることは可能である。なお収入源については十分配慮を払うこととし、現在政府部内で検討中であるとした。

最後に今後の調査の進め方について協議し、日本側は、調査を基礎調査、計画調査(F/S)、入植地建設計画調査、個別営農計画の作成の4段階とすることを提案。調査の分担については、基礎調査は日本側より調査団を派遣し、伯側の協力を得ることとし、計画調査(F/S)は伯側が責任を持って実施することとする。但し、試験的事業については日本側が然るべく協力する。入植地建設

計画調査及び個別営農計画の作成は、農業開発会社が参加農協の協力のもとに行うことで双方了解した。調査のタイミングとしては、日本側より基礎調査を8月中旬に、計画調査を10月下旬頃に行うことを提案、伯側も了解した。また日本側は、伯側との連絡等のため10月頃より長期調査員を2年間の予定で派遣することを検討している旨説明したところ、伯側は歓迎するとし、所要の手続きを進めたいとした。

(3) 基礎一次調査の実施

上記コンタクトミッションの伯側との打ち合わせに従って、国際協力事業団は各分野の専門家により大規模な調査団を編成し、8月中旬から9月初旬にかけて基礎一次調査を行った。調査は、伯側政府の提出した第2段階事業の候補州及び候補地域について、技術的、社会経済的基礎資料を収集、解析し、開発可能性、開発効果を確認するとともに、全体事業費の大凡の把握を目的とした。

調査団は、A、B 2班に分かれ、B班は本格事業の候補州ミナス・ジェライス、ゴヤス、南マットグロッソ州について調査し、A班は試験的事業の候補州バイア、マットグロッソ州について調査した。両班とも各州政府において、各州から提出された資料に基づいて、開発計画の背景、開発組織、予定地域の自然的、社会経済的条件、予想される作物生産及び営農について州関係者から事情を聴取し、更に必要な資料を収集した後、現地を調査した。現地調査は、B班はミナス・ジェライス州では車により、ゴヤス、南マットグロッソ州では飛行機により上空より概況把握を行い、A班は候補地域の一部に出向いて調査した。

各州の候補地域は、連邦政府の指導のもとに関係各州が選定し、本格事業候補地はミナス・ジェライス州7地区、約120万ヘクタール、ゴヤス州3地区、100万ヘクタール、南マットグロッソ州8地区、約11万ヘクタール、試験的事業候補地はバイア州2地区、約100万ヘクタール、マットグロッソ州3地区、約130万ヘクタールの合計23地区、約560万ヘクタールであった。調査結果の概要は次のとおりであった。

1) 候補州について

候補州はセラード開発の経験、財政力等に差はあるものの、何れもセラード開発の重要性に対する認識、取り組みへの意欲は総じて極めて高い。各州は企画、農務部局が中心となり、連邦、州の試験研究、普及等関係機関と協力して実施態勢の整備を計画又は実施中である。また各州にはブラジル銀行、協同組合信用銀行、商業銀行等の本支店のほか、州立銀行等の地方銀行がある。ミナス・ジェライス、ゴヤス、バイア州には州の開発銀行があり、南マットグロッソ州では設立準備中である。バイア州、マット

グロッソ州は、それぞれSUDENE、SUDAM地域に属し、またバイア州の候補地域は旱魃被害地域に指定されており、それぞれ融資条件の緩和措置がある。

候補州のうち、ミナス・ジェライス州は第1段階試験的事業の経験を持ち、州の財政力、試験研究、普及、融資等体制の整備が最も進んでいる。ゴヤス州は試験的事業の段階で一部にプロジェクト批判の動きがあったが、その後はほとんど姿を消し、知事、農務長官等が試験的事業の現地視察を行うなど積極的に取り組み、州の普及公社の活動も活発である。南マットグロッソ州は分離独立後4年と日が浅く、行政組織の整備に取り組んでおり、事業実施能力は急速に整備されている。バイア州は、西部セラード地帯の開発を多年の宿願としていたこともあり、既に企画、科学局内にワーキンググループを設け、農務局はじめ関係機関の関係者からなる支援グループを組織し、体制を整備している。また、州開発銀行はBRASAGROの株主となっており、協力計画発足当時から西部セラード地帯の開発に備えている。マットグロッソ州では州の農務局の農業企画委員会が中心となり、ワーキンググループを既に設置している。

2) 候補地域について

本格事業3州の候補地域は、何れもブラジル中部高原にあり、ミナス・ジェライス州の地域は州の西北部を中心に、ゴヤス州の地域は州の東部ミナス・ジェライス州寄りの地域に位置し、自然的、社会経済的条件は第1段階試験的事業の地域に類似し、南マットグロッソ州の地域は州の西部及び東部の未開発地域で、標高がやや低く、内陸熱帯型で気温がやや高く、乾期が短い等第1段階試験的事業地域とはやや異なる点がある。このように3州の間には、地域の特性にやや異なる点がある。何れの州にも未開発地域が広汎に存在し、その開発に当たっては第1段階試験的事業の成果を応用することが出来ると考えられ、開発の可能性はきわめて高い。

また、試験的事業の候補地域のうち、バイア州の地域は州の西部メストレ山稜東部台地上にあり、乾燥地帯（カーチンガ）に接するセラードの東部限界地にあるだけに、第1段階試験的事業地域に比し、気象、土壌等の自然的条件のほかインフラストラクチャー等社会経済的条件も著しく厳しい。またマットグロッソ州の地域は、州の中央—西部のパレシス高原の熱帯降雨林に接するセラードの北部限界地にあり、自然的条件はバイア州に比しやや優れているものの、第1段階試験的事業の地域と比較すれば諸条件の厳しさはバイア州と同様である。両地域とも未開発地が広汎に存在し、その開発の可能性はあるものの、開発に当たっては地域の特性に即した作物の導入、営農体系の確立を含め、技術の開発、改良と一体的に行う

試験的事業の実施が不可欠である。なお両州においては、小麦、コーヒーの栽培が困難であり、バイア州ではベラニコ対策、水資源調査等が必要で、マツグロソ州では50%の保留地を設けることが必要である。

3) 予想される効果

地域が広汎、多様であるが、総じて自然放牧等の未利用又は粗放利用の状態にあり、一部地域で奥地在来型の自給農業が行われているに過ぎないだけに、革新的技術の導入による大規模開発事業は計り知れない効果をもたらすものと予想される。直接的な食糧増産の効果をはじめ、雇用、所得の増大、税収の増加、地域開発の進展等のほか、技術の伝播、波及等の間接効果は極めて大きいと考えられる。これらはブラジル経済の直面する困難の打開に大きく貢献するものと予想される。

3、農業開発会社の経営危機と本社のブラジリア移転、経営の合理化

(1) 試験的事業の終了と農業開発会社の経営危機

ブラジルは82年8月のメキシコの金融危機発生を契機に債務危機に見舞われたが、これとほぼ同時期に第1段階試験的事業が終了し、農業開発会社も設立以来最大の経営危機に直面した。

前章で述べたように、農業開発会社は第1段階試験的事業終了以前から、第2段階事業のミナス・ジェライス州での早期実施に望みを託し、業務量が減少したのも拘わらず経営の合理化に消極的で、事業の終了後も展示農場の臨時雇い、下級職員の若干の人員整理等のほかは依然従来の経営体制を維持した。また農務大臣とミナス・ジェライス州知事の話し合いによって決定した83年の本社ブラジリア移転についても積極的でなく、移転は第2段階の開始が決まってから行うことにしたいとするに至った。

他方、経営維持のための唯一の方法として両国関係者に承認を求めていたサンタローザ保有地の分譲による入植事業については、伯政府は第2段階事業の一部としてこれを認めたいと提案し、日本側も検討していたが、10月に至り、この事業を第2段階と切り離して行うこと、及び今後とも農業開発会社が1万ヘクタールの土地を保有することを条件に伯側提案に同意し、その旨農林水産大臣から通知した。しかし、その後の伯側における資金手当ての具体的措置は経済情勢の悪化に伴って進展しなかった。

この間BRASAGROの筆頭株主BNCCでは、9月総裁が渋谷氏からBYLON氏に代わり、これに伴ってBRASAGROの社長も渋谷氏からBYLON氏となり、前任者が農業開発会社の経営に関心が深く、農務省への影響力もあったのに対し、後任者がそれ程の関心を示さなかっただけに、BRASAGROの農業開発会社に対する指導、支援も若干の影響を免れ得なかった。

また11月の総選挙により、ミナス・ジェライス州知事は野党PMDBのタンクレットが当選し、これにより83年3月にはミナス・ジェライス州政府をはじめ政府関係機関等の人事異動が予想されることから、農業開発会社を取り巻くミナス・ジェライス州関係者は声なしの状態となった。

農業開発会社は、有力な後ろ盾を失い、いわば孤立したまま資金繰りが悪化し、82年末には約40百万クルゼイロの不足を来たし、損益においても多額の欠損金を生ずる見通しとなった。このまま放置出来ない状態となったので、日本側では11月、日伯農業開発協力株式会社の関係者が訪伯して伯側関係者と対策の予備的協議を行い、その結果12月初め諮問委員会を開催し当面の運営方針を審議した。

会議は諮問委員会及び臨時株主総会の合同会議とし、BRASAGROのBYLON社長が議長となり5時間にわたって討議を行った。ロマノ社長は82年度を中心に会社発足4年にわたる活動実績を報告した後、82年度の決算予想について、資産構成の健全性は維持しているものの、損益においてはサンタローザ入植事業が実施出来なかったこと等から約221百万クルゼイロの営業損失を生じ、営業外収入を考慮しても当期損失は約200百万クルゼイロ（約2億円）に達し、また資金繰りにおいても40百万クルゼイロの資金不足を来たすことを明らかにした。これに対し日伯双方は強い懸念を表明し、即刻思い切った措置を講ずることに意見の一致を見、当面の方策としてサンタローザ入植事業の実施による収入の確保、本社のブラジル移転、機構の改革、人員の削減を含む合理化を早急に進めることとした。審議の経過及び結果の概要は次のとおりであった。

1) サンタローザ入植事業

議長は、農業開発会社の作成した計画案によると約36億クルゼイロの資金が必要で、伯政府の支援が不可欠であるが、これについては政府は既に実施の方針を決定し、現在関係機関による具体的な措置を検討中であり、83年1月末には結論が出る見通しである旨説明した。また農務省デニス補佐官も同様趣旨の説明を行い、見通しは明るいとした。日本側は農林水産大臣の返書まで出して関係者の合意を取り付けたにも拘わらず、事情はあるにせよ伯側でなお準備が整っていないことを遺憾とし、早急な決定を強く要請した。伯側は努力を約束し、83年2月までに問題を解決するとし、協議の結果1万ヘクタールの保有地の売却を承認した。

2) 本社のブラジル移転、機構の改革、合理化

本社のブラジル移転については、伯側関係者の間では合理化とは別の問題とする慎重論もあったが、移転は合理化と深い関係があるとの意見が大勢を占めた。これに対応してBRASAGOは、これまでの農務大臣と

ミナス・ジェライス州知事との話し合いにより移転は既に政府の方針として決定しているとし、法的には83年1月1日に移転することとし、農業開発会社の定める作業計画に従って実際の作業を進めることにしたいと提案した。日本側も異議なくこれに合意し、これにより移転が正式に決定した。なお移転後ペロオリゾンテには支店を置かないことにした。

3) 機構の改革

議長は、合理化は農業開発会社の管理組織の質と量の両面にわたって行う必要がある、特に頭大な管理組織の改変がなければ経費の削減は困難であるとし、検討を求めた。農務省デニス補佐官は、第2段階の農業開発会社の役割に対応するとともに、当面の経費削減を図る見地から管理組織の改革案を提案し、日本側の検討を求めるとともに、次回株主総会において何らかの改革が行われることを要望した。改革案の概要は次のとおりであった。

(i) 趣旨

経営の合理化のためには職員数の削減のみならず、一般管理費においても大きな割合を占める役員報酬等役員関連経費（伯側は40%とした）の削減が必要であり、また第2段階においては農業開発会社は調整機能を主体とすることにしたので、身軽で効率的な体制をとる必要がある、これに対応出来る組織の簡略化と効率化を図り、かつ経費の削減を図る。

(ii) 改革案の骨子

新たに業務執行の意思決定機関として経営審議会を設け、委員の報酬を日伯双方で負担する。経営審議会のもとに業務執行機関として1名の専務（Superintendent）、2名の支配人（Gerente）を置く。諮問委員会は従来のまま存置する。

これに対し日本側は、何らかの改善が必要なことは認めるが、経営新議会制度は当初既に十分議論し、その採用は困難とした経緯があり、第2段階の検討が十分になされていない段階で適当かどうか判断しがたい等問題が多く、また合弁基本協定にもかかる問題があるので帰国後関係者と十分検討したいとした。

(iii) 合理化

日本側は、役員を除く組織の合理化について検討を求め、協議の結果、議長の提案により役員報酬を除く本社経費を82年12月ベースで50%削減することとし、83年2月までにこれを実施することとした。

(iv) 協力計画の第2段階について

デニス補佐官は、伯側最終案を作成中で、12月中に日本側に送付し、83年2月に訪日説明する予定であると報告した。（既述のとおり）

以上のように、この諮問委員会と臨時総会において、懸案のサンタローザ入植事業のための土地の売却、本社のブラジリア移転、経営の合理化が決定し、これにより第2段階事業の準備期間中の農業開発会社の経営維持方策がひとまず方向付けされた。しかし、経済情勢の厳しき等から伯政府のサンタローザ入植事業の資金手当ての具体策の決定はなお予断を許さないものがあり、また日本側での農業開発会社の機構改革についての対応も多くの困難が予想され、農業開発会社の経営の危機状態の打開は容易ならざるものがあつた。

(2) 本社のブラジリア移転と経営の合理化

上述の臨時総会の決議に基づき、農業開発会社は83年1月末に本社職員32名のうち25名を解雇、うち17名を臨時雇いとして本社の移転するまで事務の停滞を防ぎ、移転をスムーズに行う措置をとった。またこれに伴い事務所の借り入れスペースを縮小するなど合理化を図った。

農業開発会社の移転を急ぎ、定款の変更、事務所、役職員住居の確保等必要な作業を進めた。ブラジリアは住宅事情が悪く、民間企業の場合は一般に企業が住宅を取得して賃貸する方式を取り、農業開発会社も役員及び幹部職員については家賃の1割を会社負担としてこの方式をとることとした。2月には役職員の一部が引越しを開始した。

4月に至り、北翼のはずれの農業土木、建築技師協会（CONEFA）ビル内に格安のスペース530平方メートルが見つかり、BNCCが賃借し会社が貸与を受けることとなり、同月中に移転を完了した。（新住所は、AVENIDA W3 NORTE QUADRA 5, 6, BLOCO A, 4 ANDER, BRASILIA-DF）。移転に当たっては引越し費用、間仕切り、カーテン、カーペット購入費用等についてBNCCの支援を受けた。本社の移転と前後して、役職員もすべて引越しを完了した。引っ越した人員は役員4名、職員11名で、臨時雇いとして雇用していた本社職員はすべて解雇した。4月末の職員総数は30名、うち本社13名、パラカツ事務所6名、展示農場11名となった。

他方管理組織の合理化については、先述のとおり83年2月来日したデニス補佐官は日本側との協議においても前年の臨時総会で説明したものと同一の改革案を提案し、日本側の検討を求めた。日本側では日伯農業開発協力株式会社、国際協力事業団、政府民間関係者等により伯側案の問題点、特に経営審議会制度の採用、委員、役員を経費の負担のあり方等をめぐり精力的な検討を行い、対応策を協議した。

伯側提案は、法律に基づく経営審議会制度を採用し、業務実施の意思決定と業務実施の機能を分離することにより、業務実施の適正、効率化が期待され、

また審議会委員の報酬を両国で負担することにより会社の経費の削減出来る等メリットは考えられるものの、他方これには次のような問題があった。

- (i) この案は、当面の経費削減と第2段階において農業開発会社を調整機関とすることを前提としているが、後者についてはなお検討が必要であり、これを前提とすることは適当でない。
- (ii) 経営審議会委員は、株主かつ居住者であることが必要で、日本企業等の役員の兼務によらない限り、日本からの派遣は困難である。このことは発足当初に議論済みのことである。
- (iii) 経営審議会委員の報酬の金額を両国で負担することは、農業開発会社の経費の削減は出来ても、会社としての存在意義に問題を持たせるものになり兼ねない。
- (iv) 諮問委員会は存置し、さらに経営審議会を設けることは却って組織の複雑化、非効率化を招くことにもなる。
- (v) 新たに役員として Superintendent 1名、Gerente 2名を置き、これに業務の実施を委ねることは、業務実施の効率化は出来ても日本側は不利益を蒙る恐れがあり、合弁企業として適当でない。

このような点を考慮すれば、日本側としては経営審議会の制度の採用には賛同し難いものであった。従って取締役会をそのまま維持する以外に方法はなかった。その場合日本側選任の2名の取締役の報酬を全額日本側が負担するか、あるいはその1名分を負担することとするか二つの方法があった。2名分の額を負担する場合には、日伯農業開発協力株式会社は親会社とはいえ不可能で、精々1名分の経費負担が限度で、他の1名は国際協力事業団に専門家派遣を要請し、その兼務で対応するしか方法はなかった。しかしこの案については民間関係者の意見は厳しく、政府に一部支援を仰ぐことは会社の性格から原則的に異論はないが、支援の受け方としては資金は一旦会社が受け入れ、役員はあくまで会社から適正な額を受け取るようにするのが筋であり、また、1名分を日伯農業開発協力株式会社が全額負担することは、いくら子会社の救済が必要であるからといって適当でなく、安易な経営の運営に流れ、自助努力を怠る結果となりかねないとほとんどの関係者から異論が出た。

結局関係者による協議の結果、管理組織の改革については情勢の変化等により慎重に対応するが、日本側の方針としては、当面従来どおり取締役会を維持するとともに、暫定的な緊急措置として、4名の取締役のうち日伯それぞれ1名については、役員報酬のほか住宅等に必要経費を日伯双方で負担し、残りの日伯それぞれ1名については従来どおり農業開発会社が支払うこととする。なお、日本側の負担の方法としては、1名について別途国際協力事業団に専門家の派遣を要請し、この派遣専門家の兼務によることとし、他の1名について

生ずる派遣専門家との手当ての格差は日伯農業開発協力株式会社が負担することとする。この方針により、日伯農業開発協力株式会社の関係者が訪伯して伯側関係者と調整を図り、株主総会において最終的に決定することとした。

(3) 関係機関の支援等と経営危機の回避

農業開発会社は82年末には予想されたとおり資金繰りが逼迫し、止む無くBDMGから農業融資の補足融資として継ぎ資金40百万クルゼイロを借入れ、また損益では約1億9千万クルゼイロ（約1億9千万円）の損失を計上した。

83年に入っても伯政府によるサンタローザ入植事業の資金手当てが債務危機の真っ只中とあって容易に進まず、前年末の臨時総会で伯側が約束した1月末の期限を過ぎても実現しなかった。2月末に来日した農務省デニス補佐官は、前述のとおり融資の実行の方針は既に決定しており、あとは融資条件の決定を残すのみとなっているとし、伯側が決定を急ぐこととなったが、当時金融政策は既にIMFの干渉を受けており、政府部内の調整は容易に進まなかった。

伯側が日本で説明した融資条件の原案は、当時の一般農業制度金融に比較すれば、融資率が前者の70～60%に対し80%（営農費は100%）と大きく、据置期間を認め、金利も消費者物価指数のほぼ70%、石灰、肥料は無利子と優遇した。しかし、第1段階試験的事業と比較すると、融資率が前者の100～90%から80%に、期間も、ものによっては短縮され（土地融資20年から12年）、金利が物価にスライドする方式となり、大幅に引き上げられ、かつ不確定となり、比較にならない厳しいものであった。農業開発会社は、この条件では事業の経済性は確保出来ないとし、最小限必要な条件を提示し政府に要請したが、当時の状況では条件の変更は望み薄であった。勢い会社は悪条件での事業の推進方策を検討せざるを得なかった。

この間農業開発会社の資金繰りは更に逼迫し、3月にはミナス州立銀行（BEMGE）から短期借入れを行う状況であった。3月末会社の作成した資金繰り予想によると、仮に4月中にサンタローザ入植事業の資金手当てが決定したとしても、分譲代金の入金は6月以降となることから、4～5月には約9,500万クルゼイロの短期借入れが新たに必要となり、もしサンタローザ入植事業が更に遅れる場合には、6月以降の資金繰りは不可能となるという憂慮すべき事態に立ち至った。農業開発会社はこの事態に対処して、肥育牛の販売、コロマンデル保有地の未利用の飛び地の売却等不足資金の捻出に努めた。

しかし、この局面で4月末BNCCは農務大臣の指示もあって、9,500万クルゼイロの特別融資の措置を講じた。また遅れていたサンタローザ入植事業の融資条件が4月末来日したデルフィン企画大臣の明らかにしたとおり5月

末の通貨審議会承認され、事業資金として総額40億クルゼイロ（約20億円）が原案通りの融資条件で融資されることとなった。

加えて展示農場では、早生大豆が収穫時の長雨で若干の被害を受けたほかは豊作で、アメリカの熱波の影響による大豆価格の高騰と相俟って予想以上の売上を収め、約2億クルゼイロの収益を挙げることが出来た。また地権の確定が出来ないまま取得、分譲を留保していたパラカツ地区の二つのロッテの土地取得、分譲が可能となった。このような好条件が重なり、さらに一部の農業技師の給与につき関係機関から支援を受け、経費を節減出来た。

このようにして事態は一挙に好転し、6月は新たな借入れがなくても資金繰りが可能になり、同月作成した資金繰り予想によるとサンタローザ入植事業が計画どおり実施出来る限り、83、84年度の資金繰りは十分可能であり、83年度損益についても、意欲的に見通す場合には若干の黒字となり、慎重に見通した場合でも赤字は小さいと考えられ、懸念された経営危機はひと先ず回避される見通しとなった。

しかし、このような事態の好転は、伯側関係機関の支援による一時的な収入増加によるところが多く、資金繰りが長期的に改善されるためには、サンタローザ入植事業の土地分譲による早期の収入確保が前提であり、また83年度末には累積赤字が約3億5千万クルゼイロ（約1億4千万円）と見込まれることから、一層の合理化、収益源の確保等経営努力が必要であった。

このため5月末日伯農業開発協力株式会社関係者が訪伯して、当面の緊急課題について事前の伯側関係者との意見調整を行い、6月下旬臨時総会を開催し、次のとおり重要事項を審議、決定した。

1) サンタローザ入植事業の実施の承認

5月の通貨審議会承認された資金手当てと融資条件に基づき、次により事業の実施を承認した。分譲地価をヘクタール当たり8万クルゼイロ（約***円）とする。融資条件が厳しいので、新たに灌漑可能地区を中心に小ロッテを設け、ロッテ数を小ロッテ（平均160ヘクタール）24、大ロッテ（平均320ヘクタール）17、計41ロッテとする。伯側農家の計画作成手数料を確保するとともに、BDMGと協議して融資監督手数料を確保する。

2) 農業開発会社の経営の見通し

農業開発会社より、サンタローザ入植事業の本決まり、経営の合理化、伯側関係機関の支援等による経営の改善状況を説明し、83年度の資金繰り及び損益予想について2案を提出した。何れの案も資金繰りは可能で、損益については順調に行けば約4,000万クルゼイロの黒字、慎重な見方をすれば若干の赤字となる旨報告し、承認された。

3) 農業開発会社の経営の合理化

機構の改革、役員経費の削減について日本側は既定の案を提案、承認したのに伴い、日伯各1名の役員の報酬を無給とした。本社職員数を15名以内とし、直営農場の経営の多角化を進め収益を確保し、独立会計による財務管理の適正を図ることとした。また、農業開発会社は月次決算書を作成し、株主に提出することとした。

4) 伯側役員交代

ファンティーニ技術担当取締役が辞任し、BRASAGROは後任にリカルド技術部長を指名し、新取締役は従来どおり技術部長を兼務し、職員としての給与を受け取ることを旨提案があり、承認した。

農業開発会社は、この臨時総会の決定を受けてサンタローザ入植事業の実施等により収益を確保し、経営の合理化を更に進めて経費を節減し、経営を立て直して第2段階準備期間の経営の維持を図ることとなった。幸いにして、この経営危機を通じて、会社の役職員は初めて企業経営の恐ろしさを知らされ、経営努力の必要性を深刻に自覚するようになった。この体験は今後の会社の運営に大きなプラスとなるものであった。会社はサンタローザ入植事業の融資監督手数料の分配をBDMGに強く要請し、その結果、1%の手数料を受けることとなった。リオドーセ(CVRD)との技術提供契約の締結による収入源の確保に積極的に取り組むようになった。また、本社がブラジルに移転し、伯側が第2段階の早期実施に意欲を持ったこともあり、会社と伯側関係者との連携、協力は従来以上に緊密となった。農務省の会社に対する積極的指導をはじめ、関係機関の支援、協力も既定のとおり従来にもまして積極的に行われるようになった。

第2節 具体的枠組みの合意と農業開発会社の経営の再建

1、基礎二次調査（計画調査）と日本側協力案の作成

（1）調査の前提条件の協議と実施の打ち合わせ

ブラジルは83年5月のIMF及び国際民間銀行団の融資の中断後、IMFとの間で合意した経済再建策を強化し、6月には農業融資等の補助金の削減による金利の大幅引き上げ、政府系企業の支出の削減等を進める一方、IMFと目標値の改定交渉を行い、第2回融資の早期実施を目指した。しかし情勢は更に深刻となり、街は不況色一色となり、8月には外貨の中央銀行への全面的な集中制をとったほか、公的債務についてもパリクラブに繰り延べを要請した。

この繰り延べ要請に伴い、第1段階試験的事業にかかる中央銀行に対する国際協力事業団及び民間銀行団の債権についても9月期利払いが遅延した。このため日本側としては、第2段階の具体化のための調査を進め難い情勢となり、予定された基礎2次調査の実施を延期し、協議を中断した。伯側は事態を憂慮し、10月にはスタビレ農務大臣が来日して、事情を説明し理解を求めるとともに、協力の継続を要請した。

その後11月末に至り、賃金、家賃の引き下げを内容とする法案が国会を通過したことから、IMFとの交渉がまとまり、目標値が改定され、融資が再開され、民間銀行団もこれにならうこととなった。また公的債務についても、同じ日にパリクラブにおいて、ブラジルと西側債権国16カ国との間で基本的合意が成立し、これを受けて二国間の具体的交渉を始めることとなった。

しかし、当時ブラジルに対しては、輸出保険の引き受けが全面的に停止されていたことにみられるように、新規の経済協力は一般には困難な情勢であった。パリクラブの合意が成立し、貿易黒字も増大していたものの、その後の対外債務問題の動向には債務額が大きいだけに、なお予断を許さないものがあり、また、第1段階試験的事業にかかる債務についても、民間引き受け分は、政府保証の公的債務でなかったことから、民間債務として処理することとなったものの、民間銀行団との交渉はなかなか始まらなかった。また公的債務にかかる二国間交渉には時間がかかった。

このように協力の前提として最も重要な対外債務問題の改善は、なお不透明で、日本側としては第2段階に対する融資を実施し得る見通しを立てることは困難な状況であった。しかしながら、第2段階事業はその経緯に見られるように、伯側はトッププライオリティーにおいて早期実現を要請しており、日本側としてもその重要性から、関係者の間では可能な限り推進すべきであるとする見解が大勢を占め、中には相手が困っているときの協力を真の協力であるとの意見もあった。病氣療養のため83年9月訪日を延期していた伯大統領の訪日も84年5月に実現することとなった。

このような情勢から、日本側は、将来対外債務問題の改善が進む等、両国が協力しやすい環境となった場合、迅速に対応出来るようにするため、事前に可能な技術的、事務的手続きを進めておく必要があるとの観点から、予定の基礎2次調査を実施することとし、これに先立って、試験的事業にかかる債務の処理方針等について協議を行うとともに、調査の枠組み等について打ち合わせを行うため、84年2月初め政府関係者によるコンタクトミッションを派遣した。

ミッションは先ず日本側の第2段階の検討に当たってはブラジルの対外債務状況の改善が重要な条件になっているとし、特に第1段階試験的事業にかかる民間引き受け分の債務支払い遅延問題は、第2段階においても民間参加が不可欠なこともあり、早急な解決が必要であるとした。また、公的債務にかかる二国間交渉についても、早い時期に交換公文の締結を終了することが必要であると説明した。

これに対し、伯側は、説明の趣旨は十分理解したとし、民間銀行団の返済遅延分については現在部内で手続き中であり、速やかに支払いを行うこととし、公的債務の二国間交渉についても、日本側の準備が整い次第、速やかに対応出来るよう準備を進めておくようにしたいと説明した。

またミッションは、第2段階事業の伯国でのプライオリティーについて再々度見解を求めたのに対し、伯側はトッププライオリティーに変わりはなく、大統領訪日の際の目玉案件のうちでも最も重要なものの一つであり、例え困難な事情があっても大統領訪日の際には具体的な日伯協力として表明し得るように、日本側の効力を得たいとした。

次にミッションは、基礎2次調査（F/S）の実施につき両国間で確認しておくべき重要事項を説明し、伯側の意見を求め必要な打ち合わせを行った。先ず調査の目的は、先に実施した基礎1次調査の結果を踏まえ、伯側の選定した地域（予備選定地域）について、更に詳細なデータの収集、現地調査による評価を行い、このうち開発対象地域を概定して事業計画を策定し、これに基づき総事業費を算定して事業実施の妥当性を確認するためのものであるとした。予備選定地域は、調査の前提としての事業規模を本格事業10万ヘクタール、試験的事業を5万ヘクタール、計15万ヘクタールとし、基礎1次調査の際の候補地域のうち、この規模の10倍程度に絞り込んだ地域としたいとした。また調査の内容は、予備選定地域の評価、開発対象地域の概定、開発基本構想（計画）の策定及び事業費の算定と経済分析であると説明した。なお、調査は先に合意したとおり、本格事業については伯農務省が行い、試験的事業は伯農務省と国際協力事業団が共同して実施することにしたいとした。

これに対し伯側は、調査の前提として事業規模を15万ヘクタールとすることについて、この事業を大統領訪日の際の具体的成果としてうたいあげたいと

の意向の為か提案どおり了解したものの、依然最終的には当初提案の50万ヘクタールまで実現したいとの希望を捨てず、特に農務省は、日本側の最終協力規模が15万ヘクタール以下であるとの印象を一般に与えかねないとして強い不満を示した。ミニッツの作成においても、この問題をめぐり、取りまとめは難航したが、伯側提案は50万ヘクタールであったとの事実関係を前文に挿入することで了解した。その他の事項については特に異論はなく、伯側は本格事業と試験的事業との日本側の窓口の一本化、農務省の行う本格事業の調査に対する日本側の協力を要請した。

(2) 基礎二次調査 (F/S) の実施

コンタクトミッションと伯側との打ち合わせ結果により、本格事業については伯農務省が政府職員によりワーキンググループを編成し、3月上旬から下旬にかけて農業開発会社の技術陣の協力のもとに調査を行い、試験的事業については国際協力事業団が専門家による調査団を編成、伯国に派遣し、2月中旬から3月下旬にかけて関係機関の協力のもとに調査を行った。調査の内容と結果の概要は次のとおりであった。

1) 予備選定地域の評価と開発対象地域の概定

予備選定地域は伯側が先に実施した基礎1次調査の際の候補地域の中から、前提された事業規模の10倍程度に絞り込んだ地域で、決定に当たっては自然植生の主体がセラドン又はセラードで、地形が機械化に適し、土壌表土が厚く、石灰の投入が容易で作物栽培に適し、インフラストラクチャーが比較的整備され、地価が妥当なこと等を考慮して選定したものであった。その面積は本格事業地域のミナス・ジェライス州4地域、約38万ヘクタール、ゴヤス州2地域、約30万ヘクタール、南マットグロッソ州3地域、約30万ヘクタール、試験的事業のバイア州1地域、約30万ヘクタール、マットグロッソ州1地域、約30万ヘクタールの合計11地域、約158万ヘクタールであった。これら地域の特性は次のとおりであった。本格事業地域のミナス・ジェライス州の地域は州の西北部を中心に、ゴヤス州の地域は州の東部ミナス・ジェライス州寄りのゴヤス高原に位置し、両地域は標高600～1,150メートル、地形は平坦又は緩やかな波状形で、域内に相当数の河川が流れる。気候は熱帯一亜熱帯型で、年平均気温は20度C前後、年降雨量は1,100～1,600ミリメートル、4,5月頃から9月まで乾期で数年に一度ベラニコの現象がある。土壌は主として暗赤色ラトソールと赤黄色ラトソールの粘土質土壌からなり、石灰岩の埋蔵量も豊富である。この地域はブラジリアを中心とした交通ネットワークに組み込まれ、ビトリア及びサントス回廊に通じ、域内インフラスト

ラクチャーの整備も進んでいる。一般に大土地所有の比重が高く、多くは自然放牧であるが、既にフロンティアの前進地域として、大、中規模の農家の入植が進み、一部で大豆、小麦、コーヒー等の栽培が始まっている。また、南マットグロッソ州の地域は、州の西南部及び東北部に位置し、標高350～800メートルと比較的低く、気候は内陸熱帯型で、気温がやや高く、雨量も多く、乾期も短く、ベラニコの現象も少ない。土壌は主として暗赤色ラトソールと石英砂土より成り、東北部では砂質の地域が多い。この地域はサンパウロ及びブラジリアを中心とする交通ネットワークに組み込まれ、西部地域は穀類の商品生産地帯となっているが、東北部は大土地所有の比重が高く、牧畜が主体をなし、インフラストラクチャーの整備も遅れている。

このように本格事業地域は3州の間で地域特性の若干の相違はあるものの、開発適地と目される地域を多く含み、開発の可能性の高い地域である。従ってこれら地域のうち最も適当と思われる開発対象地域として、ミナス・ジェライス州で2地域、4万ヘクタール、ゴヤス州で2地域、4万ヘクタール、南マットグロッソ州で1地域、2万ヘクタールの合計5地域、10万ヘクタールを概定した。

次に試験的事業地域のバイア州の地域は、州の西部バヘイラス市西方一帯の地域で、標高700～800メートル、地形は平坦又は緩やかな波状形で、少なからぬ河川がサンフランシスコ川に注ぐ。気候は熱帯半乾燥から湿潤地帯への移行型で、年平均気温は24度C前後と高く、年降雨量は1,000～1,500ミリメートルで東に向かって少なくなり、乾期も6～7ヶ月にのぼり、ベラニコの頻度も高い。土壌は主として赤黄色ラトソールと石英砂土からなり、砂壤土肥沃度は劣る。この地域にはブラジリア及びサルバドールに通ずる国道20号線及びサンフランシスコ川による水路があるが、域内インフラストラクチャーの整備はかなり遅れている。大土地所有が優越しており、地権のあいまいなものも少なくないといわれ、自然放牧が一般的で、作物としてはフェジョン、陸稲、とうもろこしの栽培が見られるものの、生産性は低い。しかし南部先進地域からの入植により、一部で大規模な大豆作が始まり、かなりの生産性を挙げている。また、マットグロッソ州の地域は、クイヤバ市北方国道163号線沿いのルカス市一帯の地域で、標高300～500メートル、アマゾン熱帯降雨林につながる、なだらかな波状丘陵地で、気候は熱帯湿潤型で、年平均気温25度C前後、年平均雨量1,700～2,000ミリメートルと多く、乾期が短く、ベラニコの発生もほとんど見られない。土壌は主として赤黄色ラトソールで、酸性度が高く、肥沃度が比較的高い。この地域はサンタレン

に通ずるアマゾン縦断道路に接するが、域内インフラストラクチャーは未整備の状態にある。大土地所有が優越しており、大型粗放牧場が多く、不法使用も多く見られる。牧畜のほか陸稲の栽培が行われ、また一部で南部地域からの入植による大豆の大規模栽培が始まっている。

このように試験的事業の地域は、バイア州とマットグロッソ州で地域特性に差異があり、何れも開発適地と目される地域があり、開発の可能性はあるものの、開発の諸条件は厳しい。従って開発対象地域の選定は慎重に行う必要があり、調査においてもランドサットデータによる土地利用の解析を行い、対象地域の検討を行った。これら検討の結果、開発対象地域としては、バイア州で1地域、2万5千ヘクタール、マットグロッソ州で1地域、4万ヘクタール（うち1万5千ヘクタールは自己資金による保留地）、合計2地域、6万5千ヘクタールを概定した。

2) 開発基本構想（事業計画）の策定

概定した開発対象地域について次のように開発基本構想（事業計画）を想定した。

i) 開発方式

基本的に第1段階試験的事業の方式を踏襲するが、日本側協力案の考え方に即し、かつ伯側協力案並びに第1段階試験的事業の経験を踏まえ、事業を本格事業と試験的事業として行い、何れも栽植企業の方法を取りやめ、指导入植の方法のみによることにし、土地の取得、分譲は参加農協が農業開発会社の指導のもとに行うこととする。

ii) 土地の配分及び土地利用計画

概定した開発対象地域の土地は、本格事業地域にあつては1地域2万ヘクタールを50戸の入植農家に配分し、1戸あたりの面積は400ヘクタールとし、試験的事業地域にあつては、バイア州は1地域2万5千ヘクタールを50戸の入植農家に配分し、1戸あたり面積は500ヘクタール、マットグロッソ州は1地域4万ヘクタールを50戸の農家に配分し、1戸あたり面積は800ヘクタール（うち300ヘクタールは自己資金で購入）とする。1戸当たり面積のうち、本格事業地域では、農用地312ヘクタール、その他用地8ヘクタール、保留地80ヘクタールとし、試験的事業地域では、バイア州の地域は農用地390ヘクタール、その他用地10ヘクタール、保留地100ヘクタールとし、マットグロッソ州の地域は農用地390ヘクタール、その他用地10ヘクタール、保留地400ヘクタールとする。なお、土地の価格は、本格事業の地域はヘクタール当り約30万クルゼイロ（約300万ドル）、試験的事業の地域はヘクタール当り約15万クルゼイロ（約150万ドル）と想定する。

iii) インフラストラクチャーの整備計画

基幹的インフラストラクチャーは政府が整備するが、地域内の施設は次のようなものの整備を予定する。組合施設として事務所、倉庫、修理工場、穀物乾燥貯蔵施設、種子精選施設、井戸、受変電施設等、公共施設として学校、診療所等。なお本格事業においては2地域に石灰工場、搾油工場を整備する。

iv) 栽培作物と導入技術

本格事業では第1段階試験的事業と同様、大豆、陸稲、とうもろこし、小麦、コーヒー、緑肥作物等とし、試験的事業ではバイア州は大豆、陸稲、コーヒー（ロブスター種）、柑橘等とし、マツグロソ州は大豆、陸稲、カシュー、ゴム等とする。導入技術は第1段階試験的事業と同様、大型機械体系を中核として、セラード開発のために開発、改良され、実用化段階にある最新の土壌改良、品種、栽培法等の技術を地域の特性に応じて総合化した革新的技術を各州試験研究機関の協力を得て総てを導入する。

v) 営農モデルと財務計画

本格事業では、農用地312ヘクタールのうち、耕地240ヘクタールに大豆200ヘクタール、とうもろこし40ヘクタール、裏作小麦50ヘクタールを作付けし、樹園地12ヘクタールにコーヒー等を植え付けるほか、採草放牧地60ヘクタールを造成し、肉牛120頭を飼育する。試験的事業では、農用地390ヘクタールのうち、耕地240ヘクタールに大豆200ヘクタール、陸稲40ヘクタールを作付けし、樹園地50ヘクタールに永年作物（バイア州コーヒー等、マツグロソ州カシュー等）を植え付けるほか、採草放牧地100ヘクタールを造成して肉牛200頭を飼育する。各農家の生産物販売先は全量参加農協とする。このような農家の生産、販売活動を基礎に幾つかの前提を設けて財務計画を検討した。例えば試験的事業では、特別プログラム基金からの融資が実質金利年6%、5年据え置き、20年償還の場合には資金繰りは可能であるが、損益も開発初期を除き黒字となった。検討の結果、経済情勢に大きな変化がなく、セラード農業開発に対応した融資条件の緩和が図られるなら、資金繰りに大きな問題はなく、損益においても開発初期は苦しいが、その後は安定した利益が期待出来ると予想した。

3) 事業費の算定及び経済分析

以上の開発構想に基づいて、これに要する実施計画費、土地取得費、組合施設費、固定半固定投資、生産費の初期3ヵ年の総事業は1984年1月現在で、本格事業2,253億クルゼイロ（519億円）、試験的事業777億クルゼイロ（179億円）であった。この本各事業と試験的事業の

事業費の間には、算定上不整合な点があり、これを調整するとともに、本格事業の石灰工場、搾油工場の事業費を除くなど修正を加え、それぞれ15%の予備費を計上して最終的な事業費とした。その結果、事業費の合計は、本格事業2,136億クルゼイロ(492億円)、試験的事業894億クルゼイロ(206億円)となり、総事業費は3,030億クルゼイロ(698億円)となった。

また、1984年1月のデータに基づき、当初の投資とその後年々の生産費を費用とし、生産額を損益として、20年間の内部収益率を試算すると、農家については9%、農家及び農協を含む全体事業では本格事業13%、試験的事業8%であった(本格事業は報告書の計画に基づき推定)。この内部収益率の値は高いものではなかったが、本格事業では費用がやや過大に見積もられていること、試験的事業では作付けの制約等により便益が本格事業より劣るものの将来の技術の改善等が見込まれることを考慮して、事業は可能性と妥当性を持つものと判断された。

(3) 日本側協力案の策定と閣議了解

ブラジルは1981年以来、不況とインフレ、対外債務危機に直面していたが、この間世界的には82年末からのアメリカ経済の回復とともに景気が回復し、原油価格が低下する等経済環境が好転し、また国内的には多年の輸入代替政策により資本材、基礎的中間材産業の整備を中心に産業構造が高度化し、エネルギー構造も国産原油の増産、アルコール燃料の活用、水力発電の増強等変化が進んだ。このような情勢の変化を背景に84年以降産業活動は厳しい輸入の制限にも拘わらず活発化し、工業製品を中心とした輸出の増大により貿易収支の黒字が急速に増大し、成長率はプラスとなった。インフレはなお昂進し、累積債務も増大したが、経済の好転はやがて債務問題の改善にもつながると期待されるようになった。また大統領の訪日も間近に迫った。日本側では、これまで伯側との累次の協議において留保してきた日本側負担資金にかかる融資スキームを明らかにし、協力規模を明示した日本側協力案を策定、政府関係者の意見調整を図ることとなった。この日本側協力案の原案は次のようなものであった。

1) 基本的考え方

第1段階試験的事業の成果を応用出来る地域においては海外経済協力基金の一般案件融資の実施により対応する(日伯農業開発協力株式会社に対する融資を行う)。同対応が困難な場合は他の融資制度により対応する。新たに試験的事業の実施を必要とする地域においては、再度、国際協力事業団の開発投融资による試験的事業を実施することとし、融資スキームは第

1 段階のそれを踏襲する。農業開発会社に対する新たな出資は行わない。
5 月の大統領訪日の際に、閣議の了解を得て、協力の規模を明示した意図
表明を行う。

2) 事業の概要

i) 開発規模

面積は15万ヘクタールを目途とする（うち本格事業10万ヘクタール、
試験的事業5万ヘクタール）。

総事業費はF/S調査結果のとおり698億円（297百万ドル）、うち日
本側負担分347億円。本格事業492億円、うち日本側246億円。試
験的事業206億円、うち日本側103億円。本格事業、試験的事業とも
民間銀行との協調融資とする。

ii) 実施地域等

事業実施地域は、本格事業—第1段階試験的事業の成果を応用出来るミ
ナス・ジェライス、ゴヤス、南マツグロソの地域、試験的事業—第1
段階試験的事業と自然条件は異なるが、土壌、植生等からみて開発可能で、
かつインフラストラクチャーが整備されているバイア、マツグロソ州
の地域。作付けは大豆、とうもろこし、小麦を中心とする。コーヒー及び
柑橘等を組み合わせる。

iii) 貸付条件

伯国内での貸付条件は、フィービリティの確保されるものとなるよ
う伯側と折衝する。日本側からの貸付条件の詳細は、大統領訪日後関係者
で決定する。

iv) 開発実施調整機関

従来 of 事業において事業実施の中核機関とされた農業開発会社を拡大計
画においても引き続き活用する。

この日本側協力案の原案の基本的考え方とされた日本側資金にかかる融資ス
キームのうち、試験的事業のスキームについては、第1段階のそれを踏襲する
ことに若干の意見があったものの、大きな意見の相違はなかったが、本格事業
のスキームについては、多くの意見があり、海外経済協力基金の一般案件融資
を本邦法人の日伯農業開発協力株式会社を通ずる通常的方式で行うことは関係
者の間で大きな意見の相違があり、激しい議論が交わされた。

まず、海外経済協力基金の一般案件融資で対応すること自体は大方の関係者
がこれを認めた。当時海外の開発事業に対する制度金融としては、海外経済協
力基金の一般案件融資、直接借款及び日本輸出入銀行のバンクローンがあっ
た。本格事業は、日伯農業開発協力株式会社が出資する農業開発会社が行う事業で、
融資の条件にセラード開発の特殊性から緩和される必要があった。従って事業

の性格に最も適合したものは海外経済協力基金の一般案件融資であった。直接借款は低所得国を優先的に対象とし、かつローカルコストに対する融資が困難で、日本輸出入銀行のバンクローンは融資条件が相対的にハードである等難点があった。

しかし、海外経済協力基金の一般案件融資が適当であるとはいえ、これを本邦法人の日伯農業開発協力株式会社に融資する通常の方法をとることについては強い異論があった。本格事業は試験的事業の成果を応用して行う事業ではあっても、試験的事業と同様公的性格の強い経済協力事業であり、両国ともナショナルプロジェクトとして推進するものであり、また日伯農業開発協力株式会社は物的担保とはなり得る資産がなく、保証人による担保も不可能で、会社設立の経緯からしても増資や株主保証も不可能である。従って一般案件融資による場合には試験的事業と同様伯中央銀行に対する直接貸付の特例措置を講ずるのが当然であるというのが、それであった。

他方、この主張に対しては、本格事業と試験的事業とはやはり性格を異にし、本格事業は通常の開発事業とみるべきであり、これに試験的事業と同様な直接貸し付けの特例措置をとることは困難であるとの反対意見があった。一般案件融資は本邦法人又は本邦法人に対する国内融資を建前としており、対外直接貸付を行った前例もない。仮に一般案件による伯中央銀行への直接貸し付けの特例措置をとると同じ海外経済協力基金の直接借款と実質的に同じものになり、また、それは日本輸出入銀行のバンクローンとも類似のものとなり、融資分野の調整問題を新たに生ずる恐れがある。いずれにしても特例措置は制度にかかる問題だけに極めて困難であるというのが、それである。

この直接貸し付けの特例措置をめぐる両論にはそれぞれ相応の事情があり、それに応じた条件が満たされない限り、妥協は困難であった。従って、その解決の方法としては、日伯農業開発協力株式会社を経由する一般案件の通常の方法をとり、その際には同会社に負担が及ばず、かつ債権保全が可能とあるような措置をとること以外に方法はなかった。従って各省間では、直接貸し付けの特例措置をめぐる検討と並行して、一般案件の通常の方法をとる場合の日伯農業開発協力株式会社の負担の回避策についても検討が進められた。しかしこの措置が制度にかかる問題を含むだけに検討は容易に進まなかった。

この過程で海外経済協力基金は、債権保全上の原則からして直接債務者に対する請求権を初めから放棄する訳にはいかないが、日伯農業開発協力株式会社の設立の経緯や実情からみて、物的担保や株主保証、投資保険請求権の質入も考えてみたが、買い付け担保方が伯中央銀行であること等から無理である。残る対応策として伯政府の保証が直接基金になされることを期待しており、その可能性を探ることも必要と考えるが、それが不可能となった場合は債権譲渡に

よる債権保全策をも検討しているとし、問題の解決に努力する意向を示した。

一方日伯農業開発協力株式会社は、政府側の検討と併行して調査検討を独自に行い、大統領訪日直前の5月には重役懇談会、取締役会を開催し、政府関係者の出席を求め、政府側の検討状況を聴き、対応策を協議した。その際出席した政府関係者の説明は、本格事業の融資スキームとしては、日伯農業開発協力株式会社を経由する伯中央銀行への貸付の方法をとらざるを得ないというのが各省関係者の意見であり、会社に負担をかけないで、この方法をとることは出来ないか検討中であるとのことであった。これに対し役員から強い反対意見が出された。会社は協力事業推進のため設立された会社ではあるが、起こり得べき伯側の債務不履行の責任を負う筋はない。負担をかけないで行う方法と言っても可能かどうか疑問である。結局は会社に負担が及ぶということになっては困るとの意見であった。協議の結果、今後の政府の方針に対応して、伯側の債務不履行の責任を会社が負うことにならない方向で更に検討することとした。このように日本側資金にかかる融資スキームについては関係者の意見がまとまらず、日本側からの貸付条件案とともに大統領訪日後引き続き検討することとし、大統領訪日に際しては原案により対応することとなった。

事業の概要については、これまでの伯側との協議の際日本側で検討されており、また技術的事項はF/S調査で検証されたこともあり、関係者の間で大きな意見の相違はなかった。開発規模については、歯止めの措置が必要との意見のほか、財政当局から事業費の妥当性について過大ではないかとの指摘があった。確かに事業費をヘクタール当りで見ると、第2段階は第1段階の約1,000ドルに対し、約2,000ドルと倍増した。しかしこれは、当時のインフレによる資材等の実質的値上がりのほか、初期投資を第1段階の2年としたのに対し3年とし、予備費を計上する等経済情勢の悪化に対応した措置をとったためであった。また、農業開発会社の役割や運営財源については、***の意見もあったが、これは大統領訪日後改めて伯側と協議することとなった。

このように日本側資金の融資スキーム等幾つかの問題は先送りしたものの、事業の基本的枠組みがほぼ固まってきたのを受け、大統領訪日に先立って5月22日、第1段階と同様、日本側の援助につき閣議了解を行った。

2、フィゲレイド大統領の訪日と共同発表並びに具体的枠組みの合意

(1) フィゲレイド大統領の訪日と共同発表

フィゲレイド大統領は国賓として1984年5月23日訪日した。大統領にはゲレイド外務大臣、ジョスト農務大臣、デルフィンネット企画大臣等多くの高官が同行した。大統領の訪日に先立ち5月中旬、農業開発会社は、ジョスト

企画大臣、ベンチュリー国土担当大臣、ヌンクレッドミナス・ジェライス州知事等をイライ地区コスエル農協のサイロ落成式に招待し、式後参列者は現地を視察し、開発事業の成功を高く評価した。その模様は新聞、ラジオ、テレビを通じ報道され、大統領訪日を前にして日伯農業開発協力事業についての一般の関心を高め、その重要性を再認識させた。

中曽根総理（当時）と大統領は5月24日会談し、双方が関心を持つ諸問題につき広汎な分野にわたって意見交換を行ったが、農業分野の協力については、第1段階試験的事業が大きな成果を収めたことに満足の色を表明するとともに、協力計画の拡大に関し、総理より15万ヘクタールを上限として必要と見込まれる総事業費約700億円を両国で折半、そのうち日本側の分については民間銀行から所要の融資が行われることを前提として、政府関係機関から279億円までを融資する意図表明を行った。これに対し、大統領は伯側においても事業の円滑な実施のため所要の措置をとる旨述べ、双方合意した。

両国政府は、総理と大統領との会談後共同新聞発表を行い、第9項で同様趣旨の発表を行った。この総理と大統領との会談によって82年6月当時の鈴木総理訪伯の際に行った日本の協力の意図表明は具体化し、協力計画の拡大が漸く本決まりとなった。これに伴って日本側は融資スキームの調整等残された問題の解決を図り、具体的枠組みの合意を急ぐこととなった。

このため日本側では、融資スキームのあり方、特に本格事業のスキームの検討のほか、事業の具体的枠組み、特に農業開発会社の役割等について検討を進めた。このうち本格事業の融資スキームについては日伯農業開発協力株式会社を経由する一般案件融資による場合の会社の負担の回避等についても政府関係者の意見調整を進めたが、たまたまこの時期が人事異動の多い時期で担当者の交代が相次いだこともあって、予定通りの調整が出来なかった。9月に入り、この問題の調整を促進するため、まず関係省庁により、本格事業については日伯農業開発協力株式会社を通ずる経済協力基金の一般案件によることとするが、会社の実情や意向に十分留意して対処する旨の方針案を中心に検討したが、文書による了解は一部省庁の反対によって出来なかった。また事業の枠組みについては、農業開発会社の役割や運営財源につき意見の調整を進め、7月には合意議事録案を作成する等検討を進めたが、融資スキームと同様、担当者の人事異動等によって予定より遅れた。

この間日伯農業開発協力株式会社は、事業の枠組みの検討に参加するとともに、本格事業の融資スキームが会社を通ずる一般案件融資の方法とされた場合の会社の負担の回避策について会社の主要役員に改めて意見を聴き検討を進めた。役員の見解は依然厳しく、この事業は大統領と総理の間で合意した政府主導の案件である。ブラジルの債務不履行は現実の事態となっており、起こり得

べきリスクは当然に政府が負うべきである。仮にこの方法をとる場合には少なくとも会社が負担を負うことはないとの強い意見であった。会社は負担の回避のため必要な措置について具体的な検討を始めた。

また、伯側では、事業の枠組みや農業生産者に対する融資条件、農業開発会社の役割、運営財源等の検討を行い、6月には合意議事録の案を作成するなど作業を進めた。しかし、これらの問題のうち、融資条件や農業開発会社の運営財源についての調整は、IMFの監視下にあることもあって遅れ、9月頃まで日本側との合意議事録案の協議は出来なかった。

(2) 本格事業の融資スキームの調整

この頃ブラジル経済は、インフレの昂進、債務問題の深刻化に悩まされながらも、貿易黒字は83年の65億ドルから84年には130億ドルに達する見込みとなり、成長率も83年のマイナス2.8%からプラス5%以上に回復すると見通され、急速に好転した。一方政界では85年1月の大統領選挙を前に一時盛り上がった大統領直接選挙の動きは抑制されたものの、相次ぐ与党議員の離党、新党の結成、与党分派議員による自由戦線の旗揚げ、これとブラジル民主運動党との民主連合の結成等民主化の動きが加速度に進展した。伯側は新政権の成立するまでに是非とも第2段階の事業が開始出来るようにするため合意議事録による具体的枠組みに関する合意を急ぎ、10月初めに正式に合意議事録の修正案を提出し、関係者が訪日して協議したいと申し入れて来た。

日本側も具体的枠組みについては、先述のとおり7月に第1次検討案を作成し、関係者の意見の調整を図っていたが、伯側の修正案に対応してこれを再検討するなど作業を急いだ。また、懸案の本格事業の融資スキームについては、前述のように、政府の基本方針の決定は出来なかったが、10月初めに至り、経済企画庁は日伯農業開発協力株式会社を経由する一般案件融資による場合には、基金の会社に対する貸付にあたり、会社から、将来債務不履行の事態が生じた場合、伯中央銀行に対する債権の譲渡を受けること及び伯政府に債権譲渡後は伯政府の保証が基金に対して有効であることを保証状に明記することを合意させることを条件に、無担保、無保証で貸し出しを行うことも可能であるとの見解を表明した。これを受けて関係省庁は基金と会社の間で直接協議を行わせることにした。

海外経済協力基金と日伯農業開発協力株式会社は、この政府の方針に基づき正式に協議を始めた。しかし、債権譲渡を条件に無担保、無保証の貸し出しを行う政府の方針は決定したものの、その具体的方法や措置等については、通常の金銭貸借交渉と異なる多くの困難な問題がある上に、対象が多額の金銭の貸借に伴うリスクにかかるものであり、その回避策は制度にかかるものをも含み、

両者の立場の相違もあって話し合いは容易に進展しなかった。結局政府関係者を交えて協議した結果、両者の考える会社の負担の回避に必要な措置案を出し合って改めて協議を行うこととなった。このため会社は、負担の回避に必要な特別措置を列挙し、基金並びに政府にその可能性の検討を要請した。会社の要請した主な措置と、これに対する基金の見解は次のようなものであった。

会社の要請した主な措置は

1) 債権譲渡に関するもの

債権譲渡は会社の負担する債務の代物弁済として行う。従って債権譲渡が行われる場合は基金と会社との間の債権関係は消滅する。

債権譲渡は、会社の伯中央銀行に対する貸付契約に規定する停止条項が相当期間継続して改善されず、期限の利益の喪失を宣言すべき事態となり、その他デホルト等伯側の債務不履行により会社の債務の履行が困難となったとき、当然に行う。

上述の債権譲渡については、予め伯中央銀行及び伯政府の無条件の承諾を取り付け、その旨貸付契約及び保証状に明記する。

2) 免責

伯側の債務不履行が上記の事態に至らない場合でも、基金は会社に対して履行の権利のほか、損害賠償の請求をせず、政府関係者との協議により会社が責任を負うことにならない方向で解決することとし、その旨文書による確認を行う。また強制執行をしない旨の特約を行う。

3) 費用の負担

この契約に関する費用は、会社が実質的に負担することにならないよう両者協議して適切な措置を講ずる。

4) 関係各省の了解

関係各省において契約の締結及び履行にかかる意見の相異又は紛争解決のため必要な協議、伯政府との交渉等を行い、事業の円滑な推進を図る旨覚書による了解が行われることを要請する。

その他、契約書において損害賠償、強制執行認諾の特約条項を設けないこと取引銀行に特別勘定を設けること、伯中央銀行に対する貸付契約に特別の措置を設けること等であった。

これに対する基金の見解は、

1) 債権譲渡については、代物弁済として行う債権譲渡では、実質的に伯中央銀行に対する直接貸し付けとなり、政府の了解が得られず、譲渡担保とせざるを得ない。また代物弁済では公的債務と見做され、基金が不利益を蒙ることもなる。譲渡のタイミングを伯側の債務不履行の事態に伴って当然に行うこととするのでは、基金として判断の余地がなくなる。

2) 免責に関して、基金としては初めから請求権を放棄することは出来ない。契約証書も定型によらざるを得ない。覚書等によって会社に負担がかからないようにすることは出来る。

3) 費用については、会社に負担がかからないように具体的な措置の検討が必要である。

4) 関係各省の了解については会社とまったく同意見である等であった。

関係各省及び経済協力基金では、会社の要請した措置を中心に検討を進めたが、その間後に述べるように伯側との具体的な枠組みに関する合意議事録（案）の協議が行われたため、検討は中断した。11月初めに至り合意議事録の協議が一応合意に達し、残るは融資スキームの調整のみとなった。

海外経済協力基金及び日伯農業開発協力株式会社は政府関係者を交えて協議を再開したが、依然両者の意見の調整は進まなかった。この間政府部内では、債権譲渡を会社の主張に沿って代物弁済として行う方向で協議が進められた。その結果、11月下旬に至り、代物弁済としての債権譲渡を認め、これが行われた場合基金が持つこととなる伯政府に対する債権は直接借款を行ったものとは解さないとの特例措置を講じ、また事業は必要に応じ関係各省の協議のもとに進めることとなった。また、免責や費用の負担等の重要事項についても、基金は会社と協議し、必要があれば覚書等により特別措置をとることも可能である旨了解した。債権譲渡後の伯政府の保証が基金に及ぶことの伯側の了解も可能な見込みとなった。

このように経済協力基金及び政府の特別の措置により会社の負担は回避される見込みとなったため、会社は11月末に推進懇談会、12月初めに取締役会を開催し、拡大事業の推進と本格事業における会社を通ずる一般案件融資につき取締役会としての大筋の了解を求めた。取締役会には関係各省庁及び基金、国際協力事業団の担当者が出席し、政府として十分な配慮を払う旨発言した。出席取締役からは、この事業は政府が責任を持つべきものであり、制度を変更してでも行うべきであるが、会社を通ぜざるを得ないのであれば止むを得ない。省庁間の了解のみでは不十分であり、基金と会社との契約において、会社が負担を負わないことを明確にし、株主の十分な了解を得るための手続きを慎重に行う必要があるとの意見が出された。協議の結果、取締役会は拡大事業の推進と本格事業の融資スキームにつき大筋了解し、必要な定款の変更、基金との貸付契約のつめ等を行うことを承認した。これを受けて関係各省庁では、先の融資スキームに関する了解を文書により行なった。また、基金は本格事業の融資スキームがほぼ固まったことを受け、伯国にプロジェクト審査ミッションを派遣した。

なお、民間銀行の協調融資については、7月初め民間銀行に対する第2段階

事業の説明会を開催し、政府側は第1段階の場合と同様、協力を要請した。民間銀行はかねてから対伯貸付残高をこれ以上増やすことに難色を示し、国際銀行団の対伯支援の一環として邦銀の行う枠内で再貸し出し（リレンディング）によって対応したいとし、伯側との協議を進めることとした。その後10月には日本長期信用銀行（当時）が幹事銀行となることが決まり、11月末には担当者が訪伯して協議を進めた。

（3）具体的枠組みの合意と合意議事録の署名

事業の具体的枠組みについては、これまでの累次の両国間協議、日本側協力案の策定、日本側融資スキームの調整によって基本的に重要な事項は大半決着し、残る主な問題は伯側からの第2段階以降における50万ヘクタールの開発を目標とした段階的拡大の要望の扱い、農業開発会社の役割、任務（業務）、運営財源の最終的調整、特別プログラムによる融資の規定、その他日本側からの伯中央銀行に対する融資にかかる元本、利子等についての免税措置等であった。

伯側協議ミッション（池田企画大臣補佐官、山中農務大臣補佐官）は84年10月末来日、11月初めまで日本側との協議を行った。最初の伯側要望の50万ヘクタールの開発を目標にした協力計画の段階的拡大については、ミッションは第1段階の合意議事録と同様、評価に基づいて段階的拡大について協議する旨の記載を強く主張した。これに対し日本側は、第2段階の実施により、協力事業はセラード地帯の5州に及び、セラード地帯の農業開発のモデルが出来上がることにもなるので、第2段階以降の段階的拡大は将来の問題として、合意議事録では触れないこととしたいとした。協議の結果、ミッションも了解し、日本側のとおりとした

次に農業開発会社については、双方ともこれを事業実施の面で責任を負うものとして位置付けたものの、その役割、任務（業務）、運営財源については両者の間に大きな開きがあった。役割については、伯側は第1段階の末期から主張してきたようにコーディネーター（調整機関）として連邦政府、州政府等との調整を主な役割として業務を行うものとし、伯側議事録案では事業実施の項目の中で連邦政府、州政府等と並んでその旨記載していた。これに対し日本側案では、行政面では連邦農務省が中心となり、政府、関係機関との調整に当たり、実施の面では農業開発会社の中核となり連邦農務省と協議しつつ事業を推進し、両者の連携、協調を図ることとし、独立の項目を設けてその旨記載した。このことは第1段階において連邦政府と州政府の間でとかく意見の相違を来たした経験のほか、第2段階においては規模が大きく地域も5州にまたがることから連邦農務省の主導とする関係機関の調整と、農業開発会社の実施主体としての活動による推進体制の確立が必要であるとの考え方に基づくものであった。協

議の結果、伯側も了解し、議事録に独立の項目を設け、その旨記載することとした。

次に農業開発会社の任務（業務）については、伯側は当初はこれを入植適地の選定、事業参加者（入植農家、参加農協、参加企業）の選定、農協の作成した入植計画の承認、展示農場の運営、事業参加者の事業実施上の監督等に限定していたが、修正案の段階で日本側案を考慮して当初案の農協の作成した入植計画の承認に代えて、入植地建設基本計画の作成とし、新たに事業参加者の事業計画の作成、事業参加者の申請する融資手続きの援助及び事業参加者の技術指導を加え、日本側にかなり歩み寄った。これに対し日本側は、伯側案の事業参加者の事業計画の作成及び融資手続きの援助に代えて、事業参加者の融資申請に先立つ事業計画の作成及び審査、技術的妥当性の観点からの融資代行機関に対する文書による融資の承諾とし、新たに伯中央銀行の融資基準の作成への参加、融資代行機関と共同して行う融資手続き規定の作成を加え、融資の適正化のため農業開発会社に資金の流れをチェックする権限を与えた。協議の結果、伯側も日本側の意図を了解したが、事業参加者の事業計画の審査及び代行機関に対する文書による融資の承諾はプロジェクト契約で提出することとし、合意議事録では、技術的妥当性を基に、事業参加者に対する事業計画の作成に改め、その他の事項は日本側意見のとおりとした。

農業開発会社の運営財源に関する協議は最後まで難航した。双方とも第1段階の経験から運営財源を合意議事録に明記し、確保することは累次の協議で合意していたが、その方法や額についての伯側意見はその都度二転三転した。合意議事録の当初案では、確保する財源は、農協との約定に基づき農家の営農計画作成手数料として事業参加者から事業費の2%、監督手数料として当初3年間融資残額の1%及び融資利用状況の監督手数料として伯中央銀行から融資総額の1%としたが、修正案の段階では、これを変更して農協との約定に基づき、営農計画の作成及び技術指導手数料として、事業参加者から当初3年間事業費の2%及び融資利用状況監督手数料として伯中央銀行から契約期間中融資残高の0.5%に改めた。これに対し日本側は、入植地基本計画作成手数料として事業参加者から土地取得費の10%、営農計画作成手数料として融資額の2%、営農技術指導手数料として融資額（生産費を除く）の2%及び融資監督手数料として伯中央銀行から融資残額の1%をそれぞれ徴収することとした。

この運営財源の確保についての双方の意見は、その額がそれぞれの業務に必要な経費をそれぞれの立場で推定した融資手数料を基礎とするものであるだけに、双方ともこれを簡単に変更することは出来なかった。結局協議の結果、合意議事録には、日本側案の営農計画の作成手数料及び融資監督手数料のみを記載することとし、入植地建設基本計画作成手数料及び営農技術指導手数料は別

途農業開発会社と事業参加者との約定により会社が支払いを受けることとし、政府関係者による覚書（minutes of meeting）にその旨規定し、漸く決着した。

特別プログラムによる融資について日本側案では、両国から供与される事業資金による特別プログラム基金の形成、その本格事業、試験的事業との区分、融資代行機関の日伯双方協議による指名、決定、特別プログラムの作成、公表、特別プログラム基金からの貸付の融資条件の基本原則及び融資対象等を規定した。これは第1段階の合意議事録でも特別プログラム基金の形成等は規定しており、特に第2段階では、事業規模が大きく、その内容が本格事業と試験的事業に分かれ、かつ地域も5州にわたること等の特殊性から、特別プログラムによる融資の重要事項を規定する必要があるとの考え方によるものであった。協議の結果、伯側も了解し、日本側案のとおりとすることとなった。

その他日本側から、伯中央銀行に対する融資にかかる元本、利子等についての免税措置は、融資の不可欠の条件となるので合意議事録に記載するよう求めた。伯側は大蔵省の所管事項であるとして留保した。その他日本側から、基幹的インフラストラクチャーの整備はその重要性から独立の項目とすることを提案し、伯側も了解した。なお、日本側から合意議事録に基づいて締結する融資関連契約を従来の基本計画、プロジェクト契約及び融資契約の3契約を基本契約とプロジェクト契約を一本化したプロジェクト契約と融資契約の2契約とすることを提案し、了解を得た。このようにして協議は免税措置を除き終了し、合意議事録案は概ね合意に達した。

12月初めに至り、先に述べたように本格事業の融資スキームの調整が日伯農業開発協力株式会社の取締役会で大筋了解され、ひと先ず決着し、民間銀行のリレンディング方式の貸付及び免税措置も伯中央銀行及び大蔵省の了解が得られる見通しとなった。これを受け12月11日東京において堂ノ脇外務省中南米局長とアルブケルク伯農務省次官との間で合意議事録に署名し、また、担当課長の間で前記運営財源に関する覚書に署名した。合意議事録の署名により、今後はこれを指針として実施機関により事業実施の準備を進めることとなった。

合意議事録は9項目より成り、第1項では第1段階合意議事録と同文の協力計画の目的（意義）を掲げ、また第1段階の事業が合同評価において予定通り成功裡に進捗しており、農業開発会社については効果的な活動が認められたことを述べている。

第2項は事業の内容について述べ、第2段階においては、第1段階の成果を応用し得る地域で行う本格事業と、新たに試験を実施する必要な地域で行う試験的事業が行われ、前者はミナス・ジェライス、ゴヤス、南マットグロッソ州で10万ヘクタールの規模で行われ、基幹作物として大豆、とうもろこし、小

麦等がコーヒー等と合理的に組み合わせられ栽培され、後者はバイア及びマツトグロソ州で5万ヘクタールの規模で行われ、基幹作物として大豆、陸稲等がコーヒー、柑橘、畜産等と合理的に組み合わせられ栽培されるとしている。

第3項は、前述の連邦農務省及び農業開発会社の役割を規定し、連邦農務省は、連邦、州政府及びその関係機関との調整を図り、農業開発会社による事業の推進に支障を生じないよう最大の努力を払い、農業開発会社は事業実施の中核として、連邦農務省と協議しつつ、農業生産者、農協、関連する企業（以下事業参加者という）を選定し、事業の推進に最大の努力を払うとしている。

第4項は、事業資金の規定で、資金総額は697億9千万円で、うち本格事業が492億1百万円、試験的事業が205億5千9百万円で、海外経済協力基金の融資が供与される。日伯農業開発協力株式会社、国際協力事業団及び民間銀行（以下「日本側」という）及びブラジル連邦政府（以下「ブラジル側」という）により折半で賄われるとしている。

第5項は、事業資金の供与及び支払いに関する規定で、資金の供与は、第1段階と同様の方式により日伯双方より同時、同額で行われ、ブラジル中央銀行はこれにより第2段階のための本格事業と試験的事業に区分したFUNAGRI（農業と工業のための総合基金）の副勘定を形成し、次項の特別プログラムに従って融資代行機関を通じて事業参加者に供与される。支払いについては、第1段階と同様ブラジル側は日本側資金に係る、起こり得べき為替差損防止の責任を持ち、日本側からの円建て融資に対する元本の返済及び利子の支払いを保証する。また日本側資金に関しては前述の免税措置が講ぜられるとしている。

第6項は、特別プログラムに基づく融資に関する規定である。事業資金はブラジル中央銀行の特別プログラム基金を形成し、それぞれ本格事業と試験的事業に区分される。日本側とブラジル側は協議の上、融資代行機関を指名、決定する。連邦農務省とブラジル中央銀行は事業参加者に対する融資の基準となる特別プログラムを通貨審議会に提示し、その承認を経て公表する。この基準はセラード地域内の他の農業制度金融より不利とはならない。なお試験的事業の基準は事業の試験性に留意し、優遇する。特別プログラム基金で維持される資金は、融資代行機関を通じ、融資を受けようとする事業参加者の事業計画が特別プログラムの基準や必要条件に適合、合致しており、かつ融資代行機関と農業開発会社が共同で設定した融資手続き規定に従い、農業開発会社のフィージビリティ・スタディを受けることを条件に貸付の形で供与される。貸付の対象は、事業参加者による固定及び半固定投資、営農費、土地取得のための融資のほか、事業推進のために必要なその他の融資としている。

第7項は、農業開発会社の任務（業務）と運営財源の規定である。先述のとおり、農業開発会社は事業実施の中核として、入植適地を明らかにすること、

事業参加者の選定基準を作成し、選定すること、特別プログラムの作成に協力すること、融資代行機関と共同で融資手続き規定を作成すること、取得された土地の団地ごとに入植地建設基本計画を作成すること、技術的妥当性を基に事業参加者に対する事業計画を作成すること、農業生産者に対する営農技術指導を行うこと、事業参加者に対し融資資金が適正に使用されるよう指導、監督すること、必要に応じ土地を取得し展示農場又は種子生産、配布のための農場を設置、運営すること、その他事業の円滑な推進に必要な措置を講ずることとしている。運営財源としては、営農計画作成手数料として融資額の2%を事業参加者から徴収すること、融資監督手数料として契約期間中毎年融資残高の1%を融資代行機関を通じてブラジル中央銀行から徴収することとしている。

第8項は、基幹的インフラストラクチャーの整備について、連邦政府、州政府がこれを行うことを明らかにしている。

最後の第9項では、事業の具体化のため、両国関係者の間でプロジェクト契約及びプロジェクト契約の規定に従い決定された条件に基づき、日本側とブラジル中央銀行との間で貸付契約の締結の措置がとられることを述べている。

このように、第2段階の合意議事録は、基本的には第1段階のそれを踏襲したが、内容的には、第1段階の事業をその成果を応用し得る地域で行う10万ヘクタールの規模で大豆、とうもろこしの栽培を中心とした本格事業と、新たに試験を実施する必要がある地域で行う5万ヘクタールの規模で大豆、陸稲の栽培を中心とした試験的事業の合計15万ヘクタールに拡大、発展させるとともに、第1段階の経験を踏まえ、事業の大規模化、広域化に対応した必要な改善、充実の措置を講じたものであった。

その第1は、事業の推進に当たり行政面におけるブラジル農務省の政府、州政府、関係機関との調整の役割と、実施面における農業開発会社の事業実施の中核として農務省と協議しつつ事業参加者を選定して事業を推進する役割を明確にした。

第2は、第2段階に必要な事業資金は約700億となり、これを日本側の海外経済協力基金の融資が供される日伯農業開発協力株式会社、国際協力事業団及び民間銀行並びにブラジル連邦政府からそれぞれ折半により、本格事業に約490億円、試験的事業に約210億円の資金が賄われる。事業資金の供与及び支払いは第1段階と同様双方から同時、同額で行われ、日本側資金に係る起り得べき為替差損はブラジル側が責任を持つことを明らかにした。

第3は、事業資金は第1段階と同様、特別プログラム基金を形成し、特別プログラムの基準等に従って、融資代行機関を通じて事業参加者に融資される。その基金は本格事業勘定と試験的事業勘定に区分され、また、融資代行機関は両国協議の上、指名、決定することとした。

第4は、農業開発会社の任務（業務）について、従来の入植地の取得、分譲に代えて、参加農協の取得する入植適地の判定を行い、また、新たに融資の監督を行うこととする等改善を加え、第1段階で最大の問題であった運営財源についても確保の措置が講ぜられた。

第5は、基幹的インフラストラクチャーの整備について、連邦政府、州政府の責任を明確にした。

3、農業開発会社の経営の再建

(1) サンタローザ入植事業の実施

83年5月、サンタローザ入植事業に対する資金手当が通貨審議会で承認されたのを受けて、農業開発会社は事業実施に本格的に着手した。前章で述べたとおり、サンタローザ入植事業は、80年初め農業開発会社が土地分譲代金の有利子運用と、資産構成の健全化を維持する目的で、パラカツ郡エントロリベイロのサンタローザ農場の土地を取得したのに始まり、その後会社の経営問題と深く関わりつつ、両国関係者の意向やブラジルの経済情勢の影響を受けて紆余曲折を辿ったが、結果的には第2段階が始まるまでの過渡期のつなぎ事業となり、セラード開発の上から、また会社の経営維持のため重要な事業となった。この事業は事業資金が伯側で賄われ、協力事業ではなかったが、イタイプ発電所の水没農家等多くの希望者に職を与えてセラード開発し、またそれに伴う収益は過渡期の会社経営の維持を可能にした。

サンタローザ農場の土地は、パラカツ市の東北75キロメートル、パラカツ川とエントレリベイロ川の合流点に位置し、面積13,210ヘクタール、地形は緩波状丘形で機械化に適し、土壌は暗赤色ラトソール及び赤黄色ラトソールが70%を占め、その肥沃度はセラード土壌の範囲で低いものから高いものまで場所によって異なるが、概して良好である。標高は500～540メートルと低く、境界の80%は河川で、域内にも中小の川があり、水源は豊富で灌漑の可能性がある。降雨は10月から3月に集中し、年間降雨量は1,300ミリメートルである。この土地には、パラカツ市から75キロメートルのうち57キロメートルまではポロセントロ計画により砂利敷きの標準道路が整備され、また地区の先端まで3相の電化幹線が整備されていた。標高が低いこともあってコーヒーや小麦の栽培は困難であるが、大豆、とうもろこし、ソルガム、ヒマワリ、果樹等の栽培に適している。また機械化の困難なところは畜産的利用が可能である。

農業開発会社は、地域の特性に応じ、数次に渡り入植計画を立てて来たが、事業資金の融資条件が厳しくなったことを受け、計画の見直しを行い、必要な修正を加え、最終的な計画を作成した。先ず入植地は総土地面積のうち約3、

000ヘクタールを会社の農場として残し、残りの約10,000ヘクタールのうち約7割を農耕地とし、残りを保留地、インフラ用地とした。農耕地は、当初計画では20%の保留地を含め約320ヘクタールのロッテ29に配分していたが、融資条件、特に融資率が従来より厳しくなったこと等から伯政府と協議の上、川沿いで灌漑の可能な場所はロッテの規模を縮小して160ヘクタール、24ロッテとし、残りの320ヘクタール、17ロッテと合わせて全体で41ロッテに修正した。

インフラ用地については、入植地の中央を長辺に沿って直線の幹線道路を設け、その両側にロッテを配置するとともに、入植地がパラカツ市より75キロメートル離れているため、中央に約96ヘクタールの中心地を設け、農協の生産物、資材倉庫、修理工場、燃料ポスト、学校、診療所、事務所、滑走路等を設けることとした。このほか、支線道路41キロメートル、橋梁3箇所、電化支線の建設、補修を予定した。

入植者については、原則的に第1段階の選定基準により、半数をミナス・ジェライス州出身者、残りをイタイプ発電所水没農家等から選定することとした。事業の実施が遅れ、また融資の条件が厳しくなったことから、基準にかなった入植者の選定が出来るかどうか危ぶまれたが、幸いにして土地条件が良好で、また一般農業制度金融の融資条件が6月に改定され、金利が従来の消費者物価指数の70%から85%に引き上げられ、この事業が相対的に有利となったこと等から、パラカツ農牧組合、イタイプ発電所水没農家を中心に多くの希望者があり、6月末これら農家から30数戸を第1次候補者として選定し、8月頃までに残りの選定を終わった。入植者の選定に当たっては、融資条件が厳しく、耕地の予定分譲価格もヘクタール当たり8万クルゼイロと高いため、自己資金をかなり持ったものを対象とする必要があり、これまでの入植事業とは若干性格を異にするものにならざるを得なかった。しかし、入植者の構成をみると、既婚者が80%を占めたが、年齢は35歳未満が56%で、平均年齢が30.6歳と若く、学歴も小中学卒の32%に対し技術専門学校及び大学卒業者がそれぞれ34%と高く、第1段階と同様優れた農業者であった。出身別にはミナス・ジェライス州46%、その他サンパウロ、パラナ州等南部出身者で、日系農家も13名を数えた。

参加農協は、地元のパラカツ農牧組合、コペルバック農協、融資代行機関はBDMGであった。営農計画の作成、技術指導はすべて農業開発会社が行い、第1段階の経験を生かし、本社とパラカツ事務所の技術陣がこれに当たった。また、BDMGに要請し、第1年目の融資の監督を農業開発会社が行い、監督手数料を確保した。事業に要する融資額は前述の通貨審議会が認めたとおり40億クルゼイロ（約20億円）であった。

事業は、農業開発会社が早くから準備、計画していたこともあって迅速に進捗し、9月までに入植農家は全員ロッテに入植し、会社の作成した営農計画に基づいて伐開、開墾、土壌改良に取り組んだ。伐開は民間業者3社が作業を実施、石灰は農協が供給した。BDMGは中央銀行との間で据置期間中の元加分にかかる金融費用の扱いに手間取ったが、その後は順調に融資を進めた。コペルバップ農協は、組合員へのサービスの充実のため専属技師を雇用し、中心地内に25ヘクタールの土地を購入し、倉庫、修理工場、事務所等の建設に着手した。

このようにして、入植農家は83年中に開墾開地を終わり、コンバインを除く農業機械を総て整備し、84年初めにかけて大豆約4,200ヘクタール、陸稲約2,200ヘクタール、その他フェジョン等の作付けのほか、採草放牧地を造成した。インフラストラクチャーの整備は、ミナス・ジェライス州ルーラルミナス（農業財団）により精力的に進められ、幹線道路43キロメートル、支線道路65キロメートル、橋梁3箇所の建設を終わり、28キロメートルの電化幹線、35キロメートルの支線の架設も終了した。しかし、83/84年度は不幸にして他地区と同様この地区も激しいベラニコに襲われ、甚大なる被害を受け、大豆と陸稲は全滅した。このような状況にあっても入植農家は、農業開発会社、BDMG、BEMGE保険会社の協力のもとに、捲土重来の意気に燃え、再起に取り組んだ。特に農業保険の効果は絶大で、入植農家が再起出来たのはこれによるところが多かった。農業開発会社は生産の安定のため、灌漑施設の整備、電化施設の整備、果樹園の造成等の検討を始めた。

84/85年度は、入植農家は土壌改良のほか、農機具、倉庫、住居等の整備を終了し、大豆約5,300ヘクタール、陸稲約1,900ヘクタール、とうもろこし約70ヘクタールを作付けした。また肉牛も150頭となった。農協は中心地にサイロ2基、乾燥機、パラカツ市内にサイロと乾燥機、種子生産施設、倉庫等を建設した。

84/85年度はベラニコの被害もなく、生産は順調で、大豆約10,000トン、米約3,700トン、とうもろこし100トンの収穫を挙げた。

この事業により整備された農機具、施設はトラクター60台、アタッチメント650セット、収穫機30台、車両40台、住宅、倉庫各41棟、石灰、肥料23,000トン等であった。開発に伴う直接雇用は850人、間接雇用1,700人と推定された。地域の道路の整備により84/85年度には約2,000ヘクタールの周辺開発が行われた。

農業開発会社は、この事業により、83年には土地分譲収益約4億4千万クルゼイロ、技術援助手数料及び融資監督手数料約1億7千万クルゼイロ、資金運用益約1億千万クルゼイロ、合計約7億7千万クルゼイロの収益を挙げた。

また84年度には技術指導手数料3億2千万クルゼイロ、資金運用益約1億1千万クルゼイロ、合計4億3千万クルゼイロの収益を挙げた。85年度も引き続き技術指導手数料等の収益を収めた。これらサンタローザ入植事業の収益は、会社の総収益に対し、83年度では約60%、84年度でも約10%にのぼり、経営の再建、維持に大きく貢献した。

(2) 農業開発会社の試験場及び展示農場の運営

試験場においては、開発事業終了後の82/83年度は、国際協力事業団派遣の専門家が任期を延長して業務を続け、83年3月専門家の帰国後は日系技師が後任者となって業務を続けた。しかし、当時農業開発会社は、既述のとおり経営危機に陥り必要な運営費の支出が容易でなく、業務の継続が困難となった。81年7月のEMBRAPA、EPAMIG及び農業開発会社間の研究協力協定も担当者の交代等により、十分機能せず、試験研究については協力が行われたが、資金面では各機関とも予算不足のため協力が行われず、EPAMIGから種子、肥料、農薬等の資材の現物供給を受けるにとどまった。協定では83年3月までに試験場のEPAMIGへの移管について検討が行われることになっていたが、3月になっても検討は行われなかった。

このため会社は、何とか早い機会に問題の解決を図るため同年9月、EMBRAPA総裁の仲介と承認により、試験場を次の条件でEPAMIGに無償貸与することになった。

貸与の期間 5年間、但し合意があれば延長出来る。

対象面積 試験場の用地235ヘクタール（インフラ施設、器材、備品等を含む）

試験場の利用 EPAMIGは、農事試験場として用地の開発、施設を整備し、パラカツ地域の農牧畜の技術研究を行う。

貸地人の権限 農業開発会社は、自由に試験場に入出入りし、借地人から研究内容、進展状況等の報告を受ける。

EMBRAPAの管理 EMBRAPAは契約の完全履行を管理し、農業開発会社に無償貸与した器材をそのままEPAMIGに移管することを承認する。

これによって農業開発会社は、これまで推進して来た試験研究が拡充、強化されるとともに、それについての会社の関与が認められる反面、経費負担から免れることとなった。

EPAMIGは、83年11月に試験場を継承し、従業員を技師、技手4名、オペレーター、労務者等14名とし、必要機材、施設の整備を図った。EPAMIGは研究の拡充に意欲を燃やし、83/84年度にはコチア農協と協力して

品種の比較栽培を行ったほか、8種の品種比較試験を行った。84/85年度には、稲、とうもろこし、ソルガム、大豆、小麦、フェジョン、マンゴー、牧草等18件の試験栽培及び4件の適応性確認栽培を行った。

次に展示農場は、開発事業が終了し、展示農場としての役割を一応達成したことから、今後は収益の確保に重点を置いて運営することとした。農場は引き続き技術担当取締役が分担し、現地には農場長を含め11名の職員を配置し、従来からの本部のほか、穀作、コーヒー、畜産、機械、セントラルピポットの5部門の管理に当たさせた。

従業員は85年現在で、オペレーター26名、運転手9名、修理工5名、左官3名、牧童14名等の常雇い68名のほか、必要に応じて日雇い平均280名、ピーク時の5～7月は400名を雇用した。給与はオペレーター等で最低賃金の2～3倍程度、日雇いは作業の請負制をとり、日給月給で最低賃金を若干上回る程度を支給した。労働力は不足気味で、近傍集落はトラック、遠方集落は送迎用バスを運行するほか、身分保障（登録）を行い、宿泊施設を整備する等確保に努めた。また機械、施設の保守整備に努め、コーヒーの収穫に備え乾燥機、天日乾燥場を整備し、また気象観測施設を整備した。

82/83年度は、増大する優良種子の需要に応ずるとともに、収益の増加を図るため、種子用大豆の作付けを1,200ヘクタールと大幅に拡大する一方、収益の少ない小麦の作付けはピポットセントラルによる灌漑のみに縮小した。ピポットセントラルの利用は1年に平均2.5作とし、大豆、小麦、陸稲のほかサヤエンドー等の野菜を栽培した。これにコーヒーの栽培470ヘクタールを含め総作付面積は約1,800ヘクタールとなった。牧畜は約2,200頭の肉用牛及び乳用牛を飼育し、人工授精による種牛の繁殖、育成と肉用牛の肥育を行った。

83/84年度には、種子用大豆の作付けを約1,000ヘクタールと若干縮小し、新たにとうもろこし200ヘクタールの作付けを行った。また灌漑による作目を多角化し、フェジョン、大麦（ビール麦）グリーンピース、スイートコーン等を栽培した。牧畜はフィードロットによる肉牛の短期肥育を行った。この他自家用を兼ねて養魚、養蜂、養豚も始めた。更に86年に小型アルコール蒸留施設の建設を目指し、砂糖黍の苗床を造成した。なお、大豆優良種子の需要増大に伴い、CDAC、C・FOGOと協定を結び、両農場で大豆優良種子の栽培を行わせ、技術指導を行った。

84/85年度においては、穀作の中、灌漑による作目の多角化、拡充、砂糖黍栽培面積の拡張等を行った。牛の飼育頭数はほぼ2,200頭で概ね安定した水準を維持した。

この間、農場は作目の多角化のほか技術の改良に努め、穀作部門では、毎年

土壌分析結果による土壌の改良、EMBRAPA等との協定に基づく適品種の選定、栽培法、病虫害防除の改善等に努めた。

大豆の品種は、地域適品種として9種の基礎証明書つき種（IAC-8、UFV-1、DOKO、CRISTALINA、SAVANA、ENGOPA-301、同302、NAMBARIA）を生産した。また、とうもろこしはアグロセレスとの協定に基づきF1のAG-401、BR126、CARGIR110S、小麦はIAC-5、BH1146、BR-10を栽培した。なお、グリーンピースについても公認の種子生産を始めた。

栽培法については、熟畑化に伴う土壌分析結果に基づく化学肥料施用量の改善、牛糞の利用、緑肥作物の栽培等に努めた。また大豆の不耕起栽培を一部実施し、ヘクタール当たり51俵という好成績を収めた。牧畜については、セブ種とオランダ種の人工授精による改良牝牛の繁殖、育成に努め、84年から毎年4月頃セリ市を開催し、85年のセリ市では若牝牛約250頭の競売を行い、遠方からも多くの牧場主が集まり好評であった。

このような技術の改良、高度化を背景に、82/83年度は早生大豆の収穫期の長雨による被害を受けたほかは大きな気象被害もなく、83/84年度のペラニコによる被害も小さく、生産性は年々急速に向上した。穀類は、82/83年度には大豆約1,700トン、ヘクタール当たり約1.5トンと目標に近く、小麦が15トン、ヘクタール当たり1.0トン、陸稲22トン、ヘクタール当たり1.8トンであった。83/84年度は大豆約1,700トン、ヘクタール当たり約1.6トン、とうもろこし約840トン、ヘクタール当たり約4トンと良好であった。84/85年度は大豆約2,400トン、ヘクタール当たり約2.2トン、とうもろこし約850トン、ヘクタール当たり4.1トンと目標収量を上回った。

このように穀物の収量は概して他の生産者の何れよりも良好で、その大部分は種子用であった。また、灌漑小麦は83/84年度にヘクタール当たり約2トン、84/85年度は実にヘクタール当たり3.3トンと全国平均の約2倍に達した。コーヒーの収穫も82/83年度より始まり、84/85年度には約200トン、ヘクタール当たり0.4トンであった。牧畜部門においても改良牝牛の生産性は高く、購入した牧場主から高い評価を受けた。牛乳の生産も日量600リットルであった。

一方、生産物の価格は、穀物については大部分が種子用で、一般穀物より高く、種牛も一般の評価に伴って有利であった。83/84年度はアメリカの熱波の影響による大豆価格の高騰に伴って、種子用大豆は更に高騰した。種子用穀物の価格は一般に普通の穀物の30%高とされたが、この年は実に6倍にも達し、84/85年度も続いた。このような価格の好調により予想以上の売上を収

め、資材や労賃、金利負担の増大にも拘わらず、経営収支は年々黒字を記録した。特に82/83年度は約2億クルゼイロの純収益を記録し、前述のように農業開発会社の経営危機の回避に大きく貢献した。また83/84年度は約20億クルゼイロの純収益を収め、会社の経費を賅ってなお余剰を生じ、84/85年度も約50億クルゼイロの純収益を挙げ、会社の経費のほとんどを賅った。

(3) 経営の再建

農業開発会社は、83年6月の臨時株主総会において、経営の再建の方向付けが行われたが、この重要な時期の6月末、岩瀬副社長が急病のため急逝した。両国関係者は、同氏が生前協力事業の推進に得がたい人材であっただけに、その死を惜しんだ。サンタローザ入植地では後日遺績を記念して新設した滑走路に「岩瀬滑走路」と命名した。会社としては、重要な管理者を失ったが、過渡期でもあることから、当面副社長は空席のままとし、補充を見送った。

職員は、上記臨時総会の決定に従い、第2段階が始まるまで本社13名、パラカツ事務所6名、展示農場11名の合計30名体制を維持した。

業務は、サンタローザ入植事業の実施、展示農場の運営のほか、第2段階事業の準備に関連して、農務省に協力して情報の収集、調査、計画案の作成、関係各州に対する情報の提供等を行い、コンサルタント事業の実施、新たな収益源の発掘、技術者の研修、第1段階事業のフォロー等を行った。

このうち収益源の発掘については、82年から83年初めの経営危機以来力を入れ、84年にはミナス・ジェライス州の要請に基づくプロジェクトの作成、吉田工業(YKK)の農場の計画作成、事業の監理、MONTREAL ENGENHARIA農場の計画作成等の事業を行ったほか、バイア州政府の西部セラード開発計画に技術コンサルタントとして参加した。また、技術者の研修については、会社内技術者に研修の機会を与えたほか、外部希望者に対しても会社の主催する講習会等への参加等研修の機会を与えた。そのほか次節に述べるように第1段階事業をフォローした。

一方、経営の合理化については、臨時総会の決定に従い、小型コンピュータの導入、月次決算の報告等による事務の合理化、経費の一層の節減に努めた。

このようにして農業開発会社は、第2段階の事業の準備期間中に、政府、関係者の協力、支援のもとに、サンタローザ入植事業を実施するとともに、展示農場を充実し、コンサルタント事業等新たな収入源を発掘する一方、経営の徹底的合理化を図り、第1段階終了後の経営危機から脱出し、経営を再建、維持することが出来た。会社の損益は、83年度以降黒字を計上し、83年度は価値修正後2億9千6百万クルゼイロの利益を挙げ、84年度は82年度に生じた繰越欠損を消却して1億9千4百万クルゼイロの利益を挙げた。85年度は

後述のとおり、第2段階の開始とともに人員が増加し、経費が増大したが、第2段階関連の若干の手数料収入、後述のサンタローザ保有地の残りの土地の売却（入植用）のほか、展示農場の収益等により引き続き4,400万クルゼイロの黒字を計上した。

財産の状況を85年12月現在で見ると、自己資本は価値修正を含め約52,187百万クルゼイロ（約12億5千万円）で、資本、負債総額の約94%を占めた。一方資産は、恒久資産が約69%を占めた。そのうち土地はサンタローザ保有地の分譲により35%と比重を下げたが、代替地の購入を予定して必要資金も留保していたので、次年度以降は改善する見込みで資産構成の健全性は維持した。

経営規模は縮小したものの、懸念された経営の再建は一応達成された。しかしこれは第2段階の実現を前提としたものであり、この間83年9月には第1段階に係る国際協力事業団の伯中央銀行に対する貸付の利払いが遅延し、両国間の協議も中断され、一時は第2段階の実現が危ぶまれるに至り、農業開発会社も経営のあり方を基本的に変更することを検討せざるを得なかった。幸いにしてその後情勢が好転し、協議の進展により第2段階の実施が本決まりとなり、第2段階の実施に移ることとなった。第2段階においては、この過渡期の経験を生かし、2度とこのような事態を繰り返すことのないよう、新たな決意の運営に万全を期することとした。もと

第3節 融資関連諸契約の締結等と第1段階試験的事業の展開

ーその1

1、融資関連諸契約の締結等

(1) 海外経済協力基金と日伯農業開発協力株式会社との貸付契約の合意と同会社の定款の一部変更

ブラジルでは、84年11月大統領の選挙人の顔ぶれが出揃うに伴って、民主連合の推す前ミナス・ジェライス州知事のタンクレッドネーベスの当選が確定的となり、85年1月15日の大統領選挙に与党候補に大差をつけて当選した。両国関係者は新政権の発足する3月15日までに事業実施の準備を終えるため、融資関連諸契約の締結、特別プログラムの制定等準備を急いだ。

84年12月初め本格事業の日伯農業開発協力株式会社を通ずる融資スキームが、同会社の取締役会によって大筋了解され、また合意議事録が両国関係者によって署名されたのを受け海外経済協力基金と日伯農業開発協力株式会社は、関係省庁、国際協力事業団関係者を交え、貸付契約書について協議を始めた。しかし、貸付契約書についての基金の意見は、12月中に基本的合意を得るようにしたいとしながらも、契約書の定型の変更を避けるためか会社の取締役会以前の基金の了解に必ずしも沿うものではなかった。貸付契約書の担保条項の内容を債権譲渡に書き換えた契約書の定型を示し、これ以外の問題は基金を信用して欲しい。覚書については、契約書で十分であると考えているが、必要とあれば取り交わすことも考える。しかし必要な事項をケース毎に覚書にするつもりはない。どうしても会社の役員が反対が強ければ基金が直接説得する意向をも示した。費用の負担の問題については、会社が然るべきコンサルタントを雇い、融資にかかる国内外の業務の一切をこれに行わせ、国外では農業開発会社と別に会社の現地法人を設けることを提案し、会社に負担をかけないようにしたいとした。

会社は基金の意見や提案が先の了解と異なる点を指摘し、協議したが、年内には進展を見るに至らなかった。85年に入り、会社は協議の時間が少なくなり、合意が危ぶまれる状況となったため、基金に対し改めて協議の意向を質したところ、基金は先の了解に変わりはないとし、協議を再開したいとの意向を表明した。このため両者は、関係省庁、国際協力事業団関係者の協力と、事業団の顧問弁護士の指導のもとに協議を再開し、先の了解に沿って基金の示した原案をもとに精力的に契約書のつめを行った。主な論点と合意の結果は次のとおりであった。

先ず、政府関係者より、貸付契約は第2段階の合意議事録を受け、それに記載される本格事業の海外経済協力基金（以下「甲」という。）の日伯農業開発協力株式会社（以下「乙」という。）を通ずるブラジル中央銀行（以下「丙」とい

う。) に対して融資を行うためのものであることを明らかにしておく必要があるとの意見があり、契約書の冒頭に前文としてその旨記載した。また同様に覚書についても、貸付契約の締結に当たって、合意議事録及びそれに先立つ関係各省庁間の覚書に十分留意し、了解した旨冒頭に前文としてその旨記載した。

次に債権譲渡につき基金の原案では「この契約により発生する甲の乙に対する債権を担保するため、乙が丙に対してもつ一切の債権について両者間で譲渡予約契約を締結し、甲が乙と協議の上必要と認めた場合に限り、その債権を譲渡することにより、乙の甲に対する債権の弁済に代えるものとする。」としていた。しかしこの表現は内容的に明確でない点があり、法的にも問題があるので修正が必要であるとの弁護士の意見により、次のようにすることに合意した。すなわち、「この契約により発生する甲の乙に対する債権を担保するため、乙は乙が丙に対してもつ一切の債権を、甲に対して負担する債務の弁済に代えて譲渡することを予約し、元本又は利息の支払い不履行による期限の利益の喪失等の事態が生じた場合には、その債権を譲渡することにより乙の甲に対する一切の債権の弁済に代えるものとする」とした。

同時に、期限の利益の喪失等の事由となる元本又は利息の支払い不履行の場合について、これを具体的に明確にしておく必要があるため、覚書において次の二つの場合を明記することとした。すなわち第1は、乙と丙との間で締結された限度貸付契約に基づき、貸付金にかかる期限の利益を宣言すべき事態となり、乙の債務の弁済が相当期間困難となった場合とし、第2はデホルト等の異常事態による丙の債務不履行により乙の債務弁済が困難となった場合とした。

また、会社が従来から強く要請した丙の債務不履行が債権譲渡に至らない軽微な場合における免責については、協議の結果、覚書において次のように規定することに合意した。すなわち、丙の債務不履行に起因する乙の債務の不履行にも拘わらず、甲が契約に基づく期限の利益喪失権を行使しない場合には、丙の債務不履行の期間中、甲は乙に対して債務の履行及び損害金の支払いを強制しないものとし、政府機関を含む日伯関係者との協議によって乙が責任を負うことにならない方向で解決を図ることとした。

契約に伴う費用の負担の問題は、最大の論点として協議は難航したが、種々検討の結果、契約証書の作成等契約に関する費用は、契約書の定型に従い乙の負担とするが、他方覚書において、この費用を含む融資の管理に要する費用について甲は乙が実質的に負担することのないよう配慮することを明記することで最終的に合意した。

融資スキームの運用の適正を図るための特別口座の設定については、覚書において、日本長期信用銀行にこれを設け、資金の入出があった場合直ちに丙又は甲への送金出来るよう自動振替の措置を講ずることとした。

契約証書は上記の規定のほか、定型に従い元本限度額196億8千40万円の限度貸し付け証書とし、その使途も本格事業にかかる乙と丙との限度貸付契約に基づく乙の貸付金に充当することとし、償還期限2005年2月、金利年5.5%としたほか、期限の利益の喪失等、債務不履行の場合の損害金、債務承認及び弁済に関する契約、繰上げ償還、強制執行、公正証書の作成等の条項を設けた。このうち、丙の債務不履行に起因する債務不履行の場合の乙の甲に対する損害金については、覚書において乙が丙から受領する損害金を上回らないことを定め、弁済に関し償還期限及び方法等は対伯契約に基づくそれらと一致させることとし、更に乙の債務不履行について強制執行の権利を行使しないこととした。その他対伯契約の交渉等必要な丙との交渉は覚書において甲と乙が共同して行うこととした。

最後に、会社とその株主が強く求めた会社が負担を負うことにならないことの保証について、覚書において、この融資の運営並びに契約の運用に当たっては、甲としては政府機関を含む日伯関係者との密接な連携のもとに行うものとし、その際甲が実質的に責任を持ち、乙並びにその株主に負担が生じないよう十分配慮するものとする」と明記した。

以上のようにして、会社がかねてより要望していた事項が契約上ほぼ満たされ、基金はこの融資並びに契約の運用に当たって会社とその株主が負担を負うことにならないよう十分配慮する旨保証した。このため会社は1月末の84年度決算取締役会に協議の経過を説明し、成案を得た旨報告し、その承認を求めたところ取締役会は異議なくこれを承認した。次いで、会社は第2段階の推進と本格事業におけるこの融資業務を行うため、2月下旬臨時株主総会を開催し、会社の出資する現地法人の目的に第2段階事業の推進を加え、会社の目的の一つとして第2段階の本格事業について供与される海外経済協力基金の資金の借り入れ及びブラジル中央銀行への転貸業務を追加することを内容とした定款の一部変更を諮り、承認を得た。これによって本格事業の会社を通ずる融資スキームの運営に必要な諸条件はすべて整い、基金と会社の間での限度貸付契約の調印を残すのみとなった。

(2) プロジェクト契約及び貸付契約の合意

融資関連諸契約については、第1段階においては第1章で述べたとおり、日本側資金に係る起こり得べき為替差損を防止するため、予定していた事業資金の国際協力事業団から農業開発会社への直接貸付をブラジル中央銀行への貸付に変更した際、資金の貸付とともに、そのプロジェクトローンとしての事業の効率的、効果的な実施を確保し、融資における農業開発会社の主体性を実質的に確保するため、貸付契約と一体的にプロジェクト契約及び基本契約の3契約

を締結した。第2段階においても、基本的には、この第1段階の方法を踏襲したが、プロジェクト契約は基本契約の内容を含み、基本契約がなくとも貸付契約とプロジェクト契約のみでその目的は達成されると判断され、合意議事録において、基本契約を除き、貸付契約とプロジェクト契約の2契約を締結することとなった。

国際協力事業団は、合意議事録の署名とともに84年12月、打ち合わせミッションを派遣し、プロジェクト契約及び貸付契約の作成上の重要問題について伯側と事務レベルの意見交換を行った。85年に入り海外経済協力基金を含む日本側関係者は、この意見交換の結果を参考に契約の内容を検討し、本格事業、試験的事業別にそのドラフトを作成した。次いで2月初旬から下旬にかけて、国際協力事業団は同事業団及び基金関係者による調査団を派遣し、ドラフトに基づいて伯側と契約の最終協議を行い、合意した。

このうちプロジェクト契約は、第1段階プロジェクト契約を参考として、合意議事録を指針として、第2段階協力事業を具体化し、その実施に関して契約したもので、貸付契約の前提をなすものである。合意した契約の概要は次のとおりであった。

契約は、前文のほか5章によって構成し、第1章は第2段階事業の内容として、合意議事録に従って、事業の性格と目的、事業資金の調達、特別プログラムの制定、公表、同基金の形成、基金からの貸し出しと対象、基幹的インフラストラクチャーの整備等を規定するとともに、事業の具体化のため新たに次の事項を追加した。

- 1) 第2段階協力事業のもとでの生産活動は、本格事業にあつては農業開発会社の指導のもとに原則として各400ヘクタールの面積をもつ約250戸の個人農家と参加農協及び関連する企業（以下「事業参加者」という。）によって行われ、試験的事業にあつては農業開発会社の指導のもとに原則として各500ヘクタールの面積をもつ約100戸の個人農家と参加農協及び関連する企業によって行われる。
- 2) 事業資金の調達に関し、事業参加者による自己資金を加える。
- 3) 特別プログラム基金からの貸し出しに関し、事業参加者が融資代行機関から融資を受けるためには、農業開発会社のフィージビリティ・スタディに基づく融資代行機関に対する文書による勧告を得なければならない。

第2章は、事業の運営と関係機関の役割として、合意議事録に従って連邦農務省及び農業開発会社の役割を規定するとともに、次の事項を追加した。

- 1) 農業開発会社の役割の中に、事業実施の期間を通じて事業の調査、企画、調整、管理を行うことを加える。
- 2) 特別プログラム、手続き規定、あるいは事業の運営に必要な取り極めは、

第2段階事業の円滑な実施と調和して整備される。

- 3) 関係各州政府は事業の円滑な推進を援助する。
- 4) ブラジル中央銀行と融資代行機関は、手続き規定に基づき農業開発会社の融資代行機関に対する文書による勧告を受けた事業計画に対してのみ融資する。

第3章は、農業開発会社の任務（業務）と運営財源の規定で、会社の任務については、合意議事録に従って規定するとともに、融資代行機関に対する文書による勧告を行うこと、及び事業参加者等との間で事業の円滑な推進のために協力取り極めを行うことを追加した。運営財源については、合意議事録に規定した計画作成手数料及び融資監督手数料に加え、営農技術指導を行った場合の手数料（固定、半固定資産に対する融資残額の2%、5年間）及び入植地建設基本計画作成手数料として、関係農協との取り極めによって決定される額を徴収することを規定した。

なお、融資監督手数料は、合意議事録の表現のとおり「契約期間中毎年融資残高の1%を融資代行機関を通じて伯中央銀行から徴収する」としたが、これについての協議はプロジェクト契約に関する協議の全体を通じて最も難航した。合意議事録の署名に際し伯側政府部内での調整が十分でなかったためか、協議においては、伯側はその後検討した結果手数料の原資はFUNAGRI勘定では手当て出来ないため、伯農務省の予算で手当てせざるを得なくなったとし、その際は厳格に1%相当額を予算計上し支払うことは技術的に困難であり、また支払いは国家予算の支払い機関であるブラジル銀行から融資残高の1%を上限に支払うことになると説明した。これに対し日本側は、伯側の提案は合意議事録の当該部分を変更するもので到底受け入れられないとし、協議は紛糾した。結局、伯側内部で伯農務省が手数料相当額の予算措置を講じ、伯中央銀行に確実に入金するよう取り計らうことで調整が図られ、最終的には日本側調査団長と伯大蔵省ノブレが大蔵大臣代理との会談において、同大臣代理からこの問題は伯中央銀行にとっては大きな問題であるが、協力事業の重要性に鑑み、合意議事録の表現をそのまま受け入れることを表明し、決着した。

第4章は、特別プログラムのもとで供与される貸付の基本的諸条件の規定で、合意議事録の融資の基準の規定に従って、特別プログラムに基づき供与される貸付の基本的条件を決定する場合の基本的原則として次の三つを規定した。

- 1) 貸付対象は、合意議事録に規定される貸付が含まれる（事業参加者による固定及び半固定資本投資、営農、土地取得のための融資並びに事業推進のために必要なその他の融資）。
- 2) 貸付の諸条件は、現行農業金融制度に比較し得る貸付がある場合には、特にセラード地域において、他の借受者にその時点で利用される比較し得

る貸付金に採用される最も優遇された諸条件よりも事業参加者にとって負担にならないものとする。

3) 試験的事業の貸付条件は、事業の試験性に留意し、優遇すること。

第5章は、事業の管理と報告の規定で、第1段階の規定をその経験等を踏まえて次のように改善、充実を図り規定した。

1) 伯中央銀行は特別プログラム基金の管理と運営の責任を負い、手続き規定の運営についても監督する。

2) 農業開発会社は、貸付実行期間中は、毎年（初年度は特別プログラム制定後直ちに）翌年度の総合開発計画、事業計画及び融資計画を作成し、融資代行機関を通じ中央銀行並びに日本側に提出するとともに、毎年当該年度の事業実施報告書、融資監督報告書を作成し、上記と同様に提出するほか、農務省にも提出する。

3) 農業開発会社は、生産活動及び農家の経営状況の情報を収集、整理し、そのため農場経営調査を実施し、中央銀行及び日本側からの求めに応じて報告書を提出する。

4) 両国政府は必要と認めるときは事業の合同評価を行う。

5) 日本側、中央銀行、農業開発会社及び融資代行機関は、事業の順調な運営のため相互に協力する。そのため意見と論評、情報の支援、日本側による現地調査等を行う。

6) 同上関係者は、事業の順調な調査運営等の妨げ又は妨げそうな事実を知る場合には相互に通知する。

次に貸付契約は、原則として第1段階の貸付契約を踏襲したが、第2段階のプロジェクト契約に基づく必要な修正を行い、本格事業については、日伯農業開発協力株式会社を通ずる融資スキームに関連した必要な契約を追加した。契約の概要は次のとおりであった。

契約は、貸付金の限度額を本格事業で196億8千40万円、試験的事業で82億3千560万円とする限度貸付契約とし、貸付金の使途は、伯中央銀行の特別プログラム基金に振替えられ、農業開発会社の勧告に基づき、手続き規定に従い、特別プログラムの条項に則して融資代行機関によって行われる貸付の再融資に限られる。払い出しの終了日は契約締結日から4年目に当たる日とする。元本の償還は、償還期限を本格事業では2005年2月、試験的事業では2002年3月とする償還計画に従って行われる。利息は本格事業では元金残高につき年5.5%、試験的事業では同じく2.75%とした。手数料は、本格事業では元金限度額の1%の管理手数料（Front end fee）、試験的事業では同じく0.1%の管理手数料（Administration fee）とし、契約締結後なるべく早い時期に支払われる。

契約に基づくすべての支払い（元金、利息、手数料等）は、日伯農業開発協力株式会社、国際協力事業団に対して円貨でそれぞれの支払期日に日本長期信用銀行の口座に入金することによって行われる。伯中央銀行が債務の履行を怠ったとき等停止条項のいずれかが生じたときは、日伯農業開発協力株式会社、国際協力事業団は、伯中央銀行の貸付金の払い出しの権利の全部又は一部の停止、未払い出しの貸付金の取り消し、貸付金の残高及び利息等につき期限の利益の喪失を宣言することが出来る。伯中央銀行が債務の履行を怠り、延滞金を生じた場合は、日伯農業開発協力株式会社、国際協力事業団に対し年14.5%の損害金を支払う。

また第1段階と同様、両当事者はブラジル連邦共和国が起こり得べき、為替差損を防止する責任を持ち、かつ契約に基づく元金、利息等の支払いを保証することに関し、相互に理解し、伯中央銀行は共和国から伯中央銀行が支払うべき、または支払うこととなるべき元金、利息等の支払期限どおりの支払いに関し、主債務者として無条件の保証状を取り付けることを約束するとし、日本側資金に係る為替差損防止の国の責任と伯中央銀行の債務にかかる国の保証を明確にした。

このほか、本格事業の契約においては、債権譲渡の条項を新たに設け、伯中央銀行は日伯農業開発協力株式会社が伯中央銀行に対する貸付の原資を調達している海外経済協力基金に対し、この契約により発生するすべての債権を譲渡することに同意すること、譲渡の日は会社が書き留め航空郵便により通知する日とすること等を規定した。これに関連して前記保証条項の中に、会社が債権を譲渡した場合には伯中央銀行の債務に係る保証は海外経済協力基金に対して有効である旨追加し、付属書類の伯国の保証状に伯国がこれに同意した旨挿入した。

（3）特別プログラムの制定と契約の調印

プロジェクト契約及び貸付契約の合意を受けて、連邦農務省及び伯中央銀行は、通貨審議会にこれら契約の調印及び融資の基準となる特別プログラムの制定等の承認を申請した。申請書には、契約案のほか審議会の検討のため農業及びアグロインダストリーの特別プログラム規則案と手続き規定の基礎草案を添付し、特別プログラム規則案については伯中央銀行に実施に際して必要な調整を行う権限を付与することを要請した。

この特別プログラム規則のうち農業の特別プログラムは、形式的には第1段階のそれを踏襲したが、内容的にはプロジェクト契約に従って必要な改訂を行った。主な改訂と内容の概要は次のとおりであった。

まず、規則の目的の条項の中の事業の内容をプロジェクト契約に従って第2

段階の事業に改め、第2段階協力事業は、総面積15万ヘクタールのうちミナス・ジェライス、ゴヤス、南マットグロッソの3州で10万ヘクタールの本格事業が、バイア、マットグロッソ両州で5万ヘクタールの試験的事業が行われ、農業開発会社の監督と指導のもとに大豆、とうもろこし、陸稲、ソルガム等の主要作物とコーヒーその他永年作物が栽培されるとした。

また、本格事業の10万ヘクタールの農地は、農協によって予備選定され、農業開発会社によって承認された入植農家に割り当てられ、各農家には平均農地面積を約400ヘクタールとして300～600ヘクタールの農地が割り当てられる。その際各州とも土地持ち現地農家の参加を総面積の30%まで認め、試験的事業の5万ヘクタールの農地は、本格事業と同様、農協によって予備選定され農業開発会社が承認した入植農家に割り当てられ、各農家には平均農地面積約500ヘクタールとして、300～500ヘクタールの農地が割り当てられる。その際各州とも土地持ち現地農家の参加を農家総数の3分の1、総面積の20%まで認めることとした。

これの適用地域は上記事業の行われる州の地域に限定し、受益者は、農業開発会社が定めた基準によって農協が予備選定し、農業開発会社が承認した生産者及び農務省に登録された農畜産生産組合又は入植者組合とし、第1段階の法人は削除した。

融資の種目（対象）は、プロジェクト契約の基本的条件に従ったが、土地取得は農協が行うことを予定したため、第1段階の土地融資を削除し、固定、半固定投資、肥料及び石灰、営農費融資に加え、農協に対する特別融資を設け、これに施設整備のための融資のほか資本金増資割り当て金の名目で土地融資を行うこととした。なお、投資に対する融資には第1段階と同様、計画作成費、入植農家の家族の生活費、機械部品等を含めることが出来ることとした。

融資基準は、プロジェクト契約の基本的条件の規定に従い、かつ当時の金融政策に即し対象毎に次のように改訂した。固定投資は、期間は第1段階の最長6年の据え置きを含む12年から最長4～5年の据え置きを含む8～10年に短縮し、金利は同じく年10～14%の固定金利から、本格事業ではORTNの変動率+3%、試験的事業ではORTNの変動率×85%+3%の価値修正付金利に変更し、引き上げ、融資限度は同じく100～75%から70～90%に引き下げた。半固定投資は、期間は4年の据え置きを含む8年から2～3年据え置きを含む6～8年に短縮し、金利は年10～14%の固定金利から固定投資と同じ価値修正付金利に変更し引き上げ、融資限度は100～75%から90～80%に、ものによっては引き下げた。肥料、石灰は期間は6年の据え置きを含む12年から4年の据え置きを含む8年に短縮し、金利は肥料の無利子、石灰の13%から固定投資と同じ価値修正付金利に変更し引き上げ、融資

限度は100%とした。営農費については、期間は、第1段階では第1回融資を3年までとし、1年目に50%、次の2年間に2回の均等分割償還とし、第1回融資に続く融資は、農産物のサイクルによる1年の償還としたのに対し、第2段階では、第1回融資は第1段階と同じ3年までとし、1年目及び2年目にそれぞれ35%、残りを3年目に償還することとし、第2回融資も2年の期間を設け毎年50%を償還することとし、緩和した。しかし金利は、年13～15%の固定金利から固定資本と同じ価値修正付金利に変更し引き上げ、融資限度は据え置いた。農協に対する特別融資のうち、土地融資については、期間は第1段階の6年の据え置きを含む20年から6年の据え置きを含む15年に短縮し、金利は年12%から固定投資と同じ価値修正付金利（但し、試験的事業もORTNの変動率の100%）に変更引き上げ、融資限度も100%から80%に引き下げた。施設整備資金は、期間は据え置いたが金利や融資限度は土地融資と同様に改めた。

このように、第2段階の融資基準は、第1段階に対し営農費について緩和が図られたものの、投資については期間が短縮され、金利が一般制度金融並みの価値修正付金利に変更され、融資限度も引き下げられ一段と厳しいものになった。

しかし、これを一般農業制度金融と比較すると、金利は同一とされたものの、投資については、期間は前者の8～10年に対し後者は通常5年で、後者には据置期間の定めがなく、融資限度は前者が70～90%に引き下げられたとはいえ別枠として保証されるのに対し、後者はこれを下回り資金事情によって変動を免れ得ない。また営農費については、前者の第1回融資は3年の中間資金として扱われ、分割償還を認めて、利払いも清算時に行うのに対し、後者の期間は原則1年で利払いも清算時に行い、融資限度も前者のVBCの100%に対し後者は小さい等、なお有利な面が少なくなかった。なお、一般銀行に対しては金利が著しく高騰し、農家にとっては利用し難く、両者の間には依然著しい格差があった。

第1段階の技術援助と計画の実施の条項は大幅に改訂し、重要な事項は次のようなものであった。

- 1) 技術援助は義務的とし、計画書は農業開発会社、農協又はそれが指名した機関が行い、技術指導は農業開発会社又は他の機関が行い、その選択は会社が行い、他の機関が行う際は会社と協定を結ぶ。
- 2) この事業の総監督 (General Coordination) は農業開発会社が行う。
- 3) 技術経営指導料は融資の対象となり、債務者が負担する。
- 4) 融資代行機関は日本側との合意を得て伯中央銀行が指定する。

5) 伯中央銀行は、融資代行機関に対し、生産費融資を除き、関連融資の再融資を保証する。

またアグロインダストリーの特別プログラム規則は、形式的には農業のそれを踏襲したが、対象分野は農畜産加工、生産資材の生産、農業機械（アタッチメント）の製造、冷蔵施設の整備等で、融資対象は各種機械施設及び運転資金、受益者は中小企業及び組合とし、貸付限度は90～80%、貸付期間は据え置き3年を含む最長10年とした。その他技術指導は義務的で、農業開発会社又は会社が委託した者が行い、伯中央銀行は融資代行機関に対し全額再融資を保証することとした。

次に手続き規定の基礎章案は、第1段階の当初の手続き規定案を踏襲したが、農業開発会社による受益者の融資申請書の作成及び申請の指導、技術援助役務、融資代行機関に対する文書による融資の勧告等を明確にしたもので、内容は、技術援助役務の内容と手数料、農業開発会社及び融資代行機関の責務に分けて規定したものであった。

農業開発会社の技術援助役務の内容は、計画の作成、技術、経営指導その他貸付期間の延長に係る鑑定書、担保物権の評価、農業保険適用の判定であった。手数料は、計画作成手数料として貸付額の2%（アグロインダストリー1%）、技術指導手数料として指導期間中貸付残高の2%で、融資代行機関より直接支払われる。

農業開発会社の責務としては、上記の通常技術援助役務のほか、事業参加者の融資申請書の作成及び提出の指導、事業の調整、次年度必要事業資金の予算表の作成、事業実施状況の関連機関への報告、事業地への農業技師の配置、実施現場の巡回指導並びに入植農家の技術の利用度や経営の状況、融資目的を脅かす違反行為等の銀行への通報等を定めた。

融資代行機関の責務としては、農業開発会社を通ずる事業参加者の融資申請の受け付け、信用調査、農業開発会社の文書による融資の勧告に基づく融資の実行、融資状況の関係機関等への報告、融資期限の延長願いの審査、融資返済状況の農業開発会社への報告等を定めた。

通貨審議会は85年2月23日、先に連邦農務省及び伯中央銀行が提出していたプロジェクト契約の承認の申請を承認、また日本側融資資金に係る免税証明も通達され、契約締結のための準備が完了した。これを受けて3月4日、東京において調印式が開催され、伯側からデルフィンネット企画大臣を団長とするミッションが来日、日本側堂の脇中南米局長はじめ両国関係者立会いのもとに、民間銀行団と伯中央銀行との間の貸付契約、国際協力事業団、日伯農業開発協力株式会社と伯中央銀行及び農業開発会社との間のプロジェクト契約、国際協力事業団、日伯農業開発協力株式会社と伯中央銀行との間の貸付契約を調

印した。

また、海外経済協力基金と日伯農業開発協力株式会社との貸付契約も同日付で調印を終わった。

(4) 農業開発会社の合弁基本協定補足協定の締結及び定款の一部変更並びに第2段階拡大事業の制度的枠組みの確定

日伯農業開発協力株式会社は、農業開発会社が第2段階で十分に機能を発揮出来るようにするため、合意議事録を指針として合弁基本協定の一部を改正する補足協定及び定款の一部変更案を作成し、関係者と協議の上融資諸契約の締結に先立つ2月、関係者が訪伯し、補足協定案により伯側投資会社、農業開発会社と協議した。伯側では日本側案に特段の異論がなく、2月末株主総会においてこれを決定した。

合弁基本協定補足協定においては、次の点のように一部の修正を行った。

- 1) 農業開発会社の目的と主要業務を後に述べる定款の一部変更のとおり改める。
- 2) 第2段階の融資原資の規定を合意議事録のとおり改める。
- 3) 取締役会の諮問委員会に対する諮問事項について、農業生産者の選定を事業参加者の選定に改める等所要の修正を行う。
- 4) 新たに会社の運営財源に関する規定を設け、プロジェクト契約のとおり定める。
- 5) 会社の事業実績報告書及び融資監督報告書についてプロジェクト契約のとおり定める。
- 6) 第2段階における生産活動につきプロジェクト契約に従って所要の修正を行う。

なお、合弁基本協定の条項で修正しなかったものは、そのまま存続することとした。

次に定款は、次のように変更した。

- 1) 農業開発会社の目的を、第1段階の試験的事業並びに第2段階において行う本格事業及び試験的事業の実施の中核として、事業の企画、調整、管理及び事業参加者の監督、指導に当たり、事業の推進に最大の努力を払うに改める。
- 2) 主要業務を次のとおり改める。
 - i) 事業の調査、企画、調整を行うこと
 - ii) 入植適地を明らかにすること
 - iii) 事業選定基準を作成し選定すること
 - iv) 融資の基準となる特別プログラムの作成に協力すること

- v) 融資代行機関と共同で融資手続き規定を作成すること
- vi) 取得された土地の団地毎の入植地建設基本計画を作成すること
- vii) 技術的妥当性を基に事業参加者の事業計画を作成し、事業参加者に対する融資に関し融資代行機関に対して手続き規定に従って文書による勧告を行うこと
- viii) 農業生産者に対する営農技術指導を行うこと
- ix) 事業参加者に対し、融資された資金が適正に使用されるよう指導、監督を行うこと
- x) 必要に応じ土地を取得し、展示又は種子の生産配布のための農場を設置、運営すること
 - x i) 栽植企業又は農工企業の株式を取得する。但し企業の資本総額のうち3分の1までを限度とする
 - x ii) その他農産物のマーケティングの支援、技術的、専門的サービスの提供等は修正前のおりとする。

3) 取締役会の諮問委員会に対する諮問事項を補足協定のおり改める。

4) 取締役会の権限に、事業参加者の選定、融資についての勧告等を加える。

以上の融資関連諸契約、特別プログラム、合弁基本協定補足協定の締結によって、第2段階事業は具体化されるとともに、実施の上でのルールが設定され、その制度的枠組みが確定した。そのうち重要なものは次のとおりであった。

第1に、国内において、本格事業の日伯農業開発協力株式会社を通ずる一般案件融資についての特別措置が確定した。

第2に、プロジェクトの実施に関し、プロジェクト契約によって、第2段階では合意議事録に規定する10万ヘクタールの本格事業と5万ヘクタールの試験的事业を実施し、実施にあたっては伯農務省の政府、関係機関との調整のもとに、農業開発会社が事業推進の中核機関として農務省と協議しつつ事業参加者を選定、指導し、事業の調査、企画、調整、管理に当たり、事業を推進する役割を持ち、その任務（業務）を遂行する責任を持つことが確定した。

この農業開発会社の業務において、第1段階において実施した入植用地の取得、分譲は入植適地の判定に改められ、これに伴って参加農協が従来からの営農指導や流通合理化事業に加え、入植用地の取得、分譲を行うことになり、入植事業において、より重要な役割を持つこととなった。また業務において、入植地建設基本計画の作成、営農計画の作成、営農技術指導、融資の監督業務が明確化されるとともに、それぞれの手数料によって農業開発会社の運営財源が確保されることとなった。

このような伯農務省及び農業開発会社の役割と並んで、関係各州政府が事業の円滑な推進を援助し、また伯中央銀行、融資代行機関が農業開発会社の融資

代行機関に対する文書による融資の勧告に従って融資を行う役割が明確にされた。

第3に、事業資金の供与と支払いに関し、貸付契約によって貸付限度を82億3千560万円とし、用途を融資代行機関に対する再融資に限定し、払い出し終了日を契約締結の日より4年とし、利息を本格事業で元金残高の年5.5%、試験的事業で2.7%、手数料を本格事業で元金限度額の1%の管理手数料、試験的事業で同じく0.1%の管理手数料とし、伯国による為替差損防止の責任、債務に関する保証を明確にした。また本格事業については、債権譲渡についての措置を定めた。

第4に、事業資金の貸し出しに関し、特別プログラム規則によって、融資対象については第1段階の土地融資を廃止し、農協に対する特別融資を設け、従来の施設整備融資に加えて土地融資を行うこととし、融資条件については、第1段階よりも融資限度を引き下げ、期間を短縮し、金利を一般制度金融並にした。

第5に、生産活動を行う事業参加者に関し、プロジェクト契約及び特別プログラムの規則によって、農業生産者は農協が予備選定し、農業開発会社が承認した入植農家とし、参加農協は農務省に登録した農畜産組合又は拓殖組合の中から農業開発会社が選定し、アグロインダストリーについては、農協又は農産加工業等の中小企業とした。入植農家は本格事業では平均400ヘクタールの規模の農家250戸、試験的事業では平均400ヘクタールの農家100戸とした。

第6に、第2段階事業の実施と農業開発会社の業務に関し、合弁基本協定補足協定と定款の一部変更によって、両国投資会社間で事業の実施を確認し、農業開発会社の業務を最終的に確定した。

このように第2段階事業の制度的枠組みは、伯中央銀行による特別プログラムの実施上の調整と手続き規定の制定を残しほぼ確定し、第1段階より拡大、充実したが、融資条件については経済情勢の変化により止むを得ないとはいえ、一段と厳しくなった。

制度的枠組みの確定により、新政権の成立を前にして事業実施に向けた必要な準備はほぼ終了した。これに要した期間は、伯政府が事業の拡大の意向を表明した81年半ばから約4年、合同評価から約3年であった。

2、第1段階試験的事業の展開—その1

(1) 農業生産の安定と多角化

次に第2段階拡大事業の実施に移る前に、第1段階試験的事業のその後の展開の状況をみておきたい。第1段階の試験的事業は82年9月に終了し、各地

区の農業生産者は農業開発会社の支援を離れ、入植農家の生産活動は専ら参加農協が管理、運営し、栽植企業の生産活動はそれぞれの企業が自らの責任において管理、運営した。また農業開発会社の試験場及び展示農場は従来どおり会社が管理、運営した。農業開発会社は、協力事業の持続的発展を確保するため、常時農業生産者の生産と経営の全般にわたり注意を払い、情報を収集し、毎年度の生産活動終了後は参加農協及び栽植企業に事の実績の報告を求め、必要に応じて調査を行い、助言、指導を行った。また、日伯農業開発協力株式会社は、農業開発会社と共同で事業終了直後の83年及び85年に追跡調査（事後評価）を行った。これらの情報、調査結果によると、事業終了後の82/83年度から84/85年度までの92（4）戸の入植農家、二つの栽植企業、農業開発会社の展示農場を合わせた全体の生産の推移は次のとおりであった。

この時期はブラジルでは毎年のように気象変動による災害があったが、事業地区は幸いにして83/84年度のベラニコによる被害を除くと概ね好天に恵まれた。83/84年度のベラニコの被害は激しく、83年11月及び12月は降雨に恵まれ豊作が期待されたものの、84年1月から3月の間、場所によっては70日間も降雨がなく予想された豊作型が一挙に崩れ、大きな被害を受けた。被害はイライ地区では比較的軽かったが、パラカツ地域の栽植企業、特にC・FOGOが甚だしく、また入植地も大きかった。

また、農産物価格の上昇率は一般にインフレ率を下回り、他方資材価格は高騰したが、83年8月、アメリカ中西部を襲った熱波により穀物の国際価格が高騰し、その影響でブラジルでも大豆価格が高騰し、その傾向は他の穀物にも及び、高値は84年半ばまで続いた。また、84/85年度は最低保証価格が高めに設定され農業生産者はその恩恵を受けた。

他方、農業生産者の営農資金の調達は、82/83年度からは一般農業制度金融によったが、一般農業制度金融は財政、金融の緊縮により融資額が毎年抑制され、金利も引き上げられた。これを85年についてみると、実質的な融資額は年々縮小し、80年代初めのほぼ2分の1となり、金利も年々引き上げられ80年代初めの年30%程度からインフレ率プラス3%となり、従来の補助金付き低利融資はほぼ消滅し、農業生産者は著しい負担の増大を強いられた。

このような情勢のもとで、農業生産者は参加農協の支援のもとに収益性の高い作目を中心に生産を拡大、多角化し、技術を改善して収量の増大を図り、生産の安定と収益の増大に取り組んだ。82/83年度には、パラカツ地区やコロマンデル地区で残されていた整地を終わり、全体の整地済み面積は約3万1千ヘクタールとなった。これに作付けた作物の延べ作付け面積は約3万4千ヘクタールとピークに達し、穀類の作付けが約3万2千ヘクタールを占め、うち大豆が約2万4千ヘクタール、裏作小麦約4千ヘクタール、陸稲約3千ヘクタ

ール、とうもろこし約6百ヘクタール、その他フェジョン等400ヘクタールとなった。これを前年度に比較すると、大豆、陸稲、とうもろこしの作付けが増加したのに対し、小麦の急減が目立ち、代わってとうもろこしが増加した。

小麦の作付けの減少は、裏作の早生大豆の収量が低い上に、小麦の収量も低く、技術的にも小麦の地域の特性に応じた品種が少ないこと、小麦の生育上重要な時期に降雨が不安定なこと、大豆の収穫と小麦の播種との作業が競合すること、加えて小麦の政府買取価格が相対的に安いこと等から、厳しい経済情勢のもとで資金の蓄積を急ぐ入植農家が、リスクで収益性の低い小麦の裏作を避けて収益性の高い大豆の中晩生種の作付けを選択したためであった。パダップ計画においても、この頃から小麦の作付けが減少した。

他方、とうもろこしの作付け増加は、耕地の熟畑化が始まり、肥沃な土壌を好み吸肥性の強いとうもろこしの栽培が可能になったこと、とうもろこしが土壌水分を最も必要とする出穂期、特に絹糸抽出期がベラニコの時期までにはほぼ終わり、収量の安定を図ることが出来る利点を持っており、ベラニコのあるセラード地帯の適作物であったこと、とうもろこしの残滓物は土壌有機物となり、空中窒素を固定する大豆との輪作を行えば、土壌養分の循環利用を図ることが出来、セラード地帯で大豆との輪作に適した数少ない作物であったこと、とうもろこしと大豆の間には用途の面でも密接な関係があり、もともと伝統的な食用作物であったとうもろこしは、大豆の急速な生産の増大により生ずる大豆粕とともに配合飼料の不可欠の原料として使用されるようになり、近代的な配合飼料作物としての途が開かれ、大豆の増産とともにとうもろこしの生産も増加する傾向となり、この傾向は更に増大すると考えられたからであった。とうもろこしはブラジルの気候に適し、ブラジル全土にわたって、専ら食用として栽培されたが、元来は焼畑や農家の周りの空き地などに小規模に栽培される伝統的な小農作物で、生産性も極めて低い水準にあった。しかし、配合飼料作物としての用途の拡大とともにパラナ、ミナス・ジェライス、リオ・グランデ・ド・スール州の肥沃度の高い一部の地域では、ハイブリッド種により大規模な栽培が行われ、かなり高い生産性を挙げていた。熟畑化の一層の進展と大豆作の増加に伴って、セラード地帯でもとうもろこしの作付け増加が期待された。

82/83年度は、農業生産者の生産活動が始まってから3年に過ぎなかったが、生産活動は活発で、パラカツ地区やイライ地区では灌漑や低湿地利用が始まった。小川の水源を利用したピポットセントラル2基のほか、湧水の溜池を利用した普通型21基が導入され、低湿地利用も100ヘクタール利用された。これにより大豆、米、小麦、フェジョンのほかグリーンピース、ポテト、西瓜、ニンニク等の野菜類が作付けされ、それらの作付面積は1千ヘクタールに達した。その他永年作物のコーヒーはほぼ2千ヘクタールとなり、作付けは多様化

し、人工草地や自然牧野を利用した肉牛、乳牛も増加した。

続く83/84年度には、パラカツ地区で留保していた2ロッテに土地問題の解決とともに入植し、入植農家は全体で94戸となり、土地面積も若干増加した。作付けは第4年目に当たり、延べ作付け面積は約3万1千ヘクタールとなり、前年度より減少し、穀類の作付けは約2万8千ヘクタール、前年度より約4千ヘクタール減少した。これはとうもろこしは増加したものの小麦が更に減少し、大豆も栽植企業の作付け縮小によって減少したためであった。永年作物はコーヒーのほかバナナ、アルコール生産のための砂糖きびが作付けされ、灌漑施設もピポットセントラルが4基、普通型が30基となり、作付け作物も従来のものに加え、ソルガム、ショーガ等が作付けされ、作目の多様化が進んだ。牛の頭数も7千頭となった。

各地区の多くが生産安定期に入る84/85年度は、前年度ベラニコの被害はあったものの、アメリカの熱波の影響による大豆価格の高騰もあって大豆作の増加が期待され、パラカツ地区は期待通り拡大したが、他の地区は前年度のベラニコの被害が大きかったことに加え、営農融資の枠の縮小、金利の引き上げ等から作付けの拡大を見送った。特に栽植企業、中でも借り入れ依存度の高いCDACが作付けを極端に縮小した。このため延べ作付け面積は前年度とほぼ同じ約3万1千ヘクタール、穀類の作付けも約2万8千6百ヘクタールであった。このうち小麦は更に減少し、大部分が灌漑小麦となり、大豆との二毛作の作付け方式はほとんど消滅した。これに対しとうもろこしは急速に増大し、3千ヘクタールとなり、穀類の作付けの10%を上回った。

穀作の停滞に対し、コーヒーは引き続き増加し、灌漑や低湿地利用も増加した。農業生産者の灌漑に対する関心は高く、ピポットセントラルは5基となり、低湿地利用も200ヘクタールに増加し、これらによる穀類、野菜、果実樹の作付けが引き続き増加した。畜産の拡大も進み、牛約8千頭、フィードロットによる肥育、養豚、養鶏も始まり、アルコール生産施設も2箇所建設された。

穀類の作柄は、82/83年度は好天に恵まれ、約5万2千トンにのぼり、83/84年度はベラニコの被害のため約4万1千トンと減少したが、84/85年度は約6万3千トンとなった。大豆の総生産量は、82/83年度の約4万トンから、83/84年度は約3万4千トンと減少したものの、84/85年度は約4万8千トンとなった。これをヘクタール当たりで見ると、82/83、83/84年度はそれぞれ約1.7トン、1.5トンであったが、84/85年度は2.2トンと目標水準を上回った。イライ地区では第3作目の82/83年度から2トンを上回り、84/85年度には2.3トンに達した。

とうもろこしの総生産量は、82/83年度約2千3百トン、83/84年度約3千3百トン、84/85年度には1万1千トンとなった。ヘクタール当りで見

ると、82/83年度の約3トンから、84/85年度には約3.7トンとなり、大豆と同様目標水準を上回った。イライ地区、農業開発会社展示農場では約4トンを上回った。

コーヒーの収穫も82/83年度から始まり、同年度の約200トンから、84/85年度には約900トンとなった。野菜、畜産物の生産も増加し、牛乳の生産量は82/83年度の日量約4千リットルから84/85年度には約7千リットルになった。

このようにして第1段階試験的事業地の生産は、第5作目の84/85年度において、作付け規模は栽植企業の縮小によって目標水準を下回ったものの、約3万1千ヘクタールの水準に安定し、穀類の総生産量は約6万トンとなり、大豆の生産量は約4万8千トン、ヘクタール当たり約2.2トン、とうもろこしの生産量は約1万1千トン、ヘクタール当たり約3.7トンとなり、生産性は目標水準を上回った。このように生産は栽植企業を除き、大豆栽培を中心に技術的基礎が完全に固まり、安定の段階に達するとともに、多角化が急速に進んだ。

(2) 入植農家の技術と経営の確立

入植農家は83年には94戸となり、引き続き必要な土壌改良や機械施設を整備するとともに、環境の変化に適応して収益性の高い作目を中心に作付けを拡大、多様化し、技術を改良して生産性を高め、収益の増大に取り組んだ。

パラカツ、コロマンデール地区では、残されていた開墾、整地を終わり、また各地区とも、ほとんどの農家が毎年土壌分析を行い、作付け年次の進むに伴って起こる表層土壌の酸性化を防止するための石灰を補給した。また農業機械も必要な一部の更新のほか、生産の多角化に対応したトラクターの増強、除草機、ポンプ、とうもろこし収穫機、トラック等を整備した。

生産が安定期に入った84/85年度を中心とした各地区入植農家の技術と経営の状況は次のようであった。まず、穀作については、栽培作物は大豆、とうもろこし、小麦、陸稲等で、当初は一部大豆一裏作小麦の二毛作を取り入れたが、この方式は早くも82/83年度に半減し、84/85年度にはイライ、パラカツ地区では灌漑によるもののみとなり、ほとんど崩壊した。これに代わってとうもろこしの栽培がイライ地区では82/83年度から、パラカツ、コロマンデール地区では84/85年度から、熟畑化とともに始まった。

84/85年度の穀類の平均作付面積は、イライ地区では大豆約240ヘクタール、とうもろこし約27ヘクタール、パラカツ地区では大豆約205ヘクタール、とうもろこし約10ヘクタール、陸稲約34ヘクタール、その他フェジョン若干、コロマンデール地区では大豆約160ヘクタール、とうもろこし3

4ヘクタールであった。

永年作物のコーヒーは、年々栽培面積が増加し、84/85年度の平均面積はイライ地区7ヘクタール、パラカツ地区27ヘクタール、コロマンデル地区10ヘクタールとなった。また水源の比較的豊富なイライ地区、パラカツ地区では経営の安定と現金収入確保のため、灌漑や低湿地利用による穀類、野菜類の栽培を始めた。パラカツ地区では82/83年度に用水ポンプ19基による灌漑が始まり、年々規模を拡大し、イライ地区では84/85年度にピポットセンทรัล1基が稼動を始めた。更に各地区とも肉牛、乳牛を導入し、84/85年度では入植農家全体の飼育頭数は2千頭近くなり、牛乳の生産も日量2千リットルに達し、経営の多角化が進んだ。

入植農家はこの間、参加農協の経営指導を受け、技術の改良に努めた。品種は、多収性、耐乾性のものが多く選ばれ、大豆はクリスタリーナ、IAC8、DOKO、UFV8、NUMBAIRA、SAVANA等が、とうもろこしではハイブリット種のAG401、BR126、CARGIR115等が多くなった。肥料は入手が困難な時期もあったが、一般に熟畑化とともに作物要求量の増大する窒素、加里、微量*素の成分比率の高いものを使用した。防除については、大豆は目立った病害の発生がなく、虫害は天敵に依存し、必要に応じて機械による防除を行い、とうもろこしは事業地区が乾燥するためか病害の発生がほとんどなく、通常1~2回の防除で足りた。雑草は作付け年次とともに増加したが、機械除草のほか、必要に応じて除草剤により防除することが出来た。

このような技術の改良によって穀類の生産は急速に増大し、イライ地区では第3作目の82/83年度の平均収量は大豆約550トン、ヘクタール当たり2.2トン、とうもろこし約34トン、ヘクタール当たり約4.4トンと目標を上回った。83/84年度はベラニコのため停滞したが、84/85年度の平均収量は大豆約550トン、ヘクタール当たり約2.3トンとなり、とうもろこしも約130トン、ヘクタール当たり4.7トンとなった。パラカツ地区では、実質第2年目の82/83年度の平均収量は大豆約300トン、ヘクタール当たり1.5トン、小麦約45トン、ヘクタール当たり1.0トン、陸稲約70トン、ヘクタール当たり1.9トンと良好であったが、84/85年度には平均収量は大豆約450トン、ヘクタール当たり2.2トンと目標に達し、とうもろこし約30トン、ヘクタール当たり3.3トン、陸稲約24トン、ヘクタール当たり1.3トンとなった。またコロマンデル地区では、84/85年度の平均収量は大豆約340トン、ヘクタール当たり2.0トンと目標に近い収量を挙げた。このようにして各地区とも84/85年度には、生産性は目標に達し、生産の技術的基礎は大豆の栽培を中心に完全に固まった。このほかコーヒーも収穫期に入り、野菜、果実、畜産物の生産も増大した。

一方、農産物価格の上昇率は一般にインフレ率を下回ったが、アメリカの熱波の影響や最低保証価格の引き上げに助けられ、生産の増大とともに粗収益は増大した。他方経営費もインフレの昂進に伴う肥料、機械、労賃等の値上がりにより増大した。83年の追跡調査によると、イライ、パラカツ地区の農家では肥料費は経営費の50～60%を占め、残りが種子20%、労賃15%程度であった。また営農資金の利子の引き上げにより、利子負担率（粗収入に対する利子の比率）は20～30%にも上がった。

従って、入植農家の経営は容易ではなかったが、農協の支援と規模の経済を生かした経営努力により概ね好調を維持した。同じ追跡調査によると、イライ、パラカツ地区の農家では、82/83年度は、農産物を遅く販売した農家は熱波の影響による価格の上昇に恵まれ、一般農業制度金融の金利の引き上げにも拘わらず、かなりの現金所得を挙げ、その他の農家もある程度の現金所得を収め、減価償却を考慮しても経営収支は黒字であった。83/84年度はベラニコの被害を受け、金利も更に引き上げられたが、熱波による高価格が84年も続き、農家は相当の純収益を挙げ、一部の農家は地区内での土地の買い増し、他地域での土地投資を行った。また農家は金利負担の増加により営農資金の借りに慎重となり、出来るかぎり自己資金で営農資金を賄うことを心がけるようになった。84/85年度は農産物最低保証価格が高めに設定されたことや経営努力により、経営は好調を維持した。85年の追跡調査においてイライ、パラカツ地区の農家について行った聴き取り調査によると、粗収益約14万2千ドル、経営費約7万ドル、農業所得約4万ドルで、ほぼ合同調査において予想したとおりの所得を収めた。この額は、アメリカ中西部のとうもろこし—大豆の農業粗収益4万ドル以上の農家の収益をかなり上回るものであった。従って経営の脱落者は1戸もなく、経営は5作目の84/85年度までに近代的経営として概ね確立した。

また、参加農協は開発事業終了後のプロジェクト管理主体となり、入植農家に対するサービス活動を充実した。イライ地区のコスエル農協は、職員を約55名に増強し、技術、経営指導のほか資材の購買、農産物の委託販売、貯蔵、組合員の社会活動の支援等を行い、後述の組合員の増加もあって、86年までに2万2千トンの貯蔵能力のサイロ、1万5千トンの倉庫、種子精選工場、乾燥機、計量機等を整備し、能力を増強した。パラカツ地区のコチア産組も職員を約70人に増強し、技術、営農指導のほか資材の購買、農産物の委託販売、供給資材の延払い、営農融資の保証、コーヒーの精選、精米、青年婦人部活動の支援等広汎な事業を行い、86年までに2,300㎡の資材倉庫、1万7千トンのサイロ、乾燥場、計量機を整備し、また1年以内にサイロ貯蔵能力を4万トンにするための工事を開始した。

このほか、コロマンデル地区の生産者協会は、資材購入の斡旋、共同販売等を行い、パトロシーニョ市に事務所を設け、種子生産工場を建設した。また技術、営農指導については、契約に基づき農業開発会社が実施した。またインフラストラクチャーの補修、農村電話の架設等生活環境の整備にも努めた。

(3) 栽植企業の技術と経営の停滞

栽植企業のうちCDACは、81年の経営合理化後も年々合理化に努め、85年現在の職員、従業員は技術者6名、事務員5名、オペレーター、修理工、牧童等46名、日雇い平均70名で、効率的な管理、運営に努めた。C・FOGOは同じ時期に技術者3名、事務員3名、オペレーター、修理工、牧童等40名、日雇い平均75名であった。

CDACは、同じ81年に定めた穀作、コーヒー、野菜、牧畜の4部門による経営の多角化方針に沿い、第3作目の82/83年度においては、穀作は大豆1,500ヘクタール、裏作小麦500ヘクタール、とうもろこし100ヘクタール、陸稲450ヘクタール、低湿地利用の水稲30ヘクタールを作付けし、コーヒーは前年同様の300ヘクタール、野菜は湧水を利用したニンニク、ショウガ、バナナ等の灌水栽培30ヘクタール、牧畜は飼育頭数、肉牛約1,200頭、乳牛約200頭であった。83/84年度は金利の引き上げ、インフレの昂進等のため大豆の作付けを1,000ヘクタールと大幅に減らし、小麦の栽培を中止した。84/85年度は前年度大豆栽培が雑草に苦しめられ、収量が挙げられず、ひいては経営問題を引き起こしたことから、大豆の作付けを大幅に減らし、前年度収量の多かったとうもろこしを増加した。作付け面積は大豆330ヘクタール、とうもろこし950ヘクタール、陸稲330ヘクタールのほか、低湿地利用の水稲80ヘクタール、フェジョン70ヘクタール、バナナ、ニンニク、ソルガム、砂糖きび等約280ヘクタールほか、コーヒー300ヘクタール、牛約1,700頭であった。

C・FOGOは、第2作目の82/83年度は大豆1,400ヘクタール、とうもろこし400ヘクタール、陸稲600ヘクタールのほか、ピポットセントラル1基を設置し、フェジョン120ヘクタールを作付けした。牧畜は肉牛、乳牛約2,200頭となった。83/84年度はCDACと同様、大豆の作付けを減らした。84/85年度は前年度ベラニコによる大きな被害を受けたこと等から大豆、とうもろこしを縮小し、ピポットセントラル1基増設し灌漑栽培を拡大した。作付面積は大豆870ヘクタール、とうもろこし200ヘクタール、陸稲130ヘクタールのほか、灌漑による陸稲240ヘクタール、フェジョン110ヘクタール、グリーンピース、トマト等で、牛の飼育頭数2,300頭であった。

このように栽植企業は、厳しい経済情勢や自然条件等のもとで小麦の生産を中止したほか、大豆、とうもろこし等の主要穀作の規模を縮小し、穀作は入植農家の3～5戸分に過ぎないものとなった。中でもCDACが穀作の規模を極端に縮小したのに対し、C・FOGOはその維持に努め、その結果、穀作についてはC・FOGOがCDACの倍近くの作付け規模となり、全体の作付け、飼育規模もCDACを上回ることとなった。

この間、栽植企業は、穀作部門ではそれぞれの技術陣が入植農家と同様に、毎年土壌分析結果による土壌の改良、適品種の選択、栽植、病虫害防除の改善等に当たり、コーヒーや牧畜部門でも担当者が技術の改良を進め、低湿地利用や灌漑栽培についても新たに専門の技術者を雇用し、技術の習得に努めた。

この結果、経営複合化の成果もある程度得られ、生産性も部門によっては向上した。CDACでは、82/83年度には大豆約2,500トン、ヘクタール当たり1.6トンと好成績を収め、小麦400トン、ヘクタール当たり0.8トン、とうもろこし220トン、ヘクタール当たり2.2トン、陸稲890トン、ヘクタール当たり約2トンのほか、コーヒーも初めて100トン、ヘクタール当たり0.3トンの収量を収めた。しかし、83/84年度は、各地区ともベラニコに襲われたが、CDACの農場は例外的に降雨に恵まれたにも拘わらず、雑草の被害により大豆のヘクタール当たり収量は1.2トンと停滞した。84/85年度も生産規模の縮小に伴って、大豆は700トン、ヘクタール当たり2.1トン、とうもろこし3,100トン、ヘクタール当たり3.3トン、陸稲約750トン、ヘクタール当たり1.8トンであった。

次にC・FOGOは、82/83年度に大豆1,700トン、ヘクタール当たり1.2トン、とうもろこし1,200トン、ヘクタール当たり3トンと停滞し、陸稲のみは1,800トン、ヘクタール当たり3トンであった。83/84年度はベラニコによる被害のため停滞し、84/85年度は大豆1,400トン、ヘクタール当たり1.7トン、とうもろこし720トン、ヘクタール当たり3.6トン、陸稲960トン、ヘクタール当たり2.3トンとやや回復した。

このように栽植企業、特にCDACは生産が縮小し、生産性の上昇も入植農家に遅れた。このため生産物の価格が概ね好調に推移したのも拘わらず、粗収益の増大を図ることができなかった。CDACは83/84年度は例外的に降雨に恵まれたにも拘わらず、雑草の被害のため粗収益が挙がらず、他方経営費は増大し、中でも金利の引き上げによる金融費用が増大し、83/84年度までは金利負担率は50%にもものぼり、このため会社設立以来悩んできた運転資金の不足が深刻となり、一時は農場の一部伐開済の牧野1,000ヘクタールの売却を関係者に要請するに至った。幸いにして社長の知人が増資に応じたため、土地の売却は免れたが、82/83年度以降経営収支は赤字を続けた。C・FO

GOはCDACのような資金繰りの困難はなかったが、経営は容易でなく、83/84年度を除き、辛うじて黒字を維持した。

財産の状況を85年末でみると、CDACでは、自己資本は価値修正を含み約190億クルゼイロで、資本負債に占める比率は約90%であったが、恒久資産も約190億クルゼイロ、資産総額に占める比率は90%にも上り、経営は極端な収益**の遊休状態にあった。これに対しC・FOGOは、自己資本の資本負債総額に占める比率は78%で、恒久資産の資産総額に占める比率は73%であった。

このように栽植企業の生産と経営は、期待に反し規模の経済性を生かすことができないまま、安定、確定することが出来なかった。

3、第1段階試験的事業の展開—その2

(1) 効果の拡大

1) 直接効果の持続

第1段階試験的事業の効果のうち、地域における直接効果は引き続き持続した。穀類の生産量は81/82年度の約3万2千トンから84/85年度に約6万3千トンになり、増産効果は倍増した。また、コーヒー、野菜、果実、畜産物の生産も始まり、地域住民の食生活の改善、多様化に貢献した。開発事業の終了とともに、雇用は減少したが、後に述べる間接効果による需要等に吸収された。入植農家と栽植企業の年々の営農に伴う雇用は、約2千人と見積もられ、所得も増加した。関係郡の税収も増加した。

2) 間接効果の拡大

開発事業に誘発されて事業地周辺に自力で入植した農家や地元で農業を始めた農家は、開発事業の末期から始まり、開発事業終了後の1～2年の間に急速に増加した。開発事業の終了した翌年の83年末に行った追跡調査によると、同年10月現在でこれら農家数はイライ地区で52戸、コロマンデール地区で15戸、パラカツ地区で36戸、合計103戸と開発事業入植農家数を上回った。これら農家の購入した土地面積は約4万2千ヘクタールと開発事業入植農家のそれに匹敵し、とうもろこし等の作付面積も約3万ヘクタールにのぼった。

自力入植農家等の入植はその後も続き、85年の追跡調査によると、同年初め現在で農協の組合員や会員となった農家数はイライ地区で79戸、コロマンデール地区で25戸、パラカツ地区で36戸、計140戸、入植農家数の約1.5倍となった。農協には多数の加入希望者があったが、施設の都合で加入を抑制した。これら農家の土地面積は約5万2千ヘクタール、作付面積は約4万8千ヘクタールとなった。

開発事業農業生産者とこれら農家の農業生産活動によって地域の農業生産は急速に増加した。開発事業地区の所在するイライ、ロマリア、コロマンデール及びパラカツ郡の大豆、陸稲、とうもろこしの作付面積は80年の約2万3千ヘクタールから85年には約8万5千ヘクタールと約3.6倍となり、生産量は同じ時期に約3万9千トンから約17万3千トンと約4.5倍に増加した。これら関係郡の農業生産に占める開発事業農業生産者と自力入植農家等の寄与率は約60%にのぼった

また農業生産者の年々の営農活動や、自力入植農家等の生産活動によって、資機材の需要も拡大した。農業生産者の年々の営農による資機材は、肥料、石灰約3万5千トン、種子約4千トン、農機具約200台と見積もられ、自力入植農家等の需要もこれに匹敵した。地域の資機材業者の活動は活発化し、石灰工場は80年から85年の間にコロマンデール郡で3工場から5工場となり、パラカツ郡では新たに2工場が操業を始めた。

このような農業生産の拡大や資機材業者の活動の活発化は、直接効果について述べたと同様な効果をもたらし、それを増幅した。特に関係郡の85年の流通税は80年の約3.3倍となった。85年にはコチア産組がパラカツ郡の最大の納税者であった。

また、地域の農業生産の拡大や資機材業者の活動の活発化は、地域の消費経済を活発化し、人口の増加とともに各種のサービス産業の発展をもたらした。各事業地区の中心地（都市）では人口が増加し、イライでは79年の約千人から85年には約5千人に、コロマンデール市では同じ期間に約7千人から約2万5千人に、パラカツ市では同じ期間に砂金の採取が一部復活したことと相俟って2千2百人から6万3千人となった。市内では食料品店、雑貨店、食堂、レストラン等の消費サービス店や肥料、農業機械器具店、建築資材店、修理工場等の農牧品店のほか、学校、病院、保健所、電話等の公共施設が増加し、市街地ロッテ数、住宅が増加した。イライでは80年から85年の間に消費サービス店が7店から21店に、農牧品店が2店から4店に、公共施設は15施設から21施設に、また住宅が220戸から550戸に増加した。コロマンデール市は昔から宿場町として消費サービス店が多かったが、同じ期間に180店から240店に、農牧品店が3店から14店に、公共施設は10施設から19施設に、住宅は1,700戸から3,400戸に増加した。パラカツ市は同じ期間に各種店舗が55店から280店に、農牧品店が新たに5店、公共施設が10施設から40施設に、住宅が8,000戸から13,500戸に増加した。

また関係郡では、開発事業によって建設された道路を郡道として管理、補修を行い、一部新設と合わせて地域住民は引き続き恩恵を受けた。農業

生産者と地域住民は完全に融合し、地域の開発とともに住民福祉は向上した。自然環境についても局部的に自然湧水の枯渇等があったものの、大きな問題はなく、農村の景観は一段と美しさを加えた。

3) 地域を超えた効果の拡大

開発事業における技術は、その確立とともに各種のチャンネルを通じ事業実施地域を超えて広くセラード地域に伝播、波及したと思われる。これを数字的に明らかにすることは不可能であり、推測するより方法はないが、その一例として、当時のブラジルの農業生産、特にセラード地帯の大豆を中心とした農業生産の拡大が、従来からの面積の拡大のみならず、ヘクタール当たりの収量の増大によってもたらされ、また中、大規模農家が増加した事実から、これをある程度窺い知ることができる。前述のように、開発事業の技術は、面積の拡大とともに単位面積当たり収量の増加をも可能にするもので、その送り手が中、大規模の農家を中心とするもので、セラード地帯の農業の発展と符合する。

80年から85年の時期は、フィゲレイド政権の農業優先政策や実質的な通貨切り下げ等によって輸出向け農産物を中心に農業生産が拡大した時期であった。この中で大豆の生産は70年代の急速な成長の後80年の約1,500万トンから85年の約1,800万トンとやや停滞したが、セラードにおける大豆生産は驚異的に伸張し、80年の220万トンから85年には660万トンと約3倍に増加した。地域的には70年代から80年代初めは、南部諸州に接する南マットグロッソ州、ゴヤス州南部、ミナス・ジェライス州三角ミナス地域を中心に増加したが、85年頃にはフロンティアはマットグロッソ州、ゴヤス州、バイア州西部のセラード地帯の北辺に達した。これに伴いとうもろこし、コーヒー、綿花等の生産も増加した。その結果大豆の全国生産に占めるセラード地帯の比率は、80年の約6%から85年には実に36%と増大した。また、とうもろこし、コーヒー、綿花等の比重も増加した。このような80年から85年の大豆を中心としたセラード地帯の農業生産の拡大を、ゼツリオバルガス研究所は“1985年の農業生産の回顧”の中で、ブラジル農業発展の新しいサイクルーセラード農業の始まりとして意義付けた。

セラード地帯の農業の発展は大豆の生産の拡大に先導されたが、これを内容的にみると、80年から85年の間の大豆の生産量の増加率は実に年平均約24%に及ぶが、このうち面積の増加率が21.3%、ヘクタール当たり収量の増加率が2.7%であった。75年から80の間のヘクタール当たり収量の年平均増加率が1%程度と小さかったのに対し、80年から85年の間のヘクタール当たり収量の増加率の増大が目立つ。これは7

5年のCPACの設立等によるセラード地帯農業の試験研究の成果によるところが多いが、これを取り入れ発展させた開発事業の技術の伝播、波及の効果も多分に影響したものとみることが出来る。

また、85年農牧センサスによると、セラード地帯では80年から85年は、不況を反映してそれまでの傾向と異なり零細、小規模農家が増加したが、その中で100～1,000ヘクタールの中、大規模農家は着実に増加した。もちろんその背景には種々の要因があるであろうが、その一部には開発事業の効果の波及により中、大規模農家が生育したことを物語るものでもあろう。

何れにせよ、セラードにおける大豆生産の拡大は大豆の搾油産業をはじめ配合飼料、食品工業等の関連産業に強いインパクトを与え、いわば前方関連効果として、それら産業の活性化を促した。ブラジルにおける大豆搾油業等は大豆生産の増加とともに急速に成長し、搾油工場は政府の助成措置もあって70年代後半から80年代初めの経済成長の時代にリオグランデ・ド・スール、パラナ州の大豆生産地やサンパウロ州の消費地に盛んに建設され、搾油能力は80年半ばには3,000万トンに達した。これに対し、搾油量は70年代は搾油能力にほぼ見合っていたが、80年代に入ると1,200～1,300万トンで推移し、極端な設備過剰となり、稼働率は50%を切っていた。

搾油工場はもともと60年代の半ばまでは落花生、綿実、ひまの実を搾油していた中小規模の家族所有工場が、70年代以降大豆の搾油に転向したこともあって小規模、老朽化したものが多く、淘汰と近代的大工場への移行が進んでいた。大企業は上位15社で搾油量の6割程度を占め、その割合は増大の傾向にあり、この中には多国籍の穀物メジャーが含まれた。また工場の一部は大豆生産の北上とともに搾油に有利な生産地に移動、進出しつつあった。

80年代半ばのセラード地帯の大豆生産の増加は、稼働率の改善、工場の合理化に寄与したのみならず、工場のセラード地帯への移動、進出を促進した。この時期に南マットグロッソ州のドラードス、カンポグランデ市、ゴヤス州のジャタイ、リオベルデ、アナポリス、ブラジリア、ミナス・ジェライス州のウベランディア、ウベラバ等に工場の移動、建設が進んだ。開発事業はこのような搾油産業の活動に間接的なインパクトを与えたといえる。

また、ブラジルの配合飼料工業は、60年代に米国資本によるサンパウロの養鶏業の近代化が進められ、70年代後半にブロイラー産業が定着し、本格的な配合飼料の需要が生じてから工業部門として活動を始めた。養鶏

飼料として大豆粕の効果が認識され、とうもろこしとの配合による経済性のある生産資材として生産を拡大し、養鶏場における品種改良に応じた製品の多様化を図った。当時配合飼料の用途は90%が養豚、養鶏で、この中でブロイラーだけで45%を占めた。ブラジルの畜産を代表する牛は放牧地での飼育が大部分で、一部の舎飼いも穀類や糠*類によって賄われ、養豚も自家生産のとうもろこしや農場副産物による配合飼料の割合が高かった。

配合飼料の配合率は、とうもろこし60～70%、大豆粕20～30%であった。配合飼料の生産は、専門の飼料工場、農協及び民間業者のインテグレーションによる系統組織で、専門工場が過半を生産していた。生産量は70年代初めの約200万トンから、79、80年には約1,500万トンに増加したが、その後は豚のアフリカペストの影響や80年代の不況の影響による需要の減退により停滞した。他方、この間、全国の大豆生産やとうもろこしの生産も停滞したので、セラード地帯における大豆生産の拡大は全国の大豆生産を下支えし、配合飼料工業の活動の維持に貢献した。その意味で開発事業は配合飼料工業の活動にもつながったということが出来る。

(2) 展開の背景

以上のように第1段階試験的事業は、事業終了後85年までに生産がほぼ安定、多角化し、入植農家は予定通り近代的経営として技術と経営を確立し、予想を上回る効果をもたらした。しかし、栽植企業は期待に反し技術と経営を確立することが出来なかった。このような事業の展開の背景には次のような事情があった。

その第1は、入植農家においては、事業の管理主体となった参加農協の指導、支援が適切、積極的であったことと、入植農家の経営能力が参加農協の指導のもとで向上したが、栽植企業では経営能力が十分でなかったことが挙げられる。

イライ地区のコスエル農協、パラカツ地区のコチア産組は何れも優れた技術能力、経営能力、財政基盤を持ち、事業終了後は各地区の管理主体となり、職員を増強し、入植農家の営農技術指導をはじめ資材の購買、生産物の共同販売、貯蔵等の流通合理化事業を充実し、必要サイロ、倉庫、種子生産施設等の共同利用施設を建設し、サービスの向上を図った。これにより入植農家は規模の経済性や市場対応力が補完され、大きな恩恵を受けた。

このような参加農協の指導、支援のもとで、入植農家においては、その経営主は優れた資質に加えて営農の経験を積み、計画能力、経営管理能力、市場取引能力を高め、近代的家族経営の経営主として成長した。耕地は、原植生の有

機物が腐り、土壌改良剤の土壌中の分布も均一化し肥培管理による肥沃度も増し、熟畑化が進んだ。必要な労働力の確保は引き続き可能で、オペレーター等の常雇いは経験を積み、技術を身に付けた。資本整備は必要に応じて補修、増強した。生産性の向上と経済性の増大によって資金もある程度蓄積した。入植農家の経営能力は総合的に高まり、これによって経営は近代的経営として確立し、生産力の担い手として事業地区の生産の安定、多角化を主導するとともに、技術伝播の送り手として地域の内外でその伝播、波及による生産の拡大をもたらした大きな効果を収めた。

これに対し、栽植企業、特にCDACにおいては、管理者は企業経営に対する熱意は旺盛であったものの、大規模農業経営についての知識、経験が乏しく、技術担当役員は資金対策に追われて農場管理に手が回らず、管理者の経営能力は必ずしも十分でなかった。耕地は極端な作付けの縮小により、穀作に利用された部分は入植農家の3～4戸分に過ぎなくなり、残りは緑肥作物等を植え付けたものの多くは遊休化した。資本整備のうち多くのものが遊休化し、投下資本の不効率な利用を招いた。経営の縮小にも拘わらず、損益の改善は出来なかった。経営能力は総合的に見て十分でなくなった。C・FOGOはCDAC程ではなかったが実情はそれに類似したものであった。

第2は、入植農家においては、作物の栽培が機械化の容易な大豆を中心として行われ、導入技術がセラードにおける適正技術として確立し、その機能を一層高め、地域の内外にその伝播、波及による生産の拡大をもたらすとともに、その用途が広いために、それが関連産業に強いインパクトを与えたのに対し、栽植企業では、大豆の栽培が中心でなくなり導入技術を確立することが出来なかったことが挙げられる。

入植農家では、早生大豆と小麦の二毛作方式は実施地区の自然条件に適さなかったこと等から数年にして崩れたが、小麦に代わって大豆との輪作に適するとうもろこしの栽培が増加し、また、灌漑等による穀類、野菜等の栽培も増加し、生産は大豆を中心に多角化した。また大型機械等の先導する品種の選択、栽植、防除等の生物学的、化学的技術は引き続き前進し、これによって導入技術はセラードにおける適正技術として確立し、その機能を一層高め、地域の内外にその伝播、波及を加速化して生産を拡大した。

また大豆は、たんぱく質、脂肪を豊富に含み、ビタミン、ミネラルをも含む栄養価値の高いもので、直接食料として消費されるだけでなく、加工により多くの用途がある。大豆は初めに搾油産業の原料として大量に消費され（生産量の80～90%）、生産された大豆油、大豆粕は多くの2次、3次加工産業の原料となり、食用、飼料用、工業用の広い用途の生産物となる。従って大豆の生産の拡大はこれら多くの関連産業にインパクトを与え、大きな前方関連効果を

もたらし、効果を拡大した。

これに対し、栽植企業、特にCDACは81年の経営多角化により、穀作のうち大豆は作物栽培の中心ではなくなり、経営は多角化というよりも複雑化し、基幹作物のないものとなった。管理者の注意は散漫となり、技術陣の能力も十分でなく、運転資金の不足による管理の不徹底と相俟って83/84年度には大豆の雑草被害が起こり、また灌水栽培の乱用による湧水の一部枯渇、コーヒー園の一部荒廃が進むなど、技術的問題が多く生じ、導入技術を確立出来なかった。C・FOGOもこれに似た事情があった。

第3は、環境条件が比較的良好で、入植農家はこれを利用して経営の確立を図ったのに対し、栽植企業はこれを利用することが出来なかったこと、技術の伝播、普及についてはチャンネルや受け手の増加があったことが挙げられる。

開発事業の事業地区は、83/84年度のベラニコの被害を除き概ね好天に恵まれた。農産物の価格は82/83、83/84年度はアメリカの熱波の影響による大豆価格の高騰に恵まれ、84/85年度は最低保証価格が高めに設定された。融資のうち長期資金は特別プログラム基金からの固定金利の融資を受けており、インフレの昂進に伴って実質金利は著しいマイナスの金利となり、償還は極めて容易な状況となった。問題は一般農業制度金融による営農資金で、当時金利は価値修正プラス3%で、84年度は価値修正率は215%にも及んだが、インフレ率224%に対してはやや下回り、インフレ率がこの程度であれば経営は何とか成立する状況にあった。入植農家はこのような環境条件を利用して生産性の向上と収益の増加に努め、厳しい金融情勢に対応して営農資金は出来る限り自己資金で賄い、借り入れを慎重にする等の経営努力により経営の確立に努めた。

これに対し、栽植企業は穀類、中でも大豆の作付けを極端に縮小しており、折角の価格の好調もこれを利用することができず、反面、金融費用の増加によって運転資金の不足が加重され、経営を確立することが出来なかった。

また、地域の内外における技術の伝播、波及の背景には、伝播のチャンネルの増加や受け手の増加が考えられる。技術伝播のチャンネルは、従来からの親戚、知人等の人間関係や現地視察、うち新聞、テレビ等のマスメディアを始め、情報化の進展に伴って増加、多様化した。また、これまで農業生産者によって雇用されていたオペレーターのうちには、退職後セラード地域の他の入植農家や農企業に移り、あるいは自ら開発を始めた。これまで農業生産者によって雇用されていたオペレーターは全体で相当数にのぼり、定着割合が小さかっただけに、総数は年間千人を上回るといわれた。これらオペレーターは機械の操作技術のみでなく、自ずと生産技術を身につけ、技術伝播の重要な役割を果たした。

またインフレの昂進に伴って一般企業や大型農家は、金融資産を保有することへの不安が高まり、これを開発の可能性の増したセラード地帯での投資に向ける者が増加し、83、84年頃は土地投資のブームを呼んだ。パダップ計画や試験的事業のパラカツ地区入植農家でさえ他州での土地を取得する者が増え、コチア産組はバイア州西部のバヘイラス地域で組合員の入植地として30万ヘクタールの土地を取得し、後述のコアセラル農協も同じ地域で20万ヘクタールの土地を取得した。またセラード地帯の大土地所有者の中には、農地改革による接収の回避をも兼ね、あるいは期待利益を求めて所有地の開発を始める者が現れた。このようなセラード地帯での土地取得の増加や地主の新しい農業開発は、技術の伝播、波及の受け手の増加を物語るものであった。

なお、栽植企業、中でもCDACの経営の停滞の背景には、会社設立時からの運転資金過小の経営環境があった。会社は設立時に出資金のほとんどを土地取得に充て、運転資金が少なく、必要長期資金を賄った特別プログラムによる融資には25%の自己資金が必要であったこと等から、その後の累次の増資にも拘わらず、その不足を解消することが出来なかった。会社は必要運転資金を専ら一般農業金融に依存したため、金利の引き上げによって運転資金の不足は更に加重され、金融費用の負担率は83/84年度までは50%にも達し、経営を圧迫し、経営不振の基本的要因となった。

(3) 持ち越された課題

第1段階試験的事業の展開の過程には幾つかの問題点が指摘出来、その解決が次の段階の課題として持ち越された。その一つは技術の改良に関連するものであった。事業地区のうち、コロマンデール地区は小川と平坦地との高低差が大きいため灌漑は初めから諦めたが、イライ地区やパラカツ地区では灌漑に対する関心が高く、小川や湧水を利用した灌漑が一部で進展する中で、イライ地区では灌漑の可能性の調査と計画の作成をEMATEL/MGを通じて行い、パラカツ地区では水量の不足が問題となり、入植農家が共同して入植地外に灌漑可能地を求め、生産を行うことにより、経営の安定を図ることを検討した。また、これら地区では灌漑栽培技術の習得の必要性が認識され、電力の不足も表面化し、これらの指導、強化を関係機関に要請した。一方無灌漑地についても、熟畑化に伴う作物の根系分布の変化に対する対応、あるいは大型機械による土壌の圧密化等が問題となり、施肥法や土壌改良技術の一層の改善が求められた。これらの問題に対応して、灌漑可能地での水量確保、電力の増強のほか、無灌漑地や地区を含め生産安定化のための技術の一層の改良が次の段階の課題となった。

次に重要な問題は、栽植企業、特にCDACの経営不振の問題であった。上

述のとおりCDACは期待された規模の経済性を活かすことが出来ないまま、生産を縮小し経営不振に陥った。その背景には多くの技術的、経営的欠陥があり、再建は容易ではないが、その基本的要因をなす資本不足の解消のための抜本的対策をはじめ、管理者、技術陣の一部の刷新強化等が次の段階の課題となった。

最後の問題は、農業開発会社の経営についてであった。農業開発会社は、先述のとおり第1段階終了後陥った経営危機を回避して経営の再建を図り、第2段階においては最大の懸案であった運営財源の確保が図られることとなった。しかし、これらは政府、関係機関の協力、支援によるところが多く、会社の自助努力によるところは多くない。従って次の段階においては、確保された運営財源に安住することなく、経営努力、特に過渡期に新しく芽生えた新しい業務分野を育て、更にこれを開拓することにより、経営の長期安定、発展を図ることが最大の課題となった。

第4章

第2段階拡大事業の実施と農業開発会社の運営ならびに 事業の成果と効果（1975.4～1990.1）

第1節 開発事業の実施計画と農業開発会社の運営計画の作成

1、開発計画

（1）参加農協の選定と開発計画の作成

農業開発会社は、1985年3月初め第2段階拡大事業の準備がほぼ終わったのを受けて、同月開発事業の実施に着手した。これとほぼ時を同じくして、3月15日、ブラジルは21年ぶりに民政に移行した。この歴史的な民政移管は、民主化のシンボルとして選出されたタンクレッド・ネーベス新大統領が就任式の前夜急病で倒れ、4月上旬に死去し、副大統領のジョゼ・サルネイが代わって大統領職に就任するという異常事態の中での幕開けであった。国民の間に国家に対する意識が復活し、文民政権に対する期待が高まる中で、サルネイ政権はタンクレッドの遺志を継ぎ、5月には大統領直接選挙に関する憲法改正を実施し、これに基づく次期政権の成立までの4年間新共和国の建設に取り組むこととなった。

このような政治的転換は必然的に経済政策の転換を伴った。当時ブラジル経済は、世界経済の回復や前政権の努力によって回復し、84年の成長率は5.3%、貿易収支も130億ドルを超え、85年には原油価格の急落もあって、この傾向はさらに強まると予想される状況にあったが、年間インフレ率は220%にも上がり、対外債務も1千億ドルを超え、失業者の増大、治安の悪化等社会情勢は不安定になっていた。この中で新政権は、一方で前政権の緊縮政策を受け継ぎ、インフレの抑制、財政赤字の縮減のため5月には主要必需品の価格の統制、公共料金の据え置き等を、11月には銀行預金、金融取引の増税、政府系企業の支出削減等を講じ、他方では、政治的、社会的安定を維持するため、同じ5月と11月には合わせて実質12%の賃金引上げを断行し、IMFの総需要抑制策と対立する賃金所得層の購買力引き上げを中心とした景気浮揚を図った。11月には「新国家開発計画」を国会に送付し、「経済成長の維持と貧困の撲滅」を旗印とし、従来政府主導の開発優先主義と過去5年間の経済抑制から、民間主導型と社会的公正を重視した成長路線への転換を明確にした。

農業は85年に6,000万トンに近い穀類の生産を記録したが、国内向け農産物は増加する需要を賄うに至らず、その振興は食料の国内自給のみならず、輸出の増加、就業機会の創出のため、今後とも不可欠であるとし、小農や貧農を重視しつつ従来からの農業融資や価格安定政策等を継続するほか、農業の研

究、農地改革、植民等の長期政策に積極的に取り組むことを明らかにした。10月には5カ年間に140万家族に対して土地を分配する国家農地改革計画と農業政策の強化を明らかにした国家農村開発計画を発表した。

このような情勢の中で、第2段階拡大事業は、政権交代の当初は、当時の異常事態や担当者の交代等のためその推進は一時見送られ、また小農対策が重視されることとなったこと等もあって、拡大事業は中、大規模農家の育成を目指すエリートプロジェクトと看做され、自然破壊にもつながるとされ、推進に反対する意見もあった。しかし新政権の国際約束は守るとの基本姿勢に変わりはなく、特に日本との協力関係は大切にすると立場から、政府部内の体制が整い、日本からの訪伯も相次ぐに伴って、協力事業に対する理解も徐々に深まり、国内食糧増産と輸出農産物の生産拡大につながる重要プロジェクトとして引き続き高いプライオリティーをおいて推進されるようになった。

また、協力事業を実施する5州では、ゴヤス州を除き何れも事業の実施に熱意と期待を持ち、入植地の斡旋、インフラストラクチャーの整備等を検討し、伯側投資会社も事業の推進に積極的に取り組む意向を明らかにした。

このように協力事業に対する関係者の認識や期待は高まったが、他方、事業の経済的、政策的環境は前政権からの厳しいマクロ経済政策を受け継ぎ、特に特別プログラム基金からの融資の条件は、前章で述べたように補助金廃止政策により、第1段階とは比較にならない厳しいものであった。このことは事業規模が大きいことと相俟って、事業の推進には多くの困難が予想された。農業開発会社は、事業推進の中核的機関として、この困難の克服のため並々ならぬ努力が必要であった。

農業開発会社は、事業着手後、政権交代の当初には事業の推進が見送られたため、専ら参加農協の選定や関係機関との協定の検討を行ったが、新政権の協力事業に対する姿勢の好転とともに事業の実施に移った。

農業開発会社は先ず、前章で述べたプロジェクト契約、貸付契約、合弁基本協定補足協定等に定められた第2段階拡大事業の制度的枠組みに基づき、実施計画の作成作業を開始した。実施計画のうち、開発計画の作成に当たっては、第2段階の事業は制度的枠組みの通り、ミナス・ジェライス、ゴヤス、南マットグロッソ州で第1段階の試験的事業の成果を応用して行う10万ヘクタールの規模の本格事業とバイア、マットグロッソ州で新たに行う5万ヘクタールの規模の試験的事業を行うこととし、栽培作物は、本格事業では大豆、とうもろこし等を基幹作物としてコーヒー等の永年作物を組み合わせ、試験的事業では大豆、陸稲等を基幹作物とし、柑橘、畜産等を組み合わせることとした。また開発方式は、原則として第1段階を踏襲し、何れもプロジェクト方式により、指導入植の方法をとり、未利用土地資源の積極的利用を図り、革新的技術を導

入して近代的経営を育成することを目的に、4年間に、農業開発会社が実施の中核となり、事業の企画、調整をはじめ、参加農協、入植農家の選定、参加農協が取得する入植用地の敵地判定、入植農家に対する営農計画の作成、技術指導、融資の監督等の事業を行い、参加農協が入植用地の取得、分譲、流通合理化事業を行い、特別プログラム基金からの融資、州政府による基幹的インフラストラクチャーの整備と合わせて、入植農家に対する支援を機能的、集中的に行い、この支援を受けて中規模の入植農家が農業生産活動を行うこととした。

従って開発計画の作成に当たっては、何よりも先ず参加農協の選定が先決であった。

参加農協の選定は、新政権発足前に農務省が農業開発会社と共同で作成した選定基準に基づき、予め候補農協として8農協を選定した。選定基準は、穀類の取り扱い経験を持ち、組合員の大半が小中農で、原則として設立後5年を経過し、経営能力、技術能力に優れ、資産内容が健全で、組合インフラの建設に一部負担の意志を持つもの等であった。

この8農協は、州別には本格事業でミナス・ジェライス州にコペルバップ農協及び南伯農協、ゴヤス州にコカリ農協、南マットグロッソ州にカマス農協の4農協、試験的事業ではバイア州にコチア産組及びコアセラル農協、マットグロッソ州にラングイジュ農協及びコペルカーナ農協の4農協であった。州別農協数は、基礎二次調査において概定した入植地を実情に即して一部修正し、これに農協を割り当てたもので、本格事業ではゴヤス州の準備が遅れていたことから、2地域を1地域とし、農協も1農協とし、試験的事業ではバイア州やマットグロッソ州が開発の前線地帯として開発の必要性が高く、参加を希望する農協もあったことから、入植地をそれぞれ1地域加え、それぞれ1農協を割り当て、4農協としたものであった。

農業開発会社は、新政権発足後この農務省案を基礎として検討し、参加の意向を打診するとともに、一部の見直しを行い、本格事業では南マットグロッソ州で入植地を1地域加え、これにコスエル農協を割り当て、試験的事業ではマットグロッソ州のラングイジュ農協に代えてコベルカス農協とし、全体で9農協、うち日系3農協とした。これら候補農協は何れも参加の意向を表明した。

これら農協は、一部を除き何れも経営基盤が強固で、技術能力にも優れた充実した農協であった。本格事業のコペルバップ農協は、パラカツ郡の牧畜組合として1963年に設立された組合であったが、サンタローザ入植事業の実施を通じて農業開発の経験を積み、経営基盤も充実し、牛乳、乳製品をはじめ、米、とうもろこし等の販売事業のほか、購買、乳製品加工の事業を行っていた。

南伯農協は、第2章で述べたように、コチア産組と並ぶサンパウロ州の古い日系有力組合で、組合員数1万人で、穀物、野菜等の販売、資機材の購買事業

を行っていた。第1段階に一度は参加を表明したが、その後取りやめた経緯があり、第2段階には組合員の要望もあり、早くから参加の意向を表明した。

コカリ農協はパラナ州で1962年に設立された古い農協で、組合員数約5,000人、平均土地所有面積7ヘクタール、穀物の取り扱いをはじめ多方面の事業を行う堅実な組合であった。

また、カマス農協はパラナ州で1972年に設立された組合で、組合員数約3,000人、平均土地所有面積5ヘクタール、穀物の販売、資材の購買事業を行い、経営基盤が強固で、技術能力にも優れた充実した組合であった。日系の組合員は少なかったが、組合長は日系であった。なお、コスエル農協は既述のように第1段階にコチア産組とともに参加をした農協であった。

試験的事業のコチア産組は、第2章で述べたように、第1段階に参加した南米随一の規模を持つ古い日系の組合であった。

コアセラル農協は、1982年頃からバイア州バヘイラス北部地域に入植したパラナ州出身の日系農家によって84年に設立された新しい農協で、組合員数150人、上野下院議員が組合長であった。組合の経営基盤は必ずしも強固ではなかったが、組合員の旺盛な開発意欲とパラナ州農協中央会の指導により開発事業の遂行は可能と期待された。

コペルルカス農協も80年の初めにマットグロッソ州ルカス地域に入植したサンパウロ州オランブラ農協の組合員によって81年に設立された新しい組合で、組合員数約700人、経営基盤は強固ではなかったが、親組合の指導が得られること等から開発事業の遂行は可能と見られた。またコペルカーナ農協は70年代の初めにマットグロッソ州に入植したりオグランデ・ド・スール州のコペルカーナ農協の組合員によって75年に設立されたガウショアの組合で、組合員数も約2,000人にのぼり、経営基盤の強固な堅実な組合であった。

農業開発会社は、これら選定した候補農協のうち参加の意志を決定した農協とは、業務協定と技術援助契約を結び、入植業務と技術援助業務における相互の役割分担を明確にし、協力して事業を推進することとした。このため4月半ばこれら候補農協に対する説明会を開催し、2月末の通貨審議会が承認した特別プログラム規則、組合、事業参加者及び入植地の選定基準、標準営農計画等につき説明を行い、参加の最終的決定を求めた。

この説明に対して候補農協は一様に事業の実施条件が予想外に厳しく、特に融資条件が一般農業制度金融に比し、融資期間や期限については緩和されているものの、金利はこれと同じORTNの変化率の100%（試験的事業は85%）+3%とされており、将来の金利負担が大きくなり、また不確定になることに強い懸念を示した。また、期間や限度も一般農業制度金融より緩和されているとはいえ、第1段階に対比すれば、長期資金の期間が短縮され、限度も引き上

げられており、入植農家は多額の自己資金（2～3億クルゼイロ）が必要となり、強い不満を示した。融資条件については、今後伯中銀により細部の調整が行われるとはいえ、これではセラード開発は困難であるとの意見であった。

もちろん当時ブラジルでは、厳しい金融引締め政策がとられ、農業融資についても長期資金の貸し出しは抑制され、融資は事実上営農資金の貸し出しに限られ、しかもそれが十分でなく、84年の融資額は79年のそれに比し実質的に3分の1に減少していた。このような金融情勢のもとで特別プログラムによる融資は、土地取得資金を含め必要額の借り入れが別枠として保証され、また営農資金の借り入れは最高3年の中期資金として扱われる等、メリットはなお大きなものがあつた。しかし第1段階の場合のような魅力に乏しく、参加希望者の期待に反する面も否定出来なかつた。農業開発会社は資料を用意して融資条件の緩和を要請し、候補農協はそれぞれ参加希望農家の意向を確かめるなど、参加についての検討を始めた。

その過程で、開発事業に積極的な本格事業のコペルバップ農協、カマス農協、試験的事業のコペルルカス農協及びコペルカーナ農協は、将来の融資条件の緩和を期待して5月までに農業開発会社と協定を締結して参加を決定した。これに対し開発事業に慎重なあとの5農協は、融資条件の調整を待ち、あるいは候補入植地の調査を続け、協定の締結、参加を延期した。しかしこれら参加を延期した農協も、参加の意向に変わりはなく、6月、既に参加を決定した農協とともに、ブラジル協同組合連合会（OCB）と連名で農務大臣に対し、金利をORTN変化率の80%（試験的事業は70%）+3%に引き下げること骨子とした要請書を提出し、融資条件の緩和を求めた。

農業開発会社は、このような参加農協の選定と並行して開発計画の作成についても検討していたが、上記のような候補農協の一部とは協定を締結し、参加が決定し、他の候補農協も参加の意向が確認されるようになったことを受け、7月下旬、諮問委員会を開催し、プロジェクト契約に規定される総合開発計画、事業計画及び資金計画を提出し承認を求めた。これら3計画のうち総合開発計画は全入植地を対象とした総合的な中期の農業開発計画とし、事業計画は総合開発計画に基づく単年度の事業計画、資金計画は総合開発計画及び事業計画で算定された事業費を賄う資金のうち融資資金の計画とした。総合開発計画の主な内容は次のとおりとした。

1) 開発の基本的構想

開発総面積及び入植農家1戸当たり規模は、開発の制度的枠組みの通り、本格事業10万ヘクタール、1戸当たり250～500ヘクタール、平均400ヘクタール。試験的事業5万ヘクタール、1戸当たり300～600ヘクタール、平均500ヘクタールとした。従って入植農家数は本格事

業で250戸、試験的事業で100戸となる。

栽培作物も枠組みのとおりとし、生産安定時の穀類の総生産量は33万トン（9千万ドル）と予想した。

2) 対象地域

原則として、基礎二次調査で既定した開発対象地域を中心とし、予備選定地域の中から本格事業5地域、試験的事業4地域を選定する。

3) 開発事業の推進とスケジュール

開発事業は、入植地の選定から始まり土地取得、入植地建設基本計画の作成及び入植農家の選定に至る基本計画の段階と、基本計画に基づくロッチングから始まり、土地の分譲、伐開、開墾、土壌改良、機械施設の整備、農協の施設整備に至る実施作業の段階に分けられる。85/86年度においては、本格事業、試験的事業とも基本計画の段階を終わり、その約半数で2～3年の間に開発事業を完成する予定で実施作業に着手し、一部で第1回の作付けを行い、残りの約半数の入植地で2年間に事業を完成する予定で次年度の事業実施を準備する。86/87年度においては全入植地で実施作業を行い、入植地の全部について作付けを行うこととした。

4) 関係機関の役割

枠組みに定められた農業開発会社、参加農協、融資代行機関、連邦政府、地域開発庁、州政府、郡の開発事業における役割を調整した。

5) 営農計画と財務見通し

下記によりロッチェのモデルを想定し、財務見通しを行った。

モデルの前提としては、

- (i) ロッチェの面積、土地利用、作付面積、生産性は基礎二次調査のとおり。
 - (ii) 投資、生産費等は85年3月現在のORTN変動率で価値修正を行った。
 - (iii) 農産物価格は85年3月現在の市価。
 - (iv) 融資条件は85年3月の通貨審議会承認した特別プログラムによる。
- 財務見通しの結果は、
- (i) 当初2年間の資金繰りはネガティブとなるが、その後は可能。
 - (ii) 本格事業312ヘクタール、試験的事業390ヘクタールの耕作面積で営農しても、当初の数年間を除き採算が合う。(生産安定時の粗収益約14万ドル)
 - (iii) 入植農家は当初1年間に23万クルゼイロを投資する。
 - (iv) 15カ年間の内部収益率は11.62%。

6) 事業費の見積もり

自己資金を含め総額775億5千万円（約3億3千万ドル）、うち日伯双方から供与される融資資金697億9千万円（約3億ドル）とした。事業別の

融資資金は、プロジェクト契約の通り、本格事業492億円（2億9百万ドル）、試験的事業206億円（8千8百万ドル）である。なお85年のディスバースは本格事業5千万ドル、試験的事業2千6百万ドル、計7千6百万ドルを予定した。

審議会は原案通り承認したが、推進に当たっては、事業をめぐる諸条件の厳しさに鑑み、交通立地や水利用の可能性を重視した入植地の選定を、入植農家の基準に基づいた適正な選定、経営の収益性の確保に留意した営農計画作成等の意見具申があった。農業開発会社は、これを関係機関に提出するとともに、これを基準とした事業の推進を図ることとした。

（2）入植地の選定、土地取得

前述の伯中央銀行による特別プログラムの細部の調整は、後に述べるように新政権成立直後の混乱もあって予定より遅れ、8月に漸く決定を見た。これによると、金利は依然一般農業制度金融と同一とされたが、融資期間が据置期間を含め単純化され、対象によっては若干緩和され、営農費融資も全額再融資の対象とされ、農協の分譲用土地取得融資が新たに設けられるなど若干の改善を見た。これを受け、参加の決定を保留していた5農協のうち、本格事業のコカリ農協、試験的事業のコチア産組及びコアセラル農協は、調整になお不満を残しながらも、同月農業開発会社と協定を締結し、参加を決定した。残る2農協のうち、南伯農協は、後に述べるように、入植地の選定には早くから着手したものの、融資条件がなお厳しいことや、入植希望者の地盤である南部地域がこの頃早魃に襲われ、その影響もあって協定の締結を更に延期し、またコスエル農協はミナス・ジェライス州での実施を希望していたが、同様の事情で10月に至り参加を断念した。

この頃ブラジルでは、サルネイ政権の景気浮揚政策により、国際金融界との関係は一気に冷え切ったものの、国内的には賃金上昇と主要製品の価格の凍結もあって、インフレ率は8月を除き低率に推移し、抑圧されていた国民の購買力が急上昇し、消費財の需要増加を基礎に経済は好循環を開始し、久し振りに国民の間には明るさが蘇った。農業も気象条件に恵まれ6千万トンの穀類の豊作を記録し、最低保証価格が高めに設定されたこともあって、農家の手取り価格も良好であった。また84年以降相対的に上昇傾向にあった農地価格も依然上昇傾向が続いた。

このような情勢の中で、参加を決定した農協は、将来における金利負担の不確実性等の不安を持ちながらも、土地価格の上昇が予想されることもあって、入植地の選定、土地取得を急いだ。農業開発会社は、参加農協の入植地の選定、土地取得の指導、支援を開始した。

入植地の選定、土地取得は次の手順によって進めた。まず農業開発会社は、参加農協との協定に基づき、基礎二次調査において選定した予備選定地域（5州で開発予定面積の10倍の約155万ヘクタール）について、特に基幹的インフラストラクチャーの整備状況又は整備の可能性、雨量とその分析、灌漑の可能性、ベラニコの頻度、標高、土壌、地価等を基準に調査、検討し、幾つかの適地を選定し、その情報を参加農協に文書で提供した。参加農協は、提供を受けた幾つかの適地を中心に更にその自然的、社会的条件を調査、検討し、農業開発会社の指導、承認を得て入植地を決定した。次いで参加農協は第1段階と同様の手順により地主と売買交渉を行い、土地を取得した。これに要した資金は、後に述べる特別プログラム基金からの融資を受けた。なお、この過程で、試験的事業については、国際協力事業団が調査団を派遣し、参加農協の入植地の選定に協力した。

このようにして本格事業のミナス・ジェライス州のコペルバップ農協は9月初め入植地を購入、同月末融資を受けた。ゴヤス州のコカリ農協は急遽10月より入植地の選定を始め、86年1月までに入植地を選定、土地を購入、同年3月までに融資を受けた。また南マットグロッソ州のカマス農協は、4月頃より選定を始め、9月入植地を一旦決定したが、地価が高い等から候補地を再三変更した。この間南伯農協と同様、入植希望者の出身地が早魃に襲われた等から、初めは1,000名を越えた希望者が3分の1程度に減少したが、12月初め入植地を最終的に決定、86年初め土地を購入した。しかし、後に述べるクルザード計画の影響で伯中銀の再融資が中断され、融資が遅れたため、組合長が代金を立て替えた。また、試験的事業のマットグロッソ州のコペルルカス農協及びコペルカーナ農協は、共に5月までに入植地を選定、11月までに土地を購入し、前者は11月、後者は86年2月に融資を受けた。これら土地取得を終わった5農協の入植地の概要は次のとおりであった。

本格事業のコペルバップ農協の入植地は、南緯17度、西経46度20分、ミナス・ジェライス州サンタローザ入植地に隣接し、農業開発会社の保有地約3,000ヘクタールを含み、面積約10,400ヘクタール、パラカツ市から国道40号線を東に約10キロメートルの地点から未舗装の州道を北東に約75キロメートル、エントレリベイロ川とパラカツ川の合流点に位置する。標高は530メートルと低く、地形は平坦で、土壌は黄赤色及び暗赤色ラトソール、気候は熱帯一亜熱帯型で年平均気温22度C～24度C、年雨量は1,000～1,200ミリメートル、ベラニコの頻度が高い。植生はセラード及びセラドンで、大豆、とうもろこし、陸稲、フェジョン等の栽培に適する。地主は農業開発会社を含め2名、地価はやや高い。サンパウロ市を中心とする交通ネットワークに組み込まれ、国道40号線によりヴィトリア、サントスに通ず

る。

コカリ農協の入植地は南緯17度15分、西経47度55分、面積約8,300ヘクタールで2地区に分かれ、第1地区は国道50号線沿いのゴヤス州クリスタリーナ市から南へ70キロメートル、第2地区は同国道から南西へ18キロメートルの位置にある。標高900～1,000メートル、平坦な卓状地で、土壌は黄赤色ラトリール、気候は熱帯一亜熱帯型で、年平均気温は22度C、年平均雨量は1,200～1,600ミリメートル、ベラニコの危険があり、植生はセラード、大豆、とうもろこし、陸稲、コーヒー等の栽培に適する。地主は2名で、地価はやや高い。ブラジリアを中心とする交通ネットワークに組み込まれ、国道50号線によりサントスに通ずる。

カマス農協の入植地は、南緯19度15分、西経55度10分、面積約20,000ヘクタールで、南マットグロッソ州カンポグランデから国道163号線を北に約110キロメートルの地点から州道を北東30キロメートルのカマップアン市から100キロメートルの位置にある。標高は650メートル、地形は丘陵又は平坦、土壌は赤黄色ラトソール及び石英砂土、気候は熱帯内陸型で年平均気温20～22度C、年平均雨量1,250～1,500ミリメートル、乾期が短く、ベラニコがほとんどなく、植生はセラード又はカンポリンポ。大豆、陸稲、とうもろこし、ゴム等の栽培に適する。地主は2名で、地価はやや高い。サンパウロを中心とした交通ネットワークに組み込まれ、州道、国道163号線によりパラナグアに通ずる。

試験的事業のコペルルカス農協の入植地は、南緯13度20分、西経56度10分、面積約17,000ヘクタール、マットグロッソ州クヤバ市より国道163号線を320キロメートル北上した地点にあり、一部国道に面する。標高413メートルと低く、平坦又は北に向かう傾斜地で、土壌は赤黄色ラトソールの粘土質。気候は熱帯内陸型で年平均気温は24～26度C、年雨量は1,600～2,000ミリメートルと多く、乾期が短く、ベラニコがなく、植生はセラード喬木と草地。大豆、とうもろこし、砂糖きび、ゴム等の栽培に適する。この地域には石灰工場があり、また電化幹線の建設計画もあり、地主は2名、地価はやや高い。国道163号線によりパラナグア又はサンタレンに通ずる。

同じ地域のコペルカーナ農協の入植地は、南緯12度30分、西経56度40分、面積約18,000ヘクタール、国道163号線のピウーバから未舗装の州道338号線を135キロメートル北西に入った位置にある。予備選定地域には含まれていなかったが、参加農協が選定、農業開発会社が適地と判定したものである。標高350メートルと低く、緩傾斜地で、土壌は赤黄色ラトソール。気候はルカス農協の入植地と同じく熱帯内陸型で、年平均気温24～2

6度 C、乾期が短く、ベラニコがない。植生はセラドン又は樹林。大豆、とうもろこし、ゴム等の栽培に適する。地主は2名、地価は比較的安い。州道、国道によりパラナグア又はサンタレンに通ずる。

以上の土地取得を終わった5農協以外の日系3農協は、候補地の地権が複雑であったことや、バイア州では当時の早魃指定地域の特別金利の適用にかかる事情等から、入植地の選定、土地取得が遅れた。バイア州のコチア産組は、協力事業開始とともに3月、当時多くの組合員が進出していたバイア州西部地域で試験的事業に参加することを決め、州政府の斡旋を得てポストミモーゾ（国道20号線の曲折点）近くの前州知事の所有地を候補地として調査を始めた。しかし、この候補地は、地権が複雑で、関係書類を整備するのに多くの日数を要することが10月頃になって判明し、これの取得を諦め、他の候補地を求めざるを得なくなった。また、当時東北地方の早魃地帯には年35%の特別金利が適用され、バイア州西部地域はこの早魃地域に含まれていたため、組合は9月、この特別金利の適用を伯中銀に要請したが、調整がつかないまま、この金利は12月に廃止され、価値修正付の新金利が制定された。この新金利は地域の反発が強かったため、再三緩和の措置が講じられ、特別プログラムの金利よりはかなり有利なものであった。農務省はプロジェクト契約の融資の基本原則に反するとして伯中銀に対し協力事業のバイア州での事業について、金利をこれと同一とするよう要請し、組合はその決着を待った。しかしこの金利は後で述べる2月末のクルザード計画による価値修正の廃止により消滅した。更に、これとは別にミナス・ジェライス州東北部のジェキチニョーヤ流域地域は、従来から東北地方の一部として特別の扱いを受けていたが、86年1月末サルネイ政権が東北地方灌漑計画を打ち出したことから、ミナス・ジェライス州政府は、この計画を利用して灌漑の導入による同地域の入植計画を立て、有力農協の参加を呼びかけた。同地域は予備選定地域には含まれていなかったが、コチア産組は、この計画にも関心を持ち、同地域が協力事業の対象地域として認められるならば、これに参加して本格事業を実施することも検討するなど、これにも気をとられた。このようにコチア産組は、候補地の選定は進めたものの、早魃地帯の特別金利等にかかずらって時間を費やし、選定ははかどらなかった。

同地域のコアセル農協も5月に農協手持ちの土地のうちから入植地を選定し、10月バイア州開発銀行に融資を申請したが、地権が複雑で、旧地主の相続権者から異議が出るなど、必要書類の整備に手間取った。なおコチア産組と同様、候補地が早魃地帯にあったことから特別金利の適用をめぐる問題もあった。

また、本格事業の南伯農協は、第1段階に参加出来なかったこともあり、第2段階の具体化してきた84年終わり頃から、いち早く参加の意向を固め、ミナス・ジェライス州グワルダモール地域の土地を物色するなど準備を進めた。

85年に入ると同州西北地域のセラボンタ地域を候補地とし、入植希望者の現地調査を行うなど調査を進めたが、入植希望者の出身地の南部諸州が85年後半に旱魃に襲われ、当初200人に上った希望者が14～5人に減少し、融資条件の厳しさと相俟って参加の熱意が急速に冷却し、加えてコーヒー栽培の可能性についてのコーヒー院の調査に時間がかかったことから、同年中に入植地として決定するに至らなかった。同地域のオプションの期限は85年末であったが、情勢が好転しないため更新を見送った。また組合は、コチア産組と同様ジェキチニョーヤ入植計画に関心を持ち、同地域に組合員が既に入植していたこともあって、同地域での本格事業の実施を検討した。なお、一旦参加を見送ったコスエル農協も同入植計画に関心を示した。

以上のような参加農協の入植地の選定、土地取得の間に、ブラジル経済は85年末からインフレの再燃、86年2月末のクルザードプランの実施により激しく変動した。85年のブラジル経済は、サルネイ政権の景気浮揚政策により、年率8%の成長を記録し、貿易黒字も石油価格の下落により前年に次ぐ125億ドルに達し、農業の成長率も年10%にのぼった。しかし急速な需要の増大に対する供給の遅れを背景に、インフレ率は11月頃から急騰の兆しを見せ、12月末には月間16%に達し、86年1～2月には加速化し、これを放置する場合には年間300%を越すインフレが予想されるに至った。このため政府は2月末ブラジルの歴史にかけて例を見ないインフレ収縮の強硬手段による経済安定化政策を打ち出した。

この政策はクルザードプランと呼ばれ、従来の総需要抑制政策や金利政策によるオーソドックスな経済安定化政策と異なり、当時ラテンアメリカやイスラエル等で議論されていた慣性インフレ論に基づき、インフレの持続要因とされた慣性インフレを一気に押さえ込むヘテロドックスな安定化政策であった。そのため価値修正制度を廃止するとともに、物価やサービス料金を凍結し、1,000分の1デノミネーションを行って価値を失ったクルゼイロに代わる新通貨クルザードを発行した。また ORTN を OTN と改称し、その価値を凍結し、為替の小刻み変動性を改め固定相場制とし、賃金の調整を年1回とし、追加引き上げを行った後、物価が20%上昇した場合には自動調整を行う等の措置をとった。

このクルザードプランは、インフレにより実質所得の低下した国民大衆に歓迎され、かつてみない熱狂的な支持のもとに進められ、インフレ率は3月マイナスを記録した後、6月まで僅か2%と急激に低下した。この間経済の各部門では、このプランによる経済のシステムの変化に対応して関連政策の見直しが進められ、農業部門では農業制度金融、とりわけ金利の改訂が急がれた。価値修正が廃止されたのを受けて3月初めの通貨審議会でも金利をとりあえず3%と

することが決定され、引き続き農業制度金融全般にわたる検討が行われることとなった。

この金利の暫定措置は、農業団体等から好意的に評価され、資材等の価格の凍結のもとで、この程度の金利水準は計画的な営農を可能にするものとして正式決定に期待を寄せた。入植地の選定を終わり、土地を取得した先発の5農協は自信を深め、金利問題等で足踏みしていた日系3農協も事業の取り組みを積極的に前進させる姿勢に変わった。南伯農協は4月、農業開発会社と協定を締結して参加を決定し、入植地をミナス・ジェライス州グワルダモールに的を絞って調査を始めた。コチア産組も新しい候補地の選定を始め、コアセラル農協は地権問題の解決を急いだ。

この間農業開発会社は、正式な新金利を可能な限り抑えるよう政府に要請し、協同組合機構（ODB）も条件の緩和を政府に求めた。また、2月の内閣改造で農務大臣に就任したレゼンデ農務大臣は、4月末灌漑大臣等とともにミナス・ジェライス州エントレリバイロI地区を視察し、開発事業の成果を評価し、入植農家等からの融資条件の緩和に関する要請書を受け取り、検討を約した。

その後、農業金融制度の再検討には時間がかかり、金利の正式決定も遅れ、日系3農協は年度内に入植地を決定し、土地を取得することは出来なかった。

（3）入植地建設基本計画の作成及び入植農家の選定

農業開発会社は、入植地を選定し土地を取得した農協の入植地については、協定に基づき、入植地建設基本計画の作成を進めた。協定では、農業開発会社は農協の土地取得後、入植地建設基本計画を作成し、その費用は会社の提出した予算に基づき農協の受ける土地取得資金の融資に含められ、会社が受け取ることとなった。

入植地建設基本計画は、第1段階の基本計画とほぼ同様に、土地取得の際に行った入植地の測量結果に基づく土地利用（配分）計画、現地調査及び空中写真の分析による区画割（ロツティング）予定計画、予定計画に沿った測量と現地での区画割、起伏の調査及び空中写真の分析によるロッテ毎の土地利用計画、標準区画の施設の整備及び営農計画の概要、道路網及び共同利用施設の建設計画の概要、所要資金の概算等を内容とした。区画割り予定計画では、地形に即して一辺が道路に沿い、一辺が水利を得られるようにした。測量と現地での区画割りは測量請負人が行い、区画毎の1万分の1の図面を作成した。ロッテ毎の土地利用計画は、この図面を基礎に起伏の調査、空中写真の分析等によりミクロ流域を明示した詳細な利用計画とした。これら入植地建設基本計画の作成作業は概ね2ヶ月で行うこととした。

このようにして、入植地建設基本計画の作成は、本格事業のコペルバップ農

協の入植地では85年9月に終わり、コカリ農協及びカマス農協の入植地は86年初めに着手し、5月頃までに終わり、試験的事業のルカス農協及びコペルカーナ農協の入植地は、前者が1月、後者が5月頃終了した。これにより、各参加農協が定めた入植地の名称と各入植地のロッテ数及びロッテ当たり平均面積は次のとおりであった。

(本格事業)

コペルバップ農協入植地・・・・・・エントレリベイロⅡ地区

(エントレリベイロⅠ地区はサンタローザ入植地)

ロッテ数 27、 ロッテ平均面積 287ヘクタール

コカリ農協入植地・・・・・・パイネイラ地区

ロッテ数 29、 ロッテ平均面積 284ヘクタール

カマス農協入植地・・・・・・アルボラーダ地区

ロッテ数 51、 ロッテ平均面積 386ヘクタール

(試験的事業)

コペルルカス農協入植地・・・・・・ピウバ地区

ロッテ数 39、 ロッテ平均面積 416ヘクタール

コペルカーナ農協入植地・・・・・・アナテラ地区

ロッテ数 40、 ロッテ平均面積 446ヘクタール

参加農協及び農業開発会社は、協定に基づきこれら入植地の入植農家を選定した。選定は参加農協が全体の8割を予備選定し、農業開発会社がそれを最終的に承認、選定するとともに、残りの2割を自ら選定することとした。選定基準は、第1段階と同様、土地を持たないブラジル人で、開発の意欲と体力を持ち、農業の経験があり、伯中央銀行の要求に従い自己資金又は資機材を持って入植すること等であった。

入植に当たっては、融資条件が厳しく、相当の自己資金が必要であったにも拘らず、これら地区では入植希望者が多く、当初はエントレリベイロ地区では250～300人、パイネイラ地区では900～1,000人、アルボラーダ地区でも1,000人を越えた。その後希望者は減少したが、参加農協はその中から基準に従って厳正に選定を行い、アルボラーダ地区では4回の選考を行った。選定は農業開発会社の選定分を含め、本格事業のエントレリベイロ地区では85年10月に、パイネイラ及びアルボラーダ地区では86年3～5月頃までに、試験的事業のピウバ及びアナテラ地区では86年初め頃までにほぼ終了した。

選定された入植農家をみると、本格事業のエントレリベイロⅡ地区は、地元ミナス・ジェライス州出身者が約半数を占め、その他は南部諸州出身者(うち日系人3人)で、年齢は30～40歳台が60%と、エントレリベイロⅠ地区

入植者よりやや高く、70歳台までが既婚者である。職業別には農業は50%を割り、あとは農業技師やその他の職業従事者で、農業経験も10年未満が50%と比較的短く、学歴も大学卒が30%程度と比較的高い。パイネイラ、アルボラーダ地区は、共に参加農協の所在するパラナ州出身者が70%を占め、他はパラナ州以外の南部諸州出身(日系人は前者で7人、後者で4人)である。年齢は20~30歳台がそれぞれ35%、45%と比較的若く、未婚者が40%と多いが、40歳以上も20%程度ある。職業は農業が60%を占めるが、農業経験は10年未満が60%と短く、学歴は大学卒が40%に近く、その程度が高い。試験的事業のピウバ、アナテラ地区は共に参加農協のルーツを反映して、ピウバ地区はリオグランデ・ド・スール州が20%と最も多く、次いでパラナ、サンパウロ、ミナス・ジェライス州出身者(うち日系4人)で、アナテラ地区はリオグランデ・ド・スール州出身者が75%を占め、他州出身者は少ない。年齢は共に30~40歳台が最も多く、第1段階よりもやや高く、このうちアナテラ地区がピウバ地区よりやや高く、70%以上が既婚者である。職業は農業がピウバ地区で70%、アナテラ地区で80%と多く、農業の経験年数も後者が長く、学歴は前者がやや高い。このように入植農家は参加農協の所在する州の出身者が多く、第1段階に比較して一般に年齢がやや高く、学歴も高く、農業経験もエントレリベイロ地区を除き比較的長いのが特徴であった。これは入植農家が、融資条件の厳しさや必要な自己資金の携行に耐え得る農家であったことを反映するものであろう。この中でパイネイラ、アルボラーダ地区では、一部に年齢の多いものも含むが、一般に年齢が若く、学歴も高く、農業経験も比較的長いものが多いのが特徴であった。

(4) 基幹的インフラストラクチャーの整備の促進

事業実施前の枠組みにおいて、ブラジル連邦政府及び関係州政府は、開発事業を成功させるため必要な幹線道路及び電化幹線等の基幹的インフラストラクチャーを事業の推進に支障のないよう整備することとなった。農業開発会社はこの枠組みに基づき、85年6月までにゴヤス州を除く関係各州代表機関と協定を締結し、開発事業における農業開発会社と州代表機関との役割を明確にし、整備の促進を図ることとした。協定においては、基幹的インフラストラクチャーの整備については、農業開発会社は各段階における調整、開発の進展状況の州代表機関への報告等を行い、州代表機関は基幹的インフラストラクチャー、特に道路、電力の基幹線及び保健所、学校等の必要施設の建設を図ることを定めた。

上述の選定を終わった入植地は、道路、電力等に比較的恵まれた地域もあったが、多くは未整備の状態、事業の実施に先立ち整備が必要であった。本格

事業のエントレリベイロⅡ地区は、入植地まで国道40号線から砂利敷きの州道があり、電力も入植地から7キロメートルの地点に幹線があり、サンタローザ入植事業の施設もあり、比較的恵まれていたが、州道の整備、電力の補設等なお整備が必要であった。パイネイラ地区は、一部は国道50号線に沿い、立地条件に恵まれていたが、第2地区は国道から離れ、それに至る道路の整備が必要で、また電化幹線の整備も必要であった。アルボラーダ地区は国道163号線から入植地に通ずる州道はほとんど舗装されていたが、電化幹線の整備が必要であった。また、試験的事業のピウバ地区は一部は国道163号線に面し立地条件に恵まれたが、奥地に通ずる州道の整備が必要で、また電化幹線の整備計画の促進も必要であった。アナテラ地区は国道163号線から入植地までの州道338号線は砂利敷きで未舗装の箇所もあり、距離が長いだけに整備を急ぐ必要があった。

農業開発会社はこのような入植地の実情に対応し、協定に基づくコーディネーターを定め、関係各州の代表機関と常時接触を保ち、入植地建設基本計画の作成等事業の進捗状況を連絡し、必要な整備について計画の提案などその促進を図った。

2、導入技術の組み立てと特別プログラムの調整

(1) 導入技術の組み立てとマニュアルの作成

農業開発会社は、上述の開発計画の作成とともに、重要業務の一つとして導入技術の組み立てとマニュアルの作成を進めた。導入技術の組み立ては第1段階の経験を踏まえ、その後の研究の成果、技術の進歩を取り入れ、各州毎に入植地の実情に即して組み立てた。方法としては、各州毎に農業開発会社が素案を作成し、これをCPAC、各州の研究、普及機関、参加農協等の研究者、専門家による技術会議において検討し、必要な修正を行った上、これを導入技術として決定した。この技術者会議はミナス・ジェライス州及びマツトグロッソ州では85年11月までに、南マツトグロッソ州及びバイア州では86年6月までに開催した。

この技術は第1段階と同様に、大型機械体系を中心にして、その先導するほぼ確立された開墾、土壌改良等の農業土木的技術、その他セラード開発のために開発、改良された品種の選択、栽培法等の生物学的技術、施肥、防除等の科学的技術を各州の入植地の実情に合わせて組み合わせ、体系化したもので、各州入植地において最高の生産性を実現することが出来ると期待されるものであった。従って生産性の目標としては、ヘクタール当たり収量で、大豆については、本格事業で第1年次1.2トン、第2年次1.5トン、第3年次2.2トン、生産安定時2.2トン。試験的事業ではマツトグロッソ州では本格事業

と同一とし、バイア州ではそれぞれ1.2トン、1.5トン、1.8トン、2.0トンとした。これを第1段階と比較すると、バイア州ではほぼ同一であったが、他の州では3年目以降やや高めとした。陸稲は第1年次1.5トン、第2年次1.8トン、第3年次2.2トン、生産安定時2.5トンとした。

導入技術は「第2段階の技術指針」として各州毎のマニュアルにまとめ（ミナス・ジェライス州及びゴヤス州は自然条件が類似するため共通）、指導者、農業生産者の指導、営農の指針とした。また、マツトグロッソ州では、これと別にゴム栽培の専門家の協力によりゴム栽培の技術指針をまとめ、ゴム栽培の指針とした。

このマニュアルは、第1段階のそれと同様、各州入植地の自然条件を分析した上、これに適合した州別の開墾、土壌改良技術、大豆及び陸稲の栽培技術についてかなり詳細に述べ、営農計画作成のための設計基準を示している。その大要は次のとおりであった。

1) 開墾、土壌分析

各州のマニュアルとも第1段階の方式を踏襲しているが、土壌改良については、土壌分析を精密に行い、アルミニウムの含有量を検知するための土壌の一定の深さ毎に標本を集め分析し、得られたアルミニウム、カルシウム、マグネシウムの含有量の化学的性質に従って散有量を決定することを奨め、また蟻対策を加えるなど改善を図っている。

2) 大豆の栽培

各州のマニュアルとも基本的には第1段階の方法を踏襲しているが、推奨品種は地域に適した品種改良の成果もあって多様化しており、施肥法も地域の特性に応じた配慮を加えている。

推奨品種は、本格事業では初年度 DOKO、IAC 8、SUCUPIRA、SAVANA が、第2年度以降は CRISTALINA、DOKO、IAC 7、8、11、SAVANA、NUMDAIRA、UFV 10、UBERABA 等である。また試験的事業では、バイア州で初年度 DOKO、TROPICAL、CRISTALINA、IAC 7、第2年度以降 IAC 7、8、PARANA、GOIANA、ENGOPA 301、J200、SAVANA が、マツトグロッソ州で、初年度 CARATAS、DOKO、TROPICAL、IAC 8、TEREZINA、TIMBIRA、第2年度以降 CARAJAS、DOKO、EMGOPA 301、SAVANA、CRISTARINA、IAC 7、8、TROPICAL 等である。施肥については、本格事業のミナス・ジェライス州では、ヘクタール当たり P205、80～40キログラム、K20、70～30キログラムであるが、試験的事業のマツトグロッソ州では P205、60～50キログラム、K20、60～40キログラム、硫化亜鉛又は酸化亜鉛20～50キログラムとするなど地域の特性に対応したものとしている。

3) 陸稻の栽培

毎年収穫後土壌分析を励行する。推奨品種は、本格事業では早生種で IAC 25、IAC 164、165、中生種で IAC 27、47、PAREIBA、試験的事業で早生種は本格事業と同様、中生種は IAC 47、マットグロッソ州で CUIABANA、バイア州で IAPARA 9 等である。

植付けに先立ち種子消毒を十分に行う。植付け時期は10月半ばから、本格事業では11月末、試験的事業では12月末であるが、出来る限り早い方がいい。植付け間隔は1メートルの線上に早生種は60～70粒、中生種は50～60粒の種を播き、線の間隔は40～50センチメートル、深さは3～5センチメートル、1ヘクタール当たり収穫量は40～50キログラムとする。

植付け時の施肥は概ねヘクタール当たり N、10～15キログラム（バイア州は20～30キログラム）、P20、60～80キログラム（マットグロッソ州では（10～60キログラム、バイア州40キログラム）、亜鉛3～4キログラムである。

害虫については、植付け初年度には考慮する必要はないが、2年度以降は駆除剤の使用が必要である。病害については窒素肥料の過度の使用を避け、健康な種子を使用し、可能な限り短期間にかつ風向きの方角と反対の方角に植付けるなど、適正な栽培法により被害を防ぐとともに殺菌剤を使用する。

最後にコンバインにより刈り取り、脱穀の後乾燥保管する。刈り取りに当たっては機械の作動を損失率5%以下とするよう適正にし、乾燥は水分12～13%を標準とする。

(2) 特別プログラムの調整及び手続き規定の作成

事業資金の融資については、3月日本側と伯側との間でプロジェクト契約及び貸付契約が締結され、それに先立つ2月末の通貨審議会でこれの契約案とともに特別プログラム規則案及び手続き規定の基礎草案が承認され、必要な取り決めは一応終わっていた。残っていた問題は特別プログラム規則の細部の調整（通貨審議会が承認の際、実施に必要な細部の調整の権限を伯中銀に与えていた。）及び基礎草案に基づく融資代行機関と農業開発会社との共同による手続き規定の作成であった。このほか、融資の実施のためには、これら取り決めと別に伯側での日本側供与資金に見合う資金の予算化による確保が重要な問題として残っていた。

特別プログラムの細部の調整については、融資条件を調整、緩和すること、営農融資資金を融資代行機関に対する伯中銀の再融資の対象とすること、並び

に土地代融資の方法を明確にすることの三つの問題があった。このため日本側は、新政権発足直後の4月及び5月に関係者が訪伯し、これらの問題について協議し、農業開発会社は対案を提出するなど、調整作業に協力し、特に融資条件については緩和を要請した。また、参加農協は既述の通り農務大臣に融資条件の緩和を要請した。

伯中央銀行はこのような情勢を踏まえ調整の作業を進め、6月末作業を一応終わり、その結果を中銀回章に取りまとめ日本側に提示した。

先ず、融資条件については、前政権の厳しい補助金削減政策のもとで、特別プログラムについても金利は一般農業制度金融並とせざるを得なかった83年の伯側第2段階計画案を受け継ぐもので、前政権の政策を受け継いだ新政権としてこれを変更することは不可能であった。しかし緩和の必要性は否定出来ないで、当面の通貨供給量に関係のない融資期間、据え置き期間については、これを単純化して緩和する措置をとった。

次に営農融資の方法については、特別プログラム規則では通貨供給量を抑制する見地からこれを融資代行機関に対する伯中銀の再融資の対象から外していたが、日本側の主張の通りプロジェクト契約に即して再融資の対象に含めることとした。

土地代融資の方法については、特別プログラム規則では、土地代融資の表現を避けるため農協の増資割り当て金(Quatas Pastes)融資として農協に対する特別融資に含めていたが、この方法は複雑で実務に適さないで、農協に対する増資割り当て金融資と別に東北地方半乾燥地帯開発援助特別プログラム(セルタネージョ)の方法を一部援用して、新たに組合員に分譲するため購入した土地代の融資を対象として設けることとなった。

中銀回章案は、特別プログラム規則による融資を行う金融機関に対する実務の手引きとして、上記の調整結果による一部改正を含む融資の基準と方法をまとめたもので、内容は融資の前提、受益者のほか、融資の対象、限度、期間(償還の方法)、金利、土地購入融資の条件、技術援助等となっていた。このなかで、融資の対象は、固定及び半固定投資、第1作と第2作に係る営農費、農協の投資、増資割り当て金、及び分譲のため購入した土地代である。融資限度は特別プログラム規則の通り。融資の期間(償還の方法)は、固定及び半固定投資は6年据え置きの10年払い、農協への融資は6年据え置きの15年払い、営農費は第1作については3年目までで、価値修正残高の3分の1、2分の1、1分の1の割合で償還する。金利は特別プログラムの規則の通り。

土地購入融資の条件は次の通り。見積書には土地代のほか入植地建設基本計画作成費、道路建設等の費用を含める。購入された土地は融資の保証物件とする。農協は購入した土地を農業開発会社の入植地建設基本計画に従って境界を

画定し、バイア、マツトグロツソ州では300～600ヘクタール、その他の州では250～500ヘクタールの農耕地に分割する。分割した土地は譲渡契約により組合員に分譲する。分譲を受けた組合員はその土地にかかる土地代の融資残高の債務を引き受ける。このため、組合員、農協、融資代行機関の3者で追加契約を行う。農協は2年間に土地の譲渡を完了する。農協の債務は組合員の債務引き受けとともに消滅する。

なお、技術援助は義務的に行うものとし、内容は営農計画の作成及び技術指導で、原則的に農業開発会社が行い、場合によっては第三者に委託する。

このような中銀回章案の提示を受けて日本側は7月、国際協力事業団が計画打ち合わせ調査団を派遣し、伯側関係者と特別プログラムの調整に関する最終的な協議を行った、その結果、融資条件は第1段階と比較して著しくハードであったが、当時の諸情勢のもとでは直ちにこれを是正することは困難と判断し、プロジェクト契約の融資の基本原則は満たされていたので、今後の情勢を見極めた上必要な措置をとることとし、回章案に合意した。

次に融資代行機関と共同で作成する融資手続き規定については、農業開発会社は伯中銀の代行機関の指名に先立ち、各代行機関と協議し、8月までに作成した。手続き規定の内容は、各代行機関との協議により若干の相違はあったが、2月の通貨審議会に提出された基礎草案を踏襲した。

最後に伯側見合い資金については、伯農務省は新政権発足直後とられた政府金融機関を通ずる融資の停止措置が解除された5月、資金計画のスケジュールに基づく85年度の事業実施に必要な約1千万ORTN（7千6百万ドル）の半額の予算化を大蔵省に要請した。厳しい財政事情の中ではあったが、8月初め調整を終わり、同月半ばの通貨審議会で2千6百万ドル（要請額から事業の遅れ2か月分を差し引いた残りの2分の1、伯側負担分）の支出が承認された。これを受けて伯中銀は上記の回章を農業融資マニュアルの特別プログラム規則の付録として公表した。

なお、日本側と伯中央銀行との融資契約においては、特別プログラム規則が日本側として満足できるものであること、政府保証状等の書類が提出されることを条件に、契約の有効日を決定することになっていたが、これら条件が満たされたので、本格事業、試験的事業とも8月27日を有効日とし、伯側に通知した。また、プロジェクト契約では、伯中銀は日本側の同意のもとに融資代行機関を指名することになっていたが、9月日本側の了解を得てミナス・ジェライス州開発銀行（BDMG）、バイア州開発銀行（DESENBANCO）、マツトグロツソ州開発銀行（BEMAT）、協同組合信用銀行（BNCC）及びブラジル銀行（BANCO DO BRASIL）の5行を正式に融資代行機関として指名した。

(3) 技術援助計画

特別プログラム規則では、第1段階と同様、融資については技術援助を義務付け、原則的に農業開発会社がこれを行い、場合によっては農業開発会社が資格を有する第3者に委託して行うことが出来ることとなった。農業開発会社は、技術援助の重要性に鑑み主要業務の一つとして自らこれを行うこととし、早くからその方法や体制を検討した。しかし第2段階では入植地の数が多く、かつ広域にわたることから、農業開発会社がそのすべてについて自らこれを行う場合には、農業技師のかなりの増員が必要となり、援助の内容も希薄になる恐れがあった。従って技術援助を効率的、効果的に行うためには、必要となる農業技師の増員を極力抑制するとともに技術援助の内容の充実を図る必要があった。この要請にこたえるためには、農業技師の増員を抑制し、かつ同一技師が営農計画の作成及び技術指導を一貫的に実施出来る次の二つのタイプの農業技師の間接雇用による方法をとることが最も適当であるとの結論に達した。

その一つのタイプは、参加農協が技術援助を行う能力に欠け、その意思もない場合で、参加農協が農業開発会社の要請により農業技師を雇用し、その技師は農業開発会社の派遣するコーディネーターの調整、指導に従って技術援助業務を行い、給料等必要経費も農業開発会社から支払いを受け、3～4年後参加農協がその技師を引き取り、以後農協が自ら技術指導を行うタイプであった。二つ目のタイプは、参加農協が独自に技術援助の実施を主張する場合で、参加農協が農業技師を採用し、その技師は農業開発会社の派遣するコーディネーターの調整、指導を受けて技術援助を行い、参加農協は給料等必要経費は融資代行機関から直接受け取り、その中からコーディネーターの経費として一定額を農業開発会社に支払うタイプであった。

農業開発会社はこの二つの方法による技術援助の方法を参加農協と協議した結果、コチア産組を除く参加農協は前者の方法により、コチア産組は後者の方法によることとなり、農協との業務協定のほかに、前者とは技術契約を、後者とは特別技術契約を締結した。技術契約においては、技術援助の内容を営農計画の作成及び技術指導のほか、融資代行機関又は保険会社に対する技術報告書の作成等とするとともに、農業開発会社は入植地の周辺都市に地域事務所を開設し、現地コーディネーターとして有能な農業技師を派遣すること、試験的事業地区には地域事務所のほかに現地事務所を開設すること、参加農協は農業開発会社の要請により農業技師を雇用すること、農業開発会社は、参加農協の雇用した農業技師を地域事務所又は現地事務所に配置し、コーディネーターの調整、指導のもとに技術援助業務を行うこと、農業技師は全面的にコーディネーターの指導に従うこと、農業開発会社は半期毎に農業技師の給料等経費を参加農協に支払うこと、契約の有効期間を4年間とすること等を定めた。特別技術

契約においては、農業開発会社は、コーディネーターを派遣して技術援助の調整、指導を行うこと、参加農協は入植地周辺の都市に事務所を設け、農家12戸に1名の割合で採用した農業技師を配置し、コーディネーターの調整、指導のもとに技術援助業務を行うこと、参加農協は融資代行機関から直接手数料を受け取り、その中から農業開発会社にコーディネーターの経費として初年度30%、第2年度及び第3年度それぞれ35%を支払うことを決めた。

3、農業開発会社の運営計画と85/86年度の実績の総合的検討

(1) 業務の実施計画

前章で述べたように、第2段階においては、第1段階の経験を踏まえ、かつ事業の大規模化、広域化に対応して、事業の円滑、効果的な実施を確保するため合意議事録において、連邦政府農務省の政府関係機関との調整の役割と、農業開発会社の事業実施の中核機関としての役割が明確にされるとともに、農業開発会社の業務（任務）は定款において、事業の企画、調整をはじめ参加農協の取得する入植適地の判定、入植農家、農協等事業参加者の選定、入植地建設基本計画の作成、技術援助、融資の監督、展示農場の設置、運営、農業生産者に対する技術情報サービスの提供、生産物のマーケティング支援等とすることが定められた。

農業開発会社は、これら業務の効率的、効果的实施のため、事業に参加、協力する参加農協、関係機関と協定を締結し、第1段階と同様農業開発会社を中核とした事業の組織的、機能的な推進組織を整備した。まず各州の参加農協とは、前述の通り業務協定と技術契約を締結し、業務契約においては、開発事業における両者の役割を定め、協力の緊密化を図り、技術契約においては、農業技師の間接雇用により、農業技師の増員を抑制し、同一技師による技術援助の一貫的効果的実施を図った。また、業務協定においては、参加農協が入植地における生産、流通の合理化学業を行い、必要な共同利用施設を整備することを定め、第1段階と同様農業開発会社の入植農家に対する技術、市場情報の提供、生産物のマーケティングの支援業務を農協に委ねた。

次に各州融資代行機関とは共同して手続き規定を作成し、農業生産者に対する融資に関する両者の役割を定め、連携の強化を図るとともに、農業開発会社の行う技術援助、文書による融資の勧告を明確にする一方、融資監督業務に伴う入植農家の融資目的を脅かす違反行為の銀行への報告義務を明確にした。

また、各州政府とは、代表機関との間で協定を締結して開発事業における両者の役割を定め、州政府による基幹的インフラストラクチャーの整備、農業技術の研究、普及機関の導入技術の組み立て等に対する協力を確保した。

そのほか、これら直接参加機関のほか、EMBRAPA、EMBRATEL、

CIBRAZEM、SUDENE、SUDAM、地方自治体政府等とも必要に応じて合意書等を取り交わし、関連分野での協力を確保した。

農業開発会社は、このような推進組織の整備と合わせて、各州入植地区周辺都市に地域事務所を開設し、コーディネーター及び間接雇用により雇用した農業技師を配置して事業の調整、指導、技術援助を行い、また試験的事業地区では地域事務所のほかに各入植地に現地事務所を置き、間接雇用の農業技師を配置して技術援助を行うこととした。

なお、展示農場については、従来からの体制を維持し、事務所をコロマンデル市から地域経済の中心地パトロシーニョに移し、経済活動の充実を図った。

(2) 経営計画

農業開発会社は、業務の実施計画とともに管理体制の整備を図った。伯側ロマン社長及びリカルド技術担当取締役、並びに日本側宇佐美財務担当取締役は留任し、欠員中であった日本側副社長には南坊元ベレン総領事が就任し、体制の強化を図った。また諮問委員会委員は、伯側では協同組合信用銀行新総裁ダルクワレ、同銀行のカバルカンテ取締役及びブラジル農牧研究公社のベルオゾ資源局長が就任し、日本側は留任した。

人員、組織については、事業の大規模化、広域化に伴って増員、拡充が必要となったが、経営をめぐる諸情勢の厳しさを考慮して事業の進展と収入に見合った漸進的整備を図る方針のもとに、本社の人員、組織の抑制とともに地域事務所、現地事務所の要員の間接雇用方式等により合理的、能率的経営を目指すこととした。これにより、本社においては事業の企画、調整機能の充実のため農業技師を補充して30名程度とするほか、地域事務所の人員を40名程度、うち30名を間接雇用によることにした。なお、展示農場の要員は従来の通り維持した。地域事務所は、本格事業では、ミナス・ジェライス州は従来どおりパラカツ市に、ゴヤス州はクリスタリーナ市に、南マットグロッソ州はカマブアン市に、試験的事業では、バイア州はバヘイラス市に、マットグロッソ州はディアマンテーノ市に、現地事務所は各入植地に開設した。これら事務所は、ゴヤス州を除き86年初めまでに開設した。

また、農業開発会社は財務の充実のため必要な措置を講じた。会社はサンタローザ保有地の分譲の際留保していた約3,000ヘクタールの土地を第2段階のコペルバップ農協のエントレリベイロⅡ地区のため同農協に売却するとともに、分譲したサンタローザ保有地の代替地を予定していたとおり86年3月バイア州バヘイラス地区で取得した。この土地は約3,500ヘクタールで、コチア産組の組合員の進出地域にあり、国道20号線に近く、地形は平坦、土壌は砂質、植生はセラードで、小川があり、開発の適地であった。これにより

会社の保有地は約8,800ヘクタールとなったが、1万ヘクタールにはなお不足するため、更に買い増しを行い、資産構成の健全化を図ることとした。

第2段階においては、必要な運営財源は、営農計画作成手数料及び融資監督手数料をそれぞれ事業参加者及び伯中央銀行から徴収することとされ、このうち融資監督手数料はプロジェクト契約に関する両国間の協議において実際には農務省が相当額を毎年予算化して伯中央銀行に入金するよう取り計らうこととなっていた。しかし、この手数料の扱いについては伯国内での関係者による取り極めがなく、農業開発会社としては、関係者の責任分担を明確にした何らかの取り極めが行われる必要があることから、新政府成立後関係者と協議を続けた。協議は関係者の意見の相違のため難航したが、7月の国際協力事業団のミッションが訪伯の際、関係者による協議が行われ、その結果伯農務省、中央銀行及び農業開発会社の3者間で意見の一致を見、取り極めが行われた。その要旨は、伯農務省は第2段階の調整、実施機関である農業開発会社に技術サービス手数料として毎年農業生産者に対する融資残高の1%を支払う。この支払額は毎年農務省予算に計上し、農務省作成のスケジュールに従い、伯中央銀行に振り込む。中央銀行はこの振込みと同時に、これをブラジル銀行の農業開発会社の口座に振り替えるというものであった。

農業開発会社はこの融資監督手数料のほか、上記の営農計画作成手数料、土地融資に含められる入植地建設基本計画作成手数料及び入植農家との契約による技術指導手数料が支払われ、事業実施期間は安定収入を確保することが出来ることとなった。一方事業実施期間中の経費は年200万ドル程度と見込まれ、これら手数料収入によりこれを賄うことは十分可能と見通された。これに展示農場の収入をはじめ、コンサルタント活動の収入を合わせると、事業実施期間中はかなりの利益が予想された。農業開発会社の長期見通しによると、5年目までは初年度を除き利益を挙げ配当も可能となるが、6年目以降は手数料の減少又は消滅により現体制を維持する限り赤字になると見通された。また国際協力事業団の計画調査においても同様の傾向が指摘された。経営の長期的安定のためには、事業実施期間中も手数料収入に安易に依存することなく、出来る限り収入源の多角化等経営努力を続ける必要があった。

この間日本側投資会社の日伯農業開発協力株式会社は、株主として農業開発会社の開発計画作成等を指導し、経営に参加して運営計画の作成等に協力し、また本格事業における伯中央銀行への貸付の当事者として参加農協の土地取得のための融資資金の貸付を行った。また国際協力事業団は入植地の選定や特別プログラム規則の調整等のため調査団を派遣し、研修員を受け入れ、事業の推進に協力し、試験的事業の伯中央銀行への貸付を行った。

また、日伯農業開発協力株式会社は、伯中央銀行との貸付契約に基づき、契

約額の1%のフロントエンドフィー（前払い手数料）を受け取った。この手数料の扱いについては、海外経済協力基金との調整や税法上の問題の解決等に手間取ったが、86年5月、これを日伯農業開発協力株式会社の特別積立金として処理し、伯中銀に対する融資の管理に要する費用に充てることとした。

なお、伯側投資では協同組合信用銀行総裁に就任したサンタカタリーナ出身の元下院議員ダルパスクワレが農業開発会社の社長に就任し、第2段階に取り組む新体制の整備を図った。

（3）85/86年度の実績の総合的検討

以上のように農業開発会社は、85/86年度中に開発計画を作成するとともに、導入技術の組み立て、特別プログラム規則の調整について協力し、手続き規定を作成し、会社の運営計画についてもこれを定め、業務実施の計画の策定をひとまず終わった。しかし、開発事業は総合開発計画で予定したスケジュールから見ると著しく遅れた。

総合開発計画では、前述したように本格事業、試験的事業とも85/86年度に参加農協の選定、それによる入植地の選定、土地取得を終わり、入植地建設基本計画を作成して、その約半数の入植地で事業の実施作業に着手し、一部で第1回の作付けを行うこととしていた。これに対し実績では、参加農協は本格事業、試験的事業合わせて9農協を選定したが、このうち農業開発会社と協定を結んで参加を決定した農協は8農協で、うち入植地を選定し、土地を取得した農協は5農協で、入植地建設基本計画を作成し、入植農家を選定した農協もこれら5農協のみであった。取得した土地面積は、本格事業で約4万ヘクタール、試験的事業で約3万4千ヘクタールの合計約7万4千ヘクタールで、予定総面積の半ばに達しなかった。実行された融資額も約3千5百万ドルで8月に決定した予定額の5千2百万ドルの6割に止まった。

このような事業の遅れの背景には、ミナス・ジェライス州やバイア州では候補地の地権が複雑で調整に手間取ったことや、南伯農協やカマス農協では入植希望者の出身地の南部諸州が85年度後半長期早魃に襲われ、その影響で希望者の多くが動揺したこと等の事情があった。しかしその基本的原因は、前政権からのマクロ経済政策の安定化政策へのシフトとそれに伴うめまぐるしい政策の変化や混乱であった。80年代初期の債務危機までのブラジルのマクロ経済政策は、主として国家主導の産業化による成長政策であった。しかしその後国際収支の悪化やインフレの昂進に伴って政府は政策の優先度を経済安定化の方向に移さざるを得なくなった。82年にはIMFの監視のもとに国際収支の改善を優先して厳しい総需要抑制策をとり、輸入の抑制、財政赤字の削減、賃金の削減等を進め、農業についても一般農業制度金融の融資枠を削減し、金利をイ

インフレにスライドする方式に改め、各種特別プログラムの金利も原則としてこれと同一とした。この安定化政策によって経常収支は均衡し、成長も回復したが、インフレは81年の100%から84年には230%に昂進した。85年には政権交代時のタンクレッド大統領の急死により、新政権の初期は混乱したが、経済政策は前政権の緊縮政策を受け継ぎ、主要製品の価格の統制、公共料金の据え置き等をとる一方、賃金の引き上げによる景気浮揚策をとった。農業についても前政権の政策を続け、一般農業制度金融の金利のインフレにスライドする方式を維持し、日伯協力の特別プログラムの融資金利も前政権の定めた原則に従い、これと同一とした。また、東北地方の早魃地帯の特別金利も農業制度金融に準じて改訂した。この新政権の政策によりインフレは一時沈静化し、8%の成長を達成したが、同年末からインフレが再燃し、86年初めには加速化した。このため86年2月には物価、賃金、為替の凍結を含む非正統的なショック療法のクルザード計画を実施した。

このようなめまぐるしい情勢の中で、長期的視野に立った計画に基づく事業の実施は困難であった。第2段階特別プログラム融資条件の厳しさは、協力事業の第1段階のような魅力を欠き、入植希望者の期待に反し、候補農協の参加の決定を遅らせた。新政権成立直後の混乱は協力事業を一時見送らせ、特別プログラムの細則の決定も遅らせ、事業の開始や参加農協の参加を遅らせた。バイア州では早魃地帯の特別金利の決定が、これの適用にかかずらっていたコチア産組、コアセラル農協に時間を空費させた。クルザード計画の実施により価値修正が廃止され、農業融資の金利も暫定的に年3%となり、遅れていた日系3農協も力づけられたが、正式決定の遅れ等から年度内に入植地を決定するに至らなかった。事業の遅れの基本的要因は前政権からの変更等による情勢の変化であったといえることができる。

言うまでもなく、これらの情勢の変化は農業開発会社の管理の不可能なものであった。農業開発会社としては政府に必要な調整、支援を要請しつつ、情勢の変化に積極的に対応して出来る限り計画的に事業を推進する以外に方法はなかった。従って農業開発会社は、86/87年以降は、前年度の実績を踏まえ、毎年計画を改定し、内容を更新し、これに基づき事業の推進を図る、いわばローリングプランによる事業の推進を図ることとした。

第2節 開発事業の実施と農業開発会社の運営

1、開発計画の年次改定と事業の推進

(1) 86/87年度の改訂と事業の推進

農業開発会社は86年初め、前年度の事業の実績がほぼ明らかとなり、2月のクルザード計画の実施により経済情勢が激変する中で、これら前年度の実績を踏まえ、当時の情勢をベースに開発計画の改訂を行い、これを86/87年度計画として4月の諮問委員会に提出、承認を得た。

計画の改訂に当たっては、前述した通り、前年度は前政権の経済安定化政策に伴う農業融資金利のインフレ・スライド方式をそのまま受け継いだことや、政権交代に伴う混乱等を主因に事業が遅れたが、86/87年度はクルザード計画により価値修正制度が廃止され、物価、賃金の統制によりインフレも沈静化し、事業環境の好転が期待されることから、入植地建設基本計画の作成を終わった入植地（以下「先発グループ」という。）の実施作業の推進を図るとともに、年度内に入植地の選定、土地取得がすべて終了し、それら入植地においても可能な限り入植地建設基本計画の作成を進め、実施作業が行われるよう意欲的に事業の推進を図ることとした。このため入植地の選定、土地取得については、遅れた参加農協の入植地の選定、土地取得を指導、支援するとともに、参加を断念したコスエル農協に代わる農協やその他の関心のある農協を新たに選定し、入植地の選定、土地取得を進め、本格事業61,000ヘクタール、試験的事業25,000ヘクタールの必要面積の取得を完了することとした。また、これら事業に要する融資額は170百万ドルを予定した。

農業開発会社は、この計画により事業を進めたが、86/87年度はクルザード計画の実施によりブラジル経済は激しく変動し、計画の推進もプラス、マイナスの両面の影響を強く受けた。86年中は期待通り情勢が好転し、開発事業はかなり進展した。クルザード計画の実施に伴う政府の農業制度金融の再検討は5月中旬に至り漸く方針の決定を見るに至り、農業融資の金利は金融制度機関が支払う180日の定期預金の利息を基準とし、これから10%を差し引いたものとし、これにより87年2月末までの地方別、規模別の金利を定め、融資限度、期間の改訂とともに通貨審議会の承認を経て公表した。これによると、金利は87年2月末までは投資、営農費とも、北伯、東北伯の特殊地方は規模により3~8%、その他の地方は一律10%とし、87年2月末以降は上記の方針により6ヶ月ごとに調整することとした。この金利は営農費融資については新しい契約のみに適用し、投資については以前のものにも適用することとした。融資限度は営農費については基本食糧はVBCの原則100%、投資については50~100%、期間は3~6年（据え置き1~2年）とした。この新融資条件の設定に伴い、利子補助が復活され、投資が奨励されることとなった。

必要資金の調達については、安定化政策による商業銀行の当座預金残高の急増を見越して農業融資の義務額の比率を若干引き下げるとともに、義務額の30%を零細、小農に、30%を投資資金の融資に当てることを義務づけた。

このような農業融資の価値修正なしの金利10%（北伯、東北伯は3～8%）は、インフレのない場合にはかなり高い水準のものであったが、従来農産物価格の相対的低位のもとで価値修正による金融費用の負担を強いられた農業生産者にとっては、極めて魅力的なものとして関心を集め、融資需要が急速に増大した。これに対する資金の供給も商業銀行の当座預金の急増により増大し、農業融資は投資を中心に当初予想の2倍にも達する勢いで増大した。

協力事業の融資条件については特段の変更がなく、金利は上記の一般農業制度金融と同一とされたが、融資限度、期間は従来どおり維持されることとなり、融資条件は一般農業制度金融より優遇されたものとなった。

また、融資に必要な86年度の伯側見合い資金は、前年8月初め農務省が必要額を86年度の国家予算として大蔵省に要求したが、資金の性格から通貨予算に計上すべきものとして国家予算に計上されなかった。このため伯中央銀行は86年1月末86年度のFUNAGRI勘定の中で必要額を確保したが、クルザード計画に伴い、その見直しが必要となり、通貨審議会による決定が遅れていた。6月末に至り審議会においてFUNAGRI勘定の1986年度資金計画が承認され、その中で伯側見合い資金の必要額が承認され、同時に禁止されていた伯中銀の再融資も解除された。

ただこの承認事項の中には、厳しい財政事情のため融資の実行が遅れ進行中の事業が中断されることがないように、農業融資を行う金融機関に融資総額の35%の負担を義務づける旨の決定が含まれていた。このことは事業実施前の枠組みに違反するとともに、伯銀を除き融資代行機関に35%の負担能力がないことから、事業の中断を招きかねない大きな問題を含むものであった。後に述べるように日本側は事態を重視し、伯側に協力事業を例外とするよう強く申し入れ、両国間で協議が続けられた。

このようにしてクルザード計画により農業部門では農業制度金融の見直しに伴って金利負担が軽減され、融資額も拡大される中で、協力事業については従来同様の優遇措置が継続され、伯側見合い資金も一応確保されたことから、参加農協は開発事業に対する取り組みを一層積極化し、協力事業に関心を持つ農協も参加の意向を表明するようになった。

先発グループは意気盛んとなり、5月末から7月にかけてそれぞれロッテの抽選会を開催し、現地でのロッテの割り当てを行い、入植を開始し、実施作業に移った。出遅れていた日系3農協のうち南伯農協は、グワルダモール地区を入植地として選定することをほぼ決定し、地権の調査を急いだ。コチア産組は

6月末入植地を最終的に決定し、バイア州バヘイラス地域に進出していたパダップ計画参加農家とそれら農家がフォルモーサ、リオ・オーロプレト郡のオーロベルデ地区で所有していた土地のうち未利用地を入植地とすることに話し合いがまとまり、それら農家と個別に売買契約を締結することとし、準備を急いだ。コアセラル農協は新金利の決定とともに改めて土地融資を申請した。

協力事業に参加を表明した農協は、サンパウロ州のフェメカップ農協、パラナ州のコプラップ農協、サンパウロ州のコーナイ農協等で、そのうちフェメカップ農協は、6月農業開発会社と協定を締結し、入植地の選定に着手し、他の農協も候補地の物色を始めた。フェメカップ農協は1960年コーヒーの販売と資材の供給を目的とし、サンパウロ州カンピーナスに設立した連合会で、85年現在傘下に31組合、組合員約9,000人を持ち（コペルルカス農協もその傘下）、コーヒーのみならず綿花、大豆、穀類を大量に扱い、事業部門を拡大して輸出も行い、近代的施設を整備し、技術水準も高い農協であった。コプラップ農協は1962年にパラナ州のコーヒー生産農家等が設立した農協で、組合員は2,700人、コーヒー、綿花、とうもろこし、大豆、小麦等の販売、資材の購買事業を行い、技術水準も高く経営の安定した組合であった。またコーナイ農協は約5,000人の組合員を持ち、牛乳、コーヒーを主に取り扱っていた。

ところがブラジル経済は、この頃物価の安定と所得の増加により、長年抑制されていた購買意識が一旦に反発し、空前の消費ブームを現出した。これに対し生産面では需要に応じた生産態勢の切り替えが急速に進まず、農業も85年後半の中央、南部地方の長期旱魃により、穀類は前年度を9%下回る不作となり、食糧輸入を余儀なくされ、特定製品の不足が顕著となり、商店での長蛇の列やヤミ値の横行等がみられるようになった。農業部門でも融資条件の改善や、農機具、肥料等の資材価格の公定により需要が増大し、供給の遅れと相俟って、これら資材の入手が困難となり、ヤミ値が横行するなど、農業生産者にとっては深刻な問題が生じた。

このため政府は7月末、クルザード計画の補完措置として自動車、ガソリン等の値上げ分を強制預託金とし、これによる国家開発基金を創設し、消費の沈静化と投資資金の確保の措置を講じ、また新国家開発計画の目標を数量化した86年から4カ年間の国家投資計画を発表して投資の促進を奨励した。またその一環として8月半ばには農業3カ年計画を発表し、農業開発基金及び農業預金（ポーパンサルラール）を創設し、農業融資、特に投資資金を充実するほか、最低保証価格を多年度制にする政策を発表した。この多年度最低価格保証は、米、とうもろこし等の国内向け農産物に適用し、86/87年度に定められた価格を3年間継続し、毎年農業生産者が支払う資材価格指数（IPP）によって

調整し、その間 I P P の上昇が 20% を越えるときは賃金の調整と目標に自動的に調整するというものであった。また輸出農産物については国際価格を勘案して定めることとした。

また、懸案であった融資代行機関による 35% 負担問題についても伯側の検討が進み、8 月末伯側がブラジル銀行を除く他の代行機関については例外扱いとする方針を決定し、9 月末日本側と原則的な合意に達し、問題は実質的に解決した。

このように 86 年半ば以降からの異常な消費ブームの中で、協力事業は新たな困難に直面したが、政府の農業融資の拡充、最低価格保証制度の改善等農業政策の充実が図られ、また融資代行機関の 35% 負担問題も解決されたこともあって、参加農協や参加を表明した農協は、引き続き活発に実施作業や土地取得等を進めた。

先発グループは後に述べるように資材の入手難等の困難を克服して実施作業を進めた。出遅れていた日系 3 農協のうちグワダモールに的を絞って地権の調整や取得の交渉を進めてきた南伯農協は、コーナイ農協が一時この地区を候補地として地主と交渉したため一時は取得を断念したが、その後地主の意向により交渉を復活し、87 年初め土地取得契約を締結し、融資を受けた。入植地をオーロベルデ地区に決定したコチア産組は、地主数が多かったため契約の締結に手間取ったが、9 月にこれを終わり 87 年初めに融資を受けた。またコアセラル農協も地権問題が 9 月に至り示談によりすべて解決し、87 年初めに融資を受けた。

また 6 月に農業開発会社と協定を結んで参加したフェメカップ農協は、ミナス・ジェライス州西北地域のボンフィノポリス郡を中心に選定作業を進め、9 月頃までに土地売買契約を締結、87 年初めに融資を受けた。参加を表明し候補地を物色していたコプラップ農協は、9 月農業開発会社と協定を締結し、ゴヤス州ニケランジャ地域で、またコーナイ農協はミナス・ジェライス州西北地域で土地選定を進めた。なお、入植地の拡大を検討していたパラカツのコプラップ農協は、エントレリベイロ地区に隣接する土地を取得し、87 年初め融資を受けた。

これら新に選定した入植地（以下「後発グループ」という。）の概要は次のとおりであった。本格事業の南伯農協のグワルダモール地区は、南緯 17 度 30 分、西経 47 度 15 分、ミナス・ジェライス西北のゴヤス州との州境にまたがる広大な高原地帯にあり、面積約 10,400 ヘクタール、標高は 1,020 メートル、平坦で機械化に適し、土壌は暗赤色ラトソール、雨量は年 1,500 ミリメートル、水利が良好で、植生はセラドン、大豆、陸稲、とうもろこし、コーヒーの栽培に適する。地主は 1 名で地価は高い。フェメカップ農協のボン

フィーノポリス地区は、南緯16度30分、西経46度15分、ミナス・ジェライス州西方地域ウナイ、ボンフィーノポリス郡にまたがり、面積約17,000ヘクタール、標高は約1,000メートルの卓状地で機械化に適し、地区内に湧水があり、土壌は暗赤色ラトソール、雨量は年1,900ミリメートル、植生はセラドン、大豆、陸稲、とうもろこし、コーヒーマスの栽培に適する。地主は3名で地価はやや高い。コペルバップ農協の入植地はエントレリベイロ入植地に隣接し、面積約6,000ヘクタール、地区の状況はエントレリベイロ地区と同様であった。

試験的事業のコチア産組のオーロベルデ地区は、南緯11度20分、西経45度20分、バイア州西北のバヘイラス地域の国道20号線の北方80キロメートルの広大な台地にあり、面積約13,800ヘクタール、標高は810メートル、地形平坦で、土壌は赤黄色ラトソール及び石英砂土。気候は熱帯内陸型で、平均気温24～25度C、半乾燥地帯カーチンガに接し、雨量は年1,000ミリメートル、ベラニコの危険がある。植生はカンポセラード、大豆、陸稲、とうもろこし、果樹の栽培が可能で、地主はパダップ計画参加農家16名、地価は安い。国道20号線によりブラジリア、サンパウロに通ずる。また同地域のコアセラル農協の入植地は、南緯10度30分、西経45度45分、地域の西北端マンガベイラス台地にあり、ピアウイ、ゴヤス、バイア州の境界に近く、面積約12,500ヘクタール、交通の便が極めて悪く、当時は道路の新設計画はあったが、一般にゴヤス州のライアナポリスを迂回する未舗装の300キロメートルの道路を使用していた。標高は780メートル、平坦で、土壌はオーロベルデ地区と同様で、気候は熱帯内陸型で平均気温23～24度C、年雨量1,000ミリメートル程度でベラニコの危険がある。植生はカンポセラード、大豆、陸稲、とうもろこし等の栽培が可能。地主は2名、地価も安い。

農業開発会社は、これら入植地のうち86年中に土地取得を終わった試験的事業のコチア産組及びコアセラル農協については11月に入植地建設基本計画を作成し、87年初めに土地を取得した南伯農協、コペルバップ農協及びフェメカップ農協については土地取得とともに入植地建設基本計画の作成に着手した。これに伴い各参加農協の定めた入植地と各入植地のロッテ数及びロッテ当たり面積は次のとおりであった。

(本格事業)

南伯農協入植地——グワルダモール地区

ロッテ数33、ロッテ当たり面積332ヘクタール

コペルバップ入植地——エントレリベイロⅢ地区

(エントレリベイロⅡ地区隣接地)

ロット数20、ロット当たり面積297ヘクタール
フェメカップ入植地——ボンフィーノポリス地区

ロット数52、ロット当たり面積332ヘクタール
(試験的事業)

コチア産組入植地——オーロベルデ地区

ロット数35、ロット当たり面積394ヘクタール

コアセラル農協入植地——ブラジルセントラル地区

ロット数30、ロット当たり面積418ヘクタール

上記の本格事業後発グループの入植地についての入植地建設基本計画の作成中に、ブラジル経済は急速に悪化し、後発グループは入植農家の選定が困難になるなど、大きなマイナスの影響を受けた。ブラジル経済は、7月のクルザード計画の補完措置により一応の安定を持続し、11月の総選挙には政府与党が圧勝するという成果を収め、86年の成長率も7.5%と前年に次ぐ高い成長を記録した。しかし消費の過熱、低金利政策と信用制限の緩和、対ドルレート
の長期の固定、旱魃による農業生産の不振と食糧輸入、債務交渉の中断等により、選挙の終了を待って行われた物価凍結のひずみ是正の一連の調整措置の時期を境として、インフレが再燃し、インフレ率は12月の月7%から87年1月には16%となり、金利が高騰し、貿易黒字も急減して外貨準備高は40億ドルを割る状況となった。2月20日大統領は、民間銀行団の債務の利払いを停止すると発表するとともに、財政引締め政策を強化することを表明した。インフレはその後も昂進し、消費者の購買力は再び低下し、ブラジル経済は混迷を極めた。

農業部門でもインフレに伴い金利が上昇し、予定されていた87年2月末の金利の調整は困難となり、クルザード計画時の融資条件を継続することは不可能となった。消費者の購買力の低下により大半の農産物の価格は下落した。87年の収穫を前にして乾燥、貯蔵施設は不足し、86年に手当てした輸入食糧が87年になって到着する等の農政の不手際が表面化した。このような事態に対して農政は明確を欠き、一貫性のない場当たり農政に対して農業生産者は抗議を始めた。

2月中旬、各州から集まった25,000人がブラジリアで農民大会を開催し、また地方でも多数の農民がトラック、トラクターに乗り主要道路を遮断し氣勢を上げた。農民大会の主要団体は協同組合機構(OLB)、農村民衆同盟(UOR)で、農業融資の金利の引き下げ、最低保証価格の引き上げ、安定的な農業政策の確立をスローガンに国会議事堂前までデモ行進し、代表者が大統領に陳情書を手渡し、同席したレゼンデ農相が大統領に代わって農業融資金利の改

定、最低保証価格の引き上げ等を約束した。

政府は2月末、約束に従って農業融資金利を改定し公表した。これによると、価値修正を復活し、投資資金については金利を北部、東北地方の統制地域を年3%、その他地域を年6%とし、価値修正は農業預金（緑の預金通帳 *C d e r n e t d e P o u p a n c a R u r a l*）の金利の変動率とし、営農資金については金利を特別地域年3~8%、その他地域10%、価値修正は生産者受け取り価格指数（*I P R*）又は伯中銀債権（*L B C*）の変動率の低いものとした。この改訂金利には多くの疑問があり、農業融資の金利がどのような高金利になるか予想のつかないものとなる危険性を含むものであった。農業開発会社は問題点を指摘し、資料を作成して政府に是正を求めた。この金利の改定とともに農業融資は高金利時代に逆戻りするものとなり、不安定を一層増すものとなった。

また、政府は3月以降の最低保証価格を決定し、価格を引き上げたが、インフレには及ばなかった。このような情勢の悪化はクルザード計画の中で融資を受けた債務を増大させ、支払いを困難にするなど、農業生産者は深刻な問題に直面し、前年度増大した農業融資の需要は急速に冷却した。

協力事業も大きな影響を受け、先発グループは2年目の実施作業を前にして、資材価格の高騰や金利の引き上げ等により営農計画の再検討が必要となった。後発グループは入植希望者が将来に対する不安を増し、自己資金の負担の増大と相俟って協力事業に対する魅力を失い、一部地区では入植を延期又は中止し、希望者が減少した。

特に本格事業の南伯農協は、1月末グワルダモール地区の地主と土地売買契約を締結したが、地価が高く、土地融資の限度額が75%に抑えられたことに加え、融資契約の時期が3月初めにずれ込んだため、金利の改定により莫大な利子を背負い込むこととなった。入植農家はこの土地融資に伴う予想される自己資金の負担と、資機材等営農融資の自己資金負担と合わせると、必要な自己負担は350万クルザード（約25万ドル、3千8百万円）にも達することとなった。先発グループで86年に作付けを行った入植地の農家の自己負担がほぼ82万クルザード（約6万ドル）であったから、その4倍にもものぼる額となった。南伯農協は金利の引き上げによる、その重圧に苦しむこととなり、入植希望者は金利の引き上げと自己負担の増大により急速に熱意を失い、農協が5月中旬入植希望者を確認したところ、入植希望者は僅かに4戸に減少した。コペルバップ農協やフェメカップ農協でも希望者が減少した。この間農業開発会社は、残っていた南伯農協、コペルバップ農協及びフェメカップ農協の入植地の入植地建設基本計画の作成を終わった。

試験的事業のコチア産組は、2月下旬入植希望者のロツテ抽選会を行い、全

35 ロットにつき入植者をほぼ確定した。しかし、産組では土地融資の契約が旧クルザード計画の期間の終わる直前であったため南伯農協のような新金利の負担は免れたが、地主に土地代を払ったのが前年の10月頃であったため、融資代行機関から融資を受けた2～3月までの間の産組の立替金の利息を入植農家の負担としたため、入植農家の不満が高まった。また87年はこの地域がペラニコの被害を受け入植の意欲をそがれたことや金利の引き上げ等により、抽選に参加した者の中からも入植を中止する者が続出し、入植者は12名に減少した。コアセラル農協のブラジルセントラル地区では、入植予定者が早くから決定していたこともあり、2月抽選会を行い30ロット全部のロット割りを終わった。

また前年参加を決定したコプラップ農協は入植地の選定を一時見合わせ、コーナイ農協は参加を中止した。

以上のように86/87年度は、86年下半期においてはクルザード計画の実施による経済の激変の中で、開発事業はプラスの影響を受け比較的恵まれた事業環境に置かれ、参加農協の努力と関係機関の協力と相俟ってかなりの進展を見た。先発グループは実施作業を進め、後発グループは5つの入植地において本格事業で約23,000ヘクタール、試験的事業で26,300ヘクタール、合計49,300ヘクタールとなり、農業開発会社の入植地建設基本計画の作成も一部地区を除きほぼ終了した。しかし、これを改訂計画と比較すると、土地の取得面積はその約6割に止まり、入植地建設基本計画の作成も一部地区を残した。融資額も約33,000千ドルに止まった。

87年に入ると、クルザード計画の失敗からブラジル経済は急速に悪化し混迷を極める中で、開発事業は深刻なマイナスの影響を受け、停滞した。先発グループは2年目の実施作業を前にして営農計画の再検討が必要となり、後発グループは農業開発会社の入植地建設基本計画の作成は終わったものの、入植希望者が減少して、入植農家の選定が困難となった。

(2) 87/88年度の改訂と事業の推進

農業開発会社は前年度と同様87年初め、クルザード計画の失敗から経済が混迷する中で、前年度の実績を踏まえ、当時の情勢をベースに開発計画の改訂を行い、これを87/88年度計画として5月の諮問委員会に提出、承認を得た。

計画の改訂に当たっては、当時の情勢は深刻で開発事業の推進は困難とさえ思われたが、事業の実施に期限があることもあり、また近い将来何らかの安定化措置がとられ、情勢の好転もあり得ることから、先発グループの実施作業の進展と後発グループの農業生産者の選定、実施作業への移行を図るとともに、本格事業の土地取得をすべて終わり、入植地建設基本計画の作成し、可能な限

り実施作業が開始されるよう事業の推進を図ることとした。このため、土地取得については、将来の需要の増加に備えて本格事業の実行面積を1万ヘクタール増加して16万ヘクタールとし、年度内の取得面積を約5万ヘクタールとした。これら事業に要する融資額は、総額の約50%、128百万ドルを予定した。

農業開発会社はこの計画に従って87/88年度の事業を進めたが、初めは経済の混迷が続いたものの、6月半ばには早くも予想通り新クルザード計画が実施され、これに伴い経済は落ち着きを取り戻し、開発事業の環境も好転するようになった。87年4月、月間インフレ率は遂に20%を越え、5月には危険視されるレベルの26%に達したため、6月半ば政府は2回目の経済安定化政策を実施した。この計画は新クルザード計画又は当時の大蔵大臣の名にちなんでレッセルプランとも呼ばれ、クルザード計画の失敗を生かし、物価、賃金の凍結の非正統的対策と通貨切り下げ、金融引締めの方正統的対策を結合させたもので、クルザード計画よりもフレキシブルな政策であった。主な施策は、物価、賃金を90日間凍結し、その後物価については調整を行い、88年より統制を解除し、賃金については自動調整制度を廃止し新しい調整指数（URP、3ヶ月ごとに過去3ヶ月間のインフレ率の平均値で賃金上昇を緩和する。）によって調整する。為替レートの中幅切り下げを行い、以後ミニ切り下げを継続する。通貨予算を連邦予算に組み入れ一本化し、伯中銀の優遇条件での原資の供給を禁止し、中銀の機能を通貨政策に限定する。南北鉄道等公共事業を一時延期又は中止し、輸入小麦にかかる補助金を廃止、公共料金を値上げする等であった。

この安定化政策は、前回のクルザード計画の時のような熱狂的政府支持はなかったが、経済の安定は誰しも望むところであり、財界やマスコミはこれを現実的、包括的な計画として概ね歓迎した。一般に複雑な沈滞した空気の漂う中で経済はやや落ち着きを取り戻した。

農業部門においては、86/87年度の穀類の生産は6,400万トンを超え、政府在庫も増した。しかし経済面から見ると市場価格は最低保証価格を下回り、生産農家が収穫直後債務の返済のため資金を最も必要としているときに資金不足から政府の買い上げが行われないことを示すものであった。7月この安定化政策に対応した一連の農業政策を発表し、食糧の増産、特に基礎食糧の確保、価格の安定の措置を明らかにした。この中で、農業融資については7月以降金利を農業投資、営農費とも全国一律年7%+OTN変動率100%（但し営農費の中、大農及びその組合は年9%+OTN変動率100%）、融資期間を固定投資6年を12年（据え置き2年）、半固定投資3年を6年（据え置き1年）に、融資限度を零細、小農及びその組合はVBCの100%、中、大農及びその組

合はVBCの90～50%とした。この新基準は新クルザード計画に即応して融資補助を撤廃する一方、営農費については僅かながら実質金利を引き下げ、融資期間、限度をかなり緩和し、農業生産者の負担の軽減を図ったものであった。またクルザード計画中に借り入れた農業生産者の債務の増大を救済する措置を講じた。

農産物の価格については8月、最低価格保証を改定し、若干の基礎食糧を除き、インフレ率には及ばなかったが引き上げを行った。またこの価格は収穫の開始時点まで毎月OTN変動率による修正を行い農業生産者のインフレによる被害の軽減を図った。農業生産者はクルザード計画の失敗によって大きな被害を受けたが、このような施策によって漸く落ち着きを取り戻すに至った。

協力事業については、クルザード計画の失敗後の混乱による事業の停滞を開くため何らかの措置が必要となっていたため、農業開発会社は、一般農業制度金融の融資基準の改定を機に、BCBや参加農協の協力のもとに政府関係者に特別プログラムの融資条件の緩和を強く要請し、日本側からも国際協力事業団は試験的事業の優遇措置を求めた。これに対し伯側も開発事業の実情から、融資条件の改善の必要性を理解し、9月、農業開発会社の要請をほぼ受け入れ、金利は従来どおり一般農業制度金融と同一としたものの、融資期間を固定投資は10年から12年（試験的事業は15年）、半固定投資、営農費及び組合融資は従来のそれぞれ10年、3～2年、15年を維持し、融資限度を営農費及び土壌改良剤は従来どおりVBCの100%、その他融資70～90%から90%（試験的事業は95%）に引き上げた。これにより金利は一般農業制度金融と同一であったが、融資期間及び限度は大幅に緩和され、一般農業制度金融に比しかなり有利なものとなった。融資対象に土地融資等あらゆる必要資金が含まれたことと相俟って、協力事業に対する魅力が再び高まった。

また、特別プログラムの融資条件の改定とともに、伯中銀は前年に定めた融資金の35%の負担を融資代行機関に義務付ける措置を全面的に撤廃し、以後中銀は融資代行機関の行う融資に対し全額再融資を行い、融資の円滑な実行が確保されることとなった。またこの頃大豆の国際価格はアメリカ、ヨーロッパの需要の増大、アメリカの作付面積の減少によって久しぶりに持ち直し、大豆を主作物とする生産農家の生産意欲が高まった。

このような内外の環境の好転によって開発事業は一般の評価も高まり再び活発化した。先発グループは2年目の実施作業を進め、新融資条件の決定の遅れにより若干の遅れはあったものの、ほぼ順調に作業を行った。後発グループでは、これまで入植希望者が減少した地域も再び増加するようになり入植農家の選定が進捗した。

本格事業のエントレリベイロⅢ、グワルダモール、ボンフィーノポリス各地

区の農協は、7月の一般農業金融融資基準の決定を受けて、農業開発会社の作成した入植地建設基本計画に基づいて、8月初めそれぞれロット抽選会を開催し入植農家のロットの割り当てを行った。エントレリベイロⅢ地区は十分な入植候補者があり、20ロット全部のロットを決定した。グワルダモール地区も希望者が増加し33ロット中12ロットを決定し、その後特別プログラムの融資条件の改定により増加し、18戸が入植した。ボンフィーモポリス地区でも希望者が増加したが、地主のほかに約3,000ヘクタールの土地の所有権を主張するものが現れ、これを除き52ロット中31ロットの入植者を決定し、29戸が入植した。

試験的事業では、オーロベルデ入植地はその後入植希望者が3戸増え15戸が入植した。ブラジルセントラル地区は3月に決定した30戸すべてが入植した。これら入植農家は、農業開発会社の作成した営農計画に従って実施作業を開始した。

また入植地の選定を見合わせていたゴヤス州のコプラップ農協は、6月新クルザード計画の発表とともに入植地の選定作業を再開し、7月ブラジリアの北方ジョンダアリアニサ及びニケランジャ郡の地域で入植地を選定し、地主と取得交渉を行い、7月交渉がまとまり、10月土地融資を受けた。

さらに、新クルザード計画発表直後の6月半ばコパデフ農協が参加を表明し、7月農業開発会社と協定を締結し、ミナス・ジェライス州クオルモーゾ郡で入植地を選定、土地を取得し、12月土地融資を受けた。また特別プログラム融資条件の決定直後の9月にはコパゴ農協が参加を強く希望し、10月農業開発会社と協定を締結し、ミナス・ジェライス州のブリティス郡で入植地を選定した。このほかゴヤス州のコカリ農協は前からパイネイラ地区の拡大を予定していたが、年末になってクリスタリーナ地域で入植地を選定した。またミナス・ジェライス州のコペルバップ農協もエントレリベイロ地区の拡大を目的に隣接地を新入植地として選定した。

新に参加を決定したコパデフ農協は、ブラジリア連邦区に入植した農家により1978年に設立した農協で、ブラジリアに住所を置き、組合員111名、主に大豆、とうもろこし、陸稲、肥料、農薬を取り扱い、一応の技術能力を持ち、堅実な農協であった。またコパゴ農協はコパデフ農協より分かれ1985年に設立したもので、参加農協中最も新しく、ゴヤス州の国道20号線沿いのフォルモーザに住所を置き、組合員197名、主に大豆、陸稲のグリーン及び種子を扱っていた。協力事業の魅力が高まるとともに地元農協として参加を強く希望し、経営基盤は強固ではなかったが、その熱意を評価し特に参加を認めたものであった。

これら新しく参加した農協が選定した入植地と既参加農協が追加選定した入

植地（以下「終発グループ」という。）の概要は次のとおりであった。コブラップ農協の入植地は南緯14度15分、西経47度45分、ブラジリアの北方12キロメートルのゴヤス州ジョンダリアンサ及びニケランジャ郡にまたがる4団地からなり、面積約10,000ヘクタール、国道20号線より州道があり、標高1,000メートル、地形は丘陵又は緩傾斜、植生はセラード、土壌は暗赤色ラトソール、年雨量は1,500～1,700ミリメートル、大豆、陸稲、とうもろこし、コーヒー、柑橘等の栽培に適し、地主は3名、地価は普通である。

コパデフ農協の入植地は南緯14度50分、西経46度30分、ミナス・ジェライス州西北端フォルモーゾ郡のゴヤス州との州境にあり、国道20号線に近く、面積約14,000ヘクタール、標高1,000メートル、地形は卓上地、平坦で、土壌は赤黄色ラトソール、植生はセラード、年雨量1,200～1,600ミリメートル、大豆、陸稲、とうもろこし、コーヒー、柑橘の栽培に適し、地主は2名、地価は普通である。

コバゴ農協の入植地は南緯15度25分、西経46度30分、ミナス・ジェライス州西北端のブリティス郡にあり、面積約13,500ヘクタール、標高900メートル、地形は卓上地、平坦で、土壌は赤黄色ラトソール、植生はセラード、年雨量は1,200～1,600ミリメートル、大豆、陸稲、とうもろこし、コーヒー、柑橘の栽培に適し、地主は3名、地価は普通である。

コカリ農協のクリスタリーナ入植地は、南緯16度05分、西経47度20分、ゴヤス州のクリスタリーナ郡にあり、パイネイラ地区に近く、面積約5,000ヘクタール、標高900～1,000メートル、地形は卓上地、平坦で、土壌は暗赤色ラトソール、植生はセラード、年雨量は1,200～1,500ミリメートル、大豆、とうもろこし、陸稲、コーヒー、柑橘の栽培に適し、地主は2名、地価はやや高い。

なお、コペルバップ農協の入植地は、エントレリベイロ地区の隣接地で、面積約2,500ヘクタール、入植地の状況はエントレリベイロ地区と同様である。

以上のように開発事業は87年下半期においてはかなりの進捗を見たが、この間ブラジル経済は、貿易収支が為替の切り下げ等により110億ドルを超えた他は一般に停滞し、経済成長率は3.6%に低下し、失業者も増大した。また物価も新クルザード計画以降低く抑えられていたが、調整段階に入った10月以降は再び上昇し、公共赤字の削減や財政改革の進まないまま11月には月間インフレ率は14.5%にものぼり、12月には更に15.9%となった。新クルザード計画は所期の目的を達成することが出来ず、計画は挫折し、ブレッセル蔵相は12月辞任した。

相次ぐ安定化政策の失敗は、これら政策が効果のなかったことを示すものとして国民に失望と不安を与え、88年の成り行きが注目されたが、88年の年頭にサルネイ政権の4代目蔵相に就任したノブレガ蔵相は、過去2回の失敗を繰り返すことを避けてオーソドックスな物価管理法を採用し、外債にかかわる債権銀行との再交渉、輸出の増進による高い貿易収支の維持、公共経費の削減、C I P（省間物価審議会）及びS E A P（供給及び価格特設局）による物価管理等を優先事項として進め、月間インフレ率を15～17%に押さえる方針をとった。これにより経済に大きな変動はなく、インフレは上半期は月間インフレ率は16～19%と高率ながら安定的に推移した。終発グループのコバゴ農協やクリスタリーナ農協は、選定した入植地の土地取得を進め、農業開発会社は土地取得の終わった入植地について入植地建設基本計画を作成した。

以上のように87/88年度においては、下半期に開発事業は活発化し、10地区の入植地で事業の実施作業を行い、終発グループでは既参加の3農協と新に参加した2農協が5つの入植地を選定し、そのうち2入植地で土地を取得した。これによって入植地は12の参加農協による15地区となり、取得した土地面積は本格事業97,000ヘクタール、試験的事業60,000ヘクタール、合計157,000ヘクタールとなった。しかしこれを年度始めに予定した実行面積には及ばず、その86%に止まり、入植地建設基本計画の作成も一部に止まった。融資額も約80,500千ドルに止まった。

（3）88/89年度の改訂と事業の推進

農業開発会社は前年度と同様、88年初め、ノブレガ蔵相によるオーソドックスな価格管理によって、これまでのような経済の大きな変動もなく、インフレ率は高率ながら安定的に推移する中で、前年度の実績を踏まえ、当時の情勢をベースに開発計画を改定し、これを88/89年度の計画として4月の定時総会に報告した。

計画の改訂に当たっては、先発グループ及び後発グループの事業実施作業の終了又は促進を図るとともに、終発グループの土地取得を年度内に終わり、入植地建設基本計画を作成して事業実施作業を進め、全体の開発事業を年度内に概ね終了することとした。このため終発グループの土地取得については、一般の評価と関心の高まりに伴う入植希望者の増加や参加農協の入植地の拡大の希望に対応して、本格事業の実行面積を更に1万ヘクタール増加し、第1段階と同様2割増の12万ヘクタールとし、試験的事業と合わせて総実行面積を18万ヘクタールとし、年度内に4万ヘクタールを新に取得することとした。これら事業に必要な総融資額を168,000千ドルと見積もった。

ノブレガ蔵相のオーソドックスな安定化政策は引き続きつづけられ、5月に

は経済調整近代化計画を発表し、公共支出の削減、技術導入の促進、工業製品の輸入の簡素化、輸出の原則自由化を打ち出した。物価はこのような努力によって6月頃までは高率ながら安定的に推移したが、7月以降は再び月間インフレ率が20%を越えた。

しかし、貿易収支は好調で、外債問題についても6月には民間銀行団との債務交渉が決着し、7月から8月にかけて5年半ぶりにIMFのスタนด์バイクレジットが供与され、パリクラブの公的債務の繰り延べも大筋決着し、先進各国による救済が実現することとなった。

農業は概ね好天に恵まれ、穀類の生産高は前年を上回る6,500万トンに達し、またアメリカの50年振りといわれた中西部の早魃をはじめ、中国南東部の高温、早魃、ソ連ボルガ川以東の早魃等異常気象によって大豆、とうもろこし等の国際価格が4月以降高騰し、生産農家特に大豆生産農家の生産意欲が高まった。

88年にとられた農業政策として最も重要な措置は、3月、政府の市場介入にルールを設けて農業生産者の保護と政府支出の削減を図ったことと、10月の新憲法の制定により農業政策の方針が明らかにされたことであつた。

伝統的にブラジル政府は農産物の買い付け、輸送、流通、輸出入のすべてにかかわってきたが、86年以降の経済の激変、政策のめまぐるしい変化の中で、その欠陥が表面化し、特に民間の在庫保有市場の萎縮と相俟って辺境地域の穀物の主要買い手となつた政府の手に大量の穀物在庫が積み増しされ、食料価格の調整のため輸入とともに放出されたが、この放出や輸入は特定の基準もなく随時行われ、時として国内市場を乱し、価格の低下を招き、生産者の収益を圧迫するとともに公的部門の在庫管理の非効率性から財政支出の増大を招いた。政府の市場介入のための支出は85～88年には農業支出全体の80%にもものぼつたといわれる。

このような政府介入に伴う弊害を除去するため、3月、政府は農産物市場を規律を保たせて自由化し、在庫の放出や輸入は市場価格が一定限度に達したとき初めて行い得ることとし、介入のルールを明確にした。この政策は効果的に機能し、大豆、オレンジ等の国際価格の上昇と相俟って、農業部門は全般的に例年を上回る収益を得、資本を強化した。その結果生産者は安い市場価格で農産物を手放さざるを得なかつた過去に比し、より長期に農産物を保留する力を蓄えることが出来た。

88年にはまた5月、繰綿、米、とうもろこし、大豆を対象に輸出入を自由化した。但し、米、とうもろこしについては事前承認制が設けられ、またこれら農産物の輸入については輸入品のコストが国内市場価格に見合うよう輸入関税の見直しが行われた。

制憲議会は9月、1年7ヶ月にわたった新憲法の審議を終え、10月、ブラジルの史上8番目の新憲法を公布した。この中で農業部門に対しては、農業政策及び農地改革に関する章を設け、国は社会利益のため農地改革を目的とした遊休地の接収を行う権利を明らかにするとともに、生産中の農地や中小農業者の農地は接収の対象とされないこと、接収は実質価格を保証する農業債権により補償されること等を定め、農業政策は、農業者、労働者、関連部門の参加のもとに企画され、融資、生産コストに見合う価格の保証、調査及び技術開発援助、技術指導及び普及、農業保険、協同組合活動、農村電化及び灌漑、農村労働者住宅が考慮され、暫定措置として国は灌漑のための資金を中西部地方に20%、東北地方特に半乾燥地帯に50%を適用すること等を規定した。

その他の措置としては、8月初めパコッテを発表し88/89年度の農業政策を明らかにし、農業融資については特に変更することなく、前年同様の基準を継続したが、営農費の融資限度について大豆の融資限度を引き下げるとともに、とうもろこしの融資限度を引き上げ、国際価格の上昇による過熱気味の大豆生産を抑制し、飼料作物のとうもろこしの生産を奨励する措置をとった。また、最低保証価格をOTNの変化率による修正付きで設定し、とうもろこし、米、フェジョンについてはプレミアム（5%）を付けた。

このように88年は高いインフレ率とクルザード計画による傷痕は残ったものの、国内政策に大きな変動もなく、大豆、とうもろこしの国際価格の上昇や政府の市場介入の後退等もあって、比較的安定した生産体制にあった。この中で協力事業は引き続き国の重要事業とされ、4月にはエントレリベイロI地区に導入した45基のピポットセントラルの完成式にサルネイ大統領が出席し、セラード開発の重要性と協力事業の成果を賞賛した。

また、8月のパコッテにおいて発表した大豆作の営農費融資限度の引き下げ等の措置も協力事業には適用せず従来どおり据え置かれた。この間1月には新クルザード計画に基づく伯中央銀行の機能の変更により、特別プログラムが大蔵省に移管され、後に述べるように両国間で融資スキームの調整が行われた。調整には時間がかかり、その間日本側からの中央銀行への貸付が中断し、事業参加者への融資も遅れを免れ得なかったが、幸いにして融資スキームの変更も最小限に止められ、日本側からの資金の供給が中断した間は伯側資金で融資が継続され、事業の推進に大きな支障を来たすことはなかった。

また、開発事業の進展に伴って前年度半ば頃から農畜物の流通、加工、石灰製造等のアグロインダストリーの導入についての要望が出始めた。もともと第2段階準備の段階から開発事業には農業生産活動のみでなくその効果を高めるため必要なアグロインダストリーを出来る限り導入することが考えられていたが、農業生産活動を優先する方針のもとに、この事業についての具体的扱いは

明確にされていなかった。伯政府、中央銀行はこれを積極的に導入したいとし、87年8月、融資基準とともに実施案を日本側に提案して来た。日本側も検討を進め、10月、日本側の対案を提示するとともに、調査ミッションを派遣し協議した結果、合意に達し、88年2月合意書を取り交わした。これによってアグロインダストリーの事業種目は農産物の流通、処理加工及び資材の供給とし、事業参加者は原則として参加農協、施設の利用者の過半は入植地区及び周辺地域の農家、施設の立地は入植地区内又はその周辺地区とすることとなった。融資についても融資限度、融資枠、融資条件についての方針を定めた。

さらに第2段階の日本側からの資金の貸付期間は1985年3月から4年間であったが、この間の相次ぐ悪条件により、期間内に開発事業を完成することは困難となったため、3月、日本側は政府関係者によるミッションを派遣して、事業の進捗状況についての中間評価を行い、事業の進め方を伯側と協議した。伯側は3年間の延長を求めたが、日本側は返済スケジュールに変更を及ぼすような延長は困難であるとし、協議した結果、約1年の延長の措置をとることで合意した。

このような事業環境の好転の中で、前年半ば以降活発化して来た開発事業は一般の評価と関心が益々高まり、一段と活気を増し、後発グループや終発グループの地区では入植希望者が増加し、本格的な事業の進展を見るようになった。先発グループは残っていた実施作業を行い、第3作の作付けを進めた。後発グループのグワルダモール、ボンフィーノポリス、オーロベルデ地区では入植希望者が増加し、それぞれの農協は8月頃までに多くの希望者の中から残っていたロッテの入植者を選定し、ロッテの割り当てを行った。割り当てを受けた農家は、ボンフィーノポリス地区を除き農協の支援のもとに入植し、実施作業に移った。ボンフィーノポリス地区では所有権をめぐる係争が長引き入植した農家は2戸に止まり、残りは次年度に持ち越さざるを得なかった。

選定を終わった後発グループの入植農家のプロフィールを見ると、エントレリベイロⅢ地区は、同Ⅱ地区と同様ミナス・ジェライス州出身者が半数を上回り、年齢は20～30歳が半数に近く、Ⅱ地区より若い。学歴はⅡ地区と同様比較的高く、職業も農業が半数を下回り、農業経験も比較的短い。次にグワルダモール、オーロベルデ、ブラジルセントラルの日系3農協の地区では、日系農家がそれぞれ60%を占め、出身地は共にサンパウロ、パラナ州が最も多く、年齢は20歳台が50～60%を占め、一般に若く、学歴は第1段階の場合と同様高く、大学卒業者が30～40%を占める。職業は農業が半数を上回り、農業経験も10年以上が60%を上回り豊かである。なおボンフィーノポリス地区ではサンパウロ及びミナス・ジェライス州出身者が多く、年齢は20歳台がやや少なく、30～40歳台が35%を占める。学歴は中学卒が半数に近く、

職業は農業が40%とやや低い。このように後発グループ地区の入植者の中では、選定が難航したにもかかわらず、日系農協の地区の入植者が第1段階と同様、年齢が若く、教育程度も高いのが特徴である。

また、終発グループの入植地では、農業開発会社は土地取得の終了したものから順次入植地建設基本計画の作成を進め、コブラップ及びコパデフ農協の入植地は88年初めまでに、コパグロ及びコカリ農協の入植地は5月頃土地取得の終了後間もなく、コペルバップ農協の入植地は土地取得に先立ち作業を一応終わった。この間これら農協では事業環境の好転に加え、パイネイラ地区やグワルダモール地区の87/88年度の作柄が良好であったことから、入植地の拡大意欲が旺盛で、コブラップ、コパデフ、コパグロ農協は入植地の隣接地を追加取得して入植地を拡大した。その結果、入植地面積は、コブラップ農協入植地は約14,300ヘクタール、コパデフ農協入植地約17,900ヘクタール、コパグロ農協入植地約15,100ヘクタールとなり、農業開発会社はこれに応じて改めて入植地建設基本計画を見直し調整した。これにより各参加農協が定めた入植地名と各入植地のロッテ数、ロッテ当たり面積は次のとおりであった。

(本格事業)

コブラップ農協入植地・・・ブリティアルト地区

ロッテ数 37、 ロッテ当たり面積 385ヘクタール

コパデフ農協入植地・・・・ピラティンガ地区

ロッテ数 47、 ロッテ当たり面積 381ヘクタール

コパグロ農協入植地・・・・ブリティス地区

ロッテ数 38、 ロッテ当たり面積 390ヘクタール

コカリ農協入植地・・・・クリスタリーナ地区

ロッテ数 13、 ロッテ当たり面積 380ヘクタール

コペルバップ農協入植地・・・エントレリベイロⅣ地区

ロッテ数 7、 ロッテ当たり面積 367ヘクタール

(エントレリベイロⅢ地区隣接地)

これら農協はコペルバップ農協を除き、土地取得とともに入植農家の選定を進めたが、各地区とも希望者が殺到し、選定は順調に行うことが出来た。コペルバップ農協は土地取得が地価を巡って難航し、入植農家の選定を見送った。この農協を除く4農協は、7月頃ロッテの割り当てを行い、入植農家は実施作業に移り、農業開発会社や関係機関の支援により作業は一気に進捗した。

この間、ブラジル経済は87年に次ぎ停滞し、成長率は83年に次ぐマイナス0.1%であった。貿易収支のみは国内需要の減退等により190億ドルと史上最大を記録した。しかし物価は年間を通じて各種の努力が払われたが上昇

し、月間インフレ率は7月以降は20%を超え、年末には30%近くとなり、予想を大幅に上回りハイパーインフレーションへの危険性を見せるに至った。このため89年に入った直後の1月15日、サルネイ政権最後の安定化政策「夏プラン」が実施された。

この政策は当時年1,000%にも達していた物価の上昇傾向のハイパーインフレ化を阻止することを目的とした物価の凍結、流動資金の吸収のための高金利政策を特徴とした。その内容は、物価の無期限凍結、財政均衡、行政改革、デノミネーション(1,000クルザードを1クルザードノーボに切り替える)、価値修正に用いられたOTNの廃止、給与調整に用いられたURPの廃止(調整を労使の交渉に委ねる)、公共投資の制限等であった。

この夏プランは前2回の失敗に懲りた国民の政府への信頼感の希薄化からクルザード当時のような政府支持は得られなかった。公的支出に対する統制力を失った政府は、財政赤字を賄いインフレを阻止するために、高利回りの短期国債に全面的に依存した。4月には生活必需品の価格の調整、OTNに代わるBTNの発行等プランの手直しが行われたが、物価は5月までは月間インフレ率10%以下で推移した。各地区の入植農家は、経済の不確実性の増大する中で、将来に対する懸念が増幅したものの、次期営農計画の検討を進めた。

(4) 89/90年度の改訂と事業の完遂

農業開発会社は、89年初め延長された最後の89年度の事業計画を作成した。計画は残されていた一部地区の土地取得を終わり、全地区で実施作業を行い完了して開発事業の完遂を期することとした。

夏プランにより物価は5月までは月間インフレ率10%以下で推移したが、一部産品やサービス料金の凍結解除の後6月以降再び上昇を開始し、第3四半期は月間30%、第4四半期には40%を越えた。しかし需要の増加により工業部門はやや回復し、貿易収支も好調であった。

農業は前年の大豆の国際価格の高騰に刺激されて、多くの農家が資金の不足を自己資金で賄い、穀類の生産は史上初の7千万トンに達し、3年連続して記録を更新した。大豆も飛躍的に増産し、前年を6百万トン上回る24百万トンに達した。しかし農業は短期間ではあったものの夏プランにより深刻な影響を受け、また大豆の国際価格も下半期には急速に下落し、農業生産者は苦しい立場に立たされた。

夏プランによる最も大きな影響は、財政引締めや高金利政策に伴う農業融資資金の極度の不足であった。農業融資の原資は商業銀行の当座預金の一定割合の義務額、ブラジル銀行のポーパンサルラル(農業貯蓄預金)及び国家予算による資金であったが、商業銀行の義務額は金融投資に資金が流れ利息のつかない

い当座預金は減少し、ポーパンサルラルは支払利息と受け取り利息の幅の縮小により運用が困難となり、国家予算による資金は大幅に抑制された。その結果、農業融資資金は極度に減少し、89年の農業融資の貸付残高は88年に比し実質的に50%減少した。

また、農業融資の融資条件についても、***初め新規の融資については、価値修正の基準をOTNからIPC（消費者物価指数）に、金利を年7又は9%から、12%又は自由金利（農業ポーパンサ預金を原資とするもので25～30%程度）に変更する措置をとった。

次に大きな問題は、価格の凍結や為替レートの固定が農業生産者の収益を圧迫したことであった。穀類を中心とする夏作物の販売時期は年の上半期に集中するが、この時期に夏プランにより小売価格が凍結され、高金利政策により需要の伸びがないまま生産者価格が停滞し、また為替レートが凍結されたため輸出農産物、特に大豆の国際価格がまだ比較的高かったにも拘わらず販売収入は実質的に低く、農業生産者は大きな被害を受けた。5月下旬から6月にかけて大豆生産者による政府に対する抗議運動が全国的に展開し、為替レートの大幅引き下げを要求した。中西部地方で始まったこの運動は、東南部、南部地方に伝播し、これに大豆を原料とする工業が同調し、所によっては自治体も応援し、騒ぎは全国的なものとなり政府は緊急対策を迫られた。6月末政府は遂に為替レートの中幅12%の切り下げを発表し、事態は一応収束した。夏プランに対する批判は大豆生産者のみでなく、米作や砂糖きび生産者等の間でも続いた。

また、大豆の国際価格は、89年初めから下降し始め、下半期には89年初めの50%近い水準に下落した。一部の生産農家は小売価格の凍結解除や大豆の価格の回復等を期待して収穫直後の販売を手控え、価格の安くなった下半期に販売したため収益が減少し、次期作付け資金の欠乏といった最悪の事態を経験した。一部前線地帯では融資の返済に窮する生産者が出る等の問題を生じた。

このように89年は農業の内外環境は厳しく、協力事業も同様であったが、伯政府はこれを引き続き国の重要事業として、特別の配慮のもとに推進した。一般農業制度金融が抑制されたにも拘わらず、特別プログラム基金からの融資は別枠とされ、融資条件も据え置かれた。また特別プログラム基金からの融資を受けられないまま第3作目以降の入植農家に対しても、89/90年度に限りこの基金からの営農融資を行うことを日本側に提案し、日本側もこれに同調し円滑な資金の調達が確保された。

また、農業生産の増大の必要性が続く中で、協力事業に対する一般の評価と関心は事業の進展とともに年々高まり、88年末頃から事業の継続を望む声が高まった。次章で述べるように、伯側は89年初め次期協力事業の計画案を提出するとともに合同評価の実施を要請した。これを受けて合同評価が5月から

6月にかけて両国政府関係者によって行われた。引き続き次期協力事業に関する両国間の協議が行われ、同年末次期協力事業の調査検討を深めるとともに、本格事業については、貸付期間の延長により残された経営の多角化、灌漑施設の整備、アグロインダストリーの導入等の事業の継続実施が原則的に決まった。これにより本格事業は、事業の補完とともに、その効果が一段と高められることとなった。

このような状況の中で開発事業は延長された事業期間の終わる90年初めまでに完遂を目指して参加農協、関係機関、入植農家が一体となって推進した。その間後発グループのボンフィーノポリス地区の土地紛争問題も解決し、土地面積が若干減少したものの入植を保留していた入植農家は入植し実施作業を行った。また、価格問題で土地取得が遅れていたエントレリベイロⅣ地区の土地取得も決着し、予定していた入植農家は入植し実施作業を行った。

これら終発グループの入植農家のプロフィールを見ると、エントレリベイロⅣ地区は7戸で、エントレリベイロⅡ、エントレリベイロⅢ地区と同様ミナス・ジェライス州出身者が主体で、年齢は30歳台が多く、学歴の程度が比較的高く、農業以外の職歴の者もかなり含まれる。ピラティンガ及びブリティス地区は地元農協のコパデフ及びコパグロ農協の入植地で、入植者の入植前の住居地はDF及びゴヤス州が多いが、出生地はルーツのリオグランデ・ド・スール、パラナ州等の南部諸州が多い（ブリティス地区は日系7戸を含む。）。年齢は20歳台がピラティンガ地区では約7割、ブリティス地区では約5割と若く、学歴の程度は中学卒が多いが、大学卒も30%近くを占める。入植前の職業は農業が大部分であるが、農業技師等もかなりある。農業経験も豊かである。ブリティアルト及びクリスタリーナ地区はパラナ州のコブラップ及びコカリ農協の入植地で、パラナ州出身者が多く、ミナス・ジェライス、ゴヤス州出身を含む（日系農家が前者で1名、後者で2名ある。）。年齢は20歳台が約半数を占め、学歴の程度は中学卒が半数を占めるが、大学卒も3割程度ある。職業は農業がほとんどであるが、農業技師もかなり含まれる。このように終発地区の入植者は一般に年齢が若く、学歴の程度も比較的高いのが特徴であるが、これは希望者が何れの地区も殺到し、多くの希望者の中から選定出来た結果であろう。

以上により、89年までに土地取得はすべて終わり、入植地建設基本計画の作成と入植農家の選定もすべて終了した。入植地区は12の参加農協により15地区となり、取得した土地面積は約18万7千ヘクタール、入植農家は約500戸であった。これら各地区の入植農家は各年次の改訂計画に基づき実施作業を進めた。

89年12月には、大統領選挙が行われ、コロール氏が当選し、90年3月コロール新政権がサルネイ政権に代わることとなった。開発事業は予定より約

1年多い5年を要したが、政権の交代を前にして90年初め完了した。

2、開発事業の実施と調整、事業資金の配分

(1) プロジェクトの構成と実施作業の手順

上述の通り、第2段階の開発事業は、本格事業が8参加農協による8入植地、試験的事業が4参加農協による4入植地、合計12参加農協による15入植地のプロジェクト（サブプロジェクト）によって構成した。本格事業のエントレリベイロⅢ、Ⅳ地区は、コペルバツプ農協によるエントレリベイロⅡ地区の拡張地区で、クリスタリーナ地区もコカリ農協によるパイネイラ地区の拡張地区であるので、実質的には12参加農協による12プロジェクトであった。

これらプロジェクトは、入植地の決定の時期により先発グループ、後発グループ及び終発グループの3グループに分けることが出来、概ね86年から88年の間に逐次入植、実施作業に移った。グループ毎の地区と、入植地の決定及び実施作業の開始時期を改めて整理すると次のとおりであった。

1) 先発グループ・・・入植地の決定85～86年

実施作業の開始86年（一部を除く）

(本格事業)

エントレリベイロⅡ地区

パイネイラ地区

アルボラーダ地区

(試験的事業)

ピラバ地区

アナテラ地区

2) 後発グループ・・・入植地の決定87～88年

実施作業の開始87～88年

(本格事業)

エントレリベイロⅢ地区

グワルダモール地区

ボンフィーノポリス地区

(試験的事業)

オーロベルデ地区（日系）

ブラジルセントラル地区（日系）

3) 終発グループ・・・入植地の決定88年

実施作業開始88年

（エントレリベイロⅣ地区は89年）

(本格事業のみ)

ピラティンガ地区
ブリティス地区
ブリティアルト地区
クリスタリーナ地区
エントレリベイロIV地区

(これら地区はエントレリベイロIV地区を除き何れもミナス・ジェライス、ゴヤス州のシャパトンに位置する。)

次に、これらプロジェクトの実施作業と手順は、原則的には第1段階入植プロジェクトと同様、入植の支援、土地の分譲、融資及び技術援助、入植農家の生産活動、参加農協の施設の整備、入植地の定住地としての整備及び基幹的インフラストラクチャーの整備の作業を概ねこの順に従って実施した。ただ第1段階とは開発方式に若干の相違があるので、部分的には異なる方法をとった。その主要なものは次のとおりであった。

1) 土地の分譲及び土地融資

第2段階では、参加農協が土地の取得、分譲を行うこととなっていたため、85年8月の中銀回章に従い、次の手順でこれを行った。まず参加農協は農業開発会社の指導のもとに土地を取得し、融資代行機関から土地代(入植地建設基本計画作成費等を含む)の融資を受ける。次いで参加農協は取得した土地を農業開発会社の入植地建設基本計画に従って境界を画定し、定められた面積のロッテに分割する。農業開発会社と参加農協は共同して抽選会を開催し、ロッテ割を行い、譲渡契約により入植農家に分譲する。分譲を受けた入植農家は、その土地にかかる土地代の融資残高の債務を引き受ける。最後に入植農家、農協、融資代行機関の三者で追加契約を行い、分譲を完了する。

2) 投資及び営農費融資

融資に必要な営農計画の作成は、コチア産組を除き農業開発会社が一元的に行い、本社の技術スタッフの全般的な調整のもとに、参加農協との技術契約に基づき各州入植地の周辺都市に設けた地域事務所のコーディネーターが州内入植地の指導、調整を行い、その指導調整のもとに配置した間接雇用による農業技師(試験的事業では各入植地の現地事務所に配置した間接雇用の農業技師)が作成に当たり、融資代行機関に提出した。コチア産組では、特別技術契約に基づき、同産組の農業技師が地域事務所のコーディネーターの指導、調整のもとに作成した。営農計画は第1段階と同様、数回に分けて行った。融資代行機関は審査の上、農業開発会社の農業技師又はコチア産組の農業技師の文書による勧告に従って融資を実行した。

3) 技術指導

技術指導は、営農計画の作成と同様、間接雇用による農業開発会社又はコチア産組の農業技師が、地域事務所のコーディネーターの指導、調整のもとに実施した。

4) 融資代行機関

各地区の融資代行機関は次の銀行であった。

(本格事業)

エントレリベイロⅡ地区

ミナス・ジェライス州開発銀行 (BDMG)

エントレリベイロⅢ及びⅣ地区

ブラジル銀行パラカツ支店

グワルダモール地区

ブラジル銀行パラカツ支店

ボンフィーノポリス地区

ミナス・ジェライス州開発銀行

ピラティンガ地区

ブラジル銀行クオルモーザ支店

ブリティス地区

ブラジル銀行ブリティス支店

パイネイラ地区

ブラジル銀行クリスタリーナ支店

ブリティアルト地区

ブラジル銀行フォルモーザ支店

クリスタリーナ地区

ブラジル銀行クリスタリーナ支店

アルボラーダ地区

ブラジル銀行カマプアン支店

(試験的事業)

ピウバ地区

マットグロッソ州立銀行

ブラジル銀行ディアマンティーノ支店

アナテラ地区

協同組合信用銀行

ブラジル銀行ディアマンティーノ支店

オーロベルデ地区

ブラジル銀行バヘイラス支店

ブラジルセントラル地区

バイア州開発銀行（DECEN BANCO）

（２）開発事業の実施

１）先発グループの事業実施

先発グループの各地区の参加農協は何れも早くから参加を準備し、事業開始後いち早く参加し、厳しい融資条件にも拘わらず積極的に計画を進め、開発の熱意の高い組合であった。このうちコカリ農協とカマス農協は早くから参加を準備し、前者はクリスタリーナ市、後者はカマップアン市に支部を設け、倉庫等の施設を整備し、事業開始後間もなく事業に参加し計画を進めた。各組合は８６年５月にはクルザード計画による事業環境の好転に恵まれ、勇躍実施作業を開始した。５月から７月にかけて（コペルバップ農協は８５年１１月）一斉にロッテ抽選会を開催し、１８６戸の入植農家のロッテ割りを行い、土地の分譲を行った。入植農家は農業開発会社の指導により、融資代行機関に土地代及び営農資金の融資の申請を行い、農業開発会社は営農計画の作成を進めた。この営農計画の作成は９月頃までに終わり、融資代行機関に送付した。入植農家は伐開、開墾、土壌改良、資機材の購入等の作業を進めた。

ところが、この頃のブラジルでは、空前の消費ブームによる品不足が著しくなり、農業部門でも資機材は農業融資の金利負担の軽減や価格の公定等により需要が増大し、これに対する供給の遅れと相俟って入手が困難となり、一部では業者が価格を提示しないとといった状況であった。融資についても、融資代行機関の３５％負担問題の解決の遅れのほか、融資代行機関のほとんどが協力事業については初めての経験で融資事務の不慣れのため、融資申請の審査や契約に手間取り、実行が遅れた。このような困難にも拘わらず参加農協はこの事業を組合と組合員の将来を拓く大事業と位置付け、必要な資機材の購入代金を立て替える等、組合と組合員が一丸となって事業を推進した。アルボラーダ地区のカマス農協は、既述の通り計画段階で土地代を組合長の個人保証で商業銀行から借り入れ立て替えたが、入植農家の開墾、機械の購入についても再度組合長の個人保証で、市中銀行を利用して適期に実施し、安い価格で購入させた。また融資代行機関の融資も経験とともに円滑化し、１１月以降は順調に契約、実行された。実施作業はこのような参加農協の努力と融資代行機関の協力のほか、農業開発会社の実績を評価した業者の協力によって急速に進展した。

このようにして８６／８７年度には、伐開、開墾、土壌改良面積は、本格事業の３組合で予定の７０～９０％、試験的事業のピウバ地区で９０％に達した。ただ試験的事業のアナテラ地区は植生が熱帯降雨林に似たセラド

ンであったため開墾に手間取り、86/87年度の作付けに間に合ったのは2戸に止まり、他の大部分は一旦故郷に帰り87年の雨期明けを待った。従ってグループ全体の伐開、開墾、土壌改良済み面積は約32,000ヘクタールで、改訂計画に対してはかなり遅れ、入植農家も148戸となり、ほかに土地持ち農家6戸が参加した。機械施設の整備は、遅れはしたものの、計画に沿って進展した。各地区では86/87年度の第1回の作付けを行い、約28,000ヘクタールに大豆、陸稲を作付けたほか、コーヒー、ゴム等の植付けを行った。このほか参加農協は穀物倉庫、サイロ等の施設の建設を計画し、融資を申請した。また各州政府道路局の協力により、地区内、地区外の道路の整備が着手され、パイネイラ地区ではゴヤス州電力公社の協力による一部電化工事も着手された。なお、パイネイラ地区では、電力公社の協力のもとに灌漑施設の整備について計画の作成を始めた。

2年目の87/88年度においては、初めはクルザード計画の失敗による混乱から営農計画の見直し、融資代行機関との協議に時間を費やさざるを得なかったが、下半期には新クルザード計画後の金利の改定や協力事業についての融資限度や期間の緩和のほか、大豆の国際価格の持ち直しによって情勢は好転し、融資は若干の遅れはあったものの順調に実行され、入植農家はアナテラ地区を含め186戸となり、第2年目の実施作業を進めることが出来た。87/88年度の伐開、開墾、土壌改良面積はグループ全体で46,000ヘクタールとなり、予定の90~100%とほぼ完成した。機械、施設の整備もほぼ完成した。87/88年度の作付面積は約44,000ヘクタールとなり、大豆、陸稲等の作付けのほか、コーヒー、柑橘、ゴムを植え付け管理を行った。また、参加農協による共同利用施設の建設や、州政府道路局による道路、電力公社による電化工事も進んだ。パイネイラ地区の灌漑施設の整備は、電力公社の協力を得て、入植農家の29戸のうち24戸がピポットセントラル(平均60ヘクタール規模)を導入し、動力は電力、水は小川に接したロッテは直接小川から揚水し、その他の大部分は湧水を堰き止めて造成した溜池(6箇所)の水を取水する計画がまとり融資を申請した。

3年目の88/89年度は、インフレは高い水準にあったものの、事業環境は概ね安定し、大豆の国際価格の高騰する中で各地区は整地のほか水道、電気引込み線の整備、農協施設の建設等、残っていた作業を特別プログラム資金で行うとともに、88/89年度の作付けを一般農業制度金融によって行った。88/89年度の作付面積はグループ全体で約49,000ヘクタールと前年度を上回り、大豆、陸稲、とうもろこしの作付けのほかコーヒー、柑橘、ゴム、ウルクン等の植付け管理を行った。組合施設もほぼ

完成し、グレーン倉庫13万トン、乾燥機、種子精選施設、資材倉庫等を整備した。州道路局の協力による地区内道路約200キロメートルの整備が終わり、地区外道路も着手され、アルボラーダ地区では150キロメートルの工事が始められた。電力会社による電化工事も進み、中でもパイネイラ地区では180キロメートルの送電線が整備され、電力によるピポットセントラル24基の灌漑施設の整備が完成した。これによる灌漑面積は地区作付面積の約5,000ヘクタールの半ばに達すると見込まれ、投資額は平均3,000ドルであった。また一部地区では電話も開通し、小学校等公共施設も整備された。

このように、先発グループは、途中で多くの困難があったが、関係機関の協力のもとに参加農協と入植農家が一体となってこれを克服し実施作業を完遂した。入植農家は87年後半から88年には大豆の国際価格の高騰に恵まれ、経費も増大したがかなりの経営成果を収めることが出来た。89年は経営環境は厳しくなったが、幸いにして営農資金は前述の特別措置によって特別プログラム基金からの融資を受けた。89/90年度の作付け面積は、グループ全体で前年度を若干上回る49,000ヘクタールであった。

2) 後発グループの事業実施

後発グループの各地区の参加農協は、先発グループと同様、早くから参加を準備し、事業開始後間もなく参加したが、農業融資の金利問題や地権問題等のため入植地の選定、土地取得や入植農家の選定に手間取り、事業実施が遅れた日系3農協と、86年に新に参加した農協と既往入植地を拡大した農協であった。これら農協の入植地の選定、土地取得は、87年初めまでに終わったが、入植農家の選定は87/88、88/89年度の2年度にわたって行い、87/88年度には87年下半期の事業環境の好転した時期にエントレリベイロⅢ地区とブラジルセントラル地区は全部の入植農家の選定を終わったが、グワルダモール地区は33ロッテ中12戸（後に増加して18戸）、ボンフィーノポリス地区は52ロッテ中31戸（29戸入植）、オーロベルデ地区は35ロッテ中15戸を決定し、88/89年度の事業環境の安定した時期にボンフィーノポリス地区を除き、各地区の残りのロッテ全部の入植農家を選定した。

従って、実施作業はエントレリベイロⅢ地区及びブラジルセントラル地区は初めから耕地の全部につき作業を開始したが、その他の地区は決定した入植農家のロッテに応じて作業を分けて行わざるを得なかった。その上、実施作業に不可欠なインフラストラクチャーについても、ミナス・ジェライス州はルーラル・ミナスにより整備が進められたが、バイア州は州財政

の悪化のため協力が得られず作業は難航した。ブラジルセントラルの地区では、資材の運搬をゴヤス州にまたがって迂回する300キロメートルの私道によって行い、うち20キロメートルの砂漠状の個所を組合役員の私財によって盛土して乗り越えた。オーロベルデ地区では組合が整備し作業を進めた。

このようにして87/88年度は112戸の入植農家が作業を行い、全体の伐開、開墾、土壌改良済み面積は、本格事業のエントレリベイロⅢ地区では予定の97%に達したが、グワルダモール、ボンフィーノポリス地区では50%に止まり、試験的事業のブラジルセントラル地区では95%、オーロベルデ地区では46%に止まった。グループ全体の伐開、開墾、土壌改良面積は約33,000ヘクタール、作付面積は約30,000ヘクタールで、大豆、陸稲、とうもろこしを作付けたほか、コーヒー等を植え付けた。その他、参加農協のうちグワルダモール、ブラジルセントラル地区では穀物倉庫、資材倉庫等の建設に着手し、その他の組合でも計画を進めた。

88/89年度は139戸の入植農家が作業を進め、前年度に入植した農家は2年目の、新に入植した農家は1年目の作業を行った。88年初めには特別プログラム基金が大蔵省に移管されたが、事業の推進に大きな支障もなく、事業は概ね順調に進展し、グループ全体の88/89年度の伐開、開墾、土壌改良済み面積は約46,000ヘクタールで、予定面積に対してボンフィーノポリス地区の70%のほかは総て100%となり、作業を完了した。機械施設の整備もボンフィーノポリス地区を除き完了した。同年度の作付面積約46,000ヘクタールで、大豆、とうもろこし、陸稲等を作付けたほか、コーヒー、柑橘、ウルクン等の植付け管理を行った。このほか、グワルダモール、ブラジルセントラル地区では穀物倉庫、乾燥機、資材倉庫等の建設が進み、他の地区も施設の建設のため融資を申請した。また、ミナス・ジェライス州地区では、地区内外の道路の整備が完成し、遅れていたバイア州の地区も地区内道路は組合と入植者で整備を終わり、地区外道路はバイア州政府と組合により整備を始めた。

89/90年度は、ボンフィーノポリス地区の土地紛争が決着し、15戸の農家が新に入植し、グループ全体の入植農家は154戸となり、87/88、88/89年度に入植した農家は永年作物の管理等を行い、最後に入植した農家は実施作業を一気に進めた。また、農協の共同利用施設の建設もほぼ完成し、バイア州地区の地区外道路の建設も州政府と組合によりほぼ完成した。89年は事業環境が悪化したが、87/88年度に入植した農家も営農資金は前述の特別措置による、特別プログラムによる融資を受けた。

同年度の作付面積は約44,000ヘクタールであった。

以上のように後発グループは、計画、実施段階を通じて多くの困難に遭遇したが、ほとんどの組合が有力組合で、新しく設立したコアセラル農協も開発の意欲が高く、関係機関の協力のもとで組合と組合員が一丸となってこれを克服し、実施作業を完遂することが出来た。また87年に入植した農家は88年の大豆の国際価格の高騰により、かなりの経営成果を収めることが出来た。

3) 終発グループの事業実施

終発グループの各地区の参加農協は、4農協までが77年の新クルザード計画に続く事業環境の好転と、先発、後発グループの事業の進捗に誘発されて77年後半に急遽参加し、あるいは既往入植地を拡大した農協で、地元農協のいわば分村計画の地区であり、残り1農協も入植に時間をかけ、何れも地域農業事情に明るく、入植希望者が殺到したこともあり、開発の熱意の高い組合であった。88年半ばまでに入植農家のロッテ割りが終わるとともに入植し、実施作業に着手した。エントレリベイロIV地区を除く144戸の入植農家が作業を進めた。エントレリベイロIV地区は地価を巡って地主と合意が出来ず、入植農家の決定を見送った。この間88年初めには後発グループと同様基金の大蔵省移管問題が起こったが、作業の推進に大きな支障はなく、入植農家の熱意に加えて資機材の供給業者が農業開発会社の10年の実績を評価し、前渡に応ずる等関係者の協力が得られ、作業は急ピッチで進捗した。伐開、開墾、土壌改良は88/89年度中にほとんどすべて完了し、機械、施設の整備もほとんど完了した。同年度の作付面積は約35,000ヘクタールで、大豆、陸稲、とうもろこし等を作付けたほか、コーヒー、柑橘、ウルクン等を植え付けた。コペルバップ、コカリ農協以外の農協は、穀物倉庫、資材倉庫等の建設を進めた。地区内道路の整備は一部郡役所の協力のもとに進めたが、必要な地区外道路の整備は州政府に要請した。

89/90年度は、前年度見送ったエントレリベイロIV地区も地価問題の決着とともに急遽作業に着手し、各地区は残された作業の完遂に全力をあげた。89/90年度の作付面積は約41,000ヘクタールであった。農協の共同利用施設の整備もほぼ完成し、地区外道路や電化施設の整備も州政府や郡役所の協力により一部地区では進展した。このようにして終発グループは参加農協と入植農家の熱意と努力、関係機関や業者の協力により短期間に実施作業を完遂した。

(3) 開発事業の調整

第2段階の開発事業は、入植地区が5州にわたる15地区に及び、入植農家が約500戸、事業を支援する参加農協、関係機関、関係団体等も夥しい数にのぼった。従って事業の円滑、効果的な推進のためには、これら多くの地区の入植農家の生産活動と支援機関の活動を指導、調整し、その統合化、斉合化を図ることが不可欠であった。また第2段階を巡る事業環境はめまぐるしく変化し、特に政策環境の変化は事業の推進に大きな影響を及ぼした。従って事業の推進に当たっては政府、関係機関に事業の進捗状況を連絡するとともに必要に応じてセラード農業開発の特殊性に対応した特別の措置を要請、折衝する必要があった。農業開発会社は、このような開発事業の内外における指導、調整活動を最も重要な業務とし、多くの時間と労力を費やしてこれに当たった。その間の努力は筆舌に尽くし難いものがあった。

開発事業の指導、調整は、本社の役員及び技術スタッフ、各州地域事務所に配置した農業技師のコーディネーター及び地域事務所、地区現地事務所（コチア産組を除く試験的事業地区、コチア産組地区は組合事務所）に配置した間接雇用の農業技師（コチア産組地区は組合技師）の3段階を通じて行った。本社の役員、技術スタッフは、地域事務所からの定期的な事業進捗状況、融資の勧告実績等と収集した関連情報を分析し、事業地区と支援機関の全般にわたる調整を行うとともに、必要に応じて地域事務所に指示を与え、政府、関係機関と協議、折衝を行った。地域事務所のコーディネーターは、各地区の農業技師、組合技師（コチア産組地区）からの事業の進捗状況、融資の勧告等の報告と収集した関連情報を分析し、各州毎の事業地区の事業と支援機関の活動の調整を行うとともに、必要に応じて農業技師又は組合技師に指示を与え、州政府、関係機関、参加農協等と会合を重ねて協定に基づく活動の調整、要請を行った。各地の農業技師又は組合技師は常時事業の進展に最大限の注意を払い、入植農家の生産活動と支援機関の活動を指導、調整した。

また、政府、関係機関に対する要請、折衝に専ら本社の役員、スタッフが当たり、常時情勢の変化に注意し、地域事務所からの報告や収集した関連情報を分析、検討し、必要に応じて資料を作成して農務省をはじめ関係各省に提供し、特別な措置を要請、折衝し、場合によっては両国投資会社を通じて両国政府の協力を要請した。このうち特に重要、困難であったものは、融資条件、特に金利の改定、86年の融資代行機関の融資金の35%負担問題及び88年の特別プログラム基金の大蔵省移管問題の3つであった。

このうち融資条件は、それがセラード農業開発の決め手となるだけに改定のためごとにセラード農業開発の特殊性に応じた特別措置を政府に要請した。融資条件の改定は事業実施期間中に6回に及んだ。このうち重要な最初の改訂は85年8月の中銀回章による調整であった。それまでの融資条件は、前政権時

代の85年2月の通貨審議会で決定したものであったが、この条件は既述のように第1段階とは比較にならない厳しいものであった。一般農業制度金融に比し、なおメリットはあったものの、当時参加を予定していた農協や入植農家の期待に反するもので、その多くが参加を躊躇した。農業開発会社は財政当局等にセラード農業開発の実情を説明し、資料を用意して条件の緩和を要請、折衝した。しかし、条件の厳しさは誰も認めたものの、それは既に前政権の補助削減の方針を引き継ぎ、決定済で、これを変更することは不可能であった。調整は融資期間や据置期間を単純化し、融資代行機関の営農費融資を再融資の対象とし、土地融資を明確化するに止まった。農業開発会社は止む無く情勢を見ながら次の機会を待つこととなった。

次の重要な改訂は、86年2月のクルザード計画に伴う農業融資条件の改訂であった。この改訂はクルザード計画に伴うインフレのない経済における条件の決定で、長年インフレとの共存の中で、その時々々の国の経済政策に応じて農業融資条件を定めてきた政府にとっては初めての経験で、慎重な検討が必要であった。政府は3月初め暫定的に金利を3%とするとともに、関係国会議員を含め精力的に検討を行った。この間農業開発会社は、新金利を可能な限り抑え、少なくとも年7%以下とするよう政府に要請した。5月中旬に至り政府は漸く方針を決定し、農業融資の金利は金融機関が支払う180日定期預金の利息を基準とし、これから10%を差し引いたものとし、これにより87年2月までの金利を価値修正なしの年10%（東北、北*地方は3~8%）とし、87年2月以降はこの方針に沿って6ヶ月ごとに改訂することとした。協力事業については金利は一般農業制度金融と同一としたものの、融資限度や期間は据え置いた。開発事業は活発化し、新に参加を表明する農協も現れるようになった。

しかし、この融資条件は長くは続かなかった。クルザード計画の失敗により、86年末からインフレが再燃し、市中金利は高騰し、87年2月に予定した農業融資の改訂は不可能となった。経済の混乱する中で87年2月末、政府は農業融資金利を改定し、価値修正を復活し、農業融資は高金利時代に逆戻りした。この改訂は多くの問題を含むもので、農業開発会社は問題点を指摘してその是正を要請した。開発事業は再び停滞した。

次の重要な改訂は、6月半ばの新クルザード計画に伴う改訂であった。この改訂は農業融資の金利を全国一律年7%+OTN変動率の100%（大中農及びその組合の営農費融資は年9%+OTN変動率100%）とし、補助を撤廃する一方、融資限度や期間をかなり緩和し負担の軽減を図ったものであった。この融資条件は当時の情勢のもとでは一般に止むを得ないものとされたが、開発事業の停滞を打開するためにはなお十分なものではなかった。農業開発会社はこの改訂を機会にOCBや関係農協の協力のもとに財政当局や関係機関に開

発事業の実情を説明し、条件の緩和を強く要請した。日本側も改善を申し入れた。その結果、政府は農業開発会社の要請をほぼ受け入れ、金利は一般農業制度金融と同一としたものの、融資限度や期間を大幅に緩和し、開発事業に対する魅力は再び高まり、その後の事業の本格的展開の契機となった。

最後の改定は、89年1月の夏プランに伴う改訂であった。この改訂は、融資資金の不足が著しくなる中で、実質金利を引き上げ、価値修正を消費者物価指数により行うこととしたもので、農業生産者の負担は増大した。しかし、開発事業の各地区は、ボンフィーノポリス地区の一部とエントレリペイロIV地区を除き、88年までに投資を完了しており、営農費融資については、金利負担は増加したものの、第3作目以降について89/90年度に限り特別プログラム基金からの融資を行う特別措置が講じられたため、夏プランによる影響は最小限に止めることが出来た。

次に融資代行機関の融資金の35%負担問題は、86年度の伯側見合い資金の手当てに関連して生じた。「討議の記録」において、伯側見合い資金は伯政府が適当な予算によりこれを留保し、その資金は日本側資金と共に伯中銀のFUNAGRI勘定の副勘定を形成し、融資代行機関を通じて農業生産者に融資されることとなっていた。このため農務省は86年8月、86年度の予算の中で所要金額を大蔵省に要求したが、資金の性格上通貨予算に計上すべきものとされたため、伯中銀は87年1月に定めたFUNAGRIの資金運用プログラムの中で見合い資金の枠を確保したが、クルザード計画に伴いプログラムの見直しが必要となり、資金の前払いは禁止された。6月に至り同プログラムの見直しが行われ、承認され、資金の前払いが解除されたが、融資については融資代行機関に融資額の一定割合(35%)の負担が義務づけられた。この決定は、上記のR/Dの合意に反し、また融資代行機関にはブラジル銀行を除きこの額の負担能力がなく、これを実施する場合には事業の中断又は縮小を招きかねない重大な問題であった。

このため農業開発会社は、関係省庁に開発事業の扱いを要請するとともに、両国投資会社に協力を求め、両国政府に対しても支援、協力を要請した。日本側は事態に重大性から8月初めから外交ルートを通じて、伯側に86年度伯側見合い資金の「合意議事録」に沿った国家予算による確保を強く申し入れた。

伯側は日本側からの申し入れを受け、改めて検討を行い、8月の伯中銀理事会において、ブラジル銀行を除く他の融資代行機関の進行中のプロジェクトについては、86、87年度において35%を伯中銀が負担し、新規プロジェクトの融資はブラジル銀行に集中することとし、事実上の例外扱いを決定し、9月初めの通貨審議会の承認を受けた。この決定は、ブラジル銀行に資金の一部を負担させる措置は残ったものの、他の資金はすべて伯中銀が負担するもので、

伯側は日本側にブラジル銀行の資金は政府資金の性格を持ち、「合意議事録」に沿うもので、また、この資金がFUNAGRI勘定を通らない点は日本側の柔軟な対応を望みたいとして同意を求めて来た。

日本側は、ブラジル銀行の負担資金の性格については理解するものの、その資金がFUNAGRI勘定を通らない点については問題があるとし、両国の実施機関の間で実務的な詰めを行うことを条件に、この措置を認め9月末同意した。これに基づき、日本側国際協力事業団及び日伯農業開発協力株式会社と伯中銀の間でプロジェクト契約及び貸付契約の関連規定に関し必要な取り極めを補足的に行い、12月、これの調印を行った。なおこの措置は新クルザード計画後の87年9月に至り伯中銀により全面的に撤廃された。

最後の特別プログラム基金の大蔵省移管の問題は、87年6月の新クルザード計画において、公共赤字の削減と予算の一元的管理を目的に伯中銀の管理する基金及び特別プログラムを88年1月に大蔵省に移管することとされたことに端を発する。この問題は協力事業の融資スキームの基本にかかわるもので、その扱いは、両国政府間で協議されたが、事業の推進に重大な影響を持つだけに、農業開発会社は協議の推移に注意しつつ必要に応じて情報、資料を提供する等その促進を図った。基金の移管に先立ち伯中銀は87年11月日本側に対し、協力事業の特別プログラム基金も移管されることになる旨連絡寄越すと共にコメントを求めて来た。日本側は中銀との貸付契約は、貸付金が特別プログラム基金に振替えられ、その資金が農業生産者に融資されることを前提としており、基金が移管される場合には貸付の根拠がなくなる等多くの問題があり、移管には反対であるとした。

日本側の反対のためか伯政府内では日本側に実質的に迷惑のかからない形で解決すべく検討が行われた模様であった。88年2月、大蔵省国庫局長は在伯日本大使宛て書翰により、基金の移管は公共赤字の削減と予算の一本化のための措置であることを説明し、1月初め基金はFUNAGRI基金とともに大蔵省に移管された旨述べ日本側の了解を求めると共に伯側内部手続きのスキーム案を提示して来た。この案は、基金の管理を大蔵省国庫局に移管し、融資資金の配分、融資代行機関に対する再融資等プログラムの実施の権限を国庫局に集中し、中銀は契約上の条件に従って単に国庫局に移転される融資資金の借入者の地位に止まるというものであった。また4月末には基金の移管に関する協議の期間中伯側が融資資金のディスバースを継続することを約束するとともに、日本側に対して協議終了後日本側の負担部分の支払いを求めて来た。

日本側では関係者による協議を行い、解決の方法として考えられる3つの案、すなわち、1) 特別プログラム基金を特別扱いとして従来どおり中銀が管理する。2) 基金は国庫局に移すが運営は中銀が行い、大蔵省と中銀との間で転貸

契約等を結ぶ。3) 日本からの融資先を中銀から大蔵省に変更し、契約をやり直す、の3案について検討した。このうち2)、3) 案は何れも問題があり、特に3) 案は日伯農業開発協力株式会社が融資を引き受ける際の経緯から契約のやり直しに株主の了解が得られるか問題であり、また定款の変更も必要となるため、強く反対した。

結局1) 案によって協議が行われたが、伯側は例外措置は取れないとし、6月末新方式を提案した。この案は基本的には2月の提案と同様であったが、大蔵省と中銀との任務分担をレターの形で取り決めるというものであった。

この伯側提案に対し、国際協力事業団顧問弁護士の意見は、この方式では基金を所管する大蔵省の対外債務が表示されておらず、国際契約上負うべき義務の意思表示が無く、適当でない。対処の方法としては1) 伯側提案に沿って日本側と中銀との契約をそのままとし、大蔵省が中銀の負担している総ての債務を重疊的に引き受け、中銀と連帯して一切の債務の履行の責を負うことを確保する、中銀との連名によるレターを日本側に発出する。2) 契約相手方を中銀から大蔵省に変える、の2案が考えられるとの事であった。海外経済協力基金の顧問弁護士も同意見であった。

日本側はこの意見を検討した結果、8月上記1) 案により解決を図ることとし、伯側にその旨伝えた。伯側はこの提案に謝意を表明し、必要な措置を協議することとなった。その結果、12月、「討議の記録を修正する討議の記録」が署名され、その中で大蔵省はプロジェクト契約及び貸付契約に関し、協力事業の実施の責任を引き受けるとともに、中銀と重疊的にプロジェクト契約及び貸付契約上のその他の履行義務を負う旨定められた。また、大蔵省と中銀から日本側実施機関宛て、この趣旨のレターが発出され、89年1月日本側実施機関がこれを受け取り、問題は解決した。

(4) 開発事業資金とその配分

第2段階開発事業に投入した事業資金は、特別プログラム基金からの融資のほか、入植農家及び参加農協の自己資金、政府によるインフラストラクチャーの整備資金を合わせて、本格事業で約214百万ドル(約301億円)、試験的事業で約107百万ドル(約151億円)、合計約321百万ドル(約452億円)であった。このうち、総額の約85%を占める特別プログラム基金からの融資額を、事業実施前の枠組みの額と比較すると、実績は、円ベースでは本格事業では約51.9%、試験的事業では約62%、全体で約55%であったが、ドルベースではそれぞれ86.9%、102.6%、全体で約91.5%であった。円ベースとドルベースで達成率が異なるのは、融資資金のうち日本から供与される資金が84年当時の円建て(1ドル235円)で定められ、その後

事業期間中クルゼイロ貨の対ドル過大評価が生じたにも拘わらず、急激な対ドル円高（87、88年の1ドル140～130円）の影響によるものであった。枠額の金額には15%の予備が含まれていたことを考慮すると、実質的には必要額をほぼ満たすものであった。

総事業費のうち、土地取得費、農協施設整備費及びインフラストラクチャーの整備費を除く開発事業費（本格事業で約149百万ドル、試験的事業で約83百万ドル）を農用地（本格事業95千ヘクタール、試験的事業44千ヘクタール）1ヘクタール当たりで見ると、本格事業で約1,573ドル、試験的事業で約1,893ドルで、第1段階より増加した。しかし事業期間中のクルゼイロ貨の過大評価の影響を考慮すると、第1段階との格差はそれほど大きなものではなかったと思われる。

総事業費を事業別に見ると、本格事業では入植事業81%、農協施設整備18%、インフラストラクチャーの整備1%、試験的事業では、それぞれ83%、16%、1%と入植事業の比重がやや高かった。入植事業の1プロジェクト当たり（エントレリベイロⅣ地区は同Ⅲ地区に含む）投資額は、本格事業では最大アルボラーダ地区の約2,400万ドル、最小クリスタリーナ地区の1,200万ドル、平均1,730万ドルで、試験的事業では最大ブラジルセントラル地区の約2,700万ドル、最小ルカス地区の約1,900万ドル、平均約2,210万ドルと試験的事業が多く、第1段階を上回った。

また、入植農家の1戸当たり投資額は、本格事業で約475千ドル（約6,800万円）、試験的事業で約544千ドル（約7,800万円）で、試験的事業の方が多く、第1段階よりドルベースではやや増加し、円ベースではやや減少した。入植農家の自己資金の比率は、何れも14%で、第1段階より増加した。なお、土地持ち農家の投資額は、本格事業で408千ドル（約5,700万円）、試験的事業では約508千ドル（約7,700万円）であった。

入植農家の融資額の費目別割合は、本格事業で、土地取得費15%、固定資本投資46%、半固定資本投資18%、営農費21%で、試験的事業では土地取得費7%、固定資本投資52%、半固定資本投資8%、営農費32%で、土地取得費は本格事業で大きく、営農費は試験的事業で大きい。第1段階と比較すると、土地取得費が小さく、営農費が大きい。

参加農協の投資額は、本格事業では最大コカリ農協の762万ドル（約11億円）、最小ボンフィーノポリス農協の171万ドル（約2.5億円）、平均443万ドル（約6億円）で、試験的事業では最大ルカス農協の580万ドル（約7.7億円）、最小コアセラル農協の264万ドル（約3.5億円）、平均325万ドル（約5.1億円）で、第1段階より格段に増加した。自己資本の比率は約25%であった。費目別にはほとんどが半固定資本投資である。

連邦、州政府による基本的インフラストラクチャーの整備費は、本格事業、試験的事業合わせて318万ドルと推定され、第1段階と比較して総事業費に対する割合では下回ったが、実額では上回った。

3、農業開発会社の運営

(1) 開発事業の推進と経営管理

農業開発会社は、上述したとおり何よりも開発事業の推進に全力で取り組んだ。ロマノ取締役社長は従来同様卓越した指導力を発揮して陣頭指揮に当たった。新任の南坊取締役副社長はブラジル在住の経験と農業開発の学識を生かして総務関係を中心に業務を分担した。宇佐美取締役は従来同様財務を分担し、新任のリカルド取締役は農業技術の学識、経験を生かして開発事業の実施に当たった。諮問委員会は毎年開催され、実質的な経営審議会として開発事業と経営の重要事項の審議、対策の方向付けを行った。

会社は、開発事業の進捗に応じ本社のほか、事業地区に事務所を設け、職員を配置して業務を推進した。事務所は年々増加し、最盛期の89年度は地域事務所9箇所（パラカツ2箇所、ウナイ、クリスタリーナ、カンプアン、クオルモーザ、ブリティス、バヘイラス、デアマンチーノ）、現地事務所4箇所（試験的事業地区）となった。開発事業に従事する職員も年々増加し、86年66名、87年77名、最盛期の89年には98名と100名に近くなった。このうち農業技師等基幹的職員は約半数、組合との協定による間接雇用の農業技師が約30名であった。

職員数の増加に対応して組織を整備し、第1段階当時と同様、直系組織を若干のスタッフで補完する組織とした。また第1段階と同様、就業の適正、災害補償、福祉厚生にも留意し、災害保険、生命保険等の必要経費の一部を負担し、労務の充実を図った。

第2段階においては、会社の必要財源の多くは事業の推進に伴う各種役務提供料（手数料）によって確保することとなっていた。しかし、入植地建設基本計画作成手数料を始め入植農家の営農計画作成、技術指導手数料は事業の遅れによって大幅に遅れた。また融資監督手数料は財政事情の悪化等により協定どおり支給されなかった。この手数料は87年上期までは農務省が予算に計上、要求したにも拘わらず、財政当局によって削除された。農業開発会社や日本側による折衝の結果、87年上期までは補正予算により漸く遅れて支給された。87年下期と88年分は予算に計上されたにも拘わらず、農務省で他に流用された。この時も農業開発会社や日本側が折衝した結果、補正予算で手当てされた。89年度以降漸く毎年農務省予算に計上、支給されるようになった。

これら各種手数料は、事業期間中は収入の太宗を占め（60～70%）、原価

率も低い（約30%）ことから農業開発会社の運営財源として重要な位置を占めた。

（2）展示農場の運営とコンサルタント活動

農場は引き続き技術担当取締役が分担し、現地には農場長の農業技師のほか農業技師、技手等89年で15名を配置し、従来からの穀作、コーヒー、畜産、農業機械、ピポットセントラルのほか、砂糖きび、ピングアの6部門のそれぞれの管理に当たさせた。

農場は国や州の研究機関等と連携して技術の改善、高度化を図り、必要な機械、施設を整備したほか、86年にはピングア醸造施設を建設した。また、引き続き多数の労働力を雇用し、89年現在でその数はオペレーター24名、運転手10名、コーヒー精選工場、種子精選工場33名の常雇い67名のほか、臨時雇い平均210名、計277名を雇用した。

穀作部門では、87年の降雨不足を除き概ね好天に恵まれ、良好な成績を収めた。大豆の種子生産は引き続き連邦農牧研究公社、州研究公社、ヴィソード農業大学等から原々種の供給を受け原種を生産した。品種はSAVANA、1AC-8、CRISTARIN4、DOKO、UFV-10、EMOGOPA-301等であった。また、とうもろこしの種子生産ではアグロセレス社から親種の供給を受けハイブリッド種子を生産した。品種はCARGIL-115、BR-201、AG-401等のほか新品種LIGEIRINOであった。栽培面積は、大豆約1,100ヘクタール、とうもろこし約200ヘクタールで、ヘクタール当たり収量は大豆2.2トン、とうもろこし4~5トンと好成績を収めた。これら種子、特に大豆は、価格が89年を除きグレーンの2~4倍と高く、高い収益を挙げ、中でも88年はかつてない好成績を挙げた。

コーヒー栽培は、面積約470ヘクタールで、86年の早魃のためやや減産したものの、88年には初めて7千袋を越えた。畜産部門では、牛の飼養約2千頭、肥育牛の生産、フードロット方式の肥育のほか、改良牝牛の生産、牛乳生産等を行った。

この他農場では、ピポットセントラルにより小麦、フェジョン種子、サヤエンドウ、スイートコーン、トマト、馬鈴薯の灌漑栽培を行った。品種はフェジョンがCAR10CAI、馬鈴薯がACHAT等であった。また、砂糖きびによるピングアの生産を行った。

経営収支は、大豆種子価格の上昇等もあって毎年黒字を計上し、農業開発会社の収益の確保に貢献した。粗収益は、事業期間中、会社の粗収益総額の30~40%を占めた。部門別には、原価計算によると、89年度を除き、大豆種子生産、とうもろこし種子生産、畜産、コーヒー、ピポットセントラルによる

フェジョン、馬鈴薯の種子生産が黒字で、ピングア、小麦の灌漑栽培等が赤字であった。

また会社は、84年度以来コンサルタント活動を始め、ミナス・ジェライス州、バイア州等で開発計画の作成等を行ってきたが、86年度からはPROINAT計画、FREEZAGRO計画のF/S調査を行い、報告書を提出した。前者は灌漑省及びリオ・ドーセ社の要請を受け、マラニオン州、パラナ州、ゴヤス州の3州にまたがるセラード地帯で食糧生産基地の建設、地域開発を目的とした総合開発計画であった。また後者は、セラード地帯において、野菜類の急速冷凍加工による、地域の商品生産の刺激、開発の促進、流通の円滑化を目的としたパイオニア企業の計画であった。農業開発会社は、これらF/S調査を行った後、その成果が評価され、事業実施についても協力するよう要請された。

その他、マット・グロッソ州西北部でCOPERTUNA農協の実施していた入植事業を支援するPAMPA計画、ミナス・ジェライス州サンフランシスコ川流域の灌漑計画への参加等を行った。

これらコンサルタント活動は経費も必要なことから、収益は全体の5～6%に過ぎなかったが、農業開発会社の活動に通じ、開拓の余地の大きい事業として重要であった。

(3) その他の活動と財務

農業開発会社は、会社内外の技術者の研修等人材の養成事業を行った。86年には同年までに採用した農業技師に対して連邦農牧研究所において約80日間のセラード農業開発の講習会を開催した。87年にはマット・グロッソ州においてゴム栽培の研究会に6名の技師を参加させ、またサンパウロ州カンピーナス農業研究所で行われたコーヒー栽培セミナーに3名の技師を参加させ、その他機会あるごとに技師をセミナー等に参加させた。更に87年には外部の農業技師に会社の地域事務所において研修の機会を与えた。

会社は、88年11月の諮問委員会の上承を得て、89年1月、マラニオン州で土地を取得した。取得の目的は、当面は会社の資産構成の健全化のためとし、将来は会社設立10周年を記念して役職員の福祉増進のため肉牛を飼育し、職員の定着率を高める事業に供することとした。位置はマラニオン州グラジワウ郡メアリニ川流域で、アスファルト道路より59キロメートル、PROINAT計画の近隣にあり、面積は5,322ヘクタールであった。気温は平均25,8C、雨量は1,300ミリメートル、セラード及びセラドンで、肥沃度が高く、水利用が可能であった。また牛の価格が安く、労働力の確保が容易である等の利点もあった。役職員の福祉事業に供する場合は、役職員によりASSOCIATIONを作り、会社がこれと賃貸契約を結び、肉牛飼育の利益を

メンバーに配当する計画であった。なお会社の保有地はこれで14,000ヘクタールとなった。

会社の財務については、人員の増加やインフレによる経費の増大、収入の遅れ等によって資金繰りが一時困難な時期もあったが、各種手数料や展示農場の収入等によって経費を賄った。89年度の各種手数料収入の総収入に占める割合は約60%、そのうち1%を監督手数料が占め、展示農場の収入は約40%であった。会社は86年度以降年々黒字を計上し、税引き前利益は86年度約230万クルザード（約15万9千ドル）、87年度約448万クルザード（約36万6千ドル）、88年度253万クルザード（約38万2千ドル）、89年度は87万新クルザード（約9万5千ドル）であった。利益金の法定準備金の5%を除き、残額の半額を株主に配当し、残りを利益準備金とした（88年度は配当25%）。財産の状況を89年度決算で見ると、資本金は価値修正を含め、資産・負債総額の80%を占め、恒久資産の資産総額に占める比率は約70%、うち土地が約33%で、土地の比率がサンタローザ保有地の売却によって従来より低下したが、資産構成の健全性は一応確保した。

この間日伯農業開発協力株式会社は、株主として農業開発会社を指導して開発事業の促進を図り、経営に参加して管理の充実に協力し、必要に応じて政府の支援、協力を要請し、また本格事業の伯中銀への貸付を行った。また、国際協力事業団は、開発事業を巡る諸条件の激変に伴う諸問題の伯側との協議のほか、事業の進捗状況の調査等のための調査団の派遣、研修員の受け入れを行い、また試験的事業の伯中銀への貸付を行った。

なお、日伯農業開発協力株式会社は、配当金の49%を受け取り、次期繰越金として積み立てた

第3節 開発事業の成果と効果

1、開発事業の成果

(1) 成果の総量

農業開発会社は、第1段階と同様事業を推進するとともに、随時その実績を評価、統制し、結果を毎年の諮問委員会に報告した。日伯農業開発協力株式会社は、毎年株主等関係者により、事業の進捗状況を調査し、必要に応じて指導、助言を行った。また89年には両国政府関係者による合同評価が行われた。これら調査、評価結果によると、事業の実績は実施前の枠組みを上回った。

先ず、第2段階においては、大土地所有者あるいは未利用土地所有者から土地を解放し、利用の高度化を図った。その面積は約187,000ヘクタールにのぼり、実施前枠組みの150,000ヘクタールを上回った。この土地に土地持ち参加農家の土地約11,000ヘクタールを合わせ、開発面積は199,000ヘクタールであった。これら土地のうち、林地、自然牧野等約50,000ヘクタール、全体の25%を環境保全のための保留地として保全し、残りの平坦又は緩傾斜地、丘陵地約149,000ヘクタール、全体の75%を農用地、そのうち約136,000ヘクタール、農用地の91%を耕地として造成した。

この土地に入植した農家は約530戸、実施前枠組みの350戸（土地持ち農家を含む）の1.5倍にのぼり、15の入植地に入植し、食糧生産の近代的家族経営として定着した。また13の参加農協がそれぞれの入植地に事務所を設け施設を建設した。

入植農家が技術マニュアルに従って整備した機械は、1990年1月現在で、トラクター1,020台、コンバイン412台、農業機械アタッチメント8,357セット、トラック35台等であった。また施設、家畜は、ピポットセントラル33基、資材倉庫535棟、深井戸93基、送電線82キロメートル、家畜（牛）1,769頭、集中柵5基、鉄線124キロメートル等であった。更に土壌改良剤、肥料の85～89年の使用量は約80トンにのぼった。なお、入植地に建設した入植農家の住宅は642棟であった。

参加農協の整備した施設は、車両用秤12、資材倉庫12棟、サイロ53基、穀物倉庫15棟、種子精選施設7、修理工場12、職員住宅60棟、上下水道10、小学校6等であった。このうちサイロ等の農産物収容能力は約55万トンにのぼった。

更に州政府、農協による道路の建設、改良約500キロメートル、橋梁10箇所、電化幹線280キロメートル、その他電話架設30戸等であった。これらによって、生産物流通の合理化と生活環境の整備が進んだ。

入植地ではプロジェクトの建設と並行して、先発グループはアナテラ地区の

大半を除き、86/87年度から、後発グループはアナテラ地区を含め、大半が87/88年度から、また終発グループは大半が88/89年度から作付けを行った。86/87年度の総作付面積は約28,600ヘクタール、うち大豆約16,400ヘクタール、陸稲約12,000ヘクタール等であった。87/88年度の総作付面積は約74,000ヘクタール、うち穀類が約73,000ヘクタールで、大豆約52,000ヘクタール、陸稲約21,000ヘクタール、とうもろこし約300ヘクタール等であった。永年作物も約1,000ヘクタールとなり、コーヒー、ゴム、柑橘の作付けが進んだ。続く88/89年度の総作付面積は約127,000ヘクタールとなり、うち穀類が約120,000ヘクタールで、大豆約113,000ヘクタール、陸稲約4,000ヘクタール、とうもろこし約2,000ヘクタール等であった。永年作物も約7,000ヘクタールとなり、コーヒー約2,800ヘクタール、ゴム約2,700ヘクタール、柑橘約2,000ヘクタールとなった。

これら3農年度の穀類の作柄についてみると、86/87年度は本格事業のエントレリベイロⅡ地区が87年度初めミナス・ジェライス西北部、ゴヤス州東部を襲ったベラニコによる被害を受けたが、他地区は概ね好天で、総生産量は約33,000トンで、うち大豆の生産量が約21,000トン、ヘクタール当たり約1.3トン、事業別には本格事業のパイネイラ及びアルボラーダ地区が約1.6トン、試験的事業のピウバ地区が約1.5トンと何れも目標の1.2トンを上回り、第1作としては異例の高い収量であった。陸稲の生産量は約12,000トン、ヘクタール当たり約1トン、本格事業のエントレリベイロⅡ地区、試験的事業のアナテラ地区が良好であった。

87/88年度はエントレリベイロ地区がこの年もベラニコの被害を受け、また、他の地区もボンフィーノポリス、ブラジルセントラル地区等が局地的に早魃の被害を受けたが、穀類の総生産量は約107,000トンに上がった。このうち大豆が約80,000トン、ヘクタール当たり収量で目標の1.5トンに達し、事業別には第2作の本格事業のパイネイラ、アルボラーダ地区は2トンを越え、試験的事業のピウバ地区も約1.7トンと高い収量を収めた。第1作の後発グループは、本格事業のグワルダモール地区が約1.4トンと目標を越え、他の地区は早魃の被害により目標に達せず、試験的事業も1トン前後と目標に達しなかった。また陸稲の生産量は約26,000トンと増加し、ヘクタール当たり約1.2トンで、本格事業のパイネイラ地区や試験的事業のアナテラ地区で約2トンと目標を越えた。

また、88/89年度は一部地区で降雨不足があったが概して好天に恵まれ、穀類の総生産量は約181,000トンとなった。このうち大豆の生産量は約170,000トン、ヘクタール当たり1.5トンで、事業地別には第3作目

の先発グループのパイネイラ、アルボラーダ地区で約2.5トンと目標の2トンを上回り、試験的事業のピウバ地区は約2トンと目標に達した。第2作目の後発グループは、本格事業のグワルダモール地区が約1.5トンと目標に達し、その他の地区が約1.3トン、試験的事業地区が約1.4トンと目標に近い収量を挙げた。第1作目の後発グループの地区は、クリスタリーナ地区が目標に達したほかは何れも目標に近い収量に止まった。前年度に作付けの始まったとうもろこしの生産量は約5,000トン、ヘクタール当たり約2.5トン、第3作目の本格事業のパイネイラ地区で約3トンの収量を収めたが、他の地区は2トン前後に止まった。陸稲の生産量は約45,000トンと減少し、ヘクタール当たり1.5トンで、エントレリベイロ地区等で比較的良好であった。

以上のように3農年度の穀類の生産の実績はかなりの成果を収め、88/89年度には生産量は180,000トンにのぼり、生産性も概して高く、大豆で本格事業のパイネイラ、アルボラーダ地区、試験的事業のピウバ地区では目標に達した。これを第1段階の初期の3農年度の実績と比較すると、3作目以降の目標水準を高め設定したのも拘わらず、大豆では第3作目の先発グループはエントレリベイロⅡ地区を除き、これに達し、後発グループ、終発グループも多くが良好な成績を収め、生産性は第1段階より格段に向上したといえる。技術の改良と管理の適正を図れば、各地区とも生産安定時の目標水準の達成は可能と考えられた。

なお、89/90年度の総作付面積は約124,500ヘクタールで、うち穀類が約175,000ヘクタール、永年作物が9,600ヘクタールであった。

(2) 本格事業地区入植農家の技術と経営

本格事業の地区は広汎な地域に分布するので、その自然条件は地域によって大きな相違があった。これを自然条件の相異によって大別すると、ミナス・ジェライス州西北のエントレリベイロ地区、ミナス・ジェライス州西北からゴヤス州東部にまたがるシャパドン地区群及び南マット・グロッソ州東北のアルボラーダ地区の3つであった。エントレリベイロ地区は、標高が530メートルと低く、地形は概ね平坦、周辺に大きな川が流れ水源が豊富で、土壌は赤黄色ラトソール及び暗赤色ラトソール、気候は熱帯一亜熱帯型で、平均気温が22度Cから24度Cと高く、年降雨量は1,000～1,200ミリメートルで乾期が6ヶ月に及び、ベラニコの頻度が高い。シャパドン地区は、標高が900～1,000メートルと高く、典型的な卓上地で、地形は平坦、水源は地区内に小川や湧水があるが、パイネイラ、グワルダモール、ボンフィーノポリス地区以外は水量が少なく、土壌は暗赤色ラトソール及び赤黄色ラトソール、気候は熱帯一亜熱帯型で、年平均気温が20度C～22度Cとやや低く、年降雨

量は1, 200~1, 600ミリメートルと多く、乾期が5ヶ月程度で、数年に1回のベラニコがある。また、アルボラーダ地区は、標高が650メートルとやや低く、丘陵地で水源が無く、土壌は赤黄色ラトソール及び石英砂土、気候は内陸亜熱帯型で、年平均気温20度C~22度C、年降雨量が1, 250~1, 600ミリメートルとやや高く、乾期が短くベラニコはほとんど見られない。本格事業の366戸の入植農家は、このような自然条件に対応して、農業開発会社、関係機関の指導、支援のもとに、高生産性農業生産の実現と近代的経営の確立を目指し、技術の一層の改良、経営の近代化に努めた。

入植農家の経営主は、参加農協所在の州の出身者が多く、経済環境が厳しく多額の自己資金が必要であったにも拘わらず、第1段階と同様年齢が20~30歳と若く、農業経験を持ち、学歴も大学卒が30~40%と概して高く、特に先発グループのパイネイラ、アルボラーダ地区、後発グループのグワルダモール、ボンフィーノポリス地区、終発グループのピラティンガ、ブリティス地区等は、多くの希望者の中から選定されただけに、この傾向が強かった。これら経営主は経営の担当者として優れた資質を備え、開拓精神の旺盛な人材であった。その家族は第1段階と同様、既婚者は夫婦と子供1~2人であったが、独身者も多く、家族労働力は平均1人余りであった。ほとんどの農家がオペレーター、農夫等の常雇い2~3人を持ち、農繁期には相当数の臨時雇いを雇用した。このように経営は雇用労働力の割合が高いが、第1段階と同様経営は家族が管理し、本質的に企業的家族経営であった。

入植農家は技術マニュアルに従って、総て79馬力のトラクター2台、100馬力のコンバイン1台のほか各種農業機械、アタッチメントを持ち、典型的な機械化農業の近代的経営であった。

入植農家の土地所有面積は、機械化に対応して平均約360ヘクタール、最大はブリティス地区の約390ヘクタール、最小はパイネイアラ地区の約285ヘクタールで、第1段階よりやや小さい。この規模はブラジルの土地所有区分では中規模に相当する。この規模については、アンケート調査によると、大き過ぎるとした者は僅か2%で、半数の農家が適当であるとし、残りが小さ過ぎるとしていたが、拡張の計画を持つ者は少なかった。従ってこの規模は概ね妥当と考えられたが、地区によっては小さ過ぎるとした者がかなりあり、注目に値する。土地持ち農家の参加は全体で18戸であった。

土地持ち農家を含め多くの農家は、全体の約27%を保留地として保存し、残りを農地及びインフラ用地として開発し、その90%を耕地として造成した。耕地面積は平均約257ヘクタール、その約90%を大豆、とうもろこし等の短期作に、残りの約10%を永年作の用地とし、第1段階より永年作の割合がやや増加した。造成作業は参加農協の一括引き受け又は民間業者が行い、技術

マニュアルに従って伐開、耕起、砕土、石灰、肥料撒布、整地を行った。施用した石灰、肥料は、ヘクタール当たり石灰3～4トン、溶性燐肥0.9トン、塩化加里0.1トンが一般的であった。

作目は、大豆、陸稲、とうもろこし等の穀類と、コーヒー、柑橘（シャパドン地区群）、ウルクン、柑橘（エントレリベイロ地区）、ゴム（アルボラーダ地区）等であった。穀類の作付け方法は、圃場を幾つかの単位に分け、初めの1～2年は陸稲を栽培して地ならしを行い、2～3年目から大豆を主体にとうもろこし等との輪作を行うのが常識とされ、指導されたが、収益の確保を急ぐ入植農家の多くは初めから大豆の連作を行うものが少なくなかった。

各地区入植農家の86/87年度から88/89年度までの穀類の平均作付面積は次のとおりであった。エントレリベイロ地区のうち先発グループのエントレリベイロⅡ地区では、初年度の86/87年度に大豆約150ヘクタール、陸稲約90ヘクタールのほか、フェジヨン若干であったが、88/89年度には大豆を約220ヘクタールと増やし、陸稲を約20ヘクタールと減らす一方とうもろこし、フェジヨンを作付けた。同地区の後発グループのエントレリベイロⅢ地区は初年度の87/88年度は大豆約20ヘクタール、陸稲約90ヘクタール、フェジヨン若干であったが、88/89年度には大豆約200ヘクタール、陸稲約30ヘクタールとした。また同地区の終発グループのエントレリベイロⅣ地区は、89/90年度に初めて約200ヘクタールを作付けた。

シャパドン地区群のうち先発グループのパイネイラ地区では、初年度の86/87年度に大豆約125ヘクタール、陸稲約70ヘクタールを作付けたが、88/89年度には大豆約180ヘクタールと増やし、とうもろこし約20ヘクタールを導入した。同地区の後発グループのグワルダモール地区では初年度の87/88年度に大豆約140ヘクタール、88/89年度には大豆約220ヘクタール、ボンフィーノポリス地区では87/88年度に大豆約70ヘクタール、陸稲約30ヘクタール、88/89年度には大豆約200ヘクタール、陸稲約10ヘクタールとした。同地区の終発グループの各地区は、初年度の88/89年度に大豆約200～240ヘクタール、陸稲約30～40ヘクタールを作付けた。

また、アルボラーダ地区は初年度の86/87年度に大豆約120ヘクタール、陸稲約70ヘクタールを作付けしたが、88/89年度には大豆約270ヘクタール、とうもろこし約10ヘクタールとした。

各地区の88/89年度の永年作物の平均作付面積は、エントレリベイロⅡ地区で柑橘約10ヘクタールのほかウルクン若干、シャパドン地区群のパイネイラ、グワルダモール、ボンフィーノポリス、ブリティス地区等でコーヒー約20～25ヘクタール、ブリティアルト、ピラティンガ、ブリティス地区等で柑橘約15～20ヘクタール、アルボラーダ地区でゴム約15ヘクタール等であ

った。

このように本格事業地区の入植農家の穀類の作付けは、大豆がエントレリベイロ、シャパドン地区群では総作付面積の80～90%、アルボラーダ地区では90%を占め、大豆単一化の傾向が強かったが、一部ではとうもろこし、フェジョン等を取り入れ、作目を複合化する動きも見られた。永年作では、コーヒーのほか、柑橘、ゴム、ウルクン等が植え付けられたが、柑橘は当時10年位は過剰生産の恐れはないとされ、ゴムは当時天然ゴムが見直され、消費が増大し、ウルクンも当時人口着色料の禁止の動きから有望とされた。

作物の品種は、大豆ではDOKO、IAC-8、CRISTANAの中晩生種を中心に、IAC-7、UFV10等を、陸稲ではIAC25、27、PARANAIBA等、とうもろこしではハイブリッド種のAG401、BR126等を使用した。肥料は一般に基肥として大豆はヘクタール当たり0-20-10の中に0.5%の亜鉛を加え300キログラム。陸稲は4-14-8を200キログラム。とうもろこしは4-14-8を300キログラム施用したが、施用量は地区の自然条件に応じて異なった。また、先発グループのパイネイラ地区では、州の電力公社の協力と、時間的余裕があったことから大部分の農家がピポットセントラルを整備し、灌漑が必要で水源もあるエントロリベイロ地区では灌漑計画の作成を進めた。

各地区の穀類の平均収穫量は、エントレリベイロ地区では、86/87、87/88年度と連続してベラニコの被害を受け、エントレリベイロⅡ地区で、大豆は両年度それぞれ150トン、ヘクタール当たり0.2、0.9トンに過ぎなかった。とうもろこしも88/89年度で約17トン、ヘクタール当たり2.7トンに過ぎなかった。陸稲は比較的良好で、88/89年度約80トン、ヘクタール当たり約3トンであった。

シャパドン地区群のうち先発グループのパイネイラ地区では86/87年度、大豆が約210トン、ヘクタール当たり約1.6トンと目標を上回り、88/89年度には約400トン、ヘクタール当たり約2.5トンに達した。とうもろこしも88/89年度約70トン、ヘクタール当たり約3.5トンであった。後発グループのグワルダモール地区では、87/88年度大豆が約200トン、ヘクタール当たり1.4トンと目標を上回り、88/89年度も約300トン、ヘクタール当たり1.5トンと目標に達した。ボンフィーノポリス地区は87/88年度には目標に達しなかったが、88/89年度には目標に近い収量を収めた。また終発グループでは、88/89年度大豆が、クリスタリーナ地区が約300トン、ヘクタール当たり1.3トンと目標に達したほか、何れも200トン前後、ヘクタール当たり0.8トンと目標に達しなかったが、これは、これら地区を襲った早魃の影響であった。

アルボラーダ地区は、86/87年度に大豆は約190トン、ヘクタール当たり約1.6トンと目標を上回り、88/89年度には約680トン、ヘクタール当たり2.5トンに達した。

このように本格事業地区の入植農家の穀類の生産性は、大豆で先発グループや後発グループでは、エントレリベイロ地区を除き、ほぼ目標に達し、終発グループでもクリスタリーナ地区はかなりの収量を収めた。とうもろこしや陸稲も地区によっては良好な成績を挙げた。エントレリベイロ地区やその他の終発グループの地区も、灌漑の導入や技術の改良によって目標水準の達成は可能と考えられた。

他方、農産物の価格は、80年代初め以降年々実質的に低下の傾向にあったが、87、88年にはアメリカの早魃の影響等による大豆の価格の高騰により、エントレリベイロ地区を除く先発グループや後発グループの地区の農家は予想外の恩恵を受け、農家の中にはかなりの収益を収めた者も少なくなかった。しかし89年にはアメリカの生産の回復や夏プランによる為替レートの固定等により大豆価格が急落し、価格の持ち直しを期待していた農家の収益は減少した。このように農家の収益性は不安定を免れ得なかったが、今後経済情勢に大きな変化が無い限り生産の拡大とともに粗収益は増大し、生産安定時にはかなりの純収益を上げることが出来、6～9年先にピークの来る投資資金の返済も可能と考えられた。合同評価において、パイネイラ、アルボラーダ地区の事例農家につき、これまでの負債をベースに、価格を夏プラン後の89年5月時点に統一し、資金繰りと損益見通しが行われたが、このうちパイネイラ地区の農家の場合は、資金繰りは当初3カ年間は自己資金が必要であるが、その後は可能となり、損益も当初3カ年間はかなり苦しいが、その後は順調に経営が可能となり、生産安定時には粗収益約147千ドル、経営費約99千ドル、純収益約48千ドル（所得率32%）で、据置期間中に資金を蓄積すれば7年目にピークの来る投資資金の年約74千ドルの返済は十分可能と見通された。この見通しはアンケート調査によってもほぼ同様であった。

また、入植農家の居住の方式は第1段階と同様散居式で、ロッテに住居を建設した。しかし散居式は圃場の管理に便利な反面、教育、医療、文化等の面で不便があり、一般に農家は子供が小学校を卒業するまではロッテに住居し、卒業と同時に中心都市等に別に住居を設けてそこから圃場に通った。アルボラーダ、グワルダモール、ピラティンガ地区等ではほとんどの農家がロッテに住居したが、パイネイラ、エントレリベイロ地区等ではロッテに住居している者は全体の半数程度であった。パイネイラ、アルボラーダ地区等では一部電灯線の入ったところもあったが、多くはディーゼルによる自家発電で、生活の不便は否めなかった。しかしアンケート調査によると95%までが入植して大変満足

しており、不満足の者は1戸も無かった。

入植農家は参加農協の活動により大きな恩恵を受けた。各農協は試験農場設置等指導体制を整備して営農指導の充実に努め、コカリ農協、カマス農協は州の研究公社と連携して品種比較試験を行い、南伯農協は独自に品種、肥料の試験を行い、コペルピング農協は民間種子会社と契約して原種の生産を行うなど、技術の改良と成果の普及に努めた。流通活動においては、農産物の販売は、特に大豆の販売は、委託販売の方式をとり、集荷した大豆を組合の倉庫、サイロに保管し、組合の提供する市場情報に基づき農家が指示する最も有利な時期、販売先に販売した。大豆の販売先はほとんどが搾油向け、一部が輸出向けで、搾油向けはミナス・ジェライス州ウベランジャ、ブラジリア、パラナ州ポントグロッサに、輸出向けはサントス、ヴィトリア、パラナグア港に出荷した。米はウベランジャ等の集散市場のほか地元精米工場に販売、とうもろこしは集散市場のほか地域の飼料工場、養鶏、養豚場に販売した。手数料は農産物の販売については、増資積立金、貯蔵手数料を含め、販売額の5%程度であった。資材の取り扱いには組合によって範囲や方法が異なり、一般に販売額の10%程度であった。

農協はこれら事業のために倉庫、サイロの整備を中心に思い切った建設を進め、入植農家の規模の経済性を補完した。アンケート調査によると農協の支援に満足している者が全体の90%にのぼった。

農産物や資材の円滑な流通のためには、基幹的インフラストラクチャーの整備や地区内道路の整備が不可欠であったが、各州政府は財政に余裕のあった開発の初期には積極的に協力したが、財政の逼迫とともに協力が得られなくなった。そのためバイア州の地区やミナス・ジェライス州の終発グループの地区では農協が州の機械を借り、あるいは郡役所の協力のもとに農協が整備に当たったところもあった。

以上のように、本格事業の入植農家は、事業実施期間内に先発グループや後発グループでは技術の確立と共に高生産性の農業生産を実現し、近代的経営として概ね確立し、終発グループも今後その可能性が見通された。先発グループや後発グループの立地条件に恵まれたエントレリベイロ、パイネイラ、アルボラーダ、グワルダモールの各地では、マスコミの報道と相俟って国の内外から見学者、視察団が訪れ、成果を高く評価した。

(3) 試験的事業地区入植農家の技術と経営

試験的事業の地区は、バイア州とマツト・グロッソ州に位置するので、その自然条件は本格事業地区のそれと異なるのみでなく、両州の地区の間でも著しい相違があった。

バイア州の地区は、標高が700～800メートルと高く、地形は平坦、オーロベルデ地区は地区内に小川があるが、水量が乏しく、ブラジルセントラル地区は周辺に川があるが高低差が大きく、土壌は赤黄色ラトソール及び石英砂土で砂質、気候は赤道内陸型で半乾燥のカーチンガ地域に接し、平均気温24度C～25度C、年降雨量1,000～1,500ミリメートル、乾期が長くベラニコの危険が高い。マット・グロッソ州地区は、標高350～400メートルと低く、地形は緩やかな傾斜又は平坦、周辺に川があり水源が豊富で、土壌は赤黄色ラトソール、粘土質、気候は赤道内陸型でアマゾンの高温、湿潤地域に連なり、年平均気温は24度C～26度C、年降雨量1,600～2,000ミリメートル、乾期が短く、ベラニコの危険が無い。試験的事業地区164戸の入植農家は、このような自然条件に対応して、農業開発会社、参加農協、関係機関の指導、支援のもとに、効率的な農業生産と近代的経営の成立を目指し、技術の改良と経営の近代化に努めた。

入植農家の経営主は、参加農協所在の州やそのルーツの州出身者が多く、本格事業と同様、一般に年齢が若く、農業経験が豊かで、学歴も高いが、年齢がバイア州の地区では20～30歳と若いのに対し、マット・グロッソ州の地区では30～40歳とやや高い。何れも経営の担当者として優れた資質を備えた開拓精神旺盛な人材であった。その家族は夫婦と子供1～2人で、バイア州の地区では独身者も多く、労働力は平均して1人余りである。ほとんどの農家がオペレーター、農夫等の常雇いを2～3人もち、農繁期には相当数の臨時雇いを雇用した。その賃金はまちまちであるが、一般に常雇いは最低賃金の2～3倍に食事つき、臨時雇いは最低賃金程度であった。このように農家は雇用労働力の比重が高かったが、経営は家族によって管理され、本格事業の農家と同様、企業的家族経営に変わりは無かった。

入植農家は総てトラクター2台、コンバイン1台のほか、各種農業機械、アタッチメントを備え、本格事業の農家と同様、典型的な機械化農業の近代的経営であった。

入植農家の土地所有面積は、バイア州の地域は平均約400ヘクタール、マット・グロッソ州の地域は50%の保留地が義務づけられたことからピウバ地区が約420ヘクタール、アナテラ地区が平均約450ヘクタールと大きい。アンケート調査によると、この規模が小さすぎると答えた農家が本格事業の地区よりも多く、特にピウバ、オーロベルデ地区で多かった。自然条件の厳しさを反映して面積の拡大を指向していたためであろう。土地持ち農家の参加はオーロベルデ地区で12戸、ブラジルセントラル地区で8戸であった。

入植農家は、バイア州の地区では所有面積の約20%、マット・グロッソ州の地区ではその約50%を保留地として保存し、残りを農用地及びインフラ用

地として開発し、前者はその約90%を、後者はそのほとんどを耕地として造成した。耕地面積はバイア州の地区は270～300ヘクタール、マット・グロッソ州の地区は200～250ヘクタールで、前者はそのほとんどを大豆等の短期作の用地とし、後者はその90%を短期作の用地とした。

耕地の造成作業は参加農協の一括引き受け、又は民間業者がマニュアルに従って行った。施用した石灰、肥料は、ヘクタール当たり石灰が3～6トン、溶成燐肥又は過燐肥石灰が0.9トン、塩化加里が0.1トンであった。

作目は大豆、陸稲、とうもろこし等の穀類と、ゴム、ウルクン等の永年作物であった。各地区とも穀類については、開発初年目は陸稲を、2年目から大豆を作付けし、地力が安定してからとうもろこしとの輪作を行うよう指導された。バイア州の地区では初めから大豆への依存度が大きく、マット・グロッソ州の地区では概ね指導に沿って作付けする農家が多かった。永年作物はバイア州の地区ではウルクン、マット・グロッソ州の地区ではゴムの栽培が指導された。

各地区入植農家の86/87年度から、88/89年度までの穀類の平均作付面積は次のとおりであった。バイア州のオーロベルデ地区では87/88年度は15戸が作付けし、大豆約280ヘクタール、陸稲約100ヘクタールで、88/89年度は全戸作付け、大豆約270ヘクタール、陸稲約15ヘクタールであった。ブラジルセントラル地区では、初年度の87/88年度に大豆約140ヘクタール、陸稲約170ヘクタール、88/89年度には大豆約300ヘクタール、陸稲約15ヘクタールのほか、フェジョンを作付けた。

マット・グロッソ州のピウバ地区では初年度の86/87年度に大豆約70ヘクタール、陸稲約115ヘクタール、87/88年度から新にとうもろこしを導入し、88/89年度には大豆約180ヘクタール、とうもろこし約20ヘクタールを作付けた。アナテラ地区は87/88年度が第1作（86/87年度の作付けは1戸のみ）で、大豆約220ヘクタール、陸稲約160ヘクタール、とうもろこし若干を作付け、88/89年度には大豆約170ヘクタール、陸稲約10ヘクタールであった。

各地区の永年作物の平均植付け面積は、バイア州ではブラジルセントラル地区で若干のウルクンを植え付けたのに止まり、マット・グロッソ州の地区では初年度にゴムの育苗を行い、87/88年度に20ヘクタールに定植した。

このように試験的事業地区の入植農家は、穀類は、バイア州の地区では大豆が全体の100%近くを占め、マット・グロッソ州の地区でも80%以上を上り、大豆単一化の傾向が強かったが、一部ではバイア州の地区ではフェジョン、マット・グロッソ州の地区ではとうもろこしを導入した。永年作は、バイア州の地区では若干のウルクンを導入したに止まり、マット・グロッソ州の地区では予定通りゴムを導入した。

作物の品種は、大豆はDOKOとCRISTALINAが多く、この他にIAC-7, 8, PARANAGOIANA, SANTANA等が栽培された。とうもろこしは一代雑種のAGROSAL301, 402, CARGIL606, C111等が多かった。陸稲はIAC-25, 164, 47, CUIVANAが、フェジンはCARIOGUINHA等が使用された。

肥料は一般に大豆では播種前に根瘤菌の接種を行い、0-20-11+2N又は0-20-20+2Nをヘクタール当たり350~400キログラム、とうもろこしは基肥として5-25-25をヘクタール当たり400キログラム、陸稲は5-25-25（亜鉛入り）をヘクタール当たり250キログラム、フェジンは5-25-15をヘクタール当たり300キログラムを施用したが、地区の自然条件に応じて施肥量は異なった。微量要素は、バイア州の地区では、僅かな農家が使用するに止まったが、マツト・グロッソ州の地区では60%の農家が使用した。

各地区の穀類の平均収量は、バイア州の地区では、87/88年度は旱魃に襲われ、オーロベルデ地区は大豆約250トン、ヘクタール当たり約0.9トンと低収で、88/89年度も約380トン、ヘクタール当たり約1.4トンと目標に達しなかった。しかし陸稲は87/88年度約140トン、ヘクタール当たり約1.4トンと良好で、フェジンは少量ながらヘクタール当たり約1トンであった。ブラジルセントラル地区は、大豆で87/88年度約160トン、ヘクタール当たり約1.1トン、88/89年度も約400トン、ヘクタール当たり約1.3トンに止まった。陸稲も87/88年度は不作で約50トン、ヘクタール当たり約0.3トンであったが、フェジンは少量ながらヘクタール当たり約1トンであった。

マツト・グロッソ州の地区では、ピウバ地区は大豆で第1作の86/87年度に約110トン、ヘクタール当たり約1.5トンと好成績を収め、88/89年度には約360トン、ヘクタール当たり約2トンと目標に近い収量を挙げ、農家によっては2.4トンの収量を収めた。陸稲は86/87年度約90トン、ヘクタール当たり約0.7トンと収量は少なく、とうもろこしは88/89年度約30トン、ヘクタール当たり約1.2トンであった。アナテラ地区は大豆で87/88年度は不作で約30トン、ヘクタール当たり約1.3トンであったが、88/89年度には約32トン、ヘクタール当たり約2トンと2作目にしてピウバ地区とほぼ同じ収量を収めた。また陸稲は87/88年度に約300トン、ヘクタール当たり約2トンと良好で、とうもろこしも88/89年度約10トン、ヘクタール当たり約2.3トンと良好であった。

このように、試験的事業地区の入植農家の生産は、バイア州の地区は第2作目であったこともあり、的確な方向付けは時期尚早であったが、条件の厳しさ

にも拘わらずある程度の成績を収めたことから、生産の安定と生産性向上の可能性は十分に認められた。また、マット・グロッソ州の地域は、第3作目でとうもろこしを導入し、大豆を中心に目標に近い収量を収めたことから、生産の安定と生産性向上の方向にあると考えられた。

また、収益性については、条件が第1段階や本格事業地区に比し格段に厳しいが、今後技術の改良と生産の多角化、生産性の向上を図れば、経済情勢に大きな変化が無い限り、生産安定時にはかなりの純収益を確保し、当為資金の返済も不可能でないと考えられた。合同評価においては、アンケート調査に基づき、農家の経営予測を行ったが、バイア州の地域では厳しい局面もあり得るとしながらも、生産安定時にはかなりの純収益を確保し、投資資金を返済し、経営の安定を図ることが可能とした。

入植農家の居住方式は本格事業と同様、散居式で圃場に住居を建設した。しかし地区によっては子供の教育等のため、市街地に別に住居を設け圃場に通った。ほとんどの地区がディーゼルによる自家発電で、生活の不便は否めなかったが、入植に不満を持つ者はいなかった。

入植農家は本格事業と同様、参加農協の活動による大きな恩恵を受けた。オーロベルデ地区のコチア産組は地域内に試験場を設け、各種品種の比較試験、肥料試験等を行い、成果を農家に普及した。ブラジルセントラルのコアセル農協は技術部を設け、またピウバ地区のルカス農協は州研究公社と連携して試験場を設け、技術指導の充実を図った。また各農協とも農産物の販売、資材の購入、貯蔵等流通の合理化事業を充実し、必要な倉庫、サイロ等を整備し、入植農家の規模の経済性を補完した。更に農協によっては、生活環境の整備についても飲料水の確保、通信等に協力した。

また、バイア州の地区では国道20号線、135号線にアクセスする道路が、マット・グロッソ州の地区では地区内道路や州道が未整備で、これの整備が不可欠であったが、両州とも開発の初期にはある程度の協力があつたが、バイア州は財政再建の途上にあつたため、マット・グロッソ州は南マット・グロッソ州との分割直後であつたため十分な協力が得られず、結局農協が州政府所有の建設機械を借用する等州政府と共同して整備に当たった。

以上のように、試験的事業の入植農家は、種々の困難はあつたが、事業実施期間内に技術の改良による効率的農業生産と近代的経営の成立の可能性を実証することが出来た。オーロベルデ地区やピウバ地区には見学者や視察団が訪れ、入植農家の生産活動や定住地の整備等成果を高く評価した。

2、開発事業の効果

(1) 直接効果

1) 総合的効果——資源利用の効率性と社会的公正

第2段階開発事業の実施は、第1段階と同様、国民経済的に見て資源の有効利用を実現し、効率性の高いものであった。合同評価において、89年5月時点を基準とした開発事業の内部収益率を試算したが、その結果によると、本格事業のパイネイラ地区では17.5%、アルボラーダ地区では18.3%、試験的事業地区では大豆の収量、価格条件に応じて17.6%~11.4%と高いものであった。このことは資源の適正利用を意味し、効率性の高いものであった。

また、事業の実施地区は、これまで未利用又は粗放利用の自然牧野や木炭の生産しか行われず、雇用機会に乏しく、所得水準が低く、消費財の不足、教育、医療、文化施設の不備等福祉水準の低い地域であった。開発事業の実施は、住民生活に不可欠な食糧を生産し、雇用の創出、所得の増加を始め、地域の消費経済の活性化、租税収入の増加による教育、医療、文化施設の整備等地域社会の開発を促進し、社会的公正の面でも大きな意義をもつものであった。

2) 食糧増産効果

開発事業は既述のとおり総額3億2千1百万ドルの資金を投入（input）し、土地を取得し、導入された技術に従って伐開、開墾、土壌改良等の固定資本投資、機械の整備、施設、建物の建設等半固定資本投資を行い、これによって入植農家の近代的経営の育成を図り、その行う2年間の生産活動の経費を含む、いわゆる初期投資であった。土地取得は約50名の地主から参加農協が特別プログラムの融資を受けて取得し、入植農家に債務分割により分譲した。固定資本投資と半固定資本投資のうち伐開、開墾、土地改良は民間事業者が請け負い、施設、建物の建設は民間建設業者が行い、同じ特別プログラムの融資により作業員を雇用し、地域内外で生産される資材を生産業者又は販売店から購入し、導入技術に従って作業を実施した。半固定資本投資のうち機械の整備は、同じ特別プログラムの機械整備資金の融資により参加農協の斡旋、共同購入によってパラナ州クリチーバ市の農業機械中心地のメーカー又は販売店から購入、整備した。入植農家は同じ特別プログラムの営農資金の融資と自己資金により常雇いや日雇いを雇用し、参加農協を通じて、地域内外で生産される資材を購入し、生産活動を行い、生産物を販売した。また参加農協は特別プログラムの融資と自己資金で事務所を設け、施設を建設した。このようにして投入した資金のうち少数の不在地主からの土地購入資金と機械購入資金、一部の肥料購入資金は地域外に流出したが、残りの大部分は地域に循環して地域経済の活性化をもたらした。

開発事業はこのような投資によって大きな成果（outputs）を挙げると共に、多くの直接、間接の効果（effects, impact）をもたらした。

その第1は食糧増産効果であった。開発事業によって実施期間内に生産された穀類は86/87年度の約33,000トンから88/89年度には約181,000トンとなったが、生産安定時には更に増加が期待された。もともと開発事業の行われた地域は未利用又は自然牧野等の行われた土地で、穀類の生産は不可能とされ、開発事業が行われなければ食糧の生産が行われることはなかった。もちろん生産物のうち大豆はほとんど搾油工場に、とうもろこしは地元の養鶏、養豚業者等に、米は地元の精米工場又は政府（CFP）に売り渡された。従って地域住民にとっては直接食糧増産につながるものではなかったが、間接的には食用油脂、畜産物、米の地元での供給増加となり、生活の向上をもたらすものとなった。

3) 雇用効果

固定資本投資の伐開、開墾、土壌改良はほとんど機械で行ったが、機械の操作を始め寄せ木、根や株の拾い集め、焼却、テラス造り等には人力を必要とした。これの必要作業員は通常100ヘクタール当たり4人程度で、農用地面積139千ヘクタールであったので約5,000人が必要であった。また半固定資本投資の施設、建物の建設には大工、左官、鳶等の作業員が1地区200人程度必要で、14地区（エントレリベイロⅣ地区は同Ⅲ地区に含める）で約3,000人必要であった。更に入植農家と参加農協の生産活動等には、1地区平均で農業技師、事務員20名、オペレーター、修理工約60人、日雇い約420人、合計約7,000人程度が必要であった。従ってこの事業の直接雇用は15,000人程度であった。これら労働力の大部分は地元出身者で、雇用機会の乏しいセラード地域にかなりの量の雇用を創出した。

4) 所得効果

投入された資金は、投資や生産活動等を通じて俸給、賃金等様々な所得を形成した。賃金の水準は、通常常雇いが最低賃金の2～3倍、日雇いが最低賃金程度で高いものではなかったが、地域住民にとっては重要な生活の支えとなった。

5) 租税収入効果

88/89年度の生産額は約2,100万ドルと推定され、これに対する流通税及び農村福祉基金は約410万ドルと見られた。関係郡ではこれまで見るべき税収が無かっただけに、開発事業は税収の増加に大きな役割を果たすものであった。

(2) 間接効果

1) 技術の伝播による生産の拡大効果

先述したように第2段階開発事業は、期間内に本格事業では技術の確立による高生産性と近代的経営の確立を実現し、試験的事業では技術の改良による効率的な生産と近代的経営の成立の可能性を実証した。このため地区周辺には確立、改良された技術の伝播、誘発により期間内に自力で入植する農家や既往の入植農家、地元牧畜農家で新規に農業生産を始める農家が出現、増加した。特に本格事業の先発グループのパイネイラ、アルボラーダ、エントレリベイロ地区、試験的事業の先発グループのピウバ地区等で顕著に見られた。パイネイラ地区では、プロジェクト参加農家に追随して参加農協コカリ所在のパラナ州からの自力入植農家が約30戸、これにパラナ州等からの既往の入植者や地元の牧畜農家で新たに農業生産を始める農家を加えると、その数はプロジェクト参加農家の8倍にも達し、取得した土地面積も7倍にのぼった。アルボラーダ地区は、事業開始の直後から自力入植農家が現れ、年々増加してその数はプロジェクト参加農家にほぼ等しい50戸、購入した土地面積はプロジェクト参加農家のそれを上回った。また、エントレリベイロ地区では、ベラニコの被害を受けて、期待された生産性を実現出来なかったが、利用可能な水量豊かな河川があることから、将来は灌漑による生産性の向上が期待出来るとして自力入植農家20戸のほか、地元酪農農家等で耕作を始める農家が増加し、その数はプロジェクト入植農家の2倍近くにのぼり、取得した土地面積もプロジェクト入植農家の半ばに達した。試験的事業のピウバ地区では、自力入植農家は20～30戸にのぼり、取得した土地面積は8,000ヘクタールであった。

また、これら自力入植農家等は後発、終発グループの地区でも見られ、本格事業のボンフィーノポリス、ピラティンガ地区等では、自力入植農家が事業開始とともに現れ、試験的事業地区のオーロベルデ地区では、事業開始前から入植していたコチア産組組合員がプロジェクト参加農家の技術を導入し、ブラジルセントラル地区では入植と前後して隣接のピマウイ州に入植したパラナ州農家40戸が導入した技術を見習った。

このような自力入植農家等の生産の拡大は周辺地域の急速な作付けの増加をもたらした。パイネイラ、アルボラーダ、エントレリベイロは各地区の関係郡の穀類の作付面積は、80年代初めから増加したが、同年代半ばより大豆を中心に顕著となり、89年には85年の2～1.5倍に増加した面積の割合は89年で75～40%に及んだ。

言うまでもなく、これら自力入植農家等の生産の拡大は、直接効果のところで述べたような効果を各々の入植農家等において発生し、雇用、所得、税収効果を増幅した。

2) 資材産業の活性化（後方関連効果）

また開発事業や、その間接効果による生産の拡大によって発生した土壌改良剤や肥料、建築資材の需要は、そのほとんどを供給する地域内又は地域周辺の生産業者の生産活動を刺激、活性化させた。土壌改良剤は莫大な量であったが、そのほとんどは地域内又は地域周辺の石灰山で発掘、粉砕され、そのため工場の新設、拡張、作業員の増員をもたらした。事業地区への運搬も地元の運送業者が当たり、運転手の増員等となった。また肥料のうち窒素や加里肥料は他州からの供給に依存したが、リン酸肥料はミナス・ジェライス州で生産され、石灰工場と同様、施設の拡張、作業員の増員をもたらした。セメント、レンガ、木材、鉄製品等もそのほとんどが夫々の地域周辺で供給され、工場施設の拡大に繋がった。このような資材産業の活性化は、いわば後方関連効果として直接効果と同じような効果を夫々の産業において発生し、雇用、所得、税収の増加等の効果を増幅した。

以上のような農業生産の拡大や資材産業の活発化によって発生した雇用は、89年で直接効果のおよそ2倍、3万人と推定された。従って第2段階において創出された直接、間接の雇用は4万5千人といわれた。

3) 地域開発効果

地域における雇用、所得の増加は自ずと地域の消費経済を活性化し、各種のサービス産業の発展につながり、郡の税収の増加は行政サービスの向上をもたらした。これを本格事業のエントレリベイロ地区の中心地パラカツ市で見ると、第1段階試験的事業地区を始め、グワルダモール、ボンフィーノポリス地区等の最寄の中心都市として機能していることもあって、1985年から89年の間に、各種店舗280店から415店に、肉類販売店4店から15店に、食堂4店から20店に、農牧用品店5店から12店に、建築資材店2店から12店に、学校、病院等公共施設41施設から75施設に、医師5名から26名に増加した。またアルボラーダ地区の中心都市カンプアンについてみると、同じ期間に各種店舗17店から50店に、肉類販売店1店から4店に、食堂5店から35店に、農牧用品店2店から10店に、建築資材店2店から5店に、学校、病院等公共施設15施設から45施設に増加した。

試験的事業のオーロベルデ地区の中心地オーロベルデについてみると、同じ期間に各種店舗31店から82店に、肉類販売店16店から82店に、農牧用品店11店から23店に、建築資材店5店から18店に、病院5施設から11施設に増加した。またピウバ地区の中心地ルカス・リオ・ベル

デ市では、同じ期間に、各種店舗34店から100店に、建築資材店5店から7店に、飲食店2店から6店に、病院1施設から3施設に増加した。そのほか各地区の中心地についても同様の傾向が見られた。これら中心都市のうち、パラカツ市の発展が目を引いた。この町の発展がすべて開発事業の効果とはいえないが、昔の田舎都市の面影は薄れ、近代的な地方都市へと変貌し始めた。地域住民はこれらサービス産業や公共施設のサービスのほか、道路等インフラストラクチャーによる便益を受け、生活、福祉の向上に大きな恩恵を受けた。

4) 自然環境への影響

ブラジルではアマゾンハイウェイの建設に伴う森林破壊に対する国際世論の高まりを契機に、環境破壊に対する関心が高まった。開発事業はセラード地帯において相当面積の伐開、開墾を行うことから、これと環境破壊との関連を明らかにする必要がある。これについてブラジル側関係者は、アマゾンの自然破壊は60年代の南部地方からの無秩序な入植によって惹き起こされたものであり、セラード地帯の開発は南部地方からの入植をセラード地帯に定着させることにより、アマゾンの自然破壊を食い止め、むしろアマゾンの自然を保護する役割を果たしているとのことであった。自然環境の保護は、単に放置すればよいというものではなく、秩序ある開発、適正な管理によって、むしろ目的を達成することが出来る。セラード地帯の開発は、それが適切に行われる限り、セラード地帯の自然を保護し、ひいてはアマゾンの自然を保護する役割を果たしているとの主張は正鵠を得たものであろう。

農業開発会社は、適地調査、入植地建設基本計画の作成の段階から自然環境、土壌保全に十分留意してきた。農業開発会社はブラジル森林院の規定により、アマゾン地域のマットグロッソ州は所有地の50%、その他の州は所有地の20%を林地として保留することが義務づけられていることを踏まえ、保留地を基本計画における土地利用計画の作成、ロッテ割りに当たり次の優先順位に従って設定した。

- 1) 水源地区
- 2) 川、小川等に沿った自然林
- 3) 耕作に不適で自然保護に利用出来る土地
- 4) 処女地
- 5) 必要な場合耕地に適する土地

この場合、保留地の取り方は、保留地を各ロッテに設ける場合、一定地域に共同保留地としてまとめる場合および両者をミックスする場合の三通りの方法を用い、地域の実情に即して選択した。この保留地の設定

は、自然湧水、河川流量の減少、地下水位の低下等を防止し、森林保水を通ずる地下水補給の従来の生態系の維持に寄与した。

穀物生産地区については、地力にあった開発、作付け、農産物の残*の鋤き込み、緑肥栽培、輪作、等高線に沿った寄木、テラス造り等の総合的対策を始め、微流域の共同土壌保全、高台波状地における、等高線に沿った盛土による表土流亡の防止等の対策を進めた。また、水、土壌の汚染は特に発生しなかったが、マニュアルに従った農薬の使用等に留意した。

(3) 地域を超えた効果の拡大

1) 技術の伝播による生産の波及

伯農務省は1986年8月の国家投資計画の一環として発表した86～89年の農業3カ年計画において、中西部地方の新規農業開発面積300万ヘクタールの目標に対して、第2段階開発事業は間接効果を含めて約36万ヘクタール、目標の12%を達成したとして、目標の実現に大きく寄与したと評価した。

しかし、開発事業の革新技術は、各種の人的関係や現地視察、マスメディア等のチャンネルを通じ、開発事業の実施地区の地域を超えてセラード地域に伝播、波及したと思われる。特に第2段階の開発事業は5州にわたる14の実施地区で行われ、その技術は夫々の地区をいわば普及拠点として伝播、波及し、新しい食糧生産の農業地帯を形成したと思われる。これを数量的に明らかにすることは不可能であるが、既述のとおり、当時ブラジルの農業、特にセラード農業生産の増大が将来の面積の拡大のみならず、ヘクタール当たり収量の増大によってもたらされた事実によってある程度窺うことが出来る。

1985年から89年の時期はブラジル農業が80年代前半に続いて一層大きく拡大した時期であった。相次ぐ経済安定化計画の失敗から経済は混乱したが、気象条件は概ね良好で、サルネイ政権の食糧の国内自給、輸出の増加を重視する政策や88年のアメリカの旱魃の影響による価格の高騰等により、主要食糧、特に米、小麦、とうもろこしの生産は加速度的に増加し、輸出農産物、特に大豆生産の伸びも続いた。穀類の生産は85年度の約6千万トンから89年度には史上最高の7千万トンに達し、87年度以降連続して記録を更新した。中でも大豆は史上最大の2,400万トン記録し、空前の大豆ブームを現出した。地域的には、セラード地帯の生産拡大が進み、全国の作付面積及び生産量に占めるセラード地帯の比重は、夫々大豆で41%、44%、米で56%、37%、とうもろこしで3

6%、35%と増大した。

セラード地帯における生産の拡大を大豆についてみると、生産量は85年度の約660万トンから89年度には約1,060万トンに増加し、年平均増加率は約13%にのぼった。また作付面積とヘクタール当たり収量の増加率はそれぞれ10.3%、2.7%であった。つまりこの期間の面積の拡大は80～85年度のそれより鈍化したものの、ヘクタール当たり収量の増加率は依然3%程度の伸びを持続した。もちろんこの傾向は、気象条件や75年のセラードの試験研究体制の充実の効果によるところが大きいが、同時に既述の第2段階事業における導入技術の性格を反映する面が多分に窺われる。

2) 肥料、農業機械産業へのインパクト

ブラジルでは、肥料のうち窒素質肥料は石油化学工業基地のあるサンパウロ、バイア、リオグランデ・ド・スール州で主に生産され、リン酸肥料はミナス・ジェライス、ゴヤス、サンパウロ州で生産され、販売量に対する国産量の割合は前者で87%、後者で93%と高い割合を占めるようになった。また加里肥料は、東北地方のセルジッペ州で生産が開始されたが、依然大半を輸入に依存し、自給率は4%程度であった。農業機械のトラクターは、パラナ州の農業機械工業の中心地等で生産され、88年当時約4万台のうち約1万台を輸出し、国内市場のウエイトは約75%であった。

開発事業とその間接効果による肥料の需要は大雑把に見て64万トンであったが、87～88年の国内生産量1,200万トンに対比すれば5%程度であった。また同様にトラクターの需要は約2,000台と推定されたが87～88年の国内販売台数64,000台の約3%程度に過ぎなかった。しかし開発事業の需要はまとまったものであっただけに、これら産業に与えたインパクトは少なからぬものがあったと思われる。

3) 大豆加工産業へのインパクト

開発事業やその技術の伝播、波及による生産の拡大は、大豆加工産業等に対しても、いわば前方関連効果として、少なからぬインパクトを与えた。開発事業による大豆生産量は、間接効果を含めても30万トン程度と見られ、搾油工場の原料大豆を2,000万トンとすれば1%程度に過ぎなかった。しかし地域を超えた技術の伝播による生産の波及効果をも考慮すれば、既述のように、当時搾油産業は著しい設備過剰の状況にあり、小規模、老朽工場の淘汰、近代的大規模工場への移行、産地での工場建設が進んでいた。このような状況の中で、開発事業に伴う大豆生産の拡大は原料供給の増大、工場の近代化等をもたらしただけでなく、セラード地帯への工場の進出に契機を与えたと考えられた。カーギルは80年代初めにブラジリ

アに建設されたOK工場を買収し、ブラジルに近いゴヤス州でもトマジ
ーニが操業を開始した。また、アルボラーダ地区の出荷が予想されたテレ
スラゴアス、パタドラスにも工場の建設が進み、バイア州のバヘイラスで
もBEMGの大規模工場の建設計画が進むに至った。

3、開発事業の成功の要因と課題

(1) 開発事業の成功の要因

以上のように第2段階開発事業は、多くの困難があったが着実に進展し、実
施前の枠組みを上回る成果を挙げ、予想以上の成果を収め一先ず成功した。そ
の要因は次のように考えられた。

第1は第1段階開発事業と同様、両国政府の支持、支援とそのもとの協力
形態、開発方式がよく機能したことであった。特に政府の支援は環境条件が厳
しかっただけに重要であった。日本政府はこの事業を農業部門の最も重要な経
済協力事業として、閣議了解のもとに、必要な伯国との協議等のほか、政府関
係機関を通じて必要な技術的、資金的協力を行った。伯国政府はこの事業を国
の重要プロジェクトとして、事業の指導、監督に当たるとともに、政府関係機
関を通じて所要の技術的、資金的支援を行った。関係各州政府は、州財政悪化
に伴い基幹的インフラストラクチャーの整備が予定通り進捗しなかった面はあ
ったが、技術の研究、融資の実施等に全面的に協力した。

農業開発会社は、88年で設立満10年を迎え、その間第1段階開発事業の
実施により技術を蓄積し、経験を積み、これを生かして広汎、多様な実施地区
において十分に機能を発揮した。会社は引き続き事業推進の中核として各州地
区における事業の企画、調整を始め、入植適地の判定、参加農協、入植農家の
選定等を行い、関係機関、参加農協等とともに農業生産者に対する支援を集中
的、機能的に行った。この中で特に各地区参加農協は、従来からの入植農家
に対する営農指導、流通の合理化事業等のほか、農業開発会社の指導のもとに新
たな土地の取得、分譲を行い、入植事業の推進に大きな役割を果たした。必要
資金の特別プログラム基金からの融資は、第1段階開発事業同様、実施前の枠
組みを上回る事業を実質的に概ね賄い、確実に実行された。

これら支援を受けて中規模経営の入植農家（土地持ち農家を含む）が経営能
力を充実し、生産力の担い手となり、あるいは技術の伝播、波及の送り手とな
って活発な生産活動を行った。

第2は、第1段階開発事業同様、大豆が依然基幹作物となり、導入技術が大
豆を中心とした作物栽培において十分に機能したことと、大豆の多様な用途に
起因して多くの大豆加工産業にインパクトを与えたことであった。第2段階開
発事業は5州にまたがる高緯度の広汎な地域にわたったが、日長に鈍感な品種

の育成の進展によって高緯度の地域での栽培が可能となり、高緯度のセラード地域の適作物として引き続き基幹作物となった。導入技術は、前述のとおり機械体系を中核として、その先導する農業土木的技術、生物学的技術、化学的技術を組み合わせ、体系的に組み立てた技術であったが、第2段階においては、各州の自然条件に応じて4種類とした。この技術は、栽培、収穫の各段階を通じて機械化の可能な大豆を中心とした作物栽培において、機械体系の労働節約機能と農業土木的技術の基盤整備機能や生物学的技術の収益増進機能等の共働により、地域の自然条件に応じて十分にその機能を発揮した。

また第2段階開発事業においては、農業開発会社が技術援助を一元的に総て行い、各州の地域事務所に配置したコーディネーターの指導、調整のもとに同事務所や現地事務所の間接雇用による農業技師がこれに当たった。このコーディネーターは何れも第1段階の技術援助を経験した農業開発会社の優れた技師であった。また間接雇用の技師は、農業開発会社が事前に研修を行い、選考した、優れた技師であった。従ってこれらコーディネーターや間接雇用の農業技師は、導入技術の機能の発揮を一層高めた。

また大豆は、既述のように大豆加工食品のほかに、搾油原料として大量に消費され、生産された大豆油や大豆粕は二次加工、三次加工により食用、工業用、飼料用などに広く利用される。従って大豆の生産拡大は、これらに関連する大豆加工産業に強いインパクトを与えた。

第3は、開発事業を巡る環境条件は第1段階に比し一段と厳しかったが、資源はなお豊富にあり、政府の支援や農業開発会社の努力等によって悪条件の克服を図ったことであった。開発事業の実施期間は、度重なる安定化政策の失敗によって経済は混乱し、インフレは破局的に昂進した。しかし開発事業に必要な土地についてみると、インフレによる金融資産を保有することの不安から土地投資が増加し、条件の良好な土地は次第に減少し、残った土地は地権問題がある等取得は必ずしも容易ではなかったが、適地はなお豊富に存在し、農業開発会社の適地判定や参加農協の努力によって比較的良好な土地を取得することが出来た。価格もグワルアモール地区やボンフィーノポリス地区では、ヘクタール当たり500ドル前後と高かったが、その他地区は150～200ドルと第1段階のそれとほぼ等しく、バイア州のオーロベルデ地区やブラジルセントラル地区では夫々60ドル、40ドルと安かった。また労働力の確保も可能で、賃金も第1段階の場合と実質的には変わらなかった。

また、この期間は、マクロ経済政策が短期安定化の方向を強めたのに対応し、農業政策も短期場当たりの性格のものとなった。農業融資の条件はこの期間に6回も変更され、最低基準価格は86年までは高めに設定されたが、87年以降実質的に急速に引き下げられた。また累次の為替レートの固定によりクルザ

ード貨は過大評価（15～30%といわれた）となった。農業はこれら政策の変更によってマイナス、プラス両面で大きな影響を受け、開発事業も同様であった。

しかし、開発事業については、政府はこれに高いプライオリティーを置き、融資条件のうち金利は一般農業制度金融と同一としたものの、融資限度や期間は可能な限りの緩和措置を講じた。融資代行機関の融資の35%負担問題が生じた際も特例措置を講じ、後にこれを撤廃した。伯中銀の特別プログラム基金の大蔵省移管についてもスキームの変更を最小限に止め、日本側からの資金の供給が一時中断した際は伯側資金で融資を継続した。また89年の農業融資額の極端な不足の際には、営農資金を第3作目以降の農家についても特別プログラム基金から融資する特別措置を講じた。このような政府の支援のほかに、民間業者も農業開発会社の10年の実績を評価し、これを担保に資機材の前渡を行うなど事業の推進に協力した。

（2）問題点

他方、第2段階開発事業は厳しい環境条件の中で実施しただけに、事業の実施上あるいは将来の見通しと関連して幾つかの問題や不安定要因があった。

その第1は、事業は一応完遂したものの、生産性の一層の向上、生産の安定を図る見地からすれば、必要な事業が実施期間中に必ずしも十分出来なかったことであった。第2段階開発事業においては、道路、電化幹線等の基幹インフラストラクチャーの整備は、州政府が行うこととされ、開発の初期には州の財政力の相異により一様ではなかったものの、一般に州政府の協力は積極的であった。しかしその後は州財政の悪化とともに一般に消極的となり、本格事業の後発グループ、終発グループやバイア州の地区では、参加農協が州政府から建設機械の貸与を受け共同して整備を進め、あるいは郡役所の協力や単独で整備に当たった。

また実施地区のうち灌漑可能な地区では灌漑に対する関心が高まったが、本格事業のパイネイラ地区等を除き、これを計画、実施する時間的余裕や資金的余裕が無く、あるいは必要な幹線水路や貯水池の整備についての政府の支援も得られず、多くの地区で整備を見送った。

さらに、入植農家は厳しい環境の中で、収益の確保を急ぐあまり、収益の多い大豆単作に走り、作付け1～2年の陸稲の栽培や緑肥作物の導入による土地の馴化、地力の培養、他作目の導入による経営の多角化等の配慮に欠け、そのための時間的余裕も無かった。もともと畑作は輪作を本来の姿とし、これにより地力の維持増進、病虫害の予防、雑草の抑制が可能となり、灌漑と並んで生産の安定に不可欠とされた。本格事業のパイネイラ地区や試験的事業のピウバ

地区でのとうもろこしの導入やアルボラーダ地区での緑肥作物の導入姿勢以外には実施はほとんど見られなかった。

なお、参加農協のうちには大豆の搾油、ゴムの一次加工等のアグロインダストリーに関心を持ち、87年には融資の基本方針も決定されたが、時間的、資金的余裕が無く、実施に至らなかった。

第2は、経営の将来には不安定要因が多いことであった。上述した経営の収益性の見通しについては、経済情勢に大きな変化の無いことを前提とした。しかしそのような前提が実現する保証は実際にはない。

言うまでもなく、セラード農業開発は、劣悪な土壌の改良や機械施設の整備等に多額の投資を必要とする反面、熟畑化には時間がかかり、リスクで、収量も少ない。開発事業の対象は土地を持たない農家やその二、三男の入植農家であった。従って事業の実施に当たっては、土地取得資金を初め必要な多額の投資資金のほとんどを特別プログラム基金から融資し、その条件も金利は一般農業制度金融並としたが、融資限度や期間は出来る限り緩和する措置をとった。この措置はセラード農業開発の特質や事業の目的に照らし不可欠で、また妥当なものであった。

しかし、特別プログラム基金からの融資は、生産が本格化するまで据置期間を設け、その間の金利は元加する措置をとったものの、元利合計の償還は7年目より始まり9年目にピークに達する。従って据置期間中に出来る限り収益を挙げ、資金を蓄積して、このピークを乗り切ることが経営安定の決め手となるが、そのような据置期間中の収益の確保や資金の蓄積には不安定要因が多い。自然条件の変化による生産の不確実性については言うまでもない。経済政策の変化等によって景気や雇用、所得等農業を巡る情勢は変化する。農産物の価格や農業生産者の所得は、農産物の需要、供給の非弾力性に起因して変動が激しく、不安定を免れ得ない。最低基準価格は政策的決定に依存し勝ちである。輸出農産物の価格は海外市況や為替政策によって影響を受ける。

このような不安定要因がひとたびマイナスの方向に作用すると、経営の収益は減少し、資金の蓄積は困難となる。既に第2段階の末期には多くの入植農家があることを経験した。89年9月の大豆のシカゴ市場での価格はブッシェル当たり5.8ドルと前年の10ドルを超える価格の半分に近い水準に急落し、国内価格もこれに伴って下落し、その後も停滞が続いた。価格の端境期の回復を期待して販売を先に延ばした農家は甚大な被害を蒙った。89年は穀類生産の史上最高の年であったが、農産物市場では過去13年間で最悪の年であったといわれ、協力事業の対象地区ではないが、マットグロッソ州の最縁地帯の中心地ディアマンティーノ地方では大豆の国際相場の下落の影響で大半の農家が債務返済に窮した。開発事業の経営の見通しには楽観を許さないものがあつた。

第3は、農業開発会社の経営が長期的に依然不安定なことであった。農業開発会社は事業実施期間中は事業に伴う各種手数料収入や展示農場収益等によって経営の安定を維持したが、事業の終了とともに手数料収入は減少し、従来の体制を維持する限り経営の維持は再び困難となる極めて不安定なものであった。経営の長期的安定のため収益源を確保する必要性はいささかも減少するものではなかった。

長期的な収益源の確保については、事業実施期間中も展示農場の充実、コンサルタント活動の拡充に努めたが、困難な環境の中で事業の遂行に全力を傾けざるを得なかったことから、収益源の発掘は必ずしも十分に行うことが出来なかった。

(3) 持ち越された課題

上記のような問題点に対応して、今後解決を要する課題を列挙すれば、第1に事業実施期間中に必ずしも十分出来なかった事業の補完であった。本格事業については、89年末の両国関係者の協議において、引き続き経営の多角化、灌漑施設の導入、アグロインダストリーの導入等の補完事業を実施することとなったので、これの実施により問題の解決が期待され、試験的事業においても参加農協の指導により適切な対応が期待された。

第2は、将来における経営の不安定性の克服であった。そのためには政府による施策の充実とともに入植農家においても経営管理の充実が必要で、企業の経営として生産、流通管理のほか、特に金融、財務の管理の充実が求められた。農業開発会社も参加農協と連携して追跡調査を行い、必要な助言、指導を行う必要があった。

第3は、農業開発会社の経営の長期的安定を図ることであった。農業開発会社は事業の終了とともに、経営のあり方を再検討し、会社の目的に相応した収益源の発掘に意を新にして取り組む必要があった。

4、第1段階試験事業の展開 ーその3

(1) 生産の安定と多角化の一層の進展

度重なる経済安定化計画の失敗等により経済がめまぐるしく変化し混乱する中で、農業生産者はプラス、マイナス両面の影響を受けながら、収益性の高い作物を中心に生産を拡大し多角化した。

まず、3つの入植地区、2つの栽植企業及び農業開発会社の展示農場を合わせた作付け延べ面積は、栽植企業の引き続き穀作規模の縮小や、後に述べる入植農家の若干の転出等により穀作面積がやや減少したものの、コーヒーの増植や灌漑面積の増加により84/85年度の約31,000ヘクタールの水準を維

持した。穀類は84/85年度の約27,000ヘクタールから88/89年度には約24,700ヘクタールとやや減少したが、作目別には84/85年度の大豆約78%、とうもろこし約11%、陸稲約9%、その他小麦（灌漑）、フェジョン等2%から88/89年度には大豆約54%、とうもろこし約41%、フェジョン約3%、その他陸稲、小麦等約2%と大豆が減らした反面とうもろこしが収益性の増大を反映して著増した。コーヒーは84/85年度の約2,200ヘクタールから88/89年度には入植地区を中心に2,900ヘクタールと増加し、栽植企業では減少した。（CDACでは従来の200ヘクタールから400ヘクタールとなった。）

農業生産者は灌漑施設の導入意欲が強く、ピポットセントラルは25基（イライ地区17基、コロマンデール地区1基、パラカツ地区4基、C・FOGO 2基、農業開発会社展示農場1基）となり、このほか撒水機等によるものを合せ灌漑面積は約2,000ヘクタールとなった。また低湿地利用や湧水利用も増加した。これらにより、小麦、とうもろこし等の穀類を初め、フェジョン、グリンピース、トマト、水瓜等の灌漑栽培が増加し、灌漑による作付け延べ面積は約4,200ヘクタールとなった。またパラカツ地区ではカノン砲式撒水機によりコーヒー約600ヘクタールの灌水を行い好成績を収めた。

牛の飼育頭数も増加し、84/85年度の約8,000頭から88/89年度には約9,000頭となった。また、養豚やピングアの製造も始まった。

穀類の作柄は、86/87年度はミナス・ジェライス州西北地域やゴヤス州東部は激しいベラニコに襲われ、87/88年度もミナス・ジェライス州西北地域は降雨不足により被害を受けたが、88/89年度は好天に恵まれ、生産量は84/85年度の約63,000トンから約83,000トンに増加した。このうち大豆は84/85年度の約47,000トンから88/89年度には面積の減少を反映して約33,000トンに減少したが、ヘクタール当たり収量は栽植企業を除き約2.2トンから約2.4トンに増加した。またとうもろこしは84/85年度の約11,000トンから88/89年度には48,000トンと著増し、ヘクタール当たり収量も同じ時期に約3.7トンから約5トンに増加した。コーヒーも84/85年度の約600トンから88/89年度には約2,300トンと増加した。

このように、第1段階試験的事業の事業地は、作付け9年目で延べ作付面積はやや減少したものの、31,000ヘクタールの水準を維持し、安定した。内容的には大豆が減少しとうもろこしが著増するとともに、灌漑栽培や低湿地利用等による穀類、野菜類の栽培、畜産の拡充等により生産の多角化が引き続き進行した。また穀類の生産量は約83,000トンとなり、ヘクタール当たり収量も栽植企業を除き、概ね大豆で平均2.1トン、とうもろこしで平均4.

5 トンの水準に達した。

(2) 入植農家の経営の発展と栽植企業の経営の停滞

1986年は特別プログラム基金から借り入れた投資資金の据置期間が満了し償還の始まる年であった。償還額は据置期間中の利息の元加により増加したが、金利が最高15%に固定されていたため、その間の年200%にも及ぶインフレにより実質的には著しく減価していた。多くの農家は担保の解除の必要もあって据置期間の満了を待って繰り上げ償還を予定していた。このような時に偶々同年2月のクルザード計画において価値修正の廃止と共に計画実施前の価値修正のない債務については、クルザード貨に転換の際一定比率による減価措置が認められた。それだけでなく繰り上げ償還を予定していた入植農家は予想外の恩恵に恵まれ、これを機に据置期間の満了とともに繰り上げ償還を始め、年内に全戸償還を完了した。これによって入植農家の経営上最大の難関とされた長期資金の返済の必要は無くなった。当時入植農家の間では宝くじの当選になぞらえて、入植農家に選定された幸運に引き続きクルザード計画の減価措置の適用を受けた2回目の幸運に恵まれたといわれた。入植農家はこのような幸運にも助けられて発展の軌道に乗ることとなった。

入植農家はほとんどの農家が地区に定住し経営を続け、転出者は特別の事情のあるものに限られた。イライ地区では全戸定住して経営を続けたが、コロマンデル地区で6戸、パラカツ地区で7戸の農家が土地を売って転出した。しかし転出者は何れも特別の事情のもので、売却されたロッテのほとんどは譲り受け者が入植農家と交代して耕作を続けた。コロマンデルの6戸は、この地区がコーヒー栽培の中心地となったパトロシーニョ郡に隣接し、地価が急騰したことが主要因で、子弟の成長とともに手狭になったロッテを売って地価の安いより広い土地を求めて転出したものであった。売却された土地のうち2ロッテはコーヒー畑として利用されたが、4ロッテは譲り受け者が入植農家と交代して従来どおり耕作を続けた。パラカツの7戸は、うち5戸は農業経験や能力の不足から農業を諦め転出したもので、2戸は経営主の死亡や兄弟の債務の責任のため転出したものであった。売却された土地のうち5ロッテは譲り受け者が入植農家と交代して経営を続け、2ロッテは畜産に利用された。従って農家数はコロマンデル地区16戸、パラカツ地区48戸となった。

他方、定住した農家は、この期間に土地を買い増し、又は借地して経営規模を拡大した。イライ地区では入植農家の半数を超える15戸の農家が平均400ヘクタールの土地を買い増し、うち3戸の買い増し土地面積は1戸当たり1,000ヘクタールにのぼり、また9戸の農家が平均370ヘクタールの借地をした。コロマンデル地区では7戸の農家が平均215ヘクタールの土地を買

い増した。またパラカツ地区では7戸の農家が平均120ヘクタールの土地を買い増し、うち1戸はバイア州で2,000ヘクタールを買った。

入植農家及び交代農家の穀類の平均作付面積は88/89年度で、イライ地区では大豆約160ヘクタール、とうもろこし約100ヘクタールで、84/85年度に比し大豆の作付面積が減少し、収益性の高まったとうもろこしの作付面積が増加した。この傾向は他の2地区でも同様で、コロマンデル地区では大豆約90ヘクタール、とうもろこし約100ヘクタール、フェジョン若干、パラカツ地区では大豆約110ヘクタール、とうもろこし約100ヘクタール、陸稲約5ヘクタールで、何れも84/85年度に比し大豆が減少し、とうもろこしが増加した。このほか、イライ地区及びパラカツ地区の灌漑農家の灌漑栽培面積はフェジョン20ヘクタール前後のほか、エンドー、とうもろこし、小麦、馬鈴薯20～10ヘクタールであった。コーヒーの平均作付面積は88/89年度で3地区とも20～15ヘクタールで84/85年度より増加した。牛の飼育頭数も入植農家全体で2,000頭を上回り、経営の複合化が進んだ。

88/89年度は作付け9年目に当たり、農家は作物栽培の経験を積み、技術の知識を身に付け、熟畑化した耕地の一層の土壌改良、多様化した品種の選択、進歩した栽培管理技術の採用等技術の改良に努めた。

このため88/89年度は好天にも恵まれ、主要穀類のうち大豆の生産量は面積の縮小によって84/85年度より減少したものの、ヘクタール当たり収量は増加し、とうもろこしは84/85年度より生産量、ヘクタール当たり収量とも増加した。大豆のヘクタール当たり収量は、イライ地区で約2.6トン、コロマンデル地区2.4トン、パラカツ地区2.4トンに達し、とうもろこしのヘクタール当たり収量もイライ地区4.8トン、コロマンデル地区4.4トン、パラカツ地区4.6トンに上った。コーヒーの生産量も入植農家全体で約3,380トンと84/85年度の10倍となった。灌漑農家では小麦、フェジョン、野菜類で好成績を収めた。

88/89年度は、大豆価格が下落したものの、とうもろこし、フェジョン等の最低基準価格は引き上げられ、資材価格や労賃は概ねインフレ並であった。入植農家は生産性の向上と経営複合化の成果もあって、かなりの粗収入を挙げ、所得を収めた。聴き取り調査によると、多くの農家は10万ドル前後の粗収入を挙げ、4万ドルの農業所得を収め、金利や家計費を賄ってなお相当の余裕があった。イライ地区の灌漑農家では16万ドルの粗収入を挙げ6万ドルの所得を収めた農家もあった。多くの農家は厳しい金融情勢に対応して営農費を出来る限り自己資金で賄い、借り入れ依存度の低下を図った。大規模農家やピポットセントラル導入農家の中には、必要投資資金の一部を一般農業制度金融からの借り入れによったものもあったが、これらの農家も債務の縮減に努めた。

参加農協は、組合員農家の生産拡大、多角化に対応して、営農指導をはじめ、資材の共同購入、農産物の委託販売等活発な活動を行った。また自力入植農家の増加に伴う組合員の増加に対応してコスエル農協、コチア産組は合わせて45,000トンの貯蔵能力を持つ穀物サイロ、倉庫を建設し、組合員農家は流通の合理化等大きな恩恵を受けた。

以上のように入植農家の経営が発展の軌道を歩んだのに対し、栽植企業の経営は停滞した。CDACは85/86年度には事業規模を一時縮小し、低湿地利用の水稻や湧水利用の野菜類、コーヒーを合わせて作付面積を1,400ヘクタールと前年度の半分近くに縮小した。反面畜産部門を拡大し、牛のほか豚の飼育を始め、またアルコールの生産のための小型蒸留装置を設置し、経営の複合化を図り、不要機械を売却した。

このような経営再建途上の86年にはクルザード計画に伴って入植農家と同様、長期負債に減価措置が適用され、また金利負担が軽減された。このためCDACは86年中に長期負債を総て償還し、営農資金の金利負担が大幅に軽減され、会社設立後初めて黒字を計上した。しかしこれは金利負担の軽減による一時的なもので、経営の実態の改善によるものではなかった。87年には新クルザード計画に伴って価値修正が復活し再び高金利時代に逆戻りし、運転資金に乏しいCDACは再び金利負担に苦しめられることになった。

86/87年度は前年度と同様穀作の縮小と経営の多角化を進めたが、同年度は激しいベラニコに襲われた上に大豆が雑草の被害を受け、コーヒーが一部荒廃する等管理の不行き届きもあって全般に著しい減収を招いた。このため87年8月時点で損益は再び赤字となり、毎月の金利支払いが百万クルザードにも及ぶ状況となった。この未払い債務は社長の個人資産を担保に資金を工面し穴埋めしたものの、役員人事を含め経営の抜本的建て直しが必要となった。

この農場はもともと南米銀行がリーダーとなって日系コロニアの事業として発足したもので、南米銀行は最初から経営審議会委員となって経営に関与してきたが、農場の経営が危機的状況に陥るに及んで、自ら再建に乗り出した。87年末農場の従来技術担当取締役が辞任したのを受け、南銀グループのクワイバラ農工の責任者を後任の技術担当取締役として送り込み、南銀が引き受けて第8回目の増資を行い、経営の充実を図った。

87/88年度は前年度のベラニコに懲りて穀作を入植農家1戸分に相当する程までに縮小していたが、この年もベラニコの被害を受け減収した。88/89年度からは、新技術担当取締役を中心に体制を整備し、大型トラクター3台の増強等を図り、大豆、とうもろこしを1,500ヘクタールに拡大し、コーヒーの肥培管理を充実し、養豚も充実した。収量は大豆570トン、ヘクタール当たり1.9トン、とうもろこし4,900トン、ヘクタール当たり4.3ト

ンとまずまずの成績を収めた。しかし経営の損益は金融費用が減少した反面、管理費や減価償却が大きく、引き続き赤字であった。また財産の状況を89年度末で見ると自己資本の資本・負債総額に占める比率は82%で、恒久資産の資産総額に占める比率も82%で、依然設備過剰の状態にあった。

これに対しC・FOGOは、85/86年度は大豆の作付けを大幅に縮小すると共に、とうもろこし、陸稲の作付けを増やし、ピポットセントラルによるグリーンピース、スイートコーン、トマト等の灌漑栽培を拡充し、前年度の作付け総面積を維持した。また牧畜の拡充を図った。86/87年度はクルザード計画の恩恵やとうもろこしの最低基準価格が引き上げられたことから、大豆、陸稲のほか、とうもろこし1,000ヘクタールに拡大する一方、灌漑栽培や牧畜の充実を図り、作付け総面積を増やして経営の発展を目指した。しかしこの年はベラニコの被害が特に大きく穀作は著しい減収であった。このため87/88年度は大豆、とうもろこしを大幅に縮小し、陸稲の栽培を中止し、灌漑栽培に重点を移したが、この年もベラニコの被害を受け、穀作は前年に近い減収で、経営の損益は初めて赤字となった。この2年続きの穀作の減収は偶然の事態とはいえ、低地での穀作は灌漑によらない限り無理であることを示すものであった。このため88/89年度は穀作を諦め、とうもろこしの灌漑栽培のみとし、経営を野菜類の灌漑栽培や牧畜に集中することとした。しかし89年も損益は前年に引き続き赤字であった。ただ財産の状況はCDACよりは健全で収益的であった。

以上のように、栽植企業は、CDACでは経営の再建を南米銀行に委ねることとなり、C・FOGOは経営を野菜類の灌漑栽培や牧畜に切り替えるに至り、今後の成り行きが注目されることとなった。

(3) 効果の拡大

開発事業の効果はこの期間も引き続き拡大した。直接効果についてみると、大豆、とうもろこし等の穀類の生産は、栽植企業を除き84/85年度の63,000トンから88/89年度には83,000トンに増大し、内容的にもとうもろこし、フェジョン等の穀類をはじめ、コーヒー、野菜類や牧畜の比重が高まり、地元住民に対する食糧増産の効果が高まった。入植農家の若干の離脱や栽植企業の穀作の縮小はあったものの、定着農家の規模拡大や経営の複合化によって、雇用や所得は維持され、また生産の拡大によって税収は増加した。

間接効果についてみると、自力入植農家や地元の地主や牧畜農家等で新に耕作を始めた農家は引き続き増加し、開発事業末期以来のこれら農家は、イライ地区で109戸、コロマンデール地区で25戸、パラカツ地区で約50戸、合計180戸となり、プロジェクト参加農家の2倍に達した。これら農家の土地

所有面積も約29,000ヘクタールと推定され、プロジェクト参加農家のそれに近い面積にのぼった。

このような自力入植農家等の増加に伴って関係郡の穀類の生産は増大し、面積の増加率は鈍化したものの、85年の85,000ヘクタールから89年には119,000ヘクタールと約1.3倍となり、生産量は同期173,000トンから256,000トンと1.5倍になった。このうちプロジェクト参加農家等の生産の比率は約60%で、特にパラカツ郡では86%を占めた。パラカツ郡は協力事業の実施により一躍有名となり、ミナス・ジェライス州の中では最大の穀物生産郡となった。

地域の中心地、都市は一段と発展した。イライ地区の中心地イライはプロジェクトの始まる前は一集落に過ぎなかったが、10年にして人口9,000人の都市の様相を呈するに至り、知名度が急に高まった。コロマンデル市は昔は宿場町として栄えたが、農業開発会社の展示農場や入植地の開発等によって、かつての活況を取り戻し、人口18,000人の都市に発展した。パラカツ市は既述のように第1段階のみならず第2段階地区の中心的役割を持つことから、特に発展が急速で、当時既に人口9万人の近代的都市施設を持つ新しい地方都市に変貌した。

開発事業の技術は、更に地域を超えて波及し、生産の拡大をもたらし、大豆搾油産業に少なからぬ効果を及ぼしたと考えられ、また第2段階開発事業の効果との相乗効果により、両者の効果を一層高めたと考えられた。第1段階開発事業は、第2段階開発事業を先導し、その基礎となったが、効果の面でも重要な役割を持つものであった。

第 5 章

第 3 段階協力事業の準備と農業開発会社の運営並びに 第 2 段階、第 1 段階開発事業の展開（1990. 3～ 1994. 3）

第 1 節 第 3 段階協力事業の協議と第 2 段階本格事業補完事業の実施

1、伯政府の次期協力事業の要請と合同評価

（1）伯政府の次期協力事業の要請

前章で述べたように、ブラジルでは度重なる安定化政策が失敗し、経済は停滞し、インフレが激しくなり、88年にはオードソックスな価格管理政策が行われ種々努力が払われたが、同年後半からインフレの昂進が加速し、89年1月には物価の凍結を含むサルネイ政権最後の安定化計画が実施されるに至った。

この間農業は、経済の深刻化の影響を受けながらも87年、88年と連続して豊作を記録し、特に国内向け農産物は政府の優遇措置もあって増産したが、増大する需要に対してはなお十分でなく、インフレの抑制のためにも一層の生産の拡大が必要であった。また農産物輸出は政府の貿易、為替政策の影響もあって、年によって変動したが、85年以降停滞し、輸出総額に占める比率は低下した。農産物輸入は88年以降増加し、特に小麦は87年には国内自給にあと一步の生産を記録したが、以後再び減産し、輸入増加の一因となった。生産の拡大の必要性は対外取引の面でも重要であった。

このような情勢の下で、第2段階開発事業は、困難な環境にも拘わらず着実に進捗し、それについての関心と評価が年々高まり、事業の継続を望む声が高まった。ことにセラード地帯の生産が飛躍的に増大し、87～88年には大豆の全国生産に占める比重が40%にも達したことから、事業の継続を望む声は急速に増大した。

伯政府は、88年末訪伯した国際協力事業団の調査団に対して、拡大事業を高く評価するとともに、事業の継続を希望し、近く計画案を準備して正式に要請する意向を表明し、併せてその前提として合同評価の早期実施を希望した。その後政府部内では計画案の検討が進み、89年1月末、レゼンデ農相は小村駐伯大使に書翰を送り、伯側はセラード農業開発の新しい提案として、第2段階拡大事業の追加事業と中央ブラジル開発計画の二つのプロジェクトに対し日本の協力を期待し、日本側との協議を希望する旨正式に要請した。

要請のうち第2段階の追加事業は、第2段階に余剰資金があること、関係州等から要望があること、F/S等を必要とせず直ちに実行可能なこと等を理由に、第2段階と同じスキームで当初の事業目標を拡大することを目的に第2段階と

同じ規格の事業を89年より3年間にわたって実施するというものであった。また中央ブラジル開発計画は、中央ブラジル開発計画が既に存在すること、内外の需要に応えるため農業生産の拡大が必要であること、外国資本の流入が必要であること等を理由に、第2段階と同じ地域のほか、ピアウイ、マラニョン、トカチンス州において、農業開発事業を91年より4年間にわたって実施するというものであった。

この伯側提案について、日本側としては、追加事業については、試験的事業の追加事業は事業の性格から困難であること、本格事業の追加事業は不可能ではないが、その必要性や現行諸契約等の扱いが明らかでなく、中央ブラジル開発計画については、第2段階事業や追加事業との関係が明らかでない等多くの疑問点があった。しかし、日本側は、当時世界の食糧需給は緩和したものの、中長期的には楽観を許さないものがあり、ブラジルにおける食糧増産は世界の食糧需給の安定に資するところが大きであり、また、これまでの協力事業が大きな成果を収め、予想以上の効果を挙げたこと等から、引き続き協力する方向で検討を始めた。このため、早期に現行事業の合同評価が必要との認識のもとに、伯側と評価の実施について打ち合わせを行うとともに、伯側要請について意見交換を行うこととした。

(2) 合同調査の打ち合わせ及び次期協力事業の打ち合わせ調査

この方針を受けて国際協力事業団は89年3月、事業団及び政府関係者による打ち合わせ調査団を派遣した。この調査団には海外経済協力基金からも関係者が参加した。調査団は伯農務省をはじめ関係者と合同評価の方法、内容等と伯側要請の次期協力事業について打ち合わせ調査を行った。その概要は次の通りであった。

1) 合同調査の方法、内容、日程等

日本側より、評価は日伯共同評価とし、関係機関との協議、現地調査、アンケート調査、ヒヤリング調査によって行い、調査項目は第1段階開発事業の評価調査の項目に準ずることとしたいと提案したところ、伯側からはアンケート調査は経験も無く困難であることや環境問題を項目に加えることを希望する等の意見があったほか、基本的に、特に問題は無く、環境問題を項目に加えることとして日本側提案のとおり合意した。

なお、スケジュールは、アンケート調査4～5月、5月中旬日本側より調査団派遣、調査実施、7月評価報告書作成とすることで合意した。

2) 伯側提案の次期協力事業

伯側は1月の農務大臣からの駐伯日本大使宛て要請の説明を行ったが、特に変わった点はなかった。これに対し調査団は、試験的事業の追加事業

は対応が困難であることを説明するとともに、試験的事業の新規事業が試験的事業の性格に合致するものであれば、現地調査、協議を含め前向きに検討する用意があるとした。

これに対し伯側は、現在の実施体制、事業スキームは非常に有効で、運営の面でもモデル的なプロジェクトになっている。このため次期事業においても、これまで重要な役割を果たしてきた国際協力事業団が試験的事業を新に実施する方向で参画するよう強く要請した。またその試験的事業としては、マラニヨン、ピアウイ、トカチンス州等新たな地域を対象として事業を行うことや、新たな地域を対象とし小農（300ヘクタール未満、平均100ヘクタールの規模）の入植を協同組合方式で行うこと、あるいはゴムをはじめ新作物を小農により栽培し、付加価値の高い農業を開発する等の検討を要請した。

一方、海外経済協力基金による次期協力事業についても、既往事業地区の面積拡大、農村電化、灌漑施設整備、アグロインダストリー導入等の面で、国際協力事業団と歩調を合わせる形で事業を実施することの検討を要請した。

なお、伯側は次期協力事業の検討は、第2段階に移行する際のような空白期間が生じないように、出来る限り早く進めるよう要望した。調査団はバイア州地区の調査等を行った。

調査団の帰国後日本側では、合同評価の準備を進めるとともに、伯側の意向を踏まえ今後の協力の方針を検討した。この頃ブラジルでは、夏プラン後インフレは一時沈静化したものの、その期間は前回の新クルザード計画の場合より短く、予定された財政赤字対策の挫折や消費の拡大等によって4月頃よりインフレが再び昂進する等経済情勢は深刻となった。従って次期協力事業の実施は容易ではないと考えられたが、わが国としては、協力事業はブラジルのインフレの抑制と輸出の増大に寄与するばかりでなく世界の食糧の安定供給にもつながり、更に日系農家の支援にもなることから引き続き協力を続けることとした。協力事業の内容としては、マラニヨン、ピアウイ及びトカチンス州で新規試験的事業を行い、既往の試験的事業を行ったミナス・ジェライス、ゴヤス、マトグロッソ、南マットグロッソ及びバイア州を対象に本格事業を実施することとし、これら事業には小農の参加及び新規作物の導入も検討することとした。また、89年中に合意議事録の署名を目標として、7月上旬～8月下旬に長期調査員及び基礎一次調査団の派遣を予定した。

伯側では、90年3月に政権が交代することから協議を急ぎ、レゼンデ農務大臣は5月中旬駐伯日本大使に対し、協力事業の継続を重ねて要望し、ハイレベルでの合意を要請した。伯側の協力事業に対する熱意がうかがわれた。

(3) 合同評価の実施

先に行った合同評価の打ち合わせ結果に基づき、日本側は5月下旬から6月上旬にかけ、本格事業は日伯農業開発協力株式会社と海外経済協力基金が、試験的事業は国際協力事業団がそれぞれ関係者、専門家及びコンサルタントにより相当規模の調査団を編成、派遣し、伯側EMBRAPAと共同で調査を行った。調査は関係機関との協議のほか、本格事業については先発グループのエントレイロ、パイネイラ及びアルボラーダの3地区の現地調査、その他地区のヒヤリングを行い、試験的事業についてはバイア、マツグロソの2地区の現地調査を行い、伯側EMBRAPAが本格事業、試験的事業とも事前にアンケート調査を行った。この調査において、伯大蔵大臣、農務大臣をはじめ政府関係者、関係州政府関係者、郡、農協関係者、入植農家に至るまで協力事業を高く評価し、事業の継続を強く要請した。伯側の関心と期待は予想以上のものであった。

日本側調査団は帰国後調査結果を分析検討し、伯側意見をも踏まえ、本格事業、試験的事業別に報告書(案)を作成した。この案は後に述べる基礎1次調査の際別途作成した要旨をもとに伯側と協議し、伯側の意見を取り入れて必要な修正を行い最終報告書とした。この報告書は本格事業、試験的事業それぞれの趣旨の相異に応じ、本格事業報告書においては、開発方式の有効性のほか、技術の確立、近代的経営の確立状況、参加農協の活動と流通、効果の評価に重点を置き、試験的事業報告書においては、第1段階試験的事業の報告書に準じ、開発方式の有効性のほか、技術の確立、近代的経営の成立の可能性、効果の評価に重点を置いてまとめたものであった。その要旨は次の通りであった。

1) 本格事業報告書

指導入植によるプロジェクト方式の開発方式は、政府の支援と関係機関の協力のもとで農業開発会社の努力、特別プログラム基金からの融資、参加農協の協力によって良く機能し、既に実施前の枠組みを上回る成果を挙げるに至っている。農業開発会社は事業推進の中核として、広汎な分野にわたり活動し、特に企画、調整をはじめ入植農家に対する技術援助をほとんど総ての農家について行うなど、支援に全力を挙げ、予定の期間内に事業をほぼ完遂する実績を収めた。特別プログラム基金からの融資は、農業開発会社の活動とともに車の両輪として最も重要な役割を果たし、特に土地購入資金をはじめ、あらゆる必要資金が優遇された融資率や期間を条件として融資されたことが最大の魅力となり、事業を推進させた。参加農協は、この事業を組合と組合員の将来を開く大事業として位置付け、プロジェクトの建設段階では土地の取得、分譲に期待通りの実績を挙げ、運営段

階では流通活動を中心に活発な活動を展開している。投入した資金は円高の影響もあって予定をかなり下回る見通しであり、インフラストラクチャーの整備等残された問題はあるにせよ、事業は成功裡に進捗しており、延長期間の終了までには完遂出来ると見通される。

技術については、開発、改良が更に進み、定着、確立しつつあり、先発グループの地区では既に高い生産性を挙げている。しかし今後の生産の高位、安定のためには水の問題がクローズアップするとともに、経営複合化のための技術問題が重要となっている。灌漑農業についての技術研究、輪作のための作付け体系、栽培技術の開発、永年作物の栽培技術の改良等が急がれる必要がある。

入植農家の経営は、中規模企業的家族経営の近代的経営として確立しつつある。ただ現状では化学肥料や農薬等の使用を前提とした大豆単作経営の彩りが強く、長期的な経営の安定を図る見地からは、灌漑の導入のほか、作目の多様化、輪作の推進、地力の維持培養等農法の改善が必要となっている。これらの問題はあるにせよ、現在大豆の収益性は良好とはいえないが、これを前提としても今後経営は生産性の上昇とともに収益が増加し、長期資金借入れの返済も可能となり安定が期待される。入植農家はほとんど総て生活に満足している。

農産物や資材の流通については、輸送コストの割高が重要な問題であり、その低減のため政府によるインフラストラクチャーの整備が期待される。また生産の拡大、流通の大量化によって流通組織は集散市場の拡大、地方中心地の集荷機能の拡大、大豆等の加工を中心としたアグロインダストリーの設立等急速に変化しており、これに即応した農協の流通活動の充実が望まれる。

開発事業は効果の面でも予想以上のものがあつた。先発グループの地区では食糧増産、雇用、所得、税収の増加等の直接効果のほか、地区周辺での自力入植農家や地主、牧畜農家で新に耕作を始める農家が増加している。開発事業の技術は更に地区を超えて波及していると思われ、今や事業地区を核として新しい食糧生産の農業地帯の形成が進んでいる。

環境保全については、開発事業はマクロ的にはアマゾンの自然破壊を食い止める役割を果たしており、ミクロ的には計画の段階から自然、水の保全に十分留意されており、保留地の合理的配置、等高線に沿った盛土による土壌浸食の防止等が行われている。

伯政府はこのように開発事業が大きな成果を挙げ予想以上の効果を収めたことから事業の継続を強く希望している。事業の効果を更に拡大する観点からも出来る限り継続が望ましい。

2) 試験的事業報告書

事業の推進に当たって重要な役割を担ったのは、農業開発会社の活動、特別プログラム基金からの融資及び参加農協の活動であった。農業開発会社は事業推進の中核として、企画、調整をはじめ参加農協、入植農家の選定、技術援助、融資の監督等に期待された通り機能を発揮した。特別プログラム基金からの融資は、厳しい経済情勢の下で必要資金を優遇された融資率や期間を条件として確実に実行され、事業の推進に大きく貢献した。参加農協は土地の取得分譲に期待された通りの実績を収め、流通活動にも大きな成果を挙げている。このほかC P A Cや各州農牧研究公社等関係機関が積極的に協力した。州政府が実施する筈であった基幹的インフラストラクチャーの整備は州の財政事情のため必ずしも満足すべき状態に達しなかった。早急な改善が望まれる。

技術については、農業開発会社の作成した技術マニュアルに基づき指導されており、入植農家はほぼこれに従っている。両地区とも作物のヘクタール当たり収量は栽培年次を重ねるに従って増加しており、導入技術は概ね適正なものと判断される。事業実施地区の自然条件は、バイア州とマットグロッソ州との間で著しく異なるので、それに対応した生産の長期的安定に留意する必要がある。土壌条件はバイア州の地区が砂質であるのに対しマットグロッソ州の地区は粘土質で、現在は両地区ともPHが高まり無機栄養成分も増加し、有機物の含量も高まる傾向にあるが、作付け年次の進むに従ってこの傾向は変化すると思われるので、前者については効果的な土壌管理に、後者については病虫害や雑草の防除に留意する必要がある。また気象条件もバイア州の地区では降雨が比較的少なく、不安定でベラニコの被害があるのに対し、マットグロッソ州の地区では降雨量が多く5～10月に集中し、気温も高いので、前者の地区では何よりもベラニコの被害を回避するため、地力の維持培養、複数作物、品種の選択、適確な栽培管理が必要であり、後者の地区では品種の選択や栽培法の改善のほか、輪作作物、永年作物の導入を急ぐ必要がある。

経営については、各地区とも近代的経営としてその基盤の整備を終わり、本格的な生産活動に入る段階にある。現状では各地区とも大豆単作経営の傾向が強く、特にバイア州の地区では大豆に集中する傾向にあるが、一部でフェジョンの導入も試みられており、マットグロッソ州の地区では大豆、とうもろこしのほか永年作物のゴム等による複合経営を指向するようになっている。現在の段階で将来を展望することは困難であるが、現在大豆の収益性が低下していることもあり、借入金の償還が始まるまでに資金を蓄積し、償還のピークを乗り切るには相当の努力が必要で、特にバイア州の

地区では厳しいと考えられる。しかし各地区とも生産性は年毎に高まっており、経営複合化の動きもあるので、参加農協の指導のもとに技術の一層の改良、経営管理の適正等を図れば、近代的経営としての成立、発展は十分に期待出来る。

開発事業は効果の面でも食糧増産、雇用の拡大、社会開発に大きな効果を収めた。環境に与えた影響は、現時点では何ら問題となる点は見られず、むしろ適切な対策により保全の役割を果たした。

伯政府の事業継続の要請については、追加事業は試験的事業の性格上困難な実情にあるが、中央ブラジル開発計画については、新たな試験的事業の実施の可能性が十分にあるので検討が必要である。

2、伯側計画案の提出と基礎調査の実施、本格事業補完事業の合意

(1) 伯側計画案の提出と試験的事業基礎一次調査及び本格事業基礎調査の実施

一方伯側では、同年（89年）6月初め、第2段階事業実施の5州にピアウイ、マラニオン、トカチンス州の3州を加えた8州の農務長官のほか、OCB（協同組合機構）、CNA（農業連合）代表により次期協力事業について協議を行ない、これを積極的に推進することを合意した。

伯政府はこの関係者の合意と合同評価の結果を踏まえ、具体的な事業計画を作成し、7月初めシメネス大蔵次官が来日し、農務省からも担当者が同行し、これを提出して協力を求めた。この計画は中央ブラジル農業開発計画と名付け、先の要請を一本化し具体化したもので、その概要は次のとおりであった。

1) 目的

ブラジル中央部における農業開発を行い、農産物の増産と経済効率の向上を図る。

2) 目標

指導入植計画——実面積（以下同じ）42万ヘクタール、うち5万ヘクタールは小農家対象

うち本格事業30万ヘクタール

試験的事業12万ヘクタール

充実・強化計画——25万ヘクタール、既入植地の追加投資、うち5万ヘクタールは灌漑。永年作物生産6万ヘクタール

3) 実施地域

試験的事業——ピアウイ、トカチンス、マラニオン州

本格事業——バイア、マツトグロッソ、南マツトグロッソ、ミナス・ジェライス、ゴヤス州、連邦区

4) 事業内容

土地融資を含む指導入植、土地持ち農家の参加、経済効率向上のための追加投資、農場のインフラストラクチャーへの投資、アグロインダストリーの導入、プロジェクト地域のインフラストラクチャー整備に対する融資等

5) 事業費

総額約15億ドル

うち本格事業約11億7千万ドル

試験的事業約3億3千万ドル

6) 資金援助要請額

約12億7千万ドル（事業総額の85%）

うち海外経済協力基金分約10億ドル

国際協力事業団分約2億8千万ドル

7) 借受者

ブラジル連邦共和国大蔵省

8) 期間

契約より5年

9) 実施・調整

農業開発会社

この計画は、ブラジル経済の深刻化に伴う財政赤字の削減、金融の引き締め、外資の導入の方針を反映し、事業規模や事業費が著しく大きく、事業内容に経済効率向上のための追加投資、小農の入植、アグロインダストリーの拡充、インフラストラクチャー整備等を新たに加え、総事業費の85%を日本の負担としたもので、従来の協力事業とは性格を異にしたものであった。日本側はこれらの点について意見交換を行うと共に、基礎1次調査団訪伯の際更に検討、協議を行なうこととした。

予定の通り国際協力事業団は、8月中旬から9月上旬にかけて長期調査員及び基礎1次調査団を派遣し、試験的事業の評価報告書の調整のほか、次期事業における試験的事業のあり方に関する協議並びに現地調査を行なった。また同時期に海外経済協力基金も評価報告書の調整のほか、次期事業における本格事業の問題点に関する協議並びに第2段階試験的事業の実施地域の調査を行なった。結果の概要は次の通りであった。

10) 試験的事業の協議、結果

(i) 日本側から伯側計画案の12万ヘクタールは広過ぎるので、5万ヘクタール程度にしたいと提案したところ、伯側は出来る限り広い面積とするよう要請した。

(ii) 営農規模について、日本側は既往の協力事業のそれと同様にしたいとし、伯側も原則的に了承した。また営農形態については、伯側案の灌漑の導入、小農の入植をどのように扱うか現地調査の結果を見て日本側案を決めたいとした。

(iii) 融資対象事業の内容について、日本側は現地調査の結果を見て検討したいとした。

(iv) 日本側は貸付の相手を従来どおり中央銀行及び大蔵省とするよう主張したが、伯側はFUNAGRI 勘定の大蔵省移管により中央銀行が借り手となることは不可能になったとし、もし日本側で大蔵省が借り手となることが問題であれば、他の公的金融機関を借り手とする方法も考えられるとした。

(v) 日本側から事業費負担を従来より多くした理由を質したところ、伯側は第1、第2段階当時よりブラジルの財政、経済状態は悪化しており、必要資金の予算手当てが出来なくなったこと、最近世界銀行の農業融資が決まったが、負担割合は世銀85%、残りが民間市中銀行となったこと、財政赤字削減のため政策的補助金は次々と打ち切られており、次期事業の為替差損も末端受益者の負担とせざるを得なくなったことを挙げ、理解を求めた。これに対し日本側は財政事情の説明資料の提出を求めると共に為替差損と末端農家の負担とすることは、協力事業の基本に係る重大な問題であることを指摘した。

(vi) 日本側はリレンティングの可能性について質したところ、伯側はリレンティングは通貨の増加を抑えるため現在規制中であり、可能性はほとんどないとした。

11) 試験的事業の現地調査結果

調査対象3州のうち、トカチンス州は89年ゴヤス州から分離独立した州で、州政府の体制も未整備であったが、次期協力事業に対する関心と意欲は充分で、またマラニオン州は協力事業の趣旨をよく理解し積極的であったのに対し、ピアウイ州は事業の内容にやや認識を欠くうらみがあった。

調査団はそれぞれの州の担当者の誘導に従ってトカチンス州5地域、マラニオン州3地域、ピアウイ州2地域の合計10地域を調査した。これら地域は何れもこれまでの協力事業の地域に較べてその自然的、社会的条件は一段と厳しいものがあつた。これら地域は概ね南緯7～12度、西経46～47度の熱帯圏に位置し、標高400～700メートルと低く、地形は平坦又は丘陵、台地、土壌は赤黄色ラトソール、石英砂土、植生はセラード、セラドン、気候は熱帯性気候で、年間平均気温24～28度Cと高く、雨量は地域によって異なり年間1,000～2,000ミリメートル、

雨期と乾期があり、地域によってはベラニコが発生する。陸稲、大豆、とうもろこし等の栽培が可能である。道路はブラジリアと北伯ベレン及び東北伯を結ぶ国道とこれに連絡する州道があるが、地域周辺のアクセス道路は土道で、電力事情も一般に不良であった。

このうち入植地としての適地は、トカチンス州のタルベス川周辺、ポルトナショナル周辺、マラニョン州のパルサス周辺低地、ポルトフランコ周辺の5箇所であった。これら地域は生活用水が確保出来、まとまった土地取得が可能で、土壌、水利条件が比較的良好なほか、社会環境も比較的良く、開発の可能性のある地域であった。

1 2) 本格事業の協議及び現地調査結果

海外経済協力基金側から、基金としてはこれまで実施した事業の効果を高め、開発の促進を図る見地から今後も積極的に協力する基本的考え方を伝え、今後の検討のための計画の細部にわたる説明を求めたのに対し、伯側は以下のように説明した。

(i) 入植計画の事業規模

少なくとも第2段階の規模を下回ってはならないとの考えで、各州3～4組合による6万ヘクタールの入植事業を予定し、全体で30万ヘクタールとした。

(ii) 充実、強化計画

面積の拡大のみでなく、灌漑、アグロインダストリー、インフラ整備等を予定している。

(iii) 小農参加、新作物の導入

小農参加については、例えば畜産の飼料生産から屠殺、処理加工に至るシステムの構築とともに、その中での小農による養鶏等を考えている。

(iv) 第2段階貸し付け契約の再延長

伯側としては、金額はそのままにして対象面積やバイア、マツグロソ州を加える等、事業内容の変更を加えて再度期間延長を行い、90年以降の事業の中断を避ける方法の検討を希望する。このような対応が出来れば、当面リレンティングの問題や国会承認の必要も無く、負担割合も従来同様の予算措置が可能であり、3年間の計画を作成する用意もある。

(v) 現地調査

ミッションは、第2段階試験的事業の実施地域のバイア、マツグロソ州の現地調査を行った。

以上の基礎1次調査を通じて、政府関係者との協議においては、試験的事業、本格事業とも、日本側と伯側との間には考え方に大きな違いがあり、調整のため伯側の意向をも踏まえ引き続き検討するとともに、現地調査においては、試

験的事業予定地域は開発の条件は厳しいものの開発の可能性はあると認められ、更に調査を行なって開発の具体化を図ることとした。

(2) 伯側調査団の来日と日本側協力案の策定

伯側では、上記の日本側の基礎1次調査の際問題となった諸問題に関する対応を関係者で検討した結果、9月中旬次のように方針を変更した。

- 1) 為替リスクの負担は従来どおり政府が行なう。
- 2) 伯側借受者は、国際協力事業団分についてはブラジル銀行を通ずることを日本側に要請し、海外経済協力基金分については貸付契約を再延長して現行どおり中央銀行とする。
- 3) 次期試験的事業の資金負担割合は15%から35%の間で出来る限り伯側の負担を少なくする。
- 4) 基幹的インフラ整備は従来どおり政府が行うこととし、計画案から除く。
- 5) 伯側としては、第2段階終了後出来る限り空白期間を生じないよう年内にも何らかの合意を目標に、日本側との交渉を促進するため9月中にも関係者による協議ミッションを派遣する。

伯側からは、この方針に基づき10月初めヴァス農務次官、関係機関担当者による調査団が来日し日本側関係者と協議を行った。この協議において、伯側は出来る限り早く問題を解決出来るよう日本側の協力を求めるとともに、伯側の検討状況を説明し、日本側の理解を求めた。特に資金の負担割合等については、伯側の厳しい財政、金融情勢についての資料を提出し、説明を行い、検討を要請した。また海外経済協力基金の貸付契約の再延長についても計画案を提出し追加投資の実施を重度要請した。

日本側では、基礎1次調査により、試験的事業については開発の可能性が明らかとなり、また伯側調査団との協議により重要問題の調整が行われたのを受けて、関係者の間で日本側協力案を検討した。その結果、11月初め日本側の協力は次の方針によることとした。

1) 新規事業

- (i) 基本的考え方—第2段階と同様、従来の試験的事業を応用出来る地域において海外経済協力基金の一般案件融資による事業（本格事業）を実施し、新たな試験的事業を必要とする地域においては国際揚力事業団による事業（試験的事業）を実施することとする。この場合、双方について従来同様民間銀行との協調融資を行う。
- (ii) 事業の枠組み—事業面積も第2段階と同様、本格事業10万ヘクタール、試験的事業5万ヘクタールとする。小農の入植は市場との距離が遠く適作物もないので行なわない。総事業費は、試験的事業については基礎二

次調査の結果をみて決定する。資金の負担割合は従来どおり折半とする。

(iii) 実施地域一本格事業はバイア、マツグロソ州、試験的事業はマラニオン及びトカチンス州とする。

(iv) 開発実施機関は従来どおり農業開発会社とする。

2) 本格事業の再延長

(i) 延長の目的—第2段階事業はほぼ目的を達成したが、期間内に十分出来なかった入植農家の経営の安定のための永年作物、農協の農産物の貯蔵、処理施設の整備のほか、農産物の加工施設等アグロインダストリーの導入を図る。原則として新規入植は行なわない。

(ii) 実施地域—第2段階の3州（ミナス・ジェライス、ゴヤス、南マツグロソ）の既入植地とする。

(iii) 総事業費は約250億円と予想し、うち日本側負担は50%、約125億円として第2段階の残額の範囲内とする。

(iv) 延長の手続き—第2段階本格事業を3年延長し、貸付契約のディスバース期間及び返済方法を変更する。

(3) 試験的事業基礎2次調査（計画調査）の実施と本格事業補完事業の合意

この日本側協力案に基づき、国際協力事業団は11月伯農務省に専門家を派遣するとともに、同月下旬から12月上旬にかけて政府関係者、専門家、コンサルタント等による大規模な基礎2次調査団を編成、派遣し、新規の試験的事業の協議（計画調査）を行なった。また経済協力基金においても同じ時期にミッションを派遣し、第2段階本格事業の貸付期間の再延長について協議を行なった。なお日伯農業開発協力株式会社も関係者が基金のミッションに同行、協議に加わった。調査、協議の結果は次のとおりであった。

1) 試験的事業の協議結果

(i) 対象州、実施地区—トカチンス、マラニオンの2州とすることで合意した。ピアウイ州については別途経済協力基金のミッションと協議する。実施地域は各州1地域とし、参加農協の数により1～2地区に分けることも可能とする。

(ii) 事業面積、灌漑面積—日本側から灌漑の導入等資金が多額にのぼるので第2段階と同様5万ヘクタールとしたいと提案したが、伯側は保留地を除く実面積としたいとし、引き続き検討することとした。灌漑の面積は1農家50ヘクタールとすることに合意した。

(iii) 永年作物—カシュー及びヒマワリについて検討したが、市場、栽培技術等の観点からカシューを導入することとした。

(iv) 融資スキーム—ブラジル側から貸付先をブラジル銀行又は子会社の投

資銀行とすることを提案したが、引き続き検討することとした。為替リスク及び債務保証のブラジル政府負担実施を確認した。また日本側から末端実質金利の12%の引き下げを求めたところ、伯側は検討を約した。

(v) 事業費負担割合—日本側より日本側負担割合の85%は高過ぎるとして伯側の負担割合の引き上げを求めたところ、伯側は連邦予算が少ないことや負担割合を高くすれば市中銀行から調達することになり、末端金利が高くなること等を理由に日本側負担割合を高くすることを再度要請した。この問題は難しい問題であるので引き続き検討することとした。

(vi) 重要問題の解決の先送り—伯側は、ブラジル経済が更に深刻化し、8月に公社の民営化、公舎の売却等を実施したが、インフレの加速は収まらず、12月には月間50%を超えると予想されたこと等から、融資スキーム、事業費負担割合等の重要事項は現政権では決定せず、次期政権のスタッフに申し送り、次期事業の計画は次期政権のプロジェクトとして検討することにしたいと提案し、日本側も了承した。

2) 試験的事業の計画調査結果

(i) 対象地域—基礎1次調査により入植適地とされた5地域のうち、トカチンス州はポルトナショナル地域（十分な面積が確保出来ないときはディアノポリス地域を含める）、マラニョン州はバルサス地域の2地域とした。

(ii) 開発基本構想（事業計画）の策定—開発方式は第2段階開発事業に準ずることとし、事業面積は法定保留地を50%と想定し、1地域約40,000ヘクタール、実利用面積約20,000ヘクタールとした。入植農家は1地域当たり60戸（土地持ち農家を含まない）、1戸当たり標準土地所有面積を320ヘクタールとし、うち短期作物栽培面積を50ヘクタールの灌漑面積を含め300ヘクタール、永年作物栽培面積を15ヘクタール、その他宅地、作草用地等を5ヘクタールとした。導入作物は陸稲、搾油用及び種子用大豆、とうもろこし、カシューとした。なおアグロインダストリーとして、精米所、大豆種子精選施設、カシュー処理施設、石灰工場の整備を図ることとした。

(iii) 事業費の算出及び経済評価—開発基本構想（事業計画）に基づいて算出した総事業費は約12億NC\$（約1億6千万ドル、234億円）であった。また内部収益率は8.0~8.7%、農家の損益を予想すると、金利12%の場合は単年度黒字転換13年度後、累計黒字転換は20年度後、金利6%の場合はそれぞれ5年度、10年度後となった。

3) 本格事業の期間再延長の協議結果

海外経済協力基金及び日伯農業開発協力株式会社ミッションは、日本側協力案に基づき補完事業の目的、事業内容、実施地域、予定事業費につき

説明を行い、手続きについては、貸付契約を修正し、デイスバース期間を3年延長するとともに、返済方法を一次分と二次分に分け、返済計画を作成し、返済は3年の延長期間終了時より始まり、返済期限は従来のおりとするにしたいとした。これに対し伯側は別段の異論も無く合意した。しかし伯側は実施に当たって、出来ればアグロインダストリーのガイドラインの弾力的運用、土地持ち農家の参加の容認を要請した。このため双方は伯側要請事項について改めて協議を行い、事業の効果的推進に努めることとした。

また、在伯大使館及び農業開発会社から新規事業について国際協力事業団の検討に歩調を合わせ積極的に検討を進めるよう要請があった。ミッションは協議終了後、乳製品、鶏肉ブロイラー、飼料、トマト加工、精米、石灰工場、野菜栽培農家の団地を視察した。

ミッションは帰国後、1989年1月末貸付契約の一部を変更する補足協定を締結し、本格事業の期間延長が正式に決定した。なお試験的事業は契約の通り、2月、貸付が終了し事業が完了した。

3、第2段階本格事業補完事業の実施

(1) 実施計画の作成

農業開発会社は1990年1月末補完事業の実施が正式に決定したのを受け、実施計画の作成に着手した。計画の作成に当たっては、上述の日伯両国間の合意に基づき、事業の目的、内容等を次のようにすることとした。

1) 事業の目的

第2段階本格事業の実施期間内に充分出来なかった事業を補完的に行い、生産性の向上と経営の安定を図り、本格事業の成果を高める。

2) 事業の内容

(i) 入植農家の経営多角化等

永年作物の植付け、管理、土壌改良、土壌浸食防止、農業機械の整備、農業施設の整備等。

(ii) 入植農家の灌漑導入

灌漑機器、揚水施設、配管、配電等。

(iii) 参加農協の施設の整備

倉庫、荷受施設、修理工場、コーヒー、種子精選施設、配電、通信施設。

(iv) アグロインダストリーの導入

1989年5月決定の融資基準に基づく農産物の流通施設、処理加工施設、資材供給施設等の建設。

なお、補完事業合意の際、伯側の要望した土地持ち農家の参加は、アグロ

インダストリー融資基準の見直しとともに改めて協議することとなっており、協議終了を待って決定する。

3) 事業費250億円と予想、日本側負担125億円、第2段階の残額の範囲内。

4) 事業の実施期間、1990年1月から1993年1月まで。

農業開発会社は、これにより実施計画の作成を進め、その試案を90年3月の株主総会に提出した。この案の作成は、各地域事務所の農業技師が地区の入植農家、農協の計画を個別に分析検討し、結果を集計する方法をとったが、アグロインダストリーの希望案件が多く、これと灌漑事業案件で予定事業費を超える状況となったので、本社において更に調整し、予定事業費の枠内で出来るようにしたものであった。これによると、入植農家の経営多角化等は全地区を対象とし、灌漑の導入及び農協の施設整備は、期間内に整備を完了したパイネイラ地区及びコカリ農協を除く各地区及び農協を予定し、土地持ち農家の参加はとりあえず各地区80～100戸を対象とし、アグロインダストリー案件は、コチア産組のブロイラー飼料コンプレックスを始め、農協による精米、とうもろこし、トマトの加工、私企業による石灰工場等9件としたものであった。従って試案は単なる指標に過ぎなかったが、入植農家の経営多角化等、灌漑の導入及び参加農協の施設整備は、実施計画として問題の無いものであったので、農業開発会社はこれらの事業についてはこの計画に基づき事業を推進することとした。ところが、次節に述べるように、時を同じくしてコロール政権による新経済政策が実施され、経済情勢は激変し、極端な流通資金の不足等により経済は全面的なリセッションの様相を呈するに至った。影響は協力事業にも及び、第2段階における貸付金の償還及び利払いが停止されるとともに、89/90年度の不作の影響もあって、補完事業で予定したアグロインダストリーや灌漑の導入等の事業は一時見合わせる動きがみられるようになった。日本側は補完事業の資金の供与を3月以降一時停止し、予定していた土地持ち農家の参加やアグロインダストリー融資基準についての協議も一時見合わせた。しかし7～8月頃になると、新経済政策実施直後の経済的混乱は一応収まり、協力事業関係の債務の支払いも7月末再開され、日本側からの資金の供与も再開され平常に復した。

この間、農業開発会社は、入植農家や参加農協の困難な情勢に対応して、事業の実施は生産の増大に直接効果のあるものに限るよう指導し、必要な計画の練り直しを行なって推進した。その結果各地区とも借入額は計画よりかなり減少したが、永年作物の植付け、農業機械の整備等の経営多角化等は、必要な自己資金も少なく進展した。また灌漑施設の整備も進展し、グワルダモール地区では5月頃ほとんど整備を終わった。参加農協の貯蔵施設の整備等の建設もそ

の必要性が高かったことから計画に則して進められ、ブリティス地区は5月、ボンフィーノポリス地区及びピラティンガ地区は9月末それぞれ完成した。

また、補完事業の灌漑施設の整備の進展に伴い、協力事業の第2段階事業ではないが、パラカツ、エントレリベイロⅠ地区から灌漑施設の増設を要望して来た。同地区は既述の通りエントレリベイロⅡ、Ⅲ、Ⅳ地区と隣接し、協力事業の第2段階への過渡期に農業開発会社の経営維持のため保有地を分譲し、伯側資金で入植事業を実施した地区で、41ロッテ中35ロッテに既に30ヘクタールのピポットセントラルを導入していたが、これに加えてディーゼル発電により30ヘクタールピポットセントラルを増設したいというものであった。この地区は、これまで協力事業の灌漑農業のパイロット的なモデル地区とされ、知名度が高く、大統領を始め数多くの視察者が訪れた地区であった。

また、同じパラカツ地区の第1段階ムンドノーボ入植地区からも補完事業による灌漑の施設の整備のため融資の希望があった。同地区は50ロッテ中24ロッテが既に何らかの形で灌漑を実施していたが、さらにピポットセントラル20基を設置する意向であった。

このように厳しい経済情勢にも拘わらず、入植農家の経営多角化等や灌漑の導入、参加農協の施設事業はかなり進展し、第2段階以外の地区からも要望が出るようになった。このため一時見合わせていた土地持ち農家の参加やアグロインダストリー融資基準の見通し等についての協議を急ぐこととなり、11月末の次期新規事業の協議の際、延長事業についても海外経済協力基金と伯側関係者の間で協議を行った。その結果双方は次のように合意した。

1) アグロインダストリーについて

アグロインダストリーに対する融資は、融資基準にも明記されている通り、入植事業を主体とする第2段階事業の円滑な推進のため必要と判断される範囲に限るものである。従って伯側の希望する施設利用者の過半を入植事業地区及びその周辺地区の農業生産者とする規定及び融資枠をその地区の入植事業本体以下として入植事業の実施を妨げない額とする規定の弾力的運用、並びに融資限度額の大幅引き上げは行なわない。但し、融資限度額は融資基準決定の際の約4億円を実質に維持した額とする。なお、決定前に日伯農業開発協力株式会社に事前協議を行う。

2) 土地持ち農家の参加について

アグロインダストリーの場合と同様、入植事業を主体とした本格事業においては土地持ち農家の参加は慎重を要するが、組合施設やアグロインダストリー等の利用の効率化、輸送の合理化等に必要と考えられる場合は参加を認める。但し、その戸数の上限は、入植農家戸数の一割から既参加の土地持ち農家数を除いたものとする。

3) 入植農家の経営多角化、灌漑施設の整備、及び参加農協の施設整備事業は引き続き促進する。

4) 第1段階事業地区の事業（エントレリベイロI地区を含む）について

この事業が第2段階本格事業の近隣に位置し、本格事業にとってもデモンストレーション的効果が期待される場合、又は本格事業のスケールメリットの確保に有効な場合には特例としてこれを認める。但し、決定前に日伯農業開発協力株式会社に事前協議する。

これにより懸案となっていたアグロインダストリーや土地持ち農家の参加等の問題が解決され、また第1段階地区の事業も特例事業として補完事業の対象とすることとなった。

90年度の事業の実績は、入植農家の経営多角化等約8億5千万円、灌漑導入（グワルダモール地区ピポットセントラル20基）約4億円、農協施設整備（ボンフィーノポリス地区、グワルダモール地区、アルボラーダ地区）約8億5千万円、合計約21億円に止まった。

（2）事業の実施

補完事業の融資は、第2段階本格事業の投資及び営農費融資の手順と同様、農業開発会社の地方事務所のコーディネーターの調整の下に、所属農業技師が灌漑コンサルタント等と共同して営農計画を作成し、農業技師の文書による勧告に基づき融資を実行した。しかし、厳しい財政金融事情を反映して融資代行機関の審査、担保の徴求が厳しく、融資の実行までには時間がかかり、資金の不足する代行機関もあり、過年度債務の固定化している農家等一部で融資を受けられない農家もあった。また技術援助に当たっては、特に灌漑は投資額に見合う生産性を挙げ、これを維持する必要があることから、指導を強化し、毎年土壌分析を行い、土壌改良のための石灰の投与、施肥も非灌漑農家の場合の15～25%増とした。通常石灰はヘクタール当たり、3年ごとに1～3トン、燐酸0.5～1.5トンとした。また農業機械については、本格事業において整備したトラクター、コンバイン等の汎用機械は対象とせず、とうもろこしのプラットフォーム、永年作物用除草機、噴霧器、灌漑栽培用中耕除草機、フェジヨン収穫機等に限って融資を行った。

91年度はセラード地帯は一般に豊作に恵まれたものの、前年度の不作や新経済政策の影響を受け、入植農家の経営は不振であったが、多くの農家は永年作物の植付け、管理や灌漑施設の整備等経営多角化事業に必要な自己資金も比較的少なく、生産性の向上、経営の安定を目指して意欲的に推進した。

土地持ち農家の参加は、ピラティンガ、ブリティアルト、ブリティス地区等に16戸が参加した。

アグロインダストリーの導入は、入植農家の経営不振の影響を受けて参加農協の資金繰りが苦しくなり、実施を見合わせたため、実際に実施したのはパラカツ市のコペルバップ農協の飼料工場のみとなった。ほかにパラカツ地区で私企業の石灰工場が融資を希望したが、環境問題等もあって融資を行うに至らなかった。

特例事業としては、前から希望していたエントレリベイロⅠ地区の入植農家35戸の1戸当たり30ヘクタールの灌漑施設の増設は、採算性の劣るロットを除き、必要機械の整備を含めて5月に融資を行うこととした。また第1段階試験的事業のパラカツ地区コチア産組、イライ地区コパシル農協、及びコロマンデール地区生産者協会は、6月頃それぞれ組合施設の整備を図るとして融資を要請して来た。コチア産組の施設は前から検討していたコーヒー精選、貯蔵施設及び資材倉庫の建設で、事業費約140万ドル、コバル農協の施設は本部の鉄道引込み線及びバラ積み倉庫、並びにペトリノポリス地区のサイロ建設で、事業費約600万ドル、コロマンデール生産者協会の施設は種子精選工場を収容する建物の建設で、事業費約30万ドルであった。これら施設の整備は採算性が必ずしも十分といえないものがあり、また期間内の建設が危ぶまれるものもあったが、本格事業の成果を高めるものとして評価出来ることから、91年末に至りコパシル農協はペトリノポリス地区のサイロ建設約200万ドル、コチア産組及びコロマンデール生産者協会は要請の通りこれを融資対象とすることとした。

91年度の融資額は、入植農家の経営多角化等事業約14.6億円、灌漑施設の整備事業（クリスタリーナ地区等ピポットセントラル17基）約37百万円の合計約15億円で、90年度を下回った。

続く92年度には、前年度と同様豊作を記録したが、90年度以来の債務の固定化等により経営はなお不振を続けたが、多くの農家は残りの経営多角化等の事業を引き続き推進し、ピラティンガ、プリティアルト地区では灌漑施設の整備を実施した。ただ灌漑の最も必要なエントレリベイロⅡ、Ⅲ地区及びボンフィーノポリス、ブリティス地区は、政府による共通水路や貯水池の建設を前提としたもので、これについては国家灌漑局（SENIR）が関係州政府に無償援助を行なうこととなっていたが、資金の支出が間に合わず、残念ながら整備を見送ることとなった。参加した土地持ち農家は戸数は僅かであったが、土地改良や機械の整備等を進めた。

特定事業については、エントレリベイロⅠ地区は予定の灌漑施設の整備を続けた。前年度末融資の対象とすることを決定した第1段階試験的事業の農協施設の整備は、その後の農協の資金繰りの悪化等から、コロマンデール生産者協会は実施を見送り、コチア産組もコーヒー価格の低迷等のため計画を再検討す

ることとなった。またコパミル農協はペトリノポリス地区の計画を縮小して本部の倉庫を建設するなど計画を再編、調整して事業を進めた。

なお、年央になって農務省等から第1段階試験的事業パラカツ地区の入植農家の土地改良に対する融資につき要請があった。検討の結果、この事業が本格事業の効果を高める上で有意義であることから、営農の意志の強固なものに限り、融資が適正に行なわれることを条件に30戸余りの農家とCDACの土地改良事業を融資により実施した。このほか農協の増資等についても要請があったが、貸付期間の再々延長は困難であり、貸付対象の拡大も困難であることから、これに応ずることは出来なかった。

92年度の融資額は、入植農家の経営多角化等事業約2.9億円、灌漑の施設整備（ピラティンガ地区、エントレリベイロⅡ、Ⅲ地区の単独設置のピポットセントラル）約9億円、農協施設の整備約2.6億円、合計約15億円であった。

以上の90年から93年1月までの補完事業の総融資額は約58億7千万円（約4千3百万ドル）、うち日本側負担額27億5千万円で、当初計画を大幅に下回り、本格事業の残枠の約24.8%に止まった。このような事業の不振は、事業中の予想外の経済情勢の悪化、それに起因する州政府の灌漑インフラに対する支援の後退、参加農協の新規投資の抑制等によるものであった。しかし、灌漑やアグロインダストリー導入の希望は依然強く、灌漑計画のF/Sを終了したものは融資を受けたものの2倍近くに上り、アグロインダストリーの希望案件は、一時は20数件に上ったが、実現するに至らなかった。

融資額を用途別にみると、灌漑施設の整備が最も多く、全体の約33%、次いで固定投資約24%、農協の施設整備が約23%、半固定投資約12%であった。地区別には、灌漑ではグワルダモール、ピラティンガ、クリスタリーナ、特例事業のエントレリベイロⅠ地区等、永年作物の植付け、土地改良ではグワルダモール、ピラティンガ、ブリティアルト、アルボラーダ、特例事業のパラカツ、ムンドノーボ地区等、農協の施設整備ではフィメカップ農協のサイロ、コベルティンガ農協のサイロ、倉庫、特例事業のコパミル農協のサイロ、倉庫、コベルパップ農協の飼料工場であった。

（3）補完事業の成果

補完事業は予定のとおり1993年1月終了した。事業は当初計画を大幅に下回ったが、事業を実施した入植農家や参加農協は経営の多角化、施設の整備等を進め、本格事業の成果を高めることも出来た。

灌漑施設の整備は、この事業の最も大きな成果で、本格事業の実施期間内に整備を終了したパイネイラ地区を除くグワルダモール、ピラティンガ、クリス

タリーナ、ブリティアルト地区等のピポットセントラル及び在来型撒水機の整備台数は約160基に上り、灌漑面積は約8,000ヘクタールに上った。各地区の土壌改良用石灰、肥料等の投入量は6万トンに上り、農業機械の整備台数も約500台を越えた。永年作物の植付け面積は約9,200ヘクタールに達した。

土地持ち農家の参加は16戸に過ぎなかったが、営農の改善を進めることが出来た。アグロインダストリーの導入は1件に過ぎなかったが、地域の飼料生産に寄与するものとなった。参加農協のうちグワルダモール、フェメカップ、コペルティンガ、アルボラーダ農協等はサイロ、倉庫等施設の補強を図った。

また、特例事業として実施したエントレリベイロI地区の灌漑施設の整備、コバミル農協のサイロ、倉庫の整備、ムンドノーボ地区の土壌改良事業は、関係農家や農協の営農の改善、施設の補強をもたらしただけでなく、本格事業の効果の拡大に寄与したと思われ、補完事業は目的を達成した。

第2節 第3段階試験的事業の具体的枠組みの合意と農業開発会社の運営

1、次期試験的事業の枠組みの協議

(1) 新政権との協力事業の打ち合わせ

1990年3月、ブラジルの政権はサルネイ政権よりコロール政権へ交代した。当時ブラジルは、前年の89年に国内消費の増大を背景に工業を中心とした経済活動リズムの復活により成長率は3.6%に達したものの、下期からインフレが昂進し、年末には月間50%を超え、90年に入ると更に加速し、3月には84%となっていた。従って新政権は昂進したインフレの撲滅を緊急の課題とし、これに対する対策を実施しながら、新生ブラジルを目指し、政府の市場への介入を排し、補助を撤廃して民間主体の自由解放経済への移行を目標とする新経済政策を打ち出した。

この新経済政策コロールプランは、最初のショック療法として預金残高及び投資資金の一部を封鎖して、流通通貨量の極度の収縮を図る通貨措置から始め、次に物価を3月12日現在の価格で凍結し、5月以降給与とともに事前調整してインフレ率の先決めを行い、インフレの段階的抑制を図った。同時にインフレの構造的要因とされる国家財政赤字の解消のため税制改革、輸出恩典の廃止、輸入関税免除恩典の廃止、国営企業の閉鎖等の措置を講じ、財政収支の均衡を目指した。対外取引の面では為替レートの自由化（クローリングベックに代えて中央銀行の操作に強く影響される変動制）、輸出入の全面自由化による貿易政策の変革等を行なった。この改革はブラジルの歴史にかけて例を見ないドラスティックな安定化、構造調整政策であった。

この政策はいわば富裕段階の犠牲のもとにインフレを抑制しようとするものであり、厳しい内容であったにも拘わらず、国民から高い支持を得た。このため、この計画は無事議会を通過した。しかし、預金封鎖による急激な流動性不足は経済活動に深刻な影響を与え、即事の支払い、特に企業従業員の給料支払いが不可能となる等経済界の混乱は大きく、物価は下落したもののブラジル経済は全面的なリセッションの様相を呈するようになった。政府は情勢の緩和のため、中央銀行に預託された資金のうち給与支払い分の解除、自動車、建設、資本財産業等に対する特例的な金融措置を講じ、情勢の沈静化につとめた。

新経済政策の影響は農業をも直撃し、自己資金の封鎖により収穫資金が不足し、農産物価格が下落するとともに農業融資は前政権の政策を引き継ぎ、4月以降新たに融資するものはIPC変動率による価値修正プラス12%（財政資金によるもの及び銀行の義務的融資枠のうち60%）又は自由金利18～20%（義務的融資枠の残り40%と農業ポウパンサ預金を原資とするもの）とした。その他農業所得税の引き上げ、各種の税務恩典の廃止等により農業者の負担は増加し、長年優遇されてきた農業も転換期を迎え、厳しい競争*裡にお

かれることとなった。

対外政策の面でも既に89年7月から外貨事情の悪化から民間銀行団に対する利払いを停止し、87年以来の第2のモラトリアムの状況となり、協力事業の貸付金についても、本格事業分では11月利払いに相当期間の遅れが生じ、90年2月からは償還及び利払いを総て停止していたが、新政権になってからも同じ状態が続いた。前述の通り、日本側は本格事業補完事業についての資金の供給を3月以降停止するとともに、予定していたアグロインダストリー等の事業の進め方についての協議も一時見合わせた。

しかし、このような厳しい情勢にも拘わらず新政権の協力事業に対する態度は、事業がこれまで高い評価を受けてきたことや新生ブラジルの建設に農業生産の拡大が一層重要となって来たことのほか、大統領の日本重視の姿勢もあって、これを重要視し、事業の継続に強い熱意を示した。かつて、サルネイ政権発足当時には、協力事業をエリートプロジェクトと見なし、一般に推進に消極的であったが、新政権の態度はこれと対照的で、政権の交代による態度の変化は無かった。4月、農業開発会社の役員がカブレラ農相に表敬訪問した際、同相は日本との協力は極めて重要と考えており、今後協力事業を益々発展強化していきたいとし、また5月初め駐伯日本大使が同相に表敬訪問した際にも日本との協力を更に深めてゆくことを希望し、特にセラード農業開発協力がこれまで成功裡に進捗したことをブラジルとしては誇りに思っており、現在問題となっている債務の返済問題や次期事業資金の負担割合等についても合意が早急に得られるよう努力したいと意欲を示した。

日本側では、前政権時代の89年に実施した基礎1次、2次調査の結果により協力のあり方を更に検討していたが、このように新政権の協力事業に対する態度が明らかとなったのを受け、国際協力事業団は5月下旬から6月初めにかけて政府関係者による打ち合わせ調査団を派遣し、新政権の協力事業に対する態度を確認するとともに、基礎1次、2次調査の結果に基づく協力のあり方等について打ち合わせを行った。打ち合わせの概要は次のとおりであった。

1) 協力事業に対する新政権の対応

新政権は、この事業に高いプライオリティーを置き、事業の継続、促進を図る意向であることを確認した。カブレラ農務大臣は、この事業に大きな関心を持っており、政権は代わっても協力事業の中心的担当者を代えなかったのは事業を継続、促進する意思があるためであり、債務返済問題についても担当大臣として最大限の努力をすとした。テイシエイラ経済省次官は、この事業は二国間協力を代表する大事業であると認識しており、次期事業についても高いプライオリティーが置かれ、債務問題についても大臣から早急に解決するよう指示が出ている。これまでは日本がブラジル

に対し融資を継続して実施したのに対応し、特別扱いで解決することを言明した。またセーラ外務省アジア太平洋局長は伯外務省としても協力事業を高く評価しており、二国間協力の中でも特筆すべきもので、大統領の就任演説の中で日本との関係強化の方針を明らかにしていることもあり、外務省としても協力を惜しまないとした。

2) 次期協力事業について

事業対象はトカチンス、マラニヨンの2州とし、原則として1州1地域とし、灌漑面積を1戸あたり50ヘクタール程度とすることを確認した。事業面積については伯側は依然実面積5万ヘクタール（日本側実面積4万ヘクタール）とすることを主張し、土地持ち農家の参加に係る経費の計上の申し入れがあり、入植農家数、営農規模、営農形態等と併せ次回調査団で検討することとした。日本側からは農協施設、アグロインダストリー及びインフラストラクチャーの整備の伯側案の作成を求めた。

融資スキームについては、債務保証、為替差損の政府による実施、負担を確認した。入植農家への貸付金利引下げの日本側要請に対し、伯側は金利は調達財源ごとに定めることとしたいとした。事業費負担割合については、政府のインフラストラクチャー整備費を含む全体事業費を日本と折半する方法もあるとし、引き続き検討することとした。

なお、伯側は今後のスケジュールとして9～10月に合意議事録を締結し、11月の大統領訪日（予定）時に貸付契約を締結出来るようにしたいとの希望があったが、貸付金の返済問題もあるので外交ルートを通じて協議することとした。

3) 既貸付金の返済問題

伯側は、現在特別な配慮をもって支払いを検討中であるとした。

(2) 伯側見直し案の提出と懸案事項の協議

コロールプランは実施後6月までの3ヶ月間インフレ率は月間10%を下回り、100日間でインフレ率を10%以下に押さえ込むという公約は一応達成し、財政収支も好転する等成果を収めた。しかし他方急激な流動性不足により経済は全面的なリセッションに陥り、90年上半期の成長率はマイナス3.3%、失業率は5.3%（89年3.4%）に達した。また賃金のインデクセーションの廃止、国営企業の民営化、公務員の人員削減等が実施に移されるとともに労働組合を中心に強い反対運動が起こり、ストライキの頻発を招いた。

このような情勢の中で、政府は6月末新工業及び通商政策を打ち出した。この政策は工業生産の活性化と自由化政策の基本方針を明らかにしたもので、工業生産構造を近代化、再編成し、技術の向上による生産性の向上と品質の国際

基準への到達を図るとともに、関税を段階的に引き下げ、補助を撤廃し、国際競争力の強化を図るとし、結果として、生活水準の向上が期待されるとしたものであった。この政策は、その後のブラジル経済の徹底した自由化の嚆矢となるものとして極めて重要な意義を持つものであった。

農業においては89/90年度の農業生産の成長が突然停止し、穀類の生産は約5,610万トン、前年度の79%と大幅減産見通しとなり、農業生産者の困難をもたらすのみでなく、インフレの再燃や貿易収支の不調の大きな要因となることが危惧された。農業生産の不振の原因は、まず、悪天候にあった。90年は中央南部地方を中心に天候が異常で、前年の11月から90年1月初めまではほとんど毎日雨が降り続いたが、その後はパタッと止み、2月上旬まで一滴も落ちなかった。通常ベラニコの期間は1週間乃至10日間とされたが、90年のベラニコは40日間にも及んだ。大豆などは開花阻害が起り、生育が妨げられた。また農業生産の不振は、天候異変のみでなく、89年半ばからの大豆を中心とした価格の急落、経済情勢の悪化に伴う農業融資の削減、更には88年以降の国内市場の自由化政策による政府支持の後退、89年の為替レートの固定等が重要な要因をなした。政府は事態を重く見て、これに対する対策と中長期的な政策について検討を急いだ。

このため、政府は6月、次期農業融資財源の確保を目的に農産物販売融資を大幅にカットし、各銀行の当座預金残高の農業融資義務枠の一部を中央銀行に預託する措置をとった。また、中長期的政策については、国会において審議中であった新憲法に基づく農業法案に盛り込まれた、農業政策の方向と基準をも考慮しつつ検討を続けた。

その結果8月15日に至り、新農業政策を発表し、自由開放政策を指向する政府方針に即応した農業部門の政策を明らかにした。この政策は従来の惰性的な農業前線拡大による農業生産増大のモデルを生産性の向上による生産拡大のモデルに改めることにより、国内食糧の自給体制を確立するとともに、国際市場における競争力の強化を図るというものであった。

このため短期的には90/91年度の作付けに対する農業融資資金量を4,500億クルゼイロ（約52億ドル）とし、うち3,500億クルゼイロを営農融資に充当する。最低保証価格及びVBCを現実に即し大幅に改訂し、同時に価格に地域別価格差を設け、奥地方の単位重量当たり輸送コストの高い穀類は輸出港や消費地までの輸送コストを差し引き、地域の特性に即した農業生産の方向付けと財政負担の軽減を図ることとし、対象品目を従来の41品目から10品目とする。国家資金及び民間銀行の農業融資義務枠の資金を原資とする農業融資については、従来の実質金利12%を9%に引き下げる。ポーパンサルーラル資金の三分の一は実質金利12%とする。

中長期政策としては、生産資材の輸入関税を引き下げ、うち機械については25%に引き下げる。BND-E S（経済社会開発銀行）、FINAME（工業特別融資資金）を農業部門でも利用出来るようにする。協力計画（PRODECER）、灌漑計画（PROFIR）等の資金として90年度に270億クルゼイロを解除する。国家農業開発計画及びアグロインダストリー開発計画への世銀融資資金を解除する。等であった。

協力事業は惰性的な開発前線拡大と異なり地域の特性と調和した生産性の高い食糧生産の開発事業として新農業政策の趣旨に合致するものとされ、中長期的政策の中に位置付けられ資金措置が講じられた。

これに先立ち、次期協力事業については、先の計画打ち合わせ調査団訪伯の際伯側が説明した通り、7月末伯中銀は1983年3月以降外国の公的機関又はその保証のもとに契約された債務は支払いを中銀の集中管理から除外することとなり、協力事業に係る債務の支払いは延滞損害金を除き再開され、正常化した。これに伴い日本側は本格事業補完事業にかかる資金の供与を再開するとともに、次期新規事業の最大の障害となっていた問題も一応解決した。

ブラジルでは、この頃新政権発足直後の経済的混乱が漸く落ち着いて来たこと、1991年度連邦予算編成法が国会を通過したこと等から次期新規事業計画の伯側案の見直しが進み、試験的事業については8月初め見直し修正案を日本側に提出した。また7月末来伯したIMFミッションとの債務交渉も8月末大筋合意に至り、90年10月から92年2月までの17ヶ月に20億ドルのスタンド・バイ・クレジットを供与する仮趣意書の署名を行なった。伯側は前述の新農業政策の発表や債務問題の解決と相俟って、次期新規事業並びに本格事業補完事業等についての懸案事項の協議の条件は整ったとして、日本側に調査団の早期派遣を要請してきた。

日本側では従来どおり前向きに協力する方針のもとに、次期試験的事業の伯側見直し案等により残された問題点の検討を続けていたが、伯側は11月の即位の礼に大統領の訪日が予定されたことから、その際何らかの取り極めが出来るよう日本側の速やかな対応を求めてきた。日本側としては、協議に先立ち国内関係者との調整を図る必要もあり、未提出の次期本格事業の伯側見直し案の提出を求めるとともに、次期試験的事業の伯側見直し案で明らかにされていなかった懸案事項の融資スキーム、資金負担割合、リレンディングの可否等につき伯側の考え方の説明を求め、それらを踏まえたうえで調査団を派遣することとし、派遣を10月下旬もしくは11月上旬に予定した。伯側は日本側の要請に応じて本格事業見直し案を提出したが、試験的事業の見直し案とほぼ同様で、懸案事項についても従来伯側の主張とほぼ同様であった。日本側は予定通り10月末から11月初めにかけて、政府、国際協力事業団及び海外経済協力基金

関係者による調査団を派遣し、伯側関係者との間で懸案事項を中心に協議を行った。協議結果の概要は次のとおりであった。

1) 協力の前提について

伯側は次期協力事業がブラジルの農業開発分野においてトッププライオリティーであることを表明した。コロール大統領も次期事業に強い関心を示し、農務大臣に努力するよう指示しているとのことであった。農務大臣は次期事業はセラード地帯の農業開発を促進し、食糧増産のみならず、ブラジルの中部に開拓者を入植させ、アマゾン地帯を開発から保護する上でも重要で、全面的、最大限の支援を行なうと言明した。なお、日本側は第1段階、第2段階にかかる延滞損害金が支払われない限り協定の締結は困難であるとしたのに対し、伯側は出来る限り早く支払うよう最善の努力を払う旨表明した。

2) 懸案事項について

解決を要する最も重要な問題は資金の負担割合であった。日本側はこれまでの協力事業の日伯50:50の原則を大きく崩すことは共同事業の建前から到底受け入れられないとして伯側の譲歩を求めた。しかし伯側は現在財政支出の削減、金融の引き締めが至上命令となっているとし、従来からの日伯85:15（インフラ整備を含めると50:50となるという。）の主張を繰り返し、インフラ整備の経費を州から農協に移すメカニズムも検討しているとした。協議の途中で伯側は日本側75:伯側政府の財政負担15を含む25の提案を示したが、依然均衡ある負担に大きな隔たりがあり、日本側は受け入れられないとするとともに、日本側としても対案を示すこととし、関係者の間で調整を図った。調整は難航したが結局次期試験的事業の負担割合を次の条件のもとに日本側60:伯側40（政府負担30）とすることで調整が纏まり、その旨伯側に提案した。その際の条件は、総事業費の20%程度に相当するインフラ整備費を政府が負担することと、この負担割合はいかなる意味においても次期本格事業の負担割合に影響を及ぼさないことであった。伯側はこの案を受け入れ、提案どおり決着した。

次の重要な問題はリレンディングの問題であったが、双方の立場が真つ向から対立し、合意することが出来なかった。伯側の立場は、新経済政策の基本方針は財政及び通貨の引き締めであり、通貨の拡張要因となるリレンディングは一切認められない。従ってインフレが撲滅されるまでの間、短期的には何の方策もありえない。しかし次期新規事業が実際にディスバースされるのは1年先であることから、その頃には状況の変化も考えられる。従って近い将来中銀でリレンディングの検討が開始される可能性があ

ると考えられているようでもあった。これに対し日本側の立場は、伯側の困難な状況は理解するも国際協力事業団の開発投融资は本邦法人を支援するという性格のもので民間銀行団の参加は不可欠で、仮にレンディングが不可能となれば事業自体の遂行に支障を来す恐れがあるとするものであった。

なお、懸案となっていた融資スキームの日本側資金の借受者の問題については、伯側は連邦政府とすることを提案したので、日本側はこれを検討することとした。

3) 次期試験的事業のその他の問題について

次期試験的事業のその他の問題については次のとおり合意した。保留地を除く事業面積の実面積を4万ヘクタールとし、2農協、入植農家120戸、1戸当たり320ヘクタールとする。総事業費は基礎2次調査で算出した234億円を上限とする。事業実施期間は5年間とする。事業参加者に対する融資条件は事業の試験性に鑑み他の農業制度金融より十分優遇したものにする。農業開発会社は事業実施の中核機関として事業推進に必要な任務を果たすものとする。

また日本側は農業開発会社の運営財源として融資監督手数料（契約期間中融資残高の1%を政府が支払う）、営農計画手数料（農家に対する貸し付け実行時融資総額の2%を農家から徴収）、入植農家に対する営農技術指導手数料（貸付翌年から5年次までの間契約により土地融資を除く固定、半固定資本に対する融資残高の2%を農家から徴収）、参加農協との契約による入植地建設基本計画作成手数料（土地代融資に含めて徴収）を確保することを提案し、伯側はこれを検討することとした。

なお、環境政策との関連について、これまでの協力事業は環境に悪影響を及ぼすことはなかったが、次期事業においては環境へのインパクト調査報告書（RIMA）を作成し、これを大統領府環境局（IBAMA）に提出し、承認を得ることとした。

その他双方は基礎2次調査とは別に、事業計画作成のための日伯合同調査を12月に実施することに合意した。

4) 次期本格事業について

日本側は次期本格事業の検討において、伯政府が円借款対象事業に係る返済滞納を解消するための必要な措置をとることが重要であるとした。また、伯政府は次期本格事業に関する計画調査（F/S）報告書を作成し、早急に提出することを表明した。

5) 農家のベラニコ災害救援対策について

伯側は89/90年度の農業生産がベラニコにより大きな被害を受け、多

くの農家が営農資金の返済が困難となった事態を重く見て、これに対する救援対策として、全伯で約1千億クルゼーロにのぼると予想される支払不能額について、支払繰延べ措置をとる予定であり、また、プロアグロの適用、農村保険（ミナス・ジェライス州のみ）の適用、ベラニコ被害による収入減の農協を対象とした新クレジットを実施すると説明した。

（3）次期試験的事業の事業計画作成のための日伯合同調査の実施

ブラジルでは11月初め総選挙が行なわれ、政府与党が過半数を制することは出来なかったが、コロール支持と見られる勢力が上下両院でかなりの数を占めたため、コロール政権の政策は一応支持を得た。コロール大統領は11月即位の礼に参列のため訪日し、海部総理（当時）と首脳会談を行い、農業開発協力の推進に合意した。他方、国内のインフレは、州政府や市政府が封鎖の対象外であったことや民間の封鎖預金の合法的解除が進み、9月頃から再び上昇を始め12月には月間19%に達し、コロール政権は苦しい立場に立つこととなった。また、債権銀行団とのリスク交渉も10月頃より始められたが、89年7月以来の利払停止による延滞利息を巡り、伯側は支払能力の範囲内で返済を行うというゼリア蔵相の対決姿勢を崩さず、銀行団の主張と対立したまま年末に打ち切られた。IMFのスタンド・バイ・クレジットも実行されなかった。

このように情勢は厳しいものがあったが、日本側は先の調査団訪伯の際合意したとおり12月、残された問題の協議と事業計画作成のための日伯合同調査のため、政府関係者及びコンサルタントによる調査団を派遣した。調査結果の概要は次のとおりであった。

1) 協議について

前回の協議で残された問題のうち重要なものは農業開発会社の運営財源の確保問題であった。日本側は前回提案した融資監督手数料、営農計画作成手数料、技術指導手数料、入植地建設基本計画作成手数料及びRIMA作成料について重ねて必要性を強調した。伯側は融資監督手数料については支払方法や料率は別途検討したいが、農業開発会社への支払は行う旨約束した。またその手数料は日本側提案のとおり合意した。

その他延滞債務問題、融資スキーム、末端融資金利等については引き続き外交ルートを通じて協議することとなった。

なお、重要な懸案事項の解決に伴って、日本側は合意議事録の草案を作成し、次に述べる事業計画の報告書案とともに91年3月頃協議を行なうことを提案し合意した。

2) 事業計画作成のための合同調査について

この調査は、89年に行なった基礎2次調査と別に、その後の政権交代

や経済情勢の変化を踏まえ改めて詳細な事業計画を作成し、これにより事業実施の可能性、妥当性を検討したものであった。なおこの調査は、合同調査においては必要なデータの蒐集、現地調査を行い、これに基づき日本側が報告書を作成し伯側と調整する方法をとった。

計画の作成に当たっては、前提として、次期試験的事業は環境保全に配慮して農業開発を進め、灌漑の導入により生産性の向上と経営の安定を図り、アグロインダストリーを組み込んで効率的な生産システムを構築し、政府の新農業政策に合致した開発事業とすることにした。また実施地域が低緯度地域に位置し、高温で乾期が厳しく、ベラニコの危険もある等自然条件が格段に厳しく、その上消費地からの距離が遠く輸送コストもかかる等社会的条件も不利であるため、これらの条件に適応した技術の開発、生産性の高い作付け体系の導入、経営の高度化、流通の合理化等に十分配慮することとした。

事業の枠組みについては、事業実施州はこれまでの協議で合意したとおり、マラニヨン、トカチンス州とし、実施地区は自然条件の異なる代表的な2地区とし、マラニヨン州はバルサス市周辺、トカチンス州はポルトナショナル市周辺とした。また開発規模は実利用面積4万ヘクタール、保留地率50%として約8万ヘクタールとした。

開発方式は、第2段階と同様、指導入植によるプロジェクト方式とし、入植農家は1地区当たり60戸、2地区、2農協、120戸とし、1戸当たり実利用面積は320ヘクタール、うち灌漑面積が50ヘクタールとした。事業の実施は第2段階に準じ、5年間に両国政府の支援のもとに農業開発会社が実施の中核となり、関係機関、参加農協とともに入植農家に対する必要な技術的、資金的、経営的支援を機能的、集中的に行い、これら支援を受けて入植農家が生産活動を行なうこととした。資金的支援は、従来と同様、特別プログラムによる融資の方法を踏襲したが、資金の負担割合は日伯60:40とし、融資条件の実質金利は年6%とした。なお、リレンディングは従来同様行なわれるものとした。

このような前提に基づき、具体的な事業計画として、詳細な用地配分計画、基盤整備計画、営農計画、農協・アグロインダストリー計画、農業開発会社事業計画を作成した。これら計画のうち用地配分計画は、1地区当たり40,000ヘクタールのうち入植用地19,200ヘクタール、組合施設用地320ヘクタール、道路等480ヘクタールとし、保留地は20,000ヘクタールとした。営農計画においては、1戸当たり320ヘクタールのうち、短期作物300ヘクタール、永年作物15ヘクタール、住宅用地5ヘクタールとした。灌漑はピポットセントラルによることとした。栽培作物は短期作では大豆、陸稲、とうもろこし（灌漑作では大豆、陸稲、とうもろこし、フェジョン）、永年

作ではカシューとした。生産性は大豆1年目1.5トン、2年目1.8トン、3年目2.0トン、生産安定時2.4トンとした。聴き取り調査等による価格を前提に農家の経営試算を行なった結果、内部収益率（20年間）は8.1～8.3%、黒字転換年度は14年目であった。また農協・アグロインダストリー計画では、農協は営農指導や流通合理化事業のほか、精米加工、カシュー実加工、石灰生産等のアグロインダストリー事業を行うこととし、経営試算の結果では内部収益率は12.3%、黒字転換年度は3年目であった。

以上の事業計画による2事業地区の総事業費は201億8,400万円（予備費15%を含む）、約1億5,300万ドルであった。また20年間の内部収益率は9.6%で、基礎2次調査の結果をやや上回った。この値は一般に高いものではなかったが、フロンティアの農業開発としては、将来の技術の改良をも予想し、開発の可能性と妥当性は十分に認められた。

2、第3段階試験的事業の具体的枠組みの合意と本格事業計画調査報告書の提出

（1）第3段階試験的事業の合意議事録案の合意

既述のとおり90年9月頃より上昇を始めた物価は91年に入ると月間20%を超え、このまま放置する場合は悪性化してゆく情勢となったため、政府は1月末コロールプランの新段階コロールプランⅡを発表した。これは物価を1月30日現在で無期限に凍結し、通貨価値修正制度を全面的に廃止し、これに代えて中銀の設定する新たな指標を賃金、預貯金、税金等の基準とし、オーバーナイトを廃止して新に社会振興基金を設け投資の対象とすることや2月の給料、家賃等を過去12ヶ月の平均実質額を基準にして調整、凍結する等であった。

90年の成長率はコロールプランによる全面的リセッションに伴いマイナス4.4%に落ち、農業部門もマイナス4.6%となった。貿易収支も輸入の自由化に伴い107億ドルと88年に達成した192億ドルのほぼ半分に減少した。大統領は政権担当1年を迎えた3月14日今後4年間の基本政策となる国家再建計画を発表し、今後は国民の合意の下にインフレを克服しつつ、小さな政府を目指して贅肉を削り、民間主体で経済各部門の近代化を推進する決意を表明した。このような緊迫した情勢の中で、日本側は前年末の調査で合意したとおり、日本側で作成した合意議事録案及び日伯合同事業計画書案の協議のため3月初め政府関係者による調査団を派遣した。

協議においては日本側は、協力の前提として、延滞金および延滞損害金の支払、リレンディングについて重ねて伯側の努力を要請したが、伯側は出来る限り解決に努力する旨従来からの姿勢を維持するに止まった。合意議事録案及び

合同事業計画書案については、伯側は日本側案に実質的な修正を加えることなく受け入れた。

合意議事録案は、第2段階の合意議事録に準拠し、これまでの協議と合同事業計画書案に基づき、第3段階において行なわれる試験的事業の具体的枠組みを取り決めたもので、全体で5項目より成るものであった。

第1項は、従来と同様、協力事業の意義（目的）を掲げ、第2項で事業の内容を次のように定めている。事業実施州はマラニョン及びトカチンス州で事業面積規模は保留地を除く5万ヘクタール、栽培作物は基幹作物の大豆、とうもろこし、陸稲等がカシュー等と合理的に組み合わせられる。事業資金の総額は201億84百万円で、国際協力事業団等（日本側）及びブラジル連邦共和国政府等（ブラジル側）から賄われる。負担割合は日本側60%（121億10百万円）、ブラジル側40%（30%はブラジル連邦政府、10%は融資代行機関及び事業参加者）である。（融資代行機関とは事業参加者に融資を代行する金融機関、事業参加者とは試験的事業に参加する農業生産者、農協、関連する企業等）。日本側負担資金はブラジル連邦共和国経済大蔵企画省に対し供与される。ブラジル連邦共和国農務農地改革省及び経済大蔵企画省は事業参加者の資金需要に応ずるために融資の基準を定めた特別プログラムを作成公表し、その作成において農業開発会社が協力する。ブラジル連邦共和国経済大蔵企画省は試験的事業のために「第3段階試験的事業勘定」を形成し、融資代行機関を通じて事業参加者に対し資金を供与する。事業参加者に対する資金の貸付条件は、この事業の試験性及び日本側からの融資条件を考慮してブラジルにおける他の農業制度金融に比し十分優遇したものとす。ブラジル連邦共和国政府は従来と同様日本側供与資金にかかる、起り得べき為替差損を負担する責任を持ち、また日本側からの資金の元本、利息、約定手数料等については税金及び手数料が免除される。

第3項は、第2段階と同様ブラジル連邦共和国農務農地改革省及び農業開発会社の役割を定め、農業開発会社の運営財源として融資監督手数料のブラジル農務農地改革省からの徴収、その他の事業の推進に必要な手数料の事業参加者からの徴収を定めている。

第4項は、第2段階と同様、基幹的インフラストラクチャーの整備について定め、ブラジル連邦共和国政府は必要な基幹的インフラストラクチャーを連邦、州、市を通じて整備すること、整備に必要な資金は試験的事業資金総額の20%を下らない金額を前記のブラジル側負担額とは別に連邦政府及び州政府が負担することとする。

第5項は、プロジェクト契約及び貸付契約について規定し、この合意議事録の具体化のため日本及びブラジル関係者間のプロジェクト契約及び日本側と

ブラジル経済大蔵企画省との間の貸付契約を締結することとする。なお日本側ではこのプロジェクト契約についても第2段階に準じてドラフトを作成し伯側に提示し、伯側の検討に供した。

第3段階試験的事業の具体的枠組みは、ブラジル経済、財政の緊迫や制度の変化等によって協議が難航したが、両国関係者の熱意と粘り強い努力の結果、比較的短期間に合意を見るに至った。合意議事録案は、これまでの協力事業のそれを踏襲しながら実施地域や栽培作物、事業資金の負担割合、融資スキーム、基幹的インフラストラクチャーの整備等について地域の特性や、ブラジル経済、財政の実情等に応じた配慮、修正が行なわれているが、基本的には、両国の共同事業としての性格を維持したものである。合意議事録案の合意により協力の前提条件をなす延滞金及び延滞損害金の支払及びリレンディングの問題の解決をまって合意議事録の署名を行い、続いてプロジェクト契約及び貸付契約を締結し、事業を開始することとなった。

(2) 延滞債務問題の解決とリレンディング代替案の提出

91年1月末のコロールプランⅡによる物価の凍結は4月頃までインフレ率を当時許容限度とされた月間7～8%に抑制したに過ぎなかった。5月初めにはハイパーインフレ退治と国際金融界との対決姿勢のブラジル版ジャンヌダルクといわれたゼリア経済相がインフレ対策の失敗を理由に辞任した。後任には元駐米大使モレイラ氏が就任し、その誠実な人柄と外債問題にも関与の経験のある適材として国の内外から好感を持って迎えられた。

モレイラ経済相は引き続き金融の引き締めと税制改革、民営化、自由化等インフレの抑制とリセッションからの脱出を図る一方、対外的には外国債権団との交渉をまとめ協調を取り戻すことに努力を集中した。しかしインフレ率は凍結の一部解除とともに再び上向きとなり10月頃には月間20%にも達し、銀行ストが激しくなり、公共赤字の削減も十分に進まず、民営化も実施を見たのはウジミナスのみに止まる状況で、景気後退が著しくなり、91年の成長率はわずか1%に止まった。対外債務の面では9月に15%の為替の切り下げを行なったにも拘わらず工業製品の輸出の不振、農産物輸出の減少等によって貿易黒字は前年並みの106億ドルに止まった。

この間農業は緊縮政策のもとで農業融資の不足、遅延、最低保証価格の地域別設定等により深刻な影響を受け、90/91年度の穀類の生産は南部地域の旱魃もあって不作の89/90年度並みの約5,600万トンに止まった。そのため穀類輸入は約650万トン、金額で13億ドルにも上った。農家はこのような不作に加えて価格の低迷と金利負担の増大の狭間にあって収益性の低下に苦しみ、農協も資金繰りの悪化等の影響を受けた。政府はこのような事態は基本

的には農業部門も政府が進める自由開放政策の枠内においたことに起因すると
の認識のもとに一部農業保護の政策を優先し、7月、10月及び92年3月の
3回にわたって振興策を講じた。10月のパコッテにおいては農業融資の追加、
地域別最低保証価格の画一化、ポーパンサルール資金を原資とする融資の実
質金利の18%から12.5%への引き下げ、零細、小農家に対する債務の現
物換算による返済方法の採用等を行なった。

また政府は、大統領府地域開発庁において、リオドーセ社や関係機関ととも
に北部セラード地帯の開発を促進するため「北部輸出回廊」計画を検討してい
たが、9月、その一部を発足させた。この計画は北部セラード地帯（マラニョ
ン州南部、トカチンス州東北部、ピアウイ州南西部）で大豆等穀類の生産を増
進し、国内供給とともに余剰品をカラジャス鉄道、南北鉄道を通じて搬出する
もので、前年、農務、経済、インフラ各大臣がコロール大統領に提案した中央
ブラジル開発計画の一環をなすと見られ、協力事業第3段階試験的事業を包含
するものであった。

他方、債務問題については、4月に民間銀行団との間で前年末交渉を中断し
た遅延金利の支払いについて合意が成立し、支払が開始されたのを受けて9月
以降元本の一部カットを含むブレディ型リスクを指向し始め、元本の削減交渉
が続けられ、ある程度進展を見たものの決着は次年度に持ち越された。IMF
との交渉も9月から再開され、12月再度趣意書を提出しスタンド・バイ・ク
レジットの供与を要請した。またモレイラ経済相は国際金融界との関係正常化
とともに9月には訪日し、海外経済協力基金に対する滞納金を一括返済し、当
時の通称中曽根ファンド4案件の融資契約に調印した。

このような情勢の変化の中で、伯政府の協力事業関係者は次期試験的事業の
合意議事録の署名を急ぎ、その前提条件の解決に鋭意努力した。

前提条件のうちでは、延滞債務問題よりもリレンディング問題が困難とされ、
農務省や経済省の一部関係者はリレンディングに特例を設けることを主張し、
これにより試験的事業が実施した場合には、事業の成果のみならず各方面に影
響するところが大きく、メリットは全般的立場から判断すべきであるとした。
これに対し中銀はリレンディングは既に多くの要請が出されており、その中で
特例を設けることは不可能であるとした。9月にはカブレラ農相がモレイラ経
済相に対し特例措置を要請したのに対し、経済相はリレンディングの措置は進
行中の民間銀行団との債務交渉の結果により考慮すべきものとの回答があつた
との事であった。9月の経済相の訪日の際、海外経済協力基金への延滞債務の
返済は行なわれても協力事業の延滞債務の返済をみなかつたものの、協力事業
は延滞債務とリレンディング問題の同時解決が必要との判断によるものであつ
た。結局この問題は81年度中には解決を見るに至らず、従って合意議事録案

の署名も次年度に持ち越された。

92年に入りモレイラ経済相の強力な緊縮政策、開放政策により、インフレは年央までやや沈静化の傾向であったが、それ以降は再び上昇傾向を示すようになった。それとともに不況は大統領の弾劾に伴う政治的混乱と相俟って深刻となり、大企業は赤字に転落し、過去20年間の最悪といわれた。スタグレーションの様相は一層深まり、92年の成長率はマイナス0.5%となった。

この間農業部門では91/92年度の穀類の生産は好天に恵まれ、前年の振興策の効果もあって88/89年度に次ぐ約6,800万トン記録し、特にとうもろこしの生産は3,000万トンと史上最大の規模に達した。農業は国民食糧の確保、輸出の拡大、インフレの抑制に大きく寄与した。農家の経営もある程度の改善をもたらしたが、方策の要因は好天によるところが多く、営農資金は依然不足し、その確保は多くの農家が近年の不況により債務が固定化してただけに容易でなく、金利負担の増大を招いた。また農産物の価格もやや好転したもののインフレ率の上昇に及ばず、その格差は前年からの2年間に3割にも達し、多くの農家は経営の大きな改善を図ることが出来なかった。政府は92/93年度の作付けについて営農融資財源の確保措置を講ずるとともに、とうもろこしの在庫を避ける為保証価格を引き下げた。

一方対外債務については、モレイラ経済相の誠実な人柄と熱意により好調に進展し、92年1月、IMFが前年末に提出した趣意書を承認し、期間1年半のスタンド・バイ・クレジット21億ドル供与の協定が成立し、次いで2月にはパリクラブでリスクの基本協定に合意した。このパリクラブの合意によって、議会の承認を経て二国間交渉に移り、延滞債務問題についても交渉が行われることとなるので、合意議事録案署名の前提条件の一つは実質的に解決されることとなった。

残る問題はリレンディングのみとなり、解決が急がれたが、3月訪伯した対伯経済協力総合調査団がモレイラ経済相に対し、この問題の考え方を質したのに対し、同相は伯側の考え方は明白であり、協力事業には最大限のプライオリティーをおいているが、リレンディングの問題については既に方針を決定済みであり、政策全般に係る問題であるので議論を繰り返すつもりはない、他の方法であればいかなる方法であれ検討するにやぶさかでないとし、伯側のリレンディングの問題に対する否定的態度の堅いことを窺わせた。従って日本側としては、打開策として融資を国際協力事業団の単独融資とすることをも含め検討せざるを得なかった。

このような状況の中で、他方前年末繰越となっていた民間銀行団とのブレイク型リスク交渉は、粘り強い関係者の努力によって7月初め決着し、基本合意が成立した。このブレイク型リスクは、対象が旧中長期債権元本340億ドル

と88年リスケ協定時保留されたニューマネー40億ドルの合計380億ドルで、これらを期間最長30年の6種類のボンドに転換するもので、代表的なものは額面金額を35%カットする元本削減債、額面をそのままにして金利条件を市場相場により安くする金利減免債等であった。

民間銀行団との基本合意の成立によってリレンディングについても、これまで伯側が繰り返してきた民間銀行団との交渉中は検討出来ない旨の主張の根拠がなくなり、検討を始める環境が整ってきた。伯側は9月半ば駐伯日本大使宛て書翰を送り、先の経済協力総合調査団に対してモレイラ経済相が検討を約束したリレンディングの代替案であるとして、リレンディングの伯側提案を提出した。

その骨子は、これまでの協力事業で締結された民間銀行融資契約の期間を延長し、未使用資金残高及び今後支払われる返済金を従来条件又はよりよい条件で使用するというもので、延長する場合でも対象となる資金はボンド化交渉の対象となる債権に該当することに変わりはないので、この提案の延長スキームはボンド化実行日までに実施される必要があるとした。当時民間銀行との債務交渉の予定は、10月タームシート合意、93年2月上旬協定署名、1ヵ月後債権のボンド転換となっていた。従ってこのスキームは93年1月中に終わる必要があった。具体的手続きは、1) 融資契約の期間延長を行う、2) 対象資金は中銀特別勘定にある未使用額及び今後の返済額とする(当時未使用額約2,687百万円)、3) 期間延長と同時に伯国内でそれに見合う金額の第3段階に関する特別勘定を創設する。4) 債権のボンド化を行なう、5) この勘定の資金を国際協力事業団の資金のディスバースに併せて第3段階の民間銀行融資分に該当する資金を伯政府が責任を持ってディスバースする、6) 民間銀行はディスバースされる資金を関係資金としてモニタリングするという案であった。これまでの協力事業の民間融資残高を第3段階に振り向けることにより、リレンディングの新規承認を回避し、同時に民間銀行団も債権のボンド化により不利にならないようにしたものであった。

この提案を受けて民間銀行団(当時の幹事銀行日本長期信用銀行)では鋭意検討したが、ボンド化の例外ではないとしてもリスケ交渉が大詰めを迎えている現在、リスケ債権の内容を変えることはBAC(銀行諮問委員会)の了解取り付けが必要ではないか、また契約の用途変更にもなるので延長契約でなく再契約が必要ではないか、契約を修正する場合債権者全員の同意が必要であるが、債権者の中には米有力銀行に債権を売却したものもあり日本国内で解決出来ない問題もある。新たな貸付条件を設定する場合には外国債権銀行から債権者平等の原則に反する等の苦情は無いか等種々な問題があった。これらに対し伯側は、BACとの関係は、このスキームが債務交渉の大枠を変化させるものでは

ないので了解を取り付ける必要は無い等説明し、銀行団の間で協議が続けられた。両者とも何とかして第3段階に必要な民間銀行の協調融資を可能にしたいという熱意はあったものの、両者の主張は堅く、協議は容易に進展せず、決着は93年に持ち越した。

この間92年9月、大統領は弾劾により休職、12月辞任し、イタマル副大統領が大統領となった。また、国内経済の再建と国際金融界との関係正常化に多くの成果を収めたモレイラ経済相も92年9月自らの意思で辞任した。

(3) 伯政府による次期本格事業の計画調査(F/S)の実施と報告書の提出

一方、次期本格事業については、伯農務省が農業開発会社の協力のもとに計画調査を実施し、91年3月その報告書を提出した。その概要は次のとおりであった。

1) 計画の基本構想

i) 目的

基本的には地域農業の生産性向上と効率化を図るため近代的な企業的中型農家の育成を促進する。

ii) 目標

3箇所の指導入植事業と3箇所の統合された開発拠点の充実強化計画を5カ年間で実施する。

iii) 対象州と実利用面積

マツグロソ、バイア、ピアウイ、ミナス・ジェライス、ゴヤス、南マツグロソ州の6州とし、その実利用面積は12万ヘクタールとする。

iv) 直接受益者戸数

指導入植事業180戸、既存農家の充実事業300戸。

2) 事業計画

i) 指導入植事業

これまでの入植事業の方式を踏襲し、この事業に60,000ヘクタールを当て、1事業地の実利用面積を20,000ヘクタールとし、1戸当たり平均面積を325ヘクタールとする。栽培作物は大豆、とうもろこし、陸稲等の穀類のほか、柑橘、ゴム、果樹等とする。

ii) 既存農家の充実事業

この事業に実利用面積6万ヘクタールを当て、200戸は平均面積260ヘクタール、残りの100戸は100ヘクタールとする。開発地域、農家、農協を一定の基準により選考し、農協及び農家の協力のもとに総合的な開発案を策定する。これに基づき農家は十分な土地改良、技術の導入、農機具の整備、灌漑、電化、土壌保全等を行なう。栽培作物は大豆等穀類

のほか、柑橘、コーヒー、ゴム、果樹等とし多様化を図る。農協は、サイロ、倉庫、種子精選工場等の施設を建設し、地域の生産、流通を支援する。また生産物の加工及び資材（石灰）の生産を行なうアグロインダストリーの設置を考慮する。

3) 地域の選考

バイア、マツグロツソ及びピアウイ州では第2段階協力事業の波及効果がなお十分でない事業地区周辺の中から選考する。これに対しミナス・ジェライス、南マツグロツソ及びゴヤス州では、これまでの事業の影響がまったく及んでいない地区の中から選考する。

4) 推進作業

i) 土地取得

指導入植事業のみ既往の協力事業の方法を踏襲する。

ii) 技術協力

農業開発会社が関係機関の協力のもとに基準を作成し、営農指導、技術指導を行なう。

iii) 融資スキーム

第2段階協力事業の方式を踏襲する。

iv) インフラストラクチャーの整備

農協の各種共同利用施設は第3段階資金により農協が整備する。基幹的インフラは連邦政府、州政府、又は市・郡の責任により整備する。

5) 調整

従来同様農業開発会社が政府の全面的調整のもとに行なう。

6) 総事業費

502百万円（入植事業197百万円、充実強化事業213百万円、インフラ整備47百万円、予備費45百万円）

7) 内部収益率

指導入植モデル 10.74%

充実強化モデル

大型農家 21.11%

小型農家 21.98%

このように、この計画は、次期試験的事業で除外したピアウイ州のほか、マツグロツソ、バイア州において引き続き指導入植事業を実施し、残りの3州では小規模農家の再開発事業を行なうというものであった。伯政府の説明によると、この計画はコロール政権の農業政策に合致し、実施の必要性の高いものであるとのことであったが、従来の協力事業とは若干性格を異にする面があった。計画の内容は十分検討する必要があるが、日本側としては、その前に事

業実施の前提が今後どのように満たされるのかが最大の問題であった。また国内的にも第2段階の融資スキームを踏襲出来るか問題があった。このため当時本格事業補完事業を実施中でもあったので、次期試験的事業の協議の推移を見ながら検討することとした。

3、農業開発会社の運営

(1) 新規業務の開発と組織の整備

農業開発会社は第2段階の終了に伴い、実施中であった両国政府間の次期協力事業の協議に参画するとともに、その過程で合意された第2段階本格事業の補完事業に着手したほか、これまで実施した事業のフォローアップ、展示農場の運営、コンサルタント活動等に従事した。

会社では社長をはじめ技術担当取締役の伯側役員は留任したが、日本側役員は第2段階終了の機会に89年には南坊副社長に代わって松村慶次郎氏が就任し、90年には宇佐美取締役 に代わって島田和彦氏が就任した。松村副社長は外交官として在外経験が長く、島田取締役は商社マンとしてブラジル勤務の経験が長く、会社にとって何れも適材であった。諮問委員会委員は、伯側では91年の農業開発会社定時総会において、OCB会長ロベルト・ロドリゲス、ミナス・ジェライス州農務長官アリソン・パウリネリ及びBRASAGRO社長ウイilson・テイセン氏が選出され、強化された。日本側では、日伯農業開発協力株式会社社長・経団連経済協力委員長春名和雄氏及び日伯農業開発協力株式会社社長・前国際協力事業団副総裁佐野宏哉氏が就任し、農業団体代表として全国農業協同組合中央会専務理事田本貞行氏が就任した。職員は第2段階事業の終了に伴う地方事務所の廃止等により減少したが、なお約80名に上り、うち基幹的職員は40名で、そのうち農業技師が参加農協との協定によるものを含め約25名であった。

先述のとおり、この頃ブラジルの農業を巡る情勢は、90年の作柄が近年稀な不作となったほか、3月に発足したコロール政権が市場経済をベースとしたドラスティックな経済安定化・構造調整政策を打ち出し、8月にはそれに即応した農業部門の政府方針を明らかにした新農業政策を発表し、永年優遇されてきた農業も市場経済のもとで激しい競争にさらされることとなった。農業は、このようないわば危機的状況に対応し、技術の一層の改良、経営の近代化により生産性を高め、競争力を強化し、市場経済の中で自立する努力が必要となった。

協力事業についても、これまで実施してきた地区の充実、強化とともに、次期事業を一層効率的、効果的に実施することが必要となり、このため農業開発会社は技術能力の向上、経営指導能力の充実等会社機能の一層の強化が必要と

なった。また、90年は展示農場の不作により収入減のほか、第2段階事業の終了に伴い技術援助手数料収入等が減少したのに加え、コロールプランによる預金の封鎖に伴う資金繰りの一時的悪化等深刻な問題が生じ、経営の充実、多角化の必要性が急速に高まった。このような協力事業や農業開発会社を巡る情勢の急変は、従来から課題となっていた農業開発会社の機能の一層の充実、経営の多角化による長期的安定性の必要を改めて認識させ、早急な実施を促すものとなった。

農業開発会社では、従来から関心の高かった灌漑技術の充実のため専門コンサルタントとの提携の検討を行い、また新技術の習得のため社長の訪日時に日本における組織培養技術の状況の視察を行い、あるいは自然保護技術の蓄積のため保留地の調査を行なうなど技術能力の向上に留意していたが、情勢の急変とともにこれを強化し、90年には社内に灌漑部を設け灌漑専門の農業技師を雇用した。また新技術の習得については、組織培養による種苗の開発研究に着手することとし、島田取締役がEMBRAPA総裁を訪問した際、当時EMBRAPAのバイオテクノロジーの第一人者であった松本氏の指導を受けることとなり、研究計画を作成、実施に移すこととなった。このため新に新卒の研究員を雇用し、EMATEL/MGに無償貸与していたパラカツ地区の試験場の返還を求め、バイオテクノロジー研究所を開設した。また日伯農業開発協力株式会社はかねてから農業開発会社に対し新技術の蓄積努力を求めていたが、農業開発会社の要請に応じ、国際協力事業団に専門家の派遣、研修員の受け入れによる協力を要請し、研究に必要な参考図書、資料等を送付し、協力した。

日伯農業開発協力株式会社は、このような農業開発会社の経営努力の進展等に鑑み、90年度の農業開発会社の定時株主総会において、運営の基本方針を改めて明確にし、これに即応した組織の改革を図るため、諮問委員会の開催を要請した。諮問委員会は91年7月に開催され、審議の結果、運営の基本方針としては、次期新規事業を一層効率的、効果的に推進するとともに、新たな情勢に対応して新規業務を開発し、ソフトサービス活動を中心に業務を多角化し、それに即応した組織の抜本的改革を図り、会社機能の飛躍的充実と、それを通じた経営の自立、安定を図ることを決定した。その際経営自立の目標としては、今後5年間に経営自立の基盤を確立し、開発事業以外の業務で必要な一般管理費を賄い得るようにすることとした。

農業開発会社は諮問委員会の決定に即し、当面の業務の重点を新規事業の協議の促進、及び本格事業補完事業の推進のほか、展示農場の充実、種苗開発研究の推進、コンサルタント活動の拡充、灌漑技術の充実におき、91年度の新規業務の開発においては、種苗開発研究について、研究室の拡張、網室の整備を進めるとともに、国際協力事業団による専門家の派遣、研修員の受け入れを

仰ぎ、技術能力の向上を図り、またEMBRAPAの松本氏の指導のもとにイチゴ、カシュー、ランのほかバナナの増殖研究を開始した。また灌漑技術の蓄積についても、担当技師を増員して充実を図った。

また組織の改革については、従来社長に直結していたスーパーインデントを廃止し、それが担当していた総務、財務部を総務部と財務部に分け、日本側財務担当取締役が総務財務取締役として統括することとしたほか、種苗開発研究を総務財務取締役と技術・開発担当取締役の共管とした。また、コロマンデー展示農場を特別会計として区分経理し、本格事業補完事業の推移に応じ地方事務所の整理を進めることとした。

92年度においては、4月に諮問委員会が開催され、前年度の実績報告と92年度の事業計画を審議し、新規業務の推進等業務の一層の充実を図るとともに、第3段階開発事業の見通しが定かでなくなったことや、91年度の決算が法律により90年度の追加価値修正を義務づけられたこと等により、損失を計上したことから、人員、組織の思い切った合理化を図ることを決定した。

農業開発会社はこの決定に基づき業務の充実と組織の合理化に努め、種苗開発研究については、引き続き研究員の国際協力事業団の受け入れ研修を仰ぎ、研究能力の向上を図るとともに、イチゴ、カシュー、ランのほかバナナの増殖技術の研究を進め、イチゴは若干の試験出荷を行い、バナナは相当量の出荷が可能となるに至った。組織の合理化については期末になって不要となった地方事務所の廃止を決定し、総務、財務部を一本化し総務部長を解約し、技術部門の人材の再編成等を行なった。

また、協力事業開始当時から社長として陣頭指揮に当たったロマノ社長が91年に下院議員に繰上げ当選したため、92年末社長を辞任、代わって協力事業に参加して多くの実績を収めたパラカツのコペルバップ農協組合長ペレイラ・エミリアーノ氏が選出され就任した。なお松村副社長は83年の任期満了とともに退任した。

93年度においては、危惧された両国政府間の第3段階試験的事業の協議が進展し、必要に応じて資料を提供する等これに協力するとともに、新規業務の推進等業務の充実を努めた。種苗開発研究については、研究所の施設の拡充整備を図るとともに、国際協力事業団による日本での組織培養技術の研修を終了した3名の研究員を含む10名の職員によって、バナナ、イチゴ、ラン、カシュー等の培養技術の研究と優良種苗の普及、販売を行った。これによりバナナ32品種、イチゴ25品種、カシュー4品種などの原種を確保し、増殖技術に良好な成績を収め、94年からはバナナ苗を中心に本格的な販売を開始する見通しとなった。また引き続き国際協力事業団に組織培養技術の受け入れ研修のほか、灌漑技術についても2名の専門家の受け入れ研修を仰ぎ、業務の充実を

図った。

また10月の諮問委員会の承認を得て、コンサルタント部門と営業部門を社長直轄とする機構改革を行なうとともに、第3段階試験的事業の開始を視野に入れて、新規業務として農業資機材を取り扱う新会社の設立と事業地の土壌分析等を行う分析センターの設立に向け準備を進めた。

94年度には第3段階試験的事業のプロジェクト契約及び貸付契約が締結され、農業開発会社は実施地区の具体的土地選定、参加農協の選考等の実施の準備を進めるとともに、引き続き新規業務の推進等に努めた。種子開発研究については研究所の施設の拡充、整備と人員の増強、訓練により増殖技術等の研究をするとともに、バナナ、イチゴ等の優良種苗の商業ベースでの本格的な販売、供給を開始した。このようにして第3段階試験的事業が漸く実施に移り、経営の多角化による充実もかなり進展した。

(2) 展示農場の運営とコンサルタント業務

農場では引き続き農場長を含む13名の農業技師、技手が、穀作、コーヒー、畜産、農業機械、ピポットセントラルの5部門の管理に当たり、生産事業を行った。従業員は1992年現在でオペレーター20名、運転手10名、種子精選工場、コーヒー精選工場等の作業員、牧童、修理工等約60名、計90名の常雇いのほか、一般作業員、臨時雇い月平均約160名、合計約250名に上った。

穀作部門では、引き続きEMBRAPA、ヴィソーザ大学、EPAMIG、EMGOPA等と協定を結び、大豆、とうもろこし、小麦、フェジョン等の種子の生産を行い、また民間会社のBATECと協定したポテトの種子も生産した。89/90年度は、セラード地帯の他地域と同様ベラニコの被害を受け、大豆の作付面積は前期並みの約1,000ヘクタールであったが、収穫量は約1,700トンと前期の7割に止まり、また、とうもろこしの作付面積は前期並みの約200ヘクタールであったが、収穫量は前期の半ばに止まった。しかし90/91年度は豊作を記録し、大豆、とうもろこしの作付面積は前期並であったが、収穫量は大豆が前期を40%上回る2,500トン、とうもろこしが前期の約2倍の1,300トンに達し、生産性もこれまでの最高を記録した。91/92～93/94年度は気象条件が概ね良好で、豊作を記録し、生産性も高い水準を維持した。

穀作以外の部門では、コーヒー部門で年々5,000俵前後の収穫があり、畜産部門では1,700頭前後の牛を飼育し、肥育牛のほか改良牝牛の生産、フィードロット等を行った。またピポットセントラル部門では、小麦、ばれいしよ、フェジョン等を栽培し、概ね良好な成績を収めた。また94年にはピポ

ットセントラルを利用したコーヒー栽培を始めた。

当時、ブラジルでは一般に大豆、とうもろこし、コーヒー等の価格が低迷し、種子についてもその影響を受けたが、価格は相対的にはなお有利で販売も好調であった。また93/94年度にはブラジル南部地方の霜害によりコーヒー価格が高騰し、コーヒー販売収入が増加し、会社の資金繰りに寄与した。農場は92年度から特別会計として運営し、営農の改善と経営合理化に努め、生産性が高くベラニコに強い品種の選択、緑肥作物の導入による土壌改良、畜産の収益性の向上等のほか、作業の効率化、生産物のコストの引き下げ等に努めた。

コンサルタント業務については、従来から展示農場と並ぶ会社の主要な収入源として拡充に努めてきたが、92年よりこれを強化し、国際協力事業団の委託による第1、第2段階地区の環境モニタリング調査、リオドーセ社との協定によるマラニオン州バルサス地域の農業の実態調査、農務省組合局との協定による協力事業参加農協の実態調査、農務省との協定による農業分野の総合的な品質、生産性の向上プログラムの関連業務、東北開発庁との協定による東北伯地方果実輸出プログラム関連業務、民間のリオ・デルフィン社との役務提供契約による開発調査等を行なった。

国際協力事業団の委託による環境モニタリング調査は、90年に農業開発会社がEMBRAPAと共同して実施した第1、第2段階地区の保留地における自然環境の変化の調査を国際協力事業団の技術協力事業として拡充したもので、事業団の経済的、技術的支援のもとに土壌浸食、水質、水量、植生、昆虫等の変化を調査し、基礎的データを整備するもので、第1、第2段階地区は1992年～96年、第3段階地区は97～2000年に行なう計画であった。

リオ・ドーセ社との協定によるマラニオン州バルサス地域の農業実態調査は、既述の北部輸出回廊計画の発足に伴い、バルサス地域の輸出回廊を構成する各郡の農業技術モニタリングを行い、基礎データを整備するほか、大豆のヨーロッパ向け輸出の追跡調査を行うものであった。

伯農務省組合局との協定による協力事業参加農協の実態調査は、コペルルカス、コペルテラ、コアセラル、コペルティンガ、コアセン等の農協の経営分析、診断を行い、組織の再編成、人材の育成等に資するものであった。

伯農務省との協定による農業分野の総合的な品質、生産性向上プログラムの関連業務は同プログラムの一環としてパラカツ台地と同質地帯の農産物の品質及び生産性の技術調査、必要な融資等の調査等を行うものであった。

東北開発庁との協定による東北伯地方果実の輸出プログラムの関連業務は、地域の青果物生産拠点とその特徴の明確化、青果市場の構造、政府と民間との調整等を行なうものであった。

リオ・デルフィン社との役務提供契約による開発調査は、同社が所有する約

27ヘクタールの農場の入植計画のための計画調査を行なうものであった。

その他農業開発会社は、フェメアス農場についてこれまで行ってきた調査結果に基づき、開発計画を作成し、またサンジュリオ農場についても柵造り、農場内道路の整備等を行なった。また、引き続き会社職員を研修会、講習会に参加させ、農業技師、参加農協組合長等を国際協力事業団の受け入れ研修に参加させ、能力向上を図った。なお、本社、展示農場のコンピューター化を進め事務の能率向上を図った。

(3) 経営の合理化と財務

先述したように、農業開発会社は第2段階事業の終了とともに、業務を終了した地方事務所を廃止し、人員の縮小を図ったが、それでも90年度において職員数は80名に上り、うち基幹的職員が半ばを占めた。91年は種苗開発研究の開始等によって若干増加した。当時会社は、本社、展示農場、バイオテクノロジー研究所のほか、5箇所地方事務所を持ち、展示農場を除く年間経費は約180万ドル、うち人件費が50%近くを占めていた。これに対し収入は、1%手数料は支払を受けたものの、その他の技術援助手数料等は事業の終了とともに急減し、何よりも経費の節減が必要で、思い切った経営の合理化が不可避であった。

92年4月の諮問委員会においては、経費の節減の合理化を速やかに進めるよう意見が出され、農業開発会社はこれに従って残存地方事務所の本格事業補完事業の推移に応じた閉鎖、参加農協との協定による農業技師の解約等を進め、人員も若干減少し、農業技師は15名となった。93年度も引き続き従業員の削減、軽飛行機の使用停止等合理化を進め、期末職員数は67名となった。

94年度も経費節減につながる組織、機構の改変、整備を進めるとともに、職員の人事異動を行なったが、第3段階試験的事業の実施に伴う地方事務所の新設、バイオテクノロジー研究所の充実等により職員は前年度より増加し、100名となった。

財務については、第2段階事業の終了や本格事業補完事業の遅れ等による手数料収入の減少により資金繰りに困難な年もあったが、1%監督手数料が支払い時期の遅れや価値修正が行なわなかったことはあったものの、両国関係者の協力によって予定通り支払われたため、展示農場その他の収入と併せて必要な収入を確保することが出来、合理化による経費の節減と相俟って、91年度を除き収支の均衡を維持し黒字を計上することが出来た。経営の多角化はかなり進展したが、これによる収入の増加はなお僅かであり、この間の経営の維持は依然1%監督手数料に依存した。

90年度から94年度までの損益の状況は次のとおりであった。90年度は

税引き後約35,000ドルの黒字を計上し、引き続き若干の配当を行なった。91年度は法律により前年度の追加価値修正が義務付けられたため、約26,000ドルの赤字となった。92年度は税引き前利益約1,000ドルと辛うじて黒字を維持した。93年度は1%監督手数料の価値修正が行なわれなかったものの、経営合理化努力もあって約****ドルの黒字を計上した。94年度は前年度の1%監督手数料の追加価値修正による増収のほか、年度後半のリアルプランの実施により通貨の減価がなくなったことや展示農場のコーヒー販売収入の増加等によって約100万ドルの利益を計上した。また、財産の状況を94年度決算によってみると、資本金は価値修正を含め資本・負債総額の約83%を占め、恒久資産の資産総額に占める割合は約61%、うち土地が約38%で引き続き資産構成の健全化を維持することが出来た。

この間日伯農業開発協力株式会社では、89年に協力事業の当初から事業の推進に尽力した水上会長が死去し、90年経団連経済協力委員長春名和雄氏が会長に就任した。また、90年には久宗社長が死去し、同年前国際協力事業団副総裁佐野宏哉氏が社長に就任した。なお93年には足利専務取締役役に代わって前国際協力事業団農林業計画調査部長永井英氏が専務取締役に就任した。

会社は株主として農業開発会社の経営に参加し、新規業務の開発に協力し、経営の合理化を指導するとともに、本格事業補完事業についての伯中銀への事業資金の貸付を行った。また国際協力事業団は、次期協力事業に関する伯側との協議のための調査団の派遣、研修員の受け入れ等を行なった。

なお、伯側投資会社BRASAGROでは、92年OCB会長ロベルト・ロドリゲスに代わって会長となったウイルソン・ティセン氏が社長を兼務することとなり、経営審議会委員の強化を図るなど伯側の協力事業推進体制を整備、強化した。

第3節 第3段階試験的事業合意議事録の署名と関連諸契約の締結、第2段階及び第1段階事業の展開

1、第3段階試験的事業合意議事録の署名と関連諸契約の締結 (仮題)

2、第2段階拡大事業の展開—その1

(1) 生産の安定と多角化

第2段階拡大事業は、1990年の初め終了し、第1段階と同様各地区は農業開発会社の支援を離れ、政府の指導のもとに専ら参加農協が管理運営した。農業開発会社は協力事業の持続的発展を確保するため、常時入植農家の生産、経営活動の全般にわたり注意を払い、情報を収集し、毎年度の生産活動終了後は参加農協に事業の実績の報告を求め、追跡調査を行い、必要に応じて指導を行なった。また日伯農業開発協力株式会社は懇談会メンバー、技術者等により調査団を編成し、91年、92年に現地調査を行い、94年には海外経済協力基金関係者を中心に評価調査を行なった。これら報告や調査結果により拡大事業の終了した89/90年度から93/94年度までの拡大事業実施地区の土地持ち農家を含む約540戸の入植農家の生産の推移は次のとおりであった。

先ずこの時期の初めの89/90年度は、近年稀な天候異変に加えて経済情勢の悪化による農業融資の削減、大豆価格の急落等により予想外の不作になり、入植農家の農業生産も協力事業始まって以来の最悪の年であった。第2段階地区では89/90年度に限り特別措置として3年目以降の農業費についても特別プログラム基金からの融資が行われたため、穀類の作付面積は前年度を上回る125,000ヘクタールであったが、生産量は前年度の57%に急減し、ヘクタール当たり生産量は大豆で約0.9トン、とうもろこしで2.5トンに過ぎなかった。

続く90/91年度は南部地方で異常気象があったほか、コロールプランに即応した新農業政策が実施されたが、農業融資は前年度を下回り、かつ実施が遅れ、金利の引き下げも一部に止まり、最低保証価格も地域別に設定されるなど農業生産の条件は厳しいものであった。このため全国の農業生産は依然停滞し、穀類の生産量は前年並みに止まり、その結果大量の穀類の輸入をせざるを得なかった。第2段階地区では幸いに天候に恵まれたが、営農資金の調達は容易でなく、農家は農業制度金融からの融資がほとんど受けられず、止む無く自己資金のほか農協、商人等民間からの借り入れに依存した。農家は収益性の高い作物を中心に作付けを行ない、とうもろこし、米、フェジョンの作付けは前年度の4倍以上に増加した反面、大豆は価格の低迷や悲観的な市場予測も加わって前年度の7割程度に縮小し、穀類の総作付面積は前年度を下回った。しかし総生産量は前年度の2.5倍の約26万トンに止まり、ヘクタール当たりで大豆

2. 1トン、とうもろこし2. 5トンで、第2段階の大豆の地区平均の生産量としては初めて2トンを超えた。第5作目のアルボラーダ、パイネイラ地区ではそれぞれ2. 4トン、2. 3トンに達し、第4作目のグワルダモール、ピラティンガ、オーロベルデ地区等で2トンを超えた。試験的事業地区ではソルゴ、綿花の栽培が始まり、永年作物の栽培面積も本格事業地区では補完事業の成果もあって約9, 000ヘクタールとなり、牛の飼育頭数も約6, 000頭となった。

91/92年度から93/94年度までは一部地域でベラニコの被害があったものの全国的に総じて好天に恵まれた。91/92年度には政府は前年度の全国の穀類生産量が89/90年度並に止まり、大量の輸入を招いたことの反省から一部農業保護の政策を復活し、農業融資の増額、地域別最低保証価格制度の一時中止、ポーペンサ保険を原資とする農業融資の金利の18%から12. 5%への引き下げ等を講じた。その結果、穀類生産量は2年の停滞を脱し88/89年度に次ぐ大型となり、大豆は依然停滞したものの、とうもろこしは史上最大の規模に達した。

第2段階地区も融資の適期実施もあって、とうもろこし、米類を中心に作付けが増大し、穀類の総作付面積は第2段階事業として最大の13万ヘクタールに達し、総生産量も27万トンに達した。ヘクタール当たり収量は、一部地区でベラニコの被害があったため、地区平均では大豆1. 9トン、とうもろこしは前期並みの3. 5トンに止まった。しかし大豆のヘクタール当たり収量は先発グループのアルボラーダ地区では2. 5トン、ピウバ地区では2. 4トンと目標を上回った。各地区とも灌漑に対する関心が高まり、補完事業の成果もあって灌漑面積は9, 000ヘクタール、ピポットセントラル180基となり、計画面積は30, 000ヘクタールに止まった。永年作物の作付面積も9, 000ヘクタールを越え、牛の飼育頭数も7, 000頭となった。

92/93年度には、政府は前年度のとうもろこしの生産増大による在庫の増大から、次年度以降これを避ける為とうもろこしの最低保証価格を引き下げ、93/94年度のイタマル政権下では農業融資を70億ドルに増額し、最低保証価格の地域差を復活するとともに融資返済の現物換算方式の拡大適用等を実施した。その結果全国の生産は92/93年度は大豆を中心に成長し、93/94年度には穀類の生産量は史上最高の7, 500万トン記録し、ブラジル農業の力強さを示した。

第2段階地区では92/93年度は作付け資金の多くを民間に求めたこともあり、大豆の作付けは増加したものの、とうもろこし、米、フェジョンの作付けは減少し、総作付面積は約124, 000ヘクタールと前年を下回り、93/94年度も114, 000ヘクタールであった。各地区は91/92年度～93/9

4年度に第6作目に達するので、穀類の作付面積はほぼ12万ヘクタール前後の水準に安定してきたと見ることが出来る。また作目も大豆、とうもろこし、陸稲のほか、フェジョン、ソルゴ、綿花、灌漑栽培の穀類、野菜類、永年作物のコーヒー、柑橘、ゴム、牛の飼育等多角化してきた。総生産量は92/93年度の約29万トンから93/94年度の約32万トンに増加し、地区平均のヘクタール当たり生産量は大豆約2.1トンから2.3トン、とうもろこし5トンから5.4トンと増加し、一部地区を除き、地区によるヘクタール当たり収量の差も縮小し、生産性が向上してきた。

(2) 入植農家の技術の改良と経営の多角化、債務問題の発生

入植農家は第2段階事業の終了後、本格事業地区では農業開発会社の調整、指導のもとに事業期間内に実施出来なかった永年作物の作付けや土壌改良、灌漑施設の整備等の補完事業を行い、試験的事業地区では永年作物の育成、土壌改良、農家施設の整備等を行い、各地区とも収益性の高い作物を中心に生産を拡大、多角化し、技術を改良して生産性の向上と収益の増大に取り組んだ。

しかし、89/90年度は予想外の不作に加えて農産物価格の低迷、コロールプランによる価格の凍結、債務の修正と最低保証価格の調整との乖離等により、全国の農家の経営の多くは極度の不調に陥り、債務の返済が困難となる事態となった。第2段階地区の農家もこのような事態に変わりはなく、生産安定期に達していない地区もあり、生産が振るわず、農産物販売収入をもって経費を賄うことが出来ず、営農資金の融資の返済に事欠くこととなった。入植農家は大豆を中心に平均して大豆約210ヘクタール、とうもろこし約7ヘクタール、陸稲約5ヘクタール等の作付けを行ったが、収穫量は大豆約210トン、ヘクタール当たり約0.9トン、とうもろこし約20トン、ヘクタール当たり約2.5トン、陸稲約4トン、ヘクタール当たり約1.4トンに過ぎず、価格の低迷等と相俟って、これら農産物の販売収入で経費を賄うことが出来ず、営農融資の債務が発生した。

入植農家の債務は、特別プログラム基金からの融資の仕組みと関連して農家によって相異した。89/90年度は投資資金の債務は6年の据置期間内にあり、償還も利払いも無かったが、営農資金の債務は第1作分3年償還(33%づつ)、第2作分2年償還(50%づつ)であったので、先発グループの86年入植農家は入植5年目に当たり営農融資の3作分の償還をすべて終わり、89年の一般農業制度金融からの営農融資の債務100%のみであったが、後発グループの87年入植農家は入植4年目に当たり、営農融資の第1作分の債務33%、第2作分の債務50%、一般農業制度金融からの債務100%、合計183%となり、終発グループの88年入植農家の債務は第1作分の債務33%、第2

作分の債務50%の合計83%であった。従って先発グループ、終発グループ入植者の債務は一般農家とほぼ同一であったが、後発グループの入植者の債務はかなり大きかった。

このような事情もあって農業開発会社は、政府に対し農業融資の返済の繰り延べ等の救済策を要請した。その結果、政府は特別プログラム融資規則を改正して、営農融資の1年目を固定資本融資に含め、灌漑の融資限度を100%としたほか、87年以降契約した営農融資の返済については、1年据え置きを含む3年の繰り延べの措置を講じた。しかしこの措置の実施が11月であったため、これにより繰り延べを行なった地区は一部に止まり、他の地区ではこの措置が出る前に融資代行機関と交渉して繰り延べを行い、あるいは代行機関がこの措置による繰り延べに消極的で90/91年度融資で債務の返済を求めたこと等のため、この恩恵に浴しなかった。繰り延べを行なわなかった農家は、90/91年度融資で債務を返済したため資金が不足し、これを農協や業者等からの借り入れによって補い、作付けしたが、その結果は金利負担の増加により経営の資金繰りが苦しくなり、再び債務が発生するという悪循環を招いた。多くの農家は89/90年度の経営不調を契機に営農融資の債務が固定化することとなった。

90/91年度は全国的に生産が停滞を続け、農産物価格も1月の凍結により伸び悩み、インフレの昂進による資材価格の高騰等により全国農家の多くの経営は停滞し、債務が固定化した。第2段階地区は全国に先駆けて生産は立ち返ったものの、入植農家の経営は全国農家と同様で、価格も市場に近い地方よりも不利で、経営は困難を極め、多くの農家は営農融資の返済が困難となり、特に返済額が大きくなる終発グループの農家等では営農融資の債務が更に固定化した。

91/92年度から93/94年度までは全国的に生産が回復、増大し、93年からは価格もやや持ち直し、農家の経営も概ね好調に推移した。しかし、過年度債務が固定化した農家には銀行が貸し渋る等のため一部農家では経営の改善が進まず、離農が増加し、債務はなお累積した。

更に日本での出稼ぎが増加し、債務はなお累積した。当時出稼ぎ者は22万人に達し、このうち農家からの出稼ぎが7～8万人で、日系の農業人口の3～4割に上った。また94年にレアルが登場したときには、全国で150億レアルに達したとも言われた、累積債務問題は政治問題化するようになり、93年には国会内に農家債務問題調査委員会が設けられ、検討が行われた結果、94年にはブラジル銀行により債務繰り延べが、中央銀行により救済融資の措置が講じられた。

第2段階地区においても高い生産性を挙げた農家は粗収益が増加し、インフ

レによる資材価格の高騰にも拘わらず、かなりの純収益を収めた。しかし他方、既往債務の固定化した農家や不作に見舞われた地区、生産安定期になお達していない地区、清算中であったBNC Cから融資を受けた地区等では経営の改善は大きな進展を見るに至らず、経営は多様化した。先発グループは92年から投資資金の融資の返済が始まったが、据置期間中に資金を蓄積し返済に備えることが、当初の予定通り進まず、年々の生産物販売収入で営農資金の融資の返済とともにこれを返済することは農家にとって大きな負担となった。

農業開発会社はこのような事態を憂慮し、92年6月、91/92年度の収穫の終了とともに「協力事業の現状、問題点と解決策私案」という文書を作成し、政府、関係機関に提出し、債務の統合、繰り延べ等を提案し救済を要請した。この文書は直接的な効果は無かったが、政府関係者の注意を喚起し、政府はミナス・ジェライス州連邦大学に農家経済の実情分析等の技術調査を委託する一方、救済策の検討を行い、93年9月、当時の債務の2004年までの繰り延べ措置を講じ、負担の軽減を図った。

このような厳しい経営状況のもとで、入植農家の一部は、農業経験や技術能力の不足からこれに対応出来ず、あるいは金融機関から融資を受けられなかったことや農協からの交代の勧告、斡旋等により、地区内農家や他地域の農家に土地を売却して転出した。土地を譲り受けた農家は南部地方で所有していた土地を売却し、より広い土地を求めて転入した農家等で、農業を続けた。日伯農業開発協力株式会社が92年及び94年に行なった調査によると、そのような入植農家の交代は当初の入植農家総数に対して92年時点で約10%、94年時点で約15%であった。この程度の移動は情勢の厳しさから見て、必ずしも多いものではなかった。反対に土地を購入して規模を拡大した農家が、当初入植農家総数に対し約10%あった。

次に、先発、後発、終発の各グループの入植農家の経営がそれぞれ生産安定期に入る91/92、92/93、93/94年度の状況を見ると次のとおりであった。まず本格事業の地区別の平均作付面積は、先発グループのエントレリベイロⅡ地区では91/92年度に大豆と陸稲それぞれ約100ヘクタール、とうもろこし10ヘクタール、同じ地区の後発グループのエントレリベイロⅢ地区では92/93年度に大豆166ヘクタールと大豆を中心とし、その他陸稲、とうもろこしであった。シャパドン地区群のうち、先発グループのパイネイラ地区では91/92年度に大豆120ヘクタール、とうもろこしと陸稲それぞれ約50ヘクタール、同じ地区群の後発グループのグワルダモール地区では92/93年度に大豆180ヘクタール、灌漑栽培を含むとうもろこし40ヘクタール、灌漑栽培のフェジョン等で、ボンフィーノポリス地区では同年度大豆160ヘクタール、とうもろこし60ヘクタール、その他陸稲、フェジョン等であった。

また、同じ地区群の終発グループでは93/94年度にピラティンガ、ブリティス地区が大豆200ヘクタール前後、その他とうもろこし、陸稲。クリスタリーナ、ブリティアルト地区が大豆100ヘクタール前後、その他とうもろこし、陸稲、フェジョン等であった。先発グループのアルボラーダ地区では91/92年度に大豆のみ300ヘクタールであった。なお、パイネイラ、グワルダモール、エントレリベイロⅡ地区では灌漑による穀類、野菜類の栽培を行なった。

永年作物の平均植付け面積は、93/94年度でパイネイラ、グワルダモール、ボンフィーノポリス、ブリティス、クリスタリーナ地区でコーヒー約25ヘクタール、エントレリベイロⅡ、グリティス、ピラティンガ、ブリティアルト地区では柑橘約10ヘクタール、アルボラーダ地区ではゴム15ヘクタール、エントレリベイロⅡ、Ⅲ地区ではウルクン若干であった。また各地区とも牛の飼育のほか、地区によっては養豚、養鶏を導入し、大豆単作傾向の中で経営複合化の動きも見られた。

次に試験的事業の地区別平均作付面積は、バイア州の後発グループのオーロベルデ地区では92/93年度に大豆216ヘクタール、とうもろこし22ヘクタール、その他陸稲。同地区のブラジルセントラル地区では同年度大豆124ヘクタール、とうもろこし22ヘクタール、その他陸稲、綿花等であった。また、マツグロッソ州の先発グループのピウバ地区では91/92年度に大豆171ヘクタール、とうもろこし10ヘクタール、陸稲32ヘクタールで、同地区の後発グループのアナテラ地区では92/93年度に大豆190ヘクタール、とうもろこし52ヘクタール、その他陸稲等であった。

また永年作物の平均植付け面積は、93/94年度で、ブラジルセントラル地区ではウルクン8ヘクタール、ピウバ、アナテラ地区ではゴム20ヘクタールであった。各地区とも牛の飼育のほか、地区によっては養豚、養鶏が行なわれ、経営複合化の動きが見られた。

入植農家は参加農協の指導や契約による農業開発会社の指導のもとに、技術の改良に努め生産性の向上を図った。92年の日伯農業開発協力株式会社の調査によると、作物の主要品種は、大豆ではCRISTALINA、DOKO、IAC-8、FT11、UFV10、SERINA、CANARANA、PARANAGOIANA、BR15等10数品種に及び、とうもろこしではBR201、AG403、303、301、C125、525、P6875等、陸稲ではGUARANI、RIO-PARANABA、IAC47、164等、フェジョンではCARIOCA80、80SH等、綿花ではIAC-17、オレンジではPERARIO、VARENO等、コーヒーではCATUA1、MUNDNOVO等で、特に大大豆の品種が豊富であった。大豆の品種改良はセラード農牧研究センター（CPAC）を中心に進められ、当時既に何れの地域

にも適合する品種が開発されており、各地区入植農家はこれらの中から適品種を選択した。その他不耕起栽培の普及、磷酸施肥法の改良、害虫のビールスや天敵による生物学的駆除、雑草の駆除、病害の生物学的コントロール等技術の進歩は著しく、入植農家はこれら進歩した技術を積極的に取り入れ、技術の改良を進めた。

このようなセラード農業開発の技術の進歩は、CPACと国際協力事業団との農業研究協力の貢献が大きい。これまでの農業研究協力については余り触れなかったが、この事業は1977年に協力事業と並行して開始された。以後1985年までフェーズⅠとして8年間、フェーズⅡとして85～92年の7年間にわたりミナス・ジェライス州、バイア州及びマットグロッソ州を中心としたセラード地帯の大豆栽培、土壌、施肥、作物保護等に関する技術の開発・改良研究が行われ、多くの成果を収め、セラード農業開発の技術を変革した。

また、参加農協のうちパイネイラ地区のコカリ農協、アルボラーダ地区のカマス農協、グワルダモール地区の南伯農協、ボンフィーノポリス地区のフェメカップ農協、オーロベルデ地区のコチア産組、ピウバ地区のルカス農協等は農業技師の増強等体制を充実するとともに、試験圃場を設置し、品種の比較試験、栽培法、施肥法等の試験を行い、農家の指導に努めた。

このような技術の改良によって、各地区の生産量は顕著に増大し、生産性が急速に増大した。平均生産量は本格事業地区では、エントレリベイロ地区はベラニコの被害が著しく、エントレリベイロⅡ、Ⅲ地区とも、それぞれ大豆の91/92、92/93年度の生産量は130～160トン、ヘクタール当たり1.3トンに過ぎず、とうもろこし、陸稲の生産も低位に止まったが、他地区は生産が増大し、高い生産性を収めた。シャパドン地区群のうち先発グループのパイネイラ地区では91/92年度の大豆の収量はベラニコの被害があつたにも拘わらず260トン、ヘクタール当たり2.2トンと目標に達し、とうもろこしの収量も165トン、ヘクタール当たり4トンであった。同地区の後発グループのグワルダモール地区は92/93年度の大豆の収量は383トン、ヘクタール当たり2.1トンと目標に近い収量を収め、とうもろこしの収量は207トン、ヘクタール当たり4.2トンであった。同じ後発グループのボンフィーノポリス地区もグワルダモール地区とほぼ同様であった。

また、シャパドン地区群の終発グループのピラティンガ及びブリティス地区の93/94年度の大豆の収量は200トン前後、ヘクタール当たり2.3～2.6トンと目標を上回り、とうもろこしの収量は50トン前後、ヘクタール当たり6トンを越えた。同グループのクリスタリーナ、ブリティアルト地区の93/94年度の大豆の収量は100トン前後、ヘクタール当たり2.1トンと目標に近い収量を収め、とうもろこしも収量は50トン前後、ヘクタール当たり4

トンであった。

ただ永年作物のうちブリティス地区等のコーヒーは、土壌条件の不適等もあって生育が不良であった。以上のようにベラニコの被害のあった一部地区を除き、各地区とも生産安定期に入るとともに生産は増加し、生産性は目標水準を概ね達成した。生産の技術的基盤は強固となり、技術は確立した。

入植農家はグワルダモール、ボンフィーノポリス、パイネイラ、コペルティンガ、ピウバ地区では農家の2/3以上が農場に住み、経営を行い、その他の地区では大部分が町に住んで農場に通った。また多くの農家は常雇い2~4名、臨時雇い年間500人日雇用した。

生産の増加、生産性の向上とともに、相当数の農家は農産物価格の低迷にも拘わらず粗収益を増大し、かなりの純収益を収め、近代的経営としてほぼ確立した。92年の農協組合長の受け入れ研修の際各地区から提出した資料によると、地区によって相違があるが、代表的農家の粗収益が12万ドル前後、経営費が9万ドル前後、純収益は3万ドル前後で、合同調査で予想した額に近いものであった。しかし、同じ資料によると、他方では同程度の粗収益を挙げながら金融費用の増加等により純収益は僅かに止まり、あるいは赤字で債務の累積を招き、経営の確立が困難な農家もあり、経営の多様化が進んだ。このように一方でかなりの純収益を収め、債務はあっても返済可能な農家と、他方経営が不調で債務の返済が困難な農家との割合がどのようなであったかは詳らかでないが、同じ組合長研修の際の組合長の意見等からして、92年度時点で前者が60%程度、後者が40%程度と推定された。これに交代農家が10%程度あり、これら農家は土地を売った自己資金を投資し、技術、経営能力に優れた農家であったので、これを前者に含めると前者は70%程度と見られた。

このような多くの農家の経営の不振は参加農協の経営に深刻な影響を与えた。参加農協は農家と市場との接点にあって農産物の販売、資材の購入等の流通の合理化、あるいは営農指導を行い、政府が低利で大型の資金を提供していた時代には、最低保証価格制度や一般農業制度金融制度にせよ、あるいは技術の普及にせよ、農協は農家への伝達を仲介する中心的な存在として、手数料等多額の収入を確保し経営を多角的に拡大した。しかし89/90年度の不作やコロールプランによる融資の抑制、高金利によって不足する資材や販売融資、作付け融資を農協が代わって供給せざるを得ず、必要な資金の調達のために無理な銀行借入れを行なったが、農家からの償還は焦げ付き、経済のリセッションも相俟って急速な資金繰りの悪化、経営難に陥った。営農団地を数多く持ち、経営を多角化していたコチア産組は、90年より赤字に転落していたが、93年には極度の資金繰りの困難に陥り、94年解散した。南伯も同年資金繰りが悪化し、支払不能の混乱を避ける為の任意解散手続きにより倒産した。この他ア

ナテラ地区のコベルカーナ農協が解散手続きに入ったのを始め、パイネイラ地区のコパゴ農協等多くの農協が経営難に陥った。このような状況の中で、地区によっては親組合より独立し、入植者により新しい農協が設立され、90年にはピラティンガ地区でコベルティンガ農協が、92年にはアナテラ地区でコベルテラ農協及びブリティアルト地区でコパセン農協が設立された。農協の経営不振は協力事業地区のみならず全国の多くの農協も同様で、パラナ州農協連合会傘下の50組合のうち14組合が経営難に陥り、そのうち数組合が解散した。農家経営の危機はそのまま農協組織の危機でもあった。

(3) 効果の拡大

1) 直接効果の持続

地域における直接効果は事業終了後も持続した。穀類の生産量は88/89年度の181,000トンから93/94年度には32万トンとなり、増産効果は1.8倍になった。また灌漑による野菜、穀類等の生産も始まり、地域住民の食生活の改善に貢献した。開発事業の終了によって雇用は減少したが、入植農家や参加農協の年々の雇用は7,000人程度と見られ、所得は増加し、関係郡の税収も増加した。

2) 間接効果の拡大

開発事業に誘発されて事業地周辺に自力で入植した農家や地元で農業を始めた農家は、先発グループのエントレリベイロ、パイネイラ、アルボラーダ、ピウバ地区では既に事業期間中に増加したが、事業終了直後の90年、91年にはコロールプランによる流通資金の極度の逼迫や不作によって一時低調であった。しかし92年以降農業生産の回復等とともに後発グループ、終発グループの地区でも自力で入植する農家等が増加を始めた。92年の調査によると、自力入植農家はグワルダモール、ボンフィーノポリス地区でそれぞれ8戸、13戸。ピラティンガ、ブリテス地区でそれぞれ35戸、11戸で、入植農家の半ば近く、その面積で30%程度に達し、その後も増加した。

入植農家とこれら自力入植農家の生産活動によって、地域の農業生産は増加し、また資機材の需要も増加した。これによって関係郡の税収は増加し、資機材業者も活発な活動を維持した。また各地区の中心地（都市）では、一般的な不況の中で各種サービス産業、特に農牧用品店や機械器具店は引き続き活況を維持し、学校、病院等の公共施設の整備も進んだ。パラカツ市やウナイ市には高層のホテルが建設され、ピウバ地区の中心地ルカス・リオ・ベルデにはホテルが開業した。

92年6月には国連環境開発会議が初めてリオデジャネイロで開催され、

世界の90数カ国の首脳が一堂に会して地球はわれらの家という理念を確認しあった。それに先立ってマナウスではアマゾン川流域の開発と保護との調和を協議する準備会議が関係国の間で開催された。アマゾンの熱帯雨林は全世界の熱帯雨林900万平方キロの半ばを占める。環境保護に関する国際世論も急速に高まり、特にアマゾンの自然保護に大きな関心をもたられるようになった。協力事業のアマゾンの自然を守る役割は益々重要となった。第2段階各地区では局地的な土壌浸食等は見られたものの、大きな問題はなく、農業開発会社は環境モニタリング調査を実施し、開発と環境保護の調和を図る基礎的資料を整備し将来に備えた。

3) 地域を超えた効果の波及

開発事業の技術は、その確立とともに各種のチャンネルを通じ、事業実施地域を超えて広くセラード地域に伝播、波及したと考えられる。これを数的に明らかにすることは出来ないが、これまでと同様、この時期におけるセラード地域の農業生産、特に大豆の生産がどのようなファクターによって拡大したか見ることによって、いささかでもその影響を推測することにしたい。

91年から95年の時期は、農業生産の90～91年の急落から国内向け農産物や一部輸出農産物を中心に回復した時期であった。穀類の生産は、90年の約5,600万トンから95年の約7,900万トンと約1.4倍に増加した。その中で大豆の生産は、同じ時期に約1,900万トンから約2,560万トンと約1.3倍であったが、セラード地帯の大豆の生産は約745万トンから約1,250万トンと1.7倍に増大した。従って大豆の全国生産に占めるセラード地帯の比重は、同じ時期に約38%から49%に増大した。

このように、この時期の全国の大豆生産の回復は主にセラード地帯の大豆の生産拡大によって先導されたが、これを内容的に見ると、生産量の増加率は平均約11%であるが、面積の増加率が2.1%、ヘクタール当たり収量の増加率は実に7.3%であった。既に述べたとおり、開発事業の技術は面積の拡大とともに収量の増加をもたらすものであった。もちろんヘクタール当たり収量の増加はCPACやこれに協力した日本の研究協力の成果等に負うところが多いが、これを取り入れ改良した開発事業の技術の伝播、波及の影響も窺い知ることが出来る。

何れにせよセラードにおける大豆生産の拡大は、大豆の搾油産業を始め配合飼料、食品工業等の関連産業に強いインパクトを与え、前方関連効果として、それら産業の活動を維持、活性化した。

セラードの大豆の生産拡大は、90～91年の大豆の減産の時期には操

業度の維持に、92年以降の生産の増大時期には活動の活性化をもたらした。また工場の産地への移動、進出も、バイア州ではミモーゾにCEVAL、バヘイラスにブンゲが、マツトグロッソ州ではロンドノポリスにCEVAL、クイアバにPERDIGAO等が、ゴヤス州ではカタロンにCOMOUE等が工場を建設または計画を始めた。

また、セラードの大豆の生産拡大は多国籍穀物メジャーの活動領域の拡大をもたらした。ブラジルにおける穀物メジャーの進出は、60年代の終わり頃落花生、綿実、ヒマワリの実の搾油に始まり、70年代に入り大豆の生産拡大とともに主要企業が輸出、加工、肥料、生産資材等の分野にこぞって進出していたが、この時期には農家への青田貸しによって生産金融の分野まで領域を拡大した。大豆、大豆粕の輸出分野では89年にCEVAL、INTER-CONTINENTAL、CARGIL等が輸出総額の25~20%を占めていたが、この時期には更に増大した。加工分野では、大豆搾油に占めるCEVAL、CARGIL等の比重が特に大きかった。

さらに、セラードの大豆の生産拡大は産地の北進により河川と鉄道を利用した新しい輸出回廊の開発をもたらした。一般にブラジルコストと呼ばれる輸送コストの割高は60数%を占める道路輸送にあることから、これを水路と鉄道輸送によって削減し、国際競争力の強化を目的とするものであった。先述したとおり、91年には政府とリオ・ドーセ社等により北部輸出回廊の開発が始まり、93年頃にはマツトグロッソ州でマギーグループが関係機関の支援を受けて北西部回廊の開発に着手した。北部輸出回廊は北部セラード地域の穀類を中心とした農業開発を促進し、国内供給の増加とともに余剰品をカラジャス鉄道、南北鉄道を通じてサンルイス市マデイラ港とイタキ港に搬出するものであった。また、北西部輸送回路は、マツトグロッソ州サベザル地区で大型の農業開発を行っていたマギー社と船会社のHERNAVE MARITINA社の共同計画になるもので、同地区からロンドニア州ポルト・ペリョ港まで陸路輸送、ここからアマゾン川本流のイタコアチマラ港まで河川輸送によって搬出するものであった。

(4) 展開の背景と持ち越された課題

以上のように、第2段階拡大事業地区は事業終了後94年までに生産がほぼ安定、多角化し、予想を上回る効果をもたらした。しかし、入植農家の経営においては、農家によって異なったが、一般に生産の安定と釣り合いの取れた収益がもたらされず、営農融資の返済が困難となり債務を累積した。これらの背景には次のような事情があった。

先ず、第1に生産の安定、多角化は事業の管理主体となった参加農協の指導、支援が積極的、適切であったことと、入植農家が厳しい環境のもとで収益の確保のため、積極的に技術の改良を図り、必要資金の調達を多角化し、生産性の向上に努めたことによってもたらされた。各地区の参加農協の多くは、試験圃場を設け、州の研究普及機関と連携して各種の試験を行い、成果を入植農家に提供し、技術の改良を指導した。また多くの農協は農業融資の不足分を組合が肩代わりし、金融機関で資金を調達して入植農家に融資補助を行った。さらに農業資材の補給面で入植農家を補助し、次の収穫と引き換えに資材を配給した。参加農協は職員を増強して体制の整備を図るとともに、各種の流通合理化施設を整備し、サービスの向上を図った。これによって入植農家は生産に必要な資金や資材が確保出来、また規模の経済が補完され、生産安定化の重要な要因となった。

しかし、参加農協はこのような農家に対する支援によって自らの財務体質が弱体化し、多くの農協が経営不振に陥らざるを得なかった。遂には幾つかの農協が倒産し、開発事業の展開に重大な問題を投げかけた。

入植農家は参加農協の指導、支援のもとで、収益の増加のため積極的に進歩した技術を取り入れ、生産性の向上に努めた。また、農業制度金融の不足を自己資金や参加農協をはじめ、資材業者や国際穀物メジャー等の青田貸しによって補い、必要資金の調達を多様化し、作付けの維持、増大に努めた。

もちろん、この過程で入植農家の一部は特別な事情により技術の改良に追いつけず、資金の調達が困難であったこと等により脱落した。しかし南部地方等で所有した小規模の土地を売ってより広い開発事業実施地区に入植を希望する農家が多く、脱落農家に代わって入植し、譲り受けたロッテで農業を続けた。これら交代農家は優れた農家が多く、生産の安定に寄与した。

第2に効果の拡大の背景には、技術の改良の進展、チャンネルの増加、受け手の増加があった。この時期の技術進歩は著しく、入植農家は積極的にこれを取り入れ改良した。その結果、技術の伝播、波及の力は一段と高まった。また第2段階地区は5州にわたる多くの地区よりなり、それぞれの地区は普及拠点となり、各地区入植農家の近代的経営がその送り手となった。情報化の進展に伴って、情報の伝達手段は多様化し、チャンネルが増加した。オペレーターも夥しい数に上った。さらにインフレの昂進に伴って一般企業や農家の中には金融資産を保有することへの不安からセラード地帯での土地投資に向かう者が増加した。セラード地帯では当時なお開発可能な土地が豊富に存在し、地価も依然安かった。南部地方で所有するある程度の土地を売却すればセラード地帯でより広い土地を購入し、資本装備を整えることが出来た。これは、言うまでもなく技術伝播の受け手の増加を意味した。

第3に、入植農家の経営が、生産の安定にも拘わらず釣り合いの取れた収益がもたらされず、多くの農家で累積債務を生じた背景には、入植農家の中に技術、経験等が十分でなかった者が含まれていたこと等、内部的要因も皆無ではなかったが、それらと比較にならぬ厳しいインフレの昂進やめまぐるしい経済パッケージの変更等、外部条件の変化があった。累積債務を生じた基本的要因はこれら外部条件の変化にあった。

89/90年度の農業生産は予想外の不作であった。これに加えて農業融資は1979年の268億ドルから86年には一時回復したが、その後急減し、インフレの昂進と共に90、91年は僅かに60数億ドルとなり、92、93年も80億ドルに過ぎず、10年間に実質的に4分の1乃至3分の1に激減した。金利も夏プランにより引き上げられ、コロールプランによって若干引き下げられたが、一部に止まり、融資総額の半ばを占めるポーパンサ預金を原資とするものは自由金利で年18～20%にも上り、平均利息は年16.8%となり、生産コストに占める金利の割合は40～60%にもなった。また、農産物の実質的な最低保証価格は84/85年度に一時引き上げられ、80年の水準を上回ったが、87年以降急速に低下し90年には実質的に80年の水準のほぼ50%に低下した。特に大豆等輸出農産物の低下が著しく、とうもろこし、フェジョン等の国内向け農産物は比較的高い水準を維持した。87年以降は販売融資の削減もあって最低保証価格制度が十分に機能せず、農家の実質的な庭先価格は最低保証価格以下に低落した。ミナス・ジェライス、ゴヤス、マツトグロッソ州の大豆の庭先価格は、90年には86年の45%程度に低下した。従って交易条件は急速に悪化し、コロール政権の発足した90年3月から92年2月までの2年間のインフレ率と農産物価格上昇率との乖離は30%にも上った。

また、農業融資の債務の価値修正は厳しく行なわれる一方、農産物価格の調整は緩やかであった。コロール政権発足直後の90年4月には3月度融資残高の価値修正率をIPCとし、最低保証価格の調整率をBTNによることとしたため、前者の84.32%に対し後者の41.28%と両者間には約48%の格差があった。最低保証価格の調整率は農家の反発により、その後若干緩められたが、農業融資の価値修正率との乖離はその後も続き、農家は既往の営農融資の債務の返済が困難となった。

なお債務の固定した農家には銀行が新たな貸付を渋り、毎年新年度の融資と既往債務の返済をパッケージで交渉するので、新年度の融資が不足し、これを農協や業者金融、穀物メジャー金融によって補わざるを得ず、これら金融は生産の安定をもたらした反面、経営面では、金融費用の増大を招き、経営不振の要因となった。また、銀行の提示する債務額と農家の計算した債務額の間には不当な罰金等によって開きを生じた。

しかし、このような困難な状況の中で粗収益の増大に努め、経費を節約して経営の確立を図り、債務の返済の可能な農家も少なからず存在したが、これら農家は外部条件に刺激され、積極的に進んだ技術を取り入れ、可能な限り自己資金や制度金融からの借り入れ資金を使用して生産性を高め、流通や金融、財務管理を充実し、経営の充実に努めた農家であった。92年の日伯農業開発協力株式会社の調査の際、ある農家からの「われわれは農産物価格や融資政策について論じても仕方が無い。与えられた条件のもとで自ら研究し、自ら実践して生産性を高め、収益を確保するのみである。」との力強い声が印象的であった。この時期に近代的経営としての経営をほぼ確立した農家は、このような農家であった。

参加農協は入植農家の自主的組織として、入植農家と市場との接点において営農指導や不足資金を肩代わりして資材の前渡を行なうとともに、流通の合理化事業を行い、必要な施設を整備して、入植農家の市場対応力を高め、規模の経済を補完する重要な役割を果たした。この役割は、将来入植農家の企業的性格の強まりにより幾分かの変化が予想されたとは言え、本質的に変わりはなく、参加農協の経営は早急に再建される必要があった。参加農協の経営不振は基本的には入植農家の経営不振に根ざすとは言え、農協自体においても、多くの農協で、これまで政府の手厚い保護のもとで経営の近代化を怠り、新しい条件に適応した経営体制の抜本的改革を行なわなかった点も反省される必要があった。当時一部の農協ではいち早く経営を変革し、好調を持続したものもあったことが、このことを物語った。

参加農協の経営再建に当たっては、とりわけ多国籍穀物メジャーとの、主体性を確保した協調、分担関係を打ち立てることが必要であった。一般に多国籍企業は海外において直接投資を行い、それに伴って設立される数ヶ国にまたがる子会社又は支店を親会社が統括し、経営管理、財務、技術などの経営資源をプールし、総合的、世界的戦略に基づいて会社を運営し、海外に利益や物資の供給源を永続的に保持することを追求する。しかし反面、多国籍企業の進出は経営、資本、技術がパッケージとして受入国に移転するので、その国の経済開発に大きく貢献する。従って重要な点は受入国が食糧経済の主体性を確保し、多国籍企業を利用して経済開発を進めることであった。それには政府による外貨規制とともに参加農協が主体性を確保しつつ、これとの調和ある協力分担関係を打ち立てることが重要であった。

累積債務の問題は、基本的には外部条件、とりわけインフレの昂進やめまぐるしい政策の変更によるものであった。従って、その解決には一義的には政府による何らかの救済措置が講ぜられる必要があった。同時に融資代行機関においても貸し渋りや債務額の算定等に関し一部責任があり、その是正も必要であ

った。入植農家においても油断が無かったとは言い切れなかったが、長く恩典付き農業融資に恵まれ、それを当然のことと錯覚し、農業融資がカットされ始めても対応策に適切を欠き、高利の業者金融等で代替する安易な方法を取り、自助努力を怠ったことは無かったか反省の必要もあった。政府や代行機関の措置に対応して積極的に解決に協力するとともに、経営再建のため自助努力に励む必要のあることは言うまでも無かった。

また、農業開発会社は第2段階事業の展開の過程において、特に入植農家の経営不振の事態を重視し、数度にわたって調査を行い、必要な提案を行なったが、今後は更にこれを強化する必要があった。農業開発会社の支援を離れた入植農家に指導の責任は無いとは言え、入植農家の経営不振は協力事業全体の評価に影響し、日伯協力の意義を傷つけるものとして放置できないものであり、入植農家の経営のフォローアップを充実する必要があった。

更に農業開発会社については、第3段階試験的事業の発足とともに、その効果的实施に当たるとともに、収益源の多角化の進展に対応した、経営の長期的戦略の確立、経営の合理化に留意した効率化が必要であった。持ち越された課題は少なくなかった。

3、第1段階試験的事業の展開 ーその3

(1) 生産の安定、多角化の維持

第1段階試験的事業は93/94年度で14年目の収穫を終わった。パラカツ、コロマンデル及びイライ地区の入植農家、二つの栽植企業、農業開発会社の展示農場を合わせた89/90年度から93/94年度までの生産の状況は次のとおりであった。

この時期はインフレの昂進、めまぐるしい経済パッケージの変更、農業融資の削減、価格の低迷等厳しい経済環境の中で、農業生産者は栽植企業等一部の生産者を除き、経営基盤が充実、安定していたため借り入れ依存度が低く、価格が有利で収益性の高い作目を中心に生産を拡大し、収益の増大に努めた。その結果穀類の作付面積は90/91、91/92両年度特に91/92年度が大豆価格の低迷、悲観的な市場予測から作付面積の減少をもたらし、減少したが、その他の年度は概ね24,000ヘクタール前後で、80年代後半の水準を維持し安定した。作目別には概ね大豆ととうもろこしが、それぞれ45%、残りが陸稲、フェジョン等で、価格条件の変化に応じて91/92年度までは大豆がやや減少し、とうもろこしが増加したが、92/93年度からは逆に大豆が増加し、とうもろこしがやや減少する傾向が見られた。

また、入植農家では灌漑施設の導入意欲が強いパラカツ、イライ地区ではピポットセントラル、在来式撒水機等が増加し、灌漑の面積は4,000ヘクタ

ールを上回った。これにより小麦、とうもろこし、フェジョン等の穀類やグリーンピース、ポテト、トマト、水瓜等の野菜類の栽培が増加した。

パラカツ地区ではカノン式撒水機でコーヒー栽培面積の80%に灌漑を実施した。しかし他方、コーヒー価格の低落等からコーヒー園が減少し、またアルコール生産の不振から砂糖きび畑の減少等によって延べ作付面積は80年代後半より若干減少した。

牛の飼育頭数も増加し、養豚も行なわれるようになった。農業生産の多角化の傾向は引き続き維持した。

穀類の作柄は89/90年度には第2段階地区と同様、異常気象に見舞われ、予想外の不作となり、総収穫量は約6万トンで前年度の約7割に止まり、ヘクタール当たり収量も大豆で約1.7トン、とうもろこしで約3.5トンに過ぎなかった。90/91年度は好天に恵まれ、技術改良の効果もあって総生産量は約8万5千トンで、ヘクタール当たり収量も大豆で約2.5トン、とうもろこしで約5トンとこれまでの最高を記録した。91/92年度は作付面積の減少に加え、多雨によるとうもろこしの減収等によって総生産量は減少したが、92/93、93/94年度は総じて好天に恵まれ、総生産量は75,000~85,000トンに増加し、ヘクタール当たり収量も大豆で約2.2トン、とうもろこしで約5トンであった。このように穀類の生産は年によって変動はあったが、この時期の総生産量は概ね8万トン前後、ヘクタール当たり収量で平均大豆2.2トン、とうもろこし5トンの水準に達した。そのほか、コーヒーもヘクタール当たり2トン近くに達し、灌漑による野菜類などの生産もかなりの量に上り、肥育牛や牛乳の生産も増加した。

(2) 入植農家の経営の安定と栽植企業の経営の停滞

入植農家は収益性の高い作物を中心に生産活動を拡充し、経営の維持、安定に努めたが、この時期の経営環境は厳しく、第2段階入植農家と同様大きな影響を受けた。特に89/90年度の予想外の不作やコロール政権による農業融資の削減、農産物価格の低迷等の影響は深刻で経営は不調を免れず、農産物の販売収入による営農融資の返済にも事欠く状況であった。しかし農家は入植後10数年を経過し、経営基盤が充実、安定していただいただけに動揺はなく、多くの農家は自己資金を始め農協、制度金融により資金を調達し、この事態を乗り切るとともに90/91年度の作付けを行い、積極的に生産活動に取り組んだ。

幸いにして90/91年度は好天に恵まれ、穀作は豊作を記録し、経営の改善が進み、91/92年度は大豆の作付けの減少等により減収したが、92/93、93/94年度は概ね好天で価格もやや持ち直したため、経営は好調に推移した。農家は特別プログラム基金からの投資資金の融資の返済は既に完了しており、

投資資金の債務問題は無かった。年々の営農資金は可能な限り自己資金で賄い、不足分を農協や制度金融により調達した。コチア産組やコパミル農協は農産物の先物販売契約のもとに不足資金を肩代わりして資材や資金の供給等を行なった。制度金融の銀行は農家に未決済が無い限り融資に応じた。農家は前受け資材や借り入れ資金を農産物販売収入でほとんど返済し、営農資金の累積債務問題もほとんど発生しなかった。

しかし他方、生産性の向上が遅れ、経営管理が十分でなく、あるいは制度金融を受けて新にピポットセントラルに投資した農家等、一部の農家では経営が苦しく、第2段階入植農家と同様債務問題を生じた。このような事情で銀行から融資を受けられなくなった農家や個人的事情等特別の事情の農家は土地を売却して転出した。92年現在でイライ地区では依然転出者は無かったが、パラカツ地区及びコロマンデール地区では新にそれぞれ5戸及び4戸が転出した。これらの農家のロッテはそのほとんどが譲り受け者によって農業が続けられたが、畜産に転向した者や一時生産活動を停止した者が若干あったので、92年現在の戸数はパラカツ地区で441戸、コロマンデール地区で151戸となった。また他方では、かなりの農家が土地を買い増し、規模を拡大した。

これら入植農家及び交代農家の93/94年度の経営の状況は次のとおりであった。穀類の平均作付面積はパラカツ地区では大豆115ヘクタール、とうもろこし90ヘクタール、その他フェジョン、陸稲等、コロマンデール地区では大豆、とうもろこしそれぞれ40ヘクタール、イライ地区では大豆185ヘクタール、とうもろこし130ヘクタールで、パラカツ及びコロマンデール地区では作付け規模が減少した。

これら農家は作物栽培の経験を積み、知識を蓄積して技術の改良に努めた。特にイライ地区では大豆の品種が入植当時IAC-2のほか数種であったものが、当時は10数種類に増加し、バクテリアに強い根瘤菌が開発され種子の接種が進歩し、不耕起栽培面積が全体の69%に達し、バイオロジカルな殺虫剤が開発され防除が合理化されるなど技術の改良は著しいものがあった。

このため収量が増加し、パラカツ地区では大豆約230トン、ヘクタール当たり約2トン、とうもろこし約420トン、ヘクタール当たり約4.6トン、コロマンデール地区では大豆75トン、ヘクタール当たり約2トン、とうもろこし140トン、ヘクタール当たり約4トンであったが、イライ地区では大豆約400トン、ヘクタール当たり約2.6トン、とうもろこし約800トン、ヘクタール当たり約6トンに達した。

入植農家は数家族の常雇いと年間500～600人日の臨時雇いを雇用して経営を行った。パラカツ地区では10戸程度が農場に住み、大部分はパラカツ市に住んで農場に通勤し、中には管理人に経営を任せるものもあった。これに

対しイライ地区では大部分が農場に住み、一部は町に住んで農場に通った。

93/94年度は大豆、とうもろこしの価格が漸く持ち直し、インフレの昂進に伴う経費の増加にも拘わらず、かなりの粗収益を収め、特にイライ地区の農家は生産性の向上とともに粗収益が増大し、かなりの純収益を収めた。一般に交易条件の悪化等により農家経営の収益力は低下したが、それでも経営はかなりの収益を挙げ、安定を維持した。

反面参加農協は市場と農家との間にあって、政策環境のめまぐるしい変化、深刻化、農家の不足資金の肩代わり等によって資金繰りが悪化し、94年には先述のとおり、コチア産組が倒産した。またコパシル農協は89年に親組合のコスエル農協から分離独立し、体制の整備を図り、92年には本格事業補完事業により倉庫、サイロを増設したが、資金繰りが苦しくなり、経営は楽ではなくなった。

以上のように入植農家の経営が安定を維持したのに対し、栽植企業の経営は停滞した。C・F・O・G・Oは90年に農耕部門を取り止め、ピポットセントラル始め機械、器具を売却し、畜産部門に専門化した（牛の頭数約3,200頭）。もともこの農協は牧畜牧場であったのを協力事業の栽植企業として改造し、一時はかなりの成果を収めたが、土地条件や当時の政策環境のもとでは農耕の維持は困難であった。

またCDACは、89年度には穀作を大幅に拡大し、大豆約800ヘクタール、とうもろこし8,000ヘクタールの作付けを行なったが、その他地区と同様異常気象と価格の低迷により経営は不調であった。90/91年度は大豆の作付けを更に増加し、91/92年度もほぼこれを維持し、経営収支は改善されたが均衡するには至らなかった。92年には南米銀行主導のもとに社長、技術担当取締役が交代し、経営審議会会長も交代し運営体制の整備を図った。92/93、93/94年度は大豆、とうもろこしのほかに陸稲、綿花、パイナップル、ニンニク等も栽培し、総じて良好な成績を収め、経営陣の交代の効果も出始めた。また従来と同様肉牛、養豚も充実した。しかし長い間の停滞から脱出し、経営の抜本的改善を図るためにはなお格段の努力が必要であった。

（3）効果の拡大

第1段階試験的事業の効果は、この時期も引き続き拡大した。入植農家の年々の営農による食糧増産、雇用、所得、税金等の直接効果は維持、増大した。地域における自力入植農家等による生産の拡大、雇用の増大、税金等の間接効果は、第2段階事業の効果と相乗的に増加した。第1段階と第2段階地区の両者が所在するパラカツ郡では自力入植農家がなお増加し、コチア産組の組合員は92年時点で102戸となった。また同郡の1980年から95年までの15

年間に、大豆は26倍、陸稲は10倍、とうもろこしは4倍に増加した。また、パラカツ郡の人口は同じ時期に約4倍に増加し、コチア産組とコペルバップ農協の収めた流通税は郡の流通税総額の60%を占めた。第1段階と第2段階地区の穀類の93/94年度の生産量は約40万トンであったが、自力入植農家や、技術の伝播による生産の増加等を考慮すれば、地域において100万トン近い穀類の生産を誘発したと思われた。

開発地区の技術は更に地域を超えて伝播し、この時期のセラード地帯の生産の増加に寄与したと考えられ、大きな前方関連効果や輸出回廊計画の開発につながったと考えられた。

終 章

この終章は、全体の締めくくりの参考とするため、足利の担当した序章から第5章まで（時期的には70年の初めから93年ごろまで）の内容を総括したものである。従って、開発事業やその成果等の数値は第1、第2段階に関するもののみであり、第3段階に関するものを含まない。但し、ブラジル経済や農業の推移、第1、第2段階の事業地の生産と経営、波及効果についてはこの期間を超えて推測したものがある。また、農業開発会社や日伯農業開発協力株式会社についても93年ごろまでの状況をまとめてみたものであり、最後の項も思いつきを並べてみたに過ぎない。参考とされたい。

1、 開発事業の実施とその成果並びに効果

(1) 開発事業の成果

本書の最初に述べたとおり、開発事業は日伯セラード農業開発計画のプロジェクトとして3段階にわたって実施された。第1段階は5万ヘクタールの試験的事業として、70年代後半に準備し、同年代末から80年代初めにかけてミナス・ジェライス州のセラード地域で実施された。第2段階は10万ヘクタールの本格事業と5万ヘクタールの新たな試験的事業として、80年代後半に準備し、85年から90年にかけてミナス・ジェライス、ゴヤス、南マットグロッソ、マットグロッソ及びバイア州の5州にわたって実施された。また、第3段階は8万ヘクタールの新たな試験的事業として、90年代の前半に準備し、95年から2001年にかけて実施された。

これらの開発事業を準備、実施した時期はブラジル経済が70年代の成長から80年代の停滞、そして90年代の回復と大きく変化した時期であった。ブラジル経済は、70年代においては前半に政府主導の輸入代替工業化政策と輸出の拡大政策により“ブラジル経済の奇跡”と呼ばれた高度成長を達成し、石油ショック後の後半においても先進国が縮小均衡による経済調整を図る中で、依然第2次国家開発計画を策定し、エネルギーの国産化、資本財の輸入代替工業化による成長政策をとった。経済は成長を続け、この間の平均成長率は5.9%にのぼった。

80年代は70年代の成長政策や第2次石油ショックによる対外収支の悪化に伴う累積債務の返済が行なえず、外資導入も急激に減少し、同年代初めには、いわゆる累積債務危機に陥り、対外収支の改善のため厳しい総需要抑制策をとり、対外収支の最も危機的段階を通り抜けた85年以降は昂進するインフレ抑制のため度重なるヘラロドックスな安定化政策をとったが、失敗し、89年の

安定化政策以降は高金利政策をとり、財政赤字を賄い、超インフレを抑制するため高利回りの短期国債に全面的に依存した。経済は停滞、混乱し、平均成長率は1.2%に低下した。

90年代は、一転して市場メカニズムをベースに経済発展を目指す方針に転換し、この方針は90年代を通じて貫かれ、90年代前半に昂進するインフレに対し、流動性の圧縮や価格の凍結とともに徹底した自由化により海外からの輸入品の増加を図り、消費者の選択肢を増やすとともに、非効率な国内産業の再編を迫り、その後新通貨をドルにペックすることによりインフレを終息させるとともに、内外資の差別を撤廃し、投資資金の流入を促すための高金利政策を継続し、民営化や行財政改革を断行した。経済は活性化し、再生に成功し、この間の平均成長率は3.3%に回復した。

農業はこのような経済環境、政策環境によって強く影響を受けた。70年代においては、経済の高度成長による国内資金事情の好転を背景とする農業融資の拡大により、農業は南部地方を中心に急速に近代化した。平均成長率は3.4%、1980年の穀類の生産量は5千万トン、大豆の生産量は千5百万トンに上った。

80年代は、深刻な景気後退や制度的不安定性のほか、同年代初めからの引き締め政策による農業融資の削減、金利の引き上げ、84年以降の金利のインフレに対する全面的なスライド化、頻繁な金利の改定、保証価格の86年までの農業融資にとって代わった一般的引き上げと対照的な87年以降の急激な引き下げ、89年の安定化政策以降の金利の引き上げ等の影響を受け、農業成長率は2.4%へと鈍化した。しかし、この中であって農業は80年代前半の実質的な通貨切り下げによる輸出農産物の生産増加、後半の幾つかのブラジル産品の国際市況の回復、国内向食糧農産物に対する政府支持による生産増加によって大きく拡大し、89年の穀物生産量は7千2百万トン、大豆の生産量は2千4百万トンに上った。

このような農業の全体としての成長は1990～91年には近年稀な悪天候による農業生産の減退（90年の穀類の生産量は前年の22%減、91年にも回復しなかった。）、89年後半の経済の悪化、インフレの昂進、90年3月のコロールプランによる急激な流動性の圧縮、価格の凍結、農業債務の価値修正と保証価格の調整との乖離等によって突然停止した。この危機を契機として零細、小農を中心とした農家の離農が増加し、中、大規模農家には債務が累積することとなった。1995年センサスによると農家数は85年から10年間に百万戸近く減少し、リアルが登場した94年の農業債務の総額は150リアル（?）に達した。しかし他方、農業は広大な国土と豊かな資源をベースとして、開発政策の慢性的な面積拡大から生産性向上への転換、技術の進歩、過保護の

政策の排除による農家の市場経済の中での自立能力の増大、自己資金や市場資金の利用、生産資材の関税引き下げによる資材価格の相対的低下、等によって再浮上した。92年には国連環境会議がリオデジャネイロで開催された。環境破壊に対する国際世論は急速に高まり、特にアマゾンの自然保護に対する関心が高まった。農業は自立的、持続的成長を続け、2001年までの11年間の農業の平均成長率は3%台に回復し、同年の穀類の生産量は約9千8百万トン、大豆の生産量は約3千8百万トンにのびた。

開発事業もこのような経済環境、政策環境の影響を免れず、また段階を追って事業地は北上し、自然条件も厳しくなった。第1段階は、成長期の末期で経済情勢は悪化の兆しを見せたものの、概ね安定した環境に置かれ、融資条件も固定金利とされ、優遇された。第2段階は経済が停滞、混乱する中で、安定化政策による農業融資の削減、金利のインフレに対するスライド化、87年以降の保証価格の引き下げ等をはじめ、86年には政府による伯側見合い資金の一部の融資代行機関による負担措置、89年には財政支出の削減のためブラジル中央銀行所管の特別プログラム基金の大蔵省への移管措置等が行なわれ、深刻な影響を受けた。第3段階は財政構造の改革による農業融資の削減、高金利政策の継続等の影響を受けた。また、第1段階の事業地は市場に近いセラードの南端であったが、第2段階は中央高原からセラードの北限にまたがる広い地域にわたり、第3段階はセラードの北限地域となり、厳しくなった自然条件の克服に多くの努力が必要であった。

しかし開発事業は、第1段階においては概ね順調に進展し、第2段階以降も困難はあったが着実に進展し、各段階とも1年程度延長した期間内にプロジェクトの建設を終わり、相当面積の作付けを行い、事業を完遂した。この事業の進展の速さは農業開発事業としては驚くべきもので十分に評価されるものであった。投入した総事業資金（自己資金、インフラ整備費を含む）は第1段階、第2段階合わせて（以下類似の個所同じ）577億円、うち融資が約486億円であった。この額は当時の国際的標準から見て過大なものではなかった。日本側は融資の半額を負担した。

（2）開発事業の成果と効果

開発事業は大土地所有者あるいは未利用土地所有者から土地を解放し、利用の高度化を図った。その面積は24万5千ヘクタールにのぼり、実施前の枠組みを上回り、うち17万5千ヘクタール、全体の約71%を耕地として造成した。

これら土地に入植した入植農家は約440戸（土地持ち農家を含む）にのぼり、実施前枠組みを大幅に上回り、また第1段階では、2単位の栽植企業が開

業し、農業開発会社は直営の試験場及び展示農場を開設した。

大型機械体系を中核とした機械化技術の導入によって、農業生産者が装備した機械はトラクター1,270台、コンバイン520台、アタッチメント約9,900セット、ピポットセントラル210基にのぼり、土壌改良剤及び肥料の使用量は約100万トンに達した。

農業生産者はプロジェクトの建設と並行して作付けを始め、期間内の最終年度の作付面積は大豆を中心に約15ヘクタール(?)にのぼった。作柄は一部でベラニコの被害があったが、目標収量にほぼ達し、良好な成績を収めた。

入植農家の経営主は、南部先進地農協の組合員農家の二、三男が多く、2～3人のオペレーター等の労働力を雇用し、概ね350～400ヘクタールの土地を所有し、大豆を中心に大型機械化栽培を行なう企業家族的経営として定着し、第1,第2段階の試験的事業においては、技術の確立と中規模近代的経営としての成立の可能性を実証した。また第2段階の本格事業の先発、後発グループでは、概ね技術を確立し、中規模近代的経営としての成立を実証した。更に第1段階の栽植企業においては、資本制農企業として1万ヘクタール及び5,000ヘクタールの土地を所有し、大豆を中心とした大型機械化栽培を行なう大規模近代的経営として出発したが、発足早々ベラニコの被害を受けたこと等から、計画を一部変更し、経営の成立、安定を目指した。

開発事業はまた直接、間接の大きな効果をもたらした。直接効果としては、事業実施期間中の生産活動による食糧増産効果をはじめ、開発事業や農業生産者の営農活動に伴う雇用、所得効果、関係郡の税収効果であった。このうち雇用効果は第1,第2段階を合わせ2万人に上ると推定された。また間接効果としては、先発グループのパイネイラ、アルボラーダ、エントレリベイロ、ルカス地区等では、事業実施期間中に開発事業に触発された自力入植農家の入植が増加し、また地元の牧畜農家等で新たに耕作を始める農家が増加した。これら自力入植農家や新に耕作を始めた農家は、入植農家にほぼ匹敵し、地区によっては入植農家の数倍に上り、取得した土地も入植農家のそれに近かった。開発事業によって必要な石灰、建築資材産業等の活動が活発化し、いわば後方関連効果が発生した。これら自力入植農家の農業生産や関連産業に雇用された労働力は、直接雇用の約2倍4万人と推定された。地域の中心地や中心都市は、各種商店や飲食店等のサービス産業が活発化し、公共施設や福祉施設も整備が進み、地域住民の福祉が向上し、大きな地域開発効果が生じた。

更に開発事業の技術は、確立とともに地域を超えて伝播し、新しい農業生産を誘発した。また、肥料や機械産業への影響も需要が纏まったものであっただけに無視できないものであった。第2段階では大豆の搾油産業へのインパクトもかなりのものがあった。

(3) 開発事業の成功の要因

開発事業は短期間のうちに完遂され、予定を上回る成果を収め、予想以上の効果をもたらした。熱帯圏で大規模な近代的畑作経営を行うことは、人類の歴史始まって以来の初経験といわれたが、開発事業の実施は一先ず成功した。

その要因は第1に、両国政府の支持、支援と、両国政府、民間協力の合弁事業の協力形態、大豆を中心とした穀物生産の試験的事業及び本格事業の開発形態、並びに農協によって組織された入植農家及び栽植企業による開発方式が良く機能したことであった。両国政府はこの事業を国の重要事業として積極的に支援した。日本政府は閣議了解の下に政府金融機関を通じて特別プログラム基金への日本側必要資金を供与し、国際協力事業団を通じて技術協力を行なったほか、必要な伯国との協議等を行なった。国際協力事業団は十数回の調査団、専門家の派遣を行い、90名近い研修員を受け入れた(92年度現在)。伯国政府は特別プログラムを制定し、基金の形成に必要な伯側見返り資金を負担するとともに、事業の指導、監督に当たり、政府関係機関を通じて技術の開発、指導を行なった。関係各州政府は、関係機関を通じて基幹的インフラストラクチャーの整備、融資の実行、技術の研究、普及等に全面的に協力した。

農業開発会社は事業推進の中核として、事業の企画、調整に大きな成果を収め、土地の確保、農業生産者の選定、導入技術の組み立てのほか、農業生産者に対する計画作成、技術指導等各種の技術的支援を行った。参加農協は入植農家に対する土地の取得、分譲のほか、営農指導、流通の合理化等各種の経営的支援を行った。また事業資金の特別プログラム基金からの融資は、その原資が両国折半負担によるものであっただけに確実に実行され、日本からの供与資金が円建てであったため、円高の影響によりコストオーバーランを起こすこともなく、予定を上回る事業の実施を可能にした。

これら支援を受けて中規模近代的家族経営の入植農家と大規模近代的企業経営の栽植企業が生産の担い手として、あるいは技術の伝播、波及の送り手となって活発な生産活動を行い、目標水準の生産性を実現した。このような政府の支援と独自の協力形態、開発形態、開発方式の機能の発揮は、開発事業を成功させた基礎的要因であった。

第2の要因は、導入技術が適正で、大豆を中心とした穀類生産の開発事業においてよく機能したことであった。導入技術は農業開発会社が連邦政府や関係各州の試験研究機関、大学等の協力を得て組み立てたもので、大型機械体系を中核として、その先導するセラード開発のために開発、改良され実用化され、地域の実情に適合した土壌改良、品種、栽培法、施肥、防除等の労働対象的技術を組み合わせ、体系的に総合化したものであった。この技術は大型機械体系の先導する大豆を中心とする穀類生産の開発事業においては、各種の労働対象

的技術の収量増進的機能が同時に労働節約的機能を併有することになり、その土地節約的機能は機械化技術体系の中に組み込まれ、大面積での集約栽培を容易にし、面積の拡大とヘクタール当たり収量の増加を可能にするものであった。この技術は高い生産性と収量性を背景に伝播し、事業実施地域周辺の地域のみならず、これを超えて広いセラード地帯に新たな生産を誘発した。このように導入技術が大豆の栽培を中心としたセラード開発の適正技術としてよく機能したことは、開発事業を成功に導いた原動力であった。

第3の要因は、開発事業を巡る環境条件は段階を重ねるに従って厳しくなったが、土地や労働力の資源はなお豊富にあり、また政府や農業開発会社が厳しい各条件の克服に努めたことであった。コーヒー栽培の北進や事業地の北上に伴って良好な条件の土地の取得は必ずしも容易ではなかったが、適地はなお豊富に存在し、農業開発会社や農協の努力によって良好な土地を取得することが出来た。価格も各段階を通じてヘクタール当たり平均約150～200ドル程度と安かった。また労働力の確保も可能で、賃金も比較的安かった。また経済情勢は段階を追って厳しくなり、特に第2段階では農業融資が削減され、金利も一般制度金融と同一となったが、政府は融資の限度や期間を緩和する等可能な限りの特別措置を講じた。また民間業者も農業開発会社の実績を評価し、資機材の前渡を行なうなど事業の推進に協力した。このような恵まれた環境条件や関係者の努力は、事業の短期完遂を可能にし成功させた重要な要因であった。

2、開発事業終了後の事業地の発展的推移と効果の波及による展開

(1) 事業地の生産の増大と多角化

上述のとおり、第1段階の開発事業は82年9月に終了し、各地区の農業生産者は農業開発会社の支援を離れ、入植農家の生産活動は専ら参加農協が管理、運営し、栽植企業の生産活動はそれぞれの企業が自らの責任において管理、運営した。また農業開発会社の試験場及び展示農場は会社が直営した。第2段階は90年2月に終了し（本格事業の補完事業は93年2月）、各地区の入植農家の生産活動は第1段階と同様参加農協が管理、運営した。また第3段階は2001年3月に終了し、第2段階と同様参加農協が管理、運営した。

農業開発会社は、開発事業の持続的発展を確保するため、常時農業生産者の生産と経営の全般にわたり注意を払い、情報を収集し、毎年度の生産活動終了後は参加農協及び栽植企業に事業の実績の報告を求め、必要に応じて調査を行い、助言、指導を行なった。また日伯農業開発協力株式会社は、農業開発会社と共同で追跡調査を行なった。この農業開発会社がフォローした期間は、第1段階は80年代、90年代の20年、第2段階が90年代の約10年間に及び、第3段階も数年を経過した。この間事業は農業生産者の主体的条件や環境条件

の影響を受けて変化し、発展し、展開した。事業地の生産と経営は部分的な停滞や脱落はあったものの、全体として発展的に推移し、効果はセラード地帯に広く波及し、新たな農業生産や関連産業を誘発し、展開した。

参加農協の報告等により生産の推移を第1段階事業地についてみると、入植農家、栽植企業及び農業開発会社の展示農場を合わせた穀類の総作付面積は、事業終了直後の82/83年度の約3万2千ヘクタール（最大）から、小麦の二毛作の急減、栽植企業の極端な作付けの縮小等によって2万5千ヘクタール前後に減少し、更に96/97年度頃からは2万ヘクタールを割った。しかし96/97年度頃以降の作付けの減少は、農協の倒産、経営不振、農家の農協からの脱退等により作付けの実態の把握が困難となったためと思われ、実態的には2万5千ヘクタールに安定して推移したものと思われる。報告によると、最近では農協活動が回復したためか作付面積は増加している。内容的には、85年頃までは大豆が全体の7～8割を占め、その他小麦、とうもろこし、陸稲、フェジョン等であったが、小麦は事業終了後数年にしてほぼ消滅し、代わってとうもろこしが増加し、86年頃以降は大豆が5～4割に減少し、とうもろこしが収益性の増大とともに増加し、大豆に匹敵するようになり、その他フェジョン、陸稲等となった。

イライ、パラカツ地区では穀類や野菜、コーヒーの灌漑栽培が盛んとなり、灌漑面積は3～4,000ヘクタールとなった。またコーヒーは80年代は3,000ヘクタールにのぼったが、栽植企業CDACにおける減少や価格の低迷等によって減少した。その他8,000頭程度の牛が飼育されており、生産の多角化は進んだ。

作付面積の安定的推移に対し、穀類の生産量は80年代の6万トン前後から、90～92年の大豆の不作による減少の後回復し、8万トン前後となり、その後更に増加を続けているものと思われる。最近では大豆ととうもろこしで9万トン前後に増加している（86/87年頃以降の減少は作付面積と同じ事情があったと思われる）。

生産の増大は、大豆、とうもろこしの生産性の向上によるもので、大豆のヘクタール当たり生産量は82/83年度の1.5トン前後から80年代終わりには2.2トン程度となり、90～92年の低下の後、2.4トン程度となり、その後も増加を続け3トン近くになったものと思われる。報告によると、最近では2.8トン程度となっている。とうもろこしのヘクタール当たり生産量は、80年代の4トン台から90年代には6トン台となった。

次に第2段階についてみると、入植農家の穀類の総作付面積は事業の終了した89/90年度からほぼ12万ヘクタール程度に安定し、95/96年度以降は10万ヘクタールを割ったが、これは94/95年度の農業の不況による参加農

協の一部倒産、経営不振、農家の農協からの脱退等第1段階と同じ事情により、実態の把握が困難となったことによるものと思われる。実態的には12万ヘクタール程度に安定して推移したものである。報告によると最近は大豆、とうもろこしのみで11万ヘクタールに増加している。内容的には一貫して大豆75%、とうもろこし15%程度で、その他陸稲、フェジョン等であった。パイネイラ、グワルダモール、ボンフィーノポリス、エントレリベイロ、ピラティンガ等の事業地ではピポットセントラルによる穀類、野菜類の灌漑栽培が行われ、ピポットセントラルは180基を数える。この他コーヒー約4,000ヘクタール、ゴム約2,000ヘクタール、柑橘約1,000ヘクタールにのぼる。牛の飼養も約7,000頭で、生産は多角化した。

作付面積の安定的推移に対し、穀類の生産量は増加を続けた。事業の終了した89/90年度は約10万トンに減少したが、以後回復して84/85年度には33万トンとなり、85/86年度以降は20万トン台に低下したが、これは作付面積と同じ事情によるもので実態的には増加を続けているものと思われる。報告によると最近は大豆ととうもろこしで40万トン近くに増加している。生産量の増加は大豆、とうもろこしの生産性の向上によるものであった。大豆のヘクタール当たり生産量は89/90年度は1トンを超えたが、以後回復し、84/85年度には2.2トンとなり、その後2.7トンと増加し、更に増加を続けているものと思われる。最近の報告では2.8トンとなったとされている。とうもろこしのヘクタール当たり収量は、89/90年度の2.5トンから増加し、94/95年度には5トン、その後6トン程度となった。

以上のような事業地の生産の増大と多角化は農協の管理が適切であったほか、次に述べるように入植農家の一部には土地を売って転出するものがあつたが、ほとんどのロッテが譲り受け者によって耕作されたこと、農業融資が削減される中で入植農家は出来るだけ自己資金を使用し、不足分を農協、流通業者、生産資材業者、穀物メジャーとの間の青田売り（Sojaverde）によって調達し、作付け資金を確保したこと、農産物価格が低迷する中で入植農家は収益を確保するため積極的に新技術を取り入れ、生産性の向上に努め、生産の多角化を進めたこと等を背景とするものであつた。

（2）入植農家の経営の発展と栽植企業の経営の停滞

第1段階事業地についてみると、事業終了後、生産安定期の85年頃までの時期は、農業融資が削減され、金利も引き上げられたものの、83年のアメリカの熱波の影響により価格が高騰し、また保証価格が高めに設定される等比較的恵まれた環境に置かれた。入植農家は大豆ととうもろこしを中心に技術を改良して生産性の向上に努め、出来る限り自己資金を使用して経営の合理化を図

り、生産の安定するこの時期までに概ね技術の確立と経営の安定を達成した。86年は長期資金の返済が始まる年であったが、金利が固定されていたことと、同年2月のクルザード計画による減価措置に恵まれ、据置期間の終了する同年中に経営の最大の難関とされた長期資金の返済を総て終わり、経営は発展の軌道に乗った。

80年代は金利が物価スライド制となり、頻繁に改訂され、87年以降価格が急激に低下する等厳しい環境に置かれたが、入植農家は経営基盤が確立していた上に、激変する情勢の中で物価スライド融資を契約する危険を避け、出来る限り自己資金を利用して経営の合理化を更に進め、これを乗り切った。イライ地区では脱落者は一人もなく、パラカツ及びコロマンデル地区では特別の事情の農家が前者で6戸、後者で7戸土地を売って転出したが、ほとんどのロッテは譲受者によって耕作が続けられた。反対に多くの農家は数百ヘクタールの農地を買い増し、あるいは借地して規模を拡大した。イライ地区では1,000ヘクタールのも達する農家もあった。

90年代初めの不作やコロールプランの金融の引き締めや価格の凍結による農業の危機の影響は第1段階農家にも及び、農家の中には粗収益をもって営農融資の返済が困難なものもあったが、債務額が小額であったため、95年の債務救済措置（Securization）の適用を受け、累積債務は生じなかった。90年代の技術の進歩は著しく、農家は積極的にこれを取り入れ生産性の向上に努め、自己資金や民間資金を利用して必要資金を調達し、市場経済の中での自立能力を高めた。92年の時点ではイライ地区の農家は全戸定着し、パラカツ、コロマンデル地区では新にそれぞれ7戸、6戸が転出し、その後更に転出者が増加し、イライ地区でも転出者が出た模様であるが、その数は僅かであったと思われる。転出者のロッテはほとんどが譲り受け者によって耕作が続けられ、全体として経営は発展を持続した。

このような入植農家の経営の発展は、基本的には長期資金の返済が早期に出来たほか、土地の熟畑化、充実した資本装備、技術の改良、必要資金の調達の多角化等総合的な経営能力の成長によるものであった。また、90年代初めの危機の時期には、農協が農家と市場との接点にあって農産物販売融資、作付け融資、資材の前渡等を行い、農家を支援したことも重要な要因であった。しかし、このため農協自身の経営は必要資金の調達を無理な銀行融資に求めざるを得ず、資金繰りが急速に悪化し、後に述べるようにコチア産組は94年に倒産し、コパシル農協（コスエル農協）も経営不振に陥り、入植農家の経営に重大な問題を投げかけた。

入植農家の経営が発展を持続した反面、栽植企業の経営は停滞した。CDA Cは事業期間中の81/82年度のベラニコの被害を契機に経営を多角化する方

針をとり、穀作を縮小するとともにコーヒー、畜産のほか、低湿地を利用した水稲の栽培、湧水を利用したニンニク等の野菜の栽培を始めた。83/84年度は融資の削減、金利の引き上げのほか、前年度における大豆の雑草被害等から穀作の面積を更に縮小した。しかし各部門の生産は予定を下回り、85年までに技術を確立し経営を安定することが出来なかった。86年には入植農家と同様、長期資金の返済を終わり、クルザード計画の価値修正制度の廃止によって金利負担が軽減し、初めて黒字を計上したが、その後はクルザード計画の失敗とともに再び金利負担が増加し、経営は停滞を続けた。その間南米銀行による2度の役員交代を含む体制の建て直しが行われ、とうもろこしや大豆の作付面積を増やし、営農を充実し、一時は回復の兆しもあったが、長い間の停滞から抜け出すことが出来なかった。98年の南米銀行のイタリア系スタメリス銀行による買収を機に営農を停止した。

FOGOは従来からの畜産と新たな穀作との複合経営の方針をとったが、低地のためベラニコの頻度が高いことからピポットセントラルを導入して野菜の灌漑栽培を加え、概ね良好な成績を収めた。しかし穀作はCDACと似た事情があり、野菜の灌漑栽培も予定の生産を挙げる事が出来ず、88、89年の2年続きのベラニコの被害を機に穀作を諦め、90年には畜産のみに専門化した。

このような栽植企業の経営の停滞は、基本的には農業が自然条件によって規制される土地を労働手段とし、作物や家畜の生きた有機体を労働対象とすることから、地力の維持、増進と雑草の防除、病原の予防に配慮し、有機体の生育に則したきめ細かい管理が不可欠であり、技術能力の充実、管理体制の整備が必要であるが、CDACは技術能力が必ずしも十分でなく、経営を多角化したため管理者の注意が散漫となり、管理が行き届かず、一部で土壤浸食や湧水の枯渇、コーヒー園の荒廃、雑草の繁茂等の問題を生じたことに起因する。また、経営的には大規模経営の最も重要な利点は規模の経済性にあるが、その実現は規模の拡大に伴ってより効率的な専門化した機械、生産方式等が利用可能となることにより達成されるものであり、基幹の穀作を極端に縮小し、経営を多角化と言うよりも雑多化し、メインをなくすことは規模の経済に逆行するもので、穀作の機械、施設の遊休化、新規部内の機械等の調達に要する経費の増大を招き、本来小さくなるはずの資本係数が大きくなり、金利負担能力が低下し、会社設立以来の運転資金の不足による債務が負担能力を遥かに超え、経営の停滞から脱出することが出来なかったことにある。FOGOは土地が低地にあることに伴う自然的制約のほか、技術能力も十分でなかったこと等CDACに似た事情があった。何れにせよ栽植企業の停滞は大規模経営における問題を浮き彫りにした貴重な経験であった。

次に第2段階事業地についてみると、開発事業の終了後の数年間は第1段階事業地の場合に比し経済情勢が格段に厳しく、入植農家の一部の経営は全国の農家と同様、営農資金の債務が固定化し、一部が離農する等の問題を生じたが、技術の進歩や農家の自助努力、農協の支援等によって全般的には発展的に推移した。開発事業が終わった89/90年は近年稀な不作とコロールプランによる金融の引き締め、価格の凍結等により入植農家の経営は極度の不調に陥り、一部の農家では終発グループの農家を中心に営農融資の債務が発生し、90/91年度は生産は回復したものの価格の低迷、保証価格の不利な地域差等によって一部の経営は停滞し、終発グループの農家等では債務が固定化した。91～94年は生産の回復とともに価格もやや持ち直したものの、過年度債務の固定化した農家には銀行が融資を渋る等のことから一部農家では経営の改善が進まず、債務はなお累積し、離農する農家も出た。土地を売って転出した農家は92年時点で当初の入植農家の約10%、94年には約15%、2000年には約20%程度で必ずしも多いとはいえなかったが、事業終了後早い時期から離農が始まっただけに情勢の厳しさを物語るものであった。転出した農家のロットはほとんどが譲り受け者によって耕作され、また、土地を買い増し規模を拡大した農家も92年時点で10%程度にのぼった。

このような情勢の中で入植農家や交代農家の多くは大豆、とうもろこし等を中心に技術を改良し、生産性の向上に努め、経営管理を充実して経営の安定を図った。先発、後発、終発の各グループの農家がそれぞれ生産安定期に達する91/92～93/94年度までに大豆、とうもろこし等のヘクタール当たり収量は概ね目標を達成し、価格の低迷にも拘わらず収益も概ね予定の額に達し、技術の確立と経営の安定を実現することが出来た。しかし各グループの農家では92年から94年にかけてそれぞれ投資資金の融資の返済が始まった。農家の中には据置期間中に資金を蓄積して返済に備えることが予定通り進まず、年々の生産物の販売により営農融資の返済とともにこれを返済することは大きな負担となり、一部の農家では投資資金の融資の債務の累積問題が新に発生した。90年代の初めの危機を契機に全国の農家では債務の累積問題が政治問題化した。入植農家においても95～96年頃から投資資金の累積問題が表面化した。債務の累積問題に対しては95年にSecurizationと呼ばれる20万レアル以下の債務救済措置が、98年にはPassaと呼ばれる重債務の救済策が講ぜられ、入植農家も適用を受けたが、なお解決するに至っていない。

入植農家や交代農家の中で、債務はあっても返済可能な農家と経営が不調で返済が不可能な農家の割合がどの程度であるか明らかでないが、生産安定期の経営の動向などから推定すれば、前者が少なくとも7割以上、後者が3割程度と思われる。経営は全般的に発展的に推移しているものとみられる。

このような経営の全般的な発展は、基本的には、第1段階と同様、経営の総合的な能力の向上、特に経済の自由化、国際化の新時代に対する農家の自覚とそれに刺激された自立化努力を背景とするものであった。また、90年代の技術の進歩は著しく、特にセラードでは、大豆のリン酸施肥法の改良により根系の発達が改善され、ベラニコの害が軽減され、更に最近では石膏(?)の大量施用により土壌深層までのPHの改良、カルシウムの補給により根系の発達が著しく改良されベラニコの害はほとんど克服された。また大豆の低緯度適応品種の選抜についても精力的に開発され、現在ではどこの地域にも適応する品種が用意されるに至った。この施肥法の改善と品種改良は生産性を高め、経営を安定させる原動力であった。更に90年代初めの危機の時期には農協が不足する資材や販売融資、作付け融資を供給したことが経営の発展を大きく支えた。しかしこのため農協は必要資金の調達のために無理な銀行借入れを行なったため、農家からの償還の焦げ付きもあって資金繰りが急速に悪化し、債務が累積した。この時期に全国の農家では経営難に陥り解散する農協が相次いだ。開発事業の事業地においても、コチア産組をはじめ南伯農協、コカリ農協、カマス農協、コバゴ農協、コペルカーナ農協等が解散した。地区によっては親組合より独立し、入植者により新しい農協の設立(コペルティンガ農協、コパセン農協等)もみられた。95年には農協の累積債務の救済のため「農業協同組合復興プログラムRecoop」が実施されたが、全国的な農協組織の再整備が緊急の課題となった。

なお、農家の累積債務の背景には、経営主の農業経験や技術能力の不足等内部要因も皆無ではなかったが、そのほとんどは90年代初めの危機の時期に始まる農業融資の急激な削減、価格の凍結、94年までの超インフレ、高金利政策等の外部要因によるものであった。それらは農家によって管理出来ないもので、農家としてはそれらを前提に生産性を高め、収益を確保する以外に方法はなかった。

(3) 効果の拡大

第1段階事業地についてみると、地域における農業生産の増加に伴う増産効果、農業生産者の農業のための雇用効果、所得効果、自治体の税収効果等の直接効果は、事業終了後も引き続き持続した。しかし開発事業の最も重要な価値は、地域における自力入植農家等の生産の波及効果、資材産業の活性化による後方連関効果、それに伴う雇用、所得効果、地域開発効果、更には地域を超えた生産の波及効果、大豆搾油産業を始め関連産業の発展による前方連関効果等の間接効果の拡大にあった。

開発事業に誘発されて事業地周辺に自力で入植した農家や地元で新たに農業

を始めた農家は、開発事業の末期から始まり、開発事業終了後1～2年の間に急速に増加し、83年末にこれら農家は開発事業入植者数を上回り、購入した土地面積は入植農家のそれに匹敵した。自力入植農家等はその後も引き続き増加し、開発事業終了後10年を経過した80年代末にはこれら農家は入植農家数のほぼ2倍にのぼり、購入した土地面積は入植農家のそれを上回った。

これら入植農家等の生産活動によって地域の農業生産は増加し、石灰や建築資材等産業の活動は活発化し、それら関連産業は開発事業の直接効果と同じような効果をもたらし、地域の中心地や都市はサービス産業が活発化し、公共施設が整備され、大きな地域開発効果をもたらした。イライ地区は開発事業が始まる前は1集落に過ぎなかったが、10年にして人口9,000人の都市の様相を呈するに至り、コロマンデール市は昔の宿場町の活況を取り戻し、パラカソ市は人口90,000人の近代的な地方都市に変貌した。

開発事業における技術は、その確立とともに各種のチャンネルを通じ事業実施地域を超えて広くセラード地域に波及した。これを数的に明らかにすることは出来ないが、前述のとおり、開発事業の技術は面積の拡大と収量の増大を同時に可能にする革新的技術であったが、当時ブラジルの農業生産、特にセラード地帯の大豆を中心とする農業の生産の拡大が従来からの面積の拡大のみならず、ヘクタール当たり収量の増大によってもたらされ、また中、大規模農家が増加し、開発事業の技術と共通した側面をもつ事実からこれを窺い知ることが出来る。

80年から85年の時期は、ブラジルの大豆生産はやや停滞したが、セラードにおける大豆生産は驚異的に増加し、85年の生産量は80年の3倍に増加し、全国生産に占める比率は80年の約6%から85年には36%に達した。バルガス研究所はこれを“ブラジル農業発展の新しいサイクル、セラード農業の始まり”と位置付けた。このようなセラード地帯の大豆の生産の増大を内容的にみると、生産量の増加率は実に年平均24%に及ぶが、面積の増加率は21.3%、ヘクタール当たり収量の増加率が年2.7%であった。70年から80年の間のヘクタール当たり生産量の増加率が1%程度であったのに比較し、ヘクタール当たり収量の増加が目立つ。これは75年のCPACの設立等によるセラード地帯農業の試験研究の成果によるところが多いが、これを取り入れた開発事業の技術の伝播、波及の効果も多分に影響したものとみることが出来る。また、85年農牧センサスによると、零細、小農を中心に農家が増加する中で中、大規模農家は着実に増加した。これは開発事業の効果の拡大もあって、中、大規模農家が生育したことを物語るものであろう。

なお、85年から89年の時期は、国内向食糧の生産が増大し、輸出農産物、特にセラード地帯の大豆の生産量の伸びも続いた時期で、セラード地帯の大豆

の生産量の比重は全国の44%に達した。内容的には生産量の伸びは年平均13%と鈍化した。ヘクタール当たり生産量の伸びは依然3%程度の伸びを持続した。第2段階の先発グループや一部の後発グループのその効果の影響の反映とみることが出来る。

第2段階事業地においては、先述したように、事業実施中に先発グループの地区では事業に触発された自力入植農家や新たに農業をはじめ農家が増加したが、事業終了直後の90、91年はコロールプランによる**の極度の逼迫や不作によって一時低調であった。しかし、92年頃から農業生産の回復とともに後発グループや終発グループの地区では自力で入植する農家等が増加し始め、92年時点でグワルダモール、ボンフィーノポリス、ピラティンガ、ブリティス地区等では入植農家の半ばに近い農家が自力で入植し、土地面積も入植農家の3割程度となった。これら自力入植農家等はその後増加が続き、生産安定時の94～5年頃には入植農家に匹敵する数に達し、土地面積も入植農家のそれに近いものとなった。

これによって地域の農業生産は増加し、資材産業も活動が活発化し、中心地や中心都市ではサービス産業が活況を呈し、パラカツ市やウナイ市には高層のホテルが開業し、ピウバ市にもホテルが出現した。

開発事業の技術は、その確立とともに地域を超えて広くセラード地域に波及した。91年から2000年までの90年代の全国の大豆の生産量は90年の1,990万トンから2000年の3,280万トンに約2.2倍に増加したが、その間セラード地域の大豆の生産量は、同じ時期745万トンから1,900万トンに約2.6倍に増加し、全国に占めるセラードの比重は約58%となった。これを内容的にみると、生産量の年平均伸び率が10%で、そのうちヘクタール当たり生産量の伸びが実に6%に達した。生産量の伸びは86年から89年までの80年代後半の年平均伸び率の約19%には及ばなかったが、ヘクタール当たり生産量の伸びは80年代の約2倍となった。これは90年代の技術の進歩が著しく、政策的にも面積の拡大から生産性向上への転換によるところが多いが、同時に進歩した技術を取り入れた第1、第2段階の開発事業の技術の伝播、波及の影響が色濃く反映したものと見ることが出来る。

何れにせよセラード地帯の大豆の生産の拡大は大豆の搾油産業をはじめ、配合飼料、食品工業等の関連産業に強いインパクトを与え、大きな前方関連効果を生み、アグロインダストリーの拡大をもたらした。大豆の搾油工場のセラード地域への進出が相次ぎ、80年代にはブラジル近辺、ゴヤス州南部、マトグロッソ州に穀物メジャーの工場が進出したが、90年代にはバイア州、マトグロッソ州等に進出した。

また、セラードにおける大豆生産の拡大の過程で穀物メジャーは活動領域を

拡大した。穀物メジャーは60年代終わり頃の落花生、綿実等の搾油から始まり70年代80年代には大豆の搾油、肥料、資機材の供給、生産物の輸出等の分野に進出したが、90年代には農家の青田貸しにより生産金融の分野まで領域を拡大した。

更に大豆を中心とした穀類の生産の増大に伴って流通は大量化し、流通組織の再編、インフラストラクチャーの整備、河川と鉄道を利用した新しい輸出回廊の開発を促した。特にブラジルコストと呼ばれる輸送コストの割高は60数%を占める道路輸送にあることから、輸出回廊の開発は、これを水路と鉄道輸送によって削減し、国際競争力の強化につながるものとして重要で、政府や民間企業による北部輸出回廊、北西部輸出回廊等の開発が始まった。

以上のような技術の伝播、波及による効果の拡大は、基本的には開発事業の技術の革新性にあった。大規模機械体系の先導するこの技術は面積の拡大とヘクタール当たり収量の増加を同時に可能にし、高い生産性をもたらして地域の内外に広く伝播、波及した。また、技術の伝播、波及はチャンネルの増加とともにインフレの昂進する時期には金融資産を保存することの不安から、不況の時期にはより有利な投資先を求めて土地投資が拡大し、技術の伝播、波及の受け手が増加した。南部先進地である程度の土地を売却すれば、セラード地帯でより広い土地を購入し、機械、施設を整備することが出来た。更に効果の拡大の背景には大豆が蛋白質、脂肪を豊富に含み、直接食料として消費されるだけでなく、加工により多くの用途を持つという事情があった。大豆は初めに搾油産業の原料として大量に消費され、生産された大豆油、大豆粕が多くの2次、3次加工産業の原料となることから、大豆の生産の拡大は、これら多くの関連産業に強いインパクトを与えた。なお、第2段階の開発事業の実施中や事業終了後の時期に効果が特に大きく拡大したのは、技術の進歩による開発事業の技術の伝播、波及力が増大したこと、事業地が広汎、多数で、それぞれの事業地が技術の伝播、波及の拠点となったこと等が考えられる。

3、農業開発会社及び日伯農業開発協力株式会社の果たした役割と経営の実績

(1) 農業開発会社の果たした役割

農業開発会社は、開発事業の実施の中核として、事業実施期間中は定款に従い事業の企画、調整、入植用地の確保、農業生産者の選定、指導、技術の組み立て等の公益的業務を行い、事業終了後は事業のフォローアップ、農協からの事業実績報告の徴収、必要な調査、助言等を行った。

第1段階についてみると、農業開発会社は、設立とともに実施計画の作成に着手し、入植用地の取得、入植基本計画の作成を進めるとともに入植農家及び栽植企業を選定し、入植農家に土地を分譲し、農業開発会社の試験場及び展示

農場用地を取得し、計画を作成した。また連邦、州の試験研究機関等の協力を得て導入技術を組み立てるとともに特別プログラムの作成に参画した。これら実施計画の作成の過程では、事業実施前の枠組みの一部を実情に即して変更し、会社の業務も一部変更せざるを得なかった。こうして計画の作成にはほぼ1年半の期間を費やした。

計画の作成が周到であったため、事業の実施は急テンポで進捗した。約2年後の82年9月には予定以上の建設を総て終わり、相当面積の作付けを行なって事業を完遂した。しかしこの間、農業生産者の数が多く、関係者も夥しい数にのぼったことから、それらの活動の調整には多くの努力が必要で、また予期せざる政策的、制度的問題も生起し、その解決に多くの時間と労力が必要であった。このため農業開発会社は数え切れないほどの会議や訪問によって関係者の調整に努め、政府と折衝して問題の解決に努める等調整に全力を挙げた。特に特別プログラムの解釈を巡る伯中央銀行と融資代行機関との意見の対立による事業の立ち上がり期の遅れ、農業開発会社の展示農場に対する特別プログラム基金からの融資の可否、あるいは80、81年の特別プログラム融資の金利引上げ提案等は問題が重要であっただけに解決に特段の努力が必要であった。更に80～81年のカトリック教会の反対運動は本質的には政府と教会との対立であったが、その影響は無視出来ず、多くの時間を割いて沈静化を図った。開発事業の短期完遂は周到な準備とともに、このような農業開発会社の努力によるものであった。

第2段階においては、情勢が一段と厳しく、しかも相次ぐ安定化政策によりその変化が激しく、事前に全般的な実施計画を作成することが不可能となった。このため農業開発会社は年々前年の実績を踏まえ、新たな情勢に即して計画を作成するローリングプランの方針をとり、これによって事業を進めた。対象地域が5州に拡大し、入植農家は500戸を超え、各州関係者は夥しい数に上った。農業開発会社は各州に事務所を設け、後に述べる間接雇用の農業技師等により調整に全力を挙げるとともに、予期しなかった政策的問題についても政府に要請して解決に努めた。特に第2段階においては金利の頻繁な変更、融資代行機関への融資額の35%の負担措置、特別プログラム基金の大蔵省への移管措置等の問題が起り、農業開発会社は、その都度資料をもって政府に改善、解決を要請した。第2段階の成功は政府の支援とともに、このような農業開発会社の努力に負うところが多い。このようにして農業開発会社は事業実施の中核として公益的役割を十分に果たした。

事業終了後においては、農業開発会社は、日伯農業開発協力株式会社と共同で追跡調査を行い、必要な助言、指導を行なった。特に第2段階事業地については、入植農家の債務の累積問題について資料を整備して政府に救済措置を求

め、あるいは農家を指導して自己資金の使用を勧める等経営の改善に努めた。

(2) 農業開発会社の経営実績

他方、農業開発会社は両国政府と民間の協力によるブラジルの農業開発の公私合同企業として、各種の公益的機能を果たすとともに、管理を実現し、組織を整備し、収益を確保して経済性を実現し、経営を維持することが求められる。これを第1段階についてみると、取締役はロマノ社長の農業政策と技術についての豊富な経験、学識と、強引とも思える指導力のもとに各取締役が一致して協力し、協調して管理に当たった。諮問委員会は実質的な経営審議会として重要事項の審議と対策の方向付けを行なった。会社は開発事業の進展に応じて実施地区に事務所を設け、職員を配置して現地業務に当たった。職員は事業の進展とともに増加し、最盛期の80年末には総数50数名となった。人員の増加に伴って組織を整備し、直系組織を若干のスタッフで補完する方式をとり、また職員の厚生、福祉施設を整備した。展示農場についても組織の整備を図った。

財務については、資本金をコロマンデル保有地、CDACへの投資に当てたほか、入植農家に対する分譲用土地の取得に運用した。損益については、事業実施前の枠組みでは、技術援助手数料や展示農場の収入、栽植企業に対する投資の配当等によって経費を賄うこととしたが、技術援助手数料が実施計画作成の過程で技術援助業務をミナス・ジェライス州普及公社ACARに委託せざるを得なくなったため、その大半が得られず、他の収入も短期間に確保出来ないため、必要な収益源の確保に苦しんだ。幸いにして80年は入植用地の分譲による収益により、81年は関係者の了解の下にコロマンデル保有地の一部を利用した入植事業の収益により乗り切ることが出来た。

しかし、82年以降は事業の終了とともに収益源がなくなり、これに応じて人員の整理を含む経営の合理化が必要であったが、農業開発会社は第2段階の早期実現に望みをかけ、合理化に積極的ではなかった。このため82年は資金繰りが急速に悪化し、会社は設立以来最大の危機に直面した。会社の見通しによると、82年末には資金繰りで約40百万クルゼイロの不足を来し、損益においても約200百万クルゼイロ（約2億円）の当期損失を生ずることとなった。会社は再びサンタローザ保有地を利用した入植事業を提案し、両国関係者の了解を求めた。両国関係者はこの保有地の取得の趣旨から、これを手放すことは問題であるとしながら、他に経営維持の方法が無いのであれば同意せざるを得なかった。協議の結果、伯側資金によりこれを実施することとなった。また同年末の諮問委員会では本社をブラジリアに移転し、機構の改革、徹底した合理化を決定した。

会社は不足資金を銀行から借り入れ、82年度の当期損失は予想通り約1億

9千万クルゼイロ（約1億9千万円）にのぼったが、本社のブラジル移転は83年4月に終わり、本社職員を13名とし、パラカツ事務所、展示農場を含めて30名とし、他は総て解雇した。機構の改革については、伯側は経営審議会方式を提案したが、協議の結果、取締役2名の給与を日伯双方で負担することとした。サンタローザ保有地の入植事業は伯側が資金手当てに手間取り、実施が遅れたが、5月末に実施が本決まりとなった。この過程で協同組合信用銀行は農務大臣の指示で特別融資を行い、加えて展示農場では豊作とアメリカの熱波による影響等で価格が高騰し、予想以上の売上を収め（約2億クルゼイロ）た。その他関係機関から農業技師1名の給与の支援を受ける等、事態は一挙に好転し、懸念された経営危機は一先ず回避された。

会社はサンタローザ入植事業の本決まりとともに本格的に開発事業を進め、9月までに入植農家全員の入植を終わり、年内に事業をほぼ終了した。会社はこの事業により83年に約7億7千万クルゼイロ、84年には約4億3千万クルゼイロの収益を収めた。この過程で岩淵副社長が急病のため急逝し、日本側役員は1名となった。職員は30名体制を維持し、経費の節減を図った。会社は82年に生じた繰越欠損金を償却して経営の再建を達成した。幸いにして、この経営危機を通じて役員は初めて企業経営の恐ろしさを知らされ、経営努力の必要性を深刻に自覚するようになった。会社はサンタローザ入植事業の監督手数料の分配をBDMGに強く要請し、あるいはリオドーセ社と技術提供契約を締結してコンサルタント事業を始めた。

第2段階においては、欠員中であった日本側副社長に南坊元ベレン総領事を充て、体制の強化を図った。職員は事業の大規模化、広域化に伴って増員が必要であったが、情勢の厳しさを考慮し、事業の進展と収入に見合った漸進的整備を図った。特に増員が必要となる農業技師については、コチア産組を除き農協と技術契約を締結し、農協が農業開発会社の要請を受けて農業技師を雇用し、同技師が会社の地域事務所のコーディネーターの指導のもとに技術援助を行い、その間の俸給は会社が支払い、3～4年後には農協が同技師を引き取る方式の間接雇用により、人員の増加の抑制と技術指導の一貫実施により業務の充実を図ることとした。会社はプロジェクトの所在する州の都市に地域事務所を設け、コーディネーターを配し、間接雇用の農業技師を指導し、技術援助と業務の調整を行った。

財務については、会社はサンタローザ保有地の分譲の際留保していた3,000ヘクタールの土地を第2段階エントロリベイロII地区のために売却し、その代替地をバイア州バヘラス地区で取得した。また89年には資産構成の健全化と将来は会社設立10周年を記念した職員の福祉事業を行なうことを目的にマラニョン州で約5,000ヘクタールの土地を取得した。これによって会

社の保留地は約14,000ヘクタールとなり、資産構成の健全化を確保した。

第2段階においては運営財源が確保されることとなり、営農計画作成手数料及び融資監督手数料がそれぞれ事業参加者及びブラジル中央銀行から徴収することとされ（後に農務省が年々予算に計上し、中央銀行を通じて支払われることとなった）、また農業生産者や農協との契約等により技術指導手数料や入植基本計画作成手数料を徴収することが出来ることとなった。これら手数料のほか、展示農場の収入やコンサルタント活動による収益と合わせ必要な経費を十分に賄うことが出来、会社は86年以降利益を挙げ、90年まで僅かながら配当を行なった。もちろんこれら収益のうち手数料収入は事業の終了とともに減少するため、経営の長期的安定のためには収益源を発掘し、経営を多角化する必要があることに変わりは無かった。

第2段階事業の終了した90年は、情勢が一変し、ブラジル経済が新時代に入った年であった。農業は近年稀な不作やコロールプランの自由化政策による危機に見舞われ、従来の手厚い保護から脱却し、市場経済の中での自立能力を高める必要に迫られた。開発事業についても既往の事業地の農家の自助努力とともに第3段階の一層効率的、効果的实施が必要となった。このため農業開発会社は一段と技術を蓄積し、新技術を開発して機能の充実を図り、経営の効率化を図ることが必要となった。

農業開発会社は関心の高まった灌漑の技術の充実の実現のため灌漑部門を設け、灌漑専門の農業技師を雇用した。また、新技術の開発のため植物組織培養による種苗の開発研究を開始した。91年には諮問委員会を開催し、新たな情勢に対応した運営の基本方針を明確にし、これに即応した組織の改革を図ることとした。これにより会社は種苗開発研究の推進、展示農場の充実、コンサルタント活動の充実、灌漑技術の充実を重点に、パラカツにバイオテクノロジー研究所を開設し、国際協力事業団による専門家の派遣、研修員の受け入れを要請し、灌漑担当技師の増員等を行なった。組織の改革については、92年に総務部長を解約し、総務部を担当役員の直轄とし、技術部内の人材の再編成を行なった。またロマノ社長が91年の下院選挙で繰上げ当選したため、92年末社長を辞任し、パラカツのコペルバップ農協の組合長ペレイラ・エミリアーノ氏が選出され、就任した。

（3）日伯農業開発協力株式会社の果たした役割と経営実績

日伯農業開発協力株式会社は、日本側投資会社として、定款に基づき現地法人に対する出資のほか、役員派遣による経営への参加、要員の派遣等を行なった。現地法人に対する出資については、農業開発会社に対する1,408,750千円を予定し、会社設立時10%を払い込んだ後、土地取得の進捗等に

応じて払込を行ない、1年後の79年11月払込を完了した。払い込み額は会社設立時資本金をクルゼイロで固定したため、その後のクルゼイロの価値の変化によって当初の予定を下回り、1,189,639千円であった。

また、79年半ば会社は日系コロニアからの要請を受け、株主に対して日系コロニアとの合弁による栽植企業への参加を呼びかけたが、株主各社は参加の意義を理解し、日系コロニアグループは合弁の相手方として申し分ないものとしつつも、当時既に第2次ブラジルブームは去り、国内経済事情も厳しくなったことから、参加を得ることが出来なかった。しかし日系コロニアの要請に対しては、それがコロニアの総力を挙げての事業であっただけに何とか対応する必要があると考えられ、関係者と協議の結果、日伯農業開発協力株式会社がこの件に限り出資参加することとした。この参加は事業実施前の枠組みにはなかったが、現地法人への参加の一つとして会社目的の範囲内で、開発事業の実施にとっても有意義と考えられ、出資金も前記の農業開発会社への出資払込の見通しによる余裕金の範囲内で振り向けることが出来ることとなったため、9月末開催の臨時株主総会において承認を得、出資を決定した。日系コロニアによる栽植企業は12月設立され81,342千円の払込を行なった。これによって現地法人への出資は合計1,270,981千円となった。

役員派遣による経営への参加は、元セネガル大使荒木外喜三氏及び元ブラジル東銀頭取宇佐美鍊氏を参与に任命し、農業開発会社に派遣して行なった。要員の派遣は、第1段階事業実施中は1名（一時2名）を農業開発会社の役員補佐として派遣した。そのほか会社は農業開発会社に対し情報、資料の提供を求め、必要に応じて調査を行い、事業の促進と経営の効率化を図った。

第2段階においては、本格事業の事業資金を海外経済協力基金から借り入れ、ブラジル中央銀行に特別プログラム基金の原資として貸し付ける業務を新に行なうこととなった。このため定款を変更し、職員を1名増員して業務体制の整備を図った。

また90年の情勢の急変の際には、農業開発会社に諮問委員会の開催を求め、新時代における運営の方向付けとこれに対応した組織の改革の実施を提案した。更に組織培養による種苗の開発研究のため国際協力事業団に専門家の派遣と研修員の受け入れを要請するとともに参考図書、資料を提供した。

他方日伯農業開発協力株式会社は、政府と民間の協力による多数の株主よりなる農業開発の公私合同企業として、管理を充実し、組織を効率化し、必要な経費を確保して経済性を実現するとともに、多数の株主や役員と協力関係を維持して経営の維持を図ることが求められる。会社は監査特例法の大会社とされ、会計監査人の設置が義務付けられ、経営の承認等の取締役会を含め取締役会を年4～5回開催し、業務執行の決定とともに、開発事業の進捗状況の報告等を

行った。79年には国際協力事業団の久宗副総裁が同事業団を退任し、会社の社長として専念することとなり、管理の充実を図った。また89年には会長の水上達三氏が逝去し、後任に経団連経済協力委員長春名和雄氏が就任した。また90年には久宗社長が急逝し、後任に国際協力事業団副総裁佐野宏哉氏が就任した。取締役メンバー会社の部課長をもって構成する協力事業推進懇談会は重要事項の検討によく協力し、会社と役員、株主間のパイプ役として重要な役割を果たした。職員は現地に派遣した参与2名を含め4～5名とし、総務部と事業部を置き、事業部は専務取締役が直接業務を処理した。

財務については、資本金20億円のうち現地法人に出資した残りを国内にリザーブし、その運用利息で経費を賄った。第2段階ではブラジル中央銀行への貸付契約に基づきフロントエンドフィーを受け取り、特別会計を設けてこれを運用し、融資の管理費用に充てられた。また86～90年には農業開発会社から配当を受け取ったが、小額のためこれを剰余金として繰越し、将来の株式への配当に備えた。

4、協力計画の歴史的意義

(1) ブラジル農業の発展と開発事業

今日、ブラジルの穀物生産量は1億トンを上回り、大豆の生産量は6,000万トンに達した。大豆の生産量は世界の20%余を占め、国際競争力も米国に匹敵するものとなり、国際価格を左右するまでに成長した。大豆生産の増加は巨大なアグロビジネスを創出し、農業の国民総生産に占める比率は10%程度であるが、アグロビジネスの占める割合は40%に達する。

このようなブラジル農業の発展は、開発事業の技術の伝播、波及によるセロード地帯の大豆の生産の増大、アグロビジネスの発展に負うところが多く、開発事業はブラジル農業の発展に大きく貢献した。

(2) 両国関係の停滞と開発事業

90年代のブラジル経済の再生の中で日本とブラジルとの相互補完の経済関係は日本の長期不況やブラジルの産業構造の高度化、貿易財の質的变化等により成り立たなくなり、ブラジルの貿易額に占める日本の比率は70年代半ばの輸出11%、輸入7%から2,000年にはそれぞれ3%、5%に低下した。また投資については、日本企業は80年代の経済危機の時代に蒙った損失や心理的影響により高まった投資ブームに乗り遅れた。しかし大豆について言えば、日本への輸出は僅か50万トンに過ぎないが、ブラジルの大豆の輸出による価格の安定や低下を考慮すれば、開発事業は日本に大きな利益をもたらし、また、投資面では日本のプレゼンスの低下をODAで補完する役割の一端を担った。

また、経済関係の停滞とともにブラジルにおける在留邦人は激減し、コチア産組や南米銀行が姿を消すとともに、日本人移住者は2世、3世の時代に入ったが、開発事業は多くの関係者の往来や移住者の2世、3世に規模拡大の機会を与えたことにより、両国間の友好関係に新しい1頁を加えるものであった。

(3) 開発の持続的発展を目指して

ブラジル農業の発展は、世界人類の必要とする食糧の確保、福祉の向上にとって重要な役割を持つ、その更なる発展のため、当面する累積債務問題の解決や、農場の再建を始め長期的な視点に立った技術の一層の開発、インフラの整備、農業構造の改良が望まれる。

また、ブラジルは資源国であり、友好国であり、両国関係の発展は今後の日本にとって極めて重要である。グローバルな視点に立った関係の再構築が期待され、F T Aの締結も民間活動の活発化のため早期実現が望まれる。

更に、農業開発会社の農業開発の経験と実績は貴重であり、何らかの形で今後活用されるべきであり、設立の原点と国際穀物メジャーに加工や流通、更には生産金融の分野まで握られた現実を踏まえ、セニブラの例をも参考に、グローバルな視点の中で再編されることが特に期待される。

年 表

年	月	経 緯
		(日伯農業開発協力計画の合意)
1973	08	農林省よりブラジル農業開発協力の可能性に関する調査団派遣。
1974	06	在伯日本大使館及びブラジル連邦農務省によるミナス・ジェライス州、マツグロソ州における農業開発に関する現地調査。
	09	田中総理大臣訪伯、ガイゼル大統領との共同発表において、農業開発の分野で両国の一層の提携を図る旨意図表明。
1975	02	国際協力事業団によりブラジル農業開発協力事業基礎調査団派遣。
	05	経団連に日伯経済協力委員会の下部組織として「日伯農業開発協力委員会」発足。
	06	倉石前農林大臣がパウリネリ農務大臣の招待で訪伯。パウリネリ農務大臣より、その考え方をまとめたエイド・メモアールを提示。倉石氏訪伯に先立ち、全国農協中央会より、事業に対し農業団体として協力表明。
	10	国際協力事業団より政府、民間関係者による打ち合わせミッション派遣。
	12	「日伯農業開発協力推進議員懇談会」発足。
1976	02	国際協力事業団より政府、民間関係者による合同調査団派遣。日伯農業開発協力計画の合意。
		(第1段階試験的事業の準備)
	04	「日伯農業開発協力企画委員会」発足。
	06	ヴァレンチーニ伯農務大臣補佐官来日。
	07	国際協力事業団よりフィージビリティ調査団派遣。
	08	資金調達方法等に関する協議のため、国際協力事業団より関係者派遣。
	09	本事業実現のため、政府支援の閣議了解。 ガイゼル大統領訪日。両国政府代表団により本事業の具体的枠組みに関する「討議の記録」署名。
1977	09	国際協力事業団より、1976年の「討議の記録」の補足修正のため調査団派遣。 伯政府の為替差損防止責任の明記等合意。 ブラジルとの農業研究協力取り極め締結。
	10	パウリネリ農務大臣訪日。補足修正された「討議の記録」署名。
	12	「日伯農業開発協力企画委員会」により、日本側投資会社設立準備委員会発足。
1978	03	日本側投資会社「日伯農業開発協力株式会社 (JADECO)」設立総会。
	05	伯側ミッション来日。「農業開発会社」設立に関する合弁基本協定など合意。
	10	伯側投資会社「ブラジル農工業投資会社 (BRASAGRO) 設立総会。
	11	「農業開発会社 (CAMPO)」設立総会。日伯農業開発協力株式会社より参与2名を農業開発会社 (CAMPO) 取締役として派遣。
		(第1段階試験的事業の実施)
1979	02	国際協力事業団より開発用地の選定に関する技術指導専門家派遣。 開発用地選定、農業生産者選定等の基本方針決定。
	06	農業開発会社 (CAMPO) 取締役社長交代。
	08	第2回日伯閣僚会議開催。渡辺農林水産大臣パラカツ地区視察。

年	月	経緯
1979	09	日伯農業開発協力株式会社臨時総会。栽植企業「セラード農産開発株式会社（CDAC）」へ出資承認。国際協力事業団及び日本側金融機関とブラジル中央銀行との間の貸付契約の調印
	11	「セラード農産開発株式会社（CDAC）」設立総会。
1980	02	セラード農産開発株式会社（CDAC）開墾開始。
	03	国際協力事業団より長期開発専門家派遣。 日本側からブラジル中央銀行に対する貸付開始。 イライ地区入植開始。
	06	農業開発会社（CAMPO）入植用地、会社保有地取得完了。直営農場開墾開始。
	07	パラカツ地区入植開始。
	08	クラル・ド・ホゴ（C・HOGO）農産株式会社設立。
1981	07	コロマンデール地区入植開始。
	08	伯政府園田外務大臣に協力計画の拡大要請。
1982	06	鈴木総理大臣訪伯、共同発表において協力計画の拡大につき協力の意向表明。 田沢農林水産大臣訪伯、パラカツ、コロマンデール地区視察。
	05~06	両国関係者による合同評価実施。
	09	プロジェクトの建設完了。日本側からブラジル中央銀行に対する貸付完了。 （第2段階拡大事業の準備）
1983	02	伯政府協力計画案提出。
	08	国際協力事業団基礎一次調査団派遣。
1984	02	国際協力事業団基礎二次調査団派遣。
	05	フィグレイド大統領訪日、中曽根総理と会談、拡大計画に対する協力意向表明、共同新聞発表。 本事業実現のため政府支援の閣議了解。
	10	伯ミッション来日、「討議の記録（R/D）」実質合意。
	12	「討議の記録（R/D）」署名。
1985	02	日伯農業開発協力株式会社臨時株主総会。定款一部変更。 農業開発会社（CAMPO）臨時株主総会、合弁基本協定補足協定締結、定款一部変更。
	03	ブラジル中央銀行、農業開発会社（CAMPO）及び日本側との間のプロジェクト契約締結。 ブラジル中央銀行と日本側との融資契約締結。 海外経済協力基金と日伯農業開発協力株式会社との貸付契約締結。 （第2段階拡大事業の実施）
	05	参加農業協同組合による開発用地の予備選定、農業開発会社（CAMPO）による開発用地の判定等開始。
	08	ブラジル中央銀行「特別プログラム（PRODECER II）細則公布。
	09	ブラジル中央銀行、融資代行機関5行を指定。
	10	農業開発会社（CAMPO）と融資代行機関、参加農協及び州政府のそれぞれとの協力協定締結。
	11	ブラジル中央銀行に対する貸付開始。

年	月	経緯
1986	05	クルザード計画に伴う農業融資金利改訂。
	06	エントレリベイロⅡ、パイネイラ、アルボラーダ、ピウバ、アナテラ地区入植開始。
	09	ブラジル銀行の行う融資につき、融資資金の35%同行負担とされる。
	10	エントレリベイロⅡ、パイネイラ、アルボラーダ、ピウバ、アナテラ地区第1回作付。
	12	日伯農業開発協力株式会社（JADEC）本格事業に関する現地調査団派遣。
1987	04	国際協力事業団計画打ち合わせ調査団派遣。
	07	エントレリベイロⅢ、ボンフィーノポリス、グワルダモール、ブラジルセントラル、オウロベルデ地区入植開始。
	08	国際協力事業団の協力による参加農協組合長等受け入れ研修。
	09	新クルザード計画に伴う農業融資条件改訂。
	10	エントレリベイロⅢ、ボンフィーノポリス、グワルダモール、ブラジルセントラル、オウロベルデ地区第1回作付。
1988	12	プリティアルト、プリティス、ピラティンガ地区土地選定。
	01	中央銀行所管特別プログラム基金大蔵省に移管。
	03	国際協力事業団計画打ち合わせ調査団派遣。
	10	国際協力事業団の協力による参加農協組合長等受け入れ研修。 プリティアルト、プリティス、ピラティンガ地区第1回作付。
	11	日伯農業開発協力株式会社（JADEC）本格事業に関する現地調査団派遣。 国際協力事業団投融资審査調査団派遣。
1989	12	特別プログラム基金の大蔵省移管に伴う伯大蔵省の債務引受に関しR/D修正。
	03	中央銀行に対する貸付期間を約1年延長する補足取り極め締結。 国際協力事業団評価調査の打ち合わせのための調査団派遣。
	05	合同評価調査実施。
	07	伯政府次期新規事業として「中央ブラジル農業開発計画」を提案、協力要請。
	08	国際協力事業団次期試験的事業に関する基礎一次調査団派遣。 海外経済協力基金本格事業に関するミッション派遣。
1990	10	伯政府ミッション来日。 国際協力事業団の協力による参加農協幹部等受け入れ研修。 国際協力事業団次期試験的事業に関する基礎二次調査団派遣。
	11	海外経済協力基金本格事業貸付期間延長に関する協議ミッション派遣。
	01	本格事業貸付期間約3年延長、貸付協定補足協定締結。
	02	試験的事業貸付終了。 （第3段階試験的事業の準備）
	02	伯政府PRODECERの償還、利払停止。
	05	国際協力事業団計画打ち合わせ調査団派遣。
	07	伯政府PRODECERの償還、利払正常化。
	10	国際協力事業団、海外経済協力基金次期新規事業に関する打ち合わせ調査団派遣。
	11	PRODECER末端農家貸付資金の一部3カ年間繰り延べ等。
	12	国際協力事業団次期試験的事業計画打ち合わせ調査団派遣。

年	月	経緯
1991	02	国際協力事業団、農業開発会社（CAMPO）の種苗開発研究計画指導のため専門家派遣。
		国際協力事業団の協力による伯政府関係者等の受け入れ研修。
	03	国際協力事業団次期試験的事業計画打ち合わせ調査団派遣。
		伯政府次期本格事業に関するF/S調査報告書提出。
	07	国際協力事業団の協力による農業開発会社（CAMPO）種苗開発研究員受け入れ研修。
1992	12	国際協力事業団種苗開発専門家派遣。
	03	国際協力事業団の協力による伯政府関係者、参加農協技師等の受け入れ研修。